

裁判員制度及び検察審査会制度についての意見募集の結果概要

当事務局において実施した標記の意見募集（平成15年4月1日から同年5月31日まで実施）に対しては、842件の意見が寄せられた。

本資料は、寄せられた意見を、個人・団体の別及び意見の内容に従い整理したものである。なお、意見を引用するに当たっては、裁判員制度・刑事検討会における検討事項に関連する部分のみを引用し、誤字と思われる字を修正している。また、意見を整理するに当たっては、その内容が同一であるものを、「(同文 通)」と示している。

目次

第1部 個人から寄せられた意見	1
1 裁判員制度についての意見	1
(1) 裁判員制度の各論点に関する意見	1
(2) 裁判員制度の導入に賛意・期待を示す意見	90
(3) 裁判員制度の導入に反対し又は懸念を示す意見	103
(4) 裁判員制度の導入に当たり、慎重な検討・国民的論議を要請する意見	141
(5) その他の意見	149
2 検察審査会制度についての意見	159
第2部 団体から寄せられた意見	176
第3部 団体を通じて寄せられた意見	267

第1部 個人から寄せられた意見

裁判員制度についての意見

1 裁判員制度の各論点に関する意見

(専ら裁判官と裁判員との役割分担の在り方に関する意見)

市民が司法参加することは大変意義深いことと思いますが、量刑までとなると、専門知識が必要であることから疑問に思います(無作為抽出によるため)。裁判長の偏った判断を、市民の目線で捉える方法として、チェック機構を設立して、二重の網の目のような機能を設けるようにしてはどうか。(男性、兵庫県)

憲法をすべて知っている人、知らない人であったなら、知っている人の意見を尊重するべきだと思われる。ここで、知らない人の意見をも尊重するとしたならば、憲法がある意味がなくなる。また、その場で憲法を説明されたとしても、知っている人に促されているだけすぎないと思う。(男性、30歳代、神奈川県)

アメリカの陪審制度に似ていますが、陪審制度は陪審員が有罪か無罪かを決めるだけで、実際の刑の期間や死刑を決めるのは、法律に詳しい裁判官が行います。一方、日本の裁判員制度法案では、素人の裁判員が死刑や刑期・刑罰までも決めることになっています。これは、マスコミや世間の風潮などに流されやすく、危険を孕んでいます。判決はあくまで法律を勉強した人が責任を持って行うべきです。国民に嫌な死刑や重大な判決の責任を押し付けようとする無責任な行為だと思います。(30歳代)

(専ら裁判体の構成・評決の方法に関する意見)

裁判員は裁判官の3倍くらいないと、裁判官の意見に引きずられて、裁判員として市民の声が反映されないと思います。また、裁判は、「事実の認定は証拠による」を踏まえて、自白中心ではなく、「状況証拠」「目撃証言」の客観的証拠に基づいて行うべきだと思います。(男性、兵庫県)

刑事裁判の報道を見ていると、死刑の求刑に対して、裁判官が死刑判決を下す精神的重圧から逃れたいために、何のかんのと理屈を付けて無期懲役にする例が多い。このようないい加減な判決をなくすためには、裁判官3人に対して裁判員は最低4人、できれば裁判官の倍の6人が適当だと思います。(男性、宮崎県)

裁判員の人数は、裁判官の人数の3倍程度は必要だと考える。その理由は、一般市民は裁判に慣れていないので、意見を言いにくい。まして、裁判官と違う意見を持っている場合は、余計言いにくい。市民の常識的感覚からしてどうなのかという議論も裁判の公正さを保つ上で大切になってくるし、裁判員制度の導入の意味もそこにあると思う。(男性、50歳代、東京都)

最終的には多数決法が採用されるのだと思いますが、ここに大きな歪みが生じています。過去のあらゆる議決を見る限り、多くの悪に少数の善が押し流されて裁決されてきている。独自性が乏しく、自己主張が希薄で類型思考に流されやすい日本人には、西洋式をそのまま採り入れるのではなく、日本人に適合した形式に改良が必要。私は、裁判員は全員同席ではなく、個々に分席して、投票式を採用するのが望ましいと思います。(男性、東京都)

裁判員制度における合議体の構成は、裁判官3名と裁判員4名の計7名とし、評決の成立要件としては、3分の2以上の多数の意見によるのが相当だと思料します。このようにすると、裁判官全員の意見が一致したとしても、裁判員の半数の同意がないと評決は成立しませんし、逆に裁判員全員の意見が一致したとしても、裁判官1名以上の同意がないと評決が成立しないため、評議が充実し、全員一致の意見に到達する可能性が高まり、裁判の結論がより公平なものとなることが期待できるからです。(男性、20歳代、島根県)

過半数の評決では合理的な疑いが残る。たたき台によれば、評決を過半数で決めよう

とのことですが、これでは、仮に裁判官2名、裁判員11名の計13名で評決した場合、6名が無罪でも有罪となります。刑事裁判の原則は、言うまでもなく合理的な疑いが残らないまでに有罪が立証されて初めて有罪となるというものです。13人中6人も人間が無罪と考えている状態は、到底合理的な疑いが残らないまでに有罪が立証されたものとは考えられません。したがって、全員一致が望ましく、もし仮に徹底的に論議が尽くされても全員一致に至らない場合でも、少なくとも有罪にするには4分の3以上の有罪票がなければならないとすべきであると考えます。(男性、50歳代、奈良県)

裁判官を多くして、市民を少なくするという議論がある。裁判官3人に対し、市民が二人という意見が多いが、市民二人というのは、別に根拠のある数字ではない。それなら市民が一人でもよいということになる。そして市民が一人、裁判官3人と意見を交換することになったらどうなるか。その事件が、納得のいかない「有罪」だったとしたら、誰が見ても裁判官3人に押し切られた判決だと、誰もが感じるようになる。つまり、せっかくの司法制度改革が、裁判官の数を多くすることによって、どんなに素晴らしい有罪判決であっても、「裁判官3人に押し切られた、不当な判決だ」と言われ、それこそ改革の意味がなくなってしまう。「司法改革がうまくいった」と国民に評価されるためには、せめて市民の数を裁判官より多くするべきだし、「法律の専門家にそそのかされた」と言われたいためには、相当数の市民が参加すべきではあるまいか。そのためには、裁判官は一人で十分。市民は10人程度が適当であると思われる。(男性、30歳代、神奈川県)

今、裁判員制度をめぐって一つの対立が起きている。裁判官と裁判員の数の組合せをどうするかという問題である。案としては2案あり、一つは裁判官3人・裁判員2、3人。もう一つは、裁判官1、2人・裁判員9から11人。どちらが適当なものを選択しなくてはならない。選択に当たっては次の二つの指針を考慮しなければならない。司法への国民の積極的な参加を促すことと国民への負担を小さくすることである。

以下、2案の長短所をそれぞれ比較していく。

最初の案では、裁判員の数が裁判官と同数程度のため、当然のことながら国民の負担は軽くなる。人数が少ないため、一人一人がお飾りでない、人が人を裁くという重大な決断をすることを任される立場になれる。その結果、裁判に対して貢献したという確かな充実感を裁判員一人一人が感じることができ、これが裁判員制度の国民への理解を進める重要な一歩となり得る。司法への国民の積極的な参加という指針にも適合するように思える。しかし、裁判員の人数が限られていることから、相対的に一人一人の負担は大きなものとなる。人が人を裁く、しかも量刑まで決断しなくてはいけない。自分の決断により、ある人間の一生が大きく左右されることになる。こうした重い責務に少人数の、しかも素人の裁判員が耐えることができるだろうか。逆に裁判員制度そのものへの拒絶反応が起きはしないだろうか。

翻って第二案は、確かに年齢も人生経験も雑多な多数の人間が議論に加わることで、議論が拡散し収拾がつかなくなる可能性を秘めてはいる。多人数であるために、むしろ少数意見は取り上げられることなく、当り障りのない結論へと落ち着く危険性もある。裁判員は、プロの裁判官が進める議論にただ相づちを打つだけのお飾りにすぎず、司法への国民参加は名ばかりの形式的な存在へと墮落することもあり得よう。しかし、まず議論の拡散について言えば、プロの裁判官が議論をしっかりとコントロールしさえすれば解決できる問題である。また、職業、年齢、性別や考え方が異なる人間が多数参加することになれば、人が人を裁くということ、その量刑を決めるという重大な決断を迫られたときには、自然と様々な意見が出てくるものである。皆が気付かない意見を互いにぶつけ合うことにこの裁判員制度の意義があり、それを認めてこそ真に司法への国民参加を実現できるのではないか。主役は国民、裁判官はその補佐役という立場がはっきり見て分かる制度にすべきであろう。更に言えば、健全な社会常識を適正に反映できる規模を考えれば、検察審査会や戦前の陪審員制度の経験から、裁判員は9人から11人という数が導き出されるとと思われる。

以上見てきたように、第一案、第二案それぞれに長所・短所がある。しかし、示された二つの指針を十分に考慮するならば、第一案よりも第二案が優れたものであると結論できる。(男性、20歳代、福岡県)

(専ら公判手続の在り方に関する意見)

法廷の尋問のみで審理できる制度の充実を望みます。その尋問を即調書化して届けられる裁判所速記官制度を充実してください。(女性、兵庫県)

(専ら対象事件の範囲に関する意見)

対象とする事件は、検察と弁護人が真っ向から争う場合、すなわち、被告人が無罪を主張している場合とすると件数が制限できるのではないかと思います。現在の裁判事例から見ると、恵庭OL殺人事件などはその典型事例と言えるでしょう。新聞などを見る限り、検察側は何ら立証責任を果たしていないように見えますが、被告人がすべて認めている場合は量刑等の問題なので、これまでの判例などから対応できるかと思えます。つまり、わざわざ、裁判員を増員する必要がないということになります。(女性、50歳代、北海道)

(専ら裁判員の選任方法に関する意見)

任期制のほうが良い。2、3年。(男性、40歳代、島根県)

裁判員を無作為に選ぶのは少々無理ではないか。ある程度の有識者で始めて様子を見てから改革していけばよいのではないか。(男性、兵庫県)

裁判員制度について、採用基準が、大学法学部出身か、又は社会人で司法関係の業務に携わり経験年数を有することが条件となると思います。(男性、長野県)

選出はランダムではなく希望者から選出してほしい。裁判員制度で勝手に呼びつけられても困る。(埼玉県)

今までの検察審査会は、審査員としてやる気のない人も選ばれているようである。広く人材を求める必要性から、公募する方法を採るべきだと思う。今回の裁判員制度も、公募の制度を取り入れて、一定の報酬を与える必要がある。(男性、岡山県)

裁判員の選出方法は、選挙権を有する者の中からということで、ある日突然指名されても、国民は困惑するばかりではないでしょうか。登録制にしたらいかがでしょうか。登録者の名簿を作成し、その中から抽選したらいかがでしょうか。制度発足後、10年以内に見直すことを付記すれば、順次、制度も周知徹底を図ることができると思います。(女性、東京都)

裁判員を全くアットランダムに選ぶのではなく、ある程度の規準を設けたほうが良いと思います。例えば、大学の法学部出身者や法律にかかわる資格を持っている人、それなりの知識を持っている人、以上の要件は満たさないが法律に関係するような仕事に就いている人など。(男性、20歳代、神奈川県)

本制度において国民が参加することは、司法が自分たち自身のものであるという認識を持ってもらうということのみならず、刑事司法手続の可視化にもつながる。そのためにも、多くの国民が参加しやすい、多くの就職禁止規定を設けない形での制度を求める。制限を多く定めて一般市民感覚を取り込むことはできない。(男性、20歳代、福岡県)

裁判員制度に大賛成。私も裁判員になりたかった。どしどしやってください。ただ、一つ注文があります。裁判員正当な理由がないのに拒否したために処罰するのは絶対やめてください。正当な理由がなくても、裁判員をやめても何ら処罰されないようにしてください。裁判員をやるやめるは本人の自由であるようにしてください。(男性、島根県)

裁判員自体やる気がない。裁判の当事者になったとき、法律で無理矢理連れて来られた人が裁判員になったら迷惑である。無理矢理だから、やる気があるとは限らない。やる気がない人がいれば問題が起きる。やる気のある人だけ登録して、その都度裁判員に

なってもらえばいいと思います。政治も全員参加だが、議員を法律により無理矢理やらせるという話はない。(男性、神奈川県)

裁判員制度について、陪審制度のように理解するが、法律に明るい成人を対象にしてほしい。少なくとも、民事・刑事訴訟法を理解している一般成人を選んでほしい。一般大衆はマスコミに流され判断する人が多い。法律に詳しい方でも直接携わっていなければ疎いものです。人選にはいずれ基準を作るだろうが、少なくとも行政、司法関係者から選ばれるのが望ましい。(男性、愛知県)

拒否権がないのは非常に問題だと思います。一般の社会人がどれだけ忙しいか理解されているのでしょうか。絶対におかしいと思います。こんな制度はやらないでください。少なくとも、日程は選択できるようにすべきです。指定された裁判の当日が重要な会議であったり、結婚式であったり、妻の出産日だったりした場合はどうしたらいいのでしょうか。なんと凶悪な制度でしょうか。(男性、20歳代、奈良県)

裁判員の選定は、広く俗世間から募り、決して、職業、地位、知名度等により偏らないことを切望します。知識量が多いことは必要ですが、社会の表裏に精通しているとは限りません。刑事事件の多くは、利害が明確で、民事と比べ、事の善し悪しは子供にも分かり、当然、罪の軽重は判断しやすく、プロが複雑な法律に基づいて判断するまでもありません。科学的立証が正確であることが最も大切です。(男性、奈良県)

拒否できないというのは、ふざけるな。そんなものに出ている時間はない。俺は一人で店をやっているが、信用問題で病気でも店を開けているのに、こんなことのために店を閉めることはできない。そんなことしたら店がつぶれる。お前らみたいに、有給だとか何だとかに守られているわけではない。親方日の丸がこんなことを決める前に、こういうことを決める権限を与える。そっちのほうが先だ馬鹿野郎ども。(男性、30歳代)

事実上の国民裁判ですが、買収されやすくなるという危険があります。犯罪裁判に私情が絡めば死刑のオンパレードも考えられます。以上のことを考慮した上、公平な人間性、信頼の置ける専門家の方、著名人の方をお招きするといった形が望ましいのではないのでしょうか。ただ、自分は海外に倣った陪審制度に全面的には賛成できません。個人的に、あくまで公平さを実現するものを求めるものであります。(男性、20歳代、愛知県)

裁判員制度の概要を知り率直に思ったことは、有権者全員を対象に無作為に裁判員に選ぶということに問題があると感じました。法曹に無縁な方にとって、裁判員としての判断は精神的にも非常に重い任務になると感じました。そこで、裁判員になってもよいと考える人を募り、その中から無作為に裁判員を選んではどうかと思いました。つまり「登録制にする」ということです。以上を、この度の裁判員制度の案に賛成すると共に、是非この案を成功させていただきたいと思い意見を送らせていただきます。(女性、20歳代、大阪府)

くじで選ばれて特別な事情がない限り断ることができないと新聞で読みましたが、絶対反対です。もし私の知っている人が被疑者になった場合、正しい判断ができるかどうか分かりません。判決前に買収されないか、後から報復されはしないか心配です。仕事を休んだり、事件に関係した記録を読んだり、大変時間が掛かります。人の一生にかかわる大事な裁判が、一般市民の参加で解決できるのでしょうか。時期尚早です。警察、裁判所、病院にはかかわりたくありません。18歳以上で裁判員になりたい人の中からくじで選んでください。お願いします。日当のこともありますが、無駄な出費はやめてください。(鹿児島県)

私は、この制度の導入は非常に難しく思われる。現在の刑事司法制度は、偏らない公平・公正であるべき姿、つまり、裁判官の真摯な判断で判決を下すのが今日である。そうならば、仮に任命された人間像が、いかに適格者であるか、かつ、冷静沈着に問題解決できるか疑問である。一般教養から社会生活を含む、相当高度なレベルで、幅広く多方面で判断ができることが必要となり、その点で適正迅速な裁判の実現に力点を置き、「カウンセリング」を明確に表現でき、また、人間味を持つ偽りのない人格者を裁判員

として望みます。なお、裁判所の書記官的要素と、また、家裁の調査官的要素も必要と思われる。(男性、60歳代、京都府)

辞退理由のうち、70歳以上及び学生生徒は不要ではないか。

(理由)高齢者については、健康状態、判断能力に個人差が大きく、年齢にかかわらず心身の状態を理由とする辞退が認められていれば十分である。むしろ、年金生活者や雇用保険受給者で健康な人なら、一般勤労者よりも時間的制約が少ないので当選率を高めるべきではないか。

学生生徒については、実験実習等のため著しい支障がある場合に限るべきで、むしろ一般教養科目及び法学系専門科目の単位を与えるなど参加促進策を取るべきではないか。(男性、40歳代、東京都)

裁判制度などどうでもいいが、くれぐれも「強制的に市民を裁判に参加させる制度」は絶対にやめていただきたい。拒否すれば罰則もあるとはひど過ぎる。仮に自分の職場の特定の間人が裁判にかりだされ、いなくなればどれだけの迷惑を被るか。もちろん自分もそんな義務を負うのは御免である。とにかく、拒否できる制度を与えてほしい。やりたい人間など掃いて捨てるほどいる。例：暇な主婦、老人等。実際にも、やりたくない人に強制しても、実りある制度にはならないし、拒否権を与え、本当にやりたい人にやっていただければよいと思う。無作為抽出で行えば、特定の思想に偏った人を選ぶ心配もないはずである。(男性、30歳代、東京都)

「裁判員制度」及び「検察審査会制度」の導入には大きな期待を持っています。最近では、我々一般市民の見識と若干の差異がある判決や一部弁護人の発言には呆れることも度々あり、日本国民として、良識ある豊かな人間社会の将来を危惧しております。また、一部マスコミによる極端な感情に偏重した報道にも心配しております。ただ、この導入も、やはり人選が非常に大事なことは当然ですが、単なる抽選みたいな方法ではどうだろうかと考えます。極端な思想の持ち主でない常識人、ある程度の人生経験者を登録しておく(場合によっては性格、人格の試験が必要と考えます)ような制度を検討してください。この制度がより良い社会形成に寄与するものと考えます。(男性、50歳代、大阪府)

国民による裁判を行うことは、判決内容がより市民感覚に近づきとても良いことだと思うが、有罪、無罪だけでなく、刑期や死刑なども決めるのは国民にとって余りにも重いことだと思う。また、無作為で人選をするのもかなり問題だ。なぜなら、選ばれた人は拒否権はない、仕事も休まなければいけない、などといきなり言われるわけだから、これでは嫌々裁判所に行かされる、という人が必ず出てくる。そのような人が公正な判断ができるはずがない。だから、公募で裁判官を決めたほうが絶対いい。このほうがやる気のある人材を絶対見つけられるはずだ。自分は無作為による決め方は人選が面倒だから、とまっていると感じる。拒否権がないのもおかしいと思う。(男性、10歳代、神奈川県)

- 1 本制度は、一般国民の直接的公務参加である。一般公務員は定年制になっている。定年制に準じた年齢制限が合理的、公平・公正な条件になっている(例えば、20歳未満、60歳以上は適用除外とする。)
- 2 一般国民に直接参加を求める目的は、該当する事件の裁定の一般的社会通念(社会体験を通じての常識)に照らして妥当と思われるかどうかの参考意見、事情の聴取であって、発言は瑕疵原則に基づくと明記すること。
- 3 上記の二点より、同制度の手段は、FAXを用いて裁判参加とすることが良い。身分保障・待遇保障のない一般国民への行政義務増加は、デフレ克服という国家義務が達成した後まで延期することが常識である。(東京都)

裁判員制度、必ず参加しなければならないというのはおかしな話じゃないですか。冠婚葬祭や子供の授業参観、入学式、運動会、卒業式...。他人には大したことの無いことでも、家族にとってこういった時間は大切なものであって、それを犠牲にしてまで司法に参加するなんて冗談じゃないというのが本音です。こういう細かいことを言ったらキリがないけれども、国民のためを思うなら、こういうことを考えてもらわないと困りま

す。子供の成長を見届ける大事な時間を政府が奪う権利はないですよ。半強制的なんて独裁政治じゃないですか。けれども、中にはこの制度に賛成の人もいるでしょうから、例えば年契約で募集して、本当にやりたい人がやったほうがまだいいと思うのですが。誰でもとなると、芸能人のように世間に顔の知られてる人がやることも出てきたら何かしらのトラブルが出てくることも当然避けられないでしょうし。

一般市民が参加という裁判員制度には一長一短あると思いますが、私は軽い精神障害者の立場から少し言わせていただきます。

精神障害者といわれてもいろいろですが、閉鎖的で、近所付き合いが苦手、人間関係に弱く、地域や職場で孤立してしまう傾向にあると同時に、相手にされないということもあります。疑われたり、濡れ衣を着せられたこともあり、悔しい思いをしたことがあります。そんなわけで、精神障害者が事件に巻き込まれると不利です。また、そのために、障害者差別禁止法を早く制定してください。

民間から選任された裁判員が、周囲の影響を受けず、障害者に差別と偏見がなく、公正な判断で裁判をするよう強く願います。

裁判員制度が導入された場合、欠格事由とありますが、精神障害者ということで欠格事由にしないでください。(女性、岐阜県)

個人的には裁判員制度を支持します。しかし、実際、裁判員制度が施行された場合、裁判所から呼び出された日が、例えば、出頭者の旅行等の日と重なった場合、その旅行の中止で発生する違約金はどのようになるのでしょうか。国に支払っていただけるのでしょうか。つまり、金銭的な問題が発生した場合はどのようになるのでしょうか。また、出頭日が年1回のそれも重要な試験と重なったとしたらどうなるのでしょうか。試験を辞退しなくてはいけないのでしょうか。(試験を受けるには事前に受験料も払っていますし、多くの試験は年に1回の試験が多いので、今までの努力が水の泡になります。)国が一方的にこちらの都合を考えずに、強制的に決めてしまうのはいかがなものかと思います。一つ提案なのですが、裁判員として必要とする人数の3倍以上の人数の人に、2か月前に事前通知をし、相手から仮承諾を受けた上で、その中から必要な数の裁判員を選任する方法がいいと思います。(男性、30歳代、大阪府)

裁判員制度についての検討は総論で大賛成いたします。

各論となりますと、

- 1 「無作為にリストアップ」の担保がされているのか・・・作為の排除方法。
- 2 「選ばれる国民の社会常識」の程度・・・世の中にいる人がすべて常識人ではなく、非常識人も多いことを個人的に感じますので、選ばれる側もある程度の社会生活の質や法律の基礎知識を有していたほうが良いのではないだろうか
この2点を検討の対象にしていただきたい。

例えば、国民の司法に対する理解と支持が深まることを期待しているのなら、広く国民に法律自体の理解も必要と考えられるので、会場やネットやテレビなどでの講習会や研修会の開催による国民への教育も必要であろう。年齢を問わず、できるだけ低年齢から参加させるようにするなど、工夫を期待しています。(男性、30歳代、東京都)

裁判員制度の導入については、国民が司法参加することによる制度は良いと考えるが、裁判員が法廷等の実施段階で有効に機能しなければせっかくの制度が無意味となるので、裁判員の選定方法は非常に重要であると考えられる。報道によれば、選挙人名簿からの抽選により選ぶとのことであるが、それは余りにも安易な方法ではないかと考えられる。その対象となる業務は、重大事件の有罪・無罪及び量刑を決める重大な場面となるので、相当の知識及び判断力が求められるものと考えられる。事件について公平な判断をするためには、次の方法により裁判員を選び教育することが不可欠であると考えられる。

- 1 一般国民で司法に関心を持っている者を選定。
- 2 選挙人名簿から抽選で選ぶ場合は事前教育を実施すること。裁判員として選ばれた者を対象に、出廷前に十分な知識を持って出廷できるよう教育すること。(男性、大阪府)

職業に就いていて、できれば健康な人が「裁判員」になることがふさわしい。そんな人は、社会的経験や体力的にも、そして客観的、社会常識に照らし合わせて物事を見る目が備わっていると思うからである。

ただし、忙しい現代社会の現状では、この「裁判員制度」で裁判員に選ばれたからには、一日いくらの日当を給付するか、その人の企業での一日当たりの賃金を保障すべきである。そうでなければ、ただ働きの感じだし、誰も納得しないかもしれないからだ。安心して引き受けようとは思わないかもしれない。そして、その人が働いている会社などの理解も必要である。

前述の論理によれば、専業主婦層も除外がふさわしい。現代は、この人たちにとっても毎日の用事で忙しいからである。もし「裁判員」になりたいという申出があれば、それはそれで構わないのではないか。私の場合は、働いていない関係上、「裁判員」にふさわしくなく、前述の立場からしても、個人的にも望まない。(男性、茨城県)

裁判員制度の内容には反対です。無作為に選ぶということは、やりたくない人＝やる気がない人や未熟な人、人の不幸が好きで楽しむなどといった人、人の輪を壊す人が、判決を行い罰を決めるということです。しかも、全員一致で決めるなんて時間が今まで以上に掛かります。結局、どうでもよくなる人がたくさん出てきます。まして、重大事件を扱うなどもってのほかです。いきなり、なぜ素人のやる気がない人に重大なことを決めさせることができるのですか。そんな人に判決を決めさせるなんて考えられません。無作為・強制というのが納得できません。

やる気のある人でしたら良い意見や新しい見解や策も出てくると思います。一番訴えたいことは、無作為に選んでも断れる権利を確立してほしいということです。現段階では、断ると懲役などといった罰を与えられることになっていますが、やりたくない人を強制的に連れて来て何になるのでしょうか。良い結果が出ることはないに等しいと思います。最悪な方向へ向かうやり方だと思います。常識として考えられません。(女性、20歳代)

裁判員制度の充実に向けて提案したいことがあります。それは、被告人が女性で、下記のようなことが被害者との間にあるとき、又はその可能性が高い場合に限り、裁判員の男女比を考慮していただきたく思います。できれば、女性の比率をほぼ半数にして審議することができればと思います。

被告人と被害者との間において

- 1 介護者と被介護者という関係があった
- 2 セクシャルハラスメントがあった
- 3 虐待者と被虐待者という関係があった
- 4 ドメスティックバイオレンスがあった

以上に該当する場合、裁判員の多数が男性であった場合、一般的な女性の考え方との意識のずれが生じる可能性が考えられ、特に1や4の場合にはその傾向が強くなるように思います。何とぞ、これらの場合の被告人の状況をできるだけ理解できるよう、裁判員の男女比について検討していただきたく思います。(女性、滋賀県)

問題は、国民の中から無作為に抽出された不適格者、運悪くくじに当たった人である。万一、低次元の人間に当たるかもしれない。知識も関心も持たず、時間的余裕のない人、受諾の意志がなく、断れば処罰されるという、こんな制度がありますか。発想、発案された先生方、なんとお考えでしょうか。いつ自分が当たるかもしれない。降りかかる不安と憤りから夜も眠れません。そこで考えてみました。名案として、「我こそ裁判員として参加し、公平な意見を述べたい」という正義感に燃えた人を広く一般国民から多数公募して、登録して人員を確保し、その中から、それこそ無作為に抽出する。このような方法なら「市民が参加する裁判員制度」に納得できます。不安に怯え、もし当たったらノイローゼになりかねません。一般人のレベルからして甚だ迷惑千万、無作為に抽出するなどもってのほか。無謀の一語に尽きると思いませんか。無能な素人が選ばれて、厳正な裁判の審理・進行に何の意義がありましようか。繰り返しますが、有識者、一般国民を公募しておき、その中から無作為の抽出で裁判員として登場、活動して

いただきたいと切に願います。(東京都)

検討会資料で平良木登規男氏の「裁判員選任の手続きについて」を読みましたが、その中で、「専断的忌避権はそれを認めない」とありましたが、それは選任された者には、自由な拒否権はないということでしょうか。それは余りにも個人の生活及び人権の無視であります。忌避理由の項目としていくつか挙げられていましたが、それに該当しないものは、どんなに断りたくても裁判員をしなければならないのですか。役人の方々が考えた忌避理由に該当しなくても、どうしてもやりたくない場合はたくさんあります。国民は、一人一人重たい生活を抱えているのです。裁判員なんてとんでもないと感じる人たちはたくさんいます。国民にもものすごい大きい負担を無理強いさせて、それを拒否することは許さないというのは、全く理不尽であります。

平良木氏も書かれているように、裁判員の選任は、自薦・他薦から始めるべきで、かつ、他薦の場合は、その推薦された人の承認を得て初めて選任するというようにすべきです。大きな負担を与えながら、被選任者の専断的忌避権を認めないというのは絶対反対です。(女性、40歳代、鳥取県)

新聞などでの報道で知る限り、裁判員としての義務や罰則規定ばかりが目立つ。自営業者などが仕事上の理由で辞退できない、子供のいる主婦が育児を理由に辞退できない、懲役を含む罰則がある、などという報道を読むと、裁判員に選ばれることが即、生活の破綻につながる人も出てくるのではないか。自分は零細な事業所に勤める専門職であり、裁判員として業務を休むとなると、代替りの有資格者を雇うために莫大な費用がかかり、日当だけでは追いつかない。妻は主婦だが、子供が二人いて、親戚は500km以上離れており、近所に子供を預けられる知り合いもない。このような状況でも辞退できない裁判員に指名されたら、大変なことになる。科料程度なら払ってでも逃れたいとすら思う。罰金や懲役となると別だが、こういう法案を作る人は、大企業や官庁に勤める人、親の近くで優雅に暮らす主婦しか念頭においていないのではないかと思う。裁判員の対象となる事件は、死刑相当の刑を含む重大事件とのことだが、では、死刑反対の思想を持つ人も裁判員になってよいのか。現在の判決の相場では死刑になるような犯罪に対して、一人でも断固として死刑反対を主張できるのか、こういうことは事件に対する偏見という条項に該当しないのか。(男性、30歳代、東京都)

裁判員という考え方については賛成です。しかし、自分がくじで選ばれたらと思うと大いに嫌な制度です。担当する裁判の状況によっては、休みをたくさん取らなければならないだろうし、その休みも、ある周期的規則が保証されているものでもないため、就業している仕事によっては、混乱を招き、自主的に退職せざるを得なくなるでしょう。これも、検察審査会と同じように、任期制にしてはいかがでしょうか。裁判員の場合は、その性質上、一般人にとってはかなりの負担を強いられます。守秘義務一つをとっても、民間企業とは比べられません。民間企業の場合は、会社の利益という共通利益があって守られますが、裁判員の場合は他人の人権です。本人にとって直接利益にならないので単純に比較はできないでしょう。そういう事情もあるので、事件ごとという発想ではなく、期間で決めるべきでしょう。ですから、思い切って、1年間休職をさせて任用してはと思います。休職に際しては、雇用者に必ず復職させるよう義務付ける規則を作っておくべきです。裁判官でも、異動があって、事件の担当判事が変わることがあるのですから、それはそれでよいと思います。

また、選べれる人の学識もある程度ないと、選ばれた人がかわいそうです。ですので、半年前くらいに、選任の可能性について連絡し、必要があれば法律や制度の予備学習ができるようにしておくべきです。候補者が決まったら、裁判所で欲しいと思う人を採用できる制度にもするべきでしょう。(男性、30歳代、東京都)

新聞、テレビ等で見聞する限りでは、本制度案は、司法制度の抜本的改革を目的とした案であり、裁判に一般国民を裁判員として関与させ、その良識を裁判に反映させるとの趣旨で、大変結構であると思います。そこで、この制度の中核である裁判員の人選は極めて重要なので、その選任に当たっては、人格、識見に優れ、意欲のある人物を選ぶことが望まれます。しかし、新聞等の報ずるところでは、司法当局が一方的に人選を行

い、本人に就任を求め、本人は相当な理由がなければこれを拒むことができないようです。これでは、本人の自由意志を無視するのみならず、適格者の選任も困難だと思います。

そこで、人選について、次の案を提案いたします。

- A案 1 各地方裁判所単位で裁判員の希望者を募集する。
- 2 1の応募者の中から適切な方法（書類選考、面接など）で裁判員候補者を選抜する。
- B案 1 地域社会（都道府県・市区町村）へ適格者の推薦を依頼する。
- 2 1の被推薦者の中から候補者を選抜する。

A案、B案いずれかの案によって選抜された候補者に対し、当局が裁判員への就任を要請する。なお、候補者はこの要請について辞退することができる。（男性、70歳代、茨城県）

司法制度改革は大変重要なことである。今回の裁判員制度も改革の流れとしては賛成である。

どのように裁判員を選ぶのか若干意見がある。

裁判員は、一般の国民から「無作為にリストアップされた人」の中から選ぶ。しかも「国民の健全な社会常識」が反映される人を。例えば、米国の陪審制度を見ると、検察、あるいは弁護士個人の、弁舌（説得力、誘導力）、法廷技術（法運用の技術）が真実の追求より優先している。その中で、真実より、真実が作られてしまう。陪審員が正しい判断をできるのか、いつも疑問を持っている。

裁判員の選出要件としては、30歳以上、勤労経験者が必要である。勤労が社会常識の醸成には一番大切だから。極言すれば、司法試験漬けにされ、六法全書だけで育った司法関係者には社会常識に欠ける面も見られる。だから、豊富な社会常識を持った裁判員は必要になる。構成としては、年齢バランス、性別バランスが不可欠だ。裁判官3名なら、裁判員5名として、30、40、50、60歳台から1名ずつは、男子3名なら女子2名（逆も）とするべきだろう。では、リストアップされた人から、誰が、どの機関が、「社会常識」の保有者と選別するのだろうか。国民の健全な社会常識とは、政治の多数決が常識となる憂いはないのだろうか。選ぶ方も同じように国民参画によって選ぶべきだろう。しかもその都度人を変えるべきだ。（男性、60歳代、東京都）

裁判員を国民から選ぶとありますが、裁判をしている者からすれば、簡単に国民から選ばれて、その人の性格、思想、生い立ち、生活、考え方等が違う者数名が集まって、意見を言われても迷惑だと思う。意見が合わないのが普通で、変に意見が合った場合、それが正しい方に行けばいいが、もしも間違った方に判断されれば、無実の人間が有罪になったりする。特に刑事事件の場合、もっと慎重にやるべきではないのですか。高裁で判決が下されれば、最高裁ではほとんどそれが認められるなんて、知識ある人間ばかり集まってどこを見ているのかと思う。もっとカウンセリングをして、真実を見極めないと、書類ばかり見ても意味がないと思う。

私の父は、100%被害者で、後遺症があり、今も苦しんでいるのに、父親が不利になるように勝手に書かれ、寝ている父の枕元まで上がり込み、無理矢理拇印を押され、偽造のサインまで書かれ、有罪になってしまいました。裁判所のある関係者が、年老いた父がかわいそうだと思ってくれたのか、耳元で教えてくれたそうです。「相手は裁判のプロだ。今まで負けたことがないんだ。勝つためならどんなことでもする。」と。検事たる者がこんなことをやっていいのですか。被害者が加害者になるなんて、こんなことがあっていいのですか。それを誰一人見極められないなんて本当に情けない。国民から裁判員を選ぶなら、誰でもではなく、人の痛みが分かり、見極めのできる人を選んでほしい。（女性、兵庫県）

裁判員の欠格事由について、案に出ています欠格事由以外に、被告人と思想・信条、人種及び民族又は政治的立場で対立する者についてもなれないように明記すべきだと思います。人種のように一目で分かればそういう暴言を吐く被告もいないだろうが、日本人や日本社会ではよく分からない。法案として書き難いことだと思うが、陪審制度には

そういう娑婆の利害損得、好き嫌い、差別偏見が法廷に土足で持ち込まれる欠点がある。多少角が立つようなニュアンスのこともちゃんと明記しないと、裁判の公平性が疑われると思う。

裁判員への余計な吹き込みについては、盛んに、秘密の保持や報道等が先入観を与えるようなことを規制するような議論があるようですが、それ以上に怖いのが、第三者や裁判員の友人知人による吹き込みだと思う。裁判員となった人が、全く裁判のことを口にしない、世間も知らないというような秘密裁判なら別ですが、報道もされるでしょうし、裁判員をどこかの招待所に監禁して専従させるわけでもない。友人知人あるいは親類の人とそういう話題になる。案外こういう場面で吹き込まれることが、人の判断に強く影響されることを注意していただきたい。人に何かを依頼するとき、直接本人にどうこうするのでなく、親しい人を介して伝える、影響力を行使するということはよく行われることです。こういう行為を禁止するような規定が抜けているように思う。職業裁判官さんはそういうこともあり、官舎で自主的監禁状態で暮らし、あまり人と接しない。相当親しい人とでも仕事の話はしないと。素人のくじで指名されたオバチャンにそんな芸当無理ですよ。ベラベラしゃべるし、近所のおバハンから「あんな悪い奴いるかいな、死刑や」と一言聞いて「よっしゃ私が仇うったる、死刑にしたるわ」で決心、思い込みますよ。

新聞テレビ等の報道機関のニュースにより、我が国にも陪審制裁判導入と知ったが、米英の陪審制ではなくドイツの参審制の導入したい考えであるとのことであつた。そしてその内容につき、いささか差別感のあることを認識した。それは、端的に言って、警察官等の公務員であつた者は除外するという点である。これは、憲法にある基本的人権の自由幸福権を侵害するものと思ふ次第である。まだ実施されていないので、この点このような論者の猛省を促したい。裁判員は無作為による抽出により選出されるもので、忌避ができないとは如何。嫌な者を選出する必要はいかかなものかと思う。

定年後悠々自適し、何か国家の要望とあらば馳せ参じたいと思う愛国者も日本人には多数派を占めると思う。この原稿を記しているとき、テレビから報道関係の委員の集まりで政府案の見直しを求めるとのニュースが流れ、それによると、裁判員の守秘義務で取材禁止など、憲法上問題であると指摘されていた。

年齢制限はないが、警察官、国会議員は除くとあるが、これはあくまでも現役の者をいうものと思ふ。テレビ報道によれば、世論は抽出されても強制されたくないという感情はごく自然と思ふるので、裁判の都度希望者を応募したらよいのではないかと想うが如何。一回苦労してもやってみたい人もいるのだ。

小生もある演劇集団に属しテレビ出演もあつたが、民主主義国家もそれに参加する人によって成立しているものである。日本の司法制度も、権利があつてもこれに眠る者は法律はこれを保護しないという大前提があり、正義の実現と真理の探究こそ主権者として国民の理想であり希望である。小生は死ぬまでになつてみたい職務である。(男性、70歳代、大阪府)

昨年4月、鹿児島県弁護士会が裁判員模擬裁判を実施しました。その折りに、私も裁判員の一人として参加する機会を与えられ貴重な体験をすることができました。そのときの感想を少し述べてみたいと思います。

裁判とは、日常生活の中で非常に分かりにくく、面倒で、できることなら生涯かわりたくないと思つていました。模擬裁判に参加して、検察官の冒頭陳述、弁護人の冒頭陳述により事実の立証が行われ、起訴事実の立証に伴う証人尋問が行われる中で、現在被告人が置かれている状況の的確な把握と、証人尋問における矛盾点を見聞きし現状を理解すること、真実を見極めることの難しさを痛感しました。

社会情勢が多様化する中で、自分もいつ被告人や証人、被害者になるかも分からない。もし自分が「裁判員」になったらと思うと、身の引き締まる思いと、「人を裁く」ことの責任の重大さを痛感するとともに、選挙人名簿から無作為抽出された者が、何の先入観や偏見もない素直な気持ちで裁判の審議に裁判官と同等の権限で判断を下すことの意義深さと、反面無作為に選ばれた者が被告人の人生を左右する場に立ち会い、証

人、被告人に対する質問権を与えられても、実際問題として専門的知識が何もない者が、どのようなかわりを持つことができるのだろうかと考えました。

被告人が罪状否認のとき、審議が長引くことは必至であり、幾度となく続く裁判に耐えることができるだろうか。また、その裁判に利害関係のある者の接触等がないか、嫌がらせや脅迫等はないか、裁判で知り得た事件の内容の守秘義務等非常に怖さを感じるところです。諸々の問題が山積している状況を十分協議検討し、裁判員になったことで精神的な苦痛や行動の制限等があってはならないことだと思います。

事実、裁判員模擬裁判に参加してみて、誰もが裁判員になれるかは疑問である。裁判員に選ばれた者は原則として断ることはできないと聞いている。選出方法にもっともっと検討見直しの必要があるのではと思います。

司法改革により、裁判がより身近なものに、もっと利用しやすいものになることにしたいし、自分自身の裁判に対する認識も変えなければと思うところです。(女性、鹿児島県)

私は法律については全くの素人でありますから、学問的に深い見識から出た意見は申し述べられませんが、ただ、素人の素朴な心配は、事柄が裁判所で重大事件の犯罪の判断に参加するというだけに、是非、制度の推進に当たる当局者に訴えないわけにいきません。聞くところによりますと、参加する者は、年齢、職業に関係なく、全国民から無作為に選出される上に、選出された者は特別な理由がない限り辞退できないというだけに、なおさらであります。考えるに、裁判員制度の導入は、法律の条文が深い学問的な考察から考え出されたものではあっても、実際の法廷に適用された場合、社会の常識的、情緒的な判断との間にギャップが生まれる場合があるために、そこを埋めたいということから出てきたものだろうと思います。近年、そういう事件も多く報道されておりますが、私はこの点について以下のことを非常に心配するために、今回意見します。

それは、全国民から無作為に選出され辞退できないという点です。社会には、全く問題のない常識的な判断ができる人格者ばかりがいるわけではありません。また、そういう人たちでも、ときよっては気分的、心理的に問題のある状態に陥り、正常な判断ができない場合も考えられます。そういう弊害をなくすような制度を考える必要があります。第二点として、近年は、ストレス社会といわれるとおり、精神的に問題を抱えた人たちも多いと思われませんが、そういう人たちは、事件を起こしやすいわけですが、そういう人たちが起こした事件を判断する場合は、医学的な知見がなくては間違っただ判断をする場合が当然考えられます。法廷は、選出された裁判員だけで構成されるわけではないのですが、裁判員制度が導入されたがためにこの種の事案が全く情緒的に断罪され、被告人の不利にならないよう配慮する必要があります。罪は厳しく罰せられる必要がある反面、誤判は絶対にあってはなりません。裁判員制度の導入によって、全国民が納得できるよりよい民主的な裁判制度が実現することを願ってやみません。(男性、香川県)

裁判に参加することは国民の義務だといいますが、例えば、あまり司法に関心のない人や法律に詳しくない人が裁判員に選出されても、公正で良い裁判は期待できないと思います。法廷で使われる法律用語が理解できなければ、裁判がどのような流れで進んでいるのかよく分からないという事態を招き、結局、国民が司法に参加した意味がなくなってしまうと思うからです。また、選挙人名簿から選出されるという方法は、ほとんど強制に等しく、もっと国民の自主性にゆだねる必要があると思います。仕事や介護で忙しい人、あるいは研究者は「裁判に参加するよりも自分の研究に全力を尽くしたい。研究という形で社会に貢献したい。」と考えている人も少なくないと思うのです。そう考えると、すべての有権者が無差別に裁判員に選出されるシステムはやや無理があると思います。

そこで、あらかじめ裁判員をやりたい人が登録しておいて、その中から選出するという形式が望ましいと思います。そして、上のような制度を導入した場合、裁判員を選出する機関を行政権から完全に切り離して、司法府の中に設置する必要があると思います。なぜなら、裁判員も裁判官と同様に外部からの圧力を受けないことにより、「その

良心に従ひ独立してその職務」を行うことができる」と考えるからです。

併せて、裁判員に選ばれた人たちに対して、裁判所の職員が裁判員をやるのに必要な最低限の法律知識を講義するというシステムを採り入れると、より望ましいものになると思います。やはり、何をやるにしても、やる気と気概に満ちて、ある程度、法律や司法に興味のある人に限定したほうが、より良い裁判が実現するような気がします。ただし、一部の知識人に偏らないように、性別、年齢、階層、職業、学歴に考慮して、バランスよく裁判員を配置することを望みます。

もう一つは、評議については守秘義務があるという点についてです。憲法 82 条では、裁判官の全員一致により、一定の場合には対審を公開しないことができるという規定があるので、守秘義務は、上記の場合と被告人などのプライバシーの問題のみに限定することを望みます。というのは、国民の声を司法に反映させるためには、裁判員に選ばれた人だけではなく、それ以外の人もどういった議論が行われたのかを、マスメディアなどを通じて知る必要があると思うからです。「裁判員」のみに限定せず、いろいろな形で国民が司法に参加していくことができればいいなと思います。だからこそ、できるだけ取材の自由や報道の自由を広く認めることは意義のあることだと思うのです。(女性、愛知県)

1 はじめに

陪審制や参審制による市民の刑事司法参加は、先進国の潮流でもあり、この理想の実現を期待する。我が国でも陪審法が制定されたが、昭和十八年から執行停止中である。裁判員選定方法に似た制度の検察審査会がある。衆議院議員の選挙権を有する者の中からくじで選定する。欠席者が多く、活動が滞っているとの報道を目にした。重大刑事事件の審理が、国民からの信頼を得られるためにも、また、被告人、被害者の納得のいく裁判を進めていくためにも、「裁判員」の選定方法が適正を欠いてはならない。

2 裁判員は意欲ある者から

人には様々な悩みがある。自己の身上に直面した困難を持ち苦悶中の者や、絶対に他人を裁く気持ちになじまない者もいる。突然「無作為」の選任があって召喚状が送られ、「国民の義務だ。欠席すると過料に処せられます。」と呼び出し、気が向かないまま仕方なく裁判員にさせられても、望ましい司法は得られない。裁判員の職務は重大である。最小限、自分から裁判員となって社会正義実現の一翼を負うことの熱意は不可欠である。「政府広報」を通じて国民に裁判員就任の希望者を募り、それを名簿に登録しておき、名簿の中から無作為に選任するならば、被選任者が戸惑う心配はない。新聞やテレビを通じて、裁判員の職務内容を広く繰り返し周知を事前に実施するなら、応募者は必要な知識を習得したり、身の回りの整理等の準備等ができるであろう。

3 応募者には資格認定試験を

裁判は、「法」の適用によって進められる。市民の常識を期待することを否定しないが、「意欲」や「情熱」だけで、職業裁判官と対等の立場で白熱した議論をして、裁判長の「良心」を呼び覚まし「真実」へと近づいていくことは望めない。刑事裁判に最低限必要な知識は欠かせない。裁判員選任者を、その都度講習するとの報道を目にした気がするが、それでは「迅速な裁判」は期待できない。裁判員就任希望者に「手引き書」の学習を指示し、資格認定者名簿から無作為に選任しても国民参加の理念に反するものではない。あいまいな「市民的常識」だけで死刑にされる被告人、裁判員の知識不足から、弁護人に押し切られて重大犯罪人を無罪放免とする裁判結果は、国民の支持は得られない。(男性、60歳代、北海道)

司法試験の難関を突破し、司法修習後、判事補から始まった裁判官の方々は、専門的法律知識は年々蓄積されて習熟なされてのことと拝察しております。ほとんどの方々が任地での官舎と裁判所との往復の日々を重ねられ、ちまたの風からはかなり隔絶した生活を続けられておられるとも推測しております。また、私生活においても受け持ち案件の処理にかなりの時間を割いておられるのではないのでしょうか。

したがって、裁判官諸氏は世情に暗く、庶民とは別世界の貴公子の生活をなさっておられるのではと申し上げるのは言い過ぎでしょうか。私は、庶民の生活実感、中小企業経営者の経営と日頃の個人生活の苦難など恐らく裁判官諸氏におかれては全く関心がないとは申しませんが、その実感をつかみ得ないことであろうと思います。したがって、いざ刑事判決の段階において、庶民が、血の通った庶民の心をくみ取った判断の判決だと評価しにくい事例が多くなるのではないかと考えます。ここに裁判員の存在意義を見いだすのでしょうか。

私の側聞したところでは、選挙権保持者名簿から適宜抽出するとか。裁判員の任命を、国民から平等を尊重してごく安易に行うようにしようとしているからでしょうか。このほかに、誰もが納得できる選出方法がないのでしょうか。庶民の生活意識、感覚を刑事裁判の判決の参考にするとするならば、裁判員の任命はより厳しく考えなければならないと考えます。年代別、職業経験別、男女比率、居住地域別など、各地の裁判所の規模の大小により定員の差もあるでしょうが、これらを勘案し、予備選別を行った後に、選任することが必要であると考えます。

私は、年金生活に入って以降、地元のいろいろなボランティア活動や生涯学習に参加しております。ここに集う人々の知識経験の水準はかなりの格差があります。素晴らしい感覚の持ち主と評価したい方、人は見かけでは判別できないと感心させられる人物、この年齢とこの感覚では今までどんな生活経験をしてきたのかなと驚かされる人、30代、40代でこんな感覚で、いったい家庭生活、育児はどうしているのかと疑問を多々持たされる人がおります。

ただ単に選挙権者名簿からの抽出により選任すれば、極端な場合、私が疑問を持つ人々ばかりが裁判員として法廷の裁判員席に並ぶこともあり得るわけです。大変に失礼な意見とは思いますが、私の懸念、心配は決して大げさなことではなく、刑事裁判判決を国民の良識ある者の多くが納得できるものとするためには、良い感覚の裁判員を用いて、職業裁判官の、ときには偏ることもある判決を防止する必要があると申したいのです。

それでは、誰にこの裁判員を選別してもらおうのかとの問題があります。各地の地方裁判所ごとに学識、職域、行政、司法からの選考委員会を構成し、この委員会が選挙権者から抽出された人、出願した希望者、地方行政機関の推薦者などからなる予備選別者を個々に面接審査することとしたらいかがでしょうか。もちろん、補欠裁判員も選出しておきます。現在私が考え、提案申し上げるのは以上です。(男性、茨城県)

(専ら裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置についての意見)

制度の趣旨には賛成しているのですが、一つ気になったのは、被告人が暴力団関係者やその他組織的な人物であった場合、裁判員がその件で、不当な行為、扱いをされる危険が想定されるのではと思いましたが、そのあたりはどう考えられているのでしょうか。(男性、30歳代、神奈川県)

アメリカなどでは、事件の情報(偏った情報)を得ないようにホテルに数日隔離されるが、日本はどうするのですか。隔離をするにしても、携帯のメールのやり取りをも禁止しないと、隔離されていないマスコミなどの影響を受けた者の何気ないメールで刑が左右されるおそれもある。裁判員に参加している間の保障(解雇の禁止)はあるのですか。(男性、20歳代、大阪府)

強制的に出廷しろというのなら、見合うだけの報酬を出すべきだ。しかも、仕事を休んで行くしかないのだから、休めるように法律で規定するべき。出廷することによって不利な扱いを受けることがないように法律で規定するべき。社則でアルバイトは禁止されていますが、これはアルバイトではないのですか。一方的に不利益を押し付けないでほしい。(男性、40歳代、埼玉県)

裁判員に任命された者の義務や権限などは、一般論的解釈では記述のとおりになるかもしれないが、現実には、精神的ストレスなど個人に依存する理由により辞退したい場合があるし、現職に与える影響により会社から受ける不利益から保護することがあまり

明確ではない。しかし、記述にある出頭義務は強制を意味しているのかが読み取れないし、国が強制させるということ自体が労働法で禁止する強制労働に該当するとも考えられるので、最終的には個人との相談の余地（合意制）も考慮すべきではないでしょうか。（男性、40歳代、神奈川県）

この制度に賛成です。裁判員の人数等細かなことについてはよく分からないのですが、法律を業としている者でない者の考えや意見が入るほうが、より平均的な答えが得られるのではないかと思います。

しかし、5月16日の新聞に、「裁判員制度試案への日本新聞協会の見解」というのが出ていました。それを見て「ゾッ」としました。試案の内容どおりに、裁判員のプライバシーがすべて守られなければ、私だったら、裁判員となることは受け入れられません。「国民の知る権利」を振りかざし、各報道機関の自主努力に任せるべきなどと情報を垂れ流し、どれほど関係者に有形、無形の暴力を振るっていることが計り知れません。事件とは一切関係のないものが裁判員になるのですから、十分に守られるよう、お願いします。（女性、50歳代、埼玉県）

裁判員に対する「お礼参り」が当然発生すると思われるが、これに対する対策が何も検討されていないようだ。お礼参りは、身体的危害、経済的危害、社会的危害と様々である。お礼参り対策とは、防止策の策定、お礼参り被害を受けたときの国家補償制度の創設である。国家の仕事をしたために発生した被害は国家が補償するのが当然であり、また義務でもあろうと思われる。

まず、上記のような事柄が解決された上で、具体的な方法論が論議されるのが、国民の納得と参加を得られるやり方と思われる。自分の身を犠牲にして裁判者の欠陥を補うことはない。新聞紙上で見る限り、上記のような国家補償制度については話題にもなっていないようであるが、これでは話にならない。少なくとも私は、裁判員に指名されても出席するつもりはありません。また、具体論の中身をまじめに読む気にもならない。（男性、岡山県）

裁判員制度に関し、私が疑問と思う点を述べさせていただきたいと存じます。

私が疑問と思っているのは、裁判員の出頭日に関してです。現在、一般に報道されている情報によれば、裁判員に選ばれた場合、出頭は義務となり、それを怠った場合には法的罰則もあると伺いました。それ自体は、それが国民の義務と、納税と同様に問題はないと思いますが、その出廷日や出廷日数が疑問です。裁判が平日になれば、当然、会社やその他の生活をするための業務を休むこととなります。月に1、2回なら融通が聞くでしょうが、それが毎週となったり、それ以上の回数を出廷しなければならないとなると、現実的にかかなり厳しいものがあると思います。そんなに業務を休んでいては、たとえ法律で規制をかけたところで、現実として仕事を失うこととなります。これは会社側から見ても同様で、そのようにまとまった時間を確保できない人材に対して、持続的な職務を要求される仕事を任せることは到底できません。また、現在多くの会社組織がギリギリの人材で、労働基準法を無視した労働時間に対応している状況で、そのように細かく休みを取ることは現実問題として無理と言わざるを得ません。それを防ごうとすると、労働者は、出廷後、夜間に仕事を行うことにもなりかねません。現在でも限界で働いている労働者に対し、これ以上の負荷を与えることはいかかなものかと思うのです。ですから、出廷日が土日ならなんとかなると思うのですが、それも難しいようです。また、これは会社員の話であって、自営業やフリーのクリエイターとなってくると、問題は更に深刻になってきます。規模の小さい自営業の場合、業務を休むということは、生活費の損失ということに直につながります。では、出廷した場合、日当が出るからいいかというところではありません。顧客の獲得...ひいては、売り上げの獲得...は毎日の持続的な業務のつながりから生まれてくるものです。業務を休むことによって、強制的にそのつながりを断つことは、業務において致命的となってきます。また、フリーのクリエイターの場合、決まったプロジェクトに一定期間缶詰め状態で参加していくということがしばしばで、その間にちよくちよく休みを取るなど基本的に無理です。休みを取るのとは自分のスケジュールリングの責任と言われるかも知れませんが、それ

は現実として無理な状況です。実際に連日の業務の持続を確保できないものは、雇用されないのは確実でしょう。

現在、検討されている案は、基本的に、定時で帰れたり、代休・有給が現実的に認められている一部の会社員や公務員、主婦などを前提とした案であって、現実ギリギリで働いている会社員、そして自営業者やフリー労働者のことを全く無視した案であると、私は感じざるを得ません。

日々の労働は、生活をしていくための、いわば主幹業務です。それに対し、裁判員としての裁判への出廷は副業と位置付けられると思います。現実として、生活していかなければなりませんから、日々の労働のほうが重要なのは当然です。その主幹業務において強制的に不利益を被ることは、逆に法的に許されないことではないのでしょうか。労働者の権利が現実的に確立されていない現在の日本では、現在の案は、余りに無理があると思います。出廷日を土日にする、週1回程度にする、平日の場合、生活に支障を来す場合には例外規定を設けキャンセルもできる、若しくは代理を立てるなど、現実的に実行できる要素は必要だと考えます。

裁判員として国民の裁判への参加は賛成ですし、それを義務化することにも賛成です。ですが、それによって国民の生活が脅かされるようでは本末転倒だと思います。現在の案で言えば、裁判官の質を上げることや、絵ではない裁判の「映像」による公開、学生の裁判の傍聴学習などなど、もっと他に、先にやるべきことがあるだろう、と言いたくなくなってしまいます。

現実問題として、安定した労働条件が比較的確保されている一部の会社員や公務員などの労働者のみを基準として立案するのではなく、その他の多くの不安定な労働条件のもとで働いている労働者のことも考えて立案すべきだと思います。それができないのであれば、まだこの案は通すべきではないと私は考えます。それよりも先に、上記のような裁判制度の透明性を高め、国民に浸透させるための努力をすべきだと思います。

やや極論的な部分も述べましたが、現実として上記のことは問題として残っていると思います。多くの国民の不利益につながらないような立案を希望いたします。(男性、20歳代、埼玉県)

(複数の論点について言及している意見)

裁判員の数を裁判官の3倍以上に。被疑者取調べビデオ録画を導入して。行政裁判にも裁判員制度の導入を。被害者の裁判参加をしてください。(同文2通)

取調べの可視化、捜査官手持証拠完全開示、無罪判決に対する控訴を認めない、この3点の導入を強く要望します。(男性、40歳代、東京都)

私は20歳からの「裁判員」参加を望みます。なぜ25歳なのか分かりません。私たちの意見を多く取り入れていただけるなら「裁判員」は多くして3倍にしてください。そして、主婦でも参加できるように、託児、有休、その日の報酬も考えてほしいです。(女性、40歳代、広島県)

- 1 裁判官と裁判員の人数についてB案を支持します。
- 2 表決についてはB案を支持します。
- 3 裁判員の要件についてはA案を支持します。
- 4 欠格事由のアの(ウ)についてはA案を支持します。(女性、50歳代、東京都)
- 1 健全な社会常識を得るための最低条件として、年齢を30歳以上にすべきである。
- 2 委員に選ばれても迷惑な者も多いと思うので、本人の同意が必要で、強制的であってはならない。
- 3 被告人及び関係者から、いわゆる「お礼参り」などを防止するため、出席委員の氏名を公表しない。(男性、50歳代、埼玉県)

裁判員制度について

- 1 原案どおりで大体よろしいと思います。
- 2 制度運用の評価を得るために、一定期間後意見要旨とその割合及び結果に対する影

響等を国民に周知する必要があります。

3 マスコミが、報道の自由とか知る権利とか騒いでおりますが、最近のマスコミは少し思い上がっているようです。私たちは、マスコミに代弁を依頼しておりません。自主規制が足りません。(男性、宮城県)

裁判員制度で検討すべき点は裁判に参加したことによって選ばれた民間人の身に危険が及ぶことを防ぐことだと思います。そのためには、選ばれた民間人は直接裁判に参加するのではなく、別室を用意して、そこで裁判の映像を見るなどして判断を下せばよいと思います。

また、自分たちの判断で、被告のその後の人生を左右してしまうので、そこまでの責任を民間人に求めるのは無理があると思います。民間人は判決の大まかな部分を決め、細かい部分は専門家に任せたいと思います。(男性、10歳代、島根県)

裁判員の員数は、B案のうち、裁判員の員数を5名以上とする。多人数では迅速な合議が難しいと思う。反面、少人数では意見のくみ上げに偏りが出よう。

評決はB案に賛成。

対象事件はC案。

裁判員の要件はB案。

欠格事由のうち、(ア)は高校卒業以上、(ウ)はA案。

判決書についてはB案。(男性、70歳代、京都府)

- 1 米国の陪審制度と同等とすべき。
- 2 裁判員の人数は5人程度が望ましい。
- 3 会社員が裁判員として出廷する場合、雇用者は裁判員の裁判への出廷を拒めないように。万一、拒んだ場合、億単位の罰金刑以上の罰則又は加算課税を設けるべき。
- 4 裁判の迅速化が必要不可欠。おおむね一審で2年以内が、望ましくは1年以内が良い。
- 5 一審～三審まで同じ裁判員が担当すべきなのか、各々別の裁判員が担当すべきなのか検討すべき。(40歳代)

裁判員に選出された場合、拒否権がないのはおかしいと思う。裁判に対し興味のない人が裁くのは、冤罪の増加の原因になり得るだろう。選挙の際に最高裁の裁判官の信任投票があるように、自分が裁判員になる気があるかどうかを記入した用紙も提出し、やる気のある選挙権を持つ人の中から裁判員を選出するのはどうだろうか。

アメリカ合衆国の陪審員のように選出者が常識者かどうか、裁判の前にテストをするべきだ。いずれにせよ、国民がこの法案に対して認識を持ったのは最近である。国民が主人公の裁判員制度なら、もっと広く国民に対して意見を求めるべきであり、2004年の法案成立は性急過ぎる。(男性、30歳代、大阪府)

選挙人名簿から無作為に選ばれた裁判員が刑事裁判に参加し、職業裁判官とともに有罪・無罪、量刑を決める制度である裁判員制度は、画期的なことと賛成します。

- 1 裁判員制度の合議体の構成を、裁判官2名に対し裁判員9名とすることを主張します。
- 2 裁判員になれない対象として、国会議員、自治体首長、法律家、警察官、自衛隊員などになりたいと思います。
- 3 裁判員の出頭義務、休業制度、裁判員を辞退できる場合、裁判員の職務にかかわる罪、報道機関の義務などについては、司法制度改革推進本部のたたき台の案に賛成します。(男性、三重県)

拒否権がないことは問題です。仕事の都合というものもある。単にお金だけでなく、遅れによる信用がかかわる場合があることも考慮してほしい。

また、全く関係のない人が選ばれるのはどうでしょう。例えば、痴漢(重大事件とのことなので対象外でしょうが)。満員電車に乗ったことがないような人が裁判員として正しい判断を出せるでしょうか。医療事故なら、医療経験のない人間が、不可避か事故かの判断を下せるでしょうか。

最後に、報道の問題があります。現在の一方的な報道を見た後で、正しい判断を下せ

るでしょうか。松本サリン事件などは、無実の人間が犯人扱いをされていました。情報源が乏しい一般人に不確かな報道は、間違っただ判断をする原因になります。

- 1 裁判員にどういう人になるのか疑問。今回の改革の最大の目玉とも言える裁判員制度の裁判員は、裁判官と同一の地位を与えられることは、憲法に規定なく、違憲の疑いが強い。また、どのように選出するのか疑問である。
- 2 裁判の迅速化で裁判員制度は必要と思うが、裁判員となる国民の負担の程度不明。
- 3 裁判員の個人情報保護は、公正な裁判を行う上で必要であるが、すべて非公開は無理。
- 4 裁判員への接触規制について、裁判の公正確保のため、利害関係者らの接触禁止は当然である。だが、裁判員を退いた人への一律禁止は考え物である。裁判員経験者の感想や提言は、国民が納得して参加しやすい制度の確立、定着に不可欠であり、裁判経緯の検証も必要だ。(男性、和歌山県)

国民を、裁判官と共に、刑事事件の裁判に参加させ、国民感覚を裁判の過程に反映させようとする、制度の主旨をしっかりと押さえてルール作りをすれば、おのずとその内容も決まってくるものと思う。「たたき台」の一つ一つにその精神なり主旨が反映されているかを見てみると、「間口は狭く奥行きが深い」ものになっているように思う。例えば、「欠格事由」など必要なく、あらゆる階層の人が参加した意見のほうが良いと思うし主旨に合っている。国家資格でもないのに、「権限」だの「要件」だのと制約が多過ぎると思う。既成概念を取り外してこそ改革につながるものと思う。本制度が国民主権に基づくもので「国民の義務」であるならば「辞退事由」はもっと絞り込んでよいと思う。また、「報酬」などは考える必要はなく、交通費程度の実費のみとすべきである。(男性、50歳代、東京都)

裁判員になることについて、基本的に拒否権は必要。

裁判員となることで高額な損害が出る場合が予測できるなら拒否権を発動させる。

裁判における形式的な行為だけの日は裁判員はいらない。

裁判官が裁判員を故意に誘導させて判決を出した場合の処罰が必要。

裁判員は民事事件に介入しない。

裁判員はどんな場合であれ、警護を付ける。マスコミには記者会見させればよいが裁判員本人又は家族の自宅、近所、実家、職場、学校など関連場所への取材は禁止。

裁判員制度に不都合や問題や時代に合わなくなったり裁判員に悪影響が出たときは、速やかに裁判員制度の改廃修正をする必要がある。(男性、10歳代、奈良県)

この度の裁判員制度の導入は、正に開かれた司法の実現のための画期的な布石となるものと思います。この取組が、実質的な実効性のあるものとなることを心より祈念いたします。つきまして、下記のとおり簡単明瞭に要望いたします。(ある程度の学識判断や方法が必要である。)

- 1 選考方法について
選考方法は、選挙人名簿から無作為によるものとする。
- 2 人員について
人員は、多様性と豊かな視点と判断を期待して10人を目途とする。
- 3 資格と資質
最低の教養と判断・思考力を求め簡単な記述テスト(資格試験)を行う。(男性、50歳代、北海道)
国民の司法参加、方向としては賛成します。
- 1 年齢は、20～60歳とのこと。私は30～69歳が良いと考える。20歳代はまだ未熟。20～29歳より61～69歳の方が、世の中の経験が豊かでよい。
- 2 全員の一致を見るまで詰めるとのこと。これは少々非能率である。4分の3以上の多数決でよい。(例えば、10人中の8人で可とする。)
- 3 選ばれたら、辞退は病気以外は認めないとのこと。いろいろの理由の人があると思われるので、1～2名であれば辞退を認めて補欠を選んだほうが良い。
- 4 日本国憲法はマッカーサー司令部から与えられたものと言われている。そうである

からこそ、アメリカにある陪審制、司法取引も採用すべきと考える。特に、司法取引によれば、早期に、より確実に真実をつかめて、犯罪も防げるのではないか。そして、裁判の迅速化、証拠発見の容易化、犯罪の減少につながる。(男性、神奈川県)

「裁判員に偏見を持たせないように」ということが「報道の規制になりかねない」という意見がありますが、私としてはなぜ国民総人口の0・00000何パーセントを占めるだけである裁判員のために、国民の約99・9パーセントの人間が見聞きするであろう報道機関の情報が規制されるなり何なりして99・9パーセントの人間が迷惑するのか分かりません。本当に裁判員に偏見を持たせたくないのなら、裁判員を隔離してしまうくらいのことをしないとどうしようもないのでは、と思います。

それと、裁判員に指名されたら、断ることができないということを知りました。私や私の周りには、病気ではなくても、極度の緊張やストレスで体調や精神状態が悪くなり、パニック症状に陥る人が存在します。こうした人たちにとって、裁判員に指名され、断ることができない環境は、酷なものだと考えられます。辞退するという道もあるべきです。(女性、10歳代、大阪府)

- 1 人数比は、裁判官1名裁判員11名の制度にしてください。
- 2 裁判員の資格は、普通選挙権と同様20歳以上としてください。
- 3 事情聴取、取調べの全過程を録画する制度を確立して、手続の可視化を実現してください。
- 4 直接主義・口頭主義に徹する制度にしてください。
- 5 全面的証拠開示制度を導入してください。
- 6 すべての否認事件に裁判員制度を導入することにし、さらには労働事件や行政訴訟事件等への導入も検討してください。
- 7 評決は単純多数決によるのではなく、特別多数決によることとし、評議の議長は合議体で決める制度にしてください。
- 8 評議において、証言内容を随時確認することができるよう、裁判の速記録はリアルタイムでできるような制度を確立してください。(男性、60歳代、埼玉県)

市民の自由な意見を反映させるためには、市民の数が、裁判官の数を大きく上回る必要がある。

また、裁判員制度で市民の参加を実効化するためには、現行の供述調書中心の裁判の在り方を根本的に転換することが必要であり、そのために、裁判所、検察庁、さらには警察の捜査、裁判の在り方を大きく変換することが不可欠である。

充実した裁判、集中的な証拠調べを行うためには、検察官の手持ち証拠の事前開示が行われることが不可欠である。裁判の進行に合わせて五月雨式に証拠の提出や開示を行っているのは、審理の長期化を来して、裁判員に無用の負担を課すことになる。

なお、論点とされていないが、

- ・ 対象事件を否認事件に限定すべきであること
- ・ 量刑は裁判官の判断にゆだねること

が、極めて重要と考える。(男性、40歳代、埼玉県)

裁判員制度の導入に当たっては、

- 1 アメリカの陪審制度の模倣であってはならない。当然のことながら、アメリカとは民族、習慣、歴史、国情等が大きく異なる。
- 2 裁判員は信頼に足る人で、人格、識見等優れた人であること。したがって、欠格事由は厳格に定めておきたい。
- 3 最も大切なことは、裁判員の選任方法の問題であり、さらには、選ばれた人の自覚や常識の問題だと思う。一党一派に偏することなく、公平に判断できる人でなければならない。年齢は30歳以上70歳未満、短大卒以上、任期は3年、一般公募及び推薦により、適格者の中から簡単な小論文を提出させ審査する。人数は、地裁単位で15名から30名。手当は調停委員に準ずる。関与する事件は、国民的関心の高い事件、傷害、殺人及び反社会的事件、並びに3年以上の刑が予想される事件とする。(男性、岐阜県)

裁判員制度については大いに賛成ですが、次のこともお考えください。

1 裁判員制度は刑事裁判だけではなく、民事裁判にも適用していただきたい。むしろ、民事のほうに適していると言える。その理由は、民事のほうが一般的で、大した知識がなくても、日常生活に密着しているから興味もあり判断がしやすい。最近、とみに増えている遺産をめぐる裁判などは、その最たるもので、現に私も遺産相続で訴訟を起こしているが、兄がすべてを隠して見せないと、証拠としての書類がないのでどうにもならなく不利な点が否めない。そうしたときに、国民が参加すると参考意見が多々聞けると思う。ついでに言うと、裁判は何でも証拠証拠でかたづけられるので、明らかに隠し持っていると分かっているのに、相手が出さなければ負けの感がある。

2 裁判員は、一般の国民から無作為にリストアップされた人の中から選ばれることとされているが、ある程度の知識がないと判断がつかないのではないかと。裁判員の保護・警備等、不利にならないように細心の法律が必要である。(女性、東京都)

今回検討されております裁判員制度には問題があると考えます。市民が司法に参加するというには大きな意味があると考えますが、裁判官と同じ権利を持つような場合、重大な事件の量刑を定める際に、市民が間違った判断をするおそれも考えられ、また、仕事が忙しいなどの理由で判決を急ぎ判断を誤る可能性も考えられます。また、被告人側が裁判員に圧力をかけた場合、若しくは、裁判員を買収するような事態になった場合、重大犯罪者が最悪無罪になってしまう可能性も考えられ、この制度を適用するには問題が多いと考えます。他にも、市民は司法については素人であるので、裁判官の誘導に従い、制度の意味をなさない可能性も考えられます。最後に拒否権についても検討するべきと考えます。拒否するような人を裁判員として裁判に強制的に参加させても到底正しい判断をするとは考えられないため、拒否権についても条件なりを付けた上で盛り込むべきと考えます。以上の理由により、制度を適用する意味は大いにあると思われませんが、詳細について更に議論をする必要があると考えます。(男性、10歳代、埼玉県)

1 裁判員制度に賛成。裁判の短縮化、被害者の人権強化等に寄与する。

2 業務上過失傷害致死、無期懲役等の罪への疑問(重無期懲役罪の新設：仮釈放なし)や戸籍の改ざん(養子縁組被害)、預金被害等に関する公務員や銀行員の本人確認義務の強化方法・制度(本人確認義務違反の罰則を含む)等に関する不備を是正すべき。

3 報道の自由に関して、裁判員への故意の報道・接触の禁止(曾我ひとみさんの例(北朝鮮の住所の詳細明示：朝日新聞))に見られる様にプライバシー保護優先の切分け(報道の自由の制限)基準の制定と罰則を制定すべき(個人情報保護法が制定されるか?)

4 裁判員の指名：電話番号を活用して無作為に抽出し、その後面接等を実施し裁判員を指名することになっているが、指名された個人の負担も大きいので一考を要す。指名を断れる要件の緩和、思想・信条等にとらわれない希望者の採用枠を設ける(ただし、ある特定団体の代表的な人の採用は禁止する等の制約は実施すべき)等を工夫すべき。(男性、60歳代、神奈川県)

裁判員制度について、私がもし選ばれたら、と考えて意見を述べます。

私たち市民が主体的に裁判にかかわれる、そのためにはこの仕組みが次のようなことを望みます。

1 裁判員の数は裁判官の3倍以上であること。専門家の意見に引きずられることなく十分に意見を述べるにはそのくらいの人数が必要です。

2 裁判員候補者は選挙人名簿から無作為抽出した(20歳以上の成人)人々を考えるべきです。広く国民から公平に選ぶべきです。

3 評決はできるだけ全員一致であるべきで、多数決などにはしないでください。

4 量刑は素人にはなかなか難しいところがあります。量刑に関する資料や基準などの知識が十分与えられるようにしてください。

5 公正な裁判、判断をするために、すべての証拠が事前に平易な言葉で明らかにされることを望みます。

裁判員制度について意見と疑問があります。

1 裁判員として選ばれた場合、自分の仕事を休んでまでも出廷の義務がありますが、それにより膨大な損害金が発生した場合に国家として補償すべきではないでしょうか。(例：歌手がコンサートの予定日に出廷の義務が発生し、会場キャンセル料などの損害金や前売りチケットなどの賠償金が発生。)

2 裁判員として選ばれ、出廷の義務が度々発生することで、職種や立場によっては現在の職業に継続して就くことができなくなり、転職を余儀なくされることがあります。これは「職業選択の自由」を考えると問題があるのではないのでしょうか。

3 人格的に破綻した人が裁判員として選ばれた場合、裁判が混乱します。法曹界、政界、官界にはこういった人は少ないと思いますが、下々の街にはおかしな人って結構いるんですよ。

以上、問題点を挙げさせてもらいましたが、国民参加の裁判などの司法改革は素晴らしいことだと思います。関係者の方々頑張ってください。(男性、30歳代、東京都)

判事の誘導と誤導を防ぐため、裁判員の人数を判事の3倍以上にする。

現状の一番の欠点は、いわゆる法曹三者の均一的なレベルでの閉鎖社会的な石頭的な図式があって、それがチェックや是正できない点である。したがって、そこへ主体的主権者の新風を注ぎ、そして、民意的判断で評決すること。できるだけ多くの裁判員の人数が望まれるが、現状では、裁判員に決定された後の説教教育の如何にその成果が現れると思う。別ルートとして、日常的に、全国レベルでどこでもいつでも参画できる裁判員教室を国費で実施すること。ティーチングは、できれば法務省官僚は除外せよ。中立の大学教授が望ましい。

事実の認定と評決が主な仕事であろうから、法解釈、法適用は不要である。

啓発については、現状では多くの国民が知らないように思われます。もっともっと広く、柔らかい頭を持った若者たちにPR活動を全面委任したら良いのではないのでしょうか。ゴチゴチの法曹関係者は駄目。デザイン、イラスト系の若者が良い。まず広く知らせることから始まる。予算ももっと現状の10倍以上を使うべし。(男性、兵庫県)

国民に対して裁判員制度を義務化すること、また、重大事件を取り扱うことは難しいと思った。

義務化については、真剣に取り組まない人や後の予定を気にする人が多数いることによって、その裁判の本来の意義が失われてしまう。懲役を科す場合があると無理矢理連れて来られた感が強いので、判決やディスカッションの際にも流されて終わりになってしまう。やむを得ない場合は辞退できるようにして(病気など以外にも)、なるべくなら義務化はしないほうがいいと思う。

重大事件については、死刑判決などは、一般市民に課せられる責任が重過ぎるし、そのような判決を法律の知識に乏しい市民に任せられても、本人たちはもちろん、裁判に直接参加していない人々にとっても不安だと思う。しかし、簡単な事件のほうが判決を曖昧にしまうことが考えられるので、その中間の事件を選出するのがいいと思う。

このままの内容で来年法律化されてしまうのは不安。裁判員制度が実施されるかもしれないということすら知らなかったのも、もっと大きく取り上げるべきだと思う。(10歳代、千葉県)

裁判員(市民)が意見を述べやすいように、裁判員の人数を圧倒的に多く、裁判官を少なくすべきであります。裁判員は11人程度、裁判官はプロフェッショナルですから、1人か2人で足ります。

裁判に入る前の証拠収集や証拠開示を充実させることが裁判員制度の前提になります。双方の主張を裁判員が短時間に十分理解するためにも、裁判に入る前の準備が大切になります。そのために、検察側だけでなく、弁護側についても、裁判の準備の段階が

らすべての証拠に十分目を通せる権利を法制化する必要があります。裁判員制度を機能させることと刑事手続の迅速化及び公正化はセットになります。

国連の規約人権委員会から指摘されているように、検察側が証拠を独占しているような現状は、不公平であり、弁護側への証拠開示を保障させる必要があります。証拠の公平・公正な取扱い、弁護側への証拠開示は国際的な流れとなっています。

証拠開示の範囲は、原則的に全証拠を開示すべきで、証拠開示による弊害が予測される場合は、むしろ例外として開示しないとすべきであります。開示できない証拠についてはその理由を明確にし、適当な人がその理由が合理的かどうか確認するなど、何らかの方法で公正さを保障すべきであります。(男性、50歳代、京都府)

近年の裁判、判決は、一般常識からかい離れた判例が多く、長期裁判の弊害等もあり、今般の司法制度改革には大いに賛成であり、より国民に開かれた司法行政を今後に望むものである。

以下、私見を記述いたします。

- 1 裁判員を無作為に選ぶことは、法律への基礎知識のない人もいて、研修等の課題もあり、選び方について再検討してほしい。
- 2 裁判員の適格性等の審査基準を明確に。
- 3 当該裁判資料の事前把握の可否。
- 4 裁判員の身分、報酬、及び罰則規定。
- 5 裁判員の第三者又は利害関係者との接触、退任後の制約。
- 6 司法関係者の再教育(社会情勢、一般常識等)
- 7 任用後、人格、品格、知識等の審査基準を規定し、非適格者は裁判から外すこと(特に裁判官、検察官)
- 8 検察審査会制度がより機能するよう改善してほしい。法曹人口の拡大や法科大学院の設置等の改革も、より広報して国民の理解と協力を得ることにより制度改革の意義が一層高まるものと思われます。(男性、広島県)

裁判員制度について、裁判員は裁判官と同数の3名が良いと考えます。現実問題として、法廷の広さを考えれば、これ以上は絶対に無理であると言えます。

裁判員に対する、除斥、忌避、回避は、法律上、検察側・弁護側双方の主張に基づき認められるべきであり、裁判員自身による回避や裁判所の判断による除斥、公判での忌避等を明確に決めておく必要があります、裁判の公正さを維持するために必要です。

裁判員に対する拘束規定の実施、証拠に基づかない判断の無効について、特に裁判員は、公正な裁判を実施するためにも、マスコミ等の取材に応じてはならず、マスコミの情報を判断材料として証拠としては取り上げてはならないなどの厳しい情報規制を行う必要があります。裁判員に一切テレビを見るな、新聞を読むなと強要することはできませんが、その情報に基づいて判決を出してはならないとの規定を設けなくてはなりません。公判中に出された証拠で判断をするのが当然ですから。

裁判員の情報の公開については、裁判は国民から選出された人々であるのだから、氏名等の公開に基づき、本人が公開を認めた情報を公開せねばなりません。非公開を求める人は裁判員になれないとの規定も必要でしょう。

長期裁判における裁判員の交代については、現実の裁判でも、裁判官の転任等により担当裁判官が代わることがありますが、裁判員も忌避等以外でも代わることがあると思います。個人の事情、家族の事情、会社職場の事情などで、代わりの裁判員を裁判所が選任する必要があると思われます。(男性、20歳代、大阪府)

裁判員は、満20歳以上の国民(永住外国人を含む)から、無作為に抽出する。任期は1年として、一生に1回限り任命する。

裁判員制度は一審(地方裁判所)のみとする。控訴審、上告審にはなじまない。

裁判所は、裁判員に対し、適正な日当(交通費、食事代、遠隔地の場合は宿泊費も)を支払う。報酬は、国民の義務として支払わない。

裁判員は、次の場合に限り、任命を拒否することができる。

- 1 後見人が付いている等、理解能力、表現能力に著しく欠ける方

- 2 大学生、専門学校生（勉学優先）
- 3 決算業務に深く携わっており、指定した期日に出廷できない会社員
- 4 国会議員、地方公共団体の議員（三権分立）
- 5 中小企業の会社員で、出廷すると代わりの人がいない場合

介護、保育が必要な家族を持つ裁判員は、裁判所の手配・負担でヘルパー巡回、若しくは保育を行う。

裁判官、被告人（弁護士、証人を含む）、検察官（証人を含む）について、裁判員が民法上の親族に該当する場合は、その裁判に限り欠席を認める。

厚生労働省は、裁判員が出廷する場合、有給休暇とするよう、労基法の改正を行う。

裁判員は、むやみやたらに自分が裁判員であることを漏らしてはならない（裁判自体の秘密を守るのは当然）。（男性、富山県）

- 1 人数 裁判官3人、裁判員7人、計10人。それぞれ奇数として多数決
- 2 対象としての選出方法・資格

選挙人名簿から無作為に選ぶ仕組みでは、高度な司法試験を突破した有能な裁判員に対等以上に議論できる人物が得られるか疑問が残る。まして死刑が予想される事件では困難である。無作為でなく、高度な識見を有する人物を充てるべきで、選出後も修習が必要である。

- 3 対象事件・控訴審

年間多数の事件を裁判員がすべて審判することには限界がある。当面軽微な事件から着手し、10年をめどに見直すとしてはどうか。

- 4 出廷の確保

原案どおりでよい。ただし、辞退は本人の意思でできる余地を残しておく。

- 5 証拠開示

- 6 秘密漏洩

職務上知り得た情報であり、開示された証拠資料の秘密厳守はもっともである。程度・内容によっては解任を求めることとなろう。

- 7 接触規制と個人情報保護

現在では加害者の人権が叫ばれ、被害者がないがしろにされ奇妙である。市民が公正な立場で参加できるような保護措置が必要。（男性、70歳代、群馬県）

- 1 今ではあまり聞かなくなりましたが、大学の法学部を卒業して、司法試験に5年、10年掛けても合格できない人もいる、というニュースが流れておりました。無作為抽出ではなく、司法試験不合格の人を選出の対象としてはいかがでしょうか。

- 2 もし私が裁判員になったら、公務員（国家公務員、地方公務員、みなし公務員等すべてを含む）が金銭、人道に係る罪を犯した場合、内容のいかんによらず、死刑を譲りません。こんな偏った考えの者が選出された場合、どうするのですか。

- 3 弁護士に相談に行った場合、1時間で数万円相談料を請求され、かつ、事前に送付した資料が十分であっても、その場で結論が出ないときもあります。有罪無罪だけではなく、量刑まで決めなければならないという、裁判官等と同じ内容を要求され、かつ、1日かそれ以上拘束されて、交通費込みで1万円程度を検討、は安いのではないのでしょうか。

- 4 少年犯罪の場合、犯罪現場や犯人の住居から全く離れた場所に住んでいる人間には分かりませんが、テレビのインタビューなどで「犯人の少年を昔からよく知る人の話」が多々放送されます。裁判員の素性は守られるのでしょうか。地元のAが犯した犯罪の裁判に、隣町のBが裁判員として加わり、懲役10年の有罪となった場合に、地元民から、「BがAを懲役10年にした」と冷たい目で見られ、村八分にされ...、ということは防止されるのでしょうか。誰がどの裁判にかかわったかについての情報漏洩は防げるのでしょうか。（東京都）

日頃より、裁判及び裁判制度について疎い状態である一般市民を参加させる「裁判員制度」の新設に、心より賛成いたします。

ただし、たたき台の文章から判断すれば、憲法で明記された20歳以上の有権者では

なく、25歳以上の有権者に「裁判員」になってもらおうという趣旨になっているようです。これは、国民主権の立場からいえば、やはり20歳以上の有権者の年齢から裁判員になってもらうというのが、制度上の適合性があります。最高裁の裁判官の信任・不信任を選挙のときに行いますが、あれは、国民主権の立場から、20歳以上の国民に投票してもらおうということではないでしょうか。であるならば、裁判員の年齢も、20歳以上とすべきであります。

また、裁判員制度が適用される対象事件を狭くしていることも問題があると思います。

また、裁判員の数を一般市民から選ぶときに、数を少なくすることは問題があります。二人くらいの裁判官と、二人くらいの裁判員の判断となると、法律のプロが担当しているんだから、という意識になって、本来的に機能すべき公平・公正な裁判のチェック機能が低下すると考えられます。少なくとも、裁判員を相当数増やして、どのような階層や生活環境に置かれている人でも、意見の表明権があり、なおかつ納得させ得るような判決内容になっておかねば、司法制度の自由と正義を貫くことはできないと思われます。

どうぞ、「裁判員制度」の充実と深化・発展をお願いして、実りある制度になるように期待しております。(男性、50歳代、福岡県)

先日、広島県の福山市で裁判員制度の市民講座に参加させていただきました。この市民講座で裁判員制度というものが導入されることにより、様々な立場から、また側面から評議し、多くの人の意見を出していくことによりその評議は淘汰され、精度の高い判決に近づいていくのではないかと感じられました。裁判員制度がよりよく公正な裁判を行うものであり、また、行政の肥大化を防ぎ、民意の反映の強化に役立つということが、講演をしていただいた四宮啓先生のお話からもよく分かりました。

選挙人名簿で無作為に抽出される市民の多くは、裁判で使われる法律用語や裁判の流れなどに、ほとんどなじみがないと思います。そういった環境の中で、一年間とされている任期をこなしていくには、なにがしらの形で1日でも2日でも研修期間のようなものが必要ではないかと思えます。また、女性などは、事件によっては初対面であっても「被告人に顔を見られるだけでも怖い」とか、そういった感性の女性の方もいると考えられますが、そういったシステムも検討し、組み込んでいただけて、多くの人が要請されれば参加できる制度が生まれればいいと考えます。また、裁判員の数も3名くらいの少人数ではなく10～13名の人数の方が、職業裁判官の意見に圧倒されるような恐れが少ないと思えますし、よりよく意見が出されていかれることだろうと思えます。もっとも、裁判員の立場に立つかもしれない私たち国民も、「裁く立場にいる」という自分を取り違えて過信したり、自分に酔ってしまっただけではいけないと思えます。

最後になりましたが、この制度が民主主義のもとに、大いに活用され、深く国民の間に浸透し、国民の司法参加と民意の反映の強化につながることを心から祈っています。(女性、30歳代、広島県)

現在よく議論されている裁判員の数について、僕は、裁判官が一人で裁判員は10人程度とするのが良いと思います。先日見た日本弁護士会が制作した「裁判員決めるのはあなた」という映画では、裁判員の数が7名でしたが、一人の裁判官の存在そのものが強過ぎて、裁判員が最初は、なかなか意見が言えずとまどっている時間が長く続いていました。専門家である裁判官と、素人の裁判員という中では、多くの市民が参加した方が、意見や疑問を出しやすくなると思えます。また、職業、年齢、性別などが異なる人が参加することで、いろいろな考え方が出てきて市民参加の制度の意味が深まると思えます。

次に、裁判員に選ばれたときの危険性について考えてみました。今回導入予定の裁判員制度では、重大な刑事事件にもかかわるということなので、被告人を有罪にし、刑期まで決めるとなると、裁判員やその家族の身の安全についても考える必要があると思えます。その方法について、何か制度が設けられるのでしょうか。

最後に、日本で陪審制度が行われていたときもそうなのですが、なぜ刑事事件だけに

しか市民は、司法参加できないのでしょうか。国民の関心の強い民事事件にも参加できるようにしてはどうか。

市民の声を聞いて、より分かりやすく、迅速な裁判を目指すという、今回の裁判員制度の導入については、僕たち一人一人が主体的に、物事を考えていける能力を身につけることがまず大切だと思います。そのためには、小さいときから学校や家庭で討論や話し合いの時間を多く持ち、自分の意見をまとめて発表したり、他の人の話をじっくり聞くことができるようにしていく教育や社会制度が必要だと思います。(男性、10歳代、愛媛県)

国民義務化という形でもいいのですが、仕事を休んでまでも出廷しなければならないのはひどいと思います。しかも、すべて含めて一万円という費用しか出ない可能性が高いそうじゃないですか。裁判所に近い場所に住む人ならば、特に問題ないかもしれませんが、地方に住む人にはかなり迷惑になると思います。

それで思ったのですが、デジタル地上波放送を利用するという方法はどうか。無作為に選ばれた人が映像を見ながら判定するというものです。そうすれば、顔を見られない分、外部からの圧力や法廷後の脅しは減るのではと思います。法廷後は必ず本人が行ったかの確認の書類は必要です。また、出廷予備員のように、裁判員に選ばれた人が事情で出廷できない場合、繰り上げの形で出廷できる方も選んでおくといいかもしれません。10人の裁判員であれば、5人程度の予備員という感じです。若しくは、先に多めの人数に出廷の可否を確認しておき、後に必要人数以上がOKであればその中から選考したり、足りない場合は更に別の国民に書類を送付したりして人数調整するというのもいいかもしれません。

ただ、出向く場合もそうなんですが、誰が出廷するか、早々に外部に漏れるようなことがあっては元も子もないですし、ギリギリに要請があっても営業のように相手との取引関係の仕事の方は急な要請に対応できるはずがありません。また、局員がバイトのような人しかいないような郵便局も外部に情報を漏らす確率が高いので、その辺りは情報漏洩のないようにする必要があります。(男性、30歳代、岐阜県)

1 基本構造

(1) 人数については、B案とする。

(2) 権限については、「刑の量定」は、権限としない。イ、ウは、当然である。

(3) は、(1)が、B案であれば、B案が良い。ただし、その場合、裁判員1名の賛成では少な過ぎる。イは、訴訟手続の中でも、裁判員の判断に親しむものがある。例えば証拠法。

(4) 対象事件は、C案ということになるだろうか。(イ)並びにイについては、それでよいだろう。ウ「事件の性質による対象事件からの除外」については、この要件は極めて厳格なものとして、よほどの例外の場合とする。

2 裁判員及び補充裁判員の選任

(1) 裁判員の要件については、裁判官と同じく、B案が良いであろう。

(2) 「欠格事由」のア(ウ)は、A案が良いが、それは極めて例外的な場合とし、例えば「心身の故障のため補助手段を用いても裁判員の職務の遂行に支障がある者」とする。

(8) 「裁判員候補者の召喚」のイ(イ)については、B案が良い。

3 裁判員等の義務及び解任

4 公判手続等

(8) 「判決書等」においては、アは賛成。イについては、C案で良いのではなかろうか。

5 控訴審

B案が良いという意見もあったが、私は、D案が良いように思う。

6 差戻し審

差し戻した場合は、B案となる。(男性、大阪府)

裁判員の人数は、事件の大小にかかわらず最低5人以上10人以内。

裁判員に身の危険があるときは護衛を付ける。

裁判員には担当する事件に関する法律などを分かりやすく書いた資料を渡す。

裁判員の年齢上限は八十歳まで。

大学の法学部又は法律の専門学校で法律に関することを勉強している学生も裁判員として選ばれるべき(司法修習生はなし)。

裁判員への1日の報酬はその人の普段の1日の収入の1.2倍以上。

外国人が絡む裁判の場合だけに限り被疑者と同じ国の出身の永住外国人を裁判員にしてもよい。

裁判の評決はほとんどの裁判員の納得、合意に基づく。

裁判員の判決が後で間違いだと分かっても、裁判員は何の責任も負わないが、明らかに故意に行った判決に対しては責任を負う。

裁判員のプライバシーを許可なく侵害した者やそれを指示した者や関与した者は、高額な罰金と重い懲役を科す。侵害した情報を流したテレビ、新聞、雑誌、ラジオ等のマスコミは1年以上の活動停止を科す。しかし、裁判員の不正を暴くものなら刑はなし。

選ばれた裁判員の精神や知能がおかしい場合や失踪や行方不明のときや、マスコミ関係者又はその家族は解任する。

裁判員の担当しない裁判は主に民事事件の簡単な事件や刑事事件の簡単な事件。議員の犯罪の場合、その議員の選出地区の人は裁判員に選ばない。

判決をするのが困難と思われる裁判に対しては、二つの裁判員グループを結成させ、二つのグループの意見を一致させる。(男性、奈良県)

今般の裁判員制度の導入及び検察審査会制度の在り方考え方

近年、日本国の内情が複雑化をたどり、多様化国際化する中で、決して他人事でない時代になってきました。今までの日本国の風土風習、法治国家の崩壊が見えてきたような気がします。そこで、日本は日本の方法があると思います。外国の良い所だけ吸収して補う考え方です。また、外国の自由という認識が今の時代の考え方です。その一方で、罪悪感の認識が薄いのが怖いのです。これに関しては、人それぞれ考え方があると思いますが、この時代にメディア、テレビ、報道が一番日本の社会に影響が及ぼしていると考えられます。今般国会で問題になっていることについて、私は一理有ると思います。テレビは視聴率が上がれば何でも流せばよいということではないと思います。このことについては大なり小なり影響していると考えられます。よって、私は裁判員制度、検察審査会制度以前の問題かと感じられます。さて本題に入りますが、少しポイント的に述べたいと思います。

- 1 罪状の内容による裁判官及び裁判員の人数選別
 - 2 予備的審査及び予備的裁判
 - 3 刑事裁判の審級模式図の見直し
 - 4 裁判員制度導入する意表はどこにあるか
 - 5 法は厳正かつ平等で有る上に立ち個人の感情を入れずに裁判を行えるか
 - 6 外国人に対する裁判の在り方をどう考えるか
 - 7 加害者の人権も必要ですが被害者の痛みも考える重要なポイントをどう裁判の中で行えるのか
 - 8 裁判員の奨励措置はあくまでも基本はボランティアでよいか
- ポイント的に述べましたが、司法参加は国民の義務ですか、権利ですか。権利は個人の勝手に聞こえるような気がします。私は義務だと思います。また、裁判員の構成は、様々な分野の人を選ぶべきだと思います。それは罪悪と人の重みだと思いますので。できるだけ多人数の構成で考えたほうが良いと思います。(男性、愛知県)
- 1 裁判員制度によるか、裁判官だけの裁判によるかについて、被告人に選択権を認めるべきです。
 - 2 また、被告人が起訴事実を認める事件については、裁判員裁判の対象から除外すべきです。
 - 3 裁判員の数は、裁判官の数の3倍以上とすべきです。

裁判官 1 名にして裁判員は 7 名にすべきだと考えます。仮に、裁判官 2 ~ 3 名ならば、裁判員は 9 名にすべきだと考えます。

4 裁判員の年齢は、選挙権と同じく、20 歳以上で十分です。25 歳以上とか、30 歳以上というのには反対です。

5 裁判所の審理においては、直接主義、口頭主義を徹底すべきです。

捜査段階で作成された供述調書は原則として使用できないようにして（伝聞法則の徹底）、法廷での証人尋問を中心とした審理にすべきだと考えます。

6 評議においては、裁判員が自由にかつ裁判官と対等に意見を述べられるような工夫をすべきです。例えば、2 時間以上の評議を要するとするとか、争点ごとに全員の意見を聞くようにするとかなどの工夫が必要だと考えます。

7 評決は、全員一致を原則とすべきです。

ただし、例えば、一人だけが強硬に反対しているため、例えば 5 時間評議をしても全員一致になる見込みがない場合などについては、例外的に全員一致でなく、一人の反対があっても結論を出すことができるとすることは考える必要があると思えますが。

8 警察・検察が収集した証拠は、全部、弁護人に開示すべきです（全面的証拠開示の徹底）。それとともに、弁護側に、検察官立証に対する反証をするための十分な準備期間を保障すべきです。

9 被疑者に対する捜査段階での取調べは、ビデオに録画して、そのビデオによって、取調べ状況が明らかになるようにすべきです。ビデオ録画のない自白調書は証拠にはならないことを明らかにすべきだと考えます。ただし、過渡的には、録音方式でもやむを得ないと思えますが。

10 被告人の身柄についても、現在の状況を改革して、勾留を少なくしかつ短かくし、保釈をより多く認めるべきです。仮に勾留する場合においても、弁護人との接見交通は自由にできるようにすべきです。（男性、50 歳代、石川県）

最近の時世を振り返ると、犯罪を犯す人は、ただ自分の感性に合わないだけで短絡的に犯罪を犯している感じがしてならない。したがって、検挙件数も多くなり、裁判件数も必然と多くなっているのは国民の目にはよく分かっている。裁判件数が多いこと、公判から判決まで非常に日数が掛かっていることは確かであり、また、最近の事件で判事の判決を拝見していると、刑法による公平な立場で判決を下しているのであろうが、国民から見て加害者に有利な判決を下しているような感じがしてならない。昔の文言に、「罪を憎んで人を憎まず」と言う言葉をよく耳にしたことがあった。しかし、よく考えてみると、犯罪を犯すのは罪ではなく、まぎれもなく人間が罪を作っているのであり、裁判では、当然刑罰を受けその罪を償うことが人間としての義務ではないだろうか。

本題に入るが、人を裁く権利を持った裁判官は、何を基準に判決をしようとしているのか、国民から見れば理解に苦しむことが多くある。検察庁と弁護士からの膨大な調書を基に、法令に従って判決を下しているとしか国民には理解できない。その調書を吟味する右陪席、左陪席、それに裁判長の 3 人で判決を決定するのは、私には危険としか見えない。よって、この度の「裁判員」等の制度には大賛成である。問題は、裁判員の選任であり、待遇である。

裁判員の任命 法務省経由、各市町村長が任命する。

裁判員の人数 1 公判につき 10 名程度とする。

裁判員の選出 被害者側の地区及び加害者側の地区。

裁判員の任期 1 公判の判決終了までとする。

裁判員の年齢 満 30 歳から満 70 歳迄とする。

裁判員の性別 男女を問わず。

裁判員の報酬 日給制とし、交通費その他は別途支給。

裁判員の資格 公判中は、裁判所職員と同等扱いとする。

裁判員の義務 任命を受けた者は、公平かつ正確な判断を申し述べること。万一、不

正な行為があれば、罰金及び懲罰を受けることとする。

以上のような概要で、裁判員の採用をし、少しでも公判の迅速を図れば、国民から見ても裁判の正当性を理解されることができるとは思えないだろうか。まずは私の意見として述べておくと、参考になれば幸いです。

足りないところは、他の人の意見も取り入れ、より良い裁判員制度の立案を進められるよう祈っております。(兵庫県、男性)

基本的には、米国の陪審制度程度のものであれば賛成である。

この制度を通じて、日本人の無責任、事なかれ主義の意識の改革が図られることを期待する。ただし、十分時間を掛けていく必要があり、重罪からでなく軽罪から進める等、市民を教化する観点が必要である。教育の場においても啓蒙していくカリキュラムを組み入れること。

しかし、有罪、無罪の判定だけでなく、量刑も決定するという方向は行き過ぎであり、このようなことでは、高い給料で、税金を費消する裁判官は不要となる。日本の不完全な刑法等関連法(終身刑がない、量刑加算がない、事件が起こらないと予防保護を受けられない)にあって、量刑決定は、市民には行い難い。

裁判員の任命については、拒否可能要件が極めて限られたものとなっているようであるが、基本的人権を侵すような任命、例えば、転勤、転職、留学等による移動、思想信条等個人の自由の制限につながるものであってはならないし、社会で村八分等の差別的扱いを受けるような事態等人間の尊厳にかかることには反対である。

また、義務化による罰則規定などは不要と考える。辛抱強く対応し、納得を得る努力が必須である。市民の義務化、罰則化の前に、政治家、公務員の就業に対する義務違反、サボタージュ、情報の漏洩、便宜供与等への罰則強化が先決である。

日当については、1万円程度と聞いているが、意見具申程度の仕事の内容ならそれでよいが、有罪、無罪を決定する権限と責任の重さ、仕事の内容等を考えれば、担当裁判官と同等の日当が妥当である。

担当事件の性格によっては、家族を含めた身辺警護の必要性が発生する。警護の万全を期すよう、関連の法改正を進めるべきであり、裁判員の要請によっては、裁判終了後も、一生涯警護をする覚悟が国には必要である。もし、自己警護を言うのであれば、武器の携帯の保持の承認、警護員の雇用についての保証が必要である。

罪の決定において、全員の意見の一致が不可欠となっているが、無理に意見を強いる形になることも予想され、十分に理由が立つのであれば、その人が意見具申し、質疑応答の後、他の人に疑問がなければ、評決棄権の選択もあってよいのでは。ただし、多数決ではない。

いずれにせよ、極めて重要な問題であり、拙速は避けなければならない。十分に時間を掛け、国民に対して総理自らが何回も説明することが不可欠である。官僚に任せっぱなし、専門家に任せっぱなしでは後で国民が大きな負担、負債を背負うことになる。このようなパブリックコメントも、検討を進める都度実施し、その都度、総理自らが汗を流して国民に説明のための行脚をすることを勧める。(男性、50歳代、千葉県)

現在検討されている裁判員制度については、必ずしも、一般国民の間で導入に対するコンセンサスが得られたとは言いがたいが、もし実際に導入するのであれば、少なくとも、国民の多数に対して不当な経済的損失や社会的負担を強いるものにならないように希望したい。その意味で、裁判員の構成や権限についての技術的な問題よりも、まずもって実際に合議に参加する側の都合を考えるべきではないか。さもなければ、形式だけは整っても、国民のための司法とは程遠い結果になるであろう。

例えば、過去に罪を犯したとはいえ、既に刑に服した者を、裁判員の対象から排除することが、法の下での平等を認めた憲法の理念からして、合理的な理由に基づく欠格事由といえるのか。他方、辞退事由として、学生や生徒であることが認められるのはなぜか。その結果として、無職者や専業主婦、さらに、70歳未満の老人が中心となって裁判員が構成されるのは、一般国民の代表として問題がないのか。また、法律関係者を除外したことは、最低限の法律知識があることも審理に悪影響を与えるという理由からで

あるならば、そうしたシステムで選出される裁判員に期待されるものは、単なる常識的判断ということではないのか。

しかし、それを形成するための情報の取得を刑罰でもって禁止する理由はどこにあるのか。たとえ予断を排除する必要があるとはいえ、刑罰で情報の閉鎖を強制するべきでなく、単に裁判員を解任することによいのではないか。そもそも、裁判員になることを強制しておきながら、さらに、各種の義務を遵守させるために罰則を設けることには賛成し難い(なお、仮に過料であっても、社会的には罰則の一種である)。

しかも、宣誓拒否や虚偽回答に対して、過料・罰金という罰則があるだけでなく、特に担当事件に関する意見を述べたり、情報を提供した者が懲役刑や罰金刑で処罰されるのは、意見表明の自由や報道の自由・知る権利などとの関係で問題はないのか。仮に罰則を設けるとしても、せいぜい、威迫があった場合のみに限られるべきではないか。

さらに、罰則がないとはいえ、裁判員に対する接触の規制では、「何人も、...接触してはならない」とされるため、一体、どのような場合まで規制しようとしているかが不明である。「裁判の公正を妨げる行為の禁止」についても、抽象的過ぎて、裁判員には誰も近づくなと言うに等しいのではないか。また、報道の規制も含んでおり、この点でも、表現の自由と抵触しないのか。

そのほか、裁判員に意見表明を強制する規定には問題があるなど、実施に伴って多大の不安があり、国民一般がこうした規制を知ったとき、萎縮してしまうとすれば、およそ国民の司法参加という目的にそぐわない制度になってしまう。

現在検討中の裁判員制度に対しては、大略、以上のような意見を持っております。御検討のほどよろしくお願い申し上げます。(男性、40歳代、愛知県)

世間では、紛争だけでなく犯罪も絶え間なく起きています。捕まって罪をすんなり認め素直に償う人もいるでしょうが、大多数は犯した罪を隠し逃れようとするでしょう。重大な事件ほど犯人の認定は難しいし、ひょっとして目撃者や証言者の勘違いや悪意の可能性もないとは言えないでしょう。また、特に警察の権威を傘に着た冤罪の可能性もあるかもしれないでしょう。摘発された被疑者が何かの証拠で犯罪者と認めるのは裁判官の仕事でしょうが、疑わしいだけで有罪であると判決するのも躊躇してしまうのも納得できます。しかし忙しい裁判官が出すシロ・クロが絶対的とは考えられず、重要な事実を見落としたり軽んじたりしているかもしれません。逮捕された者は警察官や裁判官の事務処理物になってしまっているのではないのでしょうか。これからは、大学で学び、理論的な法律の解釈や適用を重要視する、今の余りにも国民の根底的正義感の欠如したお役人裁判官の判決ではなく、市民の判断に基づいた判決を取り入れるべきで、むしろ遅過ぎるぐらいです。

アメリカ映画のような陪審制度には詳しくありません。しかし、我が国は社会の根幹の一つである裁判制度に市民が直接かかわるという意識がないのです。法曹先進国のアメリカを見習うのは必要です。今、この意見を述べながら、裏切った弁護士や、偏った証拠で偏った判決を出し、しかも何の批判も受けずにおめおめと彼らがいい生活を送っているかと思うとやりきれない気分です。

これから5年は、制度を改良しながらいい制度になってほしいものです。

私の素人の考えの裁判員制度の姿は以下のとおりです。

- 1 事件の概要を公表し、これを見た市民が応募し、この中から抽選で4人を選ぶ。
- 2 裁判の最後までに、文章の記録のみで双方の言い分を十分知る。
- 3 内容のいかなる事項も他人に漏らさない義務。
- 4 疑問を聞き、また、どこまで論点を理解できているか、30分ぐらいは各自直接関係者の誰とでも話ができる。
- 5 裁判官が求める重要項目と簡単な理由を最終日に文章にして出す。
判決と理由は、ほぼ裁判員の意見をまとめて述べる。大きく判断が違ったときはみんなで合議して、証拠の真偽を煮詰めて出す。
- 7 専門の知識を得る参考人は、各自決めた人とし、よほどの確認経費がいるときは、証明が有効な原告と被告又は支援機関が出す。

8 金銭の見返り目的に手心を加えた判断はせず、真に正義に基づいた公正な判断を行うと宣言する。

9 裁判員は全くの無償である。社会はこの時間に協力する。(男性、徳島県)

1 合議体の構成

裁判員制度を導入する第一の目的は国民の刑事裁判への参加であるから、ある程度の数の国民が参加できる制度でなければ裁判員制度を導入する意義は薄れてしまうと考える。

この意味において、もし裁判員による審理の対象事件を一部の重大事件に限定するのであれば、A案のように一つの事件に参加する裁判員の数を2～3人に限定することは疑問である。

また、現実問題として、比較的重い刑が予想される重大事件において、全く裁判の経験を持たない裁判員が2～3人に加わった場合、裁判官に任せようとする心理が働くおそれが高い。裁判員が自ら責任を自覚して裁判に臨むためには、B案のように裁判員の数を相当多くすべきである。

A案はドイツの地裁刑事法廷と同じ構成を主張するものであるが、ドイツの場合、地方裁判所よりも下位の裁判所である区裁判所の事件においても参審員が参加しており、全体として国民の司法参加が果たされていることを無視すべきではない。

A案は、対象事件や裁判員の選定の仕方については明らかに陪審制度をモデルとしているにもかかわらず、合議体の構成についてはドイツ型参審制度をモデルとしており、陪審制度、参審制度双方のメリットをなくしてしまうおそれがある。もしA案によるのであれば、裁判員制度を導入することのメリットは乏しくなるため、裁判員制度の導入を支持する国民世論は冷めてしまいかねない。将来の立法化の際に予想される導入コストの議論を考えれば、最終的には現行制度のままでよいという選択がなされてしまうことを懸念する。裁判員制度の導入は今回の司法制度改革の一つの柱であり、是非とも立派な裁判員制度の提案がなされることを、強く期待する。

したがって、合議体の構成についてはB案を支持する。

2 その他の項目については、

「評決」についてはC案を支持する。

「対象事件の原則」については、A案が望ましい。

「事件の性質による対象事件からの除外」については、保留。

「裁判員の要件」については、A案を支持する。

「欠格事由」については、A案を支持する。

「検察官及び弁護士に対する事前の情報開示」については、保留。

「裁判員の署名押印、身分の終了時期」については、C案を支持する。

「控訴審」については、C案を支持する。

「差戻し審」については、B案を支持する。(男性、30歳代、静岡県)

裁判員制度設計に望むこと

1 報道規制は原則しない

市民に偏見をもたらす報道を規制するというのではなく、報道制限は必要最低限、かなり限定すべきです。偏見は、市民より裁判官のほうが持っていて、ただ、その偏見を顕在させない、意識・無意識に、顕在化しにくいのが知的水準の高い人たちなのではないでしょうか。少なからず誰もが偏見を持っている。裁判員制度は、そうした「偏見」を前提に、職業裁判官と市民とが力を合わせて、ある到達点を示せる制度にしてほしいと思います。日本の情報の密度は濃く、質が高いとか低いという問題ではなく、法文化を育てていく意味でも、報道の機能は大切にすべきです。

2 新しい公共を芽生えさせて

刑事事件では、重大事件といいますが、それは、死刑判決が問われるような事件と対象を狭く考えないでください。裁判員制度で、是非、隣人監視のような市民参加ではなく、暖かく社会復帰を見守れる、基盤を比較的広域な範囲での市民参加で築いていく、そのきっかけになるような市民の裁判員体験があるといいと感じています。裁

判員に参加した人が、社会のいろいろな問題に関心を持ち、一市民として、社会性のある行動が続いていくような機会に、裁判員制度が機能できるといいと思うのです。

3 裁判員のプライバシーを守ってほしい

市役所などでアルバイトをした経験から、役人は、市民のプライバシーについての配慮に欠けると感じています。いろいろな情報が入ってきて、意外とそうした情報の保管等について無神経な気がします。裁判員となった人が自ら名乗らない限り、個人情報さらされないようにしてほしいと思います。裁判記録に、裁判員名の記録が必要ですが、記録開示ですぐ裁判員情報が出てしまうようなことはなく、手続が必要な形にし、裁判員に安心して参加でき、体験できて良かったという制度設計をお願いします。

4 裁判員の守秘義務について

秘密を持つことは大変辛いことです。知り得たことを人に話してはいけない期間は短く、その内容も最小限に限定されるべきです。また、裁判員になって、人の人生を左右することにかかわったということで、自分の内面にいろいろ変化が起きることがあります。裁判員として仕事をしている間だけでなく、その後も、精神的なサポートや情報提供や交流が必要です。そうした点については、裁判員制度を推進していくための、啓蒙的な取組に始まって、裁判官の研修や、裁判員経験者の裁判員制度についての検証等も含め、調査・研究なども視野において、推進センター的なものが必要だと思っています。(女性、50歳代、東京都)

1 (1) 人数

B案の中の裁判官1人、裁判員11人で行うのが良いと思います。市民の裁判員制度つくろう会のイベントで、この人数で模擬裁判員評議を行いました。裁判官役の弁護士がしゃべり過ぎ、また、初めて集められた裁判員たちは戸惑いが見られました。やはりプロとアマの差というのは大きいので、発言しやすいように大きな人数差を設けることは必須だと思います。でない裁判員がただ「いるだけ」の存在になってしまいかねないと思います。

1 (2) イ 補充裁判員にこのような権限があるのはとても良いと思います。

1 (3) 評決についてはB案が良いと思います。疑わしきは被告人の利益に、ということで、裁判員だけで無罪にすることはあって良いと思います。しかし、C案では結局裁判官の過半数がなければ駄目ということで裁判員が有名無実化し過ぎだと思います。

1 (4) ア 対象事件はA案が良いと思います。裁判員としての国民の司法参加を促すのであれば、その機会を多く設けたほうが良いと思います。

1 (4) ウ このような制度が悪用され、裁判官が裁判員を恣意的に締め出すこともあり得ると思います。B案のほうが良いと思います。

2 (1) 裁判員は20歳からできることにして良いと思います。若い人の意見は貴重です。

2 (2) 欠格事由に「中学校を卒業しない者」と「心身の故障」を入れるのはやめるべきだと思います。これらの人の判断能力を軽視する偏見ではないでしょうか。

2 (5) 辞退事由、それを聞かれる選任手続について

疾病とは違いますが、女性は月経、妊娠、出産、中絶といった体の不調が生じます。私はすべて経験ありますが、どれも、非常に辛いときには裁判員の職務は困難と考えられます。不調の度合いも個人差が激しいですし、妊娠、出産、中絶を行った女性が未婚、学生等である場合、また、人に言えない事情があった場合、たまたま裁判員に選ばれたばかりに思わぬところでプライバシーを暴露したり好奇の目に耐えなければなりません。こんなことまで強要するのは本来の制度趣旨に反するのではないのでしょうか。私はたまたまこのような事情が思い浮かびましたが、男性でものっぴきならないプライバシー事情がある人もいるかもしれません。このようなことを想定して、辞退理由について個別・秘密厳守面接による(女性が女性の面接官のみを指名することも可能)説明を希望するような制度

を設けていただけることを、強く望みます。

2 (8) 違反の場合の罰則

重いものにしていただきたいと思います。(女性、20歳代、埼玉県)

1 (1) ア 裁判員と裁判官の人数

「市民の健全な常識を裁判に活かす」という司法改革審議会意見書の趣旨にかなうのは、B案であり、具体的には「裁判員11人+裁判官1人」を希望します。

1 (2) ア (ア) 裁判員の権限

個々の事件ごとに選出される裁判員は、量刑についての先例情報の蓄積を持ちません。他の事件とのバランスをとるための基準は、結局は裁判官に盲従せざるを得ません。これでは「量刑判断に市民が参加した」ということは単に形だけのことになってしまいます。ですので、「事実認定は裁判員」「量刑は裁判官」という役割分担をして、「それぞれの持ち味を有機的に活かして、事件全体として協働」するシステムを希望します。

1 (3) 評決方法について

被告人を有罪とするには、安易に流れぬため「全員一致」にすべきであると思います。また、裁判員の権限に関して申したように、事実認定については裁判員のみで決定する「独立評決制」を希望します。

1 (4) ア 対象事件の範囲

A案の「法廷合議事件」が適当であると思います。

1 (4) ウ 事件の性質による対象事件の除外

B案の「除外は不必要」と考えます。

2 (1) 裁判員の要件

A案の「衆議院議員の選挙権を有する者」が適当と思います。更に条件を付けて絞りかける必要はないでしょう。

2 (2) ア (ウ) 裁判員の欠格事由

A案の「心身故障のため、裁判員の任務遂行に支障がある者」を欠格事由とするという案に賛成です。

2 (8) イ (イ) 検察官・弁護士に対する事前の情報開示について

いずれの案にも賛成ではありません。A案では、「漏洩についての罰則を定めない」ということと読み取れますが、残念ながら「漏洩に対する罰則は必要」と思います。B案では、「罰則を設ける代わりに、すべてを閲覧に供する」と読み取れますが、罰則を設けても漏洩は起こるものです。ですので、「必要に応じて、一部又は全部を見せない。そして、漏洩情報の多寡にかかわらず、漏洩に対しては罰則を設ける」としていただきたいです。

4 (8) イ 裁判員の判決書への署名の要否、身分終了時期

C案の「裁判官のみが署名押印する」に賛成です。裁判員は署名押印の責任はありません(もちろん、懸命に任務遂行をするのですが)。そして裁判員としての身分は判決宣告時に終了すると思うのが適当と思います。

5 控訴審について

D案に賛成です。控訴審でも裁判員を入れると証人の負担が大変、と説明資料にありますが、運用方法によって負担が軽減できるのではないのでしょうか。例えば、一審の法廷での証言等を(公開可能部分を)すべてビデオ録画化、録音化しておき、二審で裁判員になる人はそれを見て、更に聞きたいことがあれば裁判員の質問方法(裁判官の許可を得て質問をする等)に従って「追加質問」という方式にすれば、裁判員の構成メンバーが変わっても、証人がゼロから証言をし直すという二重手間は省けます。

現行の裁判官だけの裁判でも、必要とあれば証人は控訴審でも証言をするために裁判所へ行かねばなりません。実際に傍聴をして、高裁で延々と証言を求められている証人を見ましたし、必要とあればそれも当然なことです。ここで特に申したいのは、「一審の証言等の模様を二審の裁判員たちが知るために、一審のやり取りの逐語起こしをした書面や、ダイジェストを読む」という方法は絶対に回避してほしいです。

なぜなら、言葉や行動にはニュアンスがあり、同一の「語句」を話してもニュアンスで逆の意味になったりします。その「香り」を正確にうかがい知るには、どうしてもビデオ録画化、録音化が必要と考えます。

ビデオ録画化・録音化について補足

ビデオ録画化・録音化は、裁判の記録のみならず、「取調べ状況の可視化・透明化」という重要な目的のために、「取調べ状況すべての録画化・録音化」をお願いしたいと思います。これは、「裁判員制度」の導入に際しても極めて重要な部分である、と思います。国民が安心して気持ちよく裁判員制度に臨めるように、何とぞ実現化をお願いいたします。

裁判官から裁判員に対する説示のお願い

国民は裁判員として選出されても、大抵は初めての経験なので、「一体どのような態度や考え方で臨めばよいのか」戸惑うでしょう。ですので、予断と偏見の排除のためにも、裁判員自身の裁判に対する主体的な関与のためにも、裁判員のメンバーが更新されるごとに、「裁判所の公開法廷」で、裁判長に裁判員に対する「説示」をしていただきたいです。（女性、40歳代、滋賀県）

裁判員制度について市民の理解を深めるために公開の「裁判劇」とそれに基づいた「模擬裁判」傍聴の機会があり参加しました。その経験に基づいて次の3点について意見を述べます

1 裁判員の年齢について

20歳以上とすべき。模擬裁判の裁判員には25歳以下の人も参加していましたが、年齢に関係なく一社会人として自らの視点を持ち、自分の意見とその根拠を、きちんと言っていました。私たちの身近な若者たちも、大人が真摯に求めた問いには、しっかりとした判断も対応もします。問われるのはむしろ「若者」に問いかける大人の姿勢です。裁判員の資格は選挙権が与えられた20歳以上とすべきです。

2 裁判官と裁判員の比率

裁判官は少なく、裁判員は多く。その比率は4倍以上。

模擬裁判を通じ、私も与えられた資料に基づいて自分なりの意見・判断を持っていましたが、公開された第1裁判体（裁判官1名、裁判員8名ほど）の審議での一人一人の裁判員の意見を聞く過程で、私が見落とした視点、あるいは意見や論理の展開等で自分の意見が変わっていくのを体験しました。一人の人間の思慮、視点には限界があります。それはいかに経験を積んだ裁判官でも同じはずです。安原裁判長のコメント「事実認知の能力は同等と考えます」は本当だと実感しました。判決とその中身は、たとえ私自身のものとは違っていても、真剣な議論の結果として、納得をもって理解できました。多くの人の自由闊達な意見による審議の結果であれば、実際の裁判が「裁判劇」と違って市民に見えないところで進行していても、現在の裁判より信頼感のもてるものになると思います。

判決が、第1、第2、第3裁判体と違ったのは当然です。このときの第2裁判体も、判決に至る理由はそれなりに理解、納得のできるものでしたが、第3裁判体の判決を聞いて、居合わせた参加者からどよめきが起こりました。「市民感覚とかけ離れた判決」と受けとめられたのだらうと思います。判決の理由と裁判の構成員の説明を受けて、そのような結果になる要因は、裁判官と裁判員の構成比にあると考えました。私の結論は「裁判官はできるだけ少なく、裁判員はできるだけ多く」です。

3 守秘義務について

判決が確定した後は守秘義務は解かれるべき。

裁判は公開（傍聴できる）の場で行われるのが市民社会の鉄則です。人が人を裁くことから、少しでも間違いを少なくするために、より正義が実現でき、後の検証にも耐えるように制度の改革を行ってきた歴史があり、今回の裁判員制度の導入も同じ理念上にあると理解します。裁判員が審議の場でそれぞれの意見を自由に言え、民主的な手続を経て結論に達したのであれば、自らの意見に責任を持つ上でも、判決が確定した後は守秘義務は解かれるべきです。生涯の守秘義務を課すのは、情報公開や説明責任という社

会の透明性を追求する今日の市民社会の流れに逆行するもので、むしろ判決に対する自信のなさを表し、司法に対する信頼を築く上ではマイナスになることが懸念されます。
(女性、50歳代、滋賀県)

現在の日本の司法制度では、公判に提出されない証拠について、弁護側に開示されず、検察側がすべて証拠を握っています。国連の規約人権委員会からも指摘されているように、検察側が証拠を独占しているような現状は不公平であり、弁護団への証拠開示を保障する必要があると考えます。証拠の公平・公正な取扱い、弁護側への証拠開示は国際的な流れです。

また、証拠開示の範囲は、原則的に全証拠を開示すべきで、証拠開示による弊害が予測される場合は、むしろ例外として開示しないとすべきです。開示できない証拠についてはその理由を明確にし、適当な人がその理由が合理的かどうか確認するなど、何らかの方法で公正さを確保すべきだと思います。

先日、神奈川県警戸部警察署で取調べ中に自殺したとされていた男性が警察官による誤射による死亡であったと認定する判決が出ました。判決は「事件の証拠を消し去り、不公正な捜査を行った」と批判し、県警の組織的証拠隠しの可能性も指摘したと報じられています。名古屋刑務所等での法務省職員による暴行死傷事件でも証拠隠しが行われていたと指摘されていますが、このような権力による証拠隠しがまかりとおっているからこそ、公権力による人権侵害は跡を絶たないのではないのでしょうか。証拠隠しこそ人権侵害、不公正・不正義を引き起こすのです。その典型的な例が冤罪だと思います。

これまでの裁判の中には、大変多くの冤罪事件がありますし、現在も、係争中の事例がたくさんあります。我が国では、これまで多くの冤罪事件、誤判事件が起きたことを教訓にしなければいけないと思います。特に、冤罪が長期にわたる人権侵害であることを考えれば、冤罪をなくし、誤判からの救済こそ迅速に行わねばならないし、そのためにこそ、証拠開示の改善、改革が必要だと思います。刑事手続の改革の検討に当たっては、特に、再審請求では全面証拠開示が保障されるべきですし、少なくとも検察官手持ち証拠のリストを弁護側に公表し、何を持っているかを明らかにすべきです。

また、「自白」が冤罪の原因の多くになっていることを考えれば、「自白」について多くの疑問点や矛盾点について市民常識によるチェック機能が必要になってくると思います。そのために、裁判員制度を市民の常識や見識を活かせる制度にする必要があります。裁判員(市民)が意見を述べやすいように、裁判員の人数を圧倒的に多く、裁判官を少なくすべきです。裁判員は11人程度、裁判官はプロフェッショナルであり1人が2人で足りると思います。

そして、裁判員制度の前提として、裁判に入る前の証拠収集や証拠開示を充実させることが必要だと思います。双方の主張を、裁判員が短時間で十分理解するためにも、裁判に入る前の準備が大切です。そのために、検察側だけでなく、弁護側についても、裁判の準備の段階からすべての証拠に十分目を通せる権利を法制化する必要があります。裁判員制度を機能させることと、刑事手続の迅速化及び公正化はセットになるはずで
す。(男性、40歳代、広島県)

1 はじめに

私は、裁判員制度が司法制度改革の中で検討されることを歓迎しています。

なぜなら、これまで裁判所は、国民一般の生活からかけ離れたいかめしい存在でした。そこで働く裁判官も世間一般の世論に煩わされることなく、世俗を超越した純法曹の世界で生活しながら裁判にかかわってきたと言えます。こういう世界では、必然的に国民全体の世論の動向からかけ離れた思考を持つ密室的存在にならざるを得ませんでした。明治以来今日までのこのような超世俗的司法制度は、今日の民主主義的世の中では、改革しなくてはなりません。以上の観点から、私は、裁判員制度の確立を強く願うものです。以下に、個別的事項について意見を述べさせていただきます。

2 裁判官と裁判員の人数

たたき台のB案に賛成です。これまでの司法制度から突然全く新しく素人として、裁判員に任命される可能性のある一人として、裁判員が裁判官と同数以下では、裁判

の過程で、裁判官の意見に圧倒され、自由な意見を表明し難い雰囲気醸成されてしまうことは否めません。したがって、裁判員の数は、裁判官の3倍ないし4倍にして自由に見解を述べるができる雰囲気を作り出すことは人間社会の常道ではないでしょうか。

3 評決について

私は、B案に賛成です。被告人に不利な裁判においては、裁判官1名でも裁判員を加えて過半数なら評決できるように裁判員のウエイトを重視すべきです。これは、あくまで裁判員として選ばれた国民の良識を信ずるからです。

4 裁判員及び補充裁判員の選任について

私は、A案の要件を支持します。なぜなら、国民の良識に立脚する立場から、年齢を25歳あるいは30歳以上に制限する理由は何も存在しないからです。

5 裁判員候補者の召喚

検察官及び弁護士に対する事前の情報開示について

私は、B案に賛成です。裁判官は、裁判員候補者の質問票に対する回答の写しを検察官及び弁護士に閲覧させるのであって、一般に公開するものではありません。したがって、回答内容を一般に漏らしてはなりません。

6 証拠調べ手続等

裁判の長期化は証拠調べが長引くためでもあります。したがって、第1回公判期日前に裁判官などによる証人尋問を活用するようにしてください。また、鑑定に長時間費やすことがないように、公判前に、鑑定を済ませておくことが必要でしょう。

7 控訴審

控訴審においても裁判員が裁判に関与し、判決にも参加できるようにしたいと思います。(男性、70歳代、東京都)

1 裁判官と裁判員の人数は何人ぐらいが良いか

司法試験制度の改革により将来的には裁判官も増えると思われるが、現状では少ないので、一つの事件に多くの裁判官を充てることはできない。これをやれば判決の遅滞という結果に至るのは歴然としている。そうなれば、社会的な批判はますます高まる。したがって、現状では多くの裁判官を充てたくても充てることができない状況にあるはず。しかし、重大な刑事事件に限定するというのなら、無理しても当面3人の裁判官が適切と判断します。裁判官は多忙であるし万能ではない。間違いもあるかもしれない。その意味で、1人の裁判官では間違いもあるかもしれない。3人ならより常識的な裁判が可能ではないだろうか。裁判員は何も裁判官の判決を評価するものではないはず。あくまで一般常識から見て逸脱していないかのチェック機能のほう。違う立場から見て判決の妥当性を議論し、評価する機能である。特定の裁判官だけの判決だけでなく、複数の裁判員の意見を付加することの意義は大きいと思われる。したがって、裁判員は3～5人ぐらいが適当ではないでしょうか。

2 裁判員が参加する事件は重大な犯罪が適当か、軽い刑の犯罪が適当か

もともと軽い刑に対して批判があったわけではない。重大な犯罪の判決が社会常識から見てどうかということがあったからではないか。そのことから、重大な犯罪のみに裁判員が関与するのが妥当と思われる。ただ、重大な犯罪の定義はまだ詰める余地があるのでないか。初めから無期や死刑と決め付けること自体大変危険ではないでしょうか。過去の判例で10年とか15年とかの懲役刑でも、本来は無期に相当する場合もあるかもしれないし、逆もあるのではないのでしょうか。このようなことから、死亡事件になっていなくても、社会的に影響度の大きい犯罪といったようにある程度の枠決めは必要と思います。

3 裁判員を選ぶのは抽選か、何らかの基準を設けて選ぶのが良いのか

責任の重大性にかんがみ、誰でもいいというのはこの制度の本来の主旨を曲げてしまうおそれがある。少なくとも調査に時間を掛けることができる人であり、社会常識を持ち合わせているという人が望ましい。例えば、経験豊富な主婦、企業の役員を退任した人、地域の世話人、公務員を退職した人といった人が望ましいのではないでし

ようか。こういった人をいくつかの分野に分け、候補者をリストアップしておく。この中から抽選で選ぶというなら、これもいいのではないのでしょうか。

- 4 被告人が裁判員の裁判を辞退できるようにするか、できないようにするか
辞退できないようにする。そうでないとこの制度が意味をなさなくなる。
- 5 警察官や検察官が捜査で作成した書類、特に被告人や参考人の供述調書を証拠に使えるようにするか、使えないようにして裁判員のいる法廷で証言したことだけを証拠にするか
バイアスがかかるおそれがあるので、法廷で証言したことだけを証拠にするのがいいのではないか。
- 6 裁判員は有罪、無罪だけを判断するのか、刑の重さも判断するのか
採用されるかどうかは別として、刑の重さについても意見が出せるようにしたほうが良い。有罪、無罪の判断も大事であるが、刑の重さについても社会常識と司法の常識とが違う場合もあり得る。(男性、大阪府)

1 基本構造について

(1) 裁判官と裁判員の人数

A案は、市民の自由で独立した判断をいかすと言う視点からすれば、不相当であることは自明である。すなわち、A案は市民の意見を単なる参考意見として位置付けるものであり、司法改革の名に値しない案であることを自覚されたい。

市民の独自性を生かすためには、良心及び法律にのみ拘束され、独立してその職権を行うことが必要であるが、そのためには、専門家である裁判官からの影響をできる限り少なくすることが重要である。かかる観点からすれば、裁判官の数より裁判員の数を圧倒的に多くすることが必要であることは明らかである。司法改革の名に恥じないように、B案の中でも、特に裁判官1人に対して裁判員11人の構成を採用されることを切望する。

(2) 裁判員、補充裁判員の権限

裁判員、補充裁判員の権限に関する規定のみではなく、評議における裁判官の権限を、法律事項に関するアドバイザーに徹するように法定すべきである。裁判に慣れていない裁判員が緊張しつつ、有罪・無罪に対する自分の心証を形成することこそが重要だからである。

また、裁判員は法廷で直接得られた証拠にのみ基づいて判断すべきことを、確認的に規定すべきである。非法律家である裁判員に調書を読ませることが適当でないことは明らかであるし、迅速な裁判の観点からも適当でないから、特に、否認事件においては調書を証拠としてはならない。

(3) 評決

評決は、裁判員の特別多数決によって決定される独立評決とし、別途独立になされた裁判官の判断と一致した場合には、裁判官が最終的に評決と同じ判決を下し、両者の結果が異なるときは有罪が立証されなかったとして、裁判官が無罪の判決を下す方式が最も合理的であると考えられる。

(4) 対象事件

ウの「事件の性質による対象事件からの除外」は、抽象的過ぎて理解し難い。具体的な事例について検討すべきである。安易にこのような例外を設けることの利点はないと考える。したがってB案が妥当である。

2 裁判員及び補充裁判員の選任

(1) 裁判員の要件

裁判員の要件を、選挙権を有するか否かではなく、現実に社会の一員として生活しているか否かの基準である、住民票に登録された市民であるか否かを要件とすべきである。社会の変化が激しい今日、20歳以下の若者の意見を積極的に反映させることが重要であるほか、国際化に対応して、在住外国人の意見も反映させることが重要である。

(2) 欠格事由

欠格事由は特に設けず、除斥によって対処するべきである。

(3) 就職禁止事由

就職禁止は、裁判官と検察官だけでよいと考える。その他の場合は、辞退理由となるか否かで対処可能である。例外は少ないほうが、民主主義の制度として良く機能するはずである。(男性、60歳代、東京都)

1 選挙人名簿より無作為に選出することには、不安が大きい。

人生経験の浅い人、日常生活で自立していない人、常に周囲の住民に迷惑を掛けている人、自動車運転中にマナーを守らない人、社会常識に欠ける人＝自己の損得のみに拘る人等々、不適格と思われる人々が我々の周囲には多く居住し、摘発されていない軽犯罪と言えるものは、周囲には常に発生しております。これらの人々が「裁判員」になったら、正当な判断ができるとは言い難い。また、現在の我が国は、犯罪の多発、低年齢化、凶悪化等々、もし民間人が「裁判員」になると、買収や脅迫や恐喝暴行等々の発生も憂慮されます。「裁判員」は、それらにも屈することなく、正当な判断をなし得る人、すなわち、人格、知識、意志強固、公正な人を選ばなければ、正当な裁判は期待されません。大岡越前守とは申しませんが、実情や現状にあった裁判、判決を期待するのは困難とは思いますが、選出に関しては、過去の社会経験年数や経験職業等を勘案して、その中よりの無作為選出であれば、ある程度の公平は保てると思います。

2 重犯罪にのみ出廷とすることには、法廷の不公平感があります。

犯罪は、軽微とか重いつかの判別より、「日本社会における犯していけないことを犯した。」ことが大事だと思います。「裁判員」は、常に法廷にあり、日本国民の常識を持って判断する立場の人として参加すべきだと思います。現行の裁判判決等を見ますと、裁判官の常識を疑いたいのもあります。被害者の立場より加害者を擁護する様な判決。裁判官は司法試験に合格した法律には詳しい人ではありますが、ときとして社会常識に疎い人もおられます。昔読んだ京都大学法学部出身の裁判官の随想の中で、窃盗容疑の裁判で、金銭の入手経路を尋ねたら「生活費はパチンコで稼いでいます。」と供述したが、その指を見るときれいな指だった。この裁判官は学生時代、勉強の合間には、いつもパチンコをしていたので、当時のパチンコ台は一つ一つ指を使い玉入れ、弾きを繰り返すため、指に「タコ」ができていた。判事は容疑者に「パチンコで稼ぐには、指には、こんなタコができるものだ。」と示したら、容疑者は窃盗を認めたと。「自分がパチンコをやっていなかったら、誤った判決になったかもしれない。」と述べてあった。

学問も大切ですが、経験はもっと大切です。一般社会の生活経験の豊富な人が加わることにより、加害者や被害者の心情を見抜くことも多々あるかと思えます。

3 身分の保障について。

通常は一般社会人である者が、ときとして「裁判員」となることは、そのときのみ国家公務員としての「義務」と「責任」を負わせられることと思われれます。しかし、解任後において、判決に対しての不平不満を持ってこられることも考慮しなければなりません。そのときは、一般社会人であり、どう対処すればよいのか。この世の中には無法人があり、報復とか、嫌がらせ等があることは予測すべきだと思います。公平な判決も、被告人並びにその家族や身内には不服があるものです。

そのようなときに、どう対処すべきか？心配になります。

以上 思いつくままに列挙いたしましたでしたが、制度の主旨としては誠に結構ですが、運用面において多少の難点もあると思います。(男性、長崎県)

現状の刑事裁判で、強盗殺人などで刃物を持って強盗し、殺す気はなかったと裁判で被疑者が述べる場合があるが、殺す気がなければ刃物など持つ必要もない。

酒を飲み、あるいは麻薬を打ち刑事事件などを起こすと、心身喪失が刑事裁判で取り上げられるのもおかしいことである。裁判は常識の問題で、法律が古ければ改正すればよいことですね。

「裁判員休業」の保障が設けられ、裁判のため会社を休んでも不利益な扱いを受けな

いことを保障されるの部分があるが、

1 中小企業、個人企業に法務省が通達で知らせるのですか。子育て中の母子家庭など、法廷に出席中の母親が留守中子供の面倒を見る対策はどのようにとられるのですか。

その他に、

2 市民から選ばれた裁判官はずぶの素人で、今までの裁判を報道などを見て研究している人は審理に入っても裁判員として役目を果たせるかもしれないが、国民の法律に対する常識欠如が大きくなっているとき、ハイ裁判員をやってくださいといっても法律知識が全然ない人には、やはりある程度の勉強する期間を与える制度があってもいいのではないのでしょうか。

3 裁判員が量刑も決定する場合は、相当悩み、知人や配偶者に意見を聴く場合があることが想像されるが（秘密を漏らす）、秘密を漏らせば懲役刑のおそれと、判決を担当した裁判で刑が確定し終了した裁判まで義務がつきまとうと精神的苦痛が大き過ぎる。これは、精神的患者の増加を招き、雇用を失うことも考えられる。

専門職業裁判官は事件審理に集中できるが、生活していくための職業を持つ裁判員に刑を科すことは酷である。また、母子家庭などで母親が懲役刑を受けた場合など、残された子供をどのような方法で育てるのですか、母親の愛情もなく育てるのであれば、施設に預ければ終りでは子供の将来に影響する。

4 日本は秘密を漏らすのが常識的な国である。

裁判員になったことが知れると、被告人の関係者が接見や強迫してくることも考えられるが、接見者に対する罰則規定が必要です。

裁判員としての仕事が終わったときも、報道（特に週刊誌）関係者は裁判員からコメントなど取るべきでないし、裁判員の名前も公表すべきでない。日本の犯罪検挙率が低下しているとき、裁判員に危険が及ぶこともある。

5 裁判員を選ぶとき、刑事被告人に関係する知人や関係者を排除するには個人情報を得なければならないこともあるが、この場合、個人情報を提供する側が個人情報を漏らした場合の罰則規定をどのようにされるのか。

6 裁判員制度導入で欠陥が表面化した場合、発足後何年で制度改革するか明記すべきでしょう。

裁判員制度導入は裁判の長期化を防ぐことも一つの目標と思われるが、最高裁に上告される件数が現状より増えれば、裁判制度の改革どころか、審理の停滞と被告に対する国選弁護料の国費の増加を招く。

1 裁判員制度基本構造の主要項目に対する意見

(1) 裁判官と裁判員の人数：B案賛成、ただし、裁判員の人数は裁判官の2倍程度が適当かと思われる。

(2) 裁判員、補充裁判員の権限は、原案どおり賛成

(3) 評決：B案賛成

(4) 対象事件：A案賛成

2 裁判員制度について

(1) 「裁判員制度」の導入には賛成

国民が司法に参加できることは、公正な裁判を進める上で意義深いものがある。我が国の司法制度はかなり遅れていると言わざるを得ない。

司法改革の必要性

現在の司法制度では、ますます高度化・国際化・複雑化が進む社会情勢の中で、市民や企業のニーズに、十分には応えられていないと思われる。

これにはいろいろな理由が考えられるが、一つには、弁護士の人数が全国で約2万人のうち、東京に1万人弱、大阪に3千人弱と東京や大都市に集中し、弁護士の過疎の地方都市が多いものと推察できる。

二つには、裁判官はもちろん法律の専門家には違いないが、市民生活や社会常識に疎いことは、実際の裁判において身をもって体験したところである。また、いく

ら訴えても聞く耳を持たぬ態度には呆れ果てた次第である。

三つには、弁護士にいくら説明しても、言うな、言うなの一点張りで、裁判官に遠慮ないし追隨している態度に、情けない思いをしたことがある。

これらの原因は、戦後の×式の教育で考える力の欠如や司法試験にも問題があるのではないかと考えられる。

(2) 「裁判員」の無作為な選任には反対

裁判員は、一般の国民から無作為にリストアップされた人の中から選ばれることとされており、国民の司法参加により、国民の司法に対する理解と支持が深まるといふ点では理解できるが、その反面次のような弊害が予想される。その対策の検討が必要である。

ア 選挙人名簿から無作為に選ばれた「裁判員」が、重大な刑事裁判の審理や解決に加わり、果して正しい判断ができるであろうか、はなはだ疑問である。

イ 裁判官と裁判員とは、原則的には対等な権限と義務を負うと思われるが、しかし、法的専門知識と強大な権限を持つ裁判官が、力関係で自分の考えを主張し、裁判員の主張を抑え込むことは、十分考えられる。

ウ 裁判員には、無期限で罰則付きの守秘義務を課され、守秘義務違反に懲役刑まで科すと報じられている。一方、裁判官の守秘義務違反には罰則がないという。このような片手落ちな制度には怒りを感じる。

やはり、裁判内容にふさわしい、法的知識と豊富な社会経験を積んだ公正・公平な判断力を有する裁判員を選ぶ必要がある。また、同じ裁判を担当する裁判官と裁判員との間の不公平な制度は是正すべきことを要望する次第である。(男性、70歳代、大阪府)

私のような一般市民が、裁判の進行状況や、結審し、被告人にどれ位の量刑で求刑が行われ、判決の結果、量刑がどの程度であったのか、控訴したのか否か、等の裁判情報を知るのはマスメディアに取り上げられるごく限られた事件のみの裁判についてであります。その取り上げられた裁判は、世間の注目を集めた重大事件とか、人々が関心を寄せるはずの裁判であると考えますが、それらの判決を見る限り、共通して感じることは、検察側の求刑に対して7～8割の量刑で判決が下されているのがほとんどのように見受けられます。求刑どおりの判決が出ることはないと言っているのではありません。少ないと言いたいのであります。

事件ごとに十分証拠調べが行われ、証人尋問がなされ、弁護側の意見も聴取し審議された結果の検察の求刑であるはずですが。そこには、裁判官の裁量権がありますが、慣習というか慣例というか、判例が影響しているのか、とにかく一般市民には上述のごとく映るのであります。被告人の罪状にかんがみ被告人を裁くのが裁判であり、そこには被害者が入る余地はないのが現行の裁判制度と理解しておりました。しかし、ごく最近になって、被害者の意見陳述が法廷で取り上げられたり、被害者がその犯罪のためにどれほどの物質的、精神的、直接的、間接的に被害を受けた、その心情を法廷で述べてその結果、裁判官が判決に酌量した、といったケースもあるやに聞いております。このケースはまれで、すべての裁判では実現不可能でありましょう。また、被害者の心情を裁判官が聞いて量刑に影響を与えたのか否かは裁判官のみが知ることであり、いずれにしても、裁判官の判断一つで量刑が左右されるのが現行の裁判制度であります。

したがって、その裁判官の判断が常に正確無比であるかといえ、やはり一人の人間である以上、判断ミスもあれば認識不足もあり、また、その人の人柄や、場合によっては感情が影響することが皆無とは言えないのではないかと思います。

そこで、この度の裁判員制度の導入ですが、刑事裁判に限り、一般市民の、それも司法には全く縁のなかった人たちに裁判に参加してもらい、有罪、無罪の判断から量刑の裁量まで、利害関係のない立場で参画してもらおう案は、我が国裁判制度にとって正に画期的な試みで、多いにその制度の導入と成功に期待する者の一人であります。米国における陪審制度は、12人の全員一致が原則で有罪、無罪の評決を行うが、量刑は裁判官の判断で決せられる、と聞いておりますが、我が国の裁判員の場合は、量刑まで合議す

るところが、一般市民感覚も、多少は別にしても盛り込めるのは米国の制度より一歩進んでいると評価できると考えます。

以上が、司法には全く縁のない一市民の裁判員制度に関する一意見であります。

次に、裁判員制度についての「たたき台」に関してであります。

1 基本構造、裁判官と裁判員の人数、ア、合議体の構成についての意見であります。

合議体の構成は、B案が妥当かと思慮いたします。その理由として、A案では裁判官3人に対し全く法曹に無縁の一般市民で構成される裁判員が同数又はそれ以下では、司法の専門家の裁判官の意見に絶えず同調せざるを得ない可能性が高く、裁判に素人の裁判員の意見が裁判官と食い違ったときなどに抑え込まれてしまって、一般市民の感覚がいつも盛り込まれなくなり、飾り物の裁判員になってしまう可能性があるということです。したがって、B案なら、専門家1ないし2に対し素人が9ないし11人ぐらいで初めて対等の合議が可能になるのではと考えます。せっかく、司法に無縁の素人裁判員を取り入れる趣旨を勧案するに、専門家以外の違った観点も取り入れようとするとき、専門家以外の声も十分出せるような環境を作っておくことが大事であると思慮いたします。

2 裁判員及び補充裁判員の選任

裁判員の要件については、A案、B案、C案の3案がありますがC案が私は妥当かと考えます。理由は、少子高齢化の現状から、ますます高学歴化が進むとすれば、20歳や25歳では、ほとんど豊かな社会生活の経験は期待できず、世間知らずの裁判員や学校出たての裁判員が誕生する可能性があり、選挙権があっても少なくとも30歳以上の方が社会生活から得た世情や知識が20歳や25歳より豊なはずと考えるからです。

(3) 就職禁止事由、ア職業上の就職禁止事由で(キ)及び(シ)で取り上げているのに、次の(4) 除斥事由、クで再度取り上げる必要性はないのではと考えますがいかがでしょう。(男性、60歳代、兵庫県)

1 裁判員等の義務及び解任について

裁判員及び補充裁判員の義務について

オとして提案された「職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする」との義務は、「職務上知り得た秘密については、その秘密の開示が公共の利益又は第三者の正当な利益を害するものであるときは、その秘密を漏らしてはならないものとする」という限定を設けるべきです。何の限定も設けないものとするれば、裁判員に与える精神的負担が過大となるだけでなく、裁判員裁判の改善に必要な情報の開示も制限されるおそれがあり、好ましくないと考えるからです。

2 公判手続等について

(1) 総論について

裁判員に不合理な負担を負わせることを避けるためには、提案された「裁判員の負担を軽減しつつ、実質的に裁判に関与することができるよう、迅速で分かりやすい審理が行われるように努めるものとする」との努力規定が、実現可能なものでなくてはなりません。そのためには、「裁判員の負担を軽減しつつ、実質的に裁判に関与することができるよう、全面的証拠開示制度のもとに迅速で分かりやすい審理が行われると同時に、必要に応じて評議において公判における審理の内容を確認できるように、リアルタイムで再現することのできる速記録を公判で採用することが必要である。」とすべきです。証拠の開示が十分でなければ、妥当な判断をすることができないのは、裁判員はもとより、裁判官でも同様であると考えます。また、評議において公判での審理内容を容易に確認することができれば、裁判員が公判でメモを取る必要がなくなるので、審理に集中することができます。

(2) 証拠調べ手続等について

イにおいて提案されている、「証拠調べは、裁判員が理解しやすいよう、争点に集中し、厳選された証拠によって行わなければならないものとする」とは不十分であり、「...しやすいよう、全面的に開示された証拠の中から、争点に集中し、

検察官、弁護士及び裁判官による公判前準備手続によって厳選された…」と明記されるべきです。全面的証拠開示が前提とならなければ、証拠を厳選するということが空文化するからです。

さらに、提案された「供述調書の信用性等については、その作成状況を含めて、裁判員が理解しやすく、的確な判断をすることができるような立証を行うこと」については、「供述調書の信用性については、その作成状況を録音・録画によって検証できるようにし、裁判員が理解しやすく、的確な判断をすることができるように立証しなければならない。」と、より明確な表現とすべきです。供述調書の認否が争点になって裁判が長期化することを避けるためです。また、提案された、「一定の期間を要する、鑑定のための事実的措置は、できる限り、公判開始前に行うこと」については、「…事実的措置は、できる限り、公判開始前に行うこと」ではなく、「…事実的措置であっても、原則として公判開始前に行われなければならない」とすべきです。鑑定も含め、すべての証拠は公判開始前にそろっているべきだからです。

(3) 判決書等について

C案の「判決書には裁判官のみが署名押印するものとする。裁判員の身分・任務は判決宣告時に終了するものとする」が妥当です。裁判員は、有罪とする検察官の立証に納得したかどうかを評決によって示すだけであり、独自の立証をするわけではないからです。量刑についても、検察・弁護側のいずれの主張に分があるかを判断し、場合によっては修正を要求するにすぎないし、法律的判断ともいえる量刑の妥当性については専門家である裁判官の判断に頼らざるを得ないから、やはり署名押印する必要はないと考えます。

3 控訴審について

B案の、「控訴審では、裁判官のみで審理及び裁判を行うが、訴訟手続の法令違反、法令適用の誤り等についてのみ自判できるものとし、量刑不当及び事実誤認については自判できないものとする。」又は、D案の「控訴審においても、裁判員が審理及び裁判に関与するものとし、覆審構造とする。」が理論的に妥当であると考えます。なお、D案の場合には、裁判員の人数を一審よりも多くしたり、全員一致の評決制度とするなど、上級審にふさわしい制度とする工夫が必要であると考えます。(男性、60歳代、東京都)

- 1 骨格案によると、裁判員(候補)に選ばれた場合、質問手続や公判への出席は義務となり、出頭しなければ行政罰である過料を科せられる。とすれば、本来の職を全うするための対応策を盛り込まねばならない。裁判員となった人の生活権はどのように保障するのがあいまいである。さらに、義務違反とする場合、やむを得ない事情をどのような範囲とするのかなど、十分な論議がなされていない。事業主に対しては、裁判員が裁判員休業を取ったことを理由に解雇など不利益な扱いをすることを禁じることに、漠然としている。
- 2 秘密を漏らしたり、裁判所の質問に虚偽回答をすれば懲役・罰金など刑事罰も科せられる。これは、裁判員に課せられた義務違反であるが、同様のことは裁判官にも課せられるべきである。そもそも、司法制度改革がなぜ必要かという背景には、現行の裁判制度が形骸化し、裁判官自身の資質が問われるような事件や判決が多々見られているからとも解釈できる。裁判官が秘密を漏らす、裁判官が検察との談合により虚偽の事実を作ったことが陪審員によって明らかにされた場合、懲役、罰金だけでなく裁判官身分の一定期間の停止も必要である。なお、秘密とは何かであるが、公開された裁判終了後、公開内容及び自分の意見については、言論の自由をもって開示してもよいはずである。
- 3 裁判員の選任では、衆議院議員の選挙権を有する者で、「20歳以上」「25歳以上」「30歳以上」の3案を示している。犯罪の低年齢化が進んでいる中、年齢としては「20歳以上」を推奨する。国会議員や警察官、自衛官など裁判員になれない職業が規定されているが、国民の一人として全員参加が望ましい。むしろ、これらの職

業については辞退できる職種とすればよいと考える（なお、辞退しなかった場合、不利益な扱いをすることを禁ずることは当然である）。禁固以上の刑に処せられた者も裁判員になれないとされているが、そのような刑の経験があればこそ、参加はあってもよいだろう。選ばれた場合に辞退できるのは、70歳以上の高齢者や学生らに限定し、自営業者や会社員らの「仕事上の都合」は認めないことについては、個人商売などを行っている人の場合あきらかに無理がある。仕事上の都合は相応の理由として認められるべきである。また、病気療養中は辞退理由に該当するといえる。

- 4 対象事件も、1年以上の懲役・禁固が定められた事件（00年で約4500件）とする案と、そのうちの故意に被害者を死亡させた罪（同約850件）に限定する案まで幅を持たせた。これについては、弾力的運用として考えていくべきであろう。
- 5 報道に関しては、裁判員への接触（取材）禁止のほか、「報道機関は事件報道に当たっては、裁判員に事件に関する偏見を生じさせないよう配慮しなければならない」との努力規定を設けている。特定の人物を容疑者扱いする報道などをけん制するねらいといえるが、既に警察情報において特定の人間を容疑者としてあたかも犯人とするような事例がある。代表的なのは松本サリン事件である。このような場合、問題となるのは警察の安易な情報リークといえる。むしろ、公平な報道を期待するのなら、裁判終了時の裁判員の意見は重要と考えられる。報道の自由は民主主義の原点である。接触禁止については、裁判終了までというような期間限定とすべきである。
- 6 事件や裁判の報道が「偏見報道」として禁じられる余地がある規定の全面的な削除が必要である。また、裁判終了後の裁判員への接触（取材）について規制してはいけない。したがって、裁判員の守秘義務の範囲や期限を明確にすべきである。審理終了後、どのように議論されたのか裁判員に取材してチェックしないと、この制度は成熟しないだろう。これまでのいくつかの裁判判例を見る限り、いい加減のものがある。したがって、国民のチェック機構としての報道は重要性を持つ。刑事事件や裁判の取材・報道が制約を受けた場合、国民の知る権利は著しく侵害される。「表現の自由」「報道の自由」「知る権利」は保障されねばならない。骨格案が裁判員に期間の定めのない守秘義務を課している点について、義務の範囲や期限を明確にし、裁判員への接触禁止の規定については報道機関が裁判の経緯を事後的に検証することが必要な場合もあり、退いた人にまで接触禁止の網をかけるべきでない。
- 7 冤罪をなくすため、刑事裁判に公正な証拠開示制度を導入すべきである。裁判員や弁護士、被告人から証拠開示が求められた場合、開示を拒否してはならない。この項目を新規に追加すべきであろう。
- 8 人数比率については、裁判官「3人」に対して、裁判員「6人」が良いと考える。（1：2）どちらも複数必要。（女性、50歳代、北海道）

1 基本構造

(1) 裁判官と裁判員の人数

ア 合議体の構成 A案を可とする。

イ 補充裁判員 可とする。

(2) 裁判員、補充裁判員の権限 可とする。

(3) 評決

ア C案を可とする。

イ 可とする。

(4) 対象事件

ア 対象事件

(ア) 原則 C案を可とする。

(イ) 可とする。

イ 訴因変更の場合の取扱い 可とする。

ウ 事件の性質による対象事件からの除外 A案を可とする。

2 裁判員及び補充裁判員の選任

(1) 裁判員の要件 C案を可とする。

- (2) 欠格事由
 - ア 可とする。(ウ)についてはA案を可とする。
 - イ 可とする。
- (3) 就職禁止事由 可とする。
- (4) 除斥事由 可とする。
- (5) 辞退事由 可とする。
- (6) 忌避理由 可とする。
- (7) 裁判員候補者名簿の作成 可とする。
- (8) 裁判員候補者の召喚 可とする。イ(イ)についてはA案を可とする。
- (9) 質問手続 可とする。
- (10) 裁判員に対する補償 可とする。
- 3 裁判員等の義務及び解任
 - (1) 裁判員候補者の義務 可とする。
 - (2) 裁判員及び補充裁判員の義務 可とする。
 - (3) 裁判員及び補充裁判員の解任 可とする。
- 4 公判手続等
 - (1) 総論 可とする。
 - (2) 準備手続(刑事裁判の充実・迅速化関連) 可とする。
 - (3) 弁論の分離・併合 可とする。
 - (4) 公判期日の指定(刑事裁判の充実・迅速化関連) 可とする。
 - (5) 宣誓等 可とする。
 - (6) 新たな裁判員が加わる場合の措置 可とする。
 - (7) 証拠調べ手続等 可とする。
 - (8) 判決書等
 - ア 可とする。
 - イ B案を可とする。
- 5 控訴審 A案を可とする。
- 6 差戻し審 A案を可とする。
- 7 罰則
 - (1) 裁判員等の不出頭等 可とする。
 - (2) 裁判員等の秘密漏洩罪 可とする。
 - (3) 裁判員等に対する請託罪等 可とする。
 - (4) 裁判員等威迫罪 可とする。
 - (5) 裁判員候補者の虚偽回答罪 可とする。
- 8 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置
 - (1) 裁判員等の個人情報保護 可とする。
 - (2) 裁判員等に対する接触の規制 可とする。
 - (3) 裁判の公正を妨げる行為の禁止 可とする。
 - (4) 出頭の確保 可とする。(男性、神奈川県)

裁判員と裁判官の構成はイタリア式の6対2が適当と考えます。コンパクト論と裁判官のリードに負けない数の裁判員という議論が錯綜しているように思えますが、まず裁判官は2名が適当です。死刑事件を含む重大事件ということを考えると、裁判官1名では荷が重過ぎますし、評議の議長を1名が担当し、法律論や量刑資料の作成、判決書の起案等をもう1名が担当するという分担を考えると、もう一人の裁判官は不可欠です。しかし、合議の充実という意味での右陪席裁判官の役割は裁判員が担当することができると思えます。裁判員の数については、評議の効率、判決書作成のための争点に沿った議論の必要という視点からは、その数が多過ぎることは議論が散漫となる危険があり、他方少ない数では市民感覚が生かせません。そのバランスを考えると、イタリアの参審員制度の上記数が参考となると思われます。

裁判員の選出は起訴後直ちに行い、公判担当裁判官以外の裁判官が早急に基礎的レク

チャーを実施し、その後希望者は準備手続に参加できる制度とすべきです。

裁判員が準備手続に参加できるかについては、賛否両論ありますが、準備手続の重要性を考慮すると、裁判員の任意参加を拒否することは適当ではないと思われます。また、裁判員がいきなり訴訟手続に参加することは困難ですから、無罪推定の原則、伝聞法則等について何らかのレクチャーが必要と思われますが、陪審の場合と異なり、説示を公判担当裁判官が行うことは、教師と生徒の関係になりがちで、評議に悪影響を及ぼすおそれがあります。上記の問題点を同時に解決するためには、裁判員の早期の選出と、公判担当裁判官以外の裁判官によるレクチャーが不可欠と考えられます。

準備手続における証拠開示については、争点に関連すると裁判所が判断した証拠はすべて検察官又は弁護士（弁護側の手持ち証拠）に開示を命じなければならないこととし、不服のある検察官あるいは弁護士は他の裁判体に準抗告できる制度とすべきです。

証拠開示をめぐる紛議の早期解決のためには、裁判所が争点との関連性を認めた証拠の原則開示の明確化と例外的に非開示を認める場合のシステムの構築が必要です。

書面による証拠は、実況見分調書や鑑定書等避けられないものを除き、供述調書はできる限り提出しない扱いが望ましく、争いのない事実関係は、供述調書の内容を分かりやすく要約した合意書面によることを基本とすべきです。

これまでの重大事件は、否認事件はもちろん、自白事件においても供述調書の山に囲まれることが少なくありません。ベストエビデンスに絞ってみても、捜査官が作成した供述調書を経験に基づいて咀嚼できる裁判官とそのような経験のない裁判員とでは理解力に大差が生じ、基本的に供述調書は裁判員裁判には不向きといえ、諸外国の実務もおおむねそのように運用されていると思われます。そこで、まず争いのない事実関係については、検察官と弁護士が合意した内容を記載した書面を立証に用いるのが適当と考えます。

いわゆる2号書面や自白調書は、ドイツ式の捜査官の伝聞証言に限定的に証拠能力を認め、捜査官作成の供述調書を証拠として用いない扱いとするか、どうしても調書の利用が避けられないとすれば、録音や録画あるいは弁護士立会い等の可視化された調書を各1通のみ採用できるものとすべきです。

任意性や特信性についての従前の立証がいわば藪の中に入り込むきらいがあったことは否めません。これらを直感や想像で判断することは危険が伴います。かといって法廷での供述が真実ばかりでないこともまま見られる現象です。

捜査段階の供述のほうに任意性、信用性があると立証された場合には、その内容を供述する捜査官の伝聞供述に証拠能力を認めているドイツ式の方法は供述調書が一切証拠として用いられない点で優れていますが、他方依然として任意性や特信性の立証は必要となると考えられます。その煩を避けようとするれば、可視化された調書のうち最も証拠として適切な一通に証拠能力を認めることも一つの方策と考えられます。

捜査機関による可視化された調書の作成が困難な場合、裁判官による証拠保全を更に活用できるよう改正するのも適当な方策です。

評議に当たり、争点整理案（場合によってはその評議順序も）を裁判官が検察官、弁護士に示し、その同意を得て評議を開始すべきです。

評議は多様な意見が出ることが期待されますが、かといって判決理由が必要であること、評議時間が無制限とはならないことなどを考慮すると、散漫な議論は避けなければなりません。

他方、密室での議論だけに裁判官が判決を書きやすいほうに議論を引きずったのではないかとの疑惑が当事者に生じやすい場面でもあります。

以上の問題点を解決する方策として、裁判官が準備手続段階で用意した争点整理案に、

証拠調べ終了後の双方の最終意見を加えて修正したものを当事者に提示して合意を得た（調書に記載する）ものを土台に評議することが最も適当と考えます。（男性、50歳代、岡山県）

1 裁判員制度は実施する場合でも抑制的に実施すべきである。

日本国憲法に基づき、日本国民は公平な裁判所の裁判を受ける権利を有するもので

あるが、この公平な裁判は当然のことながら十分な素養のある裁判官でなければ行うことはできない。したがって、資格のある裁判官が主導する裁判が本来必要であると考えられる。

また、一般人が多く加わるほど、マスコミの報道の風潮、その時々々の俗説、流行といったものの影響を受けやすくなり、公平さが損なわれることがあり得ることに十分留意する必要がある。

一般国民から選ばれる裁判員を裁判者に加える場合も、十分な識見、能力のある適任者を選任することが是非とも必要である。

日本国憲法第37条は、裁判を最終的に決する裁判官ではなく、弁護人についてさえ、資格を有する者を依頼することができるものとしている。

裁判員制度の趣旨から、法曹資格を求めることは不適當と思われるものの、他方で、十分合理的な思考を行うことができる者でなければ、裁判員には適任でない。これらのことから、全般に裁判員制度は、「一般国民誰でも」「職業裁判官より裁判員が強い権限で」「多くの事件に」という形で創設運営されるべきではなく、抑制的に、つまり、「能力と識見のある国民が」「裁判官の役割を部分的に補佐する形で」「一定の必要性の高い事件に限って」裁判員が参加する、というように、抑制的な形で創設、運用されるべきである。

- 2 裁判員に、良識があり識見が高い人材を確保するため、ある程度厳格な要件を定める必要がある。

犯罪歴などのない一般国民であっても、逮捕されたが起訴されていない、とか、少年時代に非行があったが、記録に残るほどではない、暴力団と親しく、普段悪いことをしている人や、反社会的な行為をしている、というような人は山ほどいる。このような、反社会的な判断を行うおそれのある人間は裁判員から排除する必要がある。このような点については、「犯罪者の気持ちも分かる」とか「人権問題でそこまで区別できない」とかということとは不適當である。

また、公正な裁判のためには、裁判員には、事実を冷静に認識し、理解し、論理的な推論を行って、適切な推理力なども駆使して、正確な判断を行うことのできる能力が不可欠である。また、ある程度の知識や、性格的な穏当さなども必要である。そのような性格的及び能力的適性についても、裁判員を選考するに当たって試験を行う等して、適材を裁判員に選任する必要がある。

職業裁判官については、知識、推理力、判断力などを司法試験や司法修習等によって磨いた上で、選考を経ているので、ある程度制度的にそのことが担保されているが、職業裁判官でない感覚が必要であるといっても、判断する一般的な能力や、判断する前提となる良識は絶対に必要である。

- 3 公務員等を裁判員から除外しないこととする必要がある。

公務員等を裁判員から除外するのは、職業による不合理な差別である。裁判官そのものなど、必然的に裁判員となることが不適切な極めて例外的な職種を除き職業による除外をすべきでない。

公務員等は、裁判を行うことを一般的には職業としていないため、これを一律に除くことは不適當である。また、かえって、公務員は適切な知識や公平な判断力を有する面もあるので、これを活用すべきであると言える面もある。

- 4 裁判員は実質的に適任者を中心に選任することが必要であり、適任であるからこそ忙しいといった人を裁判員に確保することが必要である。そのためにも、裁判員に選任される側の被害に対する十分な対応、配慮も必要である。

裁判員になることは、時間的な拘束が極めて厳しいために、候補者の本来の職業が忙しい人は、裁判員の就任を受けることが、本人の職業上の死活問題になるおそれがあり、あるいは、その人が欠けた場合に大きな損害を受けることとなる所属組織の死活問題になるおそれがある。そのため、忙しい仕事の人を裁判員に就任できない、あるいは裁判員として十分な仕事ができない場合が現実には多くなることが予想される。

しかし、本務で忙しいような人は、社会の現実を幅広く知り、公正な判断力も磨いており、裁判員として適任である人がいる可能性が高い。したがって、このような望ましい人材が裁判員となれるよう、十分な配慮が必要である。裁判員になることにより奪われる職業上の損失を補填するための制度の創設も必要であると思われる。

5 裁判員の偏りを排除する必要がある

裁判員を問題なく受けることができる人は、時間的に余裕のある人など、特定の層に偏る恐れがある。その場合、判断能力や判断内容の傾向にも偏りが生ずるおそれがあるので、そのようにならない方策を講じることが必要である。(男性、40歳代、東京都)

1 裁判員の設置は全所に

裁判は地裁、高裁、最高裁で行われる。今回の裁判員はすべての裁判所に設けるべきである。

もし地裁のみに設けた場合の判決は、職業裁判官に一般人の裁判員の意向が入ったものとなる。しかし、控訴された高裁に裁判員が加わらなかったら、職業裁判官のみによる判決となる。両者の間には判決のニュアンスに微妙な差が出ると考えられる。特に高裁側からは、裁判員が加わった判決を偏見したり軽視したりはしないとも限らない。したがって、判決に上記のようなことがないため、各級の裁判所すべてに裁判員を設置する。

2 裁判員の選出方法について

裁判員の人選は国民の中から無作為抽出することのようだ。従来、このような場合には役所側で一方向的に(無作為?)に抽出しているが、果たしてそのように行われているのか私は前々から疑問に思っている。宝くじではないが、私は、公開の場で行い、かつ選出者の公表を希望する。

3 選出者の資質と選出結果の確定

国民は、教養知識・性格、さらには職業や過去の経歴等種々雑多で、そのレベルもピンからキリまでである。特定者を除くことを前提にしていはいないが、表面に出ていないいわゆる隠れ暴力団員や隠れオウム信奉者が選出されるとも限らない。もしこのような者が裁判員として選出されたときにいかに対処するのか。あるいは、選定後身元調査や面接でも行うのか。教養、知識がないことや、公の場に出たり話したりすることに辟易して辞退を希望する人もあると思うが。私の住む田舎のオヤジやオバサンにはとても任に耐えないと思うのだが。制度を検討されている諸氏はこのようなことを考えたことがあるのか。今の日本国民の過半数の人は裁判員の資質があるとは思わないので、無作為抽出の方法は再考すべきものとする。

4 裁判員の任期と担当

裁判員は刑事裁判すべてにかかわるのか。そうだとすれば、各裁判所に設置する裁判員は相当な人数になるか、又は一人で何件も担当してなれば職業的となり、本来の職業に支障が生じることになりはしないか。また、ある事件、例えばオウム裁判をとってみても、地裁での裁判期間が数年にも及ぶものがある。特に、近年は長期裁判となる殺人や強盗傷害事件が多い。交通関係でさえも長期化する傾向にある。一方、裁判員は本来の職業を持った国民の中から選ぶのであるから、おのずから、ある一定の任期とせざるを得ない。この裁判官の任期と事件の裁判期間が合致することはあり得ないと思う。職業裁判官も任期途中で交替することもあるようだが、裁判員にも任期途中の交替があると思う。この場合、後任者は前任の内容や調書・証拠物件等について最初から目を通すなど膨大な時間と労力を必要とする。また、前任者の考え方も踏襲が必要と思う。(もし前任者の意向の踏襲がないとすると、事件に対する考え方が一貫性を欠くこととなる。)裁判員が担当する事件が多く、なかば職業的になったとすれば、裁判員が属する企業、あるいは自営業の場合には、企業や自営業に損失が生じないとも限らない。

5 裁判員の守秘について

かかわる裁判について守秘義務を課すのはやむを得ないが、この守秘は永久的であ

ってはない。ときには積極的に裁判内容を開示してもよいと思う。したがって、かかわった事件の結審から、あるいは裁判員を退任してから5年程度経過したら守秘義務を解除してよいと思う。特に、かかわった裁判について、人権関係のことは別として、事実なり証拠等の公開は当然であるが、法廷外での会議や打合せ等にも透明性があるべきだ。

6 裁判員の身辺対策

刑事事件の裁判であるので、被告からの後日の仕返しや御礼参り等の脅迫的なこともないとは限らない。職業裁判官や検事諸氏にはどのような対策が採られているのか小生は知らないが、裁判員にも彼らと同程度の身辺対策を必要とする。

7 従事した場合の手当、保険

前各項で述べたごとく、今回の裁判員の責任は重く、労力、従事日数は、一人の個人にとっては膨大である。また、企業にとっても貴重な従業員が抜けることは生産や企業活動にマイナスとなる。したがって、裁判員の日当分を支払って済むものではなく、企業活動停滞分も支払うのが筋というものだ。また、裁判に関与している期間における傷害保険も付与すべきだと思う。また、裁判被告が出所後に仕返しすることも考えられて、このために、退任後にもし万一のことがあった場合の補償も明確にしておく必要がある。今回の裁判員は、職業裁判官と異なり、任務を離れば、一市井の民となり、職業裁判官や検事に比べて極めて不安定であることを念頭に置いてほしい。(男性、70歳代、愛知県)

・ 裁判員の人数は11人

自分は、アメリカのような陪審制度が存在してもよいと思います。機会があれば、参加してみたい気持ちもあります。しかしながら、人数は裁判官の2倍とも言われています。多くて11人が良い。全員の合意に基づいて判決を決するのが原則かもしれないが、12人より奇数人の多数決で採決すべきです。

・ 裁判員の選定基準。

アメリカではどのような基準をもって決定しているのかは分かりませんが、日本では、選挙人名簿に従って、アットランダムに決定するのでしょうか。その際、拒否権はあるのでしょうか。拒否した場合、懲役刑になると聞きました。就職している人にとっては、裁判員制度によって休職しなければなりません。人員を一人減らされるだけでも、会社にとっては大変な痛手を被ります。そのときの保証は何かあるのでしょうか。アメリカではどのように実施されているのか、事例を挙げて検証してみる必要があります。長期裁判の場合、途中で入院したり転居して欠員が生じた場合はどうなるのでしょうか。

・ 司法取引の実施。

アメリカでは、検察側と弁護側では、事前取引によって判決などを決定しています。簡易・軽微な事件、被告人も罪を認め反省しているのであれば、迅速に裁判を処理するためにも、それぐらいの取引は認めてもよいと思います。

・ 予備求刑の宣告。

求刑は、基本的に最終段階で言い渡されますが、公判の初日に言い渡してもよいと思います。オウム事件の麻原被告のように、あれだけの歳月を掛けてまで死刑を求刑する必要はありません。彼の判決は、被告人となった時点で「死刑、無期懲役、無罪」の3種類しかないはずですが、公判初日に検察側は「死刑」を予備的に求刑すれば、弁護側にとっても審理の進め方が違うと思います。彼が反論を一言もせず最後まで黙秘を続けるのであれば、それは「死刑」を本求刑されてもやむを得ません。無用な長期裁判は、税金の無駄使いです。裁判官にとっても、大変なストレスの重圧を与えるだけです。自分が陪審員だったら、検察側に予備的な求刑を公判の初日に求めます。

・ 秘密保持の義務。

裁判が長期化すれば、それだけ、つい口を滑らせてしまうことがあります。職場や友人たちに、居酒屋で酔った勢いで語ってしまう可能性もある。守秘義務を厳しくし

なければなりません。公言した場合の罰則も明記されるのでしょうか。また、新聞やテレビなどで見聞した状況証拠によって左右されない環境を提供することも大切です。

- ・ 待遇。

陪審員に選ばれたときは、裁判所までの交通費や宿泊代、食事代、日当はあるのでしょうか。それともボランティアでしょうか。(男性、40歳代、千葉県)

参政権は、国民固有の権利である。しかし、参政権に対しては、実質上、これを放棄する自由も認められている。裁判員制度の導入は、実に好ましいことであり、これを支持する。

刑事事件裁判参与権も国民固有のものであり、当然のこととして認められるべきものとするからである。ただし、参政権において、投票しない、あるいは無効投票する自由が認められているのと同様に、刑事事件裁判参与権も、国民に対して強制力をもって裁判員を構成させるのではなくして、あらかじめ裁判員を構成する国民として抽出されない自由を保障すべきではなかろうか。

では、どのような形で裁判員の選出を実現したらよいのであろうか。

一例としては、成人に達した者に、次の国政選挙において、所定の用紙に、それぞれの国民が刑事重要事件裁判に参与する意志があるのか、その有無を記入することとして、同時に裁判員として刑事重要事件裁判に参与する意志のある旨を表示した国民についてのみ、仮に裁判員として抽出された場合、その負担を確保する旨の誓約をする文書に署名を義務付けることが挙げられる。

その中から、公平な抽選によって裁判員を選出する制度が裁判員制度を運用するに当たって、最も好ましいのではないかと考える。その運用に当たって、国政選挙とは、成人を経過した次の選挙であり、その3年を経過した次の選挙に裁判員を構成する国民としての意志に変更が生じた場合のみ所定の手続を取ることとし、緊急にその意志に変更があった場合は、管轄の地方裁判所あるいは簡易裁判所で所定の手続をとることとし、特定の裁判に参与が決定した後は、特段の事情のない限り、その変更を認めないこととする。

マスコミ、法廷傍聴及び教育等を通じて国民の裁判に対する関心は次第に高まり、個々の問題を解決するのみならず、国政運営上もその期待は日増しに加熱してやまない。しかし、裁判に対して無関心な者、関心はあってもその意志を裁判にまで反映させようとする意志のない者、関心はあるがその意志を表現することが困難な者及び関心はあるがその意志を表現する時間的・空間的余裕のない者がいないとも限らない。このように、刑事重要事件裁判の構成員としての裁判員の責務を全うする意志あるいは能力に欠ける者は、あらかじめ厳正な刑事事件裁判の構成員から除外するべきであると考えられる。自己責任、自己表現責任の時代と言われて久しい。裁判においても、当然のこととしてこの時代の趨勢を反映すべきであると考えられる。そして、国民の真摯な自由意志を最も反映する形で刑事裁判制度を変革していくことが最も好ましいと考えられる。その際、裁判員として選出された者に対して、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び学会等が協議して作成した全国統一化されたガイドブックの配布及び均一化されたシステムでの教育が必要であろう。

裁判員を構成する員数としては、6名を予定するのが妥当だと考えられる。その理由は、職業裁判官の意志に左右されない人的発言力の確保に必要であると考えられるからである。裁判員を必要とされる刑事重要事件裁判は、通常第一審合議事件に含まれると考えられるから、アマチュアの発言力の確保は裁判官の2倍の人員は必要であろう。これは、法廷内の空間的環境も考慮したものである。そして、全体を大きな複合的合議体として、裁判員を3名で一つの合議体を構成し、一票を与え、各裁判官の持ち分3票と合計し、全体を5票とし、それぞれの裁判官、裁判員3名の構成するそれぞれの小合議体とで協議して、最終的な判決という結論を導き出すという方式を採用することが最も好ましいものと考えられる。このように対処すれば、国民も、国民の総意に基づきその意見が十分に反映された刑事重要事件裁判であったとの認識に立つことによって、今後真摯

な姿勢で裁判の結論を導き出すよう努力して、その裁判が国民の総意に根ざすものと確信することを目指すものと思料される。(男性、神奈川県)

疑問に思うことは、「裁判員制度」という改革が現在行われているということを知っている国民がどの程度いるかということです。このまま多くの人に知られることなく進められていってもよいのでしょうか。裁判員になるのは一般国民なので、このような意見募集を行うのであれば、もっとたくさんの人たちの目に触れる機会を得てはいいかなものではないでしょうか。

今から私が述べることも、おそらく「正」の字の一点に加えられるだけにすぎないということはよく分かっていますが、素人考えで申し訳ありませんが、少し御意見させていただきたいと思います。

まず、裁判員の人数についてですが、A案であると、裁判官と裁判員の人数の差がなく、裁判員は裁判官の意見にただ飲まれていくだけの気がします。法律の知識も経験もない素人は、やはり裁判官の意見の一つ一つに納得してしまうのが関の山という気がします。これであると、初めから裁判員はいらんのではないかという気がしてしまいます。しかし反対にB案になると、裁判員の人数が多過ぎて、意見がまとまらない気がします。ランダムに様々な世代や職業の人から裁判員が構成されるとなると、これはどうしても意見にばらつきが出てしまうのが普通で、たくさんの意見が出ることで、どれが自分の意見か、正しいのかなどがよく分からなくなるような気がします。よってどちらの案もいまいちバランスがいいようには思えません。結局は、後者の場合も裁判員の意見がまとまらないとなると、まとめ役の裁判官の意見に従うのが一番良いということで終わるといえます。よってどちらの案も裁判官の意見を通すための人数構成という気がします。果たして何人構成が裁判員を活かすことができるかということ、それは難題だと思います。裁判官が1人に対し裁判員3~4人とか、若しくは裁判官2~3人に対し裁判員がその倍くらいだといえませんか。なんとなく自分の意見も言いやすい人数ではないでしょうか。力関係も問題なさそうですし。とにかく、裁判官の意見にただ従うだけでなく、多数決での一票にすぎないという役目だけではなく、裁判員が自分の意見も言えるし、周りの意見も聞いて、そこから結論を導き出すことが可能な人数がいいと思います。よって、その点で考えると、たたき台の両案は良いとは言えないような気がします。国民参加型の司法をとということで裁判員制度をつくるならば、「参加」がただ国民が裁判に存在するだけの「参加」ではなく、主体性のある、国民が行う「参加」にするべきだと思います。

次に年齢についてですが、これも非常に難しい点だと思います。ですが、私は三つの案の中では25歳というのが一番いいような気がします。多くが社会に出ている年齢ですし、視野も広がっている年齢だと思います。人の意見を聞いたり述べたりする余裕も生まれてくる年齢ではないでしょうか。ただ、年齢で人格は判断できないわけですから、これより若い人でも良識ある人はいますし、年齢が上でも世界が狭く、人とのかわりに不向きな人もいます。なので、裁判員というのは何をもって良しとするかは本当に難しいと思います。結局は試していくことで、実際に行うことでしか、良い悪いということを判断できないという気がします。

マスコミが裁判員に接触できないとメディア規制になるというようなことがつい先日の新聞に載っていましたが、マスコミが裁判員に接触することは必要でしょうか。これは必要ないような気がします。マスコミに左右されるのが現代社会。真実を伝えるマスコミもありますが、裁判員については、マスコミに振り回されない環境を作ることのほうが大事なような気がします。ただ、それゆえ、裁判員に対しても裁判官と同様の証拠開示と、裁判官と同様の情報量から判断することを可能とすべきだと思います。ですが、やはり素人です。そうした同様の情報量を与えられたとして、それを消化することは、時間も限られる裁判員には不可能なのかもしれません。よって、事件について分かりやすい説明を施す機会が設けられればよいのかなと思います。

長々と意見をさせていただきましたが、私のような法律を知らない人間が意見できるのもこの程度です。結局のところ明確な提案などというのはできません。興味本位でな

らば裁判員になるのは面白そうです。ですが、人を裁くわけですから、傍聴席に座ると裁判員席に座るとの違いを知らなくてはいけないと思います。もしかしたら裁判員という名を与えるにすぎず、傍聴席にいる程度のことしか私たちには求められていないような気がします。ただ一票を持った駒にすぎないのかもしれないかもしれません。結論として言いたいことは、裁判員制度というのは国民の義務になるわけであって、負担になります。時間も奪われるわけです。ですから、「はい、できました。ではこの制度に従ってください。」というのではなくて、この制度ができる過程でもっと国民の意見を広く聞き、裁くということの意味も教えてほしいと思います。このようなHPでの意見募集などは、意見募集をしたという事実を作るにすぎず、本当の意味での国民の声をもっと耳にしたほうがよろしいかと思えます。大変な改革だと思えますが、一度手にかけてたものを最後まで諦めずに作ることは大事なことでと思います。しかし、一度手にかけてたものを作らずに諦めることも大事だと思います。必要とされていないものや意味のないもの、現状で成立しているものであれば、私たちの身体に合わないものを無理矢理作ってもただの負担や重荷にお互いになってしまうだけだと思います。良い結果が導かれることを期待しています。(女性、20歳代、東京都)

1 裁判員と裁判官の数

裁判員は、特に重大な事件においては、11ないし12名とすべきである。人数が少なくは公正な裁判にならない。このような裁判員数を前提にすれば、裁判官は複数である必要はない。仮に、複数(2、3名)とした場合でも、同じ部の判事であるのは望ましくない。裁判官も必ず、有能なベテラン(20年以上)の中から無作為に選出すべきである。このような規定にすれば、裁判官たちも1名でよいと言うようになるだろう。

さらに、公判担当の裁判官と、公判準備の裁判官を別人とすべきである。そうでなければ、予断の排除ができない。このように、きちんとした裁判を行おうとすれば、たくさんの裁判官が必要になるのだから、2名、3名を一つの事件に充てることは難しくなる。このことから、公判担当の裁判官は1名とすべきである。

また、事実認定を行う裁判官と、量刑を担当する裁判官を別にするという案もあり得る。少なくとも、事実関係の審理と情状関係の審理を一緒に行っている現在のやり方は、やめる必要がある。

2 評決

評決は全員一致にすべきである。裁判員も裁判官も、全員が合理的な疑いをこえて有罪が立証されたと考えるときのみ、有罪とすべきであり、そうでなければ、無罪とすべきである。

合理的な疑いの基準をきちんと考えれば、評決方法には全員一致以外にない。十分な時間を掛けて、納得できるまで評議を尽くすべきである。それには全員一致が必要である。後に述べるように、評議について裁判員に守秘義務を課すことに、全面的に反対するが、そのことから、全員一致が望ましい。つまり、全員一致で有罪としたのであれば、誰かが反対したということがあり得ない。一人や二人が反対したということであれば、守秘義務があっても、反対者の立場はとても大変なものであろう。さらに、マスコミなどの取材が考えられる。取材規制や報道規制は、重大な事件であればあるほど、単に「禁止する」ということで済むはずがない。その場合でも、全員一致なら、裁判員個人に対する特別な取材の必要がなくなる。

3 対象事件

すべての刑事事件で、被告人が容疑事実を否定し、かつ裁判員による裁判を希望する場合の事件を対象とすべきである。ただし、汚職などの特定事件では、必ず裁判員による裁判を受けるように規定すべきである。事件の性質による除外は、設けるべきではない。

4 裁判員の要件

20歳以上の、選挙権を有する者とすべきである。職業上の就職禁止規定は、設けるべきではない。必要なら、選任手続で忌避すればよい。年齢や学生などの身分を理

由に辞退を許すべきではない。必要に応じ、「やむを得ない事由」があると認められた者だけにすべきである。

5 選任手続

手続は公開で行うべきである。ただし、個人情報の扱いに配慮する。

6 守秘義務

「評議の経過並びに各裁判官及び各裁判員の意見並びにその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」とたたき台にあるが、なぜこれらが秘密なのか。現在の裁判に問題点は多いが、合議に関する守秘義務は、大きな問題の一つである。端的に言って、冤罪の温床である。現在の多くの裁判官たちは無責任であり、実際に冤罪が起こったとき、謝罪したという話を聞いたことがない。守秘義務、多数決制と三審制が冤罪を生み出している。裁判員制度をつくっても、今と同じことをやっているのでは、冤罪が続くだろう。事実認定者にもっと責任を自覚させるべきである。

守秘義務というのは、適正な裁判になじまない。秘密・匿名の陰に隠れて、こそこそと判決を下すことについて、恥ずかしいと思わなければならない。胸を張って、正々堂々と裁判を行うことができないような裁判官は、今すぐに辞任すべきである。とにかく、裁判員の守秘義務に反対する。もちろん、裁判が進行中には、裁判員は裁判について、誰とも話してはいけない。守秘義務を作ることは、検察官に今よりも更に力を与えることを意味する。それが望ましくないことは言うまでもないことである。

7 判決書の署名

全員一致でないのなら、判決に反対する裁判員が出てくる。そういう人に署名を強制することはできない。だから署名しなくてもよいというのは無責任である。裁判にかかわるのだから、明確に名前を記録に残すべきであり、裁判結果に署名を残すのは当然である。そういう意味からも、評決方法は全員一致にする必要がある。

8 まとめ（特に重要と考える点）

- ・ 裁判員の数を多くする：11～12人
- ・ 評決は全員一致
- ・ 判決後の守秘義務に反対（男性、50歳代、千葉県）

裁判員は奇数かつ最低5人を推奨します。3人では裁判官の意見に偏る可能性が高いためです。これは、会社等のディスカッションをやっている場合、上司1、部下3でやったとき、上司の意見のみで話が進行しやすい傾向にあったためです。これは、その他の会議等でも似た状況があったため、力の強い存在がいる会議の場合、力の強くない者も5名以上置くと、意見が回るという経験から推奨いたします。逆に、裁判官3人で裁判員9人は良いと思いますが、10人までにしておいたほうが無難だと思われまます。多過ぎる意見はまとまりませんので。

裁判員の出廷義務について、法的に決まれば「義務」なので出ないといけないのでしよう。しかし、通知が来て、その出廷予定日に用事が入っているということは多々（ないことは希有でしょう）あります。また、その用事がその人本人にとって重要である可能性が高いこともあるということです。いくら数日前に通知が来たとしても、その日、その用事を実行できなかったために、その人の生活が脅かされる状態（会社のクビや信頼問題）になった場合、国は保証してくれるのでしょうか。「国の命令だから会社側が都合を付ける」と言うのは、いくら法的決定事とはいえ無茶な命令だと思えます。弱小企業のバリバリの営業マンが重要な取引先を多く抱えていて、どう時間を工夫してもその日が空けられない。その取引先と契約できなければ、会社がつぶれる、そういう状態でも、出廷しなければ罰則（懲役）が科されるということになれば、国民はこの裁判員制度を認めないでしょう。それこそ、この裁判員制度に対して裁判が起こりかねません。その他、人にはそれぞれ仕事を抱え、生活を持っています。元来、裁判は裁判官が職務として行うべきことだと思えます。

裁判内容の公正化・迅速化と言う面では、裁判員制は大きな力になると思えます。しかし、裁判員に選ばれる側にとっては寝耳に水の事象です。しかも、下手をすると長期

化も考えられるということは、その人は無制限に時間を拘束されることになります。その間の、裁判員の本職への影響は考えられているのでしょうか。裁判員の期間＝本業の欠勤＝会社及び関連各位からの評価減＝収入減となります。まず間違いありません。裁判時間が短時間だとしても、就業時間にかかることは間違いありません。選挙名簿から無作為ということは、20歳以上の就業年齢です。この点は、今の日本経済状態から見ても、無駄(失礼)に会社を休む社員は不要とされるでしょう。余裕がある会社のほうが少ないはずですので。

ちなみに、私の場合は約半年先まで作業予定があります。この予定が狂うと、かなりの損失を被ることになります。国は、この損失を甘受しろと言うのでしょうか。

ここで提案です。裁判員の出廷拒否権を認める代わりに、出廷拒否料を取ってはいかがでしょうか。義務になるのですから、罰則金と取れると思いますが、日本人は現金です。お金を取られるとなれば、本当に重要でない限り出廷するでしょう。会社側にも、公的な理由で胸を張って欠勤申請できるでしょう。出廷拒否自体、脅迫概念を持たせては、国民の反感を受けます。元来、国民に賛成してもらい、快く引き受けてもらうべきものです。生活に重くのしかかる額でなく、払うに惜しい額、1～2万円が妥当だと思います。これを、出廷告知書に記載し、出廷の意思をきちんと確認をすれば、反発もなく、後述する不真面目な裁判員は激減すると思います。

報酬について、テレビでは、1日1万円前後を予定しているとありましたが、国民の義務(になるのでしょうか)を果たした上でそれだけの額が頂けるのは満足だと思います。ですが、上記理由にて、損失のほうが大きいことは間違いありません。私個人としても、損失のほうが多いなど、率直に思いました。金銭面はあきらめるとしても、人間関係、信頼面は、裁判員になった 約束守れなかった 仕方がない(容認)となるのは、一体何年かかることでしょうか。それまでに失う信頼が怖いです。ちなみに、1万円だと、会社員の基本的日給に届かないと思います。1.5万くらいにすると、平均的な都内の会社員日給額に相当するかと思います。逆に、高過ぎると、裁判を長引かせようとする不逞者が出るかもしれませんが、この辺の考慮もするべきかと思います。裁判は毎日行うとは限らないので、そこまで必要ないでしょうか。

被告人(その関係者)からの逆恨み等に関しては、暴力団関連など、裁判員は怖いでしょう。今は身元調査など、いくら隠蔽しても写真1枚有れば発覚します。死刑裁判等にかかわった場合、その逆恨みは恐怖ですね。この裁判員制度の中で、最も留意する点ではないでしょうか。裁判員は必ず法廷内に顔を出していないと駄目なのでしょうか。マジックミラー越し等でしたら、裁判員も多少は安心では。冷静な目で見てもらうという点からも、マジックミラーで隣の部屋から見てもらったほうが、法廷独特の雰囲気にも飲まれず、よいかと思います。あと、法廷に顔を見せないという利点はもう一つあります。法廷には、傍聴者がいます。その人たちの中に知り合いがいたらどうなるでしょう。その知人が裁判員に、自分の考えを吹き込み、裁判員の考えを乱したとしたら、裁判員以外の意見が入る可能性があるわけです。

裁判員への積極的でない参加の罰則の必要性について、日本人はアメリカ人のように正義感にあふれるタイプではないので、「用事があるからさっさと終わらせたい」などと思うことがあると思います。その場合は義務違反になると思うので、その罰則は考えるべきだと思います。これは懲役ではなく、罰則金のほうが効果てき面だと思います。というか、裁判員への罰則に、懲役は反対です。(男性、20歳代、千葉県)

裁判員制度は、刑事裁判において、選挙権を有する市民から無作為に選ばれた人が裁判官と一緒に有罪か無罪かを判断し、有罪の場合には刑を定めるという制度だと思います。市民が裁判に参加することで、人々の健全な良識が裁判に反映されて社会が明るくなるのです。また、裁判員に選ばれた人は、自分たちは法律家ではないので法律のことは分からないから駄目だと逃げることはないと思います。私たち市民は、あくまで良識を持って考え、意見を専門の裁判官に伝えていくべきです。その結果が、正しい良識ある判決につながると思います。

世界では、国民が裁判に参加する制度、「参審制」や「陪審制」と呼ばれる制度が多

くの国で行われて、我が国でも、「陪審制」は戦前の一時期に行われていましたが戦争中に中断されました。以後、裁判官だけによる裁判が今まで続いてきています。戦前の陪審制は民主的でなく、一部の特権階級の人々が携わっていましたが、この度の裁判員制度は、一般市民（選挙権を有する人々）から選出される制度でなければなりません。この法律を作るに当たり、内容を定め、国民に十分理解を与え、早急に制度をつくり、準備期間等を考慮の上、制度決定することを期待します。

次に、意見を述べることにします。

- ・ 選出された裁判員候補者は、裁判官との面接を受け、不向きの方は任を負わないこと。
- ・ 裁判員は、市民の中から、選挙権を有する人から選出すること。
- ・ 選ばれる裁判員の年齢は、20歳代から80歳までとする。
- ・ 裁判員の人員は最低10人とする。
- ・ 裁判員の職業は、幅広く、学生を含む。偏らず均等とすること。
- ・ 裁判員は、裁判官の判断で適当と認められたものを任命する。
- ・ 会社の従業員等が選ばれたとき、会社は休暇を認める。要するに、不利益扱いしないことを義務付ける。
- ・ 裁判員が、途中病気等でどうしても出席できない場合、免除されることとし、補充裁判員と交替する。
- ・ 交通費及び日当の支給。
- ・ 守秘義務の原則。裁判員は、裁判の内容について、守秘義務を負うことを原則とする。他人に内容を話してはならない。もちろん、マスコミ関係等に対しても秘を守らなければならない。
- ・ 司法機関（警察等）は、裁判員の身辺警護をすること。
- ・ 市民が参加できる刑事裁判手続への改革。つまり、法廷で分かる裁判を。今までの裁判では、供述調書という、検察官が作成した書面を読むことが中心ですが、書面だけで事実が分かるのでしょうか。書面が正確に作られたものか、警察官や検察官の取調べが正確に行われているかを確実にする仕組み（録音テープ、ビデオ等の録画や弁護人の立会い等を簡単にすること）が大切です。裁判員が分かりやすく、書面を読む裁判でなく法廷で理解できる裁判にすることを望みます。
- ・ 裁判員の意見が十分に発揮できるルール作り。裁判員の皆さんが活発な意見を言えないのでは、良識を反映する裁判にはなりません。評議では、皆さんの意見が十分に発揮できるルールを定める必要があります。例えば、有罪か無罪かの評決でも、裁判官だけ、あるいは裁判員だけの賛成多数で被告人に不利益を与えることはできないという大原則を守らなくてはならないのです。そのためにも、裁判員が裁判官と異なる意見でも自由に評決できる方法を定めるか、全員一致を原則とするか、きちんとしたルールを定めることが必要です。そして、裁判官と考えが違ったときは、十分討議する必要があります。
- ・ すべての証拠は事前に明らかに。公正な裁判のためには、被告人のすべての証拠を明らかにすることが必要です。そうしなければ、被告人に対し弁護人等が十分な活動をするができなくなります。また、検察側が持っている証拠などもすべて開示する手続等も行うことも必要です。そして、争点を考慮し、証拠を整理明確にすることが大切だと考えられます。
- ・ 被告人との面会。被告人の意見を聞き入れること。現在は、拘留所及び警察の留置場において、被告人が拘束されている場合、弁護人等が面会することが制限され、会える機会が少ない現状です。これを是正し、面会の機会をなるべく多く与えられることを要望する次第です。なぜならば、被告人が強制的に自白を強要されることを防ぐことです。公正な裁判を行うには、法改正が必要です。

最後に一言申し上げることがあります。現在行われている裁判を見ると、重大な罪を犯している被告人に対して、軽い判決が見受けられます。死んだ人よりも被告人の人権を尊重し過ぎるために刑が軽くなる傾向が見受けられるようです。現状の判決では、死

んでも死に損です。何の罪のない人が突然襲われ傷つき、死に至らされるのですから悲しい限りです。よほどのことがない限り死刑にならず、無期懲役か18年ないし20年で終わりである。我が国では終身刑がなく、一生刑務所で罪を償うことができず、苦しみが分からない次第です。その他の裁判でも、被告人が本当に心から反省しているのか、それとも口先だけで反省しているのか分からないような裁判の例が見受けられます。やたらと執行猶予付きの判決が見受けられます。これらは、被告人に対しては得な判決であり、被害者にとっては後味の悪い判決であります。最近、我が国で犯罪が多く生じるのは、裁判での刑が軽いのがその一因と考えて良いのではないのでしょうか。早急に司法制度を改革し、市民選出の裁判員制度を導入し、裁判の充実を図り、適正かつ公平な裁判が行われることを祈って意見の終わりとします。(60歳代、東京都)

国民が、自ら有している国民主権の行使を統治構造の一翼を担う司法制度の中に、国民を主体的に関与させる、いわゆる「国民の司法参加」を具体化し、ひいては国民に広く裁判制度を理解させることではないかと考えられる。この制度導入趣旨について異を唱えるものではない。

(裁判員制度たたき台について)

1 基本構造

(1) ア 裁判官3人、裁判員2人

評決は過半数により決める。賛成の場合とか被告人に不利な場合などを区別して評決する必要はない。

イ 補充員は置くべきである。

裁判員の欠席等が十分考えられるので1件につき2人の補充員を選定しておく必要がある。

(2) 意見なし

(3) ア 裁判官、裁判員の過半数で決定する。

イ 訴訟手続は裁判官の過半数の意見でよい。

(4) 対象事件

ア 法定合議事件(A案)

法定合議事件は、罪状等が著しく重いものを対象にしているものであることからこれを故意犯、法定刑(死刑、無期懲役、禁錮)によって区別する必要はない。ただ、これらに該当する事件でも、被告人に裁判員制度による審理を受けるか否かの申述をさせ、裁判員制度による審理を希望しない場合においても、裁判所は弁護人の意見、事案の内容等を考慮の上裁判員制度で審理する旨の措置を講ずることができるようにしてはどうか。理由としては、法定合議事件も全国的にはかなりの件数があること、この中には自白をして事案を争っていない事件もあり、被告人自身も早期に服役したい等いろいろなケースが考えられること、また、裁判員制度趣旨も、国民に司法参加させ民意を裁判に反映させることで被告人の権利擁護を保障するものとするので、被告人がこれらの制度を希望しない場合にまでも制度を適用する理由はないのではないかと。

イ そのとおり意見なし

ウ B案が良い。

2 裁判員及び補充裁判員の選任

(1) 裁判員の要件

B案が相当。20歳以上では学生等の欠格事由者が多い。

(2) 欠格事由

ア 明確に事由を規定しておく必要がある。(ウ)はA案に賛成

(3) 就職禁止事由

(チ)大学の学部、専攻科又は大学院の法学部の教授又は助教授を除く理由は何が、分からない。

(4) ないし(7)は意見なし。

(8)のイの(イ)については、B案に賛成

- (9) 意見なし
- (10) 日当等の外に報酬は考えないのか。
- 3 裁判員等の義務及び解任
 - (1) 及び(2) は意見なし
 - (3) 裁判員及び補充裁判員の解任
 - アのただし書以外の事由の場合、この記載からして、この裁判員等の解任する裁判官は審判に関与していない裁判官が行うように読めるが、区分する実益があるのか。
- 4 公判手続等
 - (1) ないし(5) は意見なし
 - (6) 新たな裁判員が加わる場合の措置
 - 公判手続の更新を行う必要があるのか。
 - (理由) 裁判員は評議及び評決に加わることができ、その意味では裁判の枢要な部分に関与しており、裁判官と同一であるから現行法上からもその必要性は是認できる。しかし、補充員制度を認めていることは、手続を迅速に行うことに目的があり、制度の趣旨からしてイニシアチブは裁判所にあることからすれば、いちいち交替の都度更新の必要性はない。また、公判手続の判断は裁判官の判断で行う(1 の(3)のイ参照)とあることから、裁判官の交替に更新手続をすればよいと考える。
 - (7) 証拠調べの連日開廷等
 - それに見合うだけの人的、物的設備の拡充が必要
 - (8) アは意見なし
 - イはC案に賛成
- 5 控訴審
 - A案のとおり
- 6 差戻し審
 - A案のとおり
- 7 罰則
 - 意見なし。
- 8 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置
 - (1) 個人情報の保護
 - 裁判員等の立場になればやむを得ない。
 - (2) 裁判員等への接触の規制
 - このとおりでやむを得ない。
 - (3) 裁判の公正を妨げる行為の禁止
 - アについて
 - 一定の事実に基づく報道は、表現の自由から認めざるを得ないのではないか。裁判員等は、身分終了後は、3の(2)のオの守秘義務事項以外の事項については公にしてもよいのではないか。
 - (4)、(5) は意見なし。(男性、大分県)
 - はじめに
 - 昨今のように世の中が進んで複雑化していく中で、司法とりわけ司法プロセスの最終段階である裁判所、及び裁判官の問題が大きくなっている。以下の文章の中で「国民」という語は努めて使用しないで、「市民」という言葉を用いることにする。それは国家機構に支配されているという意味を含んでいるからである。「市民」は、英語の"citizen"に相当し、「市の市民」という意味ではなく、国家の住民の主権的な権利を持った人、という意味で用いる。市民にとって、高度に複雑化していく社会において、訴訟に巻き込まれる機会が増加している。それにつれて、刑事事件の被害者とならない限りは、善良な市民にとっては、刑事裁判はなじみのない事柄であるが、前述のように民事裁判に巻き込まれる人口はますます増加し、それに対して裁判所の判決、裁判官、司法

の在り方についての不満がますます増加している。したがって、裁判員制度は民事裁判への導入が強く望まれていて、今回の刑事裁判のみの導入では、落胆の感がぬぐえない。

しかし物事の改革は一度にすべてを完了することは難しい。この観点から、まず「たたき台」に沿っての意見を述べ、ついで司法改革への意見を述べることにする。

裁判員制度に関する意見

1 基本構造

(1) 裁判官と裁判員の人数

ア 合議体の構成

私は合議体を望まない。どうしても合議体というならば仕方なくB案を採る。裁判員制度の役割を最高裁判所が示した司法制度改革推進計画要領(平成14年3月20日)に見られるように「国民が裁判官とともに責任を分担しつつ…」の考え方は受け入れることはできない。高給をもらっている裁判官が市民に責任の分担を求めるのは納得し難い。市民の側からは、裁判官の判決が本当に間違いないことを確認し、市民の利益を守ることに裁判員制度導入の意味がある。この役割論はしばらくおくにしても、裁判員の数が裁判官の数を上回ることは必要である。

イ 合議体の構成

裁判官が補充裁判員を置くことができることを改め、裁判員会が補充裁判員を置くことができるとする。

(2) 裁判員、補充裁判員の権限

ア 裁判員の権限

新たに(エ)の項目を付け加える。(エ)審判員会は裁判官の判決を審議し、受け入れ不可能ならば判決のやり直しを命ずるとする。

イ 補充裁判員の権限

この部分は以下のとおりにする。補充裁判員の権限は裁判員に準ずる。

(3) 評決

これはあえてD案を提議する。

D案 裁判官と裁判員の審理等における共同作業は望ましいが、判決に至る過程では、裁判官のみによる評決とする。この評決を裁判員会に提出して承認を得た後に判決とする。

2 裁判員及び補充裁判員の選任

(1) 裁判員の要件

B案を支持する。

(2) から(4)まで、「たたき台」どおりでよろしいと思う。

(5) 辞退事由

一項目追加する。

ク 本人が辞退を希望する場合。ただし、連続して辞退することは認めない。

(7) 裁判員候補者名簿の作成

原則としては「たたき台」どおりでよいが、名簿は希望者から優先的に選定するものとし、選定は、裁判所以外の司法に属していない第三者機関が行うこととする。

(8) 裁判員候補者の召喚

ア 裁判員候補者の召喚

「裁判官は、公判期日が…選定するものとする。」を以下のように変更する。

裁判官は公判が確実となった段階で前述の第三者機関に、辞退者を考慮した上で必要な人数の選定を願い出る。

イ 検察官及び弁護人に対する事前の情報開示

ここでは、A案、B案の並記が必要である。

(9) 質問手続

残念ながら、この部分はたたき台を再検討する必要がある。現行では裁判員制度そのものの存在価値がなくなりかねない。まず質問をあらかじめ公開で定めておく必要がある。質問内容は、候補者が裁判員としての選任の要件を満たしているか、欠格事由はないか、就職禁止事由に触れていないか、除斥事由に触れていないか、のみに限定する。これらの事由に触れていない限り、裁判官は候補者を忌避できないとする。候補者の氏名等は原則的には公開しない。特に裁判員の認定に対しては欠格事由、忌避事由、除斥事由がない限り、裁判官は認定しなければならないものとする。

(10) 裁判員に対する補償

ア 日当等

以下の提案をする。

裁判員、補充裁判員及び召喚に応じ出頭した裁判員候補者に対しては、以後の公判の最上席裁判官が受ける、旅費、日当、宿泊費を支給するものとする。これは、現在の司法の状況を広く市民に知ってもらうために必要である。

イ 補償

「たたき台」のとおりでよい。

3 裁判員等の義務及び解任

(1) 裁判員候補者の義務

イ 質問を裁判所で行うことには同意し難い。第三者機関(法務省に属さない)で行うべきである。

(2) 裁判員及び補充裁判員の義務

エの項を以下のように変更する。

裁判員及び補充裁判員は裁判員会を構成し、裁判官から提出された評決を審議し、それを認めるか否かを回答しなければならない。

(3) 裁判員及び補充裁判員の解任

イを以下に変更する。

裁判官が裁判員等を解任する場合は、裁判員会の同意を求めなければならない。

ウ、エ、オを削除する。

4 公判手続等

(1) 総論から(7)証拠調べ手続等までは、「たたき台」のとおりで構わない。

しかし(8)は望ましくない。以下のD案を提議する。

D案 裁判官のみによる評決を行い、これについての承認を裁判員会に求める。裁判員会による承認が出れば、判決書に裁判官、裁判員の署名押印をして、裁判員としての身分・任務は終了する。なお承認がでない場合は、審議を差し戻す。

5 控訴審 D案を求める。

6 差戻し審 A案を望む

7 罰則

(1) 裁判員等の不出頭

「たたき台」において裁判員候補者に罰則を設けるのはもってのほかであり、言語道断である。特に希望して裁判員となったもの以外は、強制的に裁判員にされたものである。もともと裁判官がしっかりしていれば、このような制度を導入する必要はないのであり、市民に負担を強いて、更に罰則を与えるのは許されない。いったん裁判員になることを承知したものが正当な理由なく欠席したとなれば、裁判員をすぐやめさせればよい。また宣誓についても、宣誓すべき内容を審議した上でなければ、罰する規定を設けることは認められない。宣誓する内容を示した上で提案すべきである。

(3) 裁判員等に対する請託罪等、(4) 裁判員等威迫罪の二項目については「たたき台」のとおりでよい。

(5) 裁判員候補者の虚偽回答罪

裁判は真に公正でなければならず、公正さを確保するに当たっては、複数のチェック機構を設けることが必要である。裁判員制度は現行の裁判に対するチェック機構として働かなければ意味がない。したがって、この「質問」の内容を定めない段階で、過料とか刑事罰を議論するのは筋が通らない。まず質問の事項をすべて明らかにし、これ以外の質問はしないというところから議論を始めるべきである。というのは、裁判官に都合の良いような者のみが裁判員になってしまう可能性があり、これでは裁判員制度の意味がない。

8 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置 すべて「たたき台」どおりでよい。
(男性、60歳代、愛知県)

1 裁判官と裁判員との役割分担の在り方

裁判員は、有罪・無罪の決定及び刑の量定のほかにも、法律問題(憲法問題を含む)、訴訟手続上の問題等に関する判断にも関与することとするか否か。

まず、この問題を論ずる大前提として素人の裁判への参加の憲法上の根拠が必要ですが、この点に関しては、佐藤幸治先生も青林書院新社「憲法」中で「...日本国憲法の司法権がアメリカ流のものと解する以上、一定の条件の下で答申に拘束力を認める陪審制の採用も、憲法上不可能ではないと解する余地もあろう。」と書いておられ、おそらく多くの国民も同意見だと思われます。

さて、この問題を論じるに当たっては、国民の気持ちを表しているある古いアンケートの数字から紹介を始めたいと思います。これは、制度改革を論じる前の事実認定と言うべきでしょうか。

1980年代に「陪審裁判を考える会」(代表倉田哲治弁護士(当時))が行ったアンケート調査によれば、当時から既に国民の刑事裁判に関する信頼は揺らいでいると判断せざるを得ない数字が残っています。昭和60年11月4日付け朝日新聞に掲載された上記考える会実施のアンケートによれば、刑事裁判が信用できるか、という問いに対して44%前後の人々が「あまり信用できない」と答えています。

* 当時、陪審裁判を考える会主催で行われた、自白強制のために行われる留置所内での拷問の経験者(冤罪事件で起訴され、倉田弁護士の協力で無罪判決を勝ち取られた方)による講演の内容は、日本国内の犯罪捜査等にわずかな信頼感を抱いていた大学院生当時の私にはショックな内容でした。自殺のおそれありという理由で、自分の留置室内の枕もとに真夜中ずっと監視員が付き、その方が眠りかけるたびに枕もとのいすの足をカタッと鳴らす方法で三日三晩起こされ続け、気が変になりそうだったとおっしゃっていたことを、私が一生忘れることはありません。

そもそも、この会のアンケートを待つまでもなく、刑事裁判運営の責任者である職業裁判官に対する国民の信頼が制度上保障されるかをちょっと考えてみると、丸印の無記入を信任とみなすという偽善的な最高裁判事の国民審査の制度や、司法研修を終えただけで判事補として裁判所内部で子飼い主義的に育てられた若者を下級審の裁判官として最高裁が任命するという制度だけとっても、国民の信頼を勝ち取るに足るには程遠いと言わざるを得ないものでしょう。

子飼い主義の弊害としては、よく判決文中に裁判官によって使われる「社会通念」なるものを正に裁判官自身が体得していない通念であろうとみなすことなど、裁判官と検察官以外の一般国民には説明の必要さえない事実であるものとして指摘可能です。その証拠に、日本以外には裁判官を公選制にすることによって、社会的な経験と知恵を有し、地域住民の信頼に足る人選を行う制度が採用されている国や地域が複数あるわけです。(アメリカに限って言えば、連邦裁判所の裁判官は大統領による任命、各州の裁判官については、公選制 立法部の選挙 知事による任命 州民審査制等の選定方式を採っています。)

特に近年は、複数の犯罪被害者や家族が、インターネットという全世界の人に窮状を直接訴え得るメディアの発達とともに、凶悪犯罪の量刑に関する被害者本人、被害者の家族、そして国民一般の不満は募る一方です。

さらには、前世紀以来欧米先進国で主流である刑法解釈上の教育刑的な価値観は、

特に日本のような東洋の一角にある非キリスト教国では法で強制されても揺らぎを得ないのに対し、分かりやすく納得がいき復讐心や社会的正義心といった原始的な本能にもこたえ得る応報刑的な制度には、数世紀単位以上の使用にも耐える明快な合理性があることは事実です。ですから、被害者やその家族には納得しにくい現代の教育刑的な側面を理性で強いる制度を今後長期にわたって続けることが仮に社会的正義に合致するというのであれば、その教育刑的な刑法存続のためには今回の司法改革は、司法制度が国民に支持されるその大前提となる重大な意味を持つものになると思われま

す。ただ、この国民の抱く司法一般への不満は、裁判官や検事への不信感のみが原因となっているわけではなく、犯罪捜査において国民と直接最初の接点を持つ公安警察の不誠実さが国民の知るところとなったことにも大きな原因があるでしょう。

既に、公然の秘密として、国民の人権を守るという目的のためには愚の骨頂とも言える組織内の各種の表彰制度の存在ゆえに、多くの警察では道路交通法違反者の検挙等に関してノルマがあることを知らされた国民が、この期に及んで犯罪捜査等の面で公安警察を信頼するはずありません。

曇り掛けるように、多くの都道府県で警察の初動捜査と人権感覚の鈍さが問題とされる報道が続いております。一例を挙げれば、記憶に新しい桶川のストーカー女子大生殺人事件では、殺された遺族から捜査協力の名目で借りた被害者女子大生本人の日記やメモ等が、公判中では、埼玉県警組織ぐるみの保身のための証拠として提出されるという事実まで読売テレビ等で報道されております。

こういった昨今の事情を考えると、今回の改革が、司法の民主化と国民に信頼される司法を目指す趣旨の司法改革である以上、裁判員には事実認定とその事実認定に基づく一定の法的判断（有罪・無罪の決定及び刑の量定）程度の権限は付与しないと、国民が既に抱いている司法の決定に対する絶望感と無力感を払拭し、権利のための闘争に自らがかわることができるという存在感を国民に抱かせる制度改革にはなり得ないと感じています。

これ以上国民の不満が蓄積していけば、過去10年以上にわたる政府の経済政策の稚拙さと不公平さへの怒りとあいまって、様々な形で各種税金の支払いを拒む国民が今以上に増え、国家財政も地方財政も今以上の危機に直面することになるのは時間の問題です。

ただ、裁判官と裁判員には判断能力の優劣が必ずしも認められない事実認定とは異なり、法解釈には一定の技術が必要なことは間違いありません。裁判員に法的な判断を求めるに当たっては、まず、事実認定と法解釈を分離して考えることを理解させる教育なり制度なりが不可欠でしょう。

また、憲法問題を含む法律問題を判断に、裁判員を関与させるべきか否かに関しては、やはり関与させるべきだと思います。もし今回の司法改革で、国民が直接憲法解釈に参加できる何らかの可能性の糸口が見いだせるなら、それは様々な点で国民にとっても国家にとってもマイナスを上回るプラスが待ち受けると確信しています。万一憲法解釈に素人が参加することに法曹が異議を唱えるなら、法曹には、戦後日本国憲法ができた経緯を思い起こしていただきたいと思います。法曹の代表とも言える東京大学教授が責任者を務めた1945年10月発足の憲法問題調査委員会の草案が、いかに非民主的で、国民の意思とかけ離れ、GHQの意図も全く読み取ることのできない正に戦後としての適切な社会通念の欠如した内容であったかを。

憲法の前文には、「...そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。...」とあります。日本国憲法のこの部分は、アメリカ人の素人の一女性、ヨーロッパの自然法思想を基にトーマス・ジェファソンが起草したアメリカ独立宣言の考え方を取り入れ草稿した英文を日本語に翻訳したもので、万一憲法問題調査委員会の松本案が採用されていれば、法曹関係者からは全く相手にされなかったであろう社会通念に基く内容です。ところが現実には、この自然法思想がそれ以

前の日本国民一般の考え方の中には存在しなかったにもかかわらず、現在にいたるまで憲法第96条による改正も一度も行われずに日本国民の中に浸透してきた理念であることは50年以上の歴史が証明しています。

このように素人の発想の豊かさや良識の習得度を考えてみると、日本国憲法の前文の「その権威は国民に由来し」の趣旨を単なるプログラム規定的に解釈しさえしなければ、法律問題の中では、憲法問題こそが素人である裁判員の良識に基づく判断を重視すべきものであると思われます。特に、例えばドイツのように具体性のないケースも扱える憲法裁判所を別に設置せず、アメリカ諸州のように裁判官の公選制も採用していない我が国こそ、素人たる裁判員の直接の判断を司法判断中に取り入れる工夫をすることが持つ人権保障上の意味は、一般国民の意思、知恵の反映という民主主義実現の点で大きなものであると思われます。

ただ、一般的な法解釈時以上に、裁判員が憲法判断のように非常に社会的影響の大きい司法判断を行うに当たっては、法的安定性確保のための先例拘束という司法の伝統的考え方の存在を裁判員に教育する必要があるでしょう。そもそも判決理由と傍論の区別は法律家でも意見の分かれるところですから、事実認定と法解釈の区別の説示という実践的な問題とともに、今後新設されるロースクール（あるいは司法研修所？）の法曹教育の中で、在職中の裁判官、未来の裁判官双方に対して、裁判員に対する説示を行う技術の習得をさせる必要があります、それは今後、もっとも重要な法曹教育の一分野になると思われます。

なお、憲法判断によって違憲判決が出された場合の社会的影響等を職業裁判官とともに十分に検討できるよう、憲法訴訟には、非憲法訴訟とは区別した特別な討議方法、討議時間等を設けるべきでしょう。憲法解釈が国民生活に及ぼす計り知れない影響を考えると、将来の訴訟件数の増加と審理遅延回避にばかり気をとられて非憲法訴訟と同じ制度しか採用しないとすれば、それは子孫の代にわたって国益に反する法解釈になる危険性があると言っても過言ではありませんまい。

2 裁判体の構成・評決の方法

裁判体の構成・評決の方法をどうするか。

素人の司法参加をざっと地球規模でおさらいしてみましょう。まず、英米法系の陪審制度は、フランク王国の糾問方法が1066年にノルマン海峡をわたって以来発達し18世紀末にほぼ現在の形態に等しいものとなったとされています。また、大陸法系諸国でも1789年のフランス革命を契機として各国に伝播し、参審制度の形で、ドイツ、フランス、イタリア、オーストリア、北欧諸国、東欧諸国にも存在し続けています。しかし、実際には、ジャクソニアンデモクラシー以来、人民による統治の伝統を誇るアメリカで、現時点でも素人の参加する陪審制度が最も支持されているようです。このことは、青少年犯罪に頭を痛めるアメリカ国内でティーンコートという制度があり、そこでは法曹資格のない青少年が裁判官、検事、弁護士、陪審員の役を演じて、有罪と判示されると街の清掃といった罰が与えられるという仕組みまで導入されるほど素人の判断が尊重されることから明らかでしょう。

この、全世界の80%の陪審裁判が行われているとされ、素人の裁判参加を肯定的に考えるアメリカ国内でも、20世紀後半の訴訟数の急激な増加には何らかの手を打たざるを得ず、1970年にウィリアムズ判決で合衆国最高裁は、フロリダ州における6人構成刑事陪審を合憲とするに至ります。

その後の数年間は12人以下の陪審も多数決評決による陪審も合憲であるばかりではなくその程度も不明確となり、アメリカ陪審制度の暗黒時代とまで評される時期を迎えた後で、1972年に合衆国最高裁でバリュー判決が出され、ジョージア州における5人構成刑事陪審による裁判は、合衆国憲法第14修正の適正手続条項に反すると判断し、州裁判所の刑事陪審の6人未満への構成人数縮小化に歯止めをかけました。

このウィリアムズ判決とバリュー判決で最大の争点となった陪審員の数に関する合衆国最高裁判決は、今回の裁判員の数の決定の上で最も参考になるものの一つである

と確信しております。

裁判員の性質を陪審的なものとみなすか参審的なものとみなすかという審議方法との兼ね合いもあって、裁判員の人数を決定する根拠は多岐にわたるともあいまいとも言えます。ただ、我が国の憲法と刑事訴訟法上には、アメリカ法の考え方がその根幹の一部をなしてきていることを考えれば、少なくとも200年程度の歴史と経験を有するアメリカの司法制度を参考にして裁判員の数を決定することには、一定の合理性があると思います。ただ、連邦の刑事裁判で行われる12人制陪審では、昨今の訴訟数の増加に対応しきれないことも60年代後半以降のアメリカの司法史が証明しつつある事実です。

私見では、バリュー判決が示した最低構成人数である6人構成陪審が、我が国の司法制度では一つの参考になると思いますので、裁判員の数としては、陪審制であれば裁判員6人以上の構成、参審制であれば5人の裁判員と裁判官の合議が望ましい、という提案を申し上げたいと思います。

ただ、陪審制度と参審制度の違いから論を始めて我が国独自の制度を模索する以上、基本的に全員一致の評決方法を採用すべきか否か等は、評決時の裁判官との権限の関係等により全く意味が違ってきます。慌てずに、実際の運用時に、いくつかの細則決定前の期限と段階を設け、実際の運用状況に照らしてみても細部を煮詰めるという試行錯誤により、より民主的で効率的な制度の模索を実行すべきなのかもしれません。

この、裁判員の人数と評決方法の審議こそは、今回の司法制度改革を、国民の多くに納得の行く真に民主的な国家を目指す第一歩とも言える改革として成功させるか否かを左右する最重要要件だと確信しています。(男性、40歳代、埼玉県)

我が国の司法制度は、法律専門家集団によって運営され、国民の参加の機会が乏しい。そして、専門的で国民に分りにくい実務慣行も少なくない上、ときには、国民の目から見て、裁判制度の否定に通じる異常な長期裁判やその原因と認められる常軌を逸した法廷闘争、国民の常識からかけ離れた判決、交通事故における不十分な捜査処理等が見受けられないではなく、さらには、ごく一部法曹関係者の不祥事や不見識・独善・非常識な行動も存したことから、一部のマスコミや有識者等から、司法全体が国民からかけ離れた存在で、非常識な判決があとを絶たない、との偏見に満ちた痛烈な批判もなされている。しかし、我が国の司法は、多くの法律専門家の絶えざる努力により、適正手続による人権保護に意を用いた緻密な証拠の収集と分析、法律の適用による公平妥当な捜査処理、適正判決の積み重ねによる実績を基に、大多数の国民の支持と理解、信頼を勝ち得てきたのである(疑わしきは罰せずの下に、悪を逃さず、無辜を罰せずの的確な刑事司法の実現により、社会秩序の維持と冤罪の防止、関係者の人権擁護に多大の成果を果たしてきたことは否定できないであろう。それは、職業裁判官及び検察官の専門家としての知識と経験により初めてなし遂げることができたことを忘れてはならないのである。)

しかし、先に触れたとおり、例外的とはいえ、裁判の異常な長期化、社会的常識とかけ離れた審理・判決と捜査処理等の刑事司法の陥っている弊害が相変わらず指摘されていることも否定できない。そこで、国民の価値観が多様化し、その意識が急変する中、真に、司法が国民から支持され、国民的基盤に根ざしたものにするためには、この弊害を直視し、その弊害の生じた原因は何か、これを改善する手段は何かを真剣に考えて、司法制度を根本から見直しする時期に差し掛かっていると言えよう。

その弊害の除去・改善策としては、まずもって、司法に携わる法律専門家集団(特に、重大な職務権限を与えられ国民から期待される裁判官、検察官)のより優れた人材の養成と確保、そのためのより徹底した資質・素養の養成を可能にするための方策を打ち出すことが肝要である。真に法律を知り、捜査及び裁判の何たるかを知り、社会感覚の優れた情熱のある法曹、人間味があり尊敬と敬愛を持たれる法曹、良い意味での職人の資質が要求されている。責任逃れの屁理屈のみに終始し、無気力なえせ法律家を排除し、司法の陥った弊害を除去し得る能力のある人作りが重要であると言えよう。

次に、国民が訴訟手続等司法に主体的に参加できる制度を拡充させ、司法の場に国民の健全な社会常識をより反映させる方策を打ち出すことが重要である。

訴訟手続等への国民の参加、健全な社会常識の反映により、司法の陥った弊害、その原因が国民の目により明白となり、その改善が期待され、さらに、これにより、国民から司法に対する幅広い支持と理解を得て、その国民的基盤をより一層確立することができるのである。国民が司法を身近なものと感じ、司法をより良く理解し、支持することになり、ひいては国民の社会規範の醸成にも役立つものと思われる。

そこで、司法制度改革の一環として取り上げられている裁判員制度の新設及び検察審査会制度改革の検討は、有意義であるが、両制度とも、国民が多大な時間・経済上の負担を負うことが前提となるので、国民がその負担に耐え得るか、真に健全な社会常識の反映をなし得るのかという国民側の基本的問題のほか、裁判員制度にはこれまで培われてきた訴訟実務の重要部分の変更にかかわる大きな問題を含んでおり、検察審査会制度にも検察権行使の根幹・起訴独占主義等にかかわる重大な問題を含んでいるので慎重な検討を要する。

すなわち、これらの制度は、司法に縁のなかった一般国民が、無差別のくじ引きで選ばれた結果、検察審査員として検察審査会に出席した上、被疑者を起訴に導くという重要な評決をなし、さらには、裁判員として法廷に列席した上、被告人の有罪・無罪、量刑を決める評議に参加して意見を述べることにより、司法の場に社会常識を反映させようとする制度である。そこでは、特に、定職を有する国民が、時間・経済上の大きな負担に耐えて、これに積極的に参加する覚悟と余裕が不可欠である。さらに、重要なことは、選ばれた国民において、この制度が人権に直結し、いかに重要であるかを理解した上、積極的に責任のある意見を述べることのできる知識と経験・健全な社会的常識、判断能力等が必要である。司法に縁のない一般国民であれば、誰でも健全な社会的常識の持ち主であるとは到底言えないこと、また、被告人が真剣に争っている重要事件について、一般国民が好悪の感情に流されることなく、健全なる社会常識の下、多くの証言等を慎重に検討、分析して有罪、無罪の判断をし、更に量刑を決めるのは至難の業と言えよう。国民が参加すれば、司法が改善され、例えば長期裁判がなくなり適正・迅速な裁判が実現されるという簡単な問題ではない。公訴の提起、その後の裁判は、被疑者、被告人及び被害者等の人権に直結する問題であるので、ことは深刻である。

そこで、一般国民を司法に参加させようという国民全体の理解と協力、国民意識の変革、参加した国民の負担に対する国家的支援等が前提となり、国民の社会的常識が反映されるような方策、例えば迅速な裁判のための確、強力な争点整理と訴訟指揮、公判の連続開廷、評議の在り方等々の諸方策も必要不可欠となってくる。

また、裁判員制度については、その運用如何によっては、憲法違反の疑いを払拭することができない問題を含んでおり、憲法違反の制度であるとの見解も少なくないことを十分考慮しなければならない。

司法の場に、国民の健全なる社会常識を反映させることは重要ではあるが、国民側の変革と制度の大きな変革なくして実効性を期待できないので、この制度改革につき、十分なる時間を掛け、国民に周知徹底することも重要な課題である。そして、裁判員等に当初から本格的な大きな権限を与えるではなく、その実績を検証しながら本格的導入を検討すべきである。この改革制度を裏付ける周辺の諸制度の改革・立法上の手当て、法曹三者の理解と協力体制の確立が肝要である。

以下、司法制度改革推進本部事務局作成のたたき台の順序に基づき意見を述べる。

(裁判員制度について)

1 基本構造

(1) 裁判官と裁判員の人数

ア 合議体の構成

A 案が相当である。

陪審制度を採用せず裁判員制度を採用したのは、裁判はあくまでも裁判官が主体となってい、これに国民の声・健全なる社会常識を反映させようとしたもので、

この基本構造を逸脱した場合、憲法違反等種々の問題が生じ得る。

裁判員制度は、裁判員が裁判官と責任を分担しつつ協同し、評議等で意見を述べ、裁判内容の決定に実質的に関与する制度で、裁判員と裁判官が相互のコミュニケーションを通じて、それぞれの知職、経験を共有し、裁判内容に反映させることを目的としており、両者の対立・闘争、多数による力の優劣を決めようとするものではない。

裁判員と裁判官の数はせいぜい同程度が相当である。B案では、評議の実効性を確保できず、前記基本構造にも反し、到底是認できない。

イ 補充裁判員

裁判員が欠ける事態に備え、補充裁判員を置くのが相当である。

(2) 裁判員、補充裁判員の権限

相当である。

(3) 評決

ア A案が相当である。

何が被告人に不利か否かを一義的に決することは困難であり、評決をし難い場合も生じ、また、被告人に不利か否かにより、評決の方法を変更する合理的理由はない。制度の目的からA案が相当である。

イ 訴訟手続きや法令の解釈については、裁判官の過半数の意見によるのは、裁判員は法的知識や経験が乏しく、また、制度の目的からしても当然と言えよう。

(4) 対象事件

ア 対象事件

(ア) 原則

B案が相当である。

法定合議事件の中には、必ずしも、国民の健全なる社会常識を反映するに適さない事件もあり、平成13年においては、法定合議事件(A案)が4600人程度、死刑又は無期の懲役若しくは禁固に当たる罪(B案)が2440人程度であり、国民の負担を考慮すると、B案が相当であろう。

(イ) 併合事件の取扱い

相当である。

イ 訴因変更の取扱い

相当である

ウ 事件の性質による対象事件からの除外

A案が相当である。

裁判の公正の確保と裁判員の保護、安全確保の観点から対象事件から除外するのが相当である。

2 裁判員及び補充裁判員の選任

(1) 裁判員の要件

B案が相当である。ある程度社会経験のある国民をできるだけ多く参加させるのが相当で、裁判員の判断、権限の重要性からB案が相当であろう。

(2) 欠格事由

(ウ)は、A案が相当である。除斥事由にも該当せず、自ら辞退もせず、当事者がこれに気付かず忌避のできない場合もあり得るので、事柄の性質上、欠格事由にするのが相当である。

その他は、相当である。

(3) 就職禁止事由、(4) 除斥事由、(5) 辞退事由、(6) 忌避事由、(7) 裁判員候補者名簿の作成については、相当である。

(8) 裁判員候補者の召喚

ア 裁判員候補者の召喚

相当である。

イ 検察官及び弁護人に対する事前の情報開示

(ア)については、裏付け調査等による検討を要する増もあり、少なくとも質問手続の一週間前には、送付するのが相当である。

(イ)のただし書については、B案が相当である。B案のただし書は当然のことである。不適当な裁判員の混在は、国民の司法参加の意義を根底から覆し、誤判を招き、裁判に対する信頼を喪失させることになるのである。この不適当な裁判員を排除することは極めて重要であり、そのための質問も極めて重要である。裁判員候補者の質問票に対する回答書を見せてもらわないと的確な質問ができない場合も十分予想されるので、これを制限できるとするA案は相当でない。

(9) 質問手続

相当である。ただし、ことの重大性から、検察官及び弁護人は、裁判官の質問した後、補充質問をすることができるとするのが相当である。

(10) 裁判員に対する補償

裁判員の負担は極めて大きいので、事件の性質、裁判員の職業なども十分考慮して決める必要がある。

3 裁判員等の義務及び解任

(1) 裁判員候補者の義務、(2) 裁判員及び補充裁判員の義務、(3) 裁判員及び補充裁判員の解任については、相当であろう。

4 公判手続等

(1) 総論は相当である。

(2) 準備手続(刑事裁判の充実、迅速化関連)については、相当である。

なお、裁判員制度を実効性あるものとするための前提となるので、裁判官の弁護人の主張に引きずられない的確かつ強力な指揮が重要である。

(3) 弁論の分離、併合については、基本的には相当である。

なお、裁判員に分かりやすく、その負担を軽減させるため、例えば、一人の被告人が多数の殺人事件を犯した場合、一件ずつ分離して審理、判決するのは本末転倒である。

(4) 公判期日の指定(刑事裁判の充実、迅速化関連)、(5) 宣誓等、(6) 新たな裁判員が加わる場合の措置については、相当である。

(7) 証拠調べ手続等

裁判官の的確な訴訟指揮が今より増して重要となってくる。経験豊かな裁判官の的確な訴訟指揮が期待される。

「供述調書の信用性等については、その作成状況を含めて、裁判員が理解しやすく、的確な判断をすることができるよう立証を行うこと」との意見は、相当であるが、その手段として、取調べにビデオ撮影、録音を必要とするとの見解には到底賛成できない。

(8) 判決書等

アは、相当であり、当然と言えよう。

イ 裁判員の署名押印、身分の終了時期

C案が相当である。裁判員も評議に加わるので、その責任から、本来ならば、判決書に署名押印するのが相当であるが、死刑判決や暴力団の凶悪事件判決などについては、裁判員は、審理に加わっても署名を拒否する場合も十分予測でき、たまたま抽選で選ばれた一般国民の心情にも理解を示す必要もあろう。このため判決書が完成しないでは困る。

5 控訴審

A案の現行どおりが相当である。一般国民である裁判員の参加した判決というだけで、控訴審の実質判断を限定すべきではない。事実認定及び情状について、誤りがなが十分検証する必要がある。

6 差戻し審

A案が相当である。迅速な審理を要し、覆審には反対である。

7 罰則については、相当である。

8 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置

裁判員の出頭確保は、有職者の場合極めて困難な問題を含んでいる。国民全体がこの

制度を理解し、協力する体制がなければ、社会的に重要な定職を持ち、或いは、重要な地位に就いている人、正に健全な社会常識を有していると思われる人たちの何日間もの出頭は困難な増が多い。フリーターや無職者のみが裁判員の多数を占めるのでは困る。裁判員の出頭確保の抜本的な対策、制度的裏付けを要する。(男性)

はじめに

司法制度改革の動きは、松本智津夫や江副浩正の裁判に見られるように、現在の刑事裁判が迅速でなく、社会の進展にそぐわないものとなっている、との基本的な視点に立って、迅速適正なる刑事裁判の手續を模索するというのが、その出発点であったように理解している。一般的に、司法の作用に対する民衆参加、いわゆる直接民主主義の導入を図ることは、決して裁判の迅速化、正当なる事実認定等の適正化にとって資するものでないことは、歴史の教えるところであろう。むしろ、適正迅速なる裁判と司法への民衆参加とは、相反するものであることを銘記すべきである。

現行の刑事訴訟法の体制で迅速適正なる裁判の実現を阻むものは、何か。それは大きく2点に表されよう。その1は、裁判長の訴訟指揮、運営、審理計画の見通しを困難にし、ともすれば漂流裁判に陥らせる危険性を常に孕んでいる、起訴状1本主義の存在であり、その2は、一切の書面に原則として証拠能力なしとし証人に直接語らせなければ事実認定の資料に用いることを許さないという、厳格なる伝聞証拠排除の法則である。したがって、これらの問題点を抜本的に解決しない限り、準備手續の規定をいじくるといような小手先の姑息な対応をしても、刑裏裁判の迅速化を図る上で、何らの補強ともなり得ないと思われる。

仮に、迅速適正なる訴訟手續に重点を置くのでなく、裁判員の制度を導入することによって刑事裁判手續に直接民主主義、民衆参加を採り入れる、ということをして至上命題とするのであれば、せめて、次のいずれかの方向を追求すべきであり、両者の中間を求めべきではない。

- 1 国民の中から選ばれた少数の者が、事件ごとにではなく、ある程度(2年間等)の期間、裁判官団の一員としてその間に係属する事件の処理に責任をもって当たる参審制、
 - 2 国民の中からある程度の少なくない人数の陪審員が事件ごとに選ばれ、事実認定の結論、有罪無罪の結論のみに関与する英米型の陪審制、
- のいずれか、を採るべきである。

これに対し、重大なる事件ごとに多数の裁判員が選ばれ、当該事件の事実認定、量刑のすべてにわたって、職業裁判官と同じように責任を負うというのは、何の訓練も心構えもなく生活してきた人間に、晴天の霹靂のごとく、ある日突然に、死刑事件等の重大な事件に直面させ、人の運命を決定的に左右する返答を求める、というもので、およそ、無理を強いるものであって、心理学の実験であればともかく、答えを求められた立場に立ってみれば、およそ無責任なる処理しか、できないであろう。刑事裁判として、人の有罪無罪を決し、量刑をするという事は、被告人、被害者、ひいては国家社会一般にとって大きな意味を持つ事柄であるから、これらの問題について、一方に偏することなく安定した結論を得るということは、至難の業であって、できれば、そのような立場に身を置きたくない、巻き込まれたくない、というのが普通の市民の一般的な有り様であろう。事実認定、量刑というものが、ある程度の知識を要し、ある程度の期間、相当程度の訓練を経て初めて可能になるものであることは、司法試験に一応合格し法的知識も備えた司法修習生に、修習当初、いわゆる白表紙を与え、事実認定をさせ、量刑判断をさせてみると、いかにバラバラでいい加減な結論しか出せないものであるか、ところが、各般にわたり2年間の修習を経た後には、なんとか、ある程度の幅の中におさまるようになる、という経過を見ても明らかであろう。以上のことは、自分の経験にかんがみても、言えるように思う。自分が判事補になりたてのころ、判事になってからのころ、裁判長として事件に当たったころの、それぞれの時期で、事件の見方において、誠に微々たるものであったにせよ、成長があった、と思うのであって、重大刑事事件に老壮若の3人の合議体で当たり、これを裁くということの大切さ、合理性に納得するので

ある。

特に、恐れるのは、素人に事実認定と量刑との双方に責任を持たせるならば、量刑を気にして事実認定をいい加減にして妥協する、というような弊害が多分にあり得ることである。総じて、困難な状況から一刻も早く抜け出したいという気持ちが無意識に働き、安易に付く、あるいは、結果的に無責任になる、ということは、人の心理として不可避的であると思われるが、それでは、裁判を受ける立場の被告人や被害者、社会一般はたまらない、と言わざるを得ない。これでは、むしろ有害な制度となってしまうであろう。

したがって、事実認定にも量刑にも関与させる、というものであるならば、少数の者を、事件ごとでなく、一定期間（例えば2年間）にわたって裁判官団の一員として参審させ、結論に責任を持たせる、という制度でなければならない。この場合、迅速な裁判を実現して参審した同じ市民が審理の始めから最後まで関与できるようにしなければならないのであるから、訴訟法としては、ドイツのように、職権主義的な訴訟構造にすべきで、起訴状一本主義を採らず、また、厳格な伝聞証拠排除法則を用いず、裁判長は、事件の審理計画を立て、訴訟の進行を図る限度で（すなわち、これによって心証をとるのではなく）、捜査記録、弁護側証拠に自由に接することができるようにし、その上で裁判長が必要と認める証人調べを参審員を含む合議体に提案し、その合議の上で審理に入り、法廷で合議体が直接証人尋問をして（直接主義）、心証をとる、というふうに、訴訟法を改める必要がある。

もし、裁判員には事実認定のみに責任を持たせる、というのであるならば、事件ごとに選任された、ある程度の人数の団体が、見守る中で、訴訟指揮にのみ責任を持ち、したがって、事件の進行を図る限度で捜査記録等を当然に把握しておかなければならない（したがって、起訴状一本主義ではない）一人の裁判官が訴訟指揮をし、こうした審理によって得られた資料（証人等の直接証拠）のみによって心証を得、有罪無罪の答申を行う、もし、有罪ということであるならば、裁判官が、必ずしも直接証拠のみでなく、広く社会調査資料（調査官の調査結果等）をも資料に加えて十分に検討し、量刑に当たるといふ、英米型の陪審に近い制度を採るべきである。この場合、多数人が審理に関与するのであるから、迅速なる審理の要請は極めて強く、現行の刑法典の併合罪規定は廃止し、各事件それぞれに審理を進め、事件ごとに量刑を行うということができるようにならなければならない。

いずれにしても、弁護人の更迭権限を含め、裁判所侮辱罪を新設して、被告人、弁護人の陥りやすい引き伸ばし策（いかなる刑事訴訟法の下においても、引き伸ばしが最大の防御である、ということ是不変であろう）を徹底的に封じ込める、裁判長の強力な訴訟指揮を可能にする、ということが必要不可欠である。このように、実体法、訴訟法の双方に抜本的な改正を施す必要があるのであって、中途半端な制度の下に裁判員制度を採り入れるということでは、実際問題として、立ち行かないことは目に見えているように思われる。

以下においては、訴訟法の起訴状一本主義を廃し、証拠法則として伝聞証拠排除則によらず、刑訴応急措置法の規定している程度の直接主義をとるものに改める等、要するに、職権主義的訴訟構造の方向に全面的、抜本的改正を施した上で、参審制度に近い裁判員制度を採るものと前提して、提案を検討することとする。

1 基本構造

(1) 裁判官と裁判員の人数

ア 合議体の構成

A案を採り、裁判官の人数は3人、裁判員の人数は2人とするのが相当。

イ 補充裁判員

裁判員が欠ける場合には、そのまま進行することができ、補充することを要しないものとする。

(2) 裁判員、補充裁判員の権限

ア 裁判員の権限

- (ア) 裁判員は有罪無罪の決定及び刑の量定に関し審理裁判する。
- (イ) 審理においては、裁判員の発問権は認めない。
- (ウ) 訴訟手続に関する判断、法令の解釈に関する審理における立会権は認めない。

イ 補充裁判員の権限

不要である。裁判員が欠けてもそのまま審理を進めれば足りる。

ウ 職権行使の独立

当然である。

(3) 評決

ア B案、C案のうち、ただし書を除く案が正当である。

イ 訴訟手続に関する判断は専ら裁判官のみによるべきである。

(4) 対象事件

ア 対象事件

(ア) 原則は、A案(法定合議事件)とする。

(イ) 併合事件の取扱いは現行法と同じく(イ)のとおりでよい。

イ 訴因変更の場合

原案のとおり。

ウ 事件の性質による対象事件からの除外

裁判員裁判から除外する範囲を設けるべきである。その範囲はA案(ア)案でよい。

2 裁判員及び補充裁判員の選任

(1) 裁判員の要件

C案でよい。

(2) 欠格事由

ア (ア)、(イ)、(ウ) A案は、いずれも必要的欠格事由である。

イ 正当と思われる。

(3) 就職禁止事由

ア 職業上の就職禁止事由

(カ)のうち現役の裁判官、(キ)のうち現役の検察官、(ク)のうち現役の弁護士、(シ)現役の司法警察職員を就職禁止事由とすれば足りる。原案に掲げられたその他の職業、地位の者を就職禁止事由とすべきではない。

イ 公訴提起等に伴う就職禁止事由

(ア)の事由の範囲を、罰金以上の罪に当たる事件で起訴されているものとし、

(イ)の事由も、当然に就職禁止事由とすべきである。

ウ 手続に対する影響

原案のとおり。

(4) 除斥理由

アからコまでの理由があれば、いずれも除斥されるべきで、更に言えば、エと同じような立場の者として、被告人が経営あるいは執行に関与する法人・社団(宗教法人等を含め)の従業員なども除斥理由となるとすべきであろう。

(5) 辞退事由

アからキまでの事由は、いずれも正当である。

(6) 忌避理由

原案のとおり。

(7) 裁判員候補者名簿の作成

原案のとおり。

(8) 裁判員候補者の召喚

原案は陪審員選定手続を指定しているようであるが、正当ではない。裁判員は、裁判員候補者名簿から、裁判官の合議体はその裁量により、適当と認める者を選任すべきである。

(9) 質問手続

原案は陪審員選定手続を指定しているようであるが、正当ではない。裁判官の合議体が裁判員候補者の中から裁判員を選任する過程において当然に面接し、質問することがあり得よう。

(10) 裁判員に対する補償

ア 日当等

原案のとおり。

イ 補償

原案のとおり。

3 裁判員等の義務及び解任

(1) 裁判員候補者の義務

ア、イとも正当。

(2) 裁判員の義務

アからオまでいずれも正当。

(3) 裁判員の辞任

イのうち、当事者の意見を聴くことを必要的としている点、及び、エのうち、当事者の不服申立権を除けば、原案のとおりでよい。

4 公判手続等

(1) 結論

迅速な裁判は当然。ただし、裁判員の負担は、裁判官と同じであるべきである。裁判員裁判であるがために、裁判官が余計に負担が増えるようでは困る。

(2) 準備手続

当然である。この過程で裁判長は捜査記録、弁護側手持ち証拠について開示を求め、審理計画を立てる上で必要な限度において、これに目を通し、把握すべきものである。

(3) 弁論の分離・併合

必要な範囲でやればよい。

(4) 公判期日の指定

原案のとおり、審理はできる限り、連日開廷し、継続審理をすべきであり、特に、被告人・弁護人側からする引き延ばし戦術に対しては、裁判長に裁判所侮辱の制裁権、弁護人解任権を与えるべきである。

(5) 宣誓等

原案とおり。ただし、事件ごとにする必要はなく、就任当初に1回すれば足りる。

(6) 新たな裁判員

補充裁判員の制度は設けるべきでなく、裁判員が欠けてもそのまま審理裁判できるようにすべきである。

(7) 証拠調べ手続等

ア 冒頭陳述

当然である。

イ 証拠調べ等

原案のいずれも正当である。

(8) 判決書等

ア 裁判員に裁判書の起案を期待することは事実上不可能であるから、原案のとおりでよい。

イ 裁判員の署名押印

A案でよいが、事件ごとに裁判員の身分が終了する制度でなく、一定の期間、裁判員の身分が継続する制度とすべきである。

5 控訴審

A案でよい。

6 差戻し審

違法あるいは不十分な審理であったから破棄差戻されるわけで、差戻された裁判

をした裁判体（裁判員を含め）が覆審として審理裁判を改めてなし、先になした結論を是正するのが正当とすべきである。

7 罰則

(1) 裁判員等の不出頭等

原案のような刑罰規定が必要。

(2) 裁判員等の秘密漏洩罪等

原案のとおり。

(3) 裁判員等に対する請託罪等

ア、イとも正当である。

(4) 裁判員等威迫罪

ア、イとも正当である。

(5) 裁判員候補者の虚偽回答罪

ア 過料

虚偽回答はその重大性にかんがみると、刑事罰の対象とすべきもので、過料は正当でない。

イ 刑事罰

刑事罰は禁錮以上とすべきである。

8 裁判員の保護及び出頭確保等に関する規定

(1) 裁判員等の個人情報の保護

裁判員といえども、現在の裁判官と同じ程度の個人情報保護を受けるべきであるが、それ以上に個人情報を保護することは、今日では無理と言うべきであろう。

(2) 裁判員等に対する接触の禁止

ア 原案における「接触」がいかなる行為を指すのか、甚だ明確を欠く。このような規定は実効性がないように思われる。

イ 面会、文書の送付などは、今日あまり使われていないように思われる。電話、メール、その他現在考えられるあらゆる通信手段を網羅して禁止すべきである。

(3) 裁判の公正を妨げる行為の禁止

原案の、ア、イは、具体的にいかなる行為を禁止するのか、よく分からない。偏見を生じさせる行為か、正当な事件の見方を伝えるものかは、区別が難しい。このような無意味な規定はかえって有害であり、賛成できない。

(4) 出頭の確保

アからウまでいずれも正当である。(男性)

はじめに

私は、我が国においても基本的には陪審制を採ったほうが良いのではないかと考えている。それは、英米の陪審制と全く同じでなければならないという意味ではない。現在の我が国に適した改善が必要であろう。しかし、法律の解釈適用は原則として法律家が、主として犯罪事実（以下、単に事実という）の認定（有罪無罪の判定）は一般市民から選ばれた陪審員が、という「基本構造」をあいまいにしてよいものだろうか。確かにドイツなどの参審制は、このような「基本構造」をとっていない。そこには、利点もあると言われる。法律やその解釈適用が一般市民に分かりやすくなるという効果などである。しかし、法律の解釈適用では専門家と非専門家が対等に協働することはできない。他方、事実認定に関しては、裁判官は一般的にいて専門家ではない。実社会に生起する「事件」の事実認定に当たっては、一般市民の目線で、広範な社会経験や価値観を持ち寄り、ぶつけ合わなければ真相を把握できないことが少なくない。事実認定に裁判官が加われば、この場面でも裁判官の意見が事実上大きな比重を占める結果になる。これもドイツの参審制について指摘されているところではなかろうか。法律やその解釈適用が一般市民に分かりやすくなるという効果は、陪審制にも、むしろ無理のない形で期待できる。職業裁判官の事実認定能力については、職業裁判官だけで事実認定を行っている現行制度の下で重刑再審無罪はごく例外的ではないかという反論が予想される。しかし、そのごく例外的な再審無罪事件から分かることは、それらの事件が再審無罪と

なったについては、様々な「幸運」が作用していることが多いということである。他方、実際の冤罪はもっと多いとしても、それがすべて職業裁判官固有の事情に起因するというのもできない。しかし、個々の裁判官の努力にもかかわらず、職業裁判官固有の事情が主たる誤判原因の一部をなしているという実証的な指摘は、裁判官経験者からも行われてきた（例えば、渡部保夫『無罪の発見』1992年、秋山賢三『裁判官はなぜ誤るのか』2002年）。

もっとも、「民の声は神の声」という考え方も陪審制のその後の展開の中で現実的ではないことが自覚されてきている。様々な理由で陪審の判断にも誤りが少なくないということである。そこで、被告人に有利な方向では、職業裁判官によって構成された裁判所が裁判員の加わった一審の有罪判決などを是正し得るとしても、それは、「裁判員の主体的実質的参加」を必ずしも否定するものではない。「裁判員の主体的実質的参加」は、被告人に不当に不利な事実誤認などがなされないために必要とされるものだからである。改革審意見書は既に、国民の意見を多角的に聴取する努力をした上で、上記の意味では、参審制に属する「裁判員制度」を採用することを決めている。現状ではやむを得ない選択かもしれない。既存の参審制度のコピーではなく、我が国の現状に適したものにするという意味で、「裁判員制度」と呼ぶことにしたのは、適切である、したがって、以下では、その「裁判員制度」を前提に前述の視点から意見を述べる。この制度は、国民主権主義を司法に及ぼそうとする、戦後初の試みとして、画期的なものである。ただ、以上述べた理由により、困難な課題を抱えて出発することを自覚し、長い目で育てていかなければならないと思う。一定期間経過後、検証することをあらかじめ合意するとよい。

以下において、司法制度改革審議会意見書（2001年6月）は、改革審意見書、日弁連司法改革実現本部「裁判員制度」の具体的制度設計要綱（2002年7月）は、日弁連要綱と略称する。

1 基本構造

（1）裁判官と裁判員の人数

ア 合議体の構成

意見：B案に賛成である。その場合、裁判官の員数は、2名とするほうが良いかと思う。A案、B案の折衷案、つまり、裁判官2名、裁判員5～6名ということも、スタートとしては、考えられる。

理由：「はじめに」に述べた理由で、事実認定における、裁判員の「主体的、実質的関与」が保障されなければならない、A案では、その保障がない。A案は、事実認定においても、裁判官はプロである、あるいは、一般市民より一般的に優れているという前提に立っている。しかし、「はじめに」で述べたように、それは実証されておらず、また、職業裁判官なるがゆえの制約（有罪の被告人に多く接しているため、そのような先入観を持ちやすいなど）も古くから指摘されている。他方、裁判官は法律の解釈適用において重要な役割を担わなければならない。それゆえ、裁判長のほかに、1名、したがって、2名は必要であろう。裁判員の員数は、9ないし11名でない、裁判員の「主体的、実質的関与」が十分保障されないというのが、B案の考えであろう。予算上の関係などから、9名以上が無理であれば、5～6名でスタートし、2、3年後に実績を点検することも考えられる。

イ 補充裁判員

意見：当然の措置である。

（2）裁判員、補充裁判員の権限

ア 裁判員の権限

意見及び理由：（ア）ないし（ウ）に基本的には賛成である。ただし、（イ）の「証人」は、鑑定人などを除く趣旨ではなかろうから、「証人等」とすべきであろう。なお、（ウ）は、これらの場合、「必要と認めるとき」でなければ、裁判員を「審理に立ち合わせ」ることすらしなくてよいと読める。そう

だとすれば、そこまで差別することは、適切ではない。また、上記のような場合かどうか、あらかじめ明確に区別することも実際的ではないのではなからうか。ところで、証拠能力の有無に関する判断は誰が行うのであろうか。上記(ウ)の「専ら訴訟手続に関する判断」に含まれるのであろうか。そうだとすれな、この「裁判官」は、公判担当裁判官とは別にしなければならない。そうでなければ、事実認定に当たって証拠能力のない証拠から事実上影響を受けるおそれがある。この問題は、現行制度でもある。それに加えて、裁判員制度では、裁判員と同じ条件でなくなるという問題が加わる。

イ 補充裁判員の権限

意見：賛成である。

理由：合議体の裁判員が途中で欠けることはあり得る事態であり、それに対する必要な対策である。

(3) 評決

ア 意見：被告人に不利な裁判に関する限り、いずれの案にも賛成できない。このうち、特に有罪の評決には、全員一致を原則とし、やむを得ない場合に、3分の2の特別多数決によることが考えられる。また、裁判官の1名、及び裁判員の1名以上が賛成することを必要とする。

理由：「合理的な疑いを容れない証明」があったと言えるためには、一般通常人がすべてそれを認め得る場合でなければならない。したがって、全員一致が原則である。半数に近い合議体構成員が反対しても、「合理的な疑いを容れない証明」があったとする上記諸案はどうしたことであろうか。現行法に倣っているのであろうか。しかし、現行法でさえ、地裁の合議体は3名だから、過半数ということは、3分の2を意味している。他方、評議を尽くしても1名が反対すれば、有罪とし得ないということにも問題があるかもしれない。そこで、やむを得ない場合に、3分の2の特別多数決によるということが限度であろう。量刑に関し、死刑を選択する場合にも、特別な慎重さが必要である。この場合にも、少なくとも同様な配慮が必要であろう。

イ 意見：この場合、上記1(1)アの私見のように、裁判官の員数を2(偶数)にすると困るわけである。2名の裁判官の一致を原則として、それができない場合には、裁判長たる裁判官の意見によるとするのは、どうであろうか。

(4) 対象事件

ア 対象事件

(ア) 原則

意見：A案が望ましい。直ちに実施することが困難なら、B案でもよい。

理由：A案から直ちに出發できるかどうかについては、私としてはなお調査が必要である。したがって、上記の意見となった。B案で出發する場合には、一定期間経過後に見直すこととすべきである。

(イ) 併合事件の取扱い

意見：賛成である。

イ 訴因変更の場合の取扱い

意見：賛成である。

ウ 事件の性質による対象事件からの除外

意見：B案に賛成である。

理由：時代状況によって、「公正な判断ができないおそれ」が拡大解釈されるおそれがある。国民主権主義の司法への具体化という裁判員制度の理念からも例外を安易に認めるべきではない。「裁判員若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させてその生活の平穩を侵害する行為」への対策を万全にすることに力を注ぐべきではなからうか。

2 裁判員及び補充裁判員の選任

(1) 裁判員の要件

意見：普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者とするという日弁連要綱に賛成であるが、さらに、年齢25年以上とすべきかと思う。

理由：上記要綱は、その理由を、「民主的國家の統治の基盤は、地方自治であるから」としている。同感である。資格年齢に関しては、選挙権ではなく、被選挙権と平行にすべきではなかろうか（公職選挙法10条参照）。裁判員の仕事は、それほどに経験と責任を伴うように思われる。

(2) 欠格事由

意見：賛成である。

(3) 就職禁止事由

ア 職業上の就職禁止事由

意見：弁護士、弁理士、公証人、司法書士、法律学の教授・助教授などを掲げることには疑問がある。

理由：裁判員制度を採る理由は、裁判官だけで裁判するのではなく、一般国民の意見を裁判内容に反映させることである。それゆえ、法律専門家であるがゆえに就職禁止事由とするのには、疑問がある。除斥・忌避事由で個別に対応するという考え方もある。

イ 公訴提起等に伴う就職禁止事由

意見：賛成である。

ウ 手続に対する影響

意見：保留する。

理由：裁判官や検察官が裁判員として関与したという極端な場合を考えれば、一律に有効とすることに疑問がある。

(4) 除斥事由

(5) 辞退事由

(6) 忌避理由

意見：賛成である。

(7) 裁判員候補者名簿の作成

(8) 裁判員候補者の召喚

(9) 質問手続

(10) 裁判員に対する補償

上記(4)ないし(10)については、(6)を除いて、意見を保留する。

3 裁判員等の義務及び解任

4 公判手続等

上記3、4については、意見を保留する。

5 控訴審

意見：控訴審については、無罪判決に対する事実誤認を理由とする控訴を検察官に許すべきかどうかという問題がある。「たたき台」はこの論点に触れていない。それは、改革審意見書が検察官控訴を認めていると解したためであろう。改革審意見書は、「当事者からの事実誤認又は量刑不当を理由とする上訴（控訴）を認めるべきである」としている。これは、当事者、すなわち、被告人、検察官双方に上訴を認めた趣旨にも解されるが、検察官上訴の許否問題には踏み込まなかったとも解される。後者の理解を前提とするならば、この際、無罪判決に対する事実誤認を理由とする検察官上訴を廃止すべきであると考えられる。憲法の二重の危険禁止に違反するのではないかという問題を含むこと、実際的にも、正当な無罪判決が検察官上訴によって控訴審で破棄有罪とされ、冤罪とされた者が言語に絶する苦難を味わうという事例さえ散見されること（著名事例としては、弘前大学教授夫人殺人事件）などが、主な理由である。また、こうすることによって初めて、裁判員の「主体的、実質的関与」が貫かれるのではないか。しかし、「たたき台」は、前述のように、この問題には立ち入らないこととしている。したがって、以下の意見も、検察官上訴が認められることを前提として述べる。この場合

にも、前述の理由により、無罪判決に対する検察官上訴に対しては、破棄理由やその要件を厳格にしなければならない。「たたき台」の諸案の中では、基本的にB案に賛成である。ただし、控訴審における破棄理由の有無の審判は、おおむね現行法に倣うものとする。

理由及び補足：A案は、裁判員の参加による一審判決を職業裁判官のみで構成された控訴審裁判所が無条件に破棄自判できるので、裁判員の「主体的、実質的関与」に添わない。この点を考慮して、現行法を手直ししたのが、B案である。その場合、職業裁判官のみによる破棄理由の有無の審判が現行法どおりでよいかという問題がある。ここでも、裁判員の「主体的、実質的関与」の趣旨から、事後審構造を徹底すべきであるという意見が有力である。しかし、そのような見解から、破棄理由の有無の審判に際しての新証拠提出が制限されるとすれば、控訴審での冤罪救済の可能性は現行法よりも狭められる。裁判員制度の下でいかに一審の充実が図られても - その保証もないのであるが - 冤罪防止には限界がある。冤罪事件で捜査機関が陥りがちな「偏った捜査」では、真犯人に連なる証拠が余り集められていない。したがって、証拠開示によっても弁護側はそのような証拠に接することはあまり期待できない。また、弁護側は - その証拠収集力が検察側に比して一般的に劣勢であるためもあって - 敗訴して初めて立証上の問題点に気付くことがある。かくして、大まかに言って、被告人に有利な証拠の提出は、少なくとも現行法程度に認める必要がある。他方、検察側に対しては、被告人に不利益な新証拠の提出を極力制限する必要があるだろう。無罪判決に対する事実誤認を理由とする検察官控訴の理由は、「明らかな事実誤認の疑い」とすべきであるという見解（日弁連要綱など）に賛成する。判決破棄にとどめるとしても、職業裁判官のみで事実誤認を理由にそれを行うことが許されるかという問題がある。この点については、この意見書の「はじめに」で言及した。B'案は、量刑不当については、職業裁判官のみによる破棄自判を可とする。しかし、裁判員制度では一審の量刑は裁判員も関与して決められる。したがって、それを職業裁判官のみで破棄自判できるとするのは、妥当でない。C案については、破棄理由の加重が具体的にどのようなものが不明である。しかし、いずれにせよ、被告人に不利な方向でも職業裁判官のみで自判できるとするのは妥当でない。D案は理想的にも見える。しかし、国民の負担、制度維持の費用などから、実現可能性に疑問がある。破棄事件についてのみ裁判員参加の控訴裁判所という提案（日弁連要綱）もある。この場合、再度有罪となれば、あとは上告審だけとなる。それよりは、一審に差し戻したほう（B案）が良い。

6 差戻し審

意見：B案に賛成する。

理由：原一審判決とのバランスからである。また、書面審理をなるべく避けなければならない。時間の経過によって一審と同じ審理は不可能である。しかし、可能な限り繰り返し、それに新証拠を加えて判断すべきである。

7 罰則

- (1) 裁判員等の不出頭
- (2) 裁判員等の秘密漏洩罪
- (3) 裁判員等に対する請託罪等
- (4) 裁判員等威迫罪
- (5) 裁判員候補者の虚偽回答罪等

意見：以上の案文に基本的に賛成である。

8 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置

- (1) 裁判員等の個人情報保護
- (2) 裁判員等に対する接触の規制

ア 意見：一定の例外を設けることを検討する必要がある。例えば、次のような場合

である。 裁判員が担当事件に関し脅迫を受けたり、請託を受けていることが発覚した場合。 裁判員制度の普及や改善の目的から裁判員の任期を終えた経験者の経験談を差し支えない範囲で聴取したり、意見を聴く場合。

理由：裁判の公正さを担保し、制度の普及・改善に役立てるため。

イ 保釈不許可事由などの追加

意見：案文に基本的に賛成である。

(3) 裁判の公正を妨げる行為の禁止

意見：アのような規定を置くこと自体、疑問である。イのような規定を置くことは検討する必要がある。

理由：アのような規定は、罰則がないとはいえ、市民の捜査・訴追機関批判の自由を侵すおそれがある。「裁判の公正を妨げるおそれのある行為」という表現も茫漠としている。このような行為を最も警戒されるべきは、まずもって、国家機関である。それにもかかわらず、一般市民に向けてこのような規定を置くことは、国家機関を監視すべき一般市民の活動を国家機関が規制するために利用されるおそれが大いなのではなからうか。イのような規定は、報道機関の特殊性及びその「警察情報依存報道」の歴史と現状にかんがみて検討の必要がある。ただし、罰則を付してはならない。また、そこでいう「報道機関」の定義をする必要がある。

(4) 出頭の確保

意見：ア、イ、ウの各案文に基本的に賛成である。

理由：国民（企業も含め）に協力義務がある。

おわりに

二点だけ述べたい。

第1点は、検察官手持ち証拠の開示についてである。この問題は、裁判員制度と別に検討されるとのことである。しかし、裁判員制度の死命を制する事項である。それゆえ、ここで触れることとする。

検察官が手持ち証拠のうち被告人に有利な証拠、又は、その可能性がある証拠を被告人側に開示する義務を明確に定めるべきである。公権力が国費で収集した証拠を訴追側だけが独占する根拠はない。また、冤罪や不当に重い刑による人権侵害を防ぐことは、捜査の利益や関係者のプライバシーの保障に勝る。このような規定をおいても、検察官がどのような証拠を持っているか分からなければ、実効性がないという見解もある。確かに、検察官手持ち証拠標目の開示も必要である。しかし、それ以前の問題として、上記のような開示義務が検察官にあるのかどうか法律上、判例上、明確にされていない。したがって、少なくとも検察官のこの義務を明確にすることは、被告人にとってはもちろん、検察官の適正な職務の遂行のためにも重要である。

ちなみに、ここ25年ほどの間に17名の死刑冤罪が明らかになったイリノイ州の知事委員会は、既にあるそのような規定（イリノイ最高裁規則3.8(c)）に、有罪判決後も検察官にその義務があるとする規定（下線部分）を加えるよう勧告している。以下のとおりである。参考になれば幸いである。

「(c) 検察官...は、弁護士又は被告人に弁護士が付いていない場合には被告人に、被告人の有罪を否定するか、又は、犯罪の程度を減らす傾向があるところの、その検察官...に知られた証拠を適時に開示する。有罪判決に続いて、検察官...は(同様の)継続的義務を負う。この有罪判決後の開示のために、「適時の開示」の責任は、その検察官...がその新証拠に関する事情を捜査する機会を持つべきであるということを予定している。」(Report of the Governor's Commission on Capital Punishment, April 15, 2002, p.168.)

次は、再審に関してである。裁判員制度においても、この制度は不可欠であることは言うまでもない。その際、再審裁判所のみならず、再審請求審理裁判所も、少なくとも裁判員を含めて構成されるべきである。裁判員のみで構成することも考えられる。少なくとも、裁判官2名、裁判員9名の員数比でなければならないように思われる。その理由は、再審請求の判断に際して、確定判決の心証引継ぎ（一般論として、職業裁判官が

この傾向を持ちやすい)をできるだけ予防し、再審制度が冤罪救済の実を挙げるようにするためである。(男性、宮城県)

1 はじめに

私は、司法研修所第24期(昭和47年3月司法修習終了)の裁判官であるが、27年以上を刑事裁判の実務に携わり、そのうち12年以上にわたって、福岡地裁・佐賀地裁・長崎地裁佐世保支部の刑事合議部の裁判長をしている経験からして、裁判員制度の導入に当たって、公判手続等において、現行の刑訴法及び刑訴規則(以下「規則」という。)の改正が必要不可欠であることなどについて、実務の現場から実際の殺人事件(以下「本件事件」という。)を念頭に置いて、意見を述べておきたい。

* 本件事件において、被告人は身に覚えがないとして全面的に犯行を否認したが、殺人の否認事件としては、事案そのものはそれほど複雑でないケースである。しかし、現実の裁判では、20回の公判期日を開き、第1回公判から判決宣告までに約1年10か月、法廷における審理の実時間数で約23時間を要した。仮に本件事件を裁判員制度によって審理した場合の審理に要する時間を書証等の全文朗読を前提に試算してみると、法廷における審理の時間だけで約41時間を要するという計算になる。そして、法廷での審理のために裁判員を拘束することのできる時間を1日当たり5時間程度とすると、法廷の開廷時間だけで8日程度を要することになる。さらに、評議に要する時間等を控え目に考慮しても、連日開廷方式が採られたとして、この程度の事件で約2週間にわたって裁判員を全日裁判の仕事に専従させる必要が生ずることになる。この数字を見ただけでも、現在の審理のままで裁判員の参加を求めることが裁判員にとって大きな負担となることは明らかであり、審理をより短時間でを行うための方策を講じなければならない。そして、本件事件で法廷の審理に最も多くの時間を要したのは、捜査段階での被告人の自白が任意にされたものかどうかをめぐる証拠調べの部分であり、この点に関する被告人質問と取調べに当たった警察官の証人尋問に、全審理時間の4分の1を超える合計約6時間を要していることにも注意する必要がある。

また、本件事件では、2名の証人の犯人識別供述の証拠価値、現場に遺留された血液の鑑定結果の持つ意味、被害者の所持していた財布と被告人宅で押収された財布との同一性の有無といった多くの争点があり、そのそれぞれについて関係証拠等を突き合わせた綿密な検討が必要となった。さらに、被告人の捜査段階での自白の信用性や任意性に関しても、自白内容の客観的事実や目撃証人の供述内容との整合性の有無、捜査段階での被告人の供述の変遷の経緯や取調べの状況等との関係で、詳細かつ綿密な検討が必要とされることとなった。裁判員制度の下での裁判を円滑に行っていくためには、本件事件のような審理をも、より短時間で、しかも裁判員にも分かりやすい形で進めていくことができるようにする手立てが講じられる必要がある。その観点から意見を述べると、2以下で述べるような手当がどうしても必要と考えられる。

2 争点の絞り込みのためには、第1回公判期日前に、検察官及び弁護士双方の手持ち証拠のうち、犯罪事実と関係があるすべての証拠の開示を義務付ける立法措置が必要であることなどについて

裁判員制度を成功させる鍵は、なんといっても、法律の素人にも分かりやすい裁判でなければならないことについては、「たたき台」の4の(1)に指摘のとおりである。

ところで、刑事事件は、犯罪事実については争いがない自白事件と犯罪事実の存否及び犯罪の成立等について争いがある否認事件の二種類に分類することができる。自白事件においては、専ら被告人に対する刑の量定、すなわち、量刑が争点となることは、裁判員にも容易に分かると思われるので、争点の絞り込みといった点では、現行法でも十分まかなえると考えられる。これに対して、否認事件においては、犯罪事実について、争点がどこにあるのか、例えば、犯罪事実そのものが存在しないというのか、又は、犯罪事実の存在自体は認めるが、本件事件のように被告人が犯罪事実には関与していないというのか、あるいは、犯罪事実に関与はしているが関与の程度が違う

(正犯ではなく従犯である。)というのか、などといった点をまず確定した上で、その現実の争点がどこにあるのか、すなわち、本件事件で言えば、犯人を目撃した証人の犯人識別供述の信用性、現場の遺留血痕等の情況証拠による犯人と被告人の同一性、捜査段階での被告人の自白の任意性及び信用性が争点となることを特定して審理を開始するのでなければ、裁判員にとって、分かりやすい審理とは言えず、負担が重く、審理に対する関与もほとんどできないのではないかとと思われる。

それでは、規則は、上記の争点の特定のために、第1回公判期日の前にどのようなことをすべきであるとして定めているかということ、規則178条の2ないし10において、証拠の開示及び閲覧、争点の特定、証拠に対する同意・不同意の通知、審理に必要な見込時間(日数)の通知、在廷証人の準備などを検察官及び弁護人が行うべき事前準備の義務として定めている。

しかし、現実には、否認事件において、第1回公判期日の前に上記の事前準備が完全に行われることは、ほとんどまれであると言っても過言ではない。その最大の原因は、検察官による証拠の開示が限定的なものであること、すなわち、捜査官が捜査段階で収集した証拠のうち、公判で立証のために必要と判断した証拠のみを弁護人に開示するという取扱いが定着していること、そのため、弁護人としては、検察官が開示した証拠以外の捜査官が収集した証拠の開示を受けないと、事案の真相が把握できず、被告人との打合せのみによっては、争点を特定することができないと考えていることにある。ましてや、弁護人が公判で反証として提出予定の証拠を第1回公判期日の前に検察官に対して開示することなど、到底期待できる事柄ではない。

現に、本件事件の審理の過程でも、証拠開示をめぐる検察官と弁護人の間で激しい意見の対立が生じ、その調整のために多大の時間を要する結果となったのみならず、検察官の証拠開示が五月雨式に行われたため、弁護人による具体的な争点の特定が弁論まで判明せず、審理方針の策定及び裁判所の心証形成の上でも困難を極めたことを指摘しなければならない。

また、昨年、私が所属する福岡地裁において、検察庁及び弁護士会を交えての法曹三者で、争点を早期に特定するための方策についての協議を行ったことがあるが、検察庁の言い分は、捜査段階で収集したすべての証拠を開示すれば、罪証を隠滅されるおそれがある上、捜査のあら探しをされ、かえって争点が広がる可能性が高いというものであり、これに対して、弁護士会の言い分は、現在のような限定された証拠の開示では、被告人が否認している以上、犯罪事実の立証に結び付く開示された証拠のすべてを不同意とせざるを得ず、争点の特定など到底できないというものであった。このような、第1回公判期日の前の証拠の開示及び争点の特定に関する検察官と弁護人の意見の食い違いは、福岡地裁だけの問題ではなく、全国的にどこの裁判所でもほとんど同様であると言える。

以上からも明らかのように、争点の絞り込みを可能とするためには、証拠の開示について、現在の刑訴法の解釈による裁判所の訴訟指揮権の行使にゆだねるというのでは到底まかなえないので、罪証を隠滅すると疑うに足りる合理的な理由等の特段の弊害が認められない限り、捜査段階で捜査官が収集した犯罪事実と関係があるすべての証拠を第1回公判期日の前に開示すべき義務を定めた立法措置を講じる必要があると言わなければならない。なお、弁護人が公判で反証として提出予定の証拠についても、第1回公判期日の前に検察官に対して開示義務があるとする立法措置を講じる必要があることは言うまでもない。

3 第1回公判期日前の準備手続を裁判所が主宰することができるようにするため、刑訴法の改正が必要なことについて

規則では、178条の10第1項において、事件につき予断を生じさせるおそれがある事項を除き、裁判所が第1回公判期日の前に検察官及び弁護人と訴訟の進行等に関して打ち合せを行うことができるとされている。

上記の予断排除の解釈について、「裁判官が証拠の内容に触れなければ予断排除の原則に反しない」とする見解(実質証拠限定説)があり、これによれば、規則の下で

も、第1回公判期日の前に裁判所が事前準備を行って争点整理をすることができるという有力な説、あるいは、これを更に一步進めて、検察官及び弁護士双方立会いの場では、裁判官が証拠の内容に触れる事前準備を行うことも可能であり、予断排除の原則に反しないとする説（川出敏裕「新たな準備手続の創設」現代刑事法43号45頁）があることは、刑事裁判官であれば周知のことである。

しかしながら、実務の現場では、第1回公判期日の前の争点整理について、何よりも弁護人の協力を得る必要があることは言うまでもないことである。それでは、裁判所が上記の実質証拠限定説等の見解に基づき、第1回公判期日の前に争点整理を行った場合、検察官はともかくとして、弁護人が異を唱えることなく、争点整理に協力してくれるかということ、必ずしもそうではないのである。ちなみに、この点についての福岡地裁の状況を述べると、上記法曹三者の協議の場では、第1回公判期日前の裁判所による争点整理が予断排除の原則に反するとして、これに正面から反対する弁護人は、決して少数ではなく、そのような裁判所の争点整理には協力できないことを明言する弁護人がいることにも留意しなければならない。

そうすると、現行規則の下では、裁判所が第1回公判期日の前に争点整理のための事前準備を主宰することなど、これに不協力的な弁護人の存在を考慮すると、到底不可能であることが明らかである。

したがって、「たたき台」が4の(2)で、「裁判員対象事件においては、第1回公判期日前の準備手続を必要なもの」としていることには、賛成できるが、その中身が問題であって、裁判所が第1回公判期日の前に争点整理のための事前準備を主宰し、争点整理やその前提としての証拠開示に関する裁定を行い、審理の予定を立てることを、刑訴法上明確にする、ことが必要不可欠であると言わなければならない。

4 被疑者段階における自白調書の作成経過の透明化が必要であることについて

否認事件の犯罪事実の認定については、被告人の自白以外のいわゆる状況証拠によるものもあるが、ほとんどの事件は、被告人の捜査官に対する自白調書の信用性の有無が問題となっている。ちなみに、福岡地裁の私の合議部における現在の否認事件のうち、捜査段階における自白の任意性及び信用性が争われている事件は、約6割であり、そのうち任意性の争いだけでなく、審理の様相と負担はずいぶん変わったものになることが容易に予想できる。

ところで、否認事件において、裁判の重要な争点が、本件事件のように被告人の自白調書の任意性（刑訴法322条1項ただし書）あるいは信用性にある事件が少なくない。自白調書の任意性及び信用性の判断は、長年にわたって裁判実務が培ってきた経験則に基づく判断基準によって行われており、極めて専門的かつ綿密なものであって、その判断を誰からの助けもなしに裁判員に求めるとするのであれば、裁判員は、相当困難な判断を強いられることになると思われることを指摘しておかなければならない（裁判員制度・刑事検討会の議論では、自白の任意性については裁判官のみで判断するとの意見が大勢を占めているようであるが、そのような制度設計をしたとしても、裁判員は信用性の判断に関与するのであり、信用性の判断は、任意性に関する判断と密接に関係しているのであるから、結局、任意性について裁判員が無理なく理解できるような審理を考えなければならないのである。）。

さて、実務では、自白の任意性等の判断をする場合、まず、公判で、弁護人に自白調書の任意性等を争う理由を明らかにさせ、その点に関する被告人質問を行うというのが通常の手順である。この被告人質問によって、自白調書に任意性のあることが判明すれば、その自白調書を刑訴法322条1項によって証拠として採用し、信用性を検討した上で犯罪事実の存否を認定することになる。しかし、公判での被告人質問によっては、自白調書の任意性を判断できないということになると、検察官に対して任意性立証のための証拠の提出を促し、任意性を争う理由に応じてではあるが、留置人出入簿等の留置関係書類によって、被告人の被疑者段階における取調日や時間等の証拠を取り調べた上で、取調警察官に対する証人尋問を行って、被告人が捜査段階では、当初から自白していたのか、それとも否認していたのか、否認していたとすれば

どの時点で否認から自白に転じたのか、その理由は何か、などといったことについて明らかにした上で、任意性に関する被告人の公判供述と警察官らの証言のどちらが信用できるかを検討して、自白調書の任意性の有無を判断することになる。本件事件の証拠決定も上記の審理を経た上で行われている。

この判断のための被告人質問及び警察官らの証人尋問は、本件事件においては合計約6時間掛かっており、全審理時間の4分の1を超えているが、事案によっては、更に長時間（例えば、数期日）を要するケースもまれではなく、審理の長期化の一因となっていることを指摘しておきたい。したがって、裁判員対象事件においては、できる限り、自白の任意性及び信用性をめぐる争いを予防する方策を講じておく必要性があると言わなければならない。

この点、4月25日に行われた裁判員制度・刑事検討会において、自白の任意性・信用性に関する争点を具体的に明らかにした上で証拠調べを行えば、ほとんどの場合には問題は解消されるかのような意見が述べられていた。確かに、自白の任意性・信用性が争われる事件の中には、弁護側がいかなる理由で争うのかを明らかにしようとせず、そのために証拠調べに長時間を要している事件もある。しかし、そのような事件は少数であり、むしろ、自白の任意性・信用性が争われる事件においては、まず、いかなる理由で争うのかについて、被告人質問を行い、被告人側の主張を具体的に明らかにしてもらった上で、取調捜査官の証人尋問を行うことが通常である。それにもかかわらずこの問題に関する証拠調べに長時間を要している最大の原因は、むしろ、密室の中における取調べの状況について、被告人と取調捜査官の供述内容が真っ向から対立し、どちらが信用できるかについてを判断するための客観的かつ直接的な資料が提供されないことにある。

また、被疑者段階の公的弁護制度が整備されれば自白調書の任意性等の争いを防止できるとの意見もある。確かに、福岡県弁護士会が当番弁護士制度を全国に先駆けていち早く発足させ、その後、扶助弁護人制度を通じて被疑者弁護を実践していることは周知の事実であり、この当番弁護士及び扶助弁護人制度による被疑者段階での弁護活動が、弁護人と被疑者との接見により、捜査官の被疑者に対する違法な取調べをチェックし、密室における捜査官の被疑者調べの内容をある程度白日の下にさらず効果を果たしていることは否定できない。しかし、そのような被疑者弁護の活動によっても、密室における捜査官の被疑者調べを完全にチェックすることはできず、依然として公判での自白調書の任意性等をめぐる争いは減少してはいないのである。その原因については、被疑者弁護の活動内容にあることがうかがえるが、最長20日間という勾留期間内において、弁護人が被疑者との信頼関係を構築することが相当困難であるという事情も指摘できるところである。現に本件事件においては、2名の当番弁護士が法律扶助により被疑者段階で私選弁護人として選任され、ほとんど毎日のように接見を繰り返したが、捜査の途中で被告人が否認から自白へと転じたことを把握することができなかつたばかりか、起訴後には被告人から弁護人となることを拒否されたため、新たな国選弁護人を選任せざるを得なかつたのである。

そうすると、公判において、被告人の自白調書に対する任意性等の争いをなくすためには、被疑者が自白に至る経過を透明化し、これに関する客観的資料を確保するほかはない。そのためには、捜査官の被疑者に対する取調べの全過程を、後の公判で証拠能力について争いとなる余地が少ない、録音テープあるいはビデオ等の記録媒体によって証拠化することこそが最善の方策であると考えられる。それ以外の方策、例えば、被疑者の取調べの状況を捜査官が書面に記録する方法では、その記録の証拠能力及び信用性が争いとなる余地があるため、上記の任意性等の争いを予防することはできないと考える。ちなみに、私の経験でも、取調官が被疑者らの取調状況報告書をその取調べの都度作成していたところ、公判で検察官から取調状況報告書が証拠として請求されたが、弁護人がその信用性を争って証拠の採用について不同意の意見を述べたため、裁判所も証拠として採用することができなかつたという経験がある。

したがって、裁判員対象事件においては、「たたき台」が、4の(7)のイにおい

て、「供述調書の信用性等については、その作成状況を含めて、裁判員が理解しやすく、的確な判断をすることができるような立証を行うこと」としているところが重要であり、そのための方策として、捜査段階における被疑者に対する捜査官の取調べについて、録音テープ等の記録媒体を使用して証拠化することを義務付ける立法措置を是非とも検討していただきたい。仮に、直ちに義務付けることが困難であるとしても、少なくとも捜査官がそのような証拠化を積極的に行うことが確認されるとともに、これを公判廷で証拠として利用できるような立法措置を講じることは最低限必要であり、それなくしては、公判の合理化はなし得ないと考える。もっとも、捜査機関は、取調状況の録音による証拠化に消極的なようであり、裁判員制度・刑事検討会においても、自白の任意性・信用性を争う具体的理由を明らかにすること、書面による取調過程の記録化や被疑者段階での公的弁護制度の導入などにより、供述調書の任意性・信用性の証拠調べを合理化できるとの趣旨の意見も出ているようであるが、これでは不十分であることは既に述べたとおりである。もし、取調状況の録音等による証拠化が困難であるというのであれば、裁判員に理解しやすい立証について、これに代わり得るような実効的な方策を提案すべきと考える。

5 第1回公判期日前の証人尋問を拡充するためには、刑訴法227条の改正が必要なことについて

被告人以外の者の検察官調書については、その者が証人として公判準備又は公判期日において供述した場合、その供述が検察官調書の供述と相反するか、若しくは、実質的に異なった供述であったときには、検察官調書の供述が公判準備又は公判期日における供述よりも信用することができる特別の状況、いわゆる特信状況があるときに限り、刑訴法321条1項2号後段により、証拠能力が与えられることとなる。この特信状況に関する判断も、裁判官のみで行う制度設計が考えられているようであるが、検察官調書の信用性の判断と密接に関連するところであるから、裁判員もこれを理解する必要がある。

この特信状況が問題となった場合、検察官及び弁護人は、公判期日の証人尋問において、証人の供述に検察官調書と変更があるかどうか、変更がある場合には、その変更の理由に合理性があるかどうかなどといったことを、詳細に尋問することになる。このような証人尋問は、その証言内容が有罪無罪の決め手となるような場合においては、1期日では終わらず、数期日を要するため、審理の長期化の一因となる事例も少なくないことを指摘しなければならない（福岡地裁の私の合議部に現在継続中の事件で、1人の証人の証人尋問が終了するまで、合計18期日（2年弱）を要した事件があり、しかも、その証人の検察官調書が刑訴法321条1項2号後段により証拠請求されたため、今度は、その検察官調書が違法収集証拠であると主張されて、捜査官の証人尋問が必要となっている。）。そして、この特信性の判断もまた、被告人の自白調書の任意性等の判断と同じく、法律の専門家である裁判官にとっても困難であって、裁判員にその判断を求めた場合、裁判員は極めて困難な判断を迫られることになる、と思われる。

そうすると、裁判員対象事件では、できるだけ上記の特信性の審理及び判断をしなくても済む方策を考えなければならない。この点について、刑訴法は226条及び227条で、第1回公判期日前の証人尋問を定めているが、その証人尋問請求の要件が限定されているため、捜査段階で、将来、公判において特信性が問題となる単なる可能性がある重要参考人については、刑訴法227条による証人尋問請求を行うことはできないと解されている。したがって、「たたき台」が、4の(7)のイにおいて、「第1回公判期日前の裁判官による証人尋問の活用を拡充すること」としているように、捜査段階で、将来、公判において特信性が問題となる単なる可能性のある重要参考人についても、裁判官に対し第1回公判期日前の証人尋問の請求ができるようにするため、刑訴法227条を改正する必要があると考える。

6 鑑定書に証拠能力を付与する要件を見直す必要があること及び責任能力等が争点となる事件では口頭鑑定等、法廷での証拠調べの方法を工夫する必要があることについて

て

(1) 鑑定書一般

鑑定書について、刑訴法321条4項は、作成の真正の立証がされたときには証拠能力を取得するとしている。この作成の真正とは、鑑定書がその作成名義人によって真正に作成されたものであるのみならず、鑑定人が鑑定の結果を正確に鑑定書に記載したこと、つまり、記載の正確性のことであるというのが実務の大勢である。

しかし、これまでの実務においては、鑑定書について刑訴法326条の同意が得られないため、作成の真正の立証が行われた場合でも、作成の真正が否定されることは極めてまれであると言ってよく、私の長年にわたる裁判官経験の中では、作成の真正を否定した事例はない。

実務において鑑定書が不同意とされる理由は、作成の真正が争われているのではなく、むしろ、鑑定書の作成の真正立証の機会を利用して、鑑定書の内容そのものについて、弁護士あるいは検察官が鑑定人に対する証人尋問を行うことによって、鑑定書の信用性を揺るがすといった点にあるのである。それでは、なぜ、弁護士あるいは検察官は鑑定書の証拠調べ請求に対して刑訴法326条の同意をしないかという、鑑定書が同意によって証拠として採用され、取り調べられてしまうと、弁護士あるいは検察官が裁判所に鑑定書を作成した鑑定人の証人尋問を請求しても、裁判所はその証人尋問の必要がないと判断し、その請求を却下する場合があるからである。

このような実務における鑑定人に対する証人尋問は、証人尋問が終了するまで裁判所が鑑定書の内容を見ることができず、事前に裁判所が鑑定書の内容について検討を加えることができないため、鑑定書の内容の本当の争点がどこにあり、どのような問題を孕んでいるのかも分からず、したがって、鑑定人の証言内容を十分に理解することが困難である場合が少なくないのである。ましてや、裁判員にとっては、鑑定という専門分野にわたる事項について、その鑑定人の証言内容をいきなりつきつけられて、これを理解することなど、到底不可能であると思われる。

したがって、裁判員対象事件においては、鑑定書については、作成の真正を疑わせる特段の事情が認められない限り、原則として証拠能力を与えるような立法措置を講じる必要があると考える。裁判員に分かりやすい証人尋問という観点からは、鑑定書の信用性が争われている場合、鑑定書の証拠調べをした上で、鑑定人の証人尋問を行い、口頭で問題点を説明してもらうという必要性が高まると考えられるのであり、鑑定書が証拠採用されたからといって、鑑定人の証人尋問請求が却下されるのではないかということに心配する必要はないと思われる。

なお、上記の問題点は、刑訴法321条3項の検証調書及び実況見分調書についても同様であり、これらの証拠について、鑑定書と同様の立法措置を講じる必要があると考える。

(2) 精神鑑定等

被告人の責任能力が争点となる事件については、これまでの実務では、検察官による被告人の完全責任能力の立証と弁護士によるその弾劾、つまり、検察側の精神鑑定の証明力を揺るがし、再鑑定への持ち込みを中心とする攻防が行われてきたのである。しかし、そのような審理では、仮に再鑑定となった場合の裁判の長期化とそれによる裁判員の負担の問題が発生する。そうすると、これまでの審理の在り方では、裁判員制度に耐えられないことは、もはや明白であると言わなければならない。この点について、「たたき台」は、4の(7)のイにおいて、「一定の期間を要する、鑑定のための事実的措置は、できる限り、公判開始前に行うこと」としているが、刑訴法の起訴状一本主義及び規則の予断排除の原則からしても、また、再鑑定の要否は、審理の最終段階で行われているという実務の現状からしても、第1回公判期日前の準備手続において、裁判所が、捜査段階で捜査側の鑑定書について、問題点を把握し、再鑑定の要否を判断することなどは、予審制度でも採らない

限り、不可能であると考えられる。

また、精神鑑定や本件事件でも問題となったDNA鑑定は、裁判官はともかくとして、裁判員にとっては、専門的であって理解が困難であるため、その理解を助ける解説者が必要であると考えられる。この解説役を裁判官が担うかどうかは、裁判員に対する影響力を行使したと疑われる可能性があるという点からして、また、専門的な解説を裁判員に対して提供することができるかどうかの点からしても、疑問があると言わざるを得ない。

そうすると、裁判員対象事件において責任能力等が争点となった場合には、例えば、準備手続段階で、検察と弁護側それぞれが適当と考える複数の鑑定人、あるいは、双方が一致した一人の鑑定人に鑑定を命じ、鑑定書を作成してもらうか、公判手続において直ちに鑑定意見を明らかにできるよう調査を進めてもらう必要があると考える。また、証拠調べの方法についても、問題点が複雑でない鑑定については、当初から口頭で鑑定意見を述べてもらい、疑問点に答えてもらうとか、鑑定書を証拠として採用し取り調べる場合でも、その信用性について争いがある場合には、鑑定人の証人尋問を実施して、鑑定人に直接口頭で疑問点について説明してもらうことによって、裁判員の理解を求め、責任能力等の判断を容易にするというような立証方法を工夫する必要があるのではないだろうか。

- 7 判決の評議との関係で判決書は簡にして要を得たものにする必要があり、また、評議で議論を尽くすためにも、裁判員の員数をできるだけ絞る必要があることについて実務における判決の評議は、審理が終了してから初めて行われるということはほとんどなく、審理の進行に従って随時、例えば、書証や物証の取調べ後、あるいは、証人尋問の前後に争点を確認し、証拠の評価や証言の信用性を話し合う、などといったミニ評議を行って意見を交換している。そして、審理が終了した後は、簡単な事件については、主任裁判官が判決書案を起案した後に、その判決書案に基づいて3名で判決書の主文及び認定事実等を評議するという、いわゆる起案合議を行い、この評議に基づいて主任裁判官が判決書案を修正し、更に右陪席から裁判長の順に判決書案を添削して判決書の内容を確定するという作業を行う。また、複雑困難な事件については、まず主任裁判官が争点とそれに対する証拠関係を整理したいわゆる合議メモを作成し、その合議メモに基づいて3名で判決の主文並びに認定事実等及び争点に対する判断の構成を評議するという、いわゆる構成合議を行った後、主任裁判官がその評議結果に基づいて判決書案の起案を行い、右陪席から裁判長の順で判決書案を添削して判決書を確定させるという作業をする。

本件事件の判決も上記の構成合議によって作成されており、他の事件の裁判等と並行して作業を進めたため、判決書の作成に約2か月間を要しているが、仮に裁判員制度の下では本件事件のみに専念した場合でも、裁判官の能力にもよるが、1週間前後の期間を要すると考えられる。

ところで、「たたき台」は、判決書について、4の(8)において、「裁判官のみによる裁判の場合と基本的に同様のものとし、評議の結果に基づいて裁判官が作成するものとする。」としている。

そうすると、裁判員対象事件においても、特に複雑な事件においては、上記の審理中のミニ評議をしなければ、裁判員に問題点を整理しながら証拠調べの内容を理解してもらうことは困難と考えられるが、他方、連日的開廷による集中審理方式（「たたき台」4の(4)）であることを考慮すると、こうしたミニ評議に長時間を当てることは難しく、裁判員の人数が増えるほど、困難さが増すと考えられる。また、起案合議の形式による評議は、裁判官の裁判員に対する影響力を排除するためにも、これを採用することができないと思われる。そして、上記の構成合議の形式による評議を行うとした場合、仮に、証拠等の評価を入れない合議メモを裁判官が作成するとしても、その作成には、結審後、ある程度の時間を要するのみならず、複雑困難な事件については、ある程度の日数をも必要することが明らかである。そして、合議メモに基づいて評議を行ったとしても、自白事件はともかくとして、否認事件においては、裁判の

争点が、事実の存否に止まらず、共謀の有無、正犯と教唆犯あるいは幫助犯、確定的故意と未必の故意、不法領得の意思、中止未遂、心神喪失あるいは心神耗弱、自首等の刑法の解釈にかかわるような事件の場合、これらの法解釈と判例の現状を裁判員に理解してもらうための説明時間も必要になってくる上、評議の場で争点についての裁判員全員の意見を求めるとすると、判決が精微なものになればなるだけ、また、裁判員の数が増えれば増えるだけ、評議そのものにも相当程度の時間が掛かることが当然予想される。さらに、評議後の裁判官による判決書案の作成にもある程度の日数、場合によっては数週間から数か月を要することは、これまでの実務の経験からして明らかと言わなければならない。このような判決書作成の実情からすると、裁判員に判決書の確認や署名を求めることは困難である。

他方、翻って考えると、裁判員は判決宣告に立ち会うことになるのであるから、宣告内容が評議の結果を反映しているかは、その場で確認することができ、判決書の内容が判決宣告内容と基本的に同一であることは、検察官、弁護士が確認することができるのであるから、裁判員に判決書の内容を確認させたり、署名を求めたりしなくても、判決書が評議内容を反映していることは担保されていると考えられる。

さらに、私は、裁判員対象事件については、裁判官及び裁判員の負担を軽減するため、また、審理の終結から判決宣告までの期間を短縮して速やかな裁判を行うためにも、判決書は、現在のような極めて精緻なものは作成すべきではなく、主文と犯罪事実のほかには、簡にして要を得た争点に対する説明に止めるのが相当であると考えられる。そして、このような判決書とすれば、判決書の内容が評議の内容を超えているのではないかどの疑義を招く心配もないと考える。

なお、裁判員制度の裁判体の構成について、裁判官の3倍の裁判員が必要だという主張があるが、この背景には裁判官不信があることは明白である。素人の裁判員が、判決の評議で、信用できない裁判官に引きずられるのではないかということである。しかし、評議の実際は、そのようなどちらの意見が勝つかといった問題ではない。判決の評議は、各構成員が率直に自分の意見を述べ、他の構成員の意見に耳を傾け、疑問を呈し、これに答えるといった過程を経ることにより、それぞれが考え方を深め、疑問を払拭し自分なりの結論に達した上で評決するのであり、そのためには、相当の密度の濃い評議を行う必要がある。裁判体の構成が適切な人数でないと、できるだけ短い時間で、各構成員が疑問点を率直に質問し、自分の意見を十分に言って、かみあった議論をし、それぞれが確信に達することは困難である。このように議論を尽くして評決をするなら、裁判員が裁判官に引きずられるとか対抗できないという問題はなくなるはずである。裁判員が裁判官に引きずられるという懸念は、むしろ裁判員が審理の内容を十分理解できなかつたり、十分な議論を尽くさず、裁判員が確信を抱くことができないまま評決するような評議において起こると考えられる。

そうすると、裁判員の人数を増やした場合には、かえって個々の裁判員が十分に自分の疑問をぶつけ、意見を言う機会が与えられないまま評決に至るおそれが高いのであり、裁判員の主体的・実質的な関与が達成できなくなるおそれがあると考えられる。

8 おわりに

裁判員制度は、裁判員となる国民の負担の重さを考えると、その理解と協力なくしては到底成り立ち得ない制度であると考えられる。したがって、裁判員制度は、国民に対してある程度の周知期間を設けることはもとより、裁判員の負担の重さからしても、裁判員制度の段階的試行、すなわち、まずは、1日で審理が終わる自白事件及び簡単な否認事件を、次に、数日で審理が終わる小規模否認事件を、そして、1週間程度の審理を要する中規模否認事件を、最後に、数週間から1か月以上を要する大規模否認事件を、ある程度の年月を掛けて順次実施し、その実施結果を裁判所が検証した上で、本格的に施行することを考えてもよいのではないだろうか。仮に、裁判員制度自体について試行期間を設けることが困難としても、新たな準備手続を含めた刑事裁判の充実・迅速のための法改正については、裁判員制度導入に先立って施行し、裁判官のみによる審理においても、裁判員の参加を求めた場合を念頭に置き、これに耐えら

れる審理を実践した上で、裁判員制度を施行することが望ましいと考えられる。(男性、福岡県)

第1 はじめに

この裁判員制度導入の理念は、国民に刑事裁判への参加を求めることで、刑事裁判をより国民に近いものにし、裁判に対する国民の信頼を高めることにあるが、この目標を実現するためには、裁判員が事件の争点を十分に把握し、公判手続における証拠調べを通じて証拠の内容を理解し、自ら心証を形成して、裁判官と対等な立場で評議を行い、裁判内容に実質的に関与することにより初めて達成できるものであることは明らかである。それとともに、多くの場合、他に職業を持った市民に裁判員として刑事裁判への参加を求めることは相当の負担を負わせることになるのも間違いなく、この負担を可能な限り少なくする工夫も重要である。そして、以上の点は、裁判員制度が実際に適切に機能し、その目標を実現するためには決定的に重要な点であり、逆に言うと、これらの点に関する制度設計が的確に行われない場合には、この制度がいわば動かない制度になってしまうのではないかとという危惧感を抱かざるを得ないところである。

以上のことを前提にして、裁判員制度の在り方について考えてみると、(1)徹底的な争点整理をした上で集中審理を行うこと、これに関連するが、(2)新たな準備手続において証拠請求、証拠意見の聴取、期日の一括指定などいわば争点判断の前提問題は可能な限り処理を済ませた上で、公判手続においては争点のみに絞った証拠調べを行うようにすること、(3)法律の非専門家である裁判員にとって分かりやすい証拠調べの方法を工夫することなどが特に重要であるが、このほかに裁判の現場の立場で考えると、訴因を可能な限り単純化すべきであるということにつき具体的な検討をしておく必要があると思われるので、まずこの点について述べ、次に、公判手続の在り方等について意見を述べることにしたい。

第2 裁判員事件における弁論の併合・分離について

1 裁判員裁判にあっては、裁判員が事案の内容と争点とを十分理解して、実質的に裁判官と対等に評議に参加できることと、裁判員にとっての負担をできるだけ少なくすることの重要性は前述したとおりであり、最も重要な事柄であるが、この観点も踏まえて裁判の現場の立場から考えると、手続全体を通じての仕組みとして、一つの事件の訴因はできる限り単純化するということが極めて重要だと考える。

2 主観的併合について

裁判員事件にあっては、複数の被告人を同一の手続で審判することは原則的に避けるべきである。実務上、複数被告人の事件において、例えば、A、B及びCの3名が併合審判を受けている場合に、Aは共謀を否認し、Bは共謀があったことは認めつつ、実行行為を担当していない旨主張し、Cは犯罪の成立を認めた上で、犯情として事件の経緯を争うというように、各被告人がそれぞれ異なる争い方をすることは珍しいことではない。そして、このような事例においては、裁判所としては各弁護人の協力を得て甲号証、乙号証いずれに関しても一部同意を活用するなどして審理の効率化を図るわけであるが、それにしても検察官としては、例えば上記の例に即して言えば、3名の間に共謀があったこと、Bが実行行為を行ったこと、その事件の経緯というすべての争点に関して、満遍なく立証をせざるを得ない。とりわけ、乙号証の関係ではバラバラに一部不同意をされることにより、検察官は、各被告人の質問において、それぞれの検察官調書の内容をやはり満遍なく、しかも将来刑訴法321条1項2号書面として請求することをにらんで(請求の必要性が生じたら、それに対応できるように)質問することになる場合が多い。この一例をもってしても、主観的併合が事案複雑化の一つの要因になっているとともに、この点は審理長期化の要因にもなっていると考えられる。我々の経験でも、この類型の事件は、地方裁判所で第一審事件を担当していれば一定の割合で常にあり、迅速審理のための諸々の工夫をしても、分離して審理を行わない場合は、終結まで半年から1年程度は掛かってしまうという感想を有しているが、多くの実務家は同様の感想を持っているはずである。

ところで、主観的併合がなされた事件における上記の問題点は、裁判員事件の審理

にとっては極めて大きな阻害要因になるおそれがある。まず、争点が多数になるということは、それ自体で争点や証拠内容の理解がしにくいことになるし、さらに、証拠に対する各被告人の同意、不同意がまちまちになった場合に証拠能力を相対的に見ながら信用性判断を行うというのは法律の非専門家である裁判員にとって大きな負担になることは間違いないところである。これでは、争点を核心的なところに絞った上で、分かりやすい立証により裁判員が自らの心証形成を行って事実認定や判断を行うという裁判員裁判の根本理念に反するものになりかねない。さらに、裁判員事件の審理の在り方として、多数回の公判期日が必要な事件もできる限り連日開廷をすることになるだろうが、それを行っても、前述した現状において半年から1年程度掛かっている事件については数開廷で終了できるものとは思われない。そして、職業を持ったり、そうでなくともそれぞれの日常生活を抱えた普通の市民が、裁判員事件の審理のために数週間も拘束されるということが常態になるとすれば、それは到底理解を得られないのではないだろうか。このような場合、主観的併合をしないで各別に処理するとすれば、裁判員の拘束される期間が半分程度ないしそれ以下になることもあろう。

以上のようにして、裁判員事件については主観的併合を原則的に認めるべきではないと考えるのである。これに対しては、被告人複数の事件であっても、全員が事実関係をすべて認めているような場合を考えると、敢えて分離して審理する必要はなく、そのような場合に別々に審理することによって量刑に大きな開きが出るとかえって問題である、したがって、現行制度のままでよく、必要に応じて弁論の分離で対応できるのではないかという見解があり得る。しかしながら、裁判員制度を円滑かつ間違いなく運用していくために、どのような原則を立てるのが重要であり、問題のあり得る事例や事態を想定し、そのような事件が係属しても対応できるような制度にしておくことが絶対に必要なことだと思われる。具体的には、裁判員事件については検察官は各被告人ごとに起訴状を作成し、公訴を提起する取扱いとすべきことになる。そして、先行する事件の準備手続の中で、併合すべき明白な事情が存すると判断されるのであれば、そこで併合決定をすればよい。このような処理は、共犯者や対向犯などにつき、検察官は、事情が許す限り、一通の起訴状で複数被告人を起訴する運用が定着している現状を大きく変更するものであるから、法律上の（制度的な）手当てをしておくほうが良い。

3 客観的併合について

- (一) まず、現在の実務の在り方を見ると、被告人につき併合罪の関係にある複数の事件がある場合には、一挙に捜査処理が可能な場合には1通の起訴状で公訴提起を行い、その後、余罪があるときは順次捜査を遂げて、追起訴がなされ、これを併合して可能な限り一つの手続で処理するという運用が定着していると言ってよい。しかしながら、訴因多数ということが、事案複雑化・審理長期化の原因になりやすいことからすれば、裁判員事件にあっては、裁判員の事案に対する理解の促進、短期間に審理を終了させる要請などにかんがみて、客観的併合も原則的に許さないとすべきではないかということが当然に問題となってくる。ただ、客観的併合については、一方で被告人の併合の利益等の問題があって、ことはそう単純でなく、諸々の観点からの検討が必要である。
- (二) まず、最も問題となる裁判員事件と非裁判員事件の場合について考えてみる。被告人が多数の事件を起こしている場合には、追起訴が次々となされ、これが半年間にも及ぶことも決して珍しくない。例えば、殺人罪で起訴された被告人につき、余罪の多数にのぼる詐欺罪やその他の罪が追起訴されてくるようなケースを想定すると、そのような長期間裁判員を拘束しておくことに対する一般の理解を得ることは困難ではあるまいか。また、その場合に余罪部分が否認事件であるとするれば、これを裁判員事件に併合することは大きな不都合を生じることが明らかである。すなわち、裁判員事件については自白事件であるならば、十分な争点整理を行えば、1日あるいは数日で審理を終了させることができるはずのところを、争いのある非裁判員事件のために認定すべき事実や判断事項が増えて、裁判員の負担が増えるとも

に、取調べを要する証拠が増加して審理期間の長期化を招くことが予想されるからである。そもそも、裁判員制度導入の意義に立ち戻って考えてみると、このようなケースにおいて余罪部分の判断を裁判員に求める理由も必要性もないと言うべきであろう。

さらに、併合される事件が特別法違反の事件であることも多々あるわけであるが、実務的な目で見ると、この場合の不都合は深刻なものになりかねないものを含んでいるように思われる。ここで、我々自身が、ここ2年間において特別法違反の事件において、(事実認定の補足説明)あるいは(弁護人の主張に対する判断)などとして判断を示した事例を試みに挙げてみると、

- ・カッターナイフが銃砲刀剣類所持等取締法上の「刃物」に当たるか否か
- ・覚せい剤使用罪に関し、被告人が捜査官に任意提出した注射器等の証拠能力如何
- ・税法違反の事例で、ほ脱した所得が法人に帰属するのか、個人に帰属するのか
- ・改造モデルガンが銃砲刀剣類所持等取締法にいう「けん銃」に該当するか否か
- ・いわゆる麻薬特例法5条の罪が成立する事案において、密売期間の一部につき客観的資料がある場合、それ以外の期間の密売利益を推計認定する方法

等々であるが、一見して法律の非専門家である裁判員に判断を求めるのが適当ではない事項が極めて多いことが分かるのではないだろうか(裁判員には法律判断は関与させないという制度も考えられるが、以上の例はいずれも法的判断が事実認定に密接に結び付いており、この部分を裁判官だけで判断するというわけにはいくまい。)

そして、裁判員制度の対象事件をどの範囲にするのかは未だ確定していないにしても、一定の重大な刑法犯を対象とすることは間違いないと思われるところ、刑法犯というのは事実認定についても、量刑評価についても比喩的な言い方をすれば素朴な面があって、一般市民も真摯に取り組めば、的確な判断が可能であるし、また裁判員制度の導入はそれを期待しているものである。しかし、特別法違反の事件というのは、むしろ裁判員による審理・判断に親しまないものが多いように思われる。しかるに、客観的併合を認めていくと、このような本来裁判員による審理に親しまない事件につき必然的に裁判員が判断を強いられることにならざるを得なくなる。以上のように考えてくると、裁判員事件と非裁判員事件の客観的併合は、原則的には認めるべきではないと思われるのである。繰り返しになるが、例えば、ある被告人についての殺人事件を裁判員制度で審判する一方、その被告人の詐欺事件(自白事件か否認事件かは問わない。)を通常裁判官による審判で処理しても一般の納得は得られるはずだと、我々は思うのである。そして、このような取扱いは、単に検察官の起訴のやり方を運用で変えることなく、立法的な手当てをしておくほうが適当である。

なお、裁判員事件と非裁判員事件の間でも、後者が裁判員事件と密接な関連性を有し、併合しても大きな弊害がないようなときには、例外的に併合して処理する途を残しておくことはやむを得ないが、その範囲は可能な限り限定すべきである。その線引の適切な基準を見いだすことは難しい面もあるが、一般論でいえば、「裁判員事件とそれ以外の事件は、事実認定上、量刑上高度の関連性を有する場合に併合する。」というような基準が考えられる。具体的な例を挙げると、

- ・けん銃を発射して人を殺害した場合の、殺人罪とけん銃発射罪ないしけん銃の加重所持罪
 - ・人を殺害して、その犯跡を隠蔽するために建造物に放火した事件
- などが考えられる。

(三)次に、裁判員事件と裁判員事件のケースについては、予想される刑の重さなどに照らして、裁判員事件と非裁判員事件のケースと同じように常に分離して審理する旨割り切るのは困難であろう。しかし、少なくとも、公判審理開始後の追起訴については併合しないこととしなければ、審理に関与する裁判員に予想外の負担を掛

け、ひいては裁判員制度そのものの存続を危うくしかねない。最低限、公判審理開始後になされた追起訴については併合しない旨の立法的手当てを行うべきである。そうすると、裁判員事件の起訴後、別の裁判員事件の追起訴が予想される場合には、その追起訴が完了するまで公判審理を開始しないのが原則となろう。もっとも、その結果、起訴後いつまで経っても公判を開けないようでは別の意味で問題である。このような観点からすると、例えば、「公判は、最初の起訴から 1 か月以内に開始しなければならない。」というような規定を設けることも考慮する必要があるように思われる。

- (四) ところで、問題となるのは被告人側の併合の利益である。しかし、これについては、現在でも複数の事件の摘発時期の関係で、一方の事件につき一審判決がなされた後は、他方の事件が起訴されていても制度上併合ができないわけであるし、また、複数の事件が別々の裁判所に係属しているときは、種々の考慮から審判併合（刑法8条）を行わない場合もあり、併合の利益なるものは必ずしも絶対的なものではない。

さらに、裁判員制度との関連でこの問題を考える際に参考となるのは、少年法37条の定めである。同条は児童福祉法違反の罪や労働基準法違反の罪などにつき家庭裁判所の専属管轄としており、このため一般事件と児童福祉法違反の罪が同時に捜査処理されても、地方裁判所と家庭裁判所に別々に公訴提起すべきであることから、両事件を併合して審理することが制度的に許されないことになっている。要するに、ある制度の理念から併合の利益に優先する場合があることが正面から承認されているわけである。これとの対比で考えれば裁判員制度の基礎となっている国民の司法参加の理念との関係では併合の利益がやや後退してもやむを得ないというべきである。もっとも、何らかの量刑調整のための仕組みを設けることも考慮に値しよう（特に、裁判員事件の公判開始後、別の裁判員事件の追起訴があり、両者を併合しないで審理することとなったような場合を考えると、量刑調整の仕組みがあったほうが良いことは明らかである。）。

第3 新たな公判手続の在り方

1 基本的な方向性

司法制度改革審議会の最終意見書には、「裁判員にとって審理を分かりやすいものとするため、公判は可能な限り連日、継続して開廷し、真の争点に集中した充実した審理が行われることが、何よりも必要である。」「非法律家である裁判員が公判での証拠調べを通じて十分に心証を形成できるようにするために、口頭主義・直接主義の実質化を図ることも必要となる。」との意見が述べられている。

この意見書からも明らかなように、裁判員が関与する公判審理の最大のポイントは、非法律家である裁判員が公判廷で自ら心証を形成できるような審理を実現することにある。口頭主義・直接主義を真に実現していかなければならない。口頭主義・直接主義の意義やその重要性はこれまでも繰り返し説かれてきたところではあるが、裁判員に膨大な証拠書類の精査を求めるようなことは現実的でないものであり、裁判員制度の成功は「目で読んで理解する裁判」から「耳で聴いて理解する裁判」への転換が果たせるかどうかにかかっていると断言しても過言ではないであろう。証拠書類の記載の意味や、証人・鑑定人の供述の趣旨を公判終了後に裁判官が裁判員に説明してその理解を求めるといったような運用では、裁判員自身が公判廷で心証を形成したことにはならず、裁判員制度を設けた趣旨と明らかに反する結果になる。裁判員が事件の争点を的確に把握した上で、証拠の信用性や証明力の程度を十分吟味できるような、分かりやすい審理を実現する工夫がより一層求められているといえる。

公判審理には全1日（午前10時から午後5時まで）が充てられ、審理の続行が必要となる場合には連日開廷が原則となる。現在の「五月雨式」とか「歯科治療的」などと皮肉を込めて呼ばれる、一定の間隔を開けて公判期日を指定するやり方では、審理期間が長くなって裁判員の負担が加重になるし、同時に裁判員の心証形成を著しく困難なものにすることにもなる。同じ理由から、審理が途中で中断するような事態も

極力避けなければならない。連日開廷が円滑に実現されるためには、その前提として、周到な事前準備が行われ、証拠開示や争点整理等の公判審理の前段階の問題は、準備手続の中でそのすべてが解決されていることが必要不可欠である。もっとも、そうは言っても、訴訟は生き物であるから、審理の途中で予期せぬ展開となり、新たな主張・立証の必要が生じて審理計画の一部を変更せざるを得ないことも予想されないではないが、その場合でも、裁判員に過度の負担を掛けないような配慮が必要である。いったん公判審理が開始された以上は原則として審理の終結（結審）まで一気呵成に公判手続が進むという運用が実現できないようであれば、裁判員制度は、その本来のねらいである広範な層からの裁判員の確保という点で早晚行き詰まり、破綻の危機に瀕することにもなりかねない。

今仮に、殺人事件で犯人と被告人の結び付き（いわゆる犯人性）が正面から争われ、現場に遺留された毛髪のDNA鑑定信用性等が問題になっている、事実認定のやや困難な事案を裁判員事件として審理することを想定すると、例えば、裁判員の選任手続等に1日、冒頭手続から同意書証の取調べまでに1日、証人を10人程度（目撃者、捜査官、鑑定受託者、アリバイ証人等）としてその尋問に5日、被告人質問に2日、被害者の遺族の意見陳述、論告及び弁論に1日、評議及び判決に2日の合計12日程度を要するというような進行が考えられる。これを週4開廷（月火木金の4日を充てる。水曜日は当事者の準備に充てる。）で審理すると約3週間事件の審理及び判決のために裁判員を拘束することになる。通常社会人として生活している人々を裁判員としてこのように相当期間拘束することは、その個人にとっても雇用者たる企業等にとってもかなり大きな負担である。もとより、これは1例として想定したものにすぎず、殺人事件であっても、殺意の有無だけが争点であり、あるいは正当防衛の成否だけが争点であるような事案では、審理期間はもっと短くなるであろうが、反対に、死刑求刑が予想される、強盗殺人事件や保険金目的の放火殺人事件等では、準備手続で可能な限り争点を絞り込んだとしても、もっと審理が長引く事態も当然予想されるところである。

他方で、裁判員が関与する事件として殺人等の重大事件が予定されていることからすると、公判期日における検察官及び弁護人の負担は現在の実務の運用との比較において格段に重く、とりわけその公訴維持の責任を負う検察官が果たすべき役割は一層大きいものとなることが予想される。公判立会検事の人的資源の面での大幅な増強が必須となろう。弁護士としても、私選弁護か国選弁護かにかかわらず、多数の事件を並行的に受任して処理するという従来の弁護士業務の手法では裁判員事件に対応することは不可能であり、業務の在り方を大きく変えなければならないであろう。

以下、公判手続の流れに従い、裁判員制度の下で生じることが予想される問題点を順次検討し、新たな公判手続の在り方について若干の考察を試みることにしたい。

2 冒頭手続

冒頭手続は、現在の運用とそれほど大差ないものになる。具体的には、人定質問、起訴状朗読、黙秘権等の権利の告知、公訴事実に対する被告人及び弁護人の意見陳述の順で手続が進められることになる。もっとも、現在の実務では、冒頭手続の段階で、公訴事実に対する釈明の要否をめぐって論争になることが少なくなく、その決着に時間が掛かることもあったが、裁判員制度の下では、新たな準備手続が導入されることにより、釈明の問題は準備手続の中でその解決が図られることになる。したがって、公判においては、準備手続の結果に従い、釈明の必要があるとされた場合には、検察官からその結論部分だけが陳述されることになる。

3 公訴事実争いがある場合（否認事件）の証拠調べ

否認事件の証拠調べは、準備手続で絞られた争点に焦点を当てたメリハリのあるものでなければならない。焦点の定まらない散漫な証拠調べは、裁判員の心証形成を不確かなものにし、適正な事実認定を妨げることになる。場合によっては、裁判員が実質的に裁判内容の決定に関与することができなくなるといった事態も懸念されよう。これまでの実務では、検察官が、弁護側の反証に備えた先回り立証を行おうとして、

検察官立証を不必要に手厚くしたり、いたずらに大量の証拠を請求するといった例や、弁護人が、検察官立証の一つ一つについて穴を探するような訴訟活動に終始するため、検察官証人に対する反対尋問が過度に細部にわたるものとなり、延々と長時間続くといった例が少なからず見受けられたが、このような運用は裁判員制度の下では厳に慎まなければならない。

(1) 準備手続の結果の顕出

証拠調べ手続の冒頭に、まず準備手続の結果が顕出される必要がある。具体的には、裁判長が準備手続の経過及び結果を取りまとめたものを公判廷で朗読する方法により、裁判員及び訴訟関係人にその内容を告知することになる。これにより、当該事件の審理の方向性や審理期間の大枠等が示されることになる。

(2) 冒頭陳述

冒頭陳述は、証拠によって証明すべき事実を明らかにするものである。現在の實務では、検察官の冒頭陳述は、いわゆる物語形式的に、概ね「被告人の身上、経歴等」「犯行に至る経緯」「犯行の状況」「犯行後の状況」「その他情状等」について行われている。その内容は、事案の重大性や複雑性等に応じて、かなり詳細なものから比較的簡素なものまで千差万別であるが、個別の証拠との結び付きの点についてまでは言及されていない。このような冒頭陳述であっても、職業裁判官の場合は、個々の証拠の立証趣旨等から、当該証拠と冒頭陳述における主張内容との関連性を容易に判断することができ、証拠調べを進める上で特に問題が生じることはなかったと言える。しかし、前述のように、裁判員制度の下では、裁判員には裁判官とともに公判廷での証拠調べによって証拠の内容を理解し、心証を形成してもらうことができるようにしなければならない。このような観点からすると、検察官の主張内容と証拠との結び付きがあらかじめ冒頭陳述書の中に明示されていることがどうしても必要となる。そのような冒頭陳述であって初めて、例えば、その証人によって主張事実のどの部分が立証されようとしているのかを、証人の供述を聴く中で注意を払って吟味していくことができるようになるなど、裁判員が証拠書類の記載や証人の供述の意味を十分に理解し、争点との関係で適切に位置づけることが可能になる。

さらに、検察官の冒頭陳述に対しては、弁護人によるその認否を義務付ける必要がある。冒頭陳述に対する認否を求めるという運用は現在でも一部の事件で行われているところであり、一定の成果も報告されているが、その運用を裁判員事件の全部に拡大するものである。弁護人に対しては、あくまでも主張レベルでの対応を求めるものであり、憲法38条1項や刑訴法311条1項には抵触しないと考えられる。被告人が完全黙秘を貫いている事案や「検察官の主張はすべて争う」との態度を固持している事案等では、弁護人の認否も被告人の応訴態度を前提とした概括的なものにならざるを得ないであろうが、そのような事例はごく例外的と予想される。とりあえず公訴事実の全部を争い、審理の最終段階に弁論で検察官立証の弱点を突くというような現在でも時々見受けられる訴訟戦術は、証拠調べの方向性を見失わせ、締めりのない公判審理をもたらすだけであり、裁判員の理解を得るのは極めて困難であろう。弁護人が公訴事実の成否について積極的主張をする場合には、その点に関する冒頭陳述を弁護人に義務付けるべきである。この積極的主張に当たるものとしては、アリバイの主張のほか、違法性・責任阻却事由の主張、刑の減免事由の主張、違法収集証拠の主張等が考えられる。弁護人が冒頭陳述をした場合は、これに対する認否を検察官が行うことになる。

そして、このような冒頭陳述とそれに対する認否の内容は、一覧性のある表にまとめられるのが望ましい。この一覧表は、裁判員が公判審理に臨むためのいわば航海図であり、これを手元に置きつつ証拠調べに立ち会うことで、裁判員の心証形成はよりの確なものとなる。

(3) 同意書面等の取調べ

否認事件においても、争点でない事実に関する証拠書類や証拠物は、準備手続の

結果に従い、証拠とすることの同意が与えられ、その証拠調べが行われる。殺人等の重大事件では、捜査機関が収集する証拠物や、作成する捜査報告書、実況見分調書、供述調書等の証拠書類の量は膨大であり、そのうちの相当部分が公判廷で証拠として取り調べられることにより、判決における事実認定が詳細なものとなり、それが「精密司法」と呼ばれる我が国刑事司法の特色を形作る要因ともなっている。しかし、裁判員制度の下で「耳で聴いて理解する裁判」を実現するためには、そのような実務の運用は根本的に見直されなければならない。まずもって、公判廷で取り調べる証拠を厳選し、その全体量を少なくしなければならない。いわゆるベストエビデンスによる立証を心がけることにより、不必要な重複立証も避けることができ、コンパクトで緊張感のある証拠調べが実現できることになる。証拠書類に対する部分的な同意が困難な場合には、合意書面の有効な活用も検討されるべきである。その上で、争いのない事実や争点の前提となる事実に関する証拠の内容を裁判員が短時間のうちに正確に理解できるような取調べ方法を工夫すべきである。証拠書類の取調べは、原則としてその要旨を告知する方法で足りようが、過不足のない適切な要旨でなければならない。また、要旨にまとめるのが相当でない書面については、証拠としての重要性に応じて、その全部又は一部を朗読すべきであろう。

(4) 証人尋問・被告人質問

証人尋問は、交互尋問の方式で行われる。主尋問では、争点にポイントを絞ったメリハリのある尋問が求められる。争いのない事項や争点に至るまでの前提事、情等は、書証の取調べにより明らかになっているのであるから、質問の流れ等から最低限必要な事項を確認的に聴くことにとどめるとともに、適宜誘導尋問を活用しつつ簡潔に質問し、争点については、その具体的な状況を証人自身の言葉で直接語らせる工夫が必要である。証人尋問の現状は、検察官が重要証人の主尋問をする場合、当該証人の検察官調書の記載内容をそのまま公判廷で再現しようとして、周辺事情まで含めた詳細な立証を試みる傾向にあり、これに、反対尋問で弾劾されることが予想される事項についてもあらかじめその手当てをして供述を固めておきたいとの意図も重なって、主尋問自体が長くなることが少なくない。このような主尋問がなされると、それに応じて反対尋問も広範で詳細を極めるものとなり、証人尋問が延々と続くことになる。しかし、それでは裁判員が証人尋問に集中できず、その内容を十分に理解できない結果に終わることは明らかと言えよう。

反対尋問は、主尋問に引き続いて直ちに行われなければならない。準備手続の段階で当該証人の捜査段階の供述調書等の証拠開示が行われている以上、直ちに反対尋問に入ることは可能であり、反対尋問のための公判期日の続行などあってはならない。

証人尋問が長時間に及ぶ場合には、裁判員の理解を助けるために、具体的な尋問事項書を当事者に出させるのも有効であろう。また、現場の拡大図面を利用して証人に説明を求めたり、写真や模型等を利用して裁判員の視覚にも訴えるなど、尋問方法についても一層の工夫が必要である。

被告人質問も、証人尋問に準じた方式で、弁護人の主質問、検察官の反対質問、弁護人の再反対質問の順で行われる。否認事件の場合、被告人質問も証人尋問と同様に長時間を費やす傾向にある。捜査段階の自白について、その信用性が激しく争われるような事案では、取調状況等を具体的に検証する必要があるが、そのような場合でも、裁判員の理解が得られやすいように質問を組み立てると同時に、審理への集中を維持することが可能な時間的範囲で被告人質問を実施することが肝要である。

裁判員は自らが証拠調べの内容を理解して心証を形成し、評議に臨む職責を有する以上、裁判員にも、裁判長の許可を得て証人等に直接質問することを認めるべきである。関連性のない質問や不穏当な質問等が飛び出す事態も懸念されなくはないが、その点は裁判長の適切な訴訟指揮にゆだねれば足りるのである。

(5) 自白の任意性の立証

被告人の捜査段階の自白については、捜査官からの利益誘導や供述の強制があったなどとして、その信用性のみならず任意性が争われることが少なくなく、特に重大事件では任意性の有無をめぐる争いが熾烈を極めることも珍しくない。取調状況に関して捜査官の証人尋問や被告人質問を実施する中で、留置人出入り簿や接見簿等の記載内容を確認したり、被告人の供述調書を全部提示させて供述の経過や変遷の有無等を確認したりしながら、任意性の存否について審査し、自白調書の採否を決定しているが、任意性が深刻に争われる事件では、捜査官と被告人の言い分が決定的に対立したまま水掛け論に終わってしまうことも多く、その判断は職業裁判官にとってもかなり困難なものとなっている。

ところで、自白の任意性の有無についての判断は、それが証拠能力に関する法律専門的事項であることから、裁判官のみがこれを行うことになるのであれば、裁判員は、裁判官が任意性を認めた自白について、その信用性の有無を判断することになる。しかし、そうであるとしても、自白の任意性に関する証拠調べは、その内容が信用性判断と密接に関連し、公訴事実の成否にも直接結びつくものであることから、裁判員が立ち会う公判廷で行うのが妥当と考えられる。その際、上記のような、現在と同様の審理が行われるようなことがあれば、裁判員が取調の状況について客観性のある判断をすることは甚だ困難なものとなり、結局は裁判員の主観に依存した全体的な印象によって決せられてしまう事態になりかねない。裁判員が、自白がなされた取調状況について自ら明確な心証を形成し、それに基づいて信用性の判断を的確に行えるようにするためには、取調状況が裁判員にも明確になるような方策を講じておく必要が高いと言えよう。

取調べの適正担保のために、取調状況の書面による記録化が提唱されている。しかし、裁判員事件における自白の任意性、信用性に関する証拠調べを分かりやすいものにしていくという視点からすると、そのような書面による記録化だけで十分な効果もたらされるか疑問があるように思われる。ここでの問題は、捜査官と被告人の言い分の対立の場面が根本的に解消できるかどうかであり、もし、根本的な解決にまで至らないことが予想されるのであれば、取調状況に関する客観性のある資料が証拠として提出されるような他の方策の導入を検討する必要があるのではなかろうか。その一つとして、取調状況をビデオレコーディングし、自白の任意性の立証方法とすることが考えられる。

ビデオレコーディングは、取調状況の客観的な記録化という意味においては最も効果的な手法ということができ、ビデオテープが証拠とされれば、取調状況に関する事実認定の負担は相当に軽減され、そもそも任意性が争われること自体が減少するものと推測される。かつて取調経過一覧表の活用が提唱された際に隘路の一つになった捜査機関側の負担の問題は、ビデオレコーディングの対象事件を裁判員事件に限定すれば、それほどの障害とはならないであろう。ビデオレコーディングが義務付けられることになれば、被疑者の自然な供述が得られにくくなったり、背後にいる共犯者に向けた突き上げ捜査ができなくなってしまうという捜査機関の懸念も理解できないわけではないが、現状の任意性に関する審理の手法をそのまま裁判員事件に持ち込むことだけでは何としても回避したいところである。裁判員事件において適正な事実認定を実現するため、実効性のある具体的方策の導入が検討されなければならない。

(6) 2号書面の相反性・特信性の立証

証人の公判廷での供述内容が、その証人が捜査段階で述べていた供述内容と相反し、あるいは実質的に異なったものとなることがある。その場合、証人の検察官調書の供述のほうを信用すべき特別の状況(特信性)が認められれば、その検察官調書には刑法321条1項2号後段書面として証拠能力が付与されることになる。この検察官調書の採否が公判の帰趨を決めることになる事案も多いことから、自白の任意性が争われるのと同様に、特信性の存否についてもその認定判断をめぐる激しく争われることが珍しくない。証人が公判廷で前と異なった供述をするに至る事

情としては、「証人も事件の共犯者であり、供述を避けようとしている。」「証人は被告人の親族、友人等であり、法廷では被告人を庇おうとしている。」「証人は被告人あるいは傍聴席の関係者を恐れている。」など様々な態様のものがあるが、その真偽の判断は容易ではない。

検察官としては、まず誘導尋問を活用して証人自身の口から真実を語らせるよう努力すべきであり、さらには検察官調書の内容を示しつつ証人の供述を弾劾する過程で、断片的であっても公判廷での供述を引き出すべく力を注ぐべきである。このような断片的で曖昧さを残す供述のほうが理路整然とした検察官調書の記載よりむしろ説得力があり、心証形成に資するものであることは、これまでも説かれてきたところである。このような証人尋問の手法をより徹底し、検察官調書の利用は必要最小限度にとどめる運用を目指さなければならない。それでも証人が相反した供述を維持するときは、やむを得ず特信性の立証に進むことになる。この特信性の立証については、現在の実務でも、証人が捜査段階でそのように供述した理由、公判廷でそれと異なる供述をする理由について具体的に尋ね、その証人に対する尋問の中で特信性に関する諸事情を浮き彫りにさせるべく努めているところではあるが、裁判員制度の下では、裁判員が公判廷の供述と捜査段階の供述のどちらに信用性があるかを適切に判断することができるよう、その尋問方法を一層工夫しなければならない。

なお、特信性にかかわる事情として、捜査段階で捜査官から利益誘導や供述の強制があったなどと主張され、そのような事実の有無が問題になることも少なくなく、自白の任意性におけるのと同様、その認定判断はしばしば困難なものとなっている。そのうち、証人が事件の共犯者とされている場合は、捜査段階では被疑者として供述調書が作成されていることから、その供述の特信性の問題は任意性の問題と實際上ほとんど重なることになる。実務上、特信性が問題となるのはこの共犯者の供述の場合がほとんどであることからすると、前述のとおり、被疑者の取調べにビデオレコーディングが導入されることになれば、この場合の供述の信用性の判断も裁判員にとってかなり容易になることが期待される。

4 公訴事実と争いが無い場合（自白事件）の証拠調べ

自白事件の場合は、公訴事実の成立に争いが無いことから、審理の重点は情状面の立証に置かれることになる。公訴事実の立証は、原則として同意書面と証拠物の取調べで終わることになる。検察官としては、取調べを請求する証拠を厳選した上、事案の特徴を浮かび上がらせることができるように、量刑上重要なポイントを押さえつつ、同意書面の要旨を告知すべきである。弁護人の反証も情状立証に力が注がれることとなり、示談書、嘆願書等の証拠書類、情状証人の取調べ、被告人質問等が行われる。

準備手続で公判審理の予定等が的確に決められておれば、冒頭手続から審理の終結（結審）までを1日で行うことは十分可能であろう。

5 論告・弁論

検察官の論告、弁護人の弁論は、証拠調べが終了した後、速やかに行われなければならない。現在の実務では、否認事件の場合には、論告・弁論のために相当の準備期間を置くことが多く、検察官、弁護人はあらかじめ書面（論告要旨・弁論要旨）を準備して公判期日に臨むのが通例であるが、裁判員事件ではそのような運用はできず、裁判員の記憶が新鮮なうちに、核心を突いた意見を速やかに述べて、自らの主張が正当であることを裁判官及び裁判員に示すことが必要になる。あらかじめ論告・弁論のためのメモ等は用意しておくとしても、証拠調べの結果次第によっては相当大きな軌道修正を余儀なくされることも予想される。検察官及び弁護人には、臨機応変の柔軟な対応と説得力のある弁論技術の習得が求められよう。（男性、大阪府）

2 裁判員制度の導入に賛意・期待を示す意見

1 より良き裁判員制度に

私たちは、戦後初めて導入される市民の司法参加としての裁判員制度に心から期待しています。私たち市民が単にお飾りでなく、私たちの良識が真にいかされるような内容のより良き裁判員制度にしてください。

2 裁判員の数は裁判官の3倍以上に

裁判員の数が少なければ、私たちは専門家である裁判官の言うことに反論できません。私たちが自由に意見が言えるように裁判員の数は少なくとも裁判官の3倍以上にしてください。

3 法廷の尋問のみで審理を

私たち市民が、裁判員としての役割をきちんと果たせるために、私たち市民が難しい調書を読まされるのではなく、法廷における尋問のみで判断できるような制度にしてください。(同文23通)

裁判員制度導入に賛成。(女性、群馬県)

裁判員制度は重要と思慮いたしました。(男性、兵庫県)

ごく普通の社会通念で判断する裁判員制度に賛成である。(男性、60歳代、秋田県)

裁判員制度を導入して、一般の人でも分かる司法制度にしたいものです。(男性、千葉県)

制度に対しては賛成ですが、まだ様々な不安材料があるように思います。(女性、兵庫県)

裁判に地元民間人を入れることには大賛成です。どのように選定するかは別です。(男性、島根県)

民間からの裁判員は問題も多いかとは思いますが、改革を進んでやる姿勢には期待しております。(女性、山形県)

人間一人一人、物の考え方、思想、いろいろと違います。意見を出し合って、理想的な判断が必要だと思えます。(女性、兵庫県)

雲の上の人(裁判官、裁判長)の独裁ではなく、市民の良識がいかされる裁判員制度の確立を一日も早くお願いします。(男性、兵庫県)

裁判員制度の導入に賛成。各分野の専門家、学者、社会の常識人を登録しておいて、その都度参画させ、社会貢献に活用する。(男性、愛知県)

裁判員って俗に言う陪審員のことですか。日本は早く陪審員の制度をつくるべきだと思うので賛成します。(男性、10歳代、長崎県)

早く裁判員を、法科大学か法科大学院を最低でも卒業した人に資格を与えて、実現をしていただいて、私の裁判を、法律に違反をした裁判を矯正していただくことを請求します。(男性、広島県)

一般人の目線で物事を判断したいと思えます。専門の司法関係者×庶民感覚の普通人 = 大岡裁判 納得のいく裁き。上記のために、少しでもお手伝いできたらと思えます。(男性、50歳代、東京都)

私は、裁判員制度に賛成です。その理由は、現在進められている司法制度改革の中で裁判員制度を導入する機会を、国民の司法についての意識を改革する契機にしたいからです。(男性、60歳代、兵庫県)

裁判員制度導入について早くすること。3~5名の少数の陪審員制度を導入すること。理由は常識はずれの裁判が出るのを防ぐこと。例えば、人を殺害しているのに刑が軽い。(男性、70歳代、兵庫県)

我々が、他国の経験してきた問題を徹底的に研究し、日本での独自の制度にいかしていけば、裁判員制度は我々が想像もできないほど素晴らしい影響を日本の社会に与えることができるだろう。(女性、東京都)

裁判に関することは専門家のやるものと思っている。それがゆえに、国民は無関心になっている。裁判員制度が導入されれば、皆が関心を持ち、改革していく上で基礎的な

役割を果たすと思う。(男性、60歳代、埼玉県)

近時悪徳弁護士が横行する社会、真に国民のため、公平な社会正義実現のため、司法試験に関係ない、同じ釜の飯を食った者たちで裁判を終結させないで、広く一般国民が参加し、納得できる司法改革のため、私は、是非とも裁判員制度の導入を強く求めます。(男性、大阪府)

基本的に、裁判員制度は早く実現すべきです。社会には、公平に判断することが多くあると思います。私は福祉が専門ですが、事実と意見を区別しています。裁判に社会の空気を入れること。世の中には、適切でも、時間がとれない人もいるので、どう対応するか。(男性、60歳代、千葉県)

裁判員制度改革については平素より賛成しています。裁判官とて、資格を得ただけの、人生の苦勞経験のないと思われる関係者の多いのに呆れるほどです。参画大歓迎です。裁判員制度の改革に伴い、他人の痛みを親身になって判断する力のある人、人の善悪を見抜ける人生経験の豊富な人などを参画させ、大いに改善してほしいものです。(男性、北海道)

一般市民を含んだ合議制について、大賛成です。もし合議制ならば、そんな重い刑にならなかったと思います。私みたいに悔しい思いをしている人はたくさんいると思います。逆に、寛大過ぎるくらいの判決を得た方もたくさんいると思うのです。平等な判決を求めたい私は、絶対に合議制を求めます。どうか、早急に合議制になるよう御努力願いたいと心より思っております。(男性、京都府)

司法制度の改革については賛成である。開かれた司法であるべきと考える。今般、犯罪の種類が多岐にわたり、量刑についても庶民感情から見て決して納得いかないことも多々あるように感じる。つまり、刑が軽いように思える。司法はもっと一般人の考え方を聞くべきと思う。様々な人の考え方を踏まえ量刑が決定されれば、被害者もいくらか納得ができるのではないか。(男性、40歳代、福岡県)

ようやく、重くて大きな扉が開こうとしている。それによって、裁判員制度が導入され、また、私たち一般人がかかわることで裁判官の評価もできることは大きな改革です。ルールをきちっとし、社会経験と良識が得られたら大きな育成になるはずと確信します。近年、身近なところでいるんな問題が起きている中で、「何が正しくて何が間違っているのか」頭を抱えることばかりです。(女性、60歳代、福島県)

現在では、裁判員制度もこれからのもので、全く一部の人を除いて無関係のものであり、国民不在の嘆かわしい状況とっております。私は、会社経営上、民事・刑事についても、そこの弁護士さん以上に知識を持っていると自負しております。この制度の導入については、数十年前より、私の司法関係への導入を望んでおり、どうか慎重かつ迅速に企画されんことを切に望む次第です。(男性、兵庫県)

今、司法に携わっていらっしゃる方々も、もちろん、知識も経験もおありでしょうが、今、日本の裁判では、3人の裁判官の方で審理されているのでしょうか。アメリカの映画等を見ると、裁判官のほかに、一般から選ばれた、12人だったと思いますが、陪審員の人たちの意見を聴いていたと思います。私自身も、このように一般のいろいろな人々の意見も聴くことも必要ではないかと思えます。(男性、山口県)

裁判は、国民から遠い存在であり、「難しい」「お金がかかる」「強者に有利」などのイメージがあります。国民の裁判を受ける権利を保障するためには、司法そのものを開き、市民感覚に近づけることが大切だと思います。その方法として、裁判官が法衣を脱いで市民としての自由で個性的な存在となることとともに、市民が裁判にかかわることだと思います。陪審員制度はそのための知恵だと思います。(50歳代、男性、愛知県)

裁判員制度について賛成です。現在の裁判官の資質に疑問を感じる事が多々あります。裁判官でありながら法に従わず、自身の勝手な解釈で判決を出す例もある。証拠調べも不十分である。私は、現在の世論はほとんど正しいと思っている。良識のある国民が増えていると認識している。もし、裁判官だけで同事案の世論調査を行えば、国民とあべこべの結果が出るのではと恐れている。もちろん、優れた裁判官も少なからずいる

ということは伝えておく。しかし、有識者とかマスコミ関係の人間でさえ、この制度のことを知らないことを知り、社会の無関心を恐れる。(男性、60歳代、埼玉県)

刑事裁判における裁判員制度新設については、最高の良案と思います。現行制度では、司法警察員調書、検察官調書及び証拠・証人が主体となって裁判官が判定を下す仕組みではありますが、どんな立派で高潔な司法警察員及び検察官であっても、生身の人間である以上、全く先入観がないとは断言できません。裁判員制度は、全く白紙の状態に裁判に立ち会いますゆえ、先入観がなく、その犯罪と立ち向かいますゆえ、誤審が少なく審判が早まると思われます。是非制度を導入・実現してください。(男性、70歳代、大分県)

裁判員制度を是非導入し、私たちの身近なところで身近な人たちが参加でき、難解と思われる法的知識も、傍聴することなどで理解できるようになればと思います。また、法律を学ぶ学生の学びの場でもあるように、多くの学生が参加でき、卒業後、社会に巣立った後も、身近なところで補助的役割の仕事があったら、「法科は出たけれど…」という現状が薄らぎ、法科卒の学生の門戸も少しは緩和され、地域にも一つでも多くの法律の知識が広まるのではないのでしょうか。是非、そんな社会が来られるよう望みます。(女性、50歳代、千葉県)

国民の意見を取り入れることは大変良いことだと思います。

- 1 交通事故の業務上過失致死罪と医療事故の業務上過失致死罪は罰が同等でなければならないと思います。
- 2 輸血ミスや手術ミスにより患者を死亡させた場合は医師又は看護師を逮捕すべきだと思います

医療事故は必ず届出し補償すべきだと思います。

交通事故の無免許、酒酔いで死亡させた場合は懲役15年、殺人は8年では、殺人が罪が軽いと思います。(男性、宮崎県)

人間が人間を裁くことは原則的には不可能だし、大変無理なことと思っていますが、社会秩序を守っていくためにはやむを得ません。ただ、罪なき人に罪を背負わせたという汚点が、裁判の歴史の中にはあります。絶対あってはいけません。その意味で、裁判員制度の導入には賛成ですが、第一審裁判所においてのみ導入すべきと考えています。素人である一般の人の意見も踏まえて、最終的には司法のプロが神仏に代わって人を裁くということです。人間が人間を裁くということは永遠に不可能ですが、少しでも神仏の立場に立って、罪なき人に必要以上の罪を背負わせない、その道は永遠に探し求めなければなりません。(男性、岐阜県)

裁判員制度に大賛成です。今までの制度では、公平・平等がなく、原告か被告かどちらか悲しい涙を流します。裁判員制度になれば、裁判官と弁護士が判決を下さないから不平等がなくなり、原告、被告共に公平で平等で慈愛心が入ります。今までの制度は、裁判官、弁護士は、高度な聖職を忘れ、役目の公平、公正を忘れ、因果応報がやがて訪れることを全く知らない。極悪非道卑劣で悪魔鬼畜で無慈悲な人間であるから、裁判官と弁護士に大切なことを任せられないのです。裁判官と弁護士は、巧妙に密接に金持ち勝たせます。(女性、70歳代、大阪府)

裁判員制度に賛成です。政府が自主的にこのような案を提案してきたことが不思議です。開かれた司法は、支配管理する側からすればいいことではないはずなのに。政府が考えているコンパクトな裁判員制度には疑問が残ります。できるだけ多くの民間人が裁判員として参加できるほうがいい。しかし、年齢については25歳以上のほうがいいんじゃないでしょうか。私は20歳の若造に裁かれたくありません。30歳以上でもいいと思う。20歳といえば、大学生も含まれるということですか。裁判員にも実社会の経験を求めたほうがいいと思う。(男性、30歳代、千葉県)

アメリカなどでは、裁判制度が国民参加の制度になっている、これは、これからの日本の民主的な発展を望むなら、当然そうなるのがいい。私の知り合いに70歳台の叔父さんがいる。いつも会うと、今度地方では解決しないから高等裁判所に行くという。70歳台後半になり、老人センターに通いながら。これも日本の後進性だ！日本がこれか

ら先進国として憲法でいう世界で尊敬される国になりたいならば、明治のような時代遅れなことをやめて、世界から尊敬されるような民主的な国にすることだ！皆が日本に生まれてよかったと思う国にするよう我々も努力する。(男性、60歳代、静岡県)

裁判員制度の導入では、現在まで、裁判は裁判所という一つの館の中で、一般社会と距離を持ち、閉ざされた裁判所というイメージであるが、それが、裁判官と共に重大な刑事事件の裁判に、一般市民が裁判員として参加するこの制度は、今までの閉ざされた裁判から開かれた裁判、すなわち開かれた司法への第一歩で、画期的改革と思料されます。しかしながら、この実現には数々の問題も山積しており、その問題点をいかにして解決していくべきかが今後の課題でもある。一つ一つの問題点と、それに対しての意見は敢えて省略するが、いずれにしても司法が身近になりつつあることは喜ばしいことだ。(男性、60歳代、福岡県)

司法の場に民間人が関与することには大賛成です。多くの人々の意見等を参考に、正しい、分かりやすい裁判を進め、更に迅速に処理されることが最も大切です。法律は難しい、分かりにくいと一般に敬遠されますが、人間として生活していく以上重要なことなのに、今まで国民に対してのPRが少なく、この点、今後の発展に大きくかかわると思います。手数料がかかり経費も必要でしょうが、各地で裁判員制度の講話又は説明会を開いていただければ更に良いと思っています。私自身は、そのような催しがあれば喜んで参加したいと思っています。(男性、大阪府)

裁判員制度改革賛成。裁判は、当事者でない限り、裁判所や検察庁から証人として呼び出され尋問されない限り、事件に対し、意見陳述など口を挟むことはできず、法曹界の独擅場であったが、米国並みに裁判員制度を設け、司法制度の改革を推進することには賛成である。ただし、例えば、専門の法律学に優れ、年若くして司法試験に合格しても、杓子定規にこだわり、社会常識に欠ける人では困る。権限を委託される人の年齢制限と、採用には、有識者であり、地域での試験合格者であることを望む。法律とは一般常識であり、公序良俗や正義を理解できる人格者でなければならぬと思います。(男性、80歳代、富山県)

多難なる国政に御尽力されていることに畏敬を感じております。司法制度改革改善が必要なことは多くの国民の共通した認識である。現制度では、対抗者がなく、司法村の権力は強く、公正公平が歪められた裁判が多いのが現状である。それに対抗して裁判員制度を法制化することは大切であるが、民間裁判員を固定化して司法村の住人にしてはならない。朱に交われれば赤くなるのは当然と言える。司法官3に対して民間裁判員5でなくてはこの制度は成功しないだろう。弁護士制度も同じである。現在、民間では弁護士より司法書士に人気がある。価格が安いことばかりではなく、裁判を正當に戦うことにある。司法書士を弁護士として同等にすることにより、裁判が公正に行われることになる。(男性、静岡県)

裁判官は最高権力が与えられているため、権力横暴、悪用が想像を絶しており、恐ろしい悪質犯罪を犯しても、弾劾裁判しか効力を発揮できないことから、権力にあぐらをかき過ぎ、何人もどうすることもできない現実を踏まえ、今頃、遅い制度改革ではあるが、改革しようとしている国の努力に意義を感じているところであります。そこで、一言だけ申し述べれば、裁判員は、ただ数として裁判官不足に参加するのみではなく、裁判官の偏見への「見張り役」として、民間裁判員に権力を持たせなければ改革の意義がないと思う。なぜならば、法曹の資質改善は不可能であるから、裁判員は裁判官の上とする制度改革をやらねば日本が変わる日は来ないし、又、現在、過去において泣き寝入りで苦しみ病気になるったり、自殺した人たちは浮かばれない。(男性、鹿児島県)

心配はいろいろ国民の中であるかもしれないが、はっきり言って、今の官僚、国会議員は誰一人信用できない。全然民意が反映されていない。反映されているかどうかを判断するのは国民だから、国民の大多数が同じように感じている。ということは、官僚等がどう思っているかと全然分かっていない。その中で、今回の裁判員制度は、国民が民意をある程度反映させることができる可能性があるから基本的には賛成だが、でも、この法案を決めるのも結局国会議員たちだから、ほぼ100%議員たちの党利党略が盛り

込まれるだろう。そう考えると、結局は議員たちのために、民意は全く反映されず、この制度も決まりそうな気がする。少しは信用させてほしいが、今回の制度もきちんと国民のためのものになってほしいと思うが、やっぱり無理？（男性、30歳代、大阪府）

裁判員制度の考え方に私は賛成です。しかし、できれば陪審制度のほうを取り入れていただけたらと考えています。というのは、裁判官の役割をするほどの、法的知識に基づく判断を一般市民に期待できないのではないかと思うからです。もう一つの理由は、国民が進んで参加しなければ意味がないと思うからです。裁判に参加するということは、本来、民主主義国家に生きる国民として当然のことですが、日本人にはまだそういった感覚が乏しく、「面倒くさい」「仕返しが怖い」「責任を持ちたくない」などと考える人もいらっしゃるようです。そういったことを考えると、第一ステップは陪審制度にしてはどうかと考えました。一つの意見として聞いていただければ幸いです。新しいことを取り入れるときには、たくさんの障害が立ちまわりますが、どうか諦めずに改革を進めてください。応援しています。（女性、20歳代、愛知県）

痴漢の冤罪事件など、市民感覚を問われる事件については、法律に縛られがちな裁判官だけでなく、市民を司法に参加させるという方向性を私は支持していきたいと思えます。しかしながら、この機能がきちんと働くためには、しっかりとした市民への司法教育が最も大事であると考えています。市民の選び方が無作為であるがゆえに、判決がその場の雰囲気や裁判長の判断だけにゆだねられるような事態を起こしては、かえって裁判の質の低下を招いてしまいます。おそらく、この制度を定着、運用していくには、10年ないし20年の計画を立てる必要があると考えています。その際、学校への司法教育の導入など、抜本的な教育改革も同時に求められるとともに、成人に対しての教育や議論を深める必要が出てくると思います。よって、裁判員制度に関する法整備に関しては精力的に行ってほしいですが、実際の運用に関しては慎重に、緩やかに定着させていくようよろしくお願いします。（男性、20歳代、愛知県）

犯罪の成立要件は、構成要件に該当し、違法、有責であることです。刑事司法の本質は罪刑法定主義であり、旧来の糾問式の刑事裁判では被告人の人権は守れない。であるから、「疑わしきは被告人の利益」を前提にしなければならない。刑事裁判のポイントは、その事件が犯罪として法的に成立するかどうか、成立するとすれば量刑はどの程度が適当か、である。検察側が求める、自白、物的証拠、第三者の証言も確かに必要である。しかし、裁判官と同じ目線で、法律に関しては「素人」である一市民の、何者にも束縛されない自然なる「判断」「心証」も必要である。憲法第32条で規定されている「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」を、公平に実践するために、（特に、刑事裁判において）是非とも「裁判員制度」は必要である。（男性、50歳代、広島県）

現在の裁判制度では、判決が出るまで余りにも長い年月を要しています。国会議員では、その任期中に判決が出るのはまれで、国民はほとんど理解できません。原因の一つには、裁判官の不足、弁護士不足も考えられますが、制度そのものの改革により早期に判決が出るよう工夫することが必要と思われそうですが、部外者の私にはどうすれば良いのか分かりません。しかし、原告、被告、裁判官、弁護士、検事で行われている裁判に、第三者の国民を加えた陪審制度を採り入れることは、利点として、全国民が裁判を身近なものと感じること、国の安全、国民の平和・安定に対して、国民一人一人が責任の一端を負うことの自覚、早期の判決の一助となることなどがあると思います。ただし、公民権の行使として陪審員となった人たちに対して、国による万全の保護と保障が必要です。（男性、60歳代、東京都）

私は裁判員制度が制定されていたなら無罪でした。現在の法曹関係者は、偏った考えしかできずに、裁判所側も有罪か無罪かを判断することはできず、量刑に対しての軽重について判定することが現状であります。時代は、裁判員制度を求めています。それは、現場側（被告人サイドから）の声でもあります。私は、逮捕されてもう3年近くも拘留され、被疑者や被告人の声を身近に聞いてきました。現場サイドの声を聞き届けてください。現在の刑事裁判の実際は、刑事裁判の理念とかけ離れている。裁判所は検察

官の嫌疑を引き継ぐものではなく、むしろその批判者たらねばならない。現行刑事訴訟法は、正しく運用されれば、その理念を実現できるように構成されていると確信するものである。裁判員制度が制定され運用されたあかつきには、こうした問題は解決すると断言する。(男性、東京都)

私は、国民の中から、碩学で高い識見を備えた人が審理に参加する「裁判員制度」の導入には賛意を持っております。刑事事件の裁判に国民が参加する意味が本当にあると言える制度にするためにも、裁判員制度に求められるものは、一つに、裁判員が、高邁な知識基盤の構築があって、それが一過性のもの(学生時代までの勉強、又は一期間の勉強)ではなく、長年、あらゆる学問に研究・探究を継続している自己研鑽の質の高い人生を送っている至高な志の人であること。裁判員に高邁な識見がなくては、審理にただ出席参加しているだけの形だけのものとなり、「裁判員制度」の目的は達し得ません。主権在民の観点からも、裁判員が、裁判の審理や運営のために、社会科学、人文科学、自然科学等の碩学の知識基盤を持ち、健全な社会常識を反映させることにより、いささかでも裁判に対する国民の関心を高められるものと思料します。(男性、北海道)

裁判員制度は国民の司法参加の柱となるので、是非成功させてください。議事録を拝見していると、人数等の問題について、多くの意見が出て理論的検討が多角的に行われていると感じますが、これまでの議論の繰り返しとなっている点が出てきている感が否めません。事務局でも、一度きちんとした実証的研究を行い、それを踏まえてもう一度議論を行えば、更に充実した議論が可能なのではないでしょうか。特に、外国や検察審査会の議論が参考にならないということであれば、この制度にあった研究をここで行うのが、よりよい政策的意思決定のために重要であると感じます。司法制度改革審議会では民事裁判利用者の満足度調査を行い、それを審議にいかしていたと記憶しております。この度の司法改革は、50年、あるいは100年に1度の大改革であると伺います。そのような大きな改革に当たり、できる限り良質な決定を行うためにも、本検討会において、可能な手段はできる限りいかそうとする御努力を是非お願いいたします。(男性、20歳代、東京都)

法律に関しては、司法関係の人と一般市民とでは、知識に雲泥の差があるのは避け難い事実だと思います。しかし、実際に裁判を必要とする人は一般の人のほうが多いのではないのでしょうか。背景に潜む様々な諸要因は、フィールドが近いほうが見えてくることもあるのではないのでしょうか。単に、法律に照らし合わせて上から裁くというのではなく、なぜこのような犯罪を犯すに至ったのかについて、より多くの人の経験や生き様から意見をくみ上げることは、とても貴重なことのように思います。知識が豊富なことと人生経験の厚みとは、必ずしも一致するとは限らないでしょうから。また、判決を享受する側も、自分と同じような土壌にいる人たちの判断が含まれていることによって、心に感じるものも違ってくるような気がします。目的は、裁くことではなく、同じ過ちを犯さないようにすることにあるのでしょうか。数多くの課題が山積していることとは思いますが、この制度が実現されることを希望しています。(女性、40歳代、東京都)

私は、2月1日(土)の「模擬裁判」に出席をしました。そこで感じたことは、専門家の裁判官だけでなく、年齢、性別、職業も様々な人たちが、様々な見識で意見を述べていて、参加した自分自身も大いに勉強になったことである。いろんな人の話を聞くことは、すべてにおいて大変重要なことであり、そのような雰囲気を作り出すのがこの制度のようにも思えます。もちろん他人を裁くことなので、一人一人が慢心な気持ちではなく、責任を持った、知識を持った発言を求められることは言うまでもないことです。この裁判に出ようとする人は、それなりの勉強をして十二分の知識を蓄えておく必要がある。それが自分自身の社会生活における勉強となり、有事に役立つと思います。私は、この制度はとても意義のあることだと思い、是非あってほしいと願っています。むしろ遅過ぎたようにも思えます。そして、長期化を防ぐことにもなると思います。裁判は短く要領よくが一番と思います。(男性、50歳代、千葉県)

我が国の裁判制度と裁判の実態はかなりひどいと思います。第一に、時間が掛かり過

ざる。原因は、司法関係者の数が少ないこと。同時に、関係者の特権意識が強い。そして、問題意識が極めて希薄だということに尽きると思います。言い換えれば、「俺たちはエリートだ、そしてエリートの特権は一般大衆に開放すべきでない」との意識が現状の問題を助長していると思います。第二に、裁判の原点である真実の追求、解明に真摯でない。これは、検察、弁護両方に言えることだが、特に弁護側は売名を目的として不当と思えるほどの加害者擁護を行い、真実の究明を疎かにしている。その最たるものは、既に4億7千万円と7年余の歳月を費やしているオウムの松本被告の裁判である。第三に、犯罪被害者の人権が全く無視されている。これは、被害者本人及びその家族共にである。これらの問題解消の一策として裁判員制度を取り入れ、国民一般の常識を取り込むことに賛成です。(男性、福岡県)

現状、裁判官の判断は時代の流れに対応できていないケースが散見される。その背景は、

- 1 世間を幅広く観察する機会が設けられていない。
- 2 時代の変化が把握できていない。
- 3 司法という仲間内の世界に埋没している。(そういう組織になっている。)

また、総選挙の際に行われる国民審査においても、形式的なもので、最高裁の判事には何の痛痒も感じないものとなっている。せめて、国民の審査を仰ぐ場合には、重要な判例一覧を付し、と記入しなければ否認という方法に変えれば、裁判官に対する関心が大いに高まるものである。そういう観点から、国民参加の裁判員制度、検察審査会制度の導入は、判事と国民の相互理解の促進が可能となる。発足当初は、不完全な状況があっても、回を重ねるごとに進展するものである。是非導入推進をお願いしたい。(60歳代)

戦後の裁判制度は、戦前の裁判制度とはまるで違う新しく生まれ変わった制度です。民主憲法がすべて土台となり、その大前提のもとに社会のすべてが構成され、公序良俗が保たれているから、私たちは平穏で安心した生活を送っていますが、道理に背く反社会的な事件も次々と発生しており、茶の間で眉をひそめることも多い今日、社会秩序を維持するためには、やはり法の制裁は欠かせません。法は社会正義のためにあるので、運用を円満に、素早く対処し、機能を完全に果たすべく、不備な制度は改革せねばなりません。何年も掛けて裁判をやるべきではないし、そのためには、本裁判の前段階として、ボランティアによる陪審制度を設けて事実の有無を判断し、量刑を決めておけば、本裁判へもすぐに移れるし、判決に多少の違いはあっても正確であり、公正を保ち、理解と納得も得られて短期間で終わることができます。そうすれば、当事者や関係する人々の経済的・精神的負担も軽く済み、当人たちの再起に向けた意志の立て直し、心構えも早く整理がつくものと思います。(男性、三重県)

私は裁判員制度導入に賛成です。90年代から犯罪は凶悪化・増加をし、検挙率は低下、挙げ句の果ては刑務所の中ですら看守が行きすぎた加罰をするなど、警察や司法機関への国民の信頼は失われていく一方ですが、この裁判員制度は、国民を裁判に参加させることによって、国民の司法に対する意識を高める効果が図れるのではないかと思います。そして、陪審制度とも違って、裁判員も裁判官同様に量刑を裁量することで、司法は家庭や地域になじみやすいものになっていくでしょう。何より、世界でも余り類を見ない制度ですし、確かにこれから欠陥も出てくると思いますが、この日本初の新司法制度がこれからの最高裁判決などにどう影響を与えるのか内心ドキドキしています。ただ、私が今、この裁判員制度に一つ疑問があるのは、裁判員に選ばれた人が裁判後、マスコミやメディアに、取材なり圧力をかけられたりして、個人のプライバシーの権利や公正な裁判展開に悪影響はないのかということです。完全に完璧な制度なんて存在しないことは分かりますが、もし、裁判員になった者が裁判後に裁判の途中経過や結果に至るまでの内容を不正に外部に漏らしたりして、裁判当事者に不法な損害を与えたりしたら、裁判員に厳重な処罰を与え、当事者に相当の補償をすべきです。(千葉県)

裁判員制度、検察審査会制度共に賛成です。

なぜなら、私は法律事務所の事務員として約10年勤務して参りましたが、家族・友

人・知人のほとんどが法律や裁判に関して余りにも無関心、無知だからです。

法律や裁判は、私たちが思っている以上に身近で、大切で、いつ内容証明や特別送達を送られてくるか分からないのに、普通の生活をしている多くの方は、民事裁判と刑事裁判の区別もついていません。実際の裁判が毎回ドラマのようなやり取りだと思っている方も大勢います。また、ニュースで「執行猶予付き」とのコメントを聞いて、その場に居合わせた数人が、「ということは無罪ってこと？」と聞いてきたのに驚かされたこともあります。

私は、アメリカ・カリフォルニア州で法律の勉強をしていたことがあります。そのとき、教師や生徒が「陪審員に選ばれたため」と言って欠席するのを何度か体験し、周りの人々がそれをすんなり受け入れ、また、自分たちもいつでもその心積もりがある、と話していたこととのギャップをととても感じます。

日本には日本のやり方があるとは思いますが、是非、人々がもっと裁判を身近に感じられ、そして、それに対する周囲の理解を得られるような制度をつくっていただきたいと思えます。(女性、30歳代、東京都)

裁判員制度について深く同意いたします。なぜならば、現状の裁判の99.9%が有罪判決であることに国民として異論を感じております。『検察庁の論告＝判決文』という偏りがちな判例を土台とした裁判の在り方は、冤罪や重い判決、勘違いのような判決、さらには刑務所の過剰収容、人権侵害へと結び付く温床であるといえるかもしれません。いくら被告人が無罪を主張しても、裁判官の裁量一つで有罪に結び付けられて認定されてしまう現在の判例と判決には、民の感覚のそれとは大きく食い違う感覚を感じざるを得ません。『裁判官＝国家権力』という図式は大きく変わるべきであり、そこに政治的判決やエゴイスティックな判決はあってはならないものと思えます。ニュースや新聞で報道された事件はなぜ、裁判所ごとの有名裁判官が担当するのでしょうか。なぜかこの事例のほとんどは論告のとおりの結果です。そんな現在の司法制度に国民の意識、意見を含め、加味して裁判制度の在り方を変えていくべきだと思えます。たどりつく過程に裁判官と裁判員の間で摩擦が生じることや意見の食い違いが起こることは必至であり、裁判官はそこで民の意見に耳を傾けるのか。自身の経験値を計り知ることになるのか。自身を押し通すのか。難題は数え切れませんが、少しでも冤罪や勘違いな判決、政治的判決がなくなるように国民として切に願います。(女性、30歳代、神奈川県)

裁判員制度の改革が叫ばれてから久しいですが、ようやくテーブルの上に載せられて検討されることになったのは、大変喜ばしいことであり、日本の裁判制度を変える大きな契機になるのではないかと考えております。よく、アメリカの裁判で「陪審制度」が引き合いに出されますが、日本の裁判では裁判官の判断のウエイトが非常に高く、被告人をめぐる検事と弁護士とのやり取りはありますが、判決が決められていくことが多いように思います。裁判官は、知識も豊富で教養もあり、優れた人物も多いと思いますが、現在の司法制度の中では、最近、司法研修の中で実社会での経験を積んでいるようには聞いていますが、やはり現実の諸問題に対処するためには、実社会での経験が大きいのではないかとと思います。そうした取組を今後増やしていかなければ十分な裁判ができないのではないかとと思います。

また、今回検討されている国民の代表者を「裁判員」として選び、選ばれた人が裁判にかかわっているいろいろな意見を述べられるということは画期的なことだと思います。私は、将来的にはアメリカのような「陪審制度」で、議論されたことが判決のときの参考あるいは重要なウエイトを占めるようになっていいのではないかとと思います。

そういう意味では、今回の「裁判員制度」は現在の司法制度改革の大きな一歩になれば良いと考えております。より良き議論をして良い案がまとまりますように切に願っております。(男性、大阪府)

裁判員制度があることを初めて知りました。私たちにとって裁判という言葉は身の縮まる言葉です。ところが「にっぽんNOW」と言う新聞をふと覗いてみましたら、なんと「あなたも司法に参加！」とあるのでびっくりしています。大体、法律を知らない普

通の人が、裁判、まして裁判の判決に携わるなんて、法律や、裁判制度、いや国家の制度や仕組み、秩序が滅茶苦茶になりはしないか、と思いました。そんなことを思う人は私だけではないはず。仮に私たちがそんな発言をしようものなら、恐らく馬鹿にされるか、ジョークで笑われ、賑やかな遊びになるでしょう。そんな、庶民には予想できない別世界のことを政府が計画していることは大変な驚きです。「小泉さんもうとうここまで来たか」との思いです。世の中はこんなことが異常でなくなっただけでしょうか。従来を考えや常識がおかしくなり、新しい常識がどんどん生まれ来るのでしょうか。法律は、日本で一番難しい試験だと私たちは思ってきました。そこへ法律の素人でも参加でき、そして裁判員になれる。検察を審査するとなれば、一般の人の、普通の考えが裁判に表現できる、考えてみれば、当たり前でもあるのです。世の中が、普通の人が誰でも思っていることで、判決が決まるということであれば、嬉しいことです。(男性、60歳代、新潟県)

国に三権があるわけだが、そのうち国家存立の基であり、最も基本となるのが司法。人権、人間の存在を守るもの、それによりどこまで生きていくわけであるが、どうも現実には、司法界と言われ、国民生活とは隔絶し、なじみのないものになっている。司法に携わる人間も、俺たちは一般人と違う特別な上流の人種であり、一般の者は知らしむべからず、寄らしむべからずと見えているように見えるとき、その綻びが出る。思い上がって不祥事が表に出ることがあるが、何としてもその専横を直し、雲の上の彼らを引き下ろすとともに、司法を国民すべての人が共有するものにしなければ、国の団結はあり得ない。その司法と国民をつなぐもの、それは陪審制度である。戦後、女性が選挙権を持ったこと、自動車の普及でその威力を得たことで、大いに存在感を増し、力を持った。それと同じくらいの威力があり、地位がたちまち上がる。民が官や立法、行政に及ぼす影響も相当なものになる。何はともあれ、国民生活に大きな潤いを与える。精神的豊かさを与え、生活の喜び、人間愛や愛国心へもつながるものである。陪審制度、これこそ先進国としての証拠である。日本に陪審制度ができれば、国は明るくなり、国民はどんなに喜び祭りをすることでしょう。映画、「裁きは終わりぬ」「十二人の怒れる男」とか「情婦」等という名画が生まれるように、なかなか味のある豊かな情操を育むものである。弁護士が華やかになり、ベンチャー企業も生まれ、雇用に一役買うことになる。是非実現してほしいし、年寄りも長生きした甲斐があったと思うでしょう。(男性、80歳代、北海道)

一つの事件に対して、じっくりと時間を掛け、あらゆる面からの、また、判例等を参考にされての判決でありますので、今の日本の裁判の在り方は決して間違っているものではないと思います。ただ、これまでの判決の中には、「どうしてかな、何でだろうか」と思えるものもいくつかあるのではとも思っています。人が人を裁くことの難しさ、また、周囲を納得させることの難しさの結果であろうと思います。

社会のルール、人間としての責任という観点から、人の罪と罰、一人の人間の犯罪によって、他の誰かが被害に遭う場合、そのどちらにも親、兄弟、縁者が多数いることに変わりはありません。誰もが納得することは不可能かと存じます。

判決に不満の声の中に、申し訳ないが、果たして裁判官の方だけで大丈夫だろうか、果たして公平なのだろうかとの思いがあるのではないかと思います。

大相撲に横綱審議会があり、横綱昇進に各界の代表者からの声を反映させていく例があります。これと裁判員とは全く違うけれども、相撲協会だけで決めていくのとは全く違い、国民の多くは納得するものかと存じます。これと同じではないでしょうか。

この度の裁判員制度というのは、おそらく、一般人の見方、考え方、意見というのを広く採り入れて、裁判の審議をしていこうというものでしょうか。一つの事件をあらゆる角度から採り入れていく制度ならば、アメリカの例もあるように、検事、弁護士とは立場が違い、公正により近いものと思われま。私は大いに賛成です。(男性、広島県)

近年、凶悪なテロ犯罪や、青少年などの残虐な暴行事件、通り魔事件、女性や子供、動物のような弱者をねらった傷害事件など、治安が良いと言われてきた日本でも、毎日

のようにニュースや新聞で目にする機会があります。

具体的な事件を挙げていくときりがありませんが、裁判の結果、その程度の判決なのか、時間が掛かり過ぎではないか、それでは被害者がかわいそうではないか、(事件を受け止める側の主観であることは否定できませんが)と思うことがよくあります。

今回の裁判員制度はそのような疑問を持つ人たちにはとても良い制度だと思います。そして、「人の人生を決めることなんかできない。」と訴える人たちも、実は実際に本気でその犯罪に対して向き合っていないというか、「やっぱり人ごとだし、自分には関係ない」という考えなのではないのでしょうか。実際、裁判員になったとしたら、諸手続など多くの時間と労力を費やすことが予想されますし。面倒だなという気持ちは否めません。きっとこのような人たちも裁判員に選ばれたとしたら、当てがわれた事件に関心を向けることと思います。その周りの人たちも然りだと思います。ただ、仕事が忙しい人や、出廷することで不利益を被ったり、被ることが予想される人たちに対しては、特別な配慮が必要でしょう。「どうしても人を裁くことは自分には無理」と考える人に対しては、あらかじめ拒否権を与える、若しくは選抜しない、といった形にするというのはどうでしょう。

きっとこの制度は、人を裁くための責任感や、犯罪を犯すということがどんなことなのか、国民全体で考えるいいきっかけになるとと思います。(男性、20歳代、東京都)

この度、「裁判員制度」を設けて裁判の公平化に着手したこと、裁判制度の非常な進歩だと思います。この制度で、裁判の判決がより正確になることと思います。

近頃の判決を知るにつけ、加害者の人権のみが裁判官の裁量によって重視され、刑が軽くされる傾向にあります。例えば、強盗、殺人を犯しても、犯人は死刑にならない。その事件では、少なくとも一人以上の方が、何の罪もないのに殺されているのに、加害者は生き永らえている。元来、人権は皆平等であるべきなのに、判決を見ると、被害者は虫けら同然に殺され、無視されて、犯人の人権のみが認められている。このような裁判は全く間違いである。このような結果を一日も早く改善するために、一般の人の能力と知恵を裁判員制度の中に採り入れて、適正な審判が下されるべきである。

多分、今の刑法では不十分であると考えられますので、関連のある法律を改正して、犯罪と刑が誰にでも理解できるように具体的に改正すべきである。一つの判決が犯罪の防止に役立つよう、また、犯罪者の服役が無駄にならないようにすべきである。

この法律と制度が的確に運用されるために、「裁判判決審査制度」を設けて、被害者の親族又は友人等から、判決の内容に対して審査請求があった場合、一般国民が構成する審査委員会が開かれ、判決が適正であったか審査し、犯罪に対し刑が軽かった場合、その差が大きかった場合、裁判官に注意を与え、その後の判決に是正が見られない場合、懲戒免職とする。

難しい制度はいらないのです。誰にでも分かる法律で裁判ができる制度が欲しいのです。一日も早い完成をお願い申し上げます。(男性、東京都)

現在政治への無関心が問題となっています。私たちの国は間接民主制を基本として、国や地方の制度がつくられています。そのため、国民の大多数は三権の意思決定にかかわることがありません。つまり私たちは三権の意思決定を一部の市民に信託しているわけで、極端に言えば他人任せにしているわけです。そのため私たちはついつい自分たちが国の在り方を決める主人公であることを忘れがちです。また私たちは信託した者に意見を述べても、要望が実現されるとは限らないため、主人公としての自信を失っています。しかし、裁判員に選ばれば、義務として、三権の一つである司法に、直接私たち一人一人ががかわる機会があるわけです。私はこの制度の導入により、市民が再び、この国の在り方を決める主人公は私たちである、という自覚と自信を取り戻せるのではないかと思います。そうなれば政治への無関心が解消されるのではないかと期待しています。

この制度には賛否両論あります。しかし、裁判官が社会のすべての事象に精通し、偏らない見解を持つことは不可能です。そして、市民やマスコミからは裁判官の資質に対し、多くの批判が寄せられました。つまり、私たちが望んでいた制度であり、それが実

現するわけです。市民やマスコミは、望んだからには責任があります。つまり、望んだ市民とマスコミは大筋において、この制度の導入に賛成すべきです。制度の詳細についてはいろいろと問題点が指摘されています。歴史は弁証法的に進むと、ドイツの哲学者ヘーゲルは言います。法律は永遠ではありません。問題があれば改正したり、廃止したりできるわけです。事実このような作業は頻繁に行われています。私は法律を思い切って成立させるべきであると考えます。問題が出てきたら改正すればいいのです。私は裁判員制度の導入に賛成します。

検察審査会の改正については、市民の意見を積極的に司法に反映させるべき、との考えから賛成です。(女性、20歳代、大阪府)

市民に参加させていただく機会を設けていただくのは歓迎です。

新聞、TV等で知る凶悪事件の裁判結果については、民意と乖離しているのではないかと常々思っているからです。明らかな反社会的行為に対して、それ動機の解明だ、精神鑑定だのと、目一杯被疑者を厚遇して、その待たされた結果が、信じられないくらい軽い刑。遺族はその間、精神的打撃のみでなく、恐らく経済的にも苦しい状況になっているでしょうに、犯人のほうは三食、宿付き。やったことが殺人なら、その事実だけで十分ではないですか。人の人権を抹殺した者に対して必要以上の人権など与える必要はないのです。

弁護士のただ引き延ばし戦術には義憤を感じます。敗訴すれば待っていたかのように何でも上告。彼らには事実は重要ではない様子。この、ほとんど意味のないただらによって、どれだけ裁判が遅くなっているか。

日本には日本の法の精神があることは分かりますが、これだけ増えた凶悪犯罪を、限られた数の検察官、裁判官の方々に処理していけば、時間が掛かるのが当たり前で(友人に裁判官がおり、そのハードワークはよく知っているつもりです)、もう限界でしょう。

人間ならその行為自身に責任を持たせるべきです。弁護士(私的な弁護士に限らせていただきます)という商売人を参加させれば、民意と離れていくのは避けられません。大体、弁護士の能力(?)で結果に差がつくということ自身が公平な裁判と相反するものですよね。非常識とも見える現在の弁護状況を防止するためにも、それによってもたらさせる裁判の長期化を防ぐためにも、遺族の気持ちにも公平な配慮をもたらすためにも、是非一般的な(常識的な)考え、感情を持つ市民を参加させてください。(女性、50歳代、東京都)

裁判官の判断は、一般市民の生活実感に合わないものがある。

特に、愉快犯による殺人や、暴力的・残虐な殺人に関して、量刑が余りに軽過ぎる。10数年前に、関東地方で女子高校生を監禁・拷問死させた若者たちのケースでは、量刑が不足していた上に模範囚の刑期が半減される制度のため、殺人者は既に社会に復帰している。過失や正当防衛若しくは過剰防衛以外の理由で人を殺した場合、人数の多少にかかわらず、死刑若しくは終身刑にならないと、善良な市民であるケースが多い被害者側は納得し難い。ただでさえ終身刑は名ばかりで十何年後かには出所するというのに。殺人に至らずとも、人権を侵害し、被害者の人生を狂わせた罪に関しても厳しく対応すべきだ。例えば、新潟少女監禁事件では、死刑に類する極刑を与えるべき。司法のプロである裁判官は、司法制度的に正しい刑を選択するのであろうが、普通の市民の認識とずれがあることを分かってほしい。

また、男性裁判官による極めて男性サイドに偏った性犯罪に関する判断もあるようだ。例えば、ある強姦犯(再犯)の審理では、被害者が自発的に被告の車に乗ったから、という理由で被告に性交合意への錯覚を与えた、と決めつけたケースがある。そのため、その被告は強姦に関しては有罪にならなかった。このように、裁判官には市民感覚とはやや隔たった感覚の持ち主がいる、というのは事実のようだ。

一般市民は安心して平和に日々を暮らしたい。そのためには、暴力・殺人・強姦等の凶悪犯には納得できる制裁が加えられ、二度と自分たちに危害を加えられることがないことを実感したい。また、市民感情にのっとった重い刑罰が与えられることが明らかに

なれば、犯罪抑止効果も期待できる。「三人殺さないで死刑にならない」という開き直り型の犯罪者を増やしてはならない。是非市民参加型の司法を実現して、納得のいく刑罰を凶悪犯罪者に課すようにしたい。(30歳代、東京都)

今までの裁判制度では、どうしても審理に時間が掛かってしまったり、形式的な証拠がないばかりに、十分有罪と認められるときでも、見逃してしまわざるを得ない場合ができてしまうように思う。その場合に、健全な常識で見て、十分有罪だと認められる場合には、今までの手続で不要な部分を飛び越えて判断を下してしまうほうが、かえって社会正義を実現できる場合もあるように思われる。「裁判員制度」は、その点で、今まで難しかった部分、特に一般常識では認め難い結論になってしまうような場合を、よりあるべき形に近づけられる可能性を持っているように思われる。しかし、現在の裁判制度は、何も無駄なことを強いるために存在しているわけではない。過去の教訓が、歴史的に積み重なって、間違いが起きないための安全装置が制度的に整備されたものだと考える。もしその安全装置がなければ、やはり人間は事故を起こしてしまうものだという経験則が、実質的な面で見ても、意味を今なお持っているものだと思う。「裁判員制度」は、少なくとも日本では、今までの制度の持っている安全装置をある意味で外す試みだと思う。責任の所在が不明確になって無責任な結論に結び付いてしまわないか、誤審が増えるのではないかという不安も考えられる。裁判は当事者の人生を変えかねないものだけに、無責任になってしまうのはやはりいけないと思う。「裁判員」という、いわば一般の人に十分理解できて、かつ、被告人の手続保障も十分達成されるような、無駄のない新しい、実質的な部分を重視した手続が求められると思われる。被告人から見ても納得できるところまで掘り下げる部分と、法に触れた部分については厳しく責任を問う部分とが調和していないといけない。悪いことをすることが、どんな理由があるにせよ野放しになってしまえば、どんな社会でも非常に住みにくくなってしまふ。それは、本人も含めて、誰のためにもならないことだと思う。悪いことをすれば、それに応じた責任が実際に問われるというのは、やはり必要なことだと思う。何も杓子定規に法を適用しろというのではない。刑法など使わずに済むなら使わないほうがいいに決まっている。むしろ適用されることが起きないようにした社会が理想社会だと思う。犯罪を起こさなくて済む社会、起こさないように努力する社会に、日本がなってほしいと思う。刑事システムだけでは解決できないことかもしれない。しかし、考え次第で可能なはずである。小さい、人数の限られた人しか住まない島では、犯罪など起きない所もあるだろう。犯罪など、すぐばれてしまふし、起こす必要もないからだろう。でも、大事なことは、無理な力をかけなくても平和に物事が進むというのは可能なことだということである。「裁判員制度」が、今の制度より優れているかどうかは、はっきり言って分からない。しかし、前向きに制度を考え直すきっかけではあると思う。「より良い社会」を目指すものになればよいと思う。(男性、30歳代、大阪府)

たった一人の裁判官の気分や思い込みによって、人の人生が左右されてもよいのでしょうか。真実をねじ曲げられるようなことがあってもよいのでしょうか。私は、人が人から奪ってはいけないもので、人が人に奪われてはいけないものの一つである、人権を奪われようとしています。

たった一人の裁判官の判断よりも、裁判員という、裁判官とは違った立場の人たちの判断も加えて、より正しく平等で公平な裁判が本当にできるのであれば、「裁判員制度の導入」を反対する人間は少ないはずです。

裁判官、検察官、弁護士等と、裁判員が絶対に手を組まないことに意味があるのですから、裁判員がどのような形で選ばれるのか等もとことん考えなければなりません。裁判員とは、どのような人に、どのようなことをしてもらうのか等についての骨子を、具体的に分かりやすく国民に知らせる必要があるとも思います。そして、国会だけで決めていくのではなく、それこそ本当に、民主主義に基づいて、直接、全国民の生の声が不可欠だと思います。メディア等を通じて、何度も何度も呼びかけ、国民に意見を出すように求めていくこともできるはずですが、それは、時間や手間のかかることですが、絶対にしなくてはならないことだと思います。自分が、いつ、どのような形で裁判にかかわ

るかもしれないというのに、日本の国民は、余りにも、法曹界に関心がなさ過ぎるのは、どこで、何が、どういう形で行われているのかさえ知らないからということが原因であると思います。そして、現に、いざ自分が何らかの形で逮捕されてしまっても、警察や検察官の言うことを信じてしまい、だましとしか言いようのない形で起訴され、被告人になってしまうという事実があることさえ知らないのです。現在のままでは、人を犯罪者に仕立て上げることなど訳はないのです。水面下では、信じられないと思われるようなことがたくさん起こっているのです。人は、法の下において無力であるにもかかわらず、無実を主張している限り、また、一部でも容疑を否認している限り、そこに「公平」や「平等」など存在しないということが多々あるのです。そういう、あってはならないことが起こっている以上、日本の法曹界は問題ばかりではないでしょうか。新しいことを始めると、必ず新しい問題はつきものなのですが、このままでは絶対にいけないと思います。特に、刑事司法制度には改革が必要だと思います。何年掛かっても、裁判員制度の導入を始めとする改革が実現することを願っています。(女性、大阪府)

3 裁判員制度の導入に反対し又は懸念を示す意見

私は、裁判員制度には反対です。なぜなら、人の命を預かる仕事に就いているからです。(女性、40歳代、大分県)

基本的には反対です。無作為に裁判員を選択するのではなく、希望者からのほうが良いと思います。(女性、20歳代、大阪府)

現状のまま変える必要なし。素人の参加は害あるのみ。反対。こんなくだらない試案など作るな。(男性、栃木県)

絶対にやらないでください。日本の国柄に合いません。また、被告の関係者と裁判員のトラブル等、リスクが大き過ぎます。(男性、30歳代、北海道)

神聖なる一般国民に対し、勝手に裁判員に指名するという裁判員制度で「裁判員になれ」と言われてもやる気なんか全然ない。訳の分からん法律や制度のおかげで神聖なる一般国民の自由がぶち壊しにされるのはあり得ない。

法律の素人が裁判に参加することは、アメリカみたいに弁護士の主張において同情論が先行してしまうんじゃないんですか。そうなると、公平性が薄れてしまう危険が感じられます。ただでさえ、現在の日本では公平さよりも感情むきだしの判決を求める風潮があるのに。(男性、20歳代、東京都)

裁判員に選ばれたものが辞退することはなぜできないのでしょうか。現在の私に、有罪・無罪や量刑を判断することは難しいと思いますし、選ばれても行くつもりはありません。この場合(裁判員を辞退した場合)の罰則はどうなるのでしょうか。(男性、20歳代、愛知県)

裁判員制度のような姑息な改革をする前にしなければならぬことがあるだろう。今の刑法を機械的なものから人道的なものへ変えない限り、裁判員制度などの小細工を施しても犯罪は減らないし、凶悪化、低年齢化する流れを止めることはできない。裁判員制度なんて無駄な労力である。(男性、50歳代、静岡県)

はっきり申し上げると、2004年度から施行される予定の裁判員制度に私は反対です。なぜならば、一般の市民では、誤った判決を判断する可能性が多数出てくるかもしれないからです。そして、欧米の裁判制度と現行の日本の裁判制度では相違があるからです。(男性、神奈川県)

私はこの裁判員制度に反対です。国民(私たち)は関心が低く、その内容を知らない人が多いです。制度化される必要性や選ばれたらどうするのかについて、テレビ、ラジオ、新聞、都道府県などから広報して、国民投票したらどうでしょう。(女性、島根県)

素人が他人の人生を左右するような重要な判断を公平に下せるのでしょうか。マスコミの風評や、感情、周りの意見、逆恨みなどの影響はないのでしょうか。拒否権が認め

られていないことも疑問です。人を裁くには、覚悟を持った人でないと公正に裁けるとは思えません。(男性、20歳代、神奈川県)

たくさんの人の中から無作為抽出では、70歳の大人と20歳の人では、主観や視野、気持ちの持ち方も違う。そんな中でまとまるわけがないし、選ばれた人間の生活を国が守れるのだろうか。もっと末端の生活を認識して考えるべきだ。(男性、30歳代、岐阜県)

人を人が罪の裁定をすることは何人にもできない。それを、何の法律の知識もない関係ない人々に強制的に裁定させるなど言語道断である。裁判官の罪を国民に転嫁する非人道的制度である。このような制度をつくらうとする貴殿には愛とか友情とかがあるのだろうか。断固反対である。(男性、40歳代、神奈川県)

わたしは指名されても嫌、「NO」ですね。かわいい子供たちと何不自由ない家庭環境の中、この制度のおかげで家庭崩壊、マスコミの餌食になることは必至でございます。どうして市民参加なのですか。正義を正す裁判官が情けないからではないのですか。もっとビシッとお願いいたします。(男性、30歳代、愛知県)

国民の生命、財産にかかわる裁判を、司法試験合格者に匹敵する能力のないものに行わせることは大変危険なことで反対する。司法試験合格者の数を増やすこと、合格者の中から年齢にこだわらず適格者を裁判官として任用すること、弁護士を登用すること、事案によっては(簡易裁判、調停、特許裁判など)司法書士、弁理士、不動産鑑定士、一級建築士を任用することを望む。(男性、栃木県)

便せんも買えずにギリギリの暮らしの中で日々生きています。政府の裁判員制度を知り、ただただ悲しい限りです。こんな制度が導入されたら、日本人はビクビクしながら心落ち着かない不幸な生活を強いられる最悪な日本です。私は命を懸けて反対、罰を受けても私は反対します。もし、導入されたら、首をつるでしょう、きっと。孫も子供もいますが、どうしたら良いでしょう。こんなやり方は、北朝鮮の金正日ではありませんか。やめてください。日本人も人間です。貧乏の上に不安が重ねられるとは。

私は、裁判員制度には反対である。裁判員制度には、あらゆる職業の人があらゆる角度から事件について考え、判決を下せるという利点はある。しかし、アメリカ合衆国の陪審制度に見られるように、特定の人(例えば、芸能人等の有名人)の裁判の判決で、刑が軽くなるという恐れが出てくる。また、重大犯罪を犯した被告人に対しては、刑を重くしてやろう、といった感情が裁判に持ち込まれる可能性もある。以上の点から、私は裁判員制度には反対である。(女性、10歳代、高知県)

裁判員は20歳以上の国民から無作為に選出される。育児などしなければならぬ場合も放棄できない。勤務中のサラリーマンも大切な商談を逃してまで参加しなければならない。国は本当に豊かな生活の実現に向けて進んでいるのだろうか。国民から税金を吸い取り、無駄遣いをし、その上、国民の首まで締めようとしている。はっきり言ってこのような制度は見直すべきです。国会議員は国民の目線で施策を検討すべきです。(男性、30歳代、広島県)

司法制度のアメリカ化を進めているように思えるが、なぜアメリカをお手本とするのか。アメリカ社会のねじれた現状、司法社会の訴訟訴訟の馬鹿らしさが目に見えているのに。今の日本人に何か判断する能力があるとも思えない。それを義務化することで、やる気のない人が下した判断というものが何の正当性を持つのであるか。今の政府は馬鹿げていて、放っておくとどこに行くか分からず恐ろしい。(女性、20歳代)

私は、裁判員制度の導入に反対です。たとえ導入されても参加したくありません。

(理由)

- ・ 時間が拘束される。
- ・ 感情的にならず冷静に公平な判断ができるかどうか自信がない。
- ・ 脅迫や報復があるかもしれない、それから守ってもらえるとは思えない。

議員立法などで決めないで、最後は国民投票で決めてほしいと思います。(女性、愛知県)

裁判員制度の導入には反対です。一般国民の司法参加のためには、もっと長い年月を

掛けて、例えば義務教育時に模擬裁判等を体験学習するとか、市民が司法に関する知識を簡単に得られるような講座やセミナーを無料開催するとかの準備段階を経るべきです。この制度の導入が検討されていることさえ知らない一般人が多い中、早急に導入することは無謀とさえ言えるのではないのでしょうか。(40歳代、神奈川県)

私たち庶民に対して、説明が何もなさ過ぎるような気がします。また、司法の素人に判決を出させるという考えはどのようなのでしょうか。社会に開かれた裁判制度をつくる、という考えは分かりますが、この案は無理があるのではないのでしょうか。そもそも、選ばれた人に「拒否権」がないというのがおかしいと思います。私たちにも仕事・生活があります。自分の生活を犠牲にしてまで裁判員をする人がいるのでしょうか。よく議論してほしいと思います。(男性、東京都)

裁判員制度は時期尚早と思う。日本人のほとんどが、未だ情実に左右されやすく、第三者として一人一人が冷静な判断ができるか否か疑問だから。国民の健全な社会常識を期待するのは無理ではないか。個人主義の発達している、自立型の米国の陪審制度のほうがまだましと思うが、これすら問題になるときがある。無作為に選ばれた本人も、自分が立派な人間と思っている人はまれで、重大事件を裁いた後、その責任の重さに悔いを残すに違いない。耐えられるか。人が人を裁くことは慎重にしてほしい。(東京都)

裁判官がその判決に自信がないため、一般人の判断を判決に反映させるような仕組みには反対。法律の専門家として、法解釈技術的にはこの結論になる、という部分には一般人には参入の余地がないと思う。したがって、裁判員制度の創設自体は否定しないが、プロの領域と国民感覚の導入は別の問題であり、法治国家の根幹にかかる裁判官に対し、自信を持つことと日常からの自己研鑽(国民感覚の導入努力等)に努力してほしい。一人当たりの担当訴訟件数を減らし、自己研鑽の時間を持たせる余裕は必要と思う。(男性、40歳代、千葉県)

将来裁判員になる立場として、私はこの制度に反対します。確かに、裁判官だけで判決を決めるのには問題があるかもしれませんが。量刑を決めるのは難しいことです。しかし、そこに司法について無知の人を持ってくるといのはどうかと思います。死刑などの、人の生命・人生を左右することを決める資格が20歳以上の人全員にあるというのは、おかしいのではないのでしょうか。しかも、私たちには裁判員に選ばれた場合、裁判員にならなければならないと聞きます。少しでも改正していただきたいと願います。(女性、10歳代、愛知県)

現在の制度による判決でも、世論を意識しているように感じる場合があります。一般市民が「裁判員」としてかかわれば、今以上に「情」に流されることになりそうです。法律が制定された当時と社会の状態が変わってきて、そぐわないこともあります。それは、法律をこじつけて解釈するのではなく、改訂していくべきだと思います。陪審員のような制度自体、法律上は残されたまま機能していないのですから、「裁判員制度」も実質的に機能するのは難しいのではないのでしょうか。(女性、30歳代、愛知県)

法的知識を持たない一般人を裁判官と同様に扱うのは好ましくないと思う。法律が何のためにあるのか分からなくなる。公正な裁判は、公的に認められた唯一の基準に基づくべきだ。法律が基準として不足するなら、法の整備を適正に行うべきであって、基準に照らして比較判断する人間によって左右されるべきでない。公正な判断を下す上での問題も大き過ぎる。参考意見を述べる立場での市民参加等は検討されてもよいかもしれないが、現在の案には賛成できない。(男性、40歳代、神奈川県)

国民の知らない間に議論されているのは駄目だと思う。もっと国民に広く知らせ、議論できるような環境をつくらなければならないと思う。今回の制度は、国民の負担が大き過ぎる。なぜなら、仕事を行っているサラリーマンなどは、大事な商談の際に裁判員に選ばれたりし、商談ができなくなって首になってしまったら誰が責任を取るのですか。こんな制度をつくる前に、裁判官のほうをきちっとすればいいだけの話ではないのでしょうか。(男性、10歳代、兵庫県)

裁判員制度には反対です。無作為に選ばれ、仕事があるから、育児があるから、等で欠席すれば罰せられるとは人権蹂躪です。人の罪や、最終的には死刑までも決めなくて

はならない裁判に、どの程度、道徳的かつ常識的な判断ができる人物が分からない者が審判を下すとは恐ろしい限りです。どうしても一般より抽出というならば、法律、裁判の勉強をしている学生や社会人であるとか、大いに裁判に関心があり参加したいという人物を登録させ、適性テスト等で知的、精神的、思想が正常と判断された者が裁判員として参加できる様にしていきたい。無作為、強制には絶対に反対です。(女性、40歳代、兵庫県)

私は、裁判員制度の導入には断固反対です。この制度は、裁判に国民の意見を反映させるというメリットよりも、国民に重い負担や責任を転嫁するというデメリットのほうがずっと大きいと思います。たとえ2年以内であっても、裁判員にさせられた場合の負担は極めて大きいと思います。しかも、裁判への関心や参加への意欲とは関係なく無作為に裁判所から招集され、かつ、原則としては招集を拒否できないのは、憲法13条の、意に反する苦役の強制禁止の規定に違反していると思います。よって、このような負担を国民に強いる、憲法違反の裁判員制度を導入しないよう強く要求いたします。(男性、岩手県)

どういった考え方をしているのかよく分からないのですが、裁判員制度というのは本当に良い制度なのでしょうか。裁判官というのは、良心に従い判決を下すというのが責務なのですが、それを一般の庶民に応用することが可能なのでしょうか。それに、庶民が裁判員となっては意見が偏る(正義感ぶる)といったことになり、容疑者がどう考えても不利になるという事態が発生することはないのでしょうか。それに、その事件に興味のある人が法廷に行くのならまだしも、何も知らなかった人が、いきなり法廷に現れて審議を聞いてそのまま判断するということが起こり得ることになるのではないのでしょうか。(男性、10歳代、大阪府)

- 1 抽選で選任された者に健全な社会常識を期待することには無理があり、危険である。
- 2 多忙を極める仕事人間に、国民の義務として、平日の貴重な時間を割かせることは迷惑である。
- 3 裁判官に社会常識を備えさせるほうが簡単だし、国全体のロスも少ない。
- 4 社会常識に反する法令も少なからずある。その是正が先決である。
- 5 以上の理由により、裁判員制度には反対である。(男性、50歳代、東京都)

裁判員制度に、現時点では反対です。裁判員に選ばれた人は、一定期間仕事を休まなければならないでしょうし、また、幼児や年寄りの世話をしている人が裁判員として指名された場合、拒否することができないということですが、そういう人たちはどうすればよいのでしょうか。短期間とはいえ、個人の身柄を束縛することになるのですから、その辺りの事情も少しは考えていただきたいものです。また、素人が数人集まって裁判に参加したとしても、意見がまとまるとは思えません。(男性、30歳代、茨城県)

一般の人が裁判員になれば、アメリカの例では、犯人の所属している暴力団、マフィア、あるいは、金で頼まれた殺し屋に多数殺害されており、特に日本では、交通事故、自殺などの偽装をされると、全く捜査もされないのが実態である。

アメリカでは、裁判員の殺害は死刑だが、それでもやられるときはやられる。オウム のとき、長野の裁判官がサリンでねらわれたのをもう忘れたのであろうか。今回の導入は、この点が克服できなければやるべきではない。(男性、40歳代、東京都)

なぜ、市民感覚を取り入れるからといって、いきなり「陪審員」といったものより権限の大きい「裁判員」制度を取り入れるのか分かりません。やるのが極端です。選出されて欠席する場合も罰則があるというし。仕事で休むことが理由になりませんか。その上「重大事件のみ」扱うというのも謎です。軽微な事件のみというのは分かりませんが。一般市民にそんな権限を与えてよいのでしょうか。そんな重責は負えません。司法がどういったものか一般市民で考えたことのある人がどれくらいいるのでしょうか。まず司法の内部でやるべきことはたくさんあるのではありませんか。(20歳代、東京都)

日々、生活を送っている一般市民は、生活と仕事に追われ、ゆっくり考える暇もない

状態です。このような生活で、もし司法に参加する義務が課せられた場合、一刻も早く解決する方向で考えたがる傾向は強く出るものと予想します。つまり、安易な無罪や有罪という決定です。英米びいきがこの制度改革の根底にあるものと思いますが、日本の優れた制度を侵す最大の危機であると感じています。日常生活で接する一般人の思案の安易さを思えば、制度の精密な実施は困難と思います。是非、現行の裁判官の研修方法の改善で事態の打開を図ってほしいです。(女性、30歳代)

まず、こんな制度が議論されていること自体全く知りませんでした。きちんと情報は公開してください。正直なところ、勝手に決めないでいただきたいと思います。僕は反対です。例えば、それをやるとするなら、裁判官なんて要らなくなってしまいますよ。僕ら素人が参加していいのなら、裁判官なんてただの飾りってことでしょ。それに、量刑まで決める権利があるのは明らかにおかしいでしょう。アメリカなどで導入されている陪審制度では不足な点があるのでしょうか。大きなデメリットの割に、メリットが無すぎます。交通費は出しますなんて、バイトじゃないんだから。報酬を大きくしろと言っているのではありませんよ。分かりますよね。(男性、20歳代、東京都)

テレビで、司法制度の改正で国民が裁判に参加しなければいけないかもしれないというニュースを見ました。アメリカの陪審制度のようなものですね。アメリカのような人種のつぼの国で、人種よっての差別や思い込みが存在する国では、陪審制度は様々な階層によって判断することができるメリットがあります。日本のように学校での議論教育が盛んでなく、場の雰囲気にながれがちな国民性にはそぐわないような気がします。重大な犯罪の裁判には弁護士(民間感覚のある)を裁判官の中に裁判官役で入れるのはいかがでしょうか。とにかく、文化的な背景が違うのに、何から何までアメリカ式というのには反対します。

殺人などの裁判に国民が関与し意見を述べたりすることについて、私は反対だ。裁判には長いものも出てくるだろう。その間、いろいろな資料を読んだりしなくてはならないので、普通に仕事をしている人には大変な負担だろうと思う。裁判員制度がどうして義務化されるのだろうか。民主主義は自由がモットーではないのだろうか。義務化ということに強い強制を感じる。いろいろなことで出席できなくなる可能性がいろいろと考えられる。そのときに、処罰されるらしいが、しょうがないときもあれば、行こうにも交通の便の問題もある。いろいろ考えると、もう少し国民のことを考えて結論を出すべきだ。私は、この制度に反対だ。(女性、島根県)

裁判員制度の導入に反対します。なぜ国民が裁判員として凶悪な事件に判断を出さなければならないのか。職業裁判官が正しく判断すればいいのではないのか。秘密漏洩のこと、個人情報保護のこと、偏見報道のこと、その他様々な問題があるにもかかわらず、問題への検討も十分でないのになぜ導入を進めるのか。このことよりも、数十年も前から全く変化のない、古く時代にそぐわない法律を洗い出し、このことについての改革を始めるのが先と考えますし、このほうが国民はより良い生活を得られるのではないのか。断固、裁判員制度の導入に反対します。(男性、兵庫県)

司法制度改革推進本部では、裁判員制度の導入が刑事司法改革として検討されているが、裁判に関心を持ち法律に精通した者は少数者であり、興味も関心も持たない者が長い裁判に付き合わされる裁判員制度の導入では、刑事司法改革はできないと考えられる。司法官の職責と倫理の欠如が刑事司法制度の改革をしなければならない結果を生んだ。国民に代わり、憲法と法律に基づいた法治国家と社会秩序の維持のため、法を犯した者に刑罰を科し、犯罪、事故、事件を減らし、国民が安心して生活ができる社会をつくり、被害者を救うことが法曹の職責の基本原則であり、その使命感の欠如、金銭への拘泥が、被害者を苦しめる結果を生み、繰り返す違法者を生む。倫理、道徳心に欠け、金に耽溺した法曹の精魂に問題がある。(男性、兵庫県)

裁判員制度について、私は目的が理解できません。もし「開かれた法廷」を作るためだとしたら、それは国会の採決に抽選で選ばれた一般市民を参加させるようなもの。ナンセンスとしか感じられません。また、裁判員制度導入により1件の事件への判決決定権限者が増加し、決定までに今以上の時間が掛かることが予想されます。この制度のメ

リットはいったい何なののでしょうか。もし、現行の裁判官のみの判決に問題があるのであれば、その問題点を説明してください。私は、裁判員制度が導入されると、裁判所がショービジネスの会場になるのではないかと危惧しております。危惧する点を挙げればきりがありません。とにかく、この制度を実現させるつもりがあるならば、現行の問題点と新制度の目的・メリットを広報していただけるようお願いいたします。(男性、30歳代、山梨県)

私は、裁判員制度に反対です。まず第一に、選びぬかれた裁判官と、私たち一般市民が同等の権利を得るような法律ができるなんて、余りにもおかし過ぎると思います。単純に考えると、裁判官は要らないのではないかと、ということになります。何のために裁判官がいるのか。法知識を十分に身に付けた裁判官が、感情に左右されず、冷静に法を適用し、事件を裁くための裁判官ではないでしょうか。私たち一般市民にこのような重い権利を無作為に与えるなんて理解することができません。また、事件によっては、賄賂・根回しを完全に防止することのほうが不可能だと思います。違法を誘う法律を作るようなことは絶対におかしいと思います。以上の理由で、私はこの案に反対です。(女性、10歳代、大阪府)

私は、裁判員制度に、次の二点から反対します。

第一に、個人的理由ですが、仕事を休みたくないからです。私は、和歌山県の田舎で開業医をしています。裁判員に当選して医院を休診しなければならないとき、定期的に通院している患者さんには診察できず申し訳ないと思います。このようなことが何回も起きると、医院の評判も落ちます。その結果、収入が減ります。また、時たま、毎日往診して点滴する必要がある患者さんがいますが、そんなとき、休むことによって状態の悪化が心配です。開業医は休まず働くのが一番です。

第二に、素人の裁判員が、わざわざ裁判に参加する必要は全くないと思います。裁判官だけで十分です。一回目の裁判が不満足でしたら、上級の裁判所があるのですから、より良く検討されます。それで十分だと思います。(男性、和歌山県)

無作為で抽出した人を裁判員とするなど論外である。そもそも、司法の場は厳正中立でなければならない。同時に、法律について研鑽を積んだ者でなければ司法の場にかかわってはならないと考える。法律について無知、無関心、無能な者が裁判員になった場合、法治国家の体をなさなくなることは自明のことである。このような無謀な制度は採り入れてはならない。

日本の司法制度は、歴史的に見てドイツ法系と聞いているが、歴史的に積み上げてきた日本の良き伝統の法体系と司法制度について、今、原点に立ち返って守っていくべきであり、伝統を破壊し、素人が法をもてあそぶが如き裁判員制度は採り入れるべきではないと考える。現在の調停員制度がぎりぎりの限界と考える。(男性、70歳代、大分県)

一件理路整然とした屁理屈に納得する現代の風潮の中で、また、平等主義の中で、「みんな同じでない」と大勢に安易に同化する大衆参加の1対1の裁判員制度は、理性が感情に倒されるのではないかと危惧感を持ちます。冤罪という誤判をなくすため、市民参加による真実の追究がなされるならば、死刑の存続を支持するものです。現代風潮「優しい」市民の審理参加は、ときに被害者の人権無視の結果になるとも思われます。交通違反の量刑の軽さ、オウムの麻原被告の長期にわたる裁判は腹立だしい限りです。真実の追求、公正無私な裁判は「聖域」であってほしい。法秩序を堅持し、骨子を崩すことなく、市民常識が反映される改革、迅速化を希望するものです。(女性、東京都)

裁判員制度をまじめに検討しているとは驚きだ。うまくいくはずがない。もし私が任命されたら絶対に受けない。そんな暇があればアルバイトでもする。義務と称して無理にやらせるのならば嫌々やることになるが、そもそも犯罪を犯す者がいるからこんな面倒なことになると、犯人に対して憎悪をたぎらせながらやるのだから、最初から被告人憎しの予断を持って有罪にすることになる。早く終わらせたいからできるだけ審理をしないで結論(有罪)に持っていくことになる。面倒だから調書なんか絶対に読まない。

とにかく早く終わらせるために有罪にする。被告人にとっては誠に不利な制度になる。それでも制度やりますか。世の中には善意の人なんか少ないのだ。世間知らずもいい加減にしてほしいものだ。(男性、60歳代、東京都)

一般国民、とりわけ、不特定多数の国民を選挙人名簿から選んで裁判員に選出する方法は、私は反対です。まず、普通の人、同じ殺人罪でも、死刑になる場合と執行猶予が付く場合がどう違うのか知らないのが一般的だからです。裁判の審理に加わる以上、この部分の法律や判例を熟知していることが前提だと考えます。特に、重大犯罪の場合、既に事件や被告人のことが、テレビ、新聞、週刊誌等で報道されていることが多く、仮にそれを見ていた主婦が、「こんな悪い人死刑」とか、「この人絶対怪しいから有罪」といった具合に、感覚で判決が出る可能性が出てきます。あるいは、コンビニの周りでたむろしているフリーターが、「こいつ超むかつくから死刑だ」というような判断(?)を示すことも考えられます。裁判所の判決は、論理構成で成り立つべきものだと考えます。

裁判員制度の導入には反対です。先日、弁護士会主催の模擬裁判を傍聴しました。殺人事件につき、裁判官3人と裁判員3人の合議体、裁判官3人と裁判員6人の合議体、裁判官3人と裁判員9人の合議体がそれぞれ合議の上判決を下すというものでした。ちなみに、事案は殺人の過剰防衛であり、の合議体はそれなりに正しく殺人の過剰防衛を認定しましたが、の合議体は傷害致死の過剰防衛、の合議体は傷害致死の正当防衛という誤った認定をしました。このように、裁判員制度は、裁判官の正しい事実認定を不当に犯罪者に有利にねじ曲げる制度であり、治安が悪化しつつある我が国に導入すべき制度ではありません。仮に導入するとしても、裁判員の数は極力少なくし、裁判官の数を上回るべきではありません。裁判員制度導入により更に治安が悪化したら、この責任は誰がどう取ってくれるのでしょうか。我々の身の安全を脅かすような悪しき制度を導入するのはやめてください。

法律的な知識が全くない素人に、当事者の人生と今後の人類の行方を大きく左右する判決をゆだねることには大きな問題があり、賛成できません。現在、裁判官は自分の汚職等が発覚すれば、その職と地位を失うというリスクがあり、汚職等を防ぐ抑止力になっていると思います。しかし、何も失うものがない一般人ですと、どんどん買収され汚職等が始まり、お金をたくさん出した方、通常の判決では不利と判断される方、買収などの違法行為を実践する側の人たちが勝訴する危険性が増大すると思います。したがってこの案には反対です。判決は感情で行うものではないと思います。一般人の場合、感情に左右されやすく、その場の雰囲気とか、世論などに左右され、適正な判断ができないことが危惧されます。したがって、この案には反対です。(男性、40歳代、長野県)

選挙権の持っている成人国民に対し、無作為に一方的に通知が来て、「拒否権」はない。断れば「処罰」が科せられる。そんなの国の一方的な法律であり、エゴにしか感じません。もちろん、被害者の遺族の気持ちを考えれば、誰もが自分の手で裁きたいと思うでしょう。しかし、それを第三者の一般人に託すのは、責任が重過ぎると思います。そんなことより、改善しなければいけない法律がたくさんあるんじゃないですか。少年法にしてもそうですし、政治家・警察の不祥事などいろいろあるのではないのでしょうか。この「裁判員制度」は、すべてを否定するわけじゃないですが、8割は否定的です。国民の半分以上が反対なのではないのでしょうか。自分もこの「裁判員制度」には反対です。国民の声を無視して決めるのでは「民主主義」に反したやり方だと思う。(男性、20歳代、埼玉県)

私は、この制度を今日初めて知りました。正直言ってびっくりしました。なぜそんな制度ができてしまうのかとても不思議です。何から何まで国民の負担にするのはどうかと思います。アメリカなどには陪審制度がありますが、今回のこの制度とは余りにも違い過ぎるのでは・・・。一般人に、このような重荷を、場合によっては逆恨みを買ってしまうようなことになり得るような制度をつくってしまうのは、余りにもひどいと思います。しかも、今の今までこのような制度が決まるということを知らなかったのは私だ

けではないと思います。なぜこのような制度をつくらなければならなかったのかもっと明確にする必要があると思います。確かに弁護士の数が圧倒的に少ないのは分かりますが、だからといって一般人で何も知識を持たない者に任せるとするのは余りにも無責任な気がしてなりません。私はこの制度には絶対に反対です。(女性、30歳代、神奈川県)

裁判員制度に反対です。裁判に市民感覚を取り入れるとか言う前に、今、司法の現場にいる人をどうにかする努力が先でしょう。陪審制度すらほとんどの一般人は経験していないのに、何の訓練もなしに一般人を裁判に参加させようというのは無謀です。大体、まともな広報活動もなしにこそこそと画策して国会ばかり通して、なしくずしに制度をスタートさせようとするやり方に腹が立ちます。また、この制度は、突然呼び出された挙句拒否権もなく、個人の理由では欠席もできないというのでは、勤め人には厳しいと思います。大体、休暇届を出すときに理由を書けば、誰がどの裁判に参加したか分かってしまい、報復される危険もあるでしょう。報復というのは命の危険だけではありません。仕事上で嫌がらせを受けたりした場合、一人一人を警察が守ってくれるとも言えるのでしょうか。それ相応の勉強でも何でもしているのですから、裁判はプロがやってください。何でもかんでも民営化すればいいというものじゃないでしょう。(女性、30歳代、栃木県)

裁判員制度そのものに反対です。まったく、アメリカのまねをしたい、という考えしか見えてきません。何のメリットもない。一般国民は、司法試験に合格して、その後も長い研鑽を積んだ裁判官ではありません。その法律に関して、全く素人の人間に、人の一生にかかわる問題に取り組ませるといったことなど、ナンセンスです。それに、裁判員に選んだ人が、すべて良識のある、裁判員にふさわしい人なのかどうか、分かるはずがありません。例えば、もし、見かけは常識人のように見えて、その実、とてつもなく反社会的な人ならどうするつもりですか。一人一人、その人のことが分かるのですか。まず、裁判員に選ばれることに対して拒否権が無いというのが最悪の問題点ですが、それよりも裁判員制度そのものをやらないでいただきたい。(女性、40歳代)

今回の裁判員制度には反対いたします。果たして、審判という重大な行為に対して、一般国民という裁判には素人の者がかかわっていいものなのでしょうか。また、その選任についても、国民全般から無作為、つまり普段はそういうことにかかわろうという意志を持たない者が選ばれる可能性のある制度でいいものなのでしょうか。裁判とは、やはり普段からそういう目的意識を持った者が行うべきもので、つまりそれは、専門知識を自ら求め持つ者のみが行うべきではないのでしょうか。今回の新制度が、高度な専門知識しか持たない、一般常識に少し欠けたこれまでの裁判官のみで構成されることの反省に立ち、広く一般国民の意見の取り入れを目指すとしても、その選任は少なくともそのかかわろうとする意志と多少の専門知識を持つ者からとすべきです。すなわち、裁判員はあらかじめ、本人申請と試験(テクニカルと適性スピリット)の両面を元に構成された裁判員リストから選任されるべきです。それでも、広く一般国民の意識は十分反映されるのではないのでしょうか。(男性、40歳代、埼玉県)

専門家でもない一般市民が裁判員という形で人を裁くことが本当にいいのでしょうか。米国には陪審制度というものがあるらしいが、それがどれほどの歴史があり、どのように機能しているかは全く知りませんが、今の日本ですぐに導入することは無理のように思う。もし、私が裁判員に選ばれたら、何らかの理由を付けて断りたいが、それが可能なかどうか。それも、くじで選ばれたなんてことになったなら、余計に引き受けたくない。私は人を裁くほど立派な人間でもない。それと、正当な理由がなければ、出頭しなければ罰せられるというのかなり迷惑な話である。裁判官が不足しているための政策なのか。国がOB人材マッチング事業という、補助金を交付して自治体や商工会議所などに事業を推進させているが、これと同様に希望者や法学部課程修了者など多少でも専門知識のある者を裁判員にすべきであると思う。(男性、30歳代、愛知県)

裁判員制度については賛同しかねます。あくまで多くの視点を取り入れるという意味で、裁判員の意見を参考としつつ最終的に裁判官が判決を下すのならいいと思います。

しかし、法的知識のない裁判員が、裁判官と同等の権利を持つという点には問題があると思います。まず、裁判員として選ばれた人が必ずしも客観的かつ論理的な判断が下せるとは限りません。偏った考えの持ち主が裁判員となってしまうことも考えられますし、刑事事件では被害者側に同調し過ぎて客観性を失ってしまう人も多いと思います。その結果、法的基準に照らし合わせて、明らかに重い罪が確定してしまう可能性も否定できません。法の専門家でない人が人を裁くのは余りにもリスクが大き過ぎると思います。また「社会経験豊かな一般市民が裁判官とともに評議・評決を行うことで、一般常識にかなった判断がなされる」ということが根本的な考えとしてあるようですが、社会経験や一般常識も最終的に法律に照らし合わせて吟味し、判断する必要があるのであってやはり最終的には法律家が判断を下すべきではないでしょうか。(男性、20歳代、兵庫県)

国民が審判を下すなんて絶対反対です。何でそんな考えが出るのか分かりません。いろんな資格を取って勉強して裁判官になっているのだから、裁判官を信用していいと思います。今まででもそうやってきたはずです。人を罰するなんてそう簡単なものじゃないと思います。一般国民に、いきなり裁判所から裁判員の要請がきて、それで人の罪を決めるなんて残酷過ぎます。裁判所は責任を逃れられるからいいかもしれないけど、その後のことを考えてほしいです。その一般国民が、人を裁いた後どんな生活を送るか。被告人に恨まれることもあると思うし、被害者やその家族にも恨まれるかもしれない。そんな生活を送っていくのは辛過ぎます。私が犯罪者なら、必ず、この人じゃなく違う人だったなら与えられる刑も違ったかもって思います。人の一生を決めるのに一般国民はないんじゃないですか。被害者、犯罪者、その家族、裁判を要請された国民みんなの人生を簡単に考え過ぎなんじゃないですか。そんな法律作ってる場合じゃないじゃないですか。もっと大事なこと、やらなきゃいけないことあるんじゃないですか。私たちはこんな法律求めてません。

そもそもなぜ、諸外国に比してかなり成功していると言われる刑事司法の分野で、裁判員制度といったラディカルな修正を施そうとするのか、理解ができない。裁判官諸氏が裁判員制度について専門家の立場からの意見具申をあまり行わないことにも苛立ちを覚える。裁判員制度の検討をしておられる委員の方々は、刑事裁判官の激務の現状を把握しておられるのであろうか。それはさておき、裁判官・書記官の大幅増員を前提としても、裁判員制度の対象事件はなるべく限定すべきと考える。

現在の税・社会保障制度を前提とした場合、犯罪は今後確実に増加する。限られた予算を刑事政策につぎ込むに当たっては、コストパフォーマンスをよくよく考えなくてはならない。その場合、刑事司法に対する国民の理解向上や刑事司法の民主的統制の観点も確かに重要ではあるが、犯罪の抑止・制圧の観点も忘れてはならない。その意味で、裁判員制度の実験はとりあえず小規模な形で開始し、制度の定着を確認した上で次第に適用範囲を拡大していくという考え方もあり得るのではないかと。現在はむしろ警察官・検察官など捜査担当官の大幅増員が急務であると考えます。(男性、30歳代、岡山県)

私は、裁判員制度について断固反対いたします。国民への負担をどうこう言う以前に、我々一般市民に冷静に判決を下すことなど不可能であると考えます。恐らく、この法律が施行されれば、裁判というものは、法の裁きから感情の裁きへと変化すると思います。米国の陪審制度を見ても、どう考えてもあれは失策であると感じます。明らかに有罪の犯人であっても、人種差別に対する反感から無罪になってしまったり、またその逆もあるでしょう。特に、日本人は、犯罪はテレビの中だけ、と感じている人が多い国です。テレビなどのメディアで大々的に取り上げられないような事件では、判決自体が軽んじられる可能性も捨て切れません。そんな誤った他国の法律のみを取り入れるよりも、被害者の心情が無視され加害者の人権のみが手厚く保護される現状、被害者が受けた多大な被害、精神的外傷に比較して余りに軽過ぎる現行の刑法。それらの緊急の改革を望む限りです。(20歳代、山口県)

私は子供なので、法律のことはよく分かりませんが、私もあと5年で裁判員に選ばれる範囲に入ってしまうと思います。とても怖いです。裁判員制度の説明を聞いて、強く「反

対」だと思いました。いきなり手紙がきて、義務だから行かないと「懲役」ということでもある。しかも、何日延びるか分からないなんて、やっぱり「そんなのイヤ」だと感じてしまいます。被告人の親族に恨まれるかも...とか、第一印象とかで刑がコロコロ変わりそうな気がします。お礼参りで殺される人も絶対に出ると思います。私なら、報酬の1万円よりも身の安全を選びます。同じ犯罪を犯しても、きっと刑が違うと思います。素人が裁く。しかも、重大な事件を中心に。死刑もあり。そんなの怖いんです。私が「やめて」と言っただけで何の力もありません。こんな子供の意見なんて...と無視されてしまうでしょう。でも、それでも怖いので、考え直してほしいです。(女性、10歳代、兵庫県)

育児や仕事の都合などでは、裁判員を拒否することは基本的にはできないと聞きました。それは、滅茶苦茶です。国民のことを全く分かっていません。赤ん坊を産んで一年も経たない場合、赤ん坊と長時間離れることは絶対にできません。赤ん坊は、2時間おきにオッパイを飲みます。あなた方はそれを分かっていますか。その日の取引に出なければ、クビになる、あるいは倒産する。そんな人は一杯います。そんな方々のことを全く分かっていません。上記はほんの一例です。何でもかんでも改革、改革。確かに改革は必要ですが、国民のことを理解していない改革には賛成できません。いい加減にしてください。以上です。乱暴な言葉になり、大変失礼いたしました。しかし、乱暴な改革なので、そちらも考え直してください。(男性、30歳代、兵庫県)

裁判員制度についてずいぶんと話が進んでいるようですが、国民は置き去りにされていると思う人が多数なのでは。仕事や家事育児を休んで参加したとしても、やっつけ仕事で終わってしまうのは見えていることだと思います。後に逆恨みや脅迫されるんじゃないかという不安も当然出ますし、守秘義務なんて絶対に守れるなんて保障は無い。これだけ情報が氾濫している今、マスコミ等によるプライバシーの侵害だってあり得るでしょう。何より、裁判がどのように行われているかを知らない私たちに人を裁くなんでできると思いますか。テレビ中継などで誰でも裁判を傍聴できる環境が整ってからの話ならまだ理解できますが。要するに、裁判員制度には反対です。もとより本気で国民にできているかと思いたいくらいです。開かれた司法との考えは良いこととは思いますが、やり方が間違っていると思います。

裁判員制度については、以下に列挙する疑問がある。

- 1 無作為抽出である点。
- 2 法曹界に混乱を惹起させるおそれがある。
- 3 裁判員の意見は「素人」に近いと、情報解析力の不足による結果が出る危険性がある。
- 4 長期化している現裁判が更に長引き、経費がかかり過ぎる。

そこで、私は提案する。まず、裁判員に一定の資質を求めるのだ。すなわち、少なくとも、法学修士以上の学歴を有し、社会経験十年以上の者で、当該事案に無関係であることを法務省が認めた者とする事だ。裁判員制度について議論する時間があるならば、国家事業としての教育を考察する必要もある。遺憾ながら、裁判員制度を創設するほど我が国は成熟していない。それよりも、判事等の質を高めるのが早い。(男性、兵庫県)

私は、現在の職業裁判官制度を評価しておりません。しかし、今の制度を大きく変える必要はないと思います。司法改革を検討するのであれば、現在の制度に導入が可能なシステム、システムのデザインを設ける方法を考えます。

米国の陪審制、ドイツの参審制、法務省が支持している裁判員制があるようですが、私の考えでは、現在の日本の国家事情にはそぐわないと考えます。事件があった場合、一般市民が知る方法は、テレビ、新聞等であり、直接当事者に会うわけではありませんから、意見を述べる機会を与えるだけの制度は必要ないと思う。日本は法治国家ですが、「日本国内において罪を犯したすべての者に適用する」の条文も理解できない人が多いと思います。評決方法でも、陪審制と参審制では違います。共通するところは、米国でもドイツでも一般市民の参加の場があるということです。我が国の裁判制度に一般

市民の参加があってもいいと思う。そこで結論。

1 現在の裁判制度を一度に変えないで可能な制度を設けていく。

2 一般市民からの異議申立制度を採り入れる。(男性、愛知県)

裁判員制度の採用について、それが一般人の陪審員からなる陪審制度であるならば、私はその制度の採用について反対します。なぜならば、第一に、陪審員が一般人であれば、その審議の質が、現行の司法試験によって選択された裁判官による判断よりも劣ると考えられるからです。第二に、一般人を陪審員にすることによって、一般人は通常の自己の本来の業務が妨害されることになるでしょう。現代は資格の時代と言われています。すなわち、職業がより専門化されて、そのための資格認定の必要があるからです。一般人を陪審員として招集することにより、この本来の業務が妨害されることになるでしょう。第三に、陪審制度の採用によって、「疑わしきは罰せず」の原則がより強く働いて、本来罪ある人でも罪を受けないで社会に氾濫することになり、社会がより無秩序な状態になるでしょう。本来の裁判官による判断であれば、罪ある人は最大限に罪を受ける状態が作れると思われまます。また、冤罪に対する対処としては、現行の、地方、高等、最高の三段階の裁判過程があるわけですから、十分とは言えないまでも、やむを得ない法制度であり、現行の法制度のほうが優れていると思います。(男性、60歳代、福岡県)

裁判員制度の導入、十分理解していませんが、普通の国民として大きな不安があります。言うまでもなく、社会にはいろいろな人が混在し、その知識、知的レベル、判断力、善悪観、道徳観念、人格はまちまちで、なおかつ、社会的な基盤、宗教、信条も様々です。その一人一人すべての人が一般国民として生活するには支障が無いにしても、人を裁く立場にふさわしいのかということ、残念ながら、大きな疑問と言いきれない不安を感じます。私はやはり、人を裁く立場の人は、知識、経験、知的レベル、判断力、善悪感、道徳観念、人格などあらゆる面でそれにふさわしい高いレベルにある限られた人でなければいけないと思います。例えば、表現はふさわしくありませんが、簡単な漢字が読めない人、簡単な計算ができない人、理由無く職に就かない人、ギャンブルに目の無い人、暴力団関係者、カルト教団の人などに裁かれる可能性がある、そう考えただけで恐怖を感じるのは私だけでしょうか。そういう意味では、現行の司法制度のほうがより良いと思います。よく分かりませんが、昨今の問題は、裁判制度よりも、刑法・刑事訴訟法などが今の社会に合わなくなってきたからではないでしょうか。(男性、40歳代、滋賀県)

裁判員制度について意見を述べさせていただきます。私は、個人的にはこの制度を施行することに疑問を抱いています。市民の意見を反映するという名目ですが、もし自分が無作為で選ばれたとしたら、自分の意図とは別のところに責任が生まれることとなります。しかも、原則的に出廷することが義務付けられているとなると、その負担はかなり大きいと思われまます。そして、選ばれた人も、真剣に取り組む人ばかりではないかもしれまます。そうなると、その他の人の意見に同調したり、適当に決めるようなことも出てくるのではないのでしょうか。人間の一生を左右するという圧力は、一般市民にとって、普段裁判所の雰囲気にある程度慣れている裁判官の予想をはるかに越えるものであると思われまます。また、裁判員の意見だけで有罪・無罪を決めるわけにはいかず、そうなると裁判員が裁判官の意見に結果的に従うということになるのではないのでしょうか。誘導とまではいなくても、多少なりとも心理的に影響される可能性は多分にあります。もし裁判官に反対意見を持っていたとしても、裁判官と渡り合えるのでしょうか。以上の理由により、この制度を取り入れるのはいささか時期尚早な気がしてなりません。まずは、市民全員が最低限の知識やモラルを持つことが先決なのではないのでしょうか。(女性、20歳代、大阪府)

裁判員に選ばれると、病気などの理由ではない限り出席しなければならない、また、出席しなければ、懲役などの刑が科せられるというのはどうでしょうか。欠席を自由にしてしまうと、誰も出席しないかもしれないというおそれがあると思いますが。裁判員に選ばれたからといって、会社の大事な会議などを休んでしまったら、その人の一生が

そこでストップしてしまうという危険性も考えられると思います。いくら国から会社に言ったとしても、その人がその会社で立場が悪くなってしまうということもあるでしょう。それから、無作為に選ばれるというのは、もしかしたら事件を起こした人の関係者が選ばれるという恐れもあるということですよ。関係者は最初に裁判員候補から除かれるということですが、もしかしたら意外なところでつながっている人が除かれずに裁判員に選ばれたとしたら...大変なことになるのではないのでしょうか。また、重大な事件だけを扱うというのは大変危険だと思います。一般の人が裁くなんて、滅茶苦茶だと思います。ここまでして、我々国民にメリットがあるとは思えません。報酬なんてもらっても、後味が悪いだけだと思います。今更反対なんて言っても無駄だと思いますが、私は反対です。前々から議論してきたとは思えない内容ですし。

裁判員制度はいわゆる陪審制度と思うが、我が国の国情に合うかは疑問。必要ないのではないか。

今の世の中、自由化、規制緩和、官から民、というのが時流になっており、この制度もその一環として出てきたように思われる。しかし、裁判とは、法律＝ルールに沿って事案を判断する、プロの世界である。いわばノンプロの一般市民から、無作為に健全な社会常識ある人材が選ばれる保証はない。選ばれた人も、法律の素人であるほど、重大な刑事事件などであれば、判断に当たって精神的重圧は大変なものであろう（当人が良心的であればあるほどそうなる。）。健全な社会常識を司法に生かすためには、他に方法があるのではないか。例えば、裁判官の任用に、一般社会人からの参入を大幅に認めるとか（現にビジネスマンが学校長に採用されている、ただ、採用に当たって、資格審査と研修を厳格に行うのは当然）、現職の裁判官を一定の周期で休職させ、大学院での勉強、企業現場の実習、様々なボランティア活動体験などに充ててもらおう。また、法律＝ルールを社会の変化に応じて、もっと速やかに、弾力的に改廃するなど考えてはどうか。（男性、60歳代、大阪府）

裁判とは何かを考えると、人が人を裁くのであるが、そもそも人を裁く法律は、その時の道徳なり、その他の社会、それぞれの置かれている環境を基に考え作られたものであると考えられます。このような状況から考えますと、裁判に携わる関係者が、無差別に選ばれた者、事件に関係のない人が裁判において関与することは一面において大事であることは理解できるが、ほとんど近視眼的に判断し、感情的、またある時は利益団体的に判断し裁決に参加することは問題ありと考えます。基本的には、日本人として大事な文化、倫理観、そして変化する時代の道徳なりを兼ね備えた人が選ばれるべきと考えます。しかし、その選定は難しいと思いますので、誰でも選ばれたら裁判ではなく、司法に携わる者は、若干諸外国とは異なっても、広い、日本人としての常識と法知識を持った人を数多く採用し、かつ、常時養成して、その人をもって裁判を行うべきと考えます。まずは、裁判官の広い登用（司法試験を単なる法律のみの試験にせず、日本的な風土を理解し、人情の機微を持ち合わせた、常識を50%以上持ち合わせる準裁判官制度）を考へることが大事で、米国が採用しているような、誰でも参加させるような制度は採用すべきでないと思います。（男性、埼玉県）

自分は、裁判員制度には反対です。確かに、現在の日本の法律では、おかしい点は何点かあります。法律関係のテレビ番組でも、一般の人に分かるように解説してくれています。だからといって、何の知識も無い人たちが法の裁きにかかわることは良くないと思います。民主主義国の日本ですが、これだけは別だと思えます。冤罪を防ぐために、三審制を設け、公正な判断ができる裁判官がいます。そこに、その人の見た目や今までの経歴だけで差別してしまうような市民が裁判にかかわったら、冤罪はより増えると思います。法に関して改革をするなら、公正な裁判官を育成し、世に多くの裁判官が生まれれば良いと思います。裁判を待っているため、国選弁護人への人件費がかかるというなら、国会議員の給与でも何でも減らしたらいいと思います。本当に国のために働くと言うのなら、低賃金でもやっていけるはずですよ。確かに、国民から選ばれた特別な人たちですが、そこに特別な報酬はいらんないと思います。嫌々やらされているのではなく、立候補しているのです。（男性、10歳代、静岡県）

私は、3年前まで仕事で約9年間米国に在住しておりました。この間どうしても理解できない、また日本が絶対まねしてはいけない法律が二つありました。それは、憲法による銃保持の保護と陪審制度です。陪審員は、義務とはいえ、登録段階で拒否権もあるため、選出段階でかなりバイアスがかかっております。時間的に余裕のある人は必ずしも知的レベルが高いわけではなく、その中には人種、宗教問題もあります。当時、最も全米を揺るがせたのはOJ Simpson事件でした。御存じのように、誰が見ても有罪であったのを、弁護側が被告に有利になるよう黒人の多い地区で裁判を行い無罪にした事件です。ズブの素人を裁判に巻き込み事の是非を問うのは危険極まりありません。たまたま陪審員の中に事件を解くのに重要な知識や技能を持った人が入っていたために、その人の意見が他の人の意見に作用してしまう可能性があります。大声で自信に満ちた態度の大きい人の意見を一般人が冷静に判断できるとは思えません。私情や偏見を完全になくすことは義理人情の日本人には困難だと思います。また、裁判が長引けば何回も裁判所に行かねばならず、仕事を持つ人の負担は大変です。以上のように、少なくとも、全くの一般人による裁判員制度は社会的混乱を引き起こし、公正な裁判を妨げる可能性があるため断固反対いたします。(男性、40歳代、岐阜県)

全面的に否定します。

(理由)

- 1 裁判員は素人であり、マスコミ等から得た情報に流され、感情に任せた事実認定を行いがち。
- 2 仕事・介護等の私事に気を取られ、公務に専念できない。それどころか、私事を優先したいばかりにいい加減な事実認定を行いがち。刑法は人を殺せる法システム(死刑制度)であるから、事実認定・量刑判断とも、それを仕事としている専門家にゆだねるほうが適当。死刑と私事とを比較して私事を優先されたのでは司法制度の根本が崩れる。
- 3 被害者感情に便乗して拳を振り上げることを正義だと勘違いしている者たちによって、不当な量刑に走りがち。
- 4 証拠のみで妥当な事実認定・量刑判断をしても、一部週刊誌等と見解の相違があった場合に、当該週刊誌からその判断につき個人攻撃をされるおそれがあり、それを不安に思い当該週刊誌によって形成された世論に迎合する可能性がある。
- 5 自由主義の最後の砦である司法に民主主義はなじまない。
- 6 長い歴史の上に成り立ってきた判例理論が崩される。(男性、30歳代、東京都)

私は、裁判員制度に賛成できません。特に、どんな刑にするかどうかなどというのを裁判員が決めるというのは本当に賛成できません。つい昨日まで法律や裁判に無関係、無関心の人に、いきなり他人の人生を左右しかねない裁判の判決を決めさせるというのは、一般人にとっては非常に重荷にもなると思います。

また、あるテレビ局では法律を題材とした番組を放送していますが、その中で、ゲストの芸能人が遊び感覚で有罪・無罪を判断するというのがあります。しかし、そこで下される判決と芸能人が考える結果とは一致しない場合が非常に多いです。また、現職の裁判官などに対しても失礼な制度であると思います。司法試験という超難関の試験に何年も掛けて勉強して合格して、やっとの思いで裁判官になったのに、一般人である裁判員が裁判官と同じような権限で仕事をする。今、裁判官を目指して勉強している人たちにも、裁判官になりたいと思っている人にもあまり良い印象を与えないのではないかと思います。

また、選挙権を持つ一般人から選出されるということは、暴力団関係者や近年問題になっている成人式で暴れる新成人なども選出される可能性があるということです。一緒に選出された善良な市民はそんな人と仕事がしたいと思うでしょうか。

私は裁判員制度に反対です。(男性、10歳代、兵庫県)

裁判員制度がどんなものか分かりませんが、アメリカの陪審制度に似たようなものなら、絶対に反対です。司法に関しては、もうアメリカは病気です。司法が商売になっていると思うし、本来なら人の心と心で解決されなければいけないようなものまでが、規

則に縛られて「ごめんなさい」さえ素直に言えない。人と人がうまくいくためのおおむねの基準のはずなのか、人と人を縛って、心さえもなくしてしまっている。それが今のアメリカの司法だと思う。そういうものは、絶対にまねしないでください。反対。

また、アメリカでは、もう事の善悪よりも、陪審員の心をどれだけ演出でつかむかにかかっている、ちゃんとした判断がなされないような場面も多いのではないのでしょうか。そんなアメリカのまねはしないでください。日本がアメリカ化されることには絶対反対。テレビ番組であったにせよ、日本には、ちゃんと、人の心の情や心の機微のある大岡裁きや遠山の金さんがあったはず。ドラマだとバカにはいけない。司法の一番基本的なものがそこにあると思う。司法に携わる人は、人間としても立派な尊敬できるような人でないと。商売人ではいけない。日本の良さを生かして、人として尊敬できるような立派な司法家を育てることが大事だと思う。アメリカのまねは、絶対にしないでください。(女性、福岡県)

裁判員制度について、滋賀県弁護士会主催の模擬裁判を見ました。三つのグループによる判決は、一つが懲役5年、一つが懲役3年、一つが無罪となりました。これを見ていて感じたことは、今の裁判官3人による判決よりも判決に幅が出てくるのではないかという心配です。また、裁判官の指導の下、判決を手順を追って進めていくのですが、裁判官もその調整に神経を使い、自分のペースを乱されるということにならないだろうかということ。いろんな世界でプロのアマチュア化、アマチュアのプロ気取りがはびこっていますが、司法の世界でも、オウム事件など裁判の長期化が言われ、裁判官不足、弁護士不足が問題になっていて、そのことが素人の裁判参加につながっているようですが、あくまでも、一般の人は司法の世界を見守るだけでよいと思います。何か、稽古不足の芝居のような雰囲気の中で刑が確定していくのは、被告にとっても原告にとっても、量刑に疑問が残り、早く判決は出たものの、控訴の件数が増え、裁判そのものの信頼性を損ない、ひいては法治国家の尊厳そのものが揺らいでこないかと心配です。裁判官の先例に基づく判決にも、改めていく必要性は感じますが、素人はやはり素人です。裁判のたびに、裁判員を11名程度選び、裁判の日取りを決め出席の確認をとる。それでも土壇場になって、何人かが欠席となる。そんな落ち着かないこととならないためにも、現行のままでよいと思います。(男性、滋賀県)

裁判員は、年齢の制限とごく一部の条件を除き、多数の中から無作為に選出されると聞いております。選出結果によっては、全く法知識のない人が選ばれる場合もあります。私も素人ですが、この裁判員制度、内容によっては大変危惧を持っております。裁判官、検察官、弁護士は、各種法律の適用、過去の判例、併合罪の場合等の量刑判断、情状酌量等、その判断に要する仕事は複雑多岐である。裁判の中では、裁判官(判決)と弁護士は意見を異にする場合が多い。検察官も然り。このような司法体系の中で、何も知らない者が、プロである検察官や弁護士と戦うことになる。全く素人の裁判員介入は困難ではないか。法に準拠し、私心や他心、ときにはマスコミの流れに左右されず、真の裁判への貢献ができるのだろうか。裁判員の選考条件は、学歴、職歴等一切なく、誰でもよいと聞いている。有罪・無罪の判定に対するイエスかノーくらいの判断にしか寄与し得ないのではないかと危惧するものです。裁判は、法知識を駆使して、被告人の真に受けるべき判決結論を見いだすのが理想です。やはり、裁判は、厳正で他に追従を許さぬ存在でなければいけないと思います。裁判員が必要であれば、裁判官、検察官、弁護士を退任した人の中から選任するのが適当かと思慮いたします。(男性、岡山県)

私は裁判員制度に反対します。「明窓」(山陰中央新報、平成15年5月14日付け)を読んだところ、「裁判についてうっかり自分の意見を外部に漏らすと、懲役刑に処せられる」と記載されていましたが、裁判についての自分の意見というのは被告人、すなわち個人のプライバシーにつながるのではないのでしょうか。ところで、私は法律事務所勤務に勤務しています。新聞・雑誌等への投稿を趣味にしていて、身近で起こった出来事を話題にすることが多々あります。その際、仕事上知った他人のプライバシーは話題にしません。なぜなら、それは、法律事務職員の義務だからです。仕事上当然といえばそれまでのことですが、プロの法律補助職である法律事務職員だからできることだと考

えています。法律のプロフェッショナルでない人々にとって、個人のプライバシーを守るといことは、難しいことではないでしょうか。つい、悪気がなくて、話題にしてしまうことがあると考えられます。私の住んでいる地域は狭いので、話題にあがると、誰だかすぐに特定できると思われます。そうすると、個人のプライバシーの侵害につながることになりかねないと思われます。個人のプライバシーは、法律のプロフェッショナルにゆだねたほうがいいと思われます。(女性、30歳代、島根県)

裁判に、無作為に選択された20歳以上の住民が参加することを知りましたが、次の点から反対です。

1 住民がすべてまじめだとは限らないこと。

現在、余りにもいい加減、自己中心の人間、他人なんかどうでもいい人間が多くいます。そのような人を裁判に立ち合わせていい加減な判決、刑が決定されてしまうのは恐ろしいことだと思われます。

2 選任されたら必ず裁判に出なければならない。

仕事の都合、突然の仕事上の不適合対応、客先呼出し、海外出張予定、海外出張中などを押しても出席することは、サラリーマンにとっては不可能です。それでも出席をしなければならないのであれば、法的に業務を免除するよう制定してほしい。ただし、それでも客先の信用などの面から出席は不可能だと思われます。

3 お礼参り、裁判期間中の嫌がらせがある可能性。

裁判時には裁判長と一緒に出廷するわけで、暴力団がらみの裁判の場合、お礼参り、脅し等の嫌がらせの心配がある。検察等の方なら法的に守られていること、法に精通しているので対応の仕方が分かっている。そのような心構えの無いものとしては、これは怖いことです。家族への危害等を考えるとかわりたくないのが事実です。(男性、40歳代、東京都)

私は、裁判員制度について、絶対反対です。

(個人的理由)

1 荷が重い。

2 体調の悪い日が多い。

3 裁判への出席を強要され、欠席すると罰則がある。

(社会的理由)

1 介護や子育てに忙しく、裁判に出席できない人がいる。

2 裁判所までの交通の便がない人がいる。

3 日本は、絶対的な神を信じている人が少なく、「他人が見ていなければ…」という考えの人が多い。

4 被告人と価値観や思想の違う裁判員が多い場合は不利になり、裁判員によって不公平になる。

裁判員制度を実施する場合には、

1 特別職臨時国家公務員として採用試験を行う、又は各職場で割の人数を、上司等の推薦で決定する。

2 通知が届いた時点で、自由に辞退してもよいとする。

私は、裁判員に選定されても裁判に行くつもりはありませんが、罰金が払えないので非常に困惑しております。(女性、愛知県)

次の理由により絶対反対いたします。

無作為で選ばれた裁判員は、重大な刑事事件の裁判に、裁判官と一緒に審理し、判決に加わることとなっていますが、無作為で選ばれれば、多くの人はずぶの素人である可能性が高い。そのような裁判員の構成で真実の判断ができるのか。それをしなければならないということは、精神的、能力的に絶大な負担になることは明白です。国民の義務であって正当な理由なく辞退すると罰せられるとは、独善的で傲慢な思想であると思われます。様々な事情を抱えてその日その日を生活している市民を、一方的に選び、長期間拘束し、公私共に個人の生活を無視する。裁判官が事件を審理するのは仕事であるから当たり前で、生活は一応支障はないはず。しかし、一般市民は、それぞれが生活と社会

的な基盤を持っている。それらを犠牲にしてまで判決に加わらなければならない理由がどこにあるのか。政府は、制度の導入を既定方針として、来年の通常国会に提案することですが、一般市民の生活を犠牲にしてまでの切羽詰まった事情がどこにあるのか。米国の陪審制度をまねた思いつきではないか。納税とかその他の義務とされている事柄は、国民が生活する上で必要であるから納得できるが、この制度が国民の生活に必要であるとは思えない。ちなみに、私は人を裁く自信はないので、罰を受けても辞退します。(男性、島根県)

日本は現在、国民一人一人が、正義感が無く、責任感も、名誉に懸けて守り通すことがなくなりました。国民は、正義・公正よりも、食することに貪欲となり、いじましく、あさましくなっています。日本に武士道があった時、徴兵制があった時は、国民はあさましくしたくてもできない場所と時期があり、辛抱とわきまえがありました。現在ではありません。また、金より大事な命を考える時がありましたが、現在では、金で命や安全を買えると錯覚している国民が多数です。アメリカは銃社会ですので、最低自分の命を守るすべを国民は知っています。そのような理由から、日本が近い将来、徴兵制や愛国心教育を採用するなら別ですが、それが無い限り、裁判員制度は反対です。現在の裁判でも、このごろ、刑事事件で、被害者が直接法廷に出てきて、意見を述べたり、被告人に民事賠償を求めたりするのがはやりのようなようですが、「罪を憎んで人を憎まず」の精神がどのようなものか、平和ぼけした裁判官や検事も考え直す時ではないかと思えます。私は、被害者が直接法廷に出て裁判にかかわるようなことが、犯罪者の一家皆殺しとか、情け容赦のない無用な殺人につながるのではないかと心配しています。どうしても裁判員制度が良いというのであれば、最低、懲役経験者、前科者等からも裁判員を求めてください。「逃げようとする者にしか分からない心理」「悪でない分からないパターン等」特に文武の武の部分については、警察OBや、規律があるゆえに、いくら厳しい軍隊式訓練を受けた者でも、到底理解できないものが、彼らにあると思えます。(男性、兵庫県)

1 裁判官(司法権)の無責任化でしかない。

裁判官(公務員)としての身分&収入&年金は従前どおり保障させ、その仕事責務は軽減しようとの意図が透けて見える。その軽減した職責を、国民に負担させようとしている。ノーベル賞級研究に集中している研究者なども、その仕事を中断させて裁判所に出てこいとは、現代社会状況も理解しない法律屋の独善。「国民の裁判参加」などという一見もっともらしいスローガンを前面に出して、本来市民社会中に不可欠な存在である、プロフェッショナルとしての裁判官の職責をないがしろにするもの。

2 裁判員制度をどうしても導入するなら、その実行性をあげるためには以下の項目は是非実現を要する(必要条件)

(1) テレビによる法廷公開

50年前(20世紀)の発明を、いまだに「公開」用に採用しないのは、それこそ一般常識はずれ。

(2) 法曹一元化及びその大量育成

もっとも、これによる裁判官の特権的地位を低下させるのが嫌で、最高裁判所は裁判員などという飾りを考えたのかもしれないが。

(3) 21世紀的に、インターネット及びブロードバンドを利用した裁判(電子裁判)手法の開発。

裁判資料配布や証拠調べ、さらに公開法廷などの手法を開発して、一般国民の裁判員としての参加負担を大幅に軽減させる方策を考える必要大。(男性、40歳代、東京都)

スケジュールの都合のつかない人間を、国家の都合で有無を言わずに刑罰を与えるのは、とんでもないことです。また暴力組織がらみの裁判がよく起こっていますが、そうした件に裁判員制度を採れば、裁判員に対する暴力組織の接触が考えられますが、その対処はどうなっているのでしょうか。

恐らく、アメリカの裁判制度と現状を見てこのようなことを考えられたのだと思いま

すが、急かつ順序が違うような気がします。何年か掛けて、まずは国民の裁判への一般的な関心を高める努力をするべきではないでしょうか。なぜ大きな裁判はカメラやメモさえもシャットアウトするのですか。なぜ高等裁判所でさえ裁判所の受付はあれほど貧弱なのですか。なぜ判決予定をインターネットにアップしてもっと情報公開をしないのですか。義務教育カリキュラムなどに裁判傍聴を入れる努力をしてみませんか。なぜこのたたき台に対する意見拝聴期間が2か月しかないのですか。国民に強制力を持たせる強力な法律を作る前に、裁判改善のために法務省がすべきことを、国民にアンケートでもとって、その第一位を着実に行ってはいませんか。

このようなことを日本政府はするから、国民の8割近くが政府から無視されていると感じているのです（<http://www8.cao.go.jp/survey/h14/h14-shakai/images/zu10.gif> 国の政策への民意の反映程度 総務省）まがりなりにも民主主義を掲げているのですから、もう少しまともな情報公開努力なり、法律作成の手順を踏んでいただきたいと思います。（男性、30歳代、東京都）

裁判員制度は、本当に国民が望んでいるものなのでしょうか。日本の大臣を始めとして、国会議員も、お役人も、余りにもアメリカかぶれしていると思います。最近、アメリカでも陪審制度の弊害があり、検討され始めてきていると聞いています。それなのに、なぜ日本は、裁判員制度を採用しようとしているのか分かりません。実際にアメリカの裁判を見たことはありませんので、正確には分かりませんが、映画などで見る限り、判決にかなり陪審員の感情的なものが反映されてしまっています。弁護士は、いかに陪審員の感情を揺さぶり、自分の有利にすることができるかで争われているような気がします。あんなのが公正な裁判と言えるのでしょうか。政府はなぜ裁判員制度を採用しなければならないのか、たたき台を作る前に、国民に説明する義務があるのではないのでしょうか。しっかり、国民が本当に望んでいるのかどうか見極めてほしいです。

それから、国民の意思にかかわらず勝手にこの制度が実施されてしまった場合、実際に裁判員に任命されてしまった場合、病気や年齢的なもの意外では断れなくなっていますが、実際に一人で（代理の人がいなくて）仕事をしている人の場合、拘束されている期間仕事ができないこととなります。そんなことをしたら会社がつぶれてしまうこともあるし、その間の収入はゼロになり、生活に重大な影響を与えます。もしそういう理由で断れるとしたら、裁判員になる人は暇な人しかいないこととなります。それは、とても偏った判断をもたらす恐れがあります。この忙しい時代に、こういうことが、どれだけ国民の迷惑になるのか考えたことがありますか。こういうことを考える人は、少くとも休んでも、しっかりお金が入ってくる生活に困っていない人が考えることだと思います。私はもし、裁判員に選ばれてしまったら、とっても困ります。もう一度本当に裁判員制度が必要なのかどうかしっかり議論してほしいし、国民にも聞いてほしいです。（男性、50歳代、東京都）

結論から言うと僕は裁判員制度に大反対です。

まず一つは、まだ国民にあまり知られていないこと。もう一つは、選ばれたら必ず裁判員として出ないといけないこと。これは、国民の自由を奪うと思います。例えば、外に出るのが嫌でずっと家の中で引きこもっている人はどうなるのでしょうか。無理に連れてくるのですか。それはとてもかわいそうだと思います。あとは、人気のある作家やマンガ家。この人たちが選ばれて、作品を作るの休めることになり、出版社や私たち読者を困らせることになってしまいます。最後に、判決や刑罰を決める際、裁判員という市民から選ばれた人たちと、それより人数の少ない弁護士で決めます。これは、非常に危険だと思います。なぜなら、以前本で読んだのですが、現在の裁判では、裁判官は美男美女には比較的甘い判決を出すといったことが書かれていました。きちんとデータも載っていました。確かに、顔が美しい人を嫌う人はいません。しかし、容姿で判決を甘くするのは憲法に書いてある平等に違反しているし、そういう不公平なことは許せません。日本で一番難しいと言われる試験に合格した裁判官でさえ、実際は少し我慢ができないのです。これがもし裁判員制度になったらどうなるでしょう。例えば、裁かれるのは美人な女性、裁判員は男性が数名いたとします。やはり男ですから、美人だから...と

思ってその女性がどんな重い罪を犯していたとしても擁護してしまう人がいると思います。今度は反対の場合、裁かれる男性が自分好みの場合、やはり女性は許してあげたいと思ってしまうでしょう。こういうことは余り言いたくありませんが、逆に容姿があまり美しくない人は不利になると思います。学校でも容姿が醜くていじめられる人はたくさんいるでしょう。そういうことが起こるといのは、やはり裁判でも同じことが起こるのではないのでしょうか。(男性、10歳代、千葉県)

私は裁判員制度は支持できません。

- 1 裁判員に選ばれたら、仕事・育児などがあっても断れないこと
- 2 被告人及び傍聴者に対して裁判員のプライバシーが配慮されていない可能性
- 3 2によって更なる犯罪を誘発する可能性への意識の無さ
- 4 犯人の刑を決める権利を負わせること

裁判員制度について、推進本部のHPに記されていることも拝見しましたが、この制度の必要性が全く分かりません。確かに、裁判官などの人数が足りないことは大変なことだろうと思います。ですが、普通の会社やお店でも人が足りているところなど無いのではないのでしょうか。会社やお店等では人手不足だけ人件費も設備投資もできないときにどうしているか御存じですか。状況に対して少しでも仕事がしやすくなるように今までのやり方を考え直したり、無駄を見つけて省いたりしているのです。この不況の最中、裁判員制度に強制的に参加しなくてはならない一般市民の負担を考えてください。どんな理由であれ、仕事を休むということはリストラや信用を失うことにつながるのです。その責任を政府がとってくれますか。裁判員制度のせいでクビになったら再就職先を見つけてくれますか。経営しているお店を休んでしまいお客様からの信用を失ったら取り戻してくれるのですか。絶対に保証してはくれませんか。だったら個人の貴重な時間を国に提供させるようなことは止めていただきたいです。まずは内部の見直しから考えて「裁判所の構造改革」をなさることが先だと思います。

ちなみに、私の元に裁判員への参加要請が来ても参加はしません。罰則があるようですが、生活がありますので無理です。どうか私やその他大勢の反対意見を少しでも反映した結論を出していただけることをお願いします。(女性、20歳代、山梨県)

裁判員制度の導入には、現在の日本の状況においては、私は反対の立場を取ります。アメリカ合衆国などの陪審制度などに似ているように見えますが、裁判に立ち会ったり、裁判とは別に、何らかの証言を行った人の事後の保護、すなわち、犯罪者や場合によっては起訴した側からの、それら証言者への攻撃が考えられますが、その場合の保護策を完全にしてからでないと、裁判員制度導入は危険きわまりない制度となります。日本の場合、暴力団などと警察の関係者が内部でつながり、警察が、わざと暴力団などの勢力を利用して治安維持を行っているケースが多く見られます。それら、暴力団から賄賂などをもらっている警察関係者の処罰と、警察から完全に独立したところからの、警察と司法の監視と処罰の制度が日本にはありません。暴対法は、かえって警察と暴力団との癒着を増加させてしまいました。警察自体を取り締まる司法制度を確立することのほうが先です。アメリカでは、州警察/保安官は、FBIが取り締まることができません。逆にFBIから、米軍及び議会は独立しています。現状の日本で、警察と国家の不正を取り締まってくれるのは、アメリカからの圧力しか無いのです。この問題の本質は、日本の警察内部にあるのであって、裁判員制度の導入により、「一般に開かれたように見える」というトリックを使って本質的問題を見えなくしてしまっています。もう一方の問題は、裁判員に無理矢理選ばれてしまった場合、本人の日常の仕事に対する補償をどうしてくれるのか、ということです。有能な人間である場合、1日当たりのその人に対する「代価」は大変大きいのです。そのような事実を無視して、一人当たりがそれぞれ公平であるはずがありません。「無作為抽出で勝手に選ばれる」ということには、反対いたします。

裁判員制度導入に大反対します。日本全体が軽薄短小の今、そんなに国民は正しく判断のできる賢い頭脳を持ったレベルまで成長しているのでしょうか。特に、凶悪な事件に対し、裁判員制度導入により、国民の義務とし、参加しなければ罰則もあり得ると

か。情報の発達のすさまじさを考えると、偏見が現れてくるでしょうし、自分の名前の公表で裁判後に関係者からの嫌がらせや何らかの事件に巻き込まれないかという不安もあります。素人が職業裁判官と同様に判断できるとは、まだまだ日本では熟していないと考えます。「開かれた司法」の思想はもっと別のところにあると考えます。よって、裁判員制度導入に反対します。裁判員制度の導入を始めとする刑事司法制度の改革について検討を行うその前に、もっと国民に対して首相が国民に説明するなり、事前の国民への問いかけをしてほしかったと思います。なぜ国民は、いつもいつも嫌な辛いことに耐え従わねばならないのですか。導入の前に、この議案が出た時点で、国民投票等で意見を聴いてほしかった、いえ、今からでも聞いてほしいです。裁判員制度導入など考えず、職業裁判官が正しく（何の圧力にも屈せず）判断すればいいのです。それが職業なので。今の国民に正しく判断できる頭脳はありません。断固裁判員制度導入に反対します。（女性、兵庫県）

裁判員とは、欧米の陪審員のまねをして考えられているようですが、日本と欧米とでは裁判事情が大きく異なるように思われます。複数民族の混在する欧米では、複数の常識が存在し、その中で公平を守るために、広く国民の意見を取り入れるために陪審員制が採られています。しかし日本は、基本的に単一民族であり、古き良き伝統もあります。その伝統の中で築かれてきた常識は、誰もが認めるものであり、日本国の司法制度もその常識の中から作られていると考えられます。したがって、日本の裁判では既に民意が十分に反映されており、いまさら裁判員制度を導入する必要がないと考えます。さらに、裁判員制度では、幅広く無作為に一般国民より選任されるため、職業、収入、教育などそれぞれ異なり、裁判を受ける者の公平性が損なわれます。中学卒業程度の教育水準若しくはそれにも達していない方が裁判の場で人を裁く難しさ、危険性、逆に裁かれる人の気持ちを考慮するととても賛同できません。アメリカ合衆国を例にしても、検察官や弁護士は、陪審員の人気取りのために答弁がショーのようになり、いかに陪審員に気に入られるかに終始します。当然マスコミの報道にも影響を受けてしまい、常識では考えられないような判決が多発します。このような裁判が本当に公平と言えるのでしょうか。それよりは、司法の専門教育を受けた者が客観的に判断したほうが、よほど公平と言えるのではないのでしょうか。その上、一般人が判決にかかわることで、どうしても買収や脅迫などを考える者が出ることも予想され、どんなに保護する法律を作っても完全に守ることは不可能です。ただ無駄に国民に危険と不安を与えるだけなのです。一般国民の感覚や社会常識を反映させるのであれば、一般国民を裁判に参加させるのではなく、裁判官、検察官、弁護士等法律の専門家に対して一般国民の感覚や社会常識を教育していくことが最善だと考えます。（男性、30歳代、愛知県）

「裁判員制度によって国民が司法に参加できるようになる」と言えば、聞こえは良いと思います。しかし、実際には問題点がたくさんあるのではないのでしょうか。その問題点を直視しないまま、良い面だけを見て実施してはいけないと思います。

私が少し考えただけでも下記のような問題点が思い浮かびました。

1 知識がない

裁判員は法律の知識がないため、自身の倫理観や価値判断に頼るしかないと思われる。

2 他人の意見に左右される

「複数いる裁判員の中で、優秀な人物の意見にその他の裁判員の意見が左右される」「マスコミの意見に影響を受けやすい」と思われる。

3 私情を持ち込む

不機嫌なときは本来より厳しい判断になりやすいと思われる。

4 賄賂・脅迫に弱い

怖い人を有罪にした場合の仕返しを恐れて正しい判断ができないと思われる。

5 大人しい人が多い

日本人は人前で意見を言えない人が多いと思われる。

「裁判員にふさわしい人物があなたの周囲にいますか」と問われれば、私は「ほとん

どいませんと答えます。また、「あなたは裁判員になる自信がありますか」と問われれば、私は「NO」と答えます。

一般の人が他人を裁いてはいけないと思います。他人を裁くというのは、すごく難しいことだからです。裁判員制度に賛成の人々に、私は問いたいと思います。「あなたがもし裁かれることになったとき、法律の知識がない裁判員に裁かれますか。」(女性、20歳代、兵庫県)

まず、率直に申しまして、私は、このアメリカでの陪審制度を模したかと思われる制度の導入に、大きな不安を感じています。欧米諸国に比して、我が国を含むアジア諸国では、いわゆる「世論」の形成において、マスメディアが絶大な影響力を有しています。極論に聞こえるかもしれませんが、マスメディアに載らない意見は世論ではない、というのが一般的な社会生活を送る者としての実感です。流される各種情報に対して日本人よりも冷静で成熟した判断を下せるとされるアメリカの陪審員たちが、重大な犯罪を犯した有名スポーツ選手に対し、マスメディアの偏向報道や辣腕弁護士団の作戦に乗せられて、不当に甘い判断を下していた様子が私は忘れられません。「対象事件は、法定刑の重い重大犯罪とすべきである。」この規定から、選定される裁判員は当該事件に関しマスメディアからただならぬ影響を受けるのではないかと、という危惧を禁じ得ないのです。日本において特に強大な影響力を有するテレビメディアを見るに、重大な出来事(中には重大とは思えない出来事も多々ありますが)を継続的に扱う場合、その出来事における善玉悪玉の判断が、初めからメディアの手によって決定されているかのごとき偏向的報道がなされるのが常です。視聴者もまた、メディアの中が良しとする意見が、世間一般の良識であると判断されている方が大多数であろうと思われる。その善悪判断すべてが間違っているとは申しませんが、裁判において、マスメディアにうまく取り入った者、マスメディアに対し大きな影響力を有する者、マスメディアに登場する各種著名人に対しても、冷静に、後々振り返ってみても正当と断言できる判断は果たして下されるのでしょうか。私は大いに不安を感じます。マスメディアを味方につけること、裁判員を感情的に籠絡すること、それが巧みな弁護士が「敏腕弁護士」ということになりはしないでしょうか。私は、こと日本において、この裁判員制度は「すべての国民が法の下に平等である」大原則を根底から崩しかねない危険を孕んでいるように思えてなりません。(男性、30歳代、石川県)

裁判官が一般社会の常識から離れていることもあるかもしれないけれども、だからといって一般市民がすべて良識あるわけではない。少なくとも昔の日本人ならきちんと責任を果たすだろうが、今の日本人は自己中心的な人が多いので、賄賂を渡されたり報復を恐れて正当な判断ができなかったり、単なる感情論のみに走ったりということになるのがおちではないかと思う。判例も非常識なものがあるというが、往々にして納得いくものである(刑期が短いと感じるときはあるが)。少なくとも、素人市民が判断するよりましではないか。私がもし選ばれたら、恐ろしくて受けられない。もし自分の勉強不足や、マスコミなどの煽動で(その内容がもし間違っていて)判決後に真実が分かったら一生悔やむと思う。裁判官も同じだろうが、少なくともそれを仕事としている人とは違うし、責任分散・転化ではないかと思う。裁判官が常識無いなら、もっと教育すべきで、それを市民に振るのはおかしい。

< 対策 >

- 1 それでも他の意見が必要ならば、市民ではなく、弁護士を無作為に抽出すべきだ。
- 2 若しくは、市役所やインターネットなどで意見を募るページを作り、投票型にするべき。
- 3 もし、同じ人物が何度も投票するのを防ぐならば、それこそ、市民に与えられた番号を打ちこませて、(嫌がる人もいるだろうが、専用番号を作るなどし、プライバシーを必ず守るという条件付。やはり責任を持って投票すべきなので)アクセスさせる。

しかし、やはり、最終判断は裁判官がすべきだ。しかるべき教育を受けさせて、世界的にも公平な判断と言われている日本の裁判制度を維持すべきだと思う。アメリカに横

並びの時代はもう終わりではないか。治安も判断力も陪審制度で改善しているとは思わない。むしろ、滅茶苦茶な判決ばかりが目につく。それに倣いたいのか。アメリカをまだ崇拜している議員が多いのではないか。(女性、30歳代、兵庫県)

反対です。どうしてかという、まず第一に、精神的な負担が大き過ぎると思います。「一般の人」といっても、いろいろな人がそれぞれの境遇で生活しているわけで、こうした「裁判」とかには全く向いていない人にとって、大変な負担です。人生が変わってしまうくらいのことだと思います。裁判が長期化することもあるわけで、時間的な負担はもちろん、精神的負担に耐えられる人は少ないのではないのでしょうか。第二に、一般の人から無作為に抽出するということですが、先にも言ったように、様々な人がいるわけで、「一般市民」といっても、余り信用できるとは思えません。すべての人が心身共に健康で、公正な判断力を持っていて、真剣に裁判を通じて社会参加できるなんてことは保証できないと思います。もちろん、社会参加の意識を高く持たないといけないことは分かります。何でも他人任せのような社会ではいけないと思います。けれども、「市民」というものは、実際には一人一人別個の人間なのであって、嫌な言い方ですが、どんな「変な人」がいるか分かりません。「社会的な関心の高い裁判に一枚かむ」くらいの意識であっては、本当に民主的で公正な制度になるかどうか心配です。私は、犯罪とか裁判とかについて、一般の人の理解を高めるといふ目的ならば、もっとほかのやり方があると思います。被害者の遺族を救済することのほうが、もっと優先されるべきだと思います。例えば、山口県光市の母子殺人事件。この旦那さんが気の毒でたまりません。改革をするというならば、まず、裁判などのプロの人たちの質を高めることと、被害者の遺族が落ち着いて生活できるような支援制度などのほうが必要なのではないのでしょうか。この「裁判員制度」については、まだまだ周知が足りないと思います。HPなどの説明を読んでも、理念的過ぎて、はっきり言って、「そんなにうまくいくかない」と思います。推進している人たちの意見だけでなく、世論の熟成を待って、本当に必要な制度なのかどうか検討してほしいと思います。よく理解されないままこの制度が行われたら、それこそ「一般の人」はびっくりすると思います。(男性、30歳代、島根県)

一般国民参加の裁判員制度に賛成できません。

- 1 無作為に選ばれた、司法に全く無知の、常識、良識、分別の判定の分からない人が、重大な裁判を審判し、量刑までも決めるとは、論外なことだと思います。
- 2 大半の国民は、今このような制度が検討されていることを知りません。私の周りでも、話題になったことはありません。
- 3 裁判官の資質が問われるような事件が起きたり、問題があることは知っています。
- 4 人を裁くということは、専門的に法を勉強し、公正な判断を下せる、知識と人格、専門性が大事だと思います。
- 5 今の裁判制度に問題があるとすれば、司法に携わる優秀な検察官、裁判官、弁護士等の養成、育成が重要だと思います。
- 6 今の裁判は非公開のため、正当な裁決が裁判で行われたかどうか、一般国民は判断がつきません。
- 7 全国民に公開する必要はありませんが、関心のある人がチェックし、不適切な裁判を監視できる体制が必要だと思います。
- 8 数年ごとに裁判官の審査投票が選挙のときにありますが、裁判の中身を知らないの、適任かどうか全く分からないままマルをつけています。これは全く無駄なことだと思います。
- 9 神聖で万人が納得できる裁判を、国民が安心して任せられる専門家の間で執り行ってほしいと思います。
- 10 人が人を裁くというのは簡単ではありません。まして、死刑、無期懲役等、量刑までを素人に判断させるのは負担が大き過ぎます。私がもし裁判員に選ばれたら、責任の重大さに夜も寝られず、ノイローゼになってしまうと思います。責任感の強い人ほど、重く感じるでしょう。それぞれの社会で責任を果たすべく努力しています。裁

判官、検察官が信頼に答えられないようになったらこの世も末と思います。人材育成に力を尽くし、国民が安心して裁判を任せられる社会にしていきたいと思いません。(女性、60歳代、東京都)

私は、裁判員制度の導入については反対です。もし導入するにしても、ドイツなどで行われているような、専門家による裁判員制度にするべきだと思います。一般市民による裁判員制度は、誤審を招く可能性も高く、また、一般市民が実際に出廷して、裁判にかかわり続けることは、通常の社会人では負担が大き過ぎ、実行は難しいものと思われる。一般市民による裁判員の誤審を心配する理由としましては、一般市民の中には、基本的な善悪の判断がつかない人が結構いるという事実からです。本屋さんで起きた万引き事件で、たまたま万引き犯の少年がパトカーの追跡中に線路に入り、電車にひかれて亡くなったというものがありました。この事件で本屋さんを悪と判断する人が何人もいて、本屋さんがかかりの嫌がらせを受け一時閉店に追い込まれたことには、本当に愕然とさせられました。少年の親までそういう考えであったのですから、本当に情けなくなりました。少年以外に問題があるとすれば、親の管理不行き届きでしょう。また、迷惑駐車が多さからも、基本的善悪の判断のつかない人の多さが分かります。すぐ近くに駐車場があったとしても、あえて曲がり角や横断歩道に止める人までいるのですから。

以前、陪審制度が導入されているイギリスで、語学学校の先生と陪審制度についてお話したことがあります。その先生が陪審員として出廷された経験からも、危うく誤審判決を出すところで、一般市民が裁判にかかわることの危険性を痛感したとおっしゃっていました。アメリカの陪審制度は、弁護士のパフォーマンスによって一般市民の感情が左右され、余りに極端な判決が出されるので、これは様々な国から英語を学びにくる語学学校では、恰好のネタでした。つまり、世界的に嘲笑されているわけです。よって、日本においては、比較的正常な判決が下されている現在の制度を維持してほしいと思います。何もかもアメリカの自由を追いかけなくても、日本には日本の良さがあります。裁判員制度の導入により、専門家をたくさん育成する方向で推進されたほうが、はるかに意義深いと思います。

私は、裁判員制度については反対の立場をとっています。理由を申し上げますと、確かに現状において司法制度改革は必要でしょうが、果たして「裁判員制度」というものが日本になじむものなのか疑問であります。まず、問題点としては、選ばれた人(無作為に選ばれと聞いています)が責任をもって裁判に臨んでくれるのかということ。万が一にもいい加減な気持ちで臨まれたりしたら裁判で裁かれる人はやりきれないでしょう。日本における国民の政治意識などを見ても、あまり期待できないと思うのは私だけでしょうか。さらには、選ばれた人が事件関係者であったという場合です。このようなケースもあり得るでしょう。そこで、私としては、次善の策として、まず、事件関係者は名簿から外す、過去、5年くらいにさかのぼって禁錮以上の刑を受けた者も除く、過去二回の選挙において投票に行かなかった者を外す、というものです。とは案外受け入れられるのではと思うのですが、私としては、も重要なポイントです。こうすることによって、裁判への責任感・使命感があるであろう人を選ぶこと(選挙に行っていないということは、ある意味で国民としての義務の放棄とも言えます)は意味があると思います。

次の問題点は、司法改革の本質的問題と裁判員制度とは別であるということ。そもそも、改革が必要であることは論を待たないと思います。しかし、それが国民の声を取り入れれば正しい裁判になるというのは安易であるでしょう。現に、「オウム事件」などで、仮に当制度で裁判が進行しておれば簡単に「死刑」という結論になりかねません。これでいいのかどうか、私には疑問であります。裁判は事実を究明するというよりは、適正な判決を下すことに意味があるといえるわけであり。その意味で「神」の視点は必要ない。しかし、刑事事件などでは推定無罪の原則によって判決が決定されるべきことも事実。国民意識の現状はそうならないようにみえるのです。ですから、まずすべきことは、裁判官への自由取材の解禁、さらに、死刑囚へは取材を自由に行えるよ

うにするなど、司法をより身近なものへすることが大事だと考えます。

司法改革としては、まず裁判官の在り方を考えるべきであって、裁判員制度は別の議論であります。速やかに裁判官を国民から遠いものにして現況を改革し、自由取材をできるようにすること。これが必要だと見ています。(男性、30歳代、神奈川県)

その理由は、

- 1 アメリカ以外の国では、昔、陪審制度があったがやめてしまったという話。良くない理由があったためやめたという事例が既に実在することです。
- 2 社会心理学で、陪審制度について、顔の美醜により判決に有意差があることが実証されている。結婚詐欺の場合は顔が美しいほうが罪が重くなるが、他の罪では顔が美しいほうが罪が軽くなる。
- 3 例えば、私自身が調停なりに持ち込む場合、話合いや一般の人の力では解決できなかった結果、専門の裁判官に審議してほしいと願い、最終手段として持ち込むと思われる。このことが第一に大切なことであり、時間が掛かるということがあるかもしれないが、第一に大切なことを犠牲にしてまでも行うべきではないと思います。人間生活の中ではどこかで折り合いをつけていかなければならず、時間経過も一つの理由になり得ると思います。
- 4 日本人の身体の中には、「沈黙は金」がしみ込んでいて、日頃の生活から感じるためです。例えば、公立学校の保護者会やPTAに参加してみれば、周りの何人もの人の意見に反対して正しいと思えることを主張できる人が果たして何人いるだろうかと思えます。もちろん中には、公平な立場できちんと考え意見を述べる方もいます。でも、そのような人は、千人の中で一人いるのでしょうか。多数の人は、意見を述べた後で、「いじわるされないかしら」とか、「私がそこまで言わなくても、私には関係ない」とか、黙っているのが一般的です。中には、意見を先に言って引っ張っていきこうという人がいますが、「絶対に変」と思うような意見であっても、周りの人はずると巻き込まれ、引きずられていくことが多く見られます。

日本人は、「けんか両成敗」で育っている背景もあります。他人と異なる意見を述べることはとても疲れます。誰だって、「私は良い子」と黙って他人についていくほうが楽です。正義を言葉に出して言える人は、仕事として、職分として裁判官になった人だけだと思います。

判決に差が出たり、公平さに欠けることがないように、今一度審議していただきたいと思えます。(女性、東京都)

裁判員制度又は参審制なるものについて、結論から言いますと、私は絶対に反対です。なぜ、一般素人を、いきなり裁判という人の人生を本当に左右するものに参加させるのか。なぜ、選挙権ある者のうちからくじなんかで選ばれた者に判断されなければならないのか。はっきり言って、万が一私が犯罪を犯して罪を負うことになっても、そんな人の判断で裁かれたくはなく、多分今回の目的である、裁判に常識というか世の中の道理など民意を反映させるための取組があろうとも、選択制であろうと、今までどおりの裁判官の判断に身をゆだねたほうが思いっきり納得行きます。

正直、現在、私のように法曹になるべく努力している人が多くなり、ロースクールも始まろうとしているときに、こんなに頑張るまで公共のために尽くすため日々取り組んでいる者からすれば、余りに世論から離れて議論がなされているような気がしてならないのです。私の周りの一般のサラリーマンや勉強仲間ですら、このようなことは話題にすら出ず、このような認識しかないような人によって、いくら司法に対する民意の反映とはいえ、かえって、司法の独立、公正な裁判の確保にはどんどん逆行している気がしてならないです。むしろ、民意の反映のためならば、現在若しくは将来の裁判官に対して、何らかの民意反映措置を取ったほうがよほどこれからの社会に対してよりよく対応できるものと考えます。

繰り返すようですが、今回の裁判員制度の導入には慎重であってほしいです。今は、法曹に民意をいかす措置を施し、多数の法曹を養成するほうが現実的であり、効率的で

あり、コストもかからないはずです。

まだ合格すらおぼつかない、世の中に何の貢献もしていない私ですが、アメリカのような裁判形式、司法制度には絶対にしないでください。闇雲に一般人を裁判に加えれば民意が反映されるのでは決してありません。日本の歴史性、国民性を重視した日本に合った、民意をきちんと汲んだ裁判官による、一般人にも納得できる司法、法曹制度を目指すことのほうが必ず良い方向に行くと考えられてなりません。

こんな一般人もいることも頭の片隅に置いていただきながら、もっともっと素人の意見を聞いていただきたいです。本当に国民はこのようなことを望んでいるのでしょうか。(男性、30歳代、東京都)

一般市民といっても、その実は、法律の知識のないアマチュアだ。生活態度も千差万別、自分が考えていること自体を、実は自分で分かっていないのだというようなケースも少なくない。裁判員というような制度がどうして真顔で討論されるのか、その真意が理解できない。アメリカでも、陪審制度というのは決して評判が良くないし、はっきり言って、いらぬと思う。

理由の第一。他人のことは分からない。自分なりに法に従って考えたつもりであっても、それは所詮自分の考え、それで他人の行為に、例えば情状酌量の余地があるか、厳しい判定が望ましい行為か、などと判定するのは危険。他人のことに關しては、原則として「自分には分からないということを知る」のが、不完全な人間の最高の分かり方でしかない。

第二。選挙人名簿から選ばれる、ということは定住外国人は含まれない。すなわち、日本国籍者は外国の国籍を持つ居住者を一方的に裁く立場になるわけ。これは、根源に民族対立などを孕んでいる事件を扱う場合など、大変な間違いをおかすことにつながりかねない。私は少なくとも、仮に自分が裁判員に選ばれたとしたら、外国人に同等の資格が与えられない限り、拒否する考えだ。定住外国人で優秀な者は、へたな日本人の何百倍も、日本の社会に貢献している。

第三。なぜ、選ばれたら拒否できないのか。理由なく拒否すると処罰の対象になるというが、国家の強制力に国民を慣れさせる意図があるのではないか。私など、他人の問題にかかわるのは、とにかく絶対の絶対に嫌である。信条的に拒否したい人だっているのだから、これは良心の自由の侵害だ。拒否する自由がなければ、いくら市民の声が反映された司法などと目的はきれいであっても、それはファシズムと同じだ。

総合的に「市民」というと聞こえは良いが、ランダムに選ばれるというのなら、それは道を歩いている群集よりも、まだ玉石混交な輩だ。それに運命をゆだねる当事者が気の毒である。こういう馬鹿げた制度を推進する人の気が知れない。

やるべきことはむしろ反対で、プロの質の向上と当事者にとっての時間とコストの削減、外国語圏の人が不利益を被らない制度の充実、法令用語の簡略化、英語との併記の徹底、などなどである。市民参加という美名のもとに、無教養な、文化レベルの低い人間の見解によって裁判が左右される危険を孕んだ制度を発足させること以外に、いくらでもあるはずだ。(女性、40歳代、東京都)

裁判、特に重大な刑事裁判について、裁判員制度を導入するということですが、重大な刑事裁判こそ、法律のスペシャリストであり裁判のプロフェッショナルである裁判官が裁判すべきではないのですか。

ある犯罪を裁判するに当たり、何が有罪の決め手となるのかという点では、裁判官のほうが一般市民よりも経験豊富で、より正しい判断ができると思う。また、このタイプ、このレベルの犯罪であれば、過去の判例からこれくらいの量刑であるという判断の点であれば、裁判官のほうが一般市民よりも、というよりむしろ一般市民なんかにはとても任せられないと思う。少なくとも私は、そんな素人なんかには裁かれたくないし、素人として他人の有罪・無罪、その量刑を決定するなどということとはできない。それに、例えば過失の有無の認定などは「通常人」を基準にするが、一般市民は「通常人」ではないのではないのか。つまり、マスコミの意見などによって左右されるのではなからうか。国会議員の人たちは考えたことなどないであろうが、世の中の一般人が欲しが

ものは流行のものであり、例えばファッションなどの流行は自然と流行するのではなく、アパレル業界とマスメディアによって人工的に流行が作り出されるのだ。つまり、CMの効果と同じである。それと同じで、マスメディアによって、これは死刑だと繰り返し放送されれば、死刑に値するのだと思うであろうし、たとえ有罪だと明言しなくても、この被疑者はこんなに悪いことをしているんだと繰り返し放送すれば、この被疑者は有罪に違いないと思うであろう。これで果たして公正な裁判などできるのであるか。

確かに、裁判は身近なものではなく、大部分の人間にとってはかかわることも少ないだろう。しかし、だからといって、我々が重大事件の被告となり得る可能性がないとは言えない。実際には犯罪を犯していなくても、無実の罪で裁判にかけられるということもあり得る。犯人の誤認、それによる起訴は、警察、検察の問題ではあるが、裁判員制度は、それによって冤罪になってしまう可能性を増加させるであろう。

このような制度を重大刑事事件に適用するということがどういうことか、与党の議員は分かっているのか疑問である。私にはこの裁判員制度をつくる動機が、山口の光市母子殺人事件のような凶悪犯罪において、マスコミは死刑だと騒ぎ立て、マスコミやそれに乗った一般市民による非難から逃れるためのものだとしか思えない。(男性、20歳代、山口県)

裁判員制度の導入に反対する。理由は以下。

- 1 裁判員の業務に時間を取れる種類の国民は限られた層とならざるを得ず、広く国民の参加を求めるということは実際には不可能である。もし裁判員業務と自分の職業上あるいは生活上の重要な事項(そのために嘗々と努力を積み重ねてきたことなど。)が重なった場合でも裁判員業務を優先させなければならぬということであれば、それは、国民の生活にリスクを負わせるものである。徴兵時期が予期できない徴兵制を導入するのと同じことである。
- 2 米国の陪審制度のごとく、限られた層(時間が取れる層)に集中する傾向が出れば、偏向が起こることは避けられない。語弊があるが、限られた層は自己の生活の中で自己実現に失敗ないし自己実現する能力が欠ける層、すなわち、社会への不満層と重なる部分が大きいと考えられ、裁判員という言葉はタナボタの権限を利用して法と常識に基づく判断ではなく、自己の社会への不満を裁判に反映させるおそれがあり、偏向のない判断という司法の根幹が揺らぐ可能性がある。例えば、大企業に対してみだりに厳しい判断を下す恐れがある。
- 3 また、裁判員の判断はマスコミ報道その他の外部からの意見あるいは圧力などに多大な影響を受けるであろう。
- 4 上記により、日本は司法リスクの高い国になり、今以上に投資対象として魅力を失うであろう。米国が陪審制度からくる司法リスクの高い国であるにもかかわらず、投資を呼び込めるのは、日本より優れ、悲しいかな日本はそれを得ることができない他の魅力、すなわち、市場規模、情報発信力等々を持つからであることを理解せねばならない。
- 5 裁判員制度の議論が法曹界内部から出てくること自体、我々一般の人間より現在の裁判の状況を知る法曹界の人々からの現在の裁判、裁判官に対する不信任であると考え、その回答を自浄努力に求めずに、国民に責任転嫁するかのとき裁判員制度の導入で解決しようとするのは余りに安易である。何のために、公務員一の高給と地位の保証を裁判官に与えているのかを今一度考えるべきである。1~4で述べたリスクを避け、公正な司法を担保するためである。もし、それができないのであれば、現在裁判官に与えられている特権の一切を剥奪すべきである。(男性、30歳代、東京都)

一般人が刑事事件の裁判に参加することに反対です。どのような新しい制度を始めようとしているのか100%理解しているわけでもないし、大学も卒業していないけれど、社会の様々な出来事には大変興味があります。

裁判員制度の件ですが、無作為抽出で選ばれるのが最大の問題だと思います。この件

に関する国民の認知度がどの程度か存じませんが、選ばれた人が良識のある正常な判断のできる、被疑者と何ら因果関係のない、社会的問題に関心の高い人物であれば良いかも知れません。裁判員制度等何も知らない、通常誰が考えても少し問題があるのではないかと（精神的にも）と思われる人が選ばれたときはどうなるのでしょうか。

また、呼出しを受けると勤務は免除され、出席は義務だそうですが、裁判所から通知が届いたら普通の人はパニックに陥るのではと思われます。まれには、こういうことにかかわって自分の意見を述べたかったという人もいるかも知れません。

入学試験のように志願者を募集して、一般教養、常識、法律への関心度等テストを受けさせ、面接を実施してから決めるのであれば賛成してもよいかと思います。専門家であり過ぎると見えないことも、全くの部外者の一般人の感覚だと分かる部分もあるかも知れません。

人が人を裁くという事柄に関して疑問を禁じ得ません。同じ事件に関しても裁判官によって意見は違うでしょうし、同程度の事件でも、容疑者が公務員であったりすると、「社会に与えた影響が大きい」という判決文をよく目にします。さらに、Aさんになるか実名になるかの境界線（精神鑑定）がよく分かりません。隣に住む変質者の奇行に日々悩まされているのでとても興味があります。いずれにしても裁判員制度の導入等の国民への周知徹底が先決じゃないでしょうか。刑事事件の容疑者のその後の人生に何らかのかかわりを持つのはちょっと怖い気がします。（女性、愛媛県）

裁判員制度では、重大な犯罪について、一般市民からの無作為抽出により裁判員が選定されることですが、この制度について不安でなりません。

いろいろとありますが、一番大きなのは、裁判員の保護だと思われます。ある裁判における裁判員を選出したとき、加害者側・被害者側にその情報が漏れないとは言い切れません。いや、絶対に漏れます。もうこの国の「大丈夫」って言葉は何も信じられません。最近でいえば、万全の体制で大丈夫と言って強行スタートした住基ネットを見れば子供でも分かります。こちらが、情報の管理は大丈夫か、とか何を言っても、国は、万全の体制で実施しますので大丈夫ですとしか言いません。こちらは、その「大丈夫」の根拠を聞きたいのです。結局、情報が漏れた後に、今後はこのようなことがないように徹底して...って、それじゃあ最初に言ったのは何だったのか、どこが大丈夫だったんですか。

今回の裁判員制度も、導入してから必ず事件が起きます。買収、脅迫...下手をすると逆恨みの殺人等、更なる凶悪犯罪の原因にもなりかねない危険な制度だと思います。そんな危険なことを国民の義務とするのが国のすることなのですか。今更、国から、そんなことは絶対に起きません、大丈夫、と言われて、その言葉を信じる国民がいると思いますか。ここまでだまされ続けて、いいように利用され、何かにつけては税金を取られ、それでいて、有事法案だ、裁判員制度だと、国民を危険にさらすのが政治なのですか。いかに国民を危険にさらさず、いかに快適に暮らせるかを考えるのが政治じゃないのですか。

裁判員制度の判決の基準等の不安も確かにあります。しかし、それ以前に、裁判員の保護が完全に守られないこのような制度は疑問に思います。暴力団などが絡んでいない事件だとしても、例えば子供が車にひかれ死亡した、そのような事件の裁判員をすることになったとき、子供が飛び出したのが原因で、運転手には執行猶予が付いたとします。あなたがこの子供の親なら、そのような判決を出した裁判員を全く恨むことなく、そのまま受け入れることができますか。いくら正式な裁判官がいるとはいっても、法に対して素人が何人も入っている裁判で、自分の子供をひき殺した人間が執行猶予付いて、納得できますか。そして、納得できないとき、その怒りの矛先はどこを向くと思いますか。はっきり言えます。この制度によって事件は必ず起こります。そのとき、政府はどのようにして責任を取るつもりなのでしょう。起きてからでは遅いのです。それこそ、有事法案や裁判員制度など、国民に直接及ぶことに関しては、もっと国民の意見を聞くべきです。国民の大半が事実を知らされず、いつのまにか決まっている...これのどこが民主国家なのでしょう。（男性、20歳代、千葉県）

日本の裁判制度は、最終判決までに時間が掛かることから、早急に是正する必要があります。10年、あるいはそれ以上もかかって、最終判決で有罪となった場合はまだしも、無罪の場合、それまでに空費された被告人の時間は誰も償ってはくれません。この、時間が異常に掛かるという一点が、日本の裁判制度の欠陥と言い切っても過言ではないと思います。

今般、裁判制度の是正のための一環として、裁判員制度を創設しようとの試みがありますが、私は、この制度の創設には、次の理由により強く反対です。

- 1 冒頭で述べた、裁判に時間が掛かり過ぎるという欠陥は、裁判員制度を設けることでは解決されない問題です。もちろん、この種の問題は、必ずしも時間が早ければいいという場合ばかりではありませんが、問題の根本的な解決には別の方法を探るべきです。
- 2 裁判員に選定された場合、日本の社会（労働）環境では、多くの場合、裁判のために、連続ではないにしても長期に欠勤を認められるような事情にはありません。特に、時間に追われる大多数の（家内工業を含む）中小企業においては、この傾向は顕著であると思います。
- 3 裁判員に選定された場合、戦後の日本の社会（学校教育・家庭教育）事情において、客観的に司法判断を下せるような能力を養うような育ち方をした人間はそう多くはありません。言葉は悪いですが、ゴシップネタを追いかけるマスコミに振り回され、いわゆる井戸端会議の絶好の話題にしているような人々に、例えば自分が裁かれるような立場になった場合を想像すると、戦慄を覚えます。
- 4 裁判員制度は、映画などでよく知られる外国の陪審制度に似たところがありますが、形はまねることができても、そこに参加する人間の社会的な訓練は一朝一夕にできるものではありません。制度を創設する必要が不可欠ならば、（人間教育という意味の）教育制度をまず改善する必要があると思います。
- 5 裁判員制度は、裁判の質をどうするかという問題の対応策ではないかと思います。時間が掛かり過ぎるという問題の根本的な解決への道は、今回の改革の一つでもある裁判官・弁護士等の増員や、裁判官の社会的な生活体験の確保（企業研修なども必要では？）、裁判手続の簡略化（裁判費用の削減を含む。）を図る等のことが必要だと思えます。一部で行われている司法書士の裁判への参加は、始まりの動機はともかく、正にこの解決策の一助になっていると思います。（男性、50歳代、千葉県）

そもそも、裁判員制度は、裁判官の不足を補うため、民間人を活用し、裁判を迅速に進め、かつ、経費の節減を主たる目的にするものではないかと考えました。そのモデルは、映画・テレビでよく見る、アメリカなどの市民参加型の裁判制度が参考になっているのではないかと思います。

しかし、私は 下記のような理由で反対するものです。

- 1 国民性が裁判員制度にそぐわない。
自分の意志をはっきり持ち、自己主張をする国民性を持つアメリカと違い、日本では、自分の意志をはっきり持ち、かつそれを表現するということは、周囲と摩擦を起こすことであるので、自分の利害損得に関係のないことには、知らない振りをしてかわりを持つとしない。「お上には逆らえない」「大きなものには巻かれる」「何事も横並び」という風潮が今もって消え去らない日本人は、個人が周囲の意見に左右されることなく自分の意見を述べるのが苦手で、一般的に社会的正義感が欠落しているように思います。戦後の民主主義も自分たちが勝ち取ったものではなく、戦争で負けた結果アメリカの民主主義が入ってきたわけですから、アメリカ型の裁判制度を取り入れても、正しく裁判がなされるかどうか大きな不安と危惧がある。
- 2 裁判及び判決は、被害者、加害者とされる者にとり、人生を大きく変える一大事である。裁判員の多数決によりそれを決定するのは、余りに軽い。裁判に至るまでには、表面に出てこない様々の人間関係、周囲の状況、何年間にもわたる怨念や、誤解讒言による憎悪等もあれば、ふと思いついた犯行もあるであろうし、依頼された犯罪もあるかもしれない。実に様々である。ときには、加害者たちが逆に被害者として訴

えたり、証言者になることさえあろう。最近、証言も顔を見えないようにしてできるので、ますます、一人の人間を大勢で罪に落とすことさえ可能になった。証言も証拠も、多くの者がかかわれば、ねつ造できるのである。大部分の裁判には、このようなことはないであろうが、世の中の闇は深いものがあるので、この裁判員制度が、作られた証拠や証言により悪用され、多数決で罪なき者が罪を負うことになる冤罪をおそれるものである。

3 裁判員の人選と資質、知識・知恵・人格等の問題について

当然、裁判員については、上記のような点を考慮しつつ、適正なふさわしい人たちが選ばれると思われるが、安易に元教師・教授・防犯委員等行政や公的な部署となれ合いになりやすい、また常識が通じないような職業の人が選ばれるのも恐ろしいことである。感情に流されるもの困る。弁舌さわやかなやり手の弁護士が付いたほうが、有利な判決というのもおかしい。やはり、裁判官や裁判にかかわる人員を増やし、一人が抱える裁判を減らすほうが本来の道筋であると思われる。以前に比べると、裁判が多くなっていて、今の人員では手が回らないのなら、人員を増やすべきと思う。裁判は、やはり相当の知識と知恵と研鑽を積んだ専門職が行うべきである。裁判員制度に関してですが、基本的には反対です。

その理由として、まず一つ目が、裁判員となる国民に対して、分かりやすい説明、意識調査、意見を聴取する対応がほとんどなされていないためです。この制度が、どのようなもので、どのような形で進んでいるのかということ、私たちは普段の生活で見聞きすることはほとんどありません。こんな状態で制度を見切り発車してしまっているほど、軽い制度ではないはず。

二つ目は、そのような意識が薄弱な国民が、突然、裁判員に選ばれて、有罪か無罪か、果ては量刑まで決めることができるとは到底思えないということです。有権者の中から無作為に選ばれるということですが、もし、右翼団体所属者や暴力団関係者が選ばれたとした場合、本当に、良識のある結論が出されるのでしょうか。議論の場で公正な議論がなされるのでしょうか。また、一人の人間の行く末を裁かなければならないという責任や重圧は、どう考えても普通の人々が負うには重過ぎると思います。また、法律の専門家でもない一般人が人を裁くときの観点は、やはり「好き嫌い」に行き着くと思います。メディア等で「被告はかわいそうな人なのだ」等といったことが取り上げられ、美化されれば、その被告がどんなに極悪非道な犯罪を犯したとしても、量刑を軽くする可能性もあるであろうし、逆に「感じが悪い」「育ちが悪そうだ」といった偏見がメディアなどで作られれば、量刑が更に重くなることも考えられるのではないのでしょうか。

最後に、裁判官のふしだらさや、人間性のなさ、世間知らずさをどうやって改善するか、ということや、一般人の意見を反映させようという短絡的な考えは、問題の解決にはならない、ということです。官が駄目なら民に...という図式が当てはまるものと当てはまらないものがあると思うのです。人の一生を左右するようなことを、無責任・無関心な人間に押し付けるというのは裁かれるほうにとっても裁くほうにとっても、残酷なことだと思います。また、量刑の決定はこのレベルではやるべきではないと思います。何も知らない無知な人間に、「じゃあ、今までの例を見て懲役5年ぐらいでいいんじゃない」「これ以上長引かせるのはしんどいから、そのあたりでいいでしょ」「はい決まり、決まり」と適当に量刑が決められたほうの身にもなってみる、とってしまいます。

個人的な意見としては、法律の専門家を、裁判官や弁護士だけではなく、裁判補助員という形で幅広く募集し、一定の研修やセミナーを受けたやる気のある人をどんどん活用していくという形にしたほうがいいと思います。潜在的に裁判や司法に関して興味関心のある人たちは多く存在すると思いますし、そういう人を年齢性別問わずに集めたほうが良いと思います。そして、その人たちにはその裁判をいろいろな角度から検証し、提言してもらうことにより実のある裁判にしてもらう、という方法を取るべきだと思います。適当に選ばれた裁判員が、裁判官の代わりには絶対になれない、と思います。

(女性、30歳代、大阪府)

裁判員制度は、国民の司法参加の方途を図る目的と思うが、判断が、世論に流されやすくなれないか。刑事裁判制度の基本は、罪を裁く点のほかに、憲法で保障されている基本的人権を守るためにあるのであって、世論から見ると批判が多い裁判制度も、その点から見ると、価値があるものが多い。

犯罪がかなり詳細に報道される現代の情報化社会では、世論は、一般に罪を裁く側に加担しやすく、被疑者、被告人の人権保護を目的とした報道がほとんどないことを考えると、世論を裁判の味方につけた場合、検察側に圧倒的に有利であることは間違いない。「疑わしきは被告人の利益に」や「黙秘を被疑者の不利益な証拠に使わない」など、憲法上保障されている人権規定が無にならないか。

刑事裁判は、人が人を裁くという、神になり代わって行うべき仕業であり、一般に世間で言われているような多数決の問題ではないのであり、だからこそ、厳格な人権保障が必要とされる。

しかし、一般人が判決その他の審判に参加する場合、純粋に人権を保護する規定を尊重し、憲法その他の人権保障規定を考慮した判断をすることを期待できるであろうか。もし、そういう状況で、世論と同じ理由で同じ結論ばかりになれば、それは世論という名のファッションである。

さらに、近時の一審レベルでの判決は、世論におもねったものが多いと感じる。一審の時点では、世間の関心も強く、世論に反した判決を出しにくい、ということは想像に難くないが、そのような現在の情報化社会の影響が、一審の裁判官をして、世論におもねるような判決を書かせることになってはいないだろうか。

現在の制度でも、逮捕前の弁護士制度が法制化されていない、あるいは密室での取調べのために、違法な取調べがあるのではないかと、などの問題があるのに、さらに、訳の分からない(この場合の、訳の分からない、というのは、憲法、刑事裁判制度上の人権保障のための規定やその目的、役割を知らない、という意味)人たを相手にしなければならぬとしたら、人権保障はないも等しいことになる。

実際、先ほどの、疑わしきは罰せず、や黙秘権を不利益な証拠にしない、というのは普通の市民感情では、納得できないことである。普通の感情で言えば、黙っているということは都合が悪いからだ、と思い、自白同様の感情になりやすい。また、例えば、市民一般に、「二人のうち一人が極悪犯であることは分かっているが、どちらかは特定できないとき、どうするべきか。」と聞いたら、ほとんど二人とも罪になる、と答えるはずだ。そのあたりの人権感覚がない現在の国民、マスコミの中でこの制度を始めるのは、非常に問題があると思う。(男性、40歳代、神奈川県)

現在、この制度について、様々な角度から議論がなされていますが、例えば、もし仮に他のどんな国の制度よりも(いろんな意味で)良い裁判員制度が日本でできたとしても。しかし、これは我が国の憲法の考え方に反するということはないでしょうか。すなわち、憲法76条は、司法権の独立、さらには裁判官の独立を定めています。しかし、裁判員制度ができれば、裁判官は裁判員の判断に拘束されるわけですから、これでは裁判官の独立が害されると言わざるを得ないような気がします。この場合、条文の文言ばかりに目を奪われてはいけませんから、もう少しこの司法権の独立及び裁判官の独立というものの趣旨をさかのぼって考えてみることにします。まず、そもそも、国民主権と司法の関係から、裁判官の判決に国民の世論が反映されることが必要でしょうか。国会は民意が反映されなくてはなりません。だから、国会議員は国民が直接選挙します。内閣も世論に従う必要があります。余りにも世論を無視した政治を続けていると、次の選挙で負けてしまい政権を握れなくなります。しかし、裁判所に限っては、世論を反映するというよりもむしろ判決の信頼性に重点が置かれているような気がします。

国民が国会を選んで、国会が内閣を選んで、内閣が最高裁判所の裁判官を選びます。このように、裁判所の位置をあえて国民から一番遠いところにもってきたのは、変わりやすい国民の世論から、裁判所を遠ざけて、世論にさえも左右されず、ただ適正な手続に従って、妥当な判決が出せればよい。そして、そうして出された判決のほうが、国民

は信頼できる。また、そうすることでこそ、国民の権利が保障される。司法の独立、裁判官の独立とはそういう趣旨なのではないかと思えます。

仮に、オウム真理教の信者のような、少数派の人間が刑事事件の被告席に座っても、裁判員は感情に左右されずに、妥当な判決を導き出すことができるでしょうか。また、仮に、殺人事件で被告席に座るとしたら、裁判員に判決を出してほしいですか。感情で判決が出されそうな気がしませんか。たとえ十分に話し合われて出された判決だとしても、何か、納得できない、しこりみたいなものが残りませんか。確かに、裁判官の中には、およそ裁判官にふさわしくない方もいらっしゃるかもしれませんが、少なくとも、遠い昔から長い時間を掛けて発展してきた法の考え方を習得された方々です。「判決の信頼性」という観点から考えてみると、やはり裁判官が出した判決のほうが当事者は納得できるのではないかと考えます。また、判決も妥当なのではないかと考えます。

以上のような理由から、裁判員制度は、憲法の定める司法権の独立及び裁判官の独立を害するものであると思えます。また、今回は憲法に反するという理由で書いてみましたが、たとえ憲法に76条のような条文がなかったとしても、判決の信頼性並びに少数派の人権保護という観点から、この制度に強い危機感を抱いております。この点について、どうか再検討していただけないでしょうか。(男性、20歳代、福岡県)

よく国民の声を聞いていただきまして感謝いたします。しかし、ただこれを義務的にしなければならないから、また民意を聞いたという形式だけ整えるだけなら撤回します。

- 1 裁判員の必要・妥当性についてですが、妥当・適当なものでもない。民意を反映させる、国民の声を聞くとは格好良い、好都合ですが、名目にすぎない。その理由は、既に裁判所は調停委員を受け入れているが、実質的には民意を反映していない。裁判官の国民審査も然りである。裁判員制度は調停と違ってあくまでも刑事事件が対象である。民主主義だから民意の反映(国民の声)と時間の短縮、すなわち刑事事件も民意の反映をすべきだとの意見、あるいは裁判が余りにも長過ぎることからの提案であろうが、事件が長時間掛かることについては後述する。
- 2 検察審査会制度があるが(昔陪審制度をやったことがあるが、数年で無くなった。今回の裁判員も同じような性格のものだ)、これは検察官の不起訴が妥当なものであるかどうかを審査するのだから必要妥当である。しかし、この裁判員制度は検察審査会制度とは性格が全く違うから、果たして効果があるか疑問である。なぜか。いろんな意味で、立会いとしてなじまないし、余計裁判の遅延につながる。裁判員は民意を反映するとは大義名分で、形式主義に終わってしまう。また、身分からも、終身雇用や身分保障があるならまだしも、準公務員といっても一過性で余計足手まといになり遅延する。この厳しい社会にいくら国民のためとはいえ、その人にとってどうでもよいことに、会社を放って国民の義務だからといって拘束・制限があってはならない(言論・報道の自由、守秘義務)。したがって、物好きな者でない限り裁判員制度に参加しないでしよう。これでは裁判員の立会いの意味もない。
- 3 裁判が遅い遅いとよく言われるが、裁判官は決して遅いのではない。検察官も然りである。それでは一体何が遅くさせているのかを知らねばならない。刑事事件においては、特に弁護士によって大方遅延しているのが現実である。裁判官にあっては、訴訟指揮を的確にすればもっとスムーズに運ぶことだろう。したがって、現在まで培ってきた裁判制度を余り改変しなくともよい。運用をもっと的確にすればよく、人を増やせばよいという問題でもない。

裁判員はナンセンスである。国民に開かれた裁判所とはこれによって開かれるものでない。(男性、三重県)

反対。

- 1 日本国民は、和を重んじ争いを好まぬ国民であります。契約社会で争訟を好む西欧人と違うのであります。刑の思潮も応報や教育ではなく恤刑であります。このことは、我が国の治安の良さ、警察や裁判に対する信頼の強さや行刑施設における秩序の良さによく現れているのであります。もちろん、長期化しがちな裁判や金次第の刑事

- 弁護などにいささかの不満はあるにせよ、現行刑事裁判の公正さに大いに信頼を置いているのであります。あえて自らも裁判に関与して影響を与えようなどと考えるものはほとんどいないはずであります。裁判官（所）に自己の主張が入れられないことを恨みとする政治家や報道そして弁護士など一部の不平不満の人たちが、国民にこびを売って裁判官に嫌がらせをしようとしているのではないかと疑われるのであります。
- 2 大方の国民は法律に疎く、裁判には無縁のうちに安穩に暮らしています。争いごとには巻き込まれたくないのであります。そのようなことは裁判所に任せているのであります。一体、素人の、それもいやがる者を強制的に裁判に関与させて何の益があるのでしょうか。裁判員となる国民の煩わしさはもとより、裁判員の教育や保護その他の処遇のために、裁判所はどれほどの負担増となるか計り知れませんが、何の益があるのでしょうか。司法に携わる人が増えて得をする人たちはいるかもしれませんが、もしそのためだとしたら本末転倒であります。
 - 3 裁判員制度導入の目的が国民の啓蒙とか裁判官の常識涵養にあるというのは全くの見当外れであります。国民の啓蒙などとはおこがましい話であります。法律を熟知して裏をくぐって悪事を働く連中にこそ啓蒙の必要があるのではないかと疑われるのであります。裁判官が閉鎖的で非常識になりがちというのは、確かにそのような裁判官もいるかもしれませんが、しかし、それはごく限られた人であり、そのような人はあらゆる専門家社会には必ずいるのであります。人の問題であります。裁判は上級審があり、なお再審まで用意されています。これほど安全装置の働く制度はないではありませんか。それに、法自体が常識と言ってよいのではないかと疑われる。刑事無能力、情状酌量、時効、相当因果関係などなど、法にはこの社会に生きていくための常識があふれているのではないかと疑われる。常識を知らないのはむしろどちらなのか、とさえ言ってもよいのであります。裁判に妙な裁判員を混入して変な常識が注入されることが、むしろ懸念されるものであります。
 - 4 制度の新設及びその維持にどの程度の経費を要するか不明であります。相当多額の経費を必要とされるに違いありません。このような組織及び費用の増大は、目下緊急課題の行財政改革に反するものと思われまゝです。それほどの緊急性や公益があるとは全く思われまゝです。こんなことよりも増加する犯罪に備えて検挙率の向上や行刑施設の増加増員のほうがもっとも緊急の課題であると考えるのであります。

付記 裁判員制度を法律で制定することについて

裁判権は憲法で裁判所（官庁たる裁判官及び裁判官よりなる合議体）にのみ賦与されている。一般国民から抽選で選ばれる素人の裁判員まで憲法は予定していないのであって、下位法でこれを定めるのは違憲である。参審制にせよ陪審制にせよ一般国民にたとえ限定的であっても裁判権を与え、かつ国民に新たな義務を課すものであるならば憲法にその一項を追加しなければならない。（男性、60歳代、北海道）

法律の運用には、論理的な思考法が何よりも要求される。しかし、それは、ともすれば一般常識と大きく異なった結果を生むこととなり、しばしば、国民の不満の種となっているのも事実である。

私は、法律関係の職業ではないので、実際の現場などの経験を踏まえた話を行うわけではない。だが、かつて、公務員試験などを通じて、一通りの体系的知識を備えていることにもなっているので、法律知識が皆無な人の感情論に偏った話になるわけでもない。その意味では、より客観的、中立的な判断を下せる面があるのではないかと思う。

裁判には、大別して、刑事訴訟と民事訴訟とがある。審理から判決に至るまで、裁判官と同一の場で意見を展開するのが、いわゆる日本型「裁判員制度」である。地元紙の投稿欄などでも、この裁判員制度の是非についての議論が交わされることがある。特に、刑事訴訟における同制度の導入について、期待を寄せる声が多い。その賛成派の人々は、「被害者感情への配慮」を第一義に掲げている。

だが、ここで私は、あえて、慎重派の立場を採りたい。「被害者感情」を唱える導入賛成派の人々は、何より、「被告人＝真犯人」とした図式を念頭に置いている面があるからである。

法律は、論理の連続であるが、刑事裁判はその最たるものの一つである。法律の文言は、すべての事件において完璧に対応するわけではないので、「解釈」という作業が重要になってくる。刑事裁判では、「拡張解釈・類推解釈の禁止」を定めている。

ところで、「裁判官は、事前に、事件に関するいかなる知識も持ってはおらず、持つてはならない」という大原則がある。事件が報道されたとき、人々は、容疑者の有罪・無罪について予想することがある。その第一印象は強いため、その後、新たな事実が報道されるようなことがあっても、その一般人は、当初の予想を正当化するように事実を合理化しようとする傾向がある。法律解釈のトレーニングの浅い一般人が、いきなり、刑事訴訟全般において、いつも、公正かつ中立的な論を展開できると言えるだろうか。また、刑事事件における重要な原則は、「疑わしきは被告人の利益に」である。判決までは無罪の推定を受ける」被告人が、有罪となるのは、それが全面的にクロである場合に限られ、その事実を信ずるに一点の曇りでもある場合には罰することはできない。言うなれば、99%は有罪と思えるような場合でも、その中に1%でも、真犯人と信ずるに疑わしい点があれば、罰してはならないということである。だが、性悪説を唱える一般人は、その「99%」のほうで考えるのではないが…。そんな疑念が残るのである。

一方、民事訴訟においては、論理的な法律解釈に基づいた結果、一般常識とは大いに異なった結論に至る場合が多い。事例に基づく法律解釈を出演者が考えるバラエティ番組があるが、それで、一般的な結論と、裁判所の見解が異なるといったことは、決して珍しいものではない。個人のトラブルを解決する民事事件にこそ、裁判員（民間）の新鮮な風を吹き込むようにすべきである。

現段階での、刑事事件への裁判員制度導入には、慎重に臨むべきものがあるだろう。だが、民事事件では、むしろそれは積極的に進めるべきだと言えるだろう。そして、刑事事件での理不尽な判決を解消することを目的とする裁判員制度は、少なくとも、民事事件で十分な審理の経験を積んでから、導入するようにすべきだと言えるであろう。（男性、30歳代、愛媛県）

裁判員制度の導入には反対です。その理由は、主に次の4点です。

- 1 法律的知識のない者に裁判員としての職責を理解し公正な判断を行うことを期待することができないこと。
- 2 マスコミの注目を浴びる事件について、裁判員の人権が著しく侵害されるおそれがあること。
- 3 裁判員の決定よりも裁判官の決定を優先するならば、裁判員制度は意味のないものとなるし、裁判員に有罪・無罪の決定権を与えるならば、冤罪発生の原因となるおそれがあること。
- 4 裁判員制度の導入により裁判費用（弁護士費用）が高額になると予想されること。

1について、日本人は会議好きと言われますが、会議までに会議資料を理解してくる者がどのくらいいるのでしょうか。私の経験では、ほとんどいません。自分に関係ないと判断すれば、会議中でも話を聞いていない人が大勢います。自分の生活を持ちながら、他人の裁判に全力投球できる人などいない（少ない）と考えるのが自然です。仮に裁判員がそれなりにやる気になったとしても、専門外の法律用語を理解できるか疑問であるし、熟考する余裕もなく、論理的ではなく、感情的に判断する可能性が高い。

2について、裁判が公開で行われる以上、裁判員への人権侵害は必然と考える。法的に、直接的な裁判員へのマスコミの接触を禁止することは可能であろうが、裁判員の判断が問題とされる可能性は否定できない。裁判員として信念を持って判断した結果を非難されたり揶揄されることを防止する方法はありません。

3について、疑わしきは罰せず、の原則を裁判員制度で維持できるのか、大いに疑問です。例えば、ロス疑惑事件は、裁判員制度があれば有罪となったでしょう。裁判とは、正規の手続で入手された証拠のみで行われるものですが、裁判員にそれが可能でしょうか。興味本位のマスコミの報道に影響されないと言い切れるのでしょうか。私は、犯罪者が刑罰を受けることを望みますが、それ以上に冤罪を恐れます。運悪く不利な状況証拠がそろって可能性はいくらでもあります。たまたま犯行時刻に犯行現場近くを通りが

かり目撃されるということは誰にでもあり得ます。怪しいというだけで犯人にされてはたまりません。確証を持って判決を下すのであれば、裁判員は必要ありませんし、冤罪を生むような裁判員も存在意義はありません。

4について、裁判員制度により、これまでは有罪は免れないようなケースでも法廷戦術により裁判員から無罪を勝ち取る道が開けます。これまで以上に弁護士の方が重要となります。これにより裁判費用（弁護費用）が高額となるばかりか、財力が被告の運命を左右するということにもなりかねません。

私は法律の素人ですが、今、司法に求められているのは、スピードアップと透明性だと思います。被告の人権を守るためには三審制は堅持されるべきと考えますが、被告側に上告した場合のリスクとデメリットが少ないことは問題だと考えます。上告して勝訴できなかった場合、被告としての期間は50%しか刑期に含められなくするとか、上告の場合、情状を斟酌しないとか方法を考えてはどうでしょうか。

欧米型の陪審制度は日本ではなじまないの、日本型の裁判員制度を考えているのだと思いますが、欧米のように独立性を認めないと存在意義はないでしょう。しかし、独立性を認めると冤罪の温床となる可能性があります。キリスト教社会では、宣誓は重要な意味を持つし、人民裁判のようにキリスト（イエス）に有罪の判決を下した歴史的背景は、慎重な判断の土壌となっていると思われま。しかしながら、「お上」が存在した日本では、裁判員はなじみません。裁判員の導入は選挙に行ったことのない人間に支持政党を選ばせるようなものではないでしょうか。さらには、裁判に野次馬を参加させることにもなるのではないのでしょうか。（男性、40歳代、広島県）

先日、それがどういうものであるか説明した番組を見て仰天しました。恐怖政治の始まりではないかとさえ思っています。国民投票が必要とすら思えるこんな超重大なことが、我々の知らないところで決まってしまうていいんですか。ある時突然自分が選ばれ、有無を言わず呼びつけられ、時間的にも精神的にも計り知れない負担を強いられる。それが義務となり、拒否権も認められず、断れば懲役刑にさえもなりかねない…。どう考えてもおかしいと思いませんか。

人にはそれぞれ人に言えない深い事情があるのです。例えば、何かの不幸により悲しみのどん底にいる人が、今は当分、極力ほかのストレスを避けて静かに暮らしたい、と思っているのに、このような任務を背負えるはずがない。精神的に不安定になって判断力が衰え、人とのかかわりをしばらく断っていたい、余計なことは考えたくない、と思っている人だっているでしょう。私もかつてそんな時期があった。そんな人がそんなとき、そんな任務を全うできるはずがない。そもそも、根本的に、人を裁くなどという行為には一生かかわりたくない。そんな私のような意見の人は、星の数ほどいるはず。日本は、憲法にて、基本的人権、思想の自由が認められているではないですか。当然そんな意見も尊重されるべき。拒んだからといって「自分が罪に問われる」のであれば、それは明らかに基本的人権をないがしろにした、憲法違反です。日本はいつから、不自由の国へと変貌してしまったのですか。思想の自由に関してもう一つ。罪の決定は、多数決ではなくて委員全員の意見の一致をみるまで話し合うということらしいですが、そんな馬鹿げたことってありますか。顕著な例を申しますと、「死刑絶対反対」という人と「死刑絶対必要」という人が同じ場に居合わせたら、どうなるでしょうか。お互い強い信念のもとでそう思っているのだから、永久に、どちらかが妥協することなどあり得ないじゃないですか。どちらかが無理矢理屈服させたとしたら、その行為はもう一方の人の思想を踏みにじることになりま。何をどう考えても矛盾だらけ。本気でこれを施行するとしたら、それはとんでもない蛮行です。

人にはみんな好き嫌い、向き不向きがあるのです。「そんなことやってみたいな」という国民も当然いるでしょうし、「絶対できない」という国民もいる。後者の私は、もし運悪く選ばれてしまったとしたら、迷うことなく断固拒否し、服役する道を選択するでしょう。しかし実際問題、そんなことってできますか。

長くなりましたが、もしどうしても本当にこの制度を始めるおつもりならば、百歩、否、千歩も万歩も譲ったとして、これだけは見直して、という事項を以下に書いてこの

メールを終えます。

- 1 全選挙民名簿からの無作為抽出ではなく、その制度に参加したい、と手を上げた人の名簿を作り、その希望者の中から、委員を選ぶこと。
- 2 若しくは、一生人など裁けない、この制度に参加したくない、という人々の「永久拒否権」を認める。それには何か書類記載の手続が必要になるかもしれないけれど、それくらいのことは承服しますから。
- 3 上記1又は2が認められないなら、せめて選ばれた際に拒んだときの罰則は、懲役ではなく数千円から数万円程度以下の罰金刑とすること。これが最大の譲歩です。
日本の政府は、国民を不安に陥れるのではなく、いかにしてそれぞれの事情に配慮して幸福に暮らせるかを模索していただきたいです。このままスタートさせても、決して民衆の同意は得られません。どうか慎重に再考してくださるよう、切に願います。(女性、40歳代、京都府)
- 1 裁判員制度は、実施してもおそらく数年のうちに失敗し、廃止されることになること確信する。
- 2 この制度は、司法改革審議会の委員ら(その一部の委員)が、改革の目玉として、無理矢理押し込んだトンデモナイ思いつきの制度であって、それに縛られてまともに制度化し実施しようとしても、無理が多過ぎる。
- 3 この制度は、誤判、冤罪が多く、しかも国民負担は莫大で、その効果は、我が国の治安を悪くするもので、なぜ、今こんな面倒くさいものを導入する必要があるか。
- 4 そもそも、この制度は、憲法違反である。審議会に出された最高裁の意見も「違憲説があるので、裁判員は参考意見を述べるに止めるほうがいい」とされていたし、井上委員自身も「これまで、違憲の疑いがあるとされていたが、なんとか合憲説でクリアできるのではないか。」という趣旨の説明文を提出しているのではないか。その後、変節して「違憲説」を引っ込めた最高裁の無責任な態度は、将来必ず大問題になる。元長官の裁判員制度賛成論者の顔を立てた変節こそが、問題である。
- 5 その違憲説をごまかすために、「有罪とするためには、裁判官のうちの一人が必ず有罪意見であること」などという実にオカシな変節的な評決方法を使ったのであろう。
- 6 最近の改革検討委員会の検討状況を見ても、選定対象者の年齢や障害の有無、選定時の質問者や選定者、裁判員の除籍・忌避事由、裁判員の手当、法廷での質問権。補助員の数、質問権...もう挙げきれないほどの問題点がある。
- 7 裁判員は、大都会だけで選ぶのではないのである。北海道の山奥からも、また沖縄の小さな島からも出かけてくるのである。そんな裁判員は、出頭するまでに3時間も4時間も掛かるのだ。その人たちを連日呼んでも出頭できるのか。
- 8 更に重大なことは、裁判員が急用で欠席したり、再出廷したときの評決の問題、長期事件で次々に脱落者が出たときの問題なども多い。また、選出された者の生活費や給与は誰が補償してくれるのか。勤務先は、本人が出社しないために莫大な被害が出ているのに、その上に給与を払う訳があるまい。月給60万円の人が日当の20万円や30万円もらっても生活ができまい。
- 9 審理で、直接主義・口頭主義と言うが、いちいち証人に呼んでいたのでは、とても手間が掛かって裁判員も嫌になるであろう。従来は自白事件が多く、しかも調書が同意されて簡単に済んだが、裁判員制度の下では、自白が減るに違いない。(まして、自白を録音させるとか、国選弁護人を付けるなら、自白が取れない事件が増える。これまでのように、捜査官が自白獲得に努力する気がなくなるから、なおさらである。)
- 10 その上、裁判員はメモの取り方さえ知らぬ者が多いので、何週間も経ってから、証人が何を証言したか忘れてしまうだろう。しかも、証言には虚言・偽証も多いのだから、それを的確に判断できるとはとても思えない。
- 11 評決で、裁判員が自分の意見を言うのだろうか。山奥から出てきたオバサンや若いお嫁さんが、強弁する頑固な裁判員に対してモノが言えるのか。
- 12 多くの法律専門家が裁判員制に反対し、「冤罪・無罪が増え、治安が乱れる。被害

者も納得しないだろう。」と言っている。弁護士らだけが、被告人が無罪になれば収入が増えるので、裁判員制度に賛成しているが、個人的利益で賛否を決められては国の将来が気にかかる

- 1 3 裁判は、多少時間が掛かっても「正しい判断」が最も重要である。しかるに、複雑な否認事件が増えつつあるこの時代に、裁判員が果たして正しい判断ができるのか。これまでの職業裁判官の判断よりも、おそらく1、2割は、かなり「乱れ」の多い判断になるであろう。安定性が求められる裁判に、多くの不安定要素が入ることは、問題である。
- 1 4 控訴の可否も、問題である。控訴審では、事実の真偽について再審理ができないと思われる。誤判が多いのに、控訴審でこれを是正できないのでは、国民が納得するであろうか
- 1 5 という次第で、きりなく問題点がある。このような制度を導入することは、即刻中止したいものである。あと何年かして、もっと素晴らしい裁判システムを考え出してから、あらためて、検討してはどうか。(男性、60歳代、東京都)

「裁判員制度について」(いわゆる、たたき台)をベースに率直な意見を申し述べます。一読後の印象は、「男女の別がない徴兵制度」とでも言うべき苛酷な構想であり、もしこのとおりにて法案化されるのであれば、反対せざるを得ないと存じます。

私が裁判員になった(77歳ゆえ、実際にはあり得ないのですが)と想定して、一連の裁判員の規定案をフローチャートの検証した結果、極言すれば、ある日突然、自らの意思に全く関係なく裁判所に徴発され、課される義務や責任によってがんにがらめにされた上、下手をすると過料、罰金のみならず、懲役刑が待っている、ということになります。これを徴兵制度以上のひどい仕打ちと言わずしてなんと評すればよいのでしょうか。さらに、例えば、審理に「立ち合わせて」、「召喚」、「補償」、「出頭」、心得を「教示」、「労働者」など、その用語の無神経さには呆れるほかはありません。通常の神経を持つ市井人なら、裁判所が勝手に人を拘束し奉仕させておきながら、「召喚」だの「出頭」だのと、罪人扱いするのかと屈辱的な思いを強くするに相違ありません。あえて逆説的に申せば、だからこそ世間常識の導入が必要だという証拠を露呈したとも言えましょう。そうだとすると、然らばどのようにすれば世間に抵抗感なく受け入れられ、使命感をもって奉仕してもらえるのでしょうか。その方法は二つあると思考いたします。

第一に、裁判員の務めは社会人として当然の奉仕であり、市民生活の中での名誉ある義務であるとの位置付けを定着させるように、司法当局は日頃から積極的に国民に対して啓蒙啓発のアクションを行うこと。第二に、裁判員に強いる困難な業務をできるだけ取り組みやすくし、かつ、いかなる罰則をも課さないこと、であります。

第一の点ですが、この裁判員制度の検討に際しては、当然欧米各国の実情を参考のために調査されたことと拝察いたします。私もまれにはテレビドラマで陪審の場面を見たことがあります。また、私の米国駐在員勤務中にも、総合商社の現地法人の日本人社員は、通常長期の滞米生活ゆえ、国籍の如何を問わず陪審の義務を負う由であります。陪審員の務めに対する米国人の考え方は、義務というより奉仕と認識している由であります。その背景にあるのは、もちろんキリスト教の精神であり、同時に星条旗に象徴される、国家に対しては機会があれば積極的に寄与するという社会的なコンセンサスであると私は理解しております。もともと、米国の市民社会の基盤にある一つの共通理念は「FAIRNESS」であります。これを共有するからこそ、必ずしも法律に通じていなくても、明確かつ普遍的な基準に依拠した庶民の判断を信頼できるのではないのでしょうか。我が国には、現在これに匹敵する社会的共通規範や信条はありません。ヨーロッパ各国にも同様の制度があるとすれば、それらをも比較検討して、我が国民に抵抗感無く受け入れ可能な陪審制度を、更に御審議いただきますよう切にお願いいたします。第二の点は、前述のとおり、ある日突然裁判員の「召喚」が来て、あれこれ「尋問」を受けた末、強制的に義務と責任を負わされ、しかも守秘義務を負い、会社都合による「出頭」辞退も許されず、「労働者」である上司や同僚から、例えば一杯飲んだ席で模

様を興味半分に尋ねられても一切返事してはならないというような、俗世間の普通人の生活においては必ずしも当たり前ではないことを厳守するよう要求され、この義務に違反すれば過料や罰金、最悪の場合懲役刑が待っているということでは、一体全体誰が喜んで応諾するでしょうか。冗談もほどほどにしてくれと言わざるを得ないのであります。しかも、裁判員として就職を禁止されている高位顕官とは違い、被告の逆恨みに対しては何らの庇護も無いまま、正直な判定が下せるでしょうか。むしろ、家族も含めた一身上の安全保障を十分に講じるとともに、諸義務規定による拘束は最小限に局限し、任期終了と同時に消滅させ、仮に事後において守秘義務違反行為があった場合には、裁判員としてではなく、いわゆる「当事者」にかかわる個人情報保護法違反行為として処分するのでなければ、正規の司法関係者に比べ、余りにも処遇の差異があり過ぎると考えます。

以上を総括して思いますのに、司法の抱える問題点のうち、生産性の抜本的向上、世俗社会との判断基準の乖離是正が目下最も緊急課題であります。けれども、これらは司法従事者の量的質的拡大・深化を図るのがオーソドックスな対策であり、また国民の意思を吸収するには、例えば被害者やその家族の意思、願望のより直接的な代表方法を案出するとか、検事の求刑を常に値切ることを止めるとか、精密機械的な審理プロセス、判決文作成等を簡素化するなど、司法界自身が実務面、慣習面の抜本的改革を積極的に断行、推進することが先決ではないのかと思考する次第であります。(男性、70歳代、兵庫県)

裁判員制度は国民の負担をいたずらに重くするだけのもので、司法制度を改善するものとは思えない。導入には反対である。

司法制度に限らず、昨今、国レベルで検討されている「改革」は、すべて国民に新たな負担を強いるものばかりだ。消費税増税、医療費の負担増、年金の支給削減。一方で、住基ネット、納税者総背番号制による国民の個人情報管理の強化。そもそも、財政の逼迫や、健康保険・年金の破綻懸念は、国・地方自治体の政策、運営の失敗に負うところが大きい。それを埋めるために、国民にも「痛み」を求めるが、「聖域なき構造改革」で徹底的に国、地方自治体、各省庁、官僚、公務員等の「国側」組織の無駄と非効率率にもメスを入れるというのが、小泉首相の方針ではなかったのか。しかし、いまだに「国側」の構造改革の成果は乏しく、国民の負担増ばかりが進んでいるのが現状である。現制度内の矛盾・無駄をあぶり出し、関係者の利害関係に切り込んで効率化を図る「改革」より、国民の負担を増やすほうがはるかに簡単だからだ。すべての「改革」の前提としてまず国民負担増があり、議論が表に出てくるときには、ただどう負担させるかのみ話になっているものがほとんどである。

この「裁判員制度」もその類である。これは、国民に経済的負担ばかりか人的負担を強制的に求めるという重大な制度変更であるにもかかわらず、大々的に周知されることもなく、「新たな制度の大きな骨組みにかかわると考えられる論点について一通りの検討を終え」より細かい論点も含めた検討に移行している段階だという。政府広報紙にも「司法の基本的制度が、新しい時代にふさわしく、国民にとって身近なものとなるよう」「国民の司法参加の観点から」などの文言が連ねてあるが、いったい、いつどこで、国民から司法に参加したいとの声があがったというのか。裁判員の人数は何人が適当かなどの制度の詳細ではなく、このような形で国民に負担を強いること自体が妥当なのか、まず広く議論されるべきである。

国民は税金を払い、そこから報酬が払われる「国側」の専従プロフェッショナルに実務をゆだねている。そして、そのプロフェッショナルは、国民に代わって、職務を遂行する義務がある。司法制度においても然りである。その職務自体を国民に肩代わりさせようとするのは責任逃れ以外の何ものでもない。「国民の健全な社会常識をより反映させる」という言葉を隠れ蓑に、「一般国民が審議にかかわったのだから」ということを理由に、重大事件に関する批判をかわすための制度としか思えない。社会の成り立ちや文化の違いも深く分析しないまま、アメリカの陪審制度に似たものをつくれればいいとの安易な発想からきているのではないか。

仕事も個人的な都合も何もかも放棄して、裁判所に召喚され、一定期間拘束されるという負担は、国民にとって膨大なものである。雇用主は、社員が「裁判員」の義務を遂行するために職場を離れたことを理由に、不利な扱いをしてはいけないという規定を設けたところで、実際職場を離れて仕事を遂行できなければ、昇進の機会を失うことだっている。また、組織に属さず代わりの人間がいない自営の者にとっては、1日でも仕事を離れることが難しい場合もある。また、就労していなくても、育児や介護で手が離せない者も多い。辞退の理由として承認され得るほど第三者からは決定的な事情には見えなくても、個人の生活にとっては抜き差しならない事情だということは多々ある。日当を払えば解決する問題ではない。

また、生活が犠牲になることのほかにも個人の負うリスクは大きい。裁判にまつわるすべての決定は関係者の人生を左右するものであるが、「裁判員」がかかわるのは比較的重大な事件であることから、その決定が及ぼす影響はかなり大きいものになる。その決定により、世間の非難をあびたり、関係者の恨みを買ったりすることも避けられない。しかし、ひとたび審議が終了すれば、「裁判員」は一市民として社会に放り出されるのである。「元裁判員」の利益や安全をどう保障するのか。周知のとおり、日本の警察は事件が起きてからでないと、なかなか動けない組織である。たとえ関係者につきまとわれ、脅かされていても、まずそれを証明しなければならない上、たとえその事実が認知されても24時間護衛してくれるわけでもないだろう。実際に被害が出てからの金銭的補償では意味がない。そこまでの事態に発展しなくても、世間からいやがらせを受けたり、仕事や生活をする中で関係者に遭遇して不利益を被ったりする場合どうするのか。

そして、ここまで国民個人に負担を負わせる制度でありながら、これが裁判内容の改善になるという根拠は乏しい。一市民でしかない「裁判員」が、上記のような事態を避けるため、世間や被告あるいは原告に迎合した、波風を最小限に抑えるための結論を選択する可能性は小さいとは言えないだろう。日本でも報道されたアメリカで話題になった事件の中にも、陪審員が被告や原告の外見や物腰、あるいは興味本位の世論の流れに影響されたふしがあるケースは多々ある。アメリカの裁判では、専門家ではない陪審員の歓心を買うため、情緒に訴えるなどの戦術がかなり取られていることも認識されている。検討されている制度は、「裁判員」となる国民の負担・リスクの問題のほかに、原告・被告側にとっても、「裁判員」の資質の問題、ひいては裁判自体の質の問題がある。

問題が多いこの制度の導入をなぜ今、検討しなければならないのか。社会が複雑・多様化しているからこそ、国民を直接参加させれば、裁判が改善するというのは短絡的過ぎる。「民主化」「改革」を達成したとの名目が欲しいがためのいい加減な提案としか思えない。「国民の健全な社会常識」を反映したいのであれば、もっと任意ベースの別なやり方があるだろう。また、裁判官に「健全な常識」が欠如しているとの認識があるのならば、裁判官の養成・研修法、裁判官の構成など手をつけなければならない点はあるのではないかと。また、我々一般国民が認識している日本における裁判制度の最大の問題は、役所主義・形式主義により手続が煩雑を極め、非常に非効率で時間が掛かるということである。こうした問題も別途検討されているようではあるが、これは根本的な改革が必要な課題であり、まずここから徹底的に取り組みねば何も始まらないのではないかと。自己満足のための「国民参加」の議論でごまかさないでほしい。

基本的には、従来型の司法制度について改革することに賛成ですが、改革する内容の問題が大切と考えます。したがって、制度改革といった飛躍した提案よりは、まずは現状の改善が先に求められると考えます。とりわけ改善が求められるのが、現在提案されている裁判の迅速化、陪審制度導入、仲裁制度とともに、国民に対する情報開示制度と思われる。現時点では、陪審制度について私見を述べたいと思います。

一般国民から陪審員を選択して導入する提案には、いくつかの懸念される問題があり、いささか慎重に成らざるを得ません。

1 欧米では中世時代より市民による公開裁判や行政が行われてきた歴史があるのに対

して、戦前の日本では、一時期、欧米に追いつけとばかり陪審制度が行われていたとのことですが、戦後の民主的憲法が定着している状況下で、それを理由に戦前の制度に戻す必要性和欧米との国民性の差異を同様にする必要は無く、日本の国民性に適した制度変更のメリット・デメリットを慎重に検討すべきと考えます。

- 2 戦前より、日本の司法界は非常に閉鎖的に粛々と行われてきた中で、通常3～5人程度の裁判官でさえも評決が割れることは珍しくない専門的職務内容について、今回唐突に一般国民を陪審員として対審及び判決に直接参加させることには、相当の混乱と不確実性が容易に予想される。

予想される相当の混乱と不確実性とは、本来、日本の裁判制度は日本国法規を極めた裁判官に職責遂行を託したのであって、よって、裁判官は国家公務員の中でも最上位に位置する高給を得ている。それだけ高度な専門的知識と法規の専門的解釈力及び職務経験によるバランス感覚(過去判例の熟知等)が求められる職務内容とを感じる。

一方、一般国民は、長年にわたる閉鎖的な裁判制度の下に、結審内容は知らされても、日常生活の中でその具体的内容までは知ることは無いのが一般的でしょう。したがって、対審で求められる内容として被疑者の犯罪動機や計画性、自白の信用性、自白が無い場合においては状況証拠及び高度な科学分析等のサンプル採取及び分析技術の客観的妥当性等について専門的かつ高度な見識に基づく判断力が誤審を減らすものと期待されるのであるが、一般的国民は果たしてこのような職責にふさわしいであろうか疑問に感ずる。(過去の裁判官の誤審の多くは、客観的証拠及び科学分析等の妥当性判断に問題があった。)まして、今回の制度改革案では、量刑の判断にも一般国民が裁判官と同等の権限を与えられることについては、相当の疑問を感じざるを得ない。仮に一般的国民が裁判官同等職としてこのような職責にふさわしくないならば、誤審はかえって増加することにつながる危険性が非常に懸念される。

専門的法規、科学分析等に関する高度な見識等が必ずしも十分とは思えない一般国民が、裁判官と同等の権限を与えられて行われる改正司法制度では、同様の事犯でも、構成される陪審員が異なるのであれば、当然、結審内容に相当の差異が発生することは容易に推測され得る。

極端な例では、同様事犯でも正反対の判決が出る可能性が十分あり得る。陪審制度が既に行われている米国などは、州によっても法規が異なり、特に黒人等の多い一部地域によっては、差別的な判決が出て大勢の権力基盤住民は支持するが、他の州民はブーイングというようなことが発生すること自体を社会が許容している面があり、このようなことは珍しくないが、果たして狭い日本国土内でこのようなことが許容される社会になって良いのであろうか。量刑にかなりの差異が発生しても受け入れ難いものを感じる。

裁判官同等と扱われる陪審員は、その職責の重大性を真摯に感じ取り、良心に従って職務が行われることを期待するが、ここで非常に問題になることがある。裁判官は、憲法第76条3項により、「・・・独立して職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」とあり、これに基づき、過去の最高裁による上告棄却での評決において仙台地裁裁判官の私用の集会参加について懲戒処分判決を出しており、かなり政治的思想や信条等の活動に制約を設けている。一方、一般国民は基本的人権の下、政治的思想、信条、組合活動、宗教活動等の制約を受けずに自由に活動する者が陪審員となるのが、同じ憲法下で許容され得るのかについては、非常に疑問である。個人的には、裁判官がその職務内容上、極力社会的に独立及び中立的な立場を維持することが求められているのであれば、陪審員も当然、同様のことが求められてしかるべきで、一般国民を直接評決に関与させるシステムは最高裁の評決理由に反すると感じる。そして、その職務内容上、極力社会的に独立及び中立的な立場を維持することが求められている裁判官が、政治的思想、信条、組合活動、宗教活動等に制約がない陪審員との共同作業という影響下において対審及び判決を行うことは、憲法と法律以外の作用が働くことにより現在の憲法に抵触するシステムと思われる。

上記に関して懸念される問題は、陪審員の選択方法である。具体的な選択方法につ

いては知らされていないが、将来整備が進められるであろう個人情報から抽出すると仮定した場合、警察は誰がオウム真理教の信者だとか、特定の政治活動者や暴力団等のリストを持っていたとしてもそれを裁判所に流出すれば、これも問題があり、されど、政治的又は宗教的、特定暴力団等の見識なしに全くの無差別に抽出されれば、それも問題となるであろう。また、具体的な選択方法や選択された陪審員が公表されないことも将来的に問題が発生するであろう。

例えば、特定の官庁等や国家あるいは自治体等を相手に訴訟を起こす場合などは、陪審員の選択方法に一定の審査制度がなければ、検察側又は被疑者側に都合のよい陪審員が準備されても、国民には、陪審員の偏りが全く分からないことになる。特に最高裁では裁判官弾劾制度の下、裁判官名が公表されることになっているが、裁判官と同等に陪審員名が公表されなければ、不釣合いかつ不誠実な司法制度とを感じる。かといって陪審員側としては、名前を公表されたくないであろう。

また、緊急時の有事法制制定においても基本的人権を配慮せよとの認識が必要とされたのに対し、特に緊急性のない陪審員の選定において自由な個人的意志により辞退することが認められていないシステムは、国民の基本的人権についての配慮が欠如しているのではないかと感じる。

細かく考えると、裁判が被疑者出身地で開かれるか、被害者側の地域で開かれるかについては、改正司法制度のほうが、より判決に対する影響が大きくなると感じる。

3 憲法第79条では、最高裁裁判官は衆議院選挙と同時に国民審査を受ける制度になっているが、仮に陪審員との共同作業で結審する改正司法制度上では、裁判官の独立性の問題が発生し、憲法第76条の主旨、目的が歪められ、実質的に裁判官弾劾制度は意味を失い、下位の法律によってその最上位の憲法が死に体となる矛盾した状態が発生することになり、日本の法曹界及び立法機関は世界の物笑いになりかねない。

4 改正司法制度では、ほとんど判決が言い渡されるのみで、理由が述べられないとするのであれば、問題がある。被疑者側にしても、検察側にしても、判決理由が作成されなければ、どのような点を不服として上告するか不明になる混乱が発生することが考えられる。敗訴した側が「判決文を見てから上告するか否か判断したい」というのは、よく新聞等で見る内容である。また、判決文(理由)が仮に作成されないような場合、上記同様、憲法第79条での弾劾裁判における可否の判断材料がなくなり、憲法第76条の意味を失い、実質上、死に体となる。さらに、誤審をいかに減らすかが大切な問題の中、判決文(理由)が仮に作成されないような場合、誤審の可能性を発見することが非常に困難になることが予想される内容であることは、時代に逆行する。

現在提案されている陪審員制度導入は、裁判官の独立と公正性及び憲法と法律以外の作用が評決に影響することが考えられ、憲法に抵触することが考えられる。また、必ずしも誤審が減ることは無く、かえって誤審が増加する危険性があり、同様事犯において判決に相当の差異が発生する可能性も常態化すると思われる。

個人的な結論として、今回の改正司法制度は裁判官にとっての「ゆとり裁判官制度」になっているように感じ、現在の司法制度を改革するのではなく、改善する方向で検討されてはいかかかと思えます。

陪審員制度導入する前に、裁判官がまず有罪か否かを決め、例えば重罪犯の場合の量刑を言い渡すときに無期懲役か死刑かを被害者の2親等以上の遺族側に判断させればよいのであって、痛みがなく高みの見物者の第三者が「死刑廃止せよ」と言ったり陪審員が死刑か否か判断するより理に叶ったシステムと感じます。そもそも刑法は、懲罰行為の上に成り立った制度であり、遺族側が相当とする量刑の範囲内において判断選択をするシステムがあってもよいと感じます。(男性、40歳代、神奈川県)

4 裁判員制度の導入に当たり、慎重な検討・国民的論議を要請する意見

今、欧米の陪審制度を採り入れようとしています。私は、一応賛成しますが、一方

では、秩序が乱れ犯罪が増加しないかという不安もあります。導入は慎重になされるべきだと思います。(40歳代、沖縄県)

裁判員制度については、もっと一般の人の意見を聞くべきだと思う。裁判員制度自体まだ知らない人が多数いる中で、選ばれる人にも不安があるのが今の現状だと思う。以前の日本にもあった陪審制度の失敗があるように、国民に法律上の責任を負わせるのは酷なようにも思う。

現在進行中の裁判(特にオウム裁判)を見ても、司法制度に問題があることは言うまでもありませんが、裁判員制度が果たして改革の一助になるか否か。今後、米国の陪審制度を研究し、指名された裁判員の身分の保障、外部との接触、秘密の厳守、期間中の行動制限等、あらゆることの検討、詳査が必要だと思います。裁判員制度が、民間の新しい息吹によって進行を早めることであると思います。(男性、60歳代、群馬県)

こんな重要なことを、たとえ検討案としても、一部の人間で勝手に決めるな。まず、検討してもよいかどうかについて国民一人一人に意見(賛否)を確認すること。(インターネットやマスコミ報道などではなく、郵送で国民全員に意見を求めること。)庶民に十分な情報も流さずにごまかすようなことをするな。(いくらそれなりの情報開示をしたと言っても、関心がないと庶民にはなかなか伝わらない。)それでいて、絶対義務事項にされてはたまったものではない。もう一度振り出しに戻すこと。(裁判員制度そのものを検討してもよいかどうかの問いから。)(男性、50歳代、岐阜県)

一般市民の声を聞く「裁判員制度」は、広くいろいろな人からいろいろな意見を聞く意味では良いかもしれませんが、当然皆善人ではありません。犯罪というほどのことをしたわけではない人とか、罪に対して軽く受け止めている人もいます。また、他言は厳禁と言っても「絶対言っては駄目よ」とか「絶対ナイショよ」と言って誰にでもしゃべってしまう人もいます。本人に分らなければ訴えることもできません。一旦話が外に出てしまうと止められません。そうなったときは誰がどう責任を取るのでしょうか。重い重い課題です。慎重の上にも慎重に考えて決めてほしいものです。(女性、50歳代、東京都)

裁判員制度の導入は、国民にとっては大きくかわることとなる問題です。検討のプロセスを広く計画的に国民に開示し、また、意見も、インターネットにアクセスできない国民も気軽に提案できるような形で受け付けるべきだと思います。改革の過程が余りにも一足飛び過ぎるのではないかと思われ、大変懸念しています。現状の制度の中ですべき改革、できる改革があるのではないのでしょうか。そこからまず手を着け、その中に国民の意見を取り入れることから、段階的に仕組みを、国民全員で考えることのできるような雰囲気醸成など、もう少し戦略的に考えていくべきことと思われれます。(女性、30歳代、大阪府)

裁判員制度についてですが、はっきり申しまして寝耳に水です。私自身とても頭の中が混乱しています。今まで生きてきた中で、こんな制度が日本にもできるなんて考えもしませんでした。私がまず言いたいのは、もっともっと国民の私たちにもよく分かる言葉でこの制度が必要な理由を説明してください。説明を行う場所は地域に根付いた公民館や福祉センターや学校など、人がいつも集っている場所が適切だと思います。そこで、私たちが質問をし、それに答えてください。そうすれば、私たちがどんなことに不安だと思っているのかがよく分かると思います。是非来てください。私たちは聞く耳を持っています。一般の大人たちが理解できないようなことは、当然その子供たちにも理解できません。

もし主人や私が裁判員として選ばれた場合、主人の一日当たりの給料の補償はあるのでしょうか。また、私の場合、子供たちの世話は誰がするのでしょうか。また、裁判所までの交通費、食事代はあるのでしょうか。私たちのプライバシーはどうなるのでしょうか。安全に今までどおり暮らせるのでしょうか。不安はたくさんあります。全国民が納得できる説明と行動を示してください。(女性、30歳代、兵庫県)

開かれた司法制度としての裁判員制度は、選任方法は検察審査会の審査員と似ていますが、その職務内容・権限は異なります。検察審査会の審査員は、刑事事件の検事の不

起訴処分について、起訴相当か不起訴不当を議決し、議決があった場合は、検察官はこの議決を参考にして事件を再検討する。その結果、起訴が相当であるとの結論になったときは起訴の手續がとられるということです。

裁判員は、裁判官と同じ様に、刑事事件において、法廷で被告人質問や証人尋問を行うことができるとともに、判決の評議において自分の意見を主張でき、裁判官と同様の権限を持ち、裁判官や他の裁判員の意見に拘束されることがなく、憲法と法律だけに従って議決権を行使するとありますが、現在の選任方法の規定では、職務上必要な、憲法と法律の規定に従って職権を行使することが立派にできるのでしょうか。憲法と法律に従っての行為が、一般常識のみで可能でしょうか、私は疑問を持ちます。「裁判員」等の制度採用は、明日の司法改革に必要な制度だと思います。この制度の成功のために、裁判員の選任や、職務内容や、権限規制等についても、研究して下さるよう、お願いいたします。(男性、群馬県)

裁判員制度については、もう少し市民の意見を聞いて、具体化するべきだと思います。人を裁くことをもっと、真剣にもっと念入りに考えて、裁く側も裁かれる側も平等で改正するべきだと思います。司法をすすめる人も、それが仕事なんだし、国民もそれぞれ仕事を持ってるわけだし。

正直に、私は裁判員になっても正当な判決を出せないと思うし、情や外見で判断して人と接して生きていく世の中で、冷静に情なしで意志を持ってないと思います。そんなに冷静に判決させる一般市民がいたら、そのほうが冷たいと思うし、そういう人たちがいっぱい増えたらとっても日本は冷たい世の中になってしまう気がする。人を裁くのは、それを好んで仕事にしてる人がやればいい。そんな、重たい裁判の判決を出したら、私はずっとそれはそれで良かったのかなとか、もう少し歳を取れば違う意見だったんじゃないとか、いろいろ考えて生きていくと思うし、もとの事件や被告とは何のかかわりもないのに、一生、心の中に残っていくのも嫌です。

それよりも先に、裁判のテレビ公開をしたほうがいいと思います。特に、市民が耳にする大きな裁判など…。そちらから改善するのが先決だと思います。(女性、20歳代、北海道)

この制度に関して知らなかった人たちが多いようなのですが、この御意見をという場ではなく、このように決まりました、ではなくて、このような制度があるのですがどうしましょう、というところから始めるべきではないのでしょうか。

海外の方法を導入しよう、とのことだと思いますが、海外の陪審員の意見のために冤罪で20年近く刑務所に入った、(もちろん100%陪審員の、ということではないですが)という例も表立ってはいませんがあります。このようなことはもっと何年も掛けて論議し、決めていくべきではと思います。

第二に、裁判官の話を聞いたことがあります。ある、交通がかかわる裁判だったとのことですが、この裁判についての裁判官が、車の免許を持っていなかったというのです。このことを聞いたとき、呆気にとられました。もし自分が裁判を受ける立場だったら、車の免許を持たない裁判官には裁かれたくはないです。

このことから(このことだけではないですが)、裁判官等の裁判にかかわる方々に、もっと教養、社会の細かい事柄、内部から変えてから、今回の制度に着手すべきではと思います。それでこそ「改革」と思えます。(男性、20歳代、東京都)

初めは「一般市民にとって遠い存在である司法というものが身近に感じられて、いい制度だなあ」と思っていたのですが、テレビ番組の説明を聞いているとこの制度がとんでもないものに思えてきました。

まず、無作為に選ばれることについてですが、参加したくない人も強制的にやらせるということですね。それで、勝手に選ばれて、それを拒否すると罰せられるのですか。それはおかしいですね。だからといって、やりたい人を募集して行うのもどうかと思いますが。

次に、全員一致でないといけないという件についてですが、そんな、全員の意見が一致するのを待っていたら大変です。それこそ迅速になんて行かないと思います。だから

とってそう簡単に判決を決められるとは思いません。なにしろ素人ですから。

この制度はまだまだ見直す必要があると思います。司法に一般の市民が参加できることはとても良いことだと思います。ただ裁判員として、というのは無理があるのではないのでしょうか。そして、もっと国民の意見を聞くべきだと思います。そして、この制度の見直しを求めます。そして、より良いものができることを期待します。(男性、40歳代、佐賀県)

一般的に言って、法律的素養の少ない者が判断して判決手続に関与することは、一審判決への信頼性が逆に低下するおそれがあり、控訴審では職業裁判官のみで審決するようなたたき台になっているが、こういったことから、従来の裁判の長期化ということが、敗訴者の控訴する件数の増加により質を変えて裁判の長期化につながるおそれはないのか危惧する。実際に実施してみて、上級審の係属件数の増加につながらないのか不安を感じる。

大衆裁判化により刑事裁判が個人的な感情で左右されることにならないのだろうか。民主主義の多数決原理により、司法への三権分立制度をなしくず的に崩壊させることにつながっていき、良識ある判決の減少を招き、同情論から有罪者を無罪に、感情論から量刑を不当に作用させて、過去の判例、他の同様の事例に比較して重罪にするというような量刑不当のケースが生じないとも限らない。

裁判員制度には賛成であるが、あらゆるケースを検討して、慎重な制度導入を図っていくようお願いいたします。(男性、50歳代、愛媛県)

今の時点で裁判員制度を導入すべきかどうか、考え深いものがあります。もっと検討すべきところがあるのではないのでしょうか。例えば、裁判員の選出された場合の拒否権についてですが、病気等のやむを得ない場合を除いては裁判員として裁判所へ出頭する義務があるということが報じられていました。仕事や育児等の理由で拒否した場合、懲役を科せられる場合もあると…。もし、それが本当だとしたら、こんな無茶苦茶な制度はないと思います。仕事はともかく、育児を理由に拒否できないというのはいかがなものでしょうか。もしも父子・母子家庭の人が裁判員として選出されたとしたら、裁判の間、子供はどうしたらいいのでしょうか。最近では核家族が増え、片親一人で子供を育てるケースが多いと思います。裁判員の選出は、そういったところまで考慮されているのでしょうか。ニュースでは、裁判員の選出は、「選挙権を持つ20歳以上の男女を無作為に」ということでしたが…。また、心配されているとおり、裁判の内容によっては市民が正当な判決をできない場合があるという点でも検討すべきところがあると思いますし、法律等の知識に乏しい一般市民が判決を左右することに対しての不安もあります。裁判員として裁判に参加するのではなく、意見員として市民は裁判に参加すべきではないのでしょうか。裁判員制度を導入するとしたら、市民への法律等知識の教育を徹底し、土台となるものを作ってから導入すべきだと考えます。(女性、20歳代)

「国民の司法参加」という、進歩的で耳に優しい、何か反対し得ない美名で、いわゆる「裁判員制度」導入計画が政府の司法制度改革推進本部で進められ、来年の通常国会に提出されるという。一方、日弁連では、「裁判員、決めるのはあなた」という啓発映画を作り、国民参加が根付けば裁判が変わる、と上映を始めた。裁判員の人選については、選挙人名簿を基に作られた裁判員名簿から裁判ごとに無作為に選任され、裁判官とともに有罪・無罪から量刑判断まで行うという。選任された者は出頭しないと過料に処すという罰則付きという強制法である。OJシン普森事件で、この種制度の先進国米国でも陪審制という素人裁判が問題視された。裁判員は裁判結審まで利害関係者等との接触回避のため、当然のごとく一定居所に隔離されるという。しかし、こうした被選任者の受認すべき不利益な件については、ほとんど公表されていないのは解せない。逆に不利益な部分こそ包み隠さず公表し判断を求めるべきだ。思えば、民衆が裁判を仕切るという姿は、西部劇での保安官・民衆対悪人の絞首刑裁判を彷彿させられる。欧米の形式が万全というものでもあるまい。日本には日本の歴史・伝統・文化がある。人が人を裁くという過ちの許されぬ分野は神聖な領域である。したがって、神の域に近づくために勉学を遂げた学識経験者に日本は裁判をゆだねてきたのである。人民裁判方式は日本

人のメンタリティーにそぐわない。いずれにせよ、初めに裁判員制度導入ありきで選任される裁判員の不利益部分を隠し、良いことづくめだけの情報を流す悪を避け、すべてを開示し国民的論議を経て慎重に決定すべきである。(男性、70歳代、千葉県)

基本的には賛成ですが、国民の義務を増やすことになるので、慎重に議論してほしい。

報酬についても、義務を拒否した場合の罰則に見合うもの、裁判官の給与とのバランスがとれたものとするべき。裁判官は給与を減額されないが、裁判員は裁判員になることによって、収入が減っても構わないのか。裁判官と共に仕事をするのに、報酬に差別があることは問題ないのか。大きな義務を課すにもかかわらず、法曹でないからといって、アルバイト・パート扱いでいいのか。安い報酬だから、いい加減に結論を出すこともあり得るのではないのか。安い報酬だから、賄賂を取る人も出るのではないのか。負担には負担に見合うだけの手当てをするべきである。裁判員の報酬は、基金なりをつくって、十分な保障をしてはどうかと思います。判決という重要な局面に携わせるのであれば、きちんとした地位の保障が必要である。

義務の免除の範囲についても、土業などは、法によって、依頼人のため、迅速に業務を処理する義務を課せられているケースもあり、他の法律との関係を明確にしなければならぬこともある。また、個人事業主、中小零細企業の代表などの場合どうするのか。資金繰りの最中でも、義務を履行し、倒産しても構わないのか。死刑廃止論者でも、凶悪事件を扱えるのか。例えば、宗教家の場合でも、説得され死刑に賛成せざるを得ないのか。よく議論してほしい。

裁判員の公正さをいかに保つのか。利害関係者が裁判員に賄賂を渡すというようなことがあったらどうするのか。そうさせないためにはどうするのかを議論してほしい。

また、裁判員の安全をいかに保つのか、暴力団のお礼参り、脅しからいかに守るのが、議論してほしい。(男性、30歳代、神奈川県)

裁判員制度は、やはりもっと議論をしてから導入すべきだと思います。

まず、裁判員制の欠点として、一般の人々を裁判員としてしまうと、感情が移入されやすい点です。例えば、強盗殺人事件が起きたとします。やはり、一般の人々は被害者のほうに同情してしまうでしょう(あくまでも推測ですが)。しかし、加害者にもまた人権があり、どうしてそのようなことになったのかを深く知らなければなりません。知るということは同時にプライバシーを明かすということにもつながると私は考えます。プライバシー問題について騒がれている今、加害者と言えど、多くの人にプライバシーを明かすのは本当に良いことなのでしょうか。

それと、裁判員を一般の人から選出した場合、仕事などはどうするのでしょうか。給与は認められるのであれば、家族などが生活に困ることはないと思いますが、会社側の立場とすれば、重要な人物が仕事から離れてしまっただけは大変だと思います。また数か月して仕事場に復帰しても、その間に、内部の様子が変化してしまったりすると、その遅れを取り戻すのは大変なことです。それに、学校教員などは担当する授業が決められており、一人でもいなくなれば大変だと思います。

最後に、もし自分の行った裁判で加害者が死刑判決をされたら、人によって違うと思いますが、中には責任を感じたり自己嫌悪になったりする人もいると思います。そうなってしまってからでは遅いのです。そういうケアについても議論が必要だと思います。

ここまで裁判員制度の欠点について書いてきましたが良い点もあると思います。一般の人々を裁判員にすることによって、裁判という仕組みについて興味を持つようになると思うし、広く意見を求めることができるようになると思います。裁判の公平性や、裁判の明白性も上げられると思います。(女性、10歳代、神奈川県)

私は、米国で過去13年間派遣社員として勤務した経験があります。今回の制度は米国における陪審員制度に類似したものと考えます。私も、一度だけ陪審員に選任されたことがあります。外国人であること、英語がネイティブのように理解が困難であることを理由に免除願ったことがあります。米国では Social Security 番号で無作為に選任されると聞いております。

さて、米国では、陪審員制度が長い歴史の中で、順調に社会に受け入れられているように思いますが、私が考える、ここでの要点は、米国人のほとんどにかかわる宗教、すなわちキリスト教が背景にあることだと思います。すなわち、聖書に対しての宣誓は、宣誓本人はもちろん、社会もこれを絶対なものと受け入れる思想、歴史、習慣が存在することです。日本では丁度、三文判であっても、印鑑さえ押されていれば誰も疑うことがないことと同じで、また、米国でのサインは誰も疑わないことと同じで、私が米国人にサインは誰がしたか分からないだろう、と聞くと、「その質問の意味が分からない」と答えることと同じで、聖書への宣誓により、陪審員にとって全力をいれて可能な限り正直に判断を行うことが「自然」に行われる環境にあります。また、宣誓した者の判断は、気持ちに正直であると社会からも受け入れられる環境にあります（基本的に聖書に宣誓した陪審員の判断に社会がクレームすることはありません）。

このような精神的な背景は、比較的的日常の中で宗教とは疎遠な環境にある（私も同じ）多くの日本人にとっては希薄であり、また、今まで、このような環境にない日本人にとっては、今回の裁判員は厳しいものと思われ、現在の社会の見る目も米国型とは違ったものと思われまます。

ついては、このあたりの背景を是非とも御配慮願ひ、制度の検討に当たっては、法律論だけでなく、思想、特性、歴史、社会、そして宗教なども配慮したものとなるよう希望します。個人的には、これらの環境が整うまで、まず民事の軽易なものから導入し、刑事の大型犯罪に付いては、以上の理由から慎重に対処されますよう希望いたします。（男性、60歳代、千葉県）

私は、素朴な疑問として、裁判員制度の重要性を考えたとき、現在制度改革の検討中とはいえ、余りにも少ない情報量に、親方日の丸的な形式だけにとらわれたものの考え方、推進本部の姿勢の弱さを強く感じています。この制度は、最近の政治屋所業の軽薄さとは違い、未来永劫につながる極めて重要なものであり、人様の生き方に密接に関連する大きなことであります。具体的には、例えば、裁判員制度を推進することがどのようなことにつながるかなどは、レベルの低い議員の選挙時の公約と違い、まさか、「広く国民に参加してもらい、公正に裁きを行う」などという思いつきの軽薄と思える根拠の薄さで考えているだけではないでしょう。ですから、制度に関して、もっともっと、身近なところで情報を増やし、教宣活動をきちんと充実させてください。人間の一生を決めることになる、人様を裁くという極めて責任重大な制度を、「とにかくやり始めて、不足のあるときはその都度修正を加えて」程度の位置付けで、識者と呼ばれる方々や、一握りの関係者で密室で作られているような気がして、極めて頼りなさを感じています。もっともっと広範囲に世論を巻き込み、重要性を訴え、場合によっては、制度内容に関して国民投票を実施するなどの大がかりな姿勢を是非見せていただきたいと思っています。予算面の不都合もあると思いますが、一番大事な生きる権利の根源であります。この制度への危惧として、参加者資格というのか、無作為推薦される側の資格に関して、十分な検討の必要性を感じています。例えば、成人だからといって、自分の生活さえ管理できない者に、果たして他人様を裁く判断の権利を与えてもいいものか。興味本位のテレビワイドショーを見るような気安さで、仕事を通じて世間を経験したことの無い専業主婦に、無作為に推薦されたからと司法参加され、サークル仲間のリーダーを選ぶがごとく気楽に賛否の判断をされたらたまったものじゃないという危惧があります。「あっそうだったの、ごめんなさい」では済まない大きな責任を伴うことだということを、責任の重大さを全面に押し出してはいかがですか。人権だとか民主主義だとか個人尊重も大事です。そして、事件や事故は起こしたほうに責任があることは当然のことです。しかし、裁く側にも、判断を下した後には延々と、その是非に関して精神的なしこりを残すはずで、自分の判断に大きな責任が伴い、その判断が間違えば、一生悔いを残すことにつながり、第一そのような思いつきの判断で裁かれたら、被疑者といえども納得がいくはずありません。世の中の、持って生まれた感性、人間性のほか、蓄えた知識以外に、体験、経験を基準に判断せざるを得ない事柄の多さを考えれば、選定基準が無作為というのは、極めて危険この上ないと考えます。いずれにしても

じっくり、時間を掛けて、根本から検討されることを是非望みます。(男性、50歳代、神奈川県)

裁判員制度成立に向けて審議が進んでいるが、示された骨格案を読むと、賛成できない内容の項目がいくつかある。

まず第一に、初めに裁判員制度ありきで、主役である国民のコンセンサスを得ないまま審議が始まったということ。国民の生活を一変するような法律を導入するのであれば、国民にまず問うということが必要だったはず。それまで普通の生活をしてきた一般人が、ある日突然裁判員に選ばれたという通知を受取り、出頭を命じられる。場合によっては人の生死を左右する重大事件の裁定に加わる。これは尋常なことではない。素人にとってそれは大変なストレスとなるだろう。裁判員制度を導入するに当たって、当局はそこを熟考されたのであろうか。

第二に、強制力の強い法律であるということ。なぜ、裁判員に選ばれた人は拒否できないのだろうか。選挙も国民の義務だが、投票所に行かないからといって罰せられることはない。裁判員の場合、正当な理由なく拒否はできないという。この制度の一番の問題点はここである。正当な理由とは何か。正当でない理由とは何か。その基準はどこにあるのか。それを決定するのは誰か。個人によって価値観は異なるはず。そもそも、裁判員とは、裁判官を補佐するために一般から選ばれて出頭する者である。裁判官は司法のプロだが、一般の人はそれぞれ自分に合った職を持ち、いろいろな都合を抱えている。自らの意志で法曹界に身を投じた人と違って、人によっては他人を裁くということに向かない人もいるだろう。血を見て卒倒する人が外科医に向かないように。そうした国民側の都合や意志が全く考慮されないのはなぜだろう。全く上からの一方的な命令といった印象である。仕事が忙しいからというのは拒否の理由にならないという。それでは、プロの歌手が裁判員に選ばれ、コンサート当日に出頭命令が下された場合、どうすればよいのだろうか。ステージに穴をあけるのか。大相撲の力士が選ばれ、本場所中に出頭日が重なった場合は。創作に没頭している芸術家はどうすればよいのか。他のことに気をとられているうちに、彼の創造のインスピレーションは消え去ってしまうだろう。あり得ないことではない。要するに、強制力の強い法律は国民の自由を制限するということで、いずれ混乱を招きかねないということだ。なぜ、選ばれる国民側の選択権を認めないのだろうか。理由の如何を問わず、認めるべきである。国民側の意志、都合、それを無視すべきではない。強制され、嫌々出頭してきた裁判員が積極的に裁定に臨むとは思われない。人の心まで強制することはできないからである。米国の陪審制度では、陪審の拒否権が認められているようだ(特殊な状況のみかもしれないが)。

かつて、戦前の日本でも陪審制度を実施していたが、辞退者が続出したために廃止された。当局は、同じ轍を踏まないよう強制力の強い制度を目指しておられるのだろうか。それを回避する方法を一つ提案したい。裁判員候補に該当する国民全員から、裁判員として裁判に参加したいか否かアンケートをとるのである。あるテレビ局の該当アンケートでは五分五分の答えであった。参加する意志のある人をあらかじめ選択し、そこから更に選び出せば、辞退者を防げるのではないか。無作為という趣旨には添わないかもしれないが、一考に値すると思う。

いずれにせよ、裁判員制度が国民にとって大きな負担とならないよう、徹底した審議の上、国民の納得する形での成立を望みたい。(男性、50歳代、福岡県)

司法制度の改革の目的は、閉鎖的になりがちな司法と国民感覚との隔たりを改善することだと思うのですが、今回作成された「たたき台」には、私から見ると、首をかしげることばかりです。特に「裁判員制度」には問題点が多くあります。

まず、裁判員に選ばれたら司法参加が強制・義務付けられることについて。これは、我々国民にとって、体力的、精神的、経済的に大きな負担がかかります。そして、この義務は、現在の社会では行うことが不可能と言っていいほど難しいです。

無作為に選ばれた人は、本人の病気など、よほどの理由でなければ断れない点についてお聞きします。今は、どの会社もリストラが当たり前で、一つの部署に一人しかいないことも珍しくありません。その場合、有給休暇はもちろん、病欠さえままなりませ

ん。残業も増えています。どこの会社でも見られることです。このような状況で裁判員のための休暇が簡単に取れるとお思いですか。もし仮に取るなら、本人は仕事の都合を調整するため、更に残業を増やし、また、周りの人にも協力を求め、他人にも負担がかかります。

仕事の調整ができない職の人もたくさんいます。例えば医師。医師が休めば、患者は治療を受けられなかったり、受けるまでに時間が掛かることになります。個人で自営業をしている人はどうでしょう。店を休めば収入がなくて困ります。これは、報酬を与えればよいというわけではありません。定休日以外はいつも営業していることで、大きな信用を得ている店も少なくないからです。それでも強制的に休業させられることになるのです。教師ならどうでしょう。生徒は先生が休む間、自習や慣れない代理の先生の授業を受けさせられます。生徒にまで影響が出ます。このように、仕事というのは、大きな社会の流れの歯車の一つであり、たとえ小さくても、止まればいろんな方向に迷惑が掛かります。また、乳幼児の母親で子供をどこにも預けられなければ、乳幼児を連れて参加できますか。審議中に泣き出しても構いませんか。介護が必要な人を抱えている人はどうなりますか。出廷期間を安心して預けられる施設は確保できるんですか。遠方の親戚に来てもらった場合、その交通費は自己負担ですか。思いつくだけでもこれだけあります。世の中にはもっといろんな立場の人がいるはずですよ。

司法制度改革推進本部の皆さんは、お客相手の商売や直接接客の仕事をしたことがありますか。育児や介護を体験した人は何人おられますか。

裁判官に国民感覚を求める前に、まず司法制度の改革を進める皆さんがもっと今の社会の現状や仕組み、社会の常識や風潮を理解し、国民感覚を身につける必要があるのではないのでしょうか。

次に、評議について、期限のない守秘義務を国民に課す点です。これはつまり、一生守秘しなければならぬということですね。ということは、「自分が参加した裁判のことは忘れる」というふうにも受け取れます。それでは、かえって司法を軽々しいものにしてしまうおそれがあります。それで本当に刑事裁判の事実認定、量刑を決める重い責任を果たせるのでしょうか。

司法への参加義務、一生の守秘義務、これらはかえって司法へのマイナスイメージです。実際、私には司法への理解や支持なんてできませんし、生活に負担をかける迷惑な制度です。また、私は法の知識はほとんどありませんし、裁判を傍聴したことはありません。おそらく国民の大半が私と同じでしょう。何もかも初めての状況で、刑事裁判の審理、評議、評決を行うわけですが、果たしてそうした初めての緊張した場で、審理中に質問したり、評議で自由な意見を述べたりできるのでしょうか。刑事裁判の雰囲気は萎縮してしまったり、他人との協調を重んじる日本人には、他の裁判員や裁判官と違う意見をはっきり言えないことも十分考えられます。参加義務を求めるなら、義務教育で司法や裁判について学び、更には疑似体験も必要だと思います。

次に、裁判員のプライバシーについて。裁判員候補の名前は公開されることがあるということですが、逆恨みされることがあったらと思うと不安です。しかし、万が一、冤罪だった場合、責任はとらなくていいのか、どうしてそうなったか原因を明らかにする必要があるのではないかと、プライバシーを守りながらそういうことができるのかと考えると非常に難しい問題です。

司法をもっと国民に理解してもらい、より良い社会を目指すなら、もっと時間を掛け、いろんな立場の人の意見を聴き、順応することが肝心です。

今回の司法改革の流れは、

司法と国民の隔たりをなくすためにはどうすればよいか。

国民を司法に参加させればよい。

参加させるためにどうすればよいか。

無理にでも参加させるため、罰則が科せられる。

強制参加させる法律を作ればよい。

という、短絡的なものに見えてなりません。

果たして、本当にこのような義務を負うことによって、国民は司法を理解し、司法と国民の隔たりはなくなるのでしょうか。本当にこの方法しかないのでしょうか。とにかく、もっと時間を掛けて話し合っていたきたいです。先にも書いたように、義務教育などで国民すべてが司法について学ぶべきですし、そして何より、参加しやすい環境（仕事の休暇、子供や要介護人の問題など）を整えなければなりません。そうでないと、この制度は全く意味をなしません。

そのために、もっとこの司法改革を国民に知らせる努力をしてください。今現在、国民の何%がこの「たたき台」の内容を知っているのでしょうか。知らない人が多いと思います。義務化するなら、この努力をしないのは卑怯です。テレビ、ラジオ、コマーシャル、公共施設、公共乗り物、スーパーマーケット、自治体、いろんな手段を使ってください。そして、難しい用語だけでなく、具体例を挙げた解説も必要です。国民に司法への関心をもっと向けさせなければなりません。

私は、このような義務参加させる法律より、もっと必要なことがあると考えています。今回の司法改革に当たり、司法感覚と国民感覚はどう違うか調査されましたか。それは明らかにされましたか。なぜそんなに隔たりがあるのでしょうか。その隔たりをなくすには、本当に国民参加しかないのでしょうか。今までの被害者やその家族に、裁判への意見や不満を聞きましたか。私は常々、現在の裁判は加害者の人権は最大限に大切にされるのに対し、被害者やその家族の人権はないがしろにされていると感じられてなりません。何の罪もない被害者やその家族の人権こそ最大限に守られるべきです。もっと被害者やその家族の不満を聞き入れるべきです。それを解決していけば、おのずと司法と国民の隔たりは小さくなっていくはずです。ほかに、現在のように時間の掛かる裁判をもっとスピーディーに、経済的負担を少なくするよう改善するほうが先決ではありませんか。

裁判は人が行います。人が行うことに間違いが起こらないということは決してありません。しかし、間違いを少なくする努力は必要です。すべての国民の意見を取り入れることは不可能です。しかし、できるだけ多くの人々が納得するよう話し合うことは必要です。民主主義とはもともととても時間の掛かるものです。どうかもっと時間を掛けてください。

5 その他の意見

財政難を理由とする改革の後退は不可。(男性、兵庫県)

裁判員制度を、有効に活用するためには、裁判所速記官の大幅な増員が必要ではないでしょうか。(男性、兵庫県)

刑事訴訟や行政法は行政権の濫用の歯止めとしてある面があるが、濫用行為には陽性のものと、陰性のものがある。これに対処する気があるのかどうか問題と思う。

裁判の公開が先ではないでしょうか。せめて重大事件の裁判は公開されるべきだと思います。裁判がどのように進められているのかも知らない状態で、量刑まで決めるというのは危険だと思います。(20歳代、男性、東京都)

人間は、今聞いた話でもすぐ忘れてしまいますし、耳から聞いた話を100%理解できないそうです。ありのままの情報をすぐに文字に固定できるのは「はやとくん」しかありません。裁判員制度を根付かせるためにも、情報システムの対策を考えてください。(女性、兵庫県)

今の日本の裁判制度は現状に合っていません。長期裁判は、国を滅ぼすばかりで、犯罪人にとって有利な場合が多い。アメリカの陪審制を早急に取り入れるべきであろう。まったく、敗戦国は裁判制度まで腐っている。国民がかわいそうである。早急に年内に改正すべき。(男性、大阪府)

陪審制度の復活を願うものです。その理由は、司法試験だけを合格した、人間の苦勞を知らない純粹培養された人間が、他人の人格を裁いたり、人生を裁いたりするのは不可能であることです。到底、正しい判断は期待できないと思われる。人間の深層心理を理解するには、多種多様の人生を経験した人間の知恵の合議で決めるべきである。(男性、愛知県)

今までの未成年の重大犯罪の罪の軽さにはいつも憤慨しておりましたので、本制度ができたなら自分らが裁けるのかなと思うと若干は良い制度かなとは思いましたが、そうではなくて現在の法律を変えればこのようなこともしなくてもよいのではないかと思います。もし本制度が施行された場合、呼び出される裁判員の気持ちも考えていただけると幸いです。(男性、20歳代、大阪府)

素人の裁判員を使うのであれば、明治だか大正時代にできた六法の条文を、国が指定した当用漢字と現代用語に直して、現代人及び一般人に分かるようにするのが先だと考える。昔と違って法的解決が増えた今日、そういった整備が非常に遅れている世界だと思う。ハイテク時代の世の中、先進国と言われながら、法の世界は江戸時代のような気がする。(男性、30歳代、大阪府)

裁判員制度を置くのであれば、刑事訴訟法の証拠法の部分(英米法の Evidence の部分)を改正しなければ本来の実効性は期待できない。誘導尋問・誤導尋問の禁止とか伝聞証拠の排斥とかを今よりもっと厳格にすべきでしょう。素人の裁判員に感情的な判断を避け予断を排除し客観的で公平な立場に立つてもらうための刑訴法上のお膳立てをすべきだと思う。(男性、40歳代、兵庫県)

日本の裁判の結審まで長いことにはうんざりします。もっと裁判官を増やすべき。そうかといって、人生経験のない紙の上での合格者は駄目だと思います。外交官や地方自治に長く携わった人、清廉潔白な政治家、実業家を陪審員にして、裁判のスピード化を図ってほしい。紆余曲折の末、何十年も経ってから無罪になったのでは人生を棒に振ったも同じ。是非改革をお願いします。(男性、岡山県)

裁判員制度の導入に当たり、国民への司法教育の充実が欠かせないと思います。現在の中学・高校の公民科の必修単位数、教科書の司法関連記述の割合などから考えると、不足していると言わざるを得ません。裁判員の数がどうなるにせよ、国民の多くが裁判員になる可能性を持つ中で公正な裁判が実施されるには、教育の問題も併せて検討していただきたいと思います。(女性、40歳代、東京都)

情熱を持って務めることができるように、

- 1 刑法と刑事訴訟法の習得期間を設ける
- 2 裁判員の任期をある程度の長期間(1~2年間)とする

こととし、その期間、暇を見て司法書士及び行政書士の勉強を教えていただいて、任期終了後は開業できるように推進していただけたらと思います。

せっかく法律の世界に準公務員として選ばれたのですから、知識の中にでも職業の中にでも活かしていけたらと思います。(男性、長崎県)

裁判員制度で一般人が事実認定その他に関与したからといって、より事実の発見や裁判の迅速化が図れるなどと考えるのは大間違いである。私は、あらゆる分野で一般人の事実の認識や判断を詳細に観察しているが、事実を冷静に分析し、把握し、評価判断を加えることができる人など10人に一人もいないと言える。

裁判員制度は、そもそも、事実認定などのためではなく、国民の司法参加という観点から出てきたものと言える。したがって、この、より裁判を民意に近づける危険のあるものをどうしても採用するというなら、その反面、裁判官、検察官の能力、特に事実認定、証拠の判断の能力を上げる対策が採られなければならない。

私は、全体として日本の裁判制度や裁判官を信頼している。したがって、裁判という極めて専門的な分野に素人の判断を持ち込むことに疑問を持っている。裁判官が世間の常識から外れているというのなら、裁判員制度を導入するより、裁判官全員に、5、6年おきに、通算2回程度、半年から1年程度、企業、学校、行政官庁などで一般国民と接触のある仕事をさせ、世間の常識を理解できるような研修をさせるほうが良いと思

う。仮に裁判員制度を導入する場合、判断能力のない人まで選ばれるのではないかと懸念している。少なくとも、知能の遅れた人、精神障害のある人などは排除する手立てを講じるべきである。また、選ばれた裁判員に、判断できるだけの研修をすべきである。

(男性、70歳代、神奈川県)

裁判員制度は、裁判に民意を反映する制度であり、戦後、刑事裁判に当事者主義を導入した改革に匹敵する、司法の民主化である。戦後の刑事裁判は、当事者主義とはいえ、司法試験に合格した職業裁判官で構成、審理され、法的水準の高い専門職域であった。それに比べ、民意を反映するためとはいえ、裁判員は一般市民であり、法解釈及び事実認定上の知識は素人である。とりわけ、人権保障上、「厳格な証明」が求められる、罪となるべき事実の認定には、裁判員といえども、最低限の証拠法的知識が必要であると考えます。最高検が、刑事裁判での立証方法を改め、公判での証言を重視するよう方針を転換することは、裁判員制度の導入に対応する措置と考えられますが、それと並行して、裁判員が関与する範囲の刑法及び事実認定上必要な証拠法の事前講習があるのではないかと考えます。こうした措置を経ない裁判員の評決には、主観などが混入し被告人の人権を損なう危険が懸念されます。(男性、70歳代、兵庫県)

裁判で、民間の人も混ぜて、犯罪者や訴えられた人の処分を決めるわけですが、素人や別の仕事をしている人のほうが、判事や検察官より思わぬところに目をつけたりすることを期待しているのはいいです。しかし、裁判というのは時間が掛かるわけで、そんなに長く裁判員となった人を拘束できるでしょうか。また、目的は、刑を決めて「反省させる」「再発を防ぐ」ことなのであり、そのほうに知恵を出すようにしてほしいです。懲役何年が出たからでこと足れりではないと思います。被告人の人生は、裁判が終わって刑務所に入ってからが始まりだと思います。

それよりも、犯罪を阻止するほうが大切であり、道徳教育とか社会保障とかに力を入れて、犯罪に走れない、走らない環境と心をつくるのが大切です。裁判員自身が飲んだくれていたらしないとか、ギャンブルに狂った人がなったりするようになると、果たしていいのかと思います。社会全体で防犯するなら、裁判にだけ民間人を入れてどうかなるものではないと思います。(男性、広島県)

裁判員制度について広く国民の意見を求めている事務局が、検討会の構成員を、一般の国民からもっと多く選ばなければいけないのではないのでしょうか。立法作業には、専門的な知識が必要とのこと、そうした理由で、構成メンバーのバランスを法律家主導にしたら、制度の趣旨が最初から形骸化されてしまうおそれがあります。国民が求める意見に沿って検討会も回を重ねるべきで、専門家には顧問的立場で出席してもらい、極めて少数の人員に限定すべきだと思います。法律は専門家に任せるとか、素人に何が分かるかでは、何年過ぎても国民主導の真の制度は生まれません。それぞれ、仕事を持った国民から選ばれるのですから、いろいろな問題もあり課題も出てくるでしょう。そうした壁を、官民がコミュニケーションを密にして、参加容易な環境を整備することからまず始めなければいけないと考えます。官のお上意識を払拭し、既成概念に固執しない大胆な発想を持って、実現に向けて努力していただきたく、切に望む次第です。(男性、70歳代、愛知県)

裁判員制度については反対するものではありませんが、現段階では反対です。私は、ディベートを教えています。まだまだディベートに対する偏見があり、日本社会では浸透しにくいものであるということ、日々実感しています。あることに対して真理を求めて議論することがディベートの本質ですが、地域社会の中では、議論することが和を乱したり反対していると取られる場合も多く、争いを避けるために自分の意見は言わない、後々のことを考えて強者になびいたり適当に合わせておく、という場面もよく見かけます。裁判員制度は正にディベートをする場です。もし、ディベートできない人たちが裁判員になったとするならば、どういう結果になるのかはなんとなく予想がつくような気がします。

私は裁判制度の下できちんとディベートをするべきだと思いますので、裁判員制度を導入する前に、皆が自分の意見を言えるような環境をつくり、ディベートできるような

社会にするために、学校教育、生涯教育を徹底してから裁判員制度を導入するべきだと思います。(女性、50歳代、大阪府)

現在の裁判制度では、裁判官、検察の人々は一般の人より頭が良く高潔で深遠な真理を追究する神にも近い人と言う前提になっています。ところがドッコイ、我が身を振り返ってみれば分かることですが、人はそのうちに善も悪もすべてを包含します。つまり、裁判官であれ総理大臣であれ一般庶民であれ人間としては一個のチッポケな存在でしかない。民主主義の世界では人は等しく皆平等のはずです。どこかにある権力者がいて、裁判官や、検察や、警察官等を評価し、任命し、権限を与え、報償を与えるというシステムは、江戸時代のオカミ思想そのもののシステムです。法に基づいて裁くといえども、法そのものが時の権力構造の常識に縛られたものゆえ、正義をなすとは言えないのです。今の司法制度あるいは官僚制度の一番悪い点は、庶民のためというか、国民のために税金をもらって働いているという実感が無い点です。拙い裁判をしようが、経済閣僚が拙い運営をしようが、警察官がサボろうが、税金を払っている庶民が一切評価できないことです。したがって、身内の安全だけ図って隠蔽してしまうのです。(男性、60歳代、埼玉県)

- 1 裁判員制度検討の理由が分からない。万が一裁判官に問題があるなら、その是正に取り組むのが先だ。
- 2 現行の刑法、刑訴法、民訴法の欠陥をまず改めるべき。
 - (1) 殺人は、原則として死刑又は無期懲役とすべき。情状酌量で減じていくべし。
 - (2) 麻原オウム裁判に一体何年かかっているのか。すべての罰を洗う必要なし。最も重大と思われる事件のみで死刑は確実だ。なのに、松本サリンとか他の小事件まで手をかけるから無駄な時間と血税を使っているのだ。こんなのは2年以内で終わるべき事件だ。
 - (3) 黙秘権は、おかしい。黙秘は認めたこととすべきだ。
 - (4) ただし、誤審を救済する方策を考えるべきかも。
- 3 万が一、裁判員制度採用の場合は、
 - (1) 任用は60歳以上の、人生経験豊かで利害関係のない者からとすべき。
 - (2) 裁決は、少なくとも2/3以上の賛成を採用すべき。
- 4 被害者の見解を聞くべき。そして尊重するべし。
- 5 加害者を徹底的に懲らしめるべし。これなくして犯罪は跡を絶たない。(男性、京都府)

「裁判員制度」等について意見を述べさせていただきます。この制度は、英米等陪審制度を取り入れ、民意を裁判に反映させようと意図されたものと思います。この制度に類似したものに、検察審査会があります。私は、3、4年前に初めて、検察審査会という存在を知ったわけであり、昭和23年に検察審査会法が制定されてから、50有余年の年数が経っております。私たちの地域では、検察審査会の審査がなされたということ聞いたことがありません。私も1年間、3、4年前に検察審査会の委員に選任され、4日間会議に出席しましたが、裁判官、事務局長のお話を聞くだけの会議であったと思います。委員、補助員合わせて20名の人員で審査会は構成されておりましたが、大部分(ほとんど)のほうは、法律はもちろん刑法についての知識の持ち合わせのない方々ですのでやむを得ないことだと思います。私たちの地域でも、過去数多くの刑事事件(刑法条文該当)がありましたが、検察は起訴もせず、審査会も審査申立てもなかったのが今までの状況であります。このことは、全国的にも言えることではないでしょうか。笑い話になりますが、10余年前私たちの地域には、2名の弁護士がいました。その弁護士の方々が、離婚判決が決定しても、意味がないというようなことを言って物議をかもしたことがあります。「本人の印が絶対に必要である」と。離婚判決には形成力があるということが理解できなかったわけであり、地方という所、日本の国の大部分では、陪審制度を機能させるのは大変な作業であると思います。裁判員になる方々の法律学の教育を施す事業はしていただきたいと思っております。(男性、新潟県)

司法の国民的基盤を確立するための司法改革の目玉としての裁判員制度の導入に当た

って最も肝心なことは、素人が参加しても適正・充実した審理を実現できるよう、刑事手続を抜本的に改革することである。それはすなわち、裁判員制度だけでなくすべての刑事裁判を国民に分かりやすく、司法を国民の身近にするものである。

しかし、このたたき台では、おおよそそのような刑事手続の抜本的改革という視点が抜け落ちており、枝葉末節に留まっている。できるだけ現在の刑事手続に手を加えないように心掛けているようで、裁判員制度があたかも鬼っ子扱いをされているかのごとく感じる。また、審議会意見書の要請する直接主義・口頭主義の実質化を図るための工夫も見られない。

総じて、このたたき台では具体的に裁判がどのように変わるのかを全くイメージできない。何のための裁判員制度かと疑わざるを得ない。一体、刑事検討会のメンバーは、現在の刑事裁判のどこに問題があり、それをどのように変えなければならないのかの問題意識を持っているのだろうか。寒心に堪えない次第である。もっと真剣に、制度改革の目的をしっかりと考え直し、この点を国民に分かりやすく示すべきである。そして、この視点から検討されたたたき台であることを個々具体的に提示し直すべきである。恐らく、このたたき台のまま意見と言える素人はほとんどいないであろう。それにもかかわらず、このたたき台から法案化を進めることは、単なるアリバイ作りにすぎないというほかない。国家の根幹にかかわる裁判制度をこのような皮相な改革案で押し切ることのないように切望する次第である。(男性、50歳代、福島県)

現行の裁判制度は、日本国憲法の下に存在している。したがって、日本国憲法の要請により、民意が反映されなければならない。だから、その意味においては、今回の一連の議論は評価すべき点が多い。しかし、新制度として導入されても実効性がなければ、今までの議論の意味がない。その点はどうか。結局は、検察審査会にしても、裁判員制度の導入にしても、官僚化した職業裁判官が残存することにはなんら変わりはないのではないだろうか。

そこで、かなり強引ではあるが、次のような意見を呈したい。誤解を恐れずに言えば、犯罪を含めたすべての法的現象は市場経済の中で起きている。重罪である殺人も、契約のもつれ、金銭トラブルによって起こることも少なくない。ならば、市場経済にある程度まで身をゆだねてみてはどうか。何も、法的事件は法律専門家に任せるといった硬直的な発想にとられる必要はどこにもない。例えば、アメリカで多数活躍しているADR(代替的紛争解決機関)の本格導入に向けて議論を進めることのほうが賢慮ではないだろうか。今回の一連の司法制度改革が具現しても、訴訟遅延という問題や裁判としての実効性の問題が克服できなければ全くの無駄である。もちろん、国家機関と違ったADRは、問題も多い。だとしても、利用の手軽さ、インフォーマルな手続、迅速かつ柔軟な処理といったこれらメリットには、感じる魅力が大きい。また、私なりに付け加えれば、ここには民意が国家機関より反映しやすいようにも感じる。さらに、市場経済の真っ只中にある民間活用機関なので、専門的技術的知見も取り入れやすいのではないだろうか。これが、つまりは、本来的な司法的救済につながっていくのではないかと感じる。(男性、20歳代、埼玉県)

文春新書「司法改革」浜辺陽一郎著を読んで、筆者の意見に大いに賛同した。

裁判所は、「国民の基本的な人権を守ることを本領とする民主主義のもとでは、裁判は公正かつ厳正に行われることが強く要請され、そのための保障として、裁判所は政府や議会の意志によっても動かされることのない独立の地位を持つことが必要とされる。」とされている。しかし、現実には裁判官も退官後の再就職のこともあり、企業に不利な判決を下すとは思われない。浜辺氏の意見では、日本の法律は、本当の悪人が相手のときにはあまり役に立たず、途方もない尻抜けがあるという。また、日本の裁判は、生命など目に見えないものの被害の救済にとっても冷たいと指摘している。歴史を振り返ると、日本でも1923(大正12)年、陪審法が制定され、昭和18年に停止となっている。陪審制が日本に根を下ろさなかったのは、陪審のような形での民衆の司法への参加をその当時の国民が真に要求していなかったという実情に基づいている。日本人は「訴訟」を悪いものとみなす、訴訟社会アレルギーが根深くあるのも事実である。

しかしながら、最近のオウム真理教の事件の例を見るまでもなく、日本の裁判は審理が長過ぎる。やはり、日本の裁判でもアメリカにならって陪審制を導入すべきである。そうすれば、少しでも裁判は早くなる。

現代の日本の文化・教育水準は陪審制を導入するのにふさわしいものになっている。しかるべき年功と学識のある人なら陪審員に任命すればよいと思う。間違った判断はないと思う。ただし、アメリカのように喫茶店のウエイトレスやスーパーの店員が選ばれるのは適当でない。それでは、裁かれるほうも納得しない。今や、陪審制の復活は大多数の国民感情に合致するものと思われる。(男性、50歳代、兵庫県)

私は、裁判員制度そのものは、裁判のスピード化等のためには有効と思います。しかし、私が心配しているのは、加害者による仕返し、逆に被害者及び関係者の恨み等です。職業としているわけでもないのに、体を張ってまで、と思う方もいるかと思えます。裁判員の身の安全を確保していただきたいのです。また、いろいろな生活環境、状況の方がいるので、裁判に出向けない場合にペナルティは科してほしくないのです。こんなことを言っていると誰も引き受けてはくれないと思われそうですが、小さな子供のいる者、病弱者、仕事で当日重要な会議、イベントの予定がある者、冠婚葬祭の前後など、協力できない方の理由の善し悪しをどう判断するのでしょうか。

上記に述べた点における解決策は検討済みの点もあろうかと思えます。そういったことも含めて、どのような制度なのか素人にも分かりやすい形で示していただき、国民に十分理解が得られてから開始していただきたいと思えます。

できればの話ですが、制度の要領等がまとまった時点で、模擬裁判とでも申しましょうか、流れをテレビ等で放映する、それも、時間帯、曜日を変えて何度かしていただき、視聴者より意見を募集し、寄せられた意見をもとに要領を検討し、最終案として実施する(実施する前にまた模擬裁判をドラマ形式でテレビで流し、周知させる)等、ドラマ、マンガ等の活用により、分かりやすく広めてくださればと思います。そのドラマのビデオやマンガの本を学生の教材、若しくは成人式の配布物として利用も可能だと思います。

裁判という制度があるから、公平な立場でトラブルを解決してくれる。だからこそ、もっと機能を充実させて、当事者、そうでない者も納得のいく制度にしてほしいと思っております。(女性、埼玉県)

裁判員制度についてですが、私は、裁判決議決定権が、4対6以上の割合で、裁判官に強く権利を持たすことができるなら賛成です。

理由ですが、現在の裁判が長期間を要してしまうのは、裁判官が決議に慎重になり過ぎ、裁判をだらだら長引かしているせいだと私は思うのです。そのため、裁判官の決議を後押しするために裁判員の参加させるのでしたら、裁判の長期化を押さえ、かつ、少なからず、「役人」と呼ばれる人々以外の意見を出すことができ、裁判がより良い方向に向かうと思うのです。

しかし、裁判員のほうが強い決議権を持つのなら反対です。理由は、確かに、上と同じように、市民の意見が取り入れられるのは良いことだとは思いますが、どうしましても、テレビや新聞等マスコミの影響が大きく出てきてしまいます。もし、大きな犯罪でなくても、テレビで被告人のことが悪く言われていれば、それに影響され、どうしても、罪が重くなってしまいます。

よく、マスコミで、『裁判官は法律のプロだが、世間のことは知らない』と言われていいます。ですが、私はそれでよいと思うのです。なぜならば、犯罪は法律で裁かれるべきで、人間の感情で裁かれるべきではないと思うからです。裁判の結果がおかしければ、法律を改善すればいいと思います。

もし、裁判員制度が確立されれば、完全に公平に無作為で日本在住の外国人を含め、裁判員を採用するようにしていただきたく思います。(日本語を使えることが最低必要だと思えますが。)そして、裁判員に指定されたときに、拒否する権利もあればいいと思います。なぜそれが必要かと言いますと、どんな人でも生きるために仕事をしていいます。そのため、拒否権がなければ、自分の生活を置き去りにしてしまうと、冷静な判断

もできないと思うからです。(男性、20歳代、神奈川県)

裁判員制度に対する私の意見

1 裁判員の資格は国家公務員なのか。

司法試験に合格していない無資格者が、裁判官と一緒に、有罪か無罪かを判断し、刑の重さも決めていけるのかと疑問がわく。司法と裁判の尊厳が失われる。

2 裁判員を市民からくじで選ぶということは、司法を冒瀆することだ。博学多才・人格温厚で社会通念に詳しく、平等公平に物事を判断できる人物を採用することだ。

3 裁判は争い中での真実の探求である。その結果の判決である。この作業は、プロの司法の有資格者の守備範囲である。裁判員を仲間にする意味がない。

4 私は、司法の中に民主権を拡大、かつ実り豊かにするのであれば、違法の裁判員ではなく、正統化できて、市民の声の代弁者として、陪審制度の範囲で十分であると思う。

私は数回裁判を経験してあるが、陪審員がいれば良かったと何度も考えた。もちろん、民事裁判だけでしたが、相手が嘘ばかり主張するので手こずりました。陪審員がいれば簡単に片付いたと考えました。民事・刑事どちらにも採用すべきである。

5 裁判は誰でも自由に傍聴ができます。それゆえ、関係者の守秘義務云々は考え過ぎです。裁判官始め担当者は、真実を求め、公正な判決を下す以外に何もありません。開かれた司法と申しても、日本の裁判は堂々とオープンにしております。別枠の裁判員の助っ人を頼むほど、低下はしておりません。むしろ、税金の無駄使いです。有資格者の立場を考慮することが大切です。

6 数十年前は不服審判所が裁判所内にありました。この制度も参考になる有難い制度で、裁判官の独善予防には素晴らしい制度でした。

7 弁護士費用は高額だと思う。弁護士なしで、個人で裁判に出る人が多くなりました。これこそが「開かれた司法」ではないでしょうか。裁判官も弁護士も深刻に検討する時代ではないでしょうか？(男性、神奈川県)

基本的には裁判員制度の設置趣旨に賛同する立場です。ただ、設置するに当たってはそれ相応の準備が必要だと考えます。法曹や大学教育関係者等、専門家の間においても制度導入についての共通理解が十分だとは思えませんし、加えて、特に法律に関心がある一般市民を除いては、私の知る範囲において、市民の多くは裁判員制度がどのようなものなのか、あるいは導入される経緯等も知らず、正に「寝耳に水」「青天の霹靂」状態で戸惑っているというのが現状だと感じます。ですから、やはり弁護士会やその他自治体等でできる限り、まず、市民に対して法律・司法制度についての啓発講座を開くことが求められると思います。最近では、民放で一般の方も楽しみながら法律に興味を持てる番組が放映されており、少しでも市民の意識が高まることを期待しています。せっかく裁判員制度を導入しても、うまく機能しなければ、結局、戦前における陪審制の二の舞になるのではないかと危惧する次第です。少なくとも2、3年は、そのような意味で民意を問う前に、市民に対して法意識の向上を図るべく、しかるべき啓発教育を施すために、導入に向けての準備期間が必要だと考えます。現在、僭越ながら、一灯照隅と考え、少しでも皆さんの関心が高まるようにと、市民対象の法律講座を市の教育委員会主催の生涯学習で開いています。集まってくださる方は本当に意識の高い方々ですが、人数はやはり限られています。裁判員としての司法参加を義務付けるならば、その準備としての研修及び講座等も義務付けたほうが良いと個人的には考えます。人数が集まらないからという理由で国や行政が法律講座を設けないのは一種の怠慢であり、その一方で裁判員としての義務を強制するのは矛盾していると思います。

以上、思うままに述べさせていただきました。日本において、裁判員制度が導入されることは、私個人としては大変うれしく、これまでの司法の在り方を振り返るに、画期的であるとさえ考えます。ですので、導入するからには是非とも成功させ、うまく日本という土壌に根付いてほしいと期待します。(女性、40歳代、愛知県)

裁判員制度の導入の趣旨は、第一に「裁判官の判断は一般人の感覚からずれている」という一般の人々の意見を反映してのものとお見受けしました。そうだとすれば、

何も刑事裁判に参加するだけでなく、民事裁判にも参加すればいいのではないかと思います。ただし、民事裁判参加においては、原告・被告共に一般人であり、彼らのプライバシーの保護が守られるかという点が重要な問題だと思います。しかし、刑事裁判参加においても類似の問題点があり、判定を下した裁判員に被告人及びその関係者が逆恨みをして、裁判員に危害を加える可能性が考えられます。これらに共通していることは、一般人である裁判員が事件に深くかかわり過ぎるために生じる問題点だということではないでしょうか。

このことから、裁判員が事件にかかわる程度が重要な問題となると思われます。私は、裁判員制度導入における第一の趣旨から考えて、裁判官の判断が一般人とずれがちなところに、一般人である裁判員の意見を導入できたらいいのではないかと思います。つまり、刑法・民法のどちらの条文においても極めて不明確な文言があり、その際、裁判官は判断基準を立てますが、そこでよく「一般人の感覚で危険と思われる」といったような「一般人の感覚」が頼りにされることがあります。その際の判断こそ、裁判員の意見が重要になるポイントなのではないでしょうか。具体的には、法律のプロの方に、どのような条文に「一般人の感覚」が判断基準の一つとして立てられるかすべて挙げてもらい、そのような条文がかかわる事件に裁判員を招集し、一般人の感覚としては、そこをどう判断するかを議論する。それは別室で行うこととし、さらに議論においては、事件の原告や被告の名前など判断を下す際に差しさわりのない点は伏せることで、当該事件とかかわる程度を調整する。そこで裁判員が出した意見を考慮して、裁判官が法廷で最終的な判断を下す。これならば、裁判員と事件の当事者が深くかかわることによって生じる問題点を克服でき、かつ、裁判官が一般人とずれた判断をするという批判に応えることができるのではないかと考えました。(女性、20歳代、神奈川県)

昨今新聞紙上等を賑わせている裁判員制度について、もとより螻蛄の斧ではありませんが、私見を申し上げたいと思います。

我が国では、昭和3年から15年間陪審制度が実施されていましたが、昭和18年、戦争に国力を総動員することを目的として、陪審停止法が制定されたと聞いています。また、この陪審停止法には、戦争終了後再施行するという記載があるとも聞いていますが、戦後半世紀を経過しながら、政治の怠慢で実現していないのが現状です。要するに、我が国には停止中であるとはいえ、陪審法が存在するのです。しかるに、現在論議されているものは、全く形を変えた参審制についてであり、承服できません。

法律の専門家である委員の方々や事務局の皆様が陪審停止法の存在について御存じないはありません。それでもそれを考慮の外において参審制についてのみ論議されているのは、そのほうが「裁判」が機能するとお考えになっているからでしょうか。依存心の強い我が国の国民性からいって、参審制は機能し得ないと思います。理念として言われている「裁判官と裁判員の協働」は、両者が対等であると謳っているわけですが、現実には、それはあり得ないでしょう。私は、地域で保護司をしており、保護観察は保護観察官と保護司の協働作業であると規定されていますが、現実には保護観察は、保護観察官の指導を受けながら、保護司が対象者と接触しています。

保護観察の場合は、保護司も非常勤国家公務員とされていますからいいのですが、対等を謳ってにおいて、実際は裁判官が主導することを期待するのであれば、それは衆愚思想であるとともに、お上意識の表われであり、「開かれた民主主義」とは一線を画する考えと言えましょう。

たたき台は、裁判員が量刑にまで関与するとあります。最近、県内高校生が、シナリオも全部自分たちで考えた模擬裁判を、地裁法廷を使用して行いました。音楽店でCDを盗んだ人に対する判決が、「懲役6月執行猶予5年」というものでした。一般の裁判に対する理解は、その程度であるとお考えいただける一つの材料です。

現存する陪審法の改正は考えられないのでしょうか。同法で規定する、例えば「30歳以上で3円以上納税の男性から無作為抽出」とか「3年超の懲役・禁固事件で被告が選択」等の中身の見直しをし、「停止」を解くことを考えるのが本旨であると思いません。

裁判員制度（参審制）については、閣議決定され検討会を重ねるなどして、もう後戻りできないとお考えかもしれませんが、禍根を残さないためにも、原点に帰る作業を行うことも必要と思います。御検討をお願い申し上げます。（男性、60歳代、石川県）

私は、ごく普通の一般市民ですので、政治に関しては素人です。しかし、検察審査会メンバーに、選挙管理委員会のくじにより無作為に選ばれ、審査会に参加したことがあります。裁判員制度が検察審査会制度とは違い、実際の重罪の判決を裁判官のほか一般市民も参加して行うことは分かっていますが、選定や、個人の義務や拘束内容などは、似ていると思います。まず、くじで100人の候補者として選ばれ、その後、補欠メンバーも含め12人選ばれました。私自身、どんなものなのか、最初は理解していませんでした。家族を含め、職場や友人で内容を知っている人は、ほんの何人かでした。確率としては、宝くじぐらいということで、私の周りの人は、珍しがって、興味深そうにしていましたし、職場も比較的公共性の高い職場であったため、理解も深く、国民の代表として快く送り出してもらいましたので、あまり周囲に気兼ねすることなく、参加できました。

しかし、実際に他のメンバーの方たちを見ると、職場の理解が得られず、休暇扱いにされていたり、自分が欠席したことによる職場の状況や審査会議から戻った後の溜まった仕事の処理について不安に思いながら出席している人が多かったように思います。実際、普段は一般の企業などに勤めており、公務員など国に属する仕事はしていませんし、市場の利益を追求しながらお給料をもらっている人がほとんどです。

突然、国民の義務であり選ばれましたので、非常勤の国家公務員として参加してくださいと要請があっても、なかなか周りに理解されず、個人の負担が大きくなるのは必然かもしれません。

もっと、審査会の内容や、役割、存在意義などが一般的に理解され、参加することに対して誇りの持てるような環境が整っていれば、もっと、積極的に参加もできるし、審査会の会議の内容も意義深いものになると思います。裁判員制度は、もっと注目されていると思いますが、似たような問題を多かれ少なかれ抱えていると思います。

また、審査会で言えば、内容がより深く審議され、意見が活発になるほど、会議の開催回数も増え、メンバーの拘束時間も多くなります。私が参加したときの案件は、痴話げんかのような案件でしたが、もっと重大な事件となったら、精神的な負担はとても大きなものであったと思います。また、一人の人生を決めてしまうのですから、恨まれるのではないかと、メンバー間で対立が起きるのではないかとという心配もあったでしょうし、それらを恐れて、主張の強いほうへ右へ倣えになったり、間違ったほうへ結論付けられてしまうこともあると思います。実際、参加メンバーは、最寄りの裁判所に近い地域の人ですし、近所同士が同席する可能性は少なくありません（実際そうでした）。

私が参加したのは、一般的には生死にかかわるような重大な案件ではありませんでしたが、私の印象では、早く結論を出して会を終わらせ、職場に戻ろうという雰囲気を感じられ、少しがっかりしたのを覚えています。実際、申立てがあれば、どんな内容であろうと審査会で取り上げなくてはならないという難点があるのですが、もう少し、申立人の気持ちになってみて、吟味してもいいような気がしました。常に法律に携わっている人とそうでない人では、問題意識にも差があることも認識する必要があると思います。人々の本音の一部では、面倒くさいことにはかかわりたくないという思いもあると思います。

裁判員制度の実施に当たっては、いろいろな問題点があると思います。法律に関しては、特別な知識も社会的信用や地位もなく、世間的に守られていない職業の人たちが、突然そういった重い役割を担わされるのですから、参加するに当たって裁判に必要な最低限の法律の基本知識を短期で習得でき、かつ、公正な裁判が行われ、その後の日常生活に支障が出ないような特別な処置や個人の保護がなされる制度づくりと、周囲の理解と支援を得られるような位置付けと広報活動が必要だと思われます。（女性、20歳代、栃木県）

現在、刑事裁判員を導入すべきだという議論が先行していますが、以下の問題点を明

らかにすべきだと思います。

1 (1) 社会常識・法律論から疑問のある事件は、近時の訴訟事件中どの程度あるのか、全訴訟事件における割合（データ）がはっきりしないので、裁判員の必要性も判然としません。

(2) アメリカの陪審制、欧州の参審制の現状、きちんと機能しているのか、弊害はないのかといった議論があまりありません。

2 (1) 知る権利・報道の自由について

そもそも、裁判の公開は、第一次的には被告人の人権を保障するためにあり、国民の知る権利、報道の自由は、被告人の人権が保障されているか、裁判の公正が保たれているかを検証するための二次的なものです。

裁判・報道を通じて真実に近づくという発想は、基本的には、裁判・報道は、真実解明のためにある、真実が解明できるという前提に立つこととなります。

しかし、裁判で分かる「真実」というものは裁判上の真実でしかありません（物理的・時間的な制約があります。また、真実の解明のためにあるとすれば、いつまでも裁判を続ける必要があります。

それゆえに、歴史的に、真実は分からないからこそ、検察官が主張した事実が正しいかどうか、被告人の人権は守られているかどうかの判断を中核に置いたわけです。

したがって、国民の知る権利、報道の自由は確かに大切ですが、あくまで二次的なものであると考えるべきだと思います。

(2) 裁判員の基本的な問題点について

陪審制度には、基本的に裁判（被告人）に（多数決主義的）民主主義を導入するという問題があります。

今回の裁判員の議論は、司法判断が社会常識に合っていないというほかに、被害者が軽視されている等の観点から来ています。そうだとすれば、本来裁判で中核に置かれるはずの被告人の人権保障とは異なる被害者の人権保障のための制度が導入されることとなります。しかし、被害者の人権保障のため、適正な裁判のための制度として裁判員制度が本当にふさわしいかは疑問です。

地域住民が裁判員として裁判に参加するのは社会（自分たち）が地域の問題に関心を持つという点では確かに有効です。しかし、地域の事情をよく知っている犯罪地付近の住民が審判をすれば、（社会復帰後も危険人物と考えて）被告人に不利な判定をしがちですし、犯罪が起きた地域から離れた住民が審判をすれば、（悪くいえば）他人事と考えた場合は、被告人に有利な（被害者に不利に）判定、自分たちの地域でも起きたらと考えた場合は、被告人に不利な判定をする傾向になると思われます。つまり、裁判員が本当に両者にとって、公正な裁判が行われるかは分からないのです。

しかも、緻密な判断をしようとしても、重大事件にもかかわらず数日間？で判断しなければなりません。また、裁判を行うには、多大なエネルギー（仕事を休んだり、人の人生が懸かる、裁判員の裁判内容の検証が必要等）が伴うなどの問題点もあります。

新聞社は、守秘義務違反について制裁を課すことに反対していますが、これは、裁判の問題は、社会の問題、重大事件は社会が共有すべきだという考えに立っていると思われます。確かに、一般人が裁判に加わることで、裁判が改善され、社会問題を共有できるというメリットはありますが、裁判の中心はあくまで、被告人・被害者・両者の関係者で、利害関係が最も強い彼らの意見が反映された十分な手続保障がなされることが必要なはずで、とすれば、同じ予算を配分するなら、被害者のサポートに回すのが先決であって、裁判員を導入すべきだとしても、オプション（若しくは被害者サポートとの同時並行）と考えるべきだと思います。

また、裁判員という国家主導で改革を行うよりも、様々な被害者団体（強盗、ストーカー等）が裁判を監視し、それを一般国民に伝えていくというアプローチを先

に採るべきだった（その結果が裁判員という制度の創設なのか？）のではないかと思います。

検察審査会制度についての意見

「検察審査会制度」は、是非作り、大いに情報公開して、一般国民の関心を促してほしい。（女性、東京都）

検察官の怠慢が多過ぎないか。特に交通事故では警察官も同類であろうが、ろくに調べもせず、生存者だけの言い分で不起訴にする例が多い。しかも身内に対しての不作為犯罪に対しての処分は民間と比較して信じられないほど軽い。このような不備を補い、しかも、多くの場合正しい判断をしている検察審査会を高く評価している。もしこの機関がなかったら国民は安心して生活できないといっても過言ではないだろう。これからも頑張ってください。（男性、60歳代、埼玉県）

検察審査会の構成員の拡充

現行の検察審査会は、有権者の中から無作為に選ばれた11人の検察審査員で構成されているが、このいわゆる法律の素人である検察審査員が、重要な裁判案件に対して適正な判断ができるかどうか疑問である。

検察審査員は、ある程度の法律の知識があり、職業的にも幅広い階層から選べるように、人数も現在の2倍程度に増員するなどして、質と量の両面の充実が望まれる。（男性、大阪府）

ある検察審査会が「起訴相当又は不起訴不当」の議決をした場合、別の検察審査会に当該事件の再審査を依頼し、そこで同じ議決が得られた場合のみ法的拘束力を認めるという案を提起します。

（理由）

- 1 刑事事件の専門家である検察官の判断を尊重すべき。
- 2 審査員の判断が感情に流されている場合もあり、そのような場合にまで法的拘束力を認めるのでは訴訟経済に反する。（男性、30歳代、東京都）

検察審査会については、大筋たたき台に沿った形で良いと思います。

ただ、任期が6か月というものは、少し短いと思います。就業している仕事によっては、1年単位で仕事の段取りをつけるものがありますので、隔週で担当するなどの対処で、1年任期としてはいかがでしょうか。

また、人によっては判断が難しいから嫌だという方もおられるかと思いますが。これからは、判断もより高度なものを求められるでしょうから、身に付けている学識等によっては精神的に負担になる方もおられるでしょう。そういう人のために、辞退条件をやや高学歴のところにおいてはいかがでしょうか。もっとも、学識というものは、学校でだけでしか身に付けられるものではなく、社会においても身に付けられるので、会社役員などをやっている方でしたら、辞退できないということにもしておくべきでしょう。

（男性、30歳代、東京都）

- 1（1）法的拘束力は付与し、検察審査会の権限を強化する。
 - （2）法的拘束力の議決の要件
B案に賛成
 - （3）訴追の在り方等
C案に賛成（検察官の起訴独占主義は貫くべき）
- 2 検察審査会の組織、権限、手続等の在り方
 - （1）リーガルアドバイザーの委嘱
ア A案に賛成
 - （2）、（3）、（4）及び（6）は意見なし
 - （5）付審判請求手続との調整
ア 申立期間 B案に賛成

イ 調整 B案に賛成（男性、大分県）

1 法的拘束力を付与することについては当然であると思われるが、その要件については、手続的には被疑者の人権を最大限考えること。被疑者に対して弁解の機会を与えることは必要である。起訴独占主義は、さほど考慮する必要はない。しかし、その手続は、補充捜査後、再度の議決を要するとする（イについては、A2案）。議決後は、その後の手続は、指定弁護士がなすべきである（B案）。

2 検察審査会の組織、権限、手続等

（1）は、C案が良い。

（5）不審判請求手続との調整

ア 申立期間

B案を原則として、特別な事情のある場合など若干の例外を認める。

イ A案が良い。

3 建議・勧告制度の改革

回答するのが当然である。（男性、大阪府）

1 検察審査会の事務局は、最高裁判所の管轄であるため、司法関係者が被疑者である事件の場合、適正、公正な手続、運営が期待できないことから、事務局を法曹から独立した機関とすべきである。

2 申立人に送付される議決書の要旨は、審査会委員が目を通さない上、申立人による議決書の閲覧を事務局は拒否するので、議決書の要旨が議決書と同一内容か否かを確認することができない。（議決書も議決書の要旨も事務局長が書く）

3 審査申立書を事務局が打ち直す場合がある。さらに、意見書を提出しても審査会に諮られたか否かを確認するすべがない。（事務局で握りつぶされる場合がある。）

4 事務局長が被疑者の一人である場合、忌避申立てをしても、その結果について、事務局は回答を拒否するので、果たして、審査会に諮られたか否かを確認することができない。

以上、これまでも言われてきているように、審査会は伏魔殿のような所であり、法曹からの独立性がない限り、表面的に制度をいじくっても民主的な運営は期待できない。

（60歳代）

1 検察審査会の議決に対するいわゆる法的拘束力の付与

（2）いわゆる法的拘束力のある議決の要件

アはA案を可とする。イはA2案を可とする。ウは可とする。

（3）いわゆる法的拘束力のある議決後の訴追及び公訴維持の在り方

C案を可とする。

2 検察審査会の組織、権限、手続等の在り方

（1）リーガルアドバイザー（仮称）の委嘱

アはA案を可とする。イは可とする。

（2）検察審査員の義務・解任 可とする。

（3）罰則 可とする。

（4）検察審査員の欠格事由等の見直し 可とする。

（5）付審判請求手続との調整

アはB案を可とする。イはB案を可とする。

（6）検察審査会の配置の見直し 可とする。

3 建議・勧告制度の改革 可とする。（男性、神奈川県）

1 法的拘束力について

（1）法的拘束力ある議決の種類

起訴相当でよい

（2）議決の要件

ア B案支持

イ B案支持

ウ 現行どおり

(3) 議決後の訴追及び公訴維持

C案でよいと考える。ただし、付審判請求事件の対象案件についてはB案、付審判請求事件の場合は、職権濫用罪について権力機関同士のくばいあい防止という趣旨から検察官役弁護士を指定して公判維持を行うが、検察審査会案件の場合はそのような事案に限定されず、原則的には検察庁に起訴義務を課すことでのよいのではないかと考える。B案を採った場合は、検察官役指定弁護士の活動を支えるスタッフ、検察庁・警察の誠実な協力を担保する制度をどのようにつくるかは付審判開始後のそれと共通する問題として更なる検討が必要と考える。

2 検察審査会の組織など

(1) リーガルアドバイザー

B案を選択

(2) 付審判請求手続

ア 申立期間

A案でよい。

イ 付審判請求と審査申立て

調整規定を設けないとするA案を支持する。(男性、40歳代、東京都)

1 起訴相当に関して検察に対する法的拘束力を付与することは、リーガルアドバイザーの存否と密接に絡むような気がします。リーガルアドバイザーがいる場合なら、検察に対する法的拘束力は意味が出てくるが、リーガルアドバイザーがいない場合は、審査員の感情に振り回される可能性があり、起訴しても有罪を立証できないものまで起訴相当にしてしまう可能性があります。これは会長がどんな人が就くかによっても大きく左右されるものでもあります。私が参加した検審でも感情論はかなり大きな幅を利かせました。ただし、検察官を尋問することはできれば避けるほうが良いと思います。検察官の調書を読むと「検察官が言うのだから・・・」と、それにかなり従ってしまう人が大勢います。直接の尋問は検察官の意見にかなり左右されてしまう可能性があります。検察官を尋問するよりも、アドバイザー制度の充実を図ったほうが現実的ではないかと、現場にいた視点からは思います。

2 「審議過程で途中欠席した人は、当該審議に全出席した補充員と交代する」又は「議決権を有する審査員は、当該審議に全出席した審査員とする。審査員が途中欠席をした場合は議決権を有することができず、当該審議に全出席した補充員の中から抽選で選び、議決権を与える」という項目を付加していただきたいです。ある審議で4回にわたる慎重審議がなされました(不起訴不当が議決)。最終日は午前中のみ。ところが、ある審査員の方が審議過程は参加されず、初日と最終日だけの参加で議決投票。この方だけが意見を異にしていまいりました。最終日の事前説明もまともに聞いていただけず、会長として非常に会の取りまとめに苦しみました。できれば、たとえ審査員になった方でも、一つの案件で途中欠席した場合は、全出席した補充員と交代するようなシステムが必要であると痛感しました。交通事故などの場合はできれば現場に行ってみることも推奨していただけるとありがたいですが、これは条文化することは難しいでしょうか。実際に、今回も現場に行った人とそうでない人とでは、意見が大きく分かれました。現場主義も検察審査会にあってもよいように思えました。

3 「リーガルアドバイザーは審査会が属する当該裁判所管区外の弁護士会に所属する者であるとする」という項目を付加していただきたいと思います。起訴相当の議決への拘束力の付与を実現させるためには、リーガルアドバイザーは是非必要です。ただし、あくまでも審査員からの質問に答えるというものですから、複数人の任命が望ましいと思います。できれば裁判所管内の弁護士ではなく、別の管区の弁護士会に所属する弁護士であることが重要かと思えます。法曹界は横のつながりがしっかりしているので、下工作がないことを国民に分かっていただくために、重要な措置かと存じます。(男性、30歳代、岐阜県)

1 検察審査員、補充員の選定手続

現行制度では、一定の欠格事項該当者を除いて、「くじ」で一方向的に選定する仕組

みとなっており、起訴陪審制度の権利としての側面では、落ち度のない制度ですが、現実的に会議を運営するためには、11人の定足数を安定的に確保できることがすべての前提となります。実態は、次のとおりです。

審査員・補充員に選ばれた者の中には、高齢者、病气者、遠隔地転居者のように、欠席（辞任）を余儀なくされる者や個人営業者、社員等で特定職種のため休業できず余人に代え難い者、自己の生計に追われ余力のない者も含まれ、また、全く審査会の意義に耳を貸さない者（全く話に応じようとしない者）も含まれます。

したがって、会議日に11人の定足数を確保できるか否か常に不安定な状況に置かれています。この点を是正しない限り、いかに良い制度をつくっても「絵に描いた餅」となってしまいます。

また、選管、検察審査会事務局の事前の通知により、候補者には、多大な心労や有形無形の負担をかけ、社会通念に照らして辞退が当然であると思われる申出者に対してまで、選定の対象者から外せないという、いかにも不合理な部分があります。つまり、民主主義の熟成した今日において、選ばれる側の意向が全く反映されないまま選定されるという制度です。

このような点を是正するため「現行法第13条」の三者立会いの下での選定会議前に、各群ごとに検察審査員候補者の意向（当選したときには、審査員として就任できるか否か）を聞く機会を制度化すべきであります。

具体的には、意向調書に質問事項を記載し郵送により行う。一定期間内に署名、押印して回答させる。回答のあったもののみを有効とする。こうすることにより、出席することが無理な者を選定の対象者から除外し、意欲ある者をもって検察審査会が構成できます。当然のことながら、定足数の安定的確保をもって審査内容の充実に資するものと考えられます。

2 招集状との表現はいかにも前時代的です。検察審査会議の開催通知に改める。

3 就職禁止者（現行法第6条）の範囲

第6条第17号関係で、船員を除き他の者は就職可とする。

4 過料の制裁規定を伴う半強制的な招集行為で、多くの困難（精神的、物理的）を克服して都合をつけ出席してくれる者の報酬としては安過ぎる。

日当は、国家公務員給与の平均日額程度は最低必要と考えます。また、極めて臨時的な就労実態であり、一登庁一日当が原則と思います。（欠席の理由に「生活を保障してくれるのか」という質問がある。）（男性、群馬県）

1 検察審査会の議決に対するいわゆる法的拘束力の付与

(1) いわゆる法的拘束力のある議決の種類

検察審査会の議決に対して法的拘束力を付与することに、あえて反対はしないが、ややもすると、世論やマスコミの動向に左右されやすいことが危惧される。起訴は被疑者の人権に極めて大きな影響を及ぼすものであるから、無責任な議決を予防し、議決を慎重ならしめるためには、起訴相当の議決をした審査員の氏名を起訴状に明記するのが相当である。

(2) いわゆる法的拘束力のある議決の要件

ア A案（検察官の必要的意見聴取）が相当

有罪方向の証拠がどの程度強いものであるのか、捜査を担当した検察官の意見を求めることは必須であり、これを尊重すべきものである。

イ A1案、A2案は、不必要な手続と思われる。B案でよい。

ウ 8人以上の多数の賛成は必要である。

(3) いわゆる法的拘束力のある議決後の訴追及び公訴維持の在り方

B案が相当。ほぼ現行法とおりである。

2 検察審査会の組織、権限、手続等の在り方

(1) リーガルアドバイザーの委嘱

ア 不要である。いずれの案も疑問である。

イ 疑問。特に、リーガルアドバイザーという立場をかくれみのにして、審査員を

意図的に誘導し、一定の方向に引っ張っていきやすいということを、十分危惧し
なければならない。むしろ、有害であると思われる。

(2) 検察審査員の義務・解任

審査員は不偏不党でなければならない。特に、強い権限が与えられれば、それ
だけこれに影響を及ぼす勢力が出現することを考えなければならない。詳細な規定を
設け、マスコミその他の一部の勢力の影響下にあると認められる者は排除できる制
度が必要である。

(3) 罰則

起訴不起訴は人の運命に極めて大きな影響を及ぼす決定であり、慎重に職権行使
できることを確保する上で是非とも必要である。

(4) 検察審査員の欠格事由

現在の運用を踏まえ、特に職業による就職禁止条項を撤廃すべきである。できる
だけ多くの職種の者が審査員になる機会が与えられるべきである。

(5) 付審判手続との調整

検察審査会の議決に拘束力を持たせるならば、付審判請求手続は屋上屋を重ねる
ものと言わざるをえず、廃止すべきである。

(6) 検察審査会の配置

現在の地裁本庁にそれぞれ対応して配置すれば足り、地裁支部配置の検察審査会
は不要であり、廃すべきである。

3 建議・勧告制度の改革

しかるべくされたい。(男性)

市町村は、検察審査会法第10条の規定により資格を調査し(第1項)、氏名、住所
及び生年月日を記載した名簿(第5項)を作成することになっている。しかし、施行令
第6条に定める様式には職業を記載する欄が設けられ、(法第10条で言及されていな
い)職業も市町村が調査を強要されている。検察審査員(予定者の段階も含む)の職業
の調査は検察審査会事務局が行うべきである。

(理由)

1 職業という情報は市町村選管では把握していないし、市町村選管ではこの情報は必
要としない。また、選管に市町村の公簿(課税台帳や課税資料等)を調査する権限を
付与していない上、公簿には職業という項目はない(申告書等からある程度の推定は
できるだろう)。

2 職業という情報を必要としているのは審査会の事務局であり、審査員が第6条に該
当していることが判明して、会議の無効・流会などのリスクを負うのは審査会の事務
局である。(選管にとっては審査員の職業が何であれ支障がない)

3 1つの検察審査会の審査員を選定するために400人(200か所で合計8万人)
の候補予定者の職業が調査されているが、実際に職業という情報が必要とされるのは
第13条のくじで選ばれた審査員と補充員の22名分である。残りは結果的に不必要
な個人情報の収集である。不必要な個人情報となっても収集してしまった以上、相当
の管理をしなければならない(余計な仕事)。個人情報保護の観点からも不必要な個
人情報の収集はしないほうが良い。(「収集されたくない個人情報は」というアンケ
ートで「職業」は上位に挙げられる。)

4 「第6条に該当する人は検察審査員候補者名簿に搭載されるべきでない」と解釈さ
れているが、

第5条 なることができない。

第6条 職務に就くことができない。

第7条 職務の執行から除斥される。

第8条 職務を辞することができる。

第24条 職務を辞することができる。

審査員になれないのは第5条に該当する場合であって、第6条の該当は第7条や第8
条、第24条と同様に一旦は審査員に就任できるはずである。また、予定者の段階で

除いてしまうと、第13条のくじの前に転職や退職で第6条非該当になったとしても審査員として選定される権利が剥奪されてしまうのは不合理である。手間がかかることは市町村にという過去の風潮の名残ではないか。

以上により、審査員の選定に係る市町村の選挙管理委員会の事務の範囲は選挙人名簿から抽出した「氏名、住所及び生年月日を記載した検察審査員候補者名簿の調製」のみとし、資格の調査は検察審査会事務局の事務とされるよう提言いたします。

職業という情報を市町村選管では把握していないため、「第12条 市町村の選挙管理委員会は、...第6条の各号の一に該当するに至った者がいるときは、遅滞なくこれを管轄検察審査会事務局に通知しなければならない。」という規定も実行は困難だと思われます。(同条中の死亡や選挙権を有しなくなつた者の情報も転出した者の場合は把握困難でしょう。)(男性、30歳代、岩手県)

1(1) 起訴相当の議決に対する法的拘束力の付与

(意見) 賛成である。

(理由) 検察審査会制度設置趣旨から賛成であるが、さらには、検察審査会に審査申立てがなされる動機としては、警察及び検察は「被疑者からばかり事情を聴取して、被害者からは何も聞かないで被疑者を不起訴処分しているのは不服である。」あるいは「被疑者からは詳細な事情聴取や調査をしているのに、被害者の方からは事件あるいは事故の中身には入らないような簡単な事情聴取で済まして、被疑者を不起訴しているのは納得がいかない。」といったものがかなりの部分を占めているというのが偽らざる実感でもあることから、検察審査会の議決に法的な拘束力を持たせる部分を作ることは、極めて大きな意義があると考えます。

1(2) 法的拘束力ある議決の要件

(意見) A案に賛成である。

(理由) 検察官としては、公訴官としての事実評価、諸般の事情及び情状等の評価の上に立った不起訴の裁定であることを考えると、検察審査会が、不起訴裁定に至る検察官の事実評価の視点及び事実の軽重の判断あるいは評価の視点等、検察官の考慮した各評価要素を確認する作業は重要と考えられることから、検察官からの必要的意見聴取に賛成です。なお、被疑者からの意見聴取は事実の確認等に特に必要な場合等で足ると考えます。また、二段階案については、起訴相当の議決に際しての慎重さを図るといふ点からは良いようにも思われますが、公訴時効との絡み、議決の重みを軽からしめる危険、等の観点から消極です。

1(3) 法的拘束力ある議決後の訴追及び公訴維持在り方

(意見) C案に賛成である。

(理由) 検察官の事件処理に不公正さが入り込みやすいと疑われる事件については、刑事訴訟法262条の手續が既にあること。

これまでの起訴相当あるいは不起訴不当の議決の事件について、有罪判決となったり重い刑が言い渡されたものもことから、起訴相当事件について、公訴権を検察官から外して、特別検察官を弁護士から任命して事件処理をさせるまでのことはないのではないかと考えます。

2(1) リーガルアドバイザーの委嘱

(意見) A案に賛成である。

(理由) 起訴相当議決に際しては検察官の意見陳述権を認めれば、必要に応じ弁護士のリーガルアドバイザーを委嘱して、必要な助言等を求めれば足ると考えます。

素人としての国民の目から見た検察官の事件処理の相当性の判断を求めている法の趣旨からすると、弁護士のリーガルアドバイザーを必要的とすることまでのことはないと考えます。

専門の弁護士のリーガルアドバイザーを必要的な機関ということにすると、審査員がリーガルアドバイザーの意見に引きずられやすくなる等の危険

があるようにも思われます。また、審査員が意見を言いにくくなるのではないかと危惧も感じられます。

2(5)ア 申立期間

(意見) A案に賛成である。

(理由) 事件の被害者等は検察審査会の存在や役割を知らないとか理解していないと思われるのが一般的な国民意識の現状であると思います。検察審査会に申立てに来る方々は、大半が検察庁で聞いて知ったとか、テレビで見たとか近所の方に教えられて知ったというのが大半で、中には悶々としながら図書館や本屋で調べているうちに、偶然読んだ本に検察審査会のこと書いてあったので早速申立てに来たという者もあることから、審査申立期間を限定するのは時期尚早と考えます。

2(5)イ 付審判請求対象事件について、付審判請求と審査申立てが平行してなされた場合

(意見) B案に賛成である。

2(6) 検察審査会配置の見直し

(意見) 第1条1項ただし書の見直しに賛成である。

(理由) 例えば、人口が100万人前後以下の県については、地裁本庁所在地に一ヶ所検察審査会を設置すれば足るのではないかと考えます。その上で、これまで検察審査会が設置されていた支部には、刑事部事件係に検察審査会の受付審査事件係を併設することとしたらどうであろうかとも考えます。

地裁支部に設置されている検察審査会は、全国でもそのかなりの部分が審査事件の申立てがなく実質的に機能していないというのが大半のように思われます。

地裁本庁所在地設置の検察審査会については、実質的に事務局長一人態勢の所が散見されます。庶務、統計、広報、各選挙管理委員会との協議会等、審査事件処理、検察審査員等選定に係る事務等検察審査会にかかわる事務すべてを一人で処理するとなると結構な事務量となり、審査申立事件増加の努力等に消極的になることはないであろうかと懸念を感じます。

検察審査会は裁判所の中でも特に異質な職場であるように思います。しかも、職員は実質的に事務局長一人ということで、事務処理、事件処理に力を入れても(裁判所という組織の中では)誰も評価してくれないし、見てもらえない状況にあっては、検察審査会の権限を強化しても、事務局の強化が図られない限り、期待されるだけの機能を果たせるか検討の要があるのではなからうかと思えます。また、検察審査会事務局長については、地裁刑事首席書記官あるいは事務局次長等の監督下に置き、定期的に事務処理状況等の報告義務を課して、適正な事務処理を図るようにしたほうが良くはなからうかと思えます。これは、裁判所の職員でも検察審査会が裁判所の中にあるということさえも知らないとか、検察審査会はどういう仕事をしているところかも知らない人が大半という感じがしますので、このような制度改革も一定程度必要ではないかと考えるものです。

3 建議・勧告制度の改革

現行の制度では実効性について疑問が払拭できないようにも思われるので、この改革に賛成です。(男性、佐賀県)

1 検察審査会議決に対するいわゆる拘束力の付与

(1) いわゆる法的拘束力のある議決の種類

意見: 賛成である。

理由: 起訴相当は検察審査員11名中8名の賛成による強い意見であり、公訴提起に民意を反映する制度の趣旨から、いわゆる法的拘束力を認めるべきである。

(2) いわゆる拘束力のある議決の要件

ア 意見: B案に賛成である。

理由: 被疑者にとって起訴されるかどうかは重大な問題であり、その意見を聴

取することは通常不可欠であろう。検察官が被疑者を取調べ、不起訴処分に行っていることとのバランスからもそのように言える。被疑者の意見聴取に際しては、被疑者の防御能力にかんがみ、弁護人の同席について検討する必要があろう。

イ 意見：A 2 案に賛成する。

理由：前記アで検察官の意見聴取を必要的とするけれども、更に民意を示して、再考の機会を与えることが望ましい。起訴後の公訴維持（の担当者問題（後出））を考えても、このことが望ましい。A の 1 案か 2 案かに関しては、1 案のように、検察官が最終的に公訴提起しなかった場合、改めて「審査の申立て又は職権審査の議決」を必要とするというのは、法的拘束力を認める趣旨（前述）にかんがみて、一貫性がないよう思われる。また、上記要件は、関与検察審査員が任期中に結論を出すことを難しくする。その結果、起訴相当の議決に拘束力を認める改革を実効性のないものにするおそれが大きい。

ウ 意見：賛成である。

理由：3 分の 2 を超える数である。強い民意と言っているのではないか。

(3) いわゆる法的拘束ある議決後の訴追及び公訴維持の在り方

意見：A 案に賛成である。ただし、後記 2 (1) アで B 案を採用することを前提とする。

理由：検察審査会が法的拘束力のある起訴相当議決を行う場合には、起訴状の記載事項にも責任を持つこと（A 案）が望ましい。しかし、公訴事実の記載などには、専門的法律知識が必要な場合が少なくない。したがって、一般市民だけで構成される検察審査会にそれを求めるのは、無理であろう。それゆえ、ここで A 案を採用するためには、後記 2 (1) アで、リーガルアドバイザーの委嘱を法的拘束力のある起訴相当議決を行う場合に義務的とする B 案及びそのアドバイザーの職務に関する後記 2 (1) イを採用することが必要となる。そのようにして初めて、裁判所が決定する付審判制度（刑訴規則 1 7 4 条）と平行に扱うことができる。起訴状の作成から検察官にゆだねること（C 案）は、検察官があくまでも起訴に反対したいきさつからみて、適切ではなからう。この点は、付審判制度と同趣旨である（刑訴法 2 6 8 条参照）。

2 検察審査会の組織、権限、手続などの在り方

(1) リーガルアドバイザー（仮称）の委嘱

ア 意見：B 案に賛成である。

理由：前記 1 (3) で述べた。C 案でもその要請は満たされる。しかし、法的拘束力のない議決を行う場合にも義務的とする必要はなからう。専ら事実認定が問題の事件もある。その場合、リーガルアドバイザーなしに結論を出すことは差し支えないばかりか、民意の反映の趣旨から望ましい（法的拘束力ある議決を行う場合を除く）。また、予算上の配慮も必要であろう。リーガルアドバイザーの委嘱を義務的とする場合、どの時点からかということも問題である。なぜなら、どのような議決になるかは、決を採ってみなければ分からないからである。この点、上記 1 (2) イの A 2 案（二段階案）には利点がある。第二段階からとすることができるからである。なお、現行法にあるように、法律以外の事項に関する専門的助言も受けられるようにする必要があろう（検察審査会法 3 8 条参照）。

イ 意見：賛成である。

理由：前記 1 (3) で述べた。

(2) 検察審査員の義務・解任

意見：当然である。

(3) 罰則

意見：当然である。

(4) 検察審査員の欠格事由等の見直し

意見：当然である。

(5) 付審判請求手続との調整

ア 申立期間

意見：いずれにも賛成できない。

理由：確かに、不起訴処分から余りに長期間経過した後の場合には、申立権の放棄とも見られるし、審査も困難となる。しかし、新証拠が発見された場合などには、例外を認める必要がある。他方、公訴時効制度との関係で、審査期間を確保するために、公訴時効期間経過の少なくとも半年前までという規定を置くということは、考えられる。

イ 付審判請求対象事件について、付審判請求と審査申立てが並行してなされた場合についての調整

意見：いずれにも賛成できない。付審判請求棄却決定が確定した場合にも、検察審査会は、同一事件についていわゆる法的拘束力のある起訴相当の議決をすることができるものとすることが望ましい。

理由：重要な問題であり、立法上解決すべきである。その場合、付審判請求対象事件は、公訴権に対するコントロールが一般の事件以上に必要な事件であるという原点から出発しなければならない。だからこそ、この制度が先んじて設けられた。したがって、付審判請求棄却決定が確定しても、法的拘束力ある起訴相当の議決をすることができるものとするべきである。裁判所もまた民意が反映されるべき公的機関だからである。起訴された事件に対する裁判員制度の創設とも調和するのではなからうか。

(6) 検察審査会の配置の見直し

意見：保留

理由：このただし書の精神（一般国民が参加・利用しやすいようにする）は堅持されなくてはならない。その上で、上記の数が現在の実情にあっているかどうかの問題である。その実情に疎いので、意見を保留する。

3 建議・勧告制度の改革

意見：賛成である。

理由：当然なければならない規定であった。（男性、宮城県）

1 検察審査会の決議に対するいわゆる法的拘束力の付与

(1) いわゆる法的拘束力ある議決の種類

「起訴相当決議にいわゆる法的拘束力を付与するものとする。」との改革案については、検察審査会は、もともと、刑事事件の処理に健全な民意を反映させ、適正を期するため設けられた制度であり、国民の司法参加の一つとして相当と思われるが、各論的には種々の問題点を含んでいる。

法律実務の専門家である検察官に公訴権を独占させる起訴独占主義は、統一かつ公正、具体的妥当性のある公訴提起を可能とする制度であり、これまで、検察官が公訴権を行使するに当たっては、被疑者及び被害者の人権等を考慮しつつ、検察官一体の原則の下で、徹底した証拠の捜査と分析、法律の解釈と適用を行い、長年にわたって統一かつ公正、具体的妥当性のある公訴提起に努力し、その実績を重ねることにより、その処理に国民の信頼を得てきたものである。しかし、批判が生じたごく一部の例外事例があったことも否定できず、検察審査会制度の改正が問題となったものと思われる。

しかし、国民の健全なる常識を反映させることは重要であるが、これまでの検察審査会の「起訴相当」の決議には、到底是認できないものが少なくなかったことから、検察審査会の現状のまま、本件改革案を是とすることはできない。被疑者及び被害者の人権を守るためには、法的拘束力ある議決をするための要件の検討、統一かつ公正、具体的妥当性を確保するための保証制度の確立・改善を要する。

(2) いわゆる法的拘束力ある議決の要件

アについては、A案が相当である。

検察審査会が、検察官の捜査が不十分というに止まらず、捜査の専門家である検察官の不起訴処分が誤りで、「起訴相当」と判断し、これに法的効力を与えようとするものであるから、検察官から不起訴相当の理由が何か、その具体的・詳細（証拠、法律解釈・適用、情状、他の処分との均衡等）を聞いて理解した上判断するのが相当であるので、必ず、検察官に、検察審査会会議に出席して意見を述べる機会を与える必要がある。

法律、捜査の専門家でない検察審査員が不起訴裁定書だけでは理解できない事例もあり、直接、検察官の心証形成過程を十分聞くのが相当である。

なお、検察審査会の制度は、検察官の不起訴処分について審査・判断する制度であるので、被疑者から意見を必ず聴取する必要はない。検察審査会において、必要があれば聴取すれば足りる。被疑者が所在不明で聴取できない、あるいは聴取が不適当な事例もあり得るのである。

イについては、A1案が相当である。

起訴は、被疑者に重大な不利益を与え、しかも、検察官の不起訴処分を覆す議決をしようとするのであるからその判断はできるだけ慎重かつ適切であることが望ましく、検察官に事件の再捜査、再考の機会を与え、その結果を踏まえて拘束力ある議決をする二段階案（A1案、A2案）が相当である。

「起訴相当」の議決は、極めて重要な議決であり、これに基づき検察官が再捜査して結論を出した場合、その結果（不起訴）を審査申立人に通知し（中間処分の場合通知は不要）、審査申立人に再捜査の結果を踏まえて、再度の審査申立ての要否の再考を促す（最初の議決が終局処分であることが前提）のが相当であり、理論的にも、検察審査会の他の軽い議決が終局処分であるのに、「起訴相当」の重い議決だけを中間処分にするのは整合性が取れないので、A1案が相当である。

ウについては、相当である。

（3）いわゆる法的拘束力ある議決後の訴追及び公訴維持の在り方

B案が相当である。

検察官が再捜査の結果により、慎重に再考を行っても不起訴が相当と判断したのに、検察官一体の原則の適用がある検察官自身が公訴の維持に当たると、検察官がいかに十分なる訴訟活動をして、審査申立人を始めとする一般国民から見てその公正らしさに疑念が生じるので、検察官の公訴担当は絶対に避けるべきものである。特に、結果として無罪となった場合、その影響が大きく、刑事司法の根幹にかかわる問題となる。

検察審査会が、検察官の慎重な判断に反して起訴したのであるから、その起訴の全責任が検察審査会自体にあることを明らかにするのが相当で、これが、検察審査会に、職責の重要性をより認識させ、感情に流されない証拠の慎重な分析等をもたらすと思われる。

しかしながら、検察審査会は、検察官の不起訴処分の当否の審査を担当する機関であり、直接、前面に出て起訴及び公訴維持を担当する機関とは言いにくいのでB案が相当である。

2 検察審査会の組織、権限、手続の在り方

（1）リーガルアドバイザー（仮称）の委嘱

アについては、B案が相当である。

検察審査員は、法律家でない一般国民で構成され、法律の解釈適用、証拠書類の見方、分析等に慣れていないので、国民の人権に直接影響を及ぼす「起訴相当」の議決をなすに当たっての審査には、その慎重、適正を確保するため、リーガルアドバイザーを委嘱するのが相当である。リーガルアドバイザーを必要としない事件があることが容易に予測されるし、起訴相当議決の重要性から検察審査会に一任するのも適当ではない。リーガルアドバイザーの委嘱・選任方法についても十分検討する必要がある。

イのリーガルアドバイザーの職務権限については、総論的には相当である。しかし、法律の専門家である弁護士が、自分の見解を押し付けたり、結論を誘導することがないようにする制度的保証を検討する必要がある。

(2) 検察審査会の義務、解任、(3) 罰則、(4) 検察審査員の欠格事由等の見直しについては、特段の問題はない。

(5) 付審判請求手続との調整

ア 申立期間

B案が相当である。

被疑者が相当長期間不安定な立場に置かれる上、付審判請求とのバランスからも、審査申立てに一定期間を設定するのが相当である。

イ 付審判請求対象事件について、付審判請求と審査申立てとが並行してなされた場合についての調整

B案が相当である。

検察官だけでなく、公正中立の裁判所も公訴を提起しないという判断をしたのであるから、被害者の立場を含め法的安定からして、検察審査会の判断に法的拘束力を与えるのは相当でない。

(6) 検察審査会の配置の見直し

適正配置の見直しは相当である。

3 建議、勧告制度の改善

「検察事務の改善に関する建議又は勧告を受けた検事正は、検察審査会に対し、当該建議又は勧告に対する回答をしなければならないものとする。」との意見は、検察運営への国民の参加、検察庁の立場を検察審査会に明らかにしてその理解を得るため相当である。

しかし、建議・勧告は具体的事件に関してなされ、関係者の人権との関係で公表が不適当な場合も予想されるので、公表を法的義務とするのは適当でない。(男性)

1 はじめに

検察審査会は、公訴権の行使に民意を反映させることにより、公訴権行使の適正化を図る目的で設けられた(検察審査会法1条)。そして、現在の刑事訴追及び検察審査会の制度から見て、検察審査会の目的・機能は次のようなものである。すなわち、検察官が行使する公訴権(刑訴247条)の行使が独善的・官僚的なものとならないよう、一般国民がそれを審査することである。逆に見ると、民意を反映した公訴権の行使を検察官に対して求めることが、検察審査会の目的・機能とされているのである。

この目的は、今回の改革論議においても変わることはない。司法制度改革審議会の際の論点整理においては起訴独占の見直しに関しても問題提起がなされたが、実質的な議論はなされておらず、最終意見書でも触れられてはいない。この点で、起訴相当の議決に拘束力を付与するとはいっても、現在の刑事訴追制度を一応前提とし、その中での検察審査会強化論であると言えよう。

さて、起訴相当の議決に対する拘束力の付与については、これまで議決が検察官を拘束しないことが検察審査会最大の問題ないし欠点であると考えられてきた点からして、このような方向が打ち出されたことは当然のことではあるが、正しい方向であると評価し得る。また、不起訴不当の議決は検察官の再考を求めるにとどまるものであるから、拘束力を起訴相当の議決にのみ付与するということも、正当と思われる。

ところで、起訴相当の議決に拘束力を与える場合の審査手続及び起訴後の訴訟追行などの点については、「たたき台」に見られるとおり、様々な制度設計があり得る。だが、「たたき台」で示された制度設計案の中には、冒頭に掲げた検察審査会の目的からややずれる、あるいは現在の刑事訴追制度の根本を変えるに近い重大なものもあるように思われる。特に、起訴後の訴訟追行の主体については、このような疑義が私には感じられる。もとより、かかる根本的な変化をあえて求めることも大切なことではある。ただ、そのためには、やはり検察審査会、さらに国家訴追主義・検察官訴追

専権主義といった刑事訴追制度の根本に立ち入った上での議論が不可欠であろう。だが、そこまで踏み込んだ議論は、なされていないようである。

以下においては、訴訟追行の在り方、審査の在り方及びその他の点について、若干の意見を述べることにする。

2 訴訟追行の在り方

(1) 訴訟追行については、「たたき台」においては、検察審査会が公訴提起を行う案（第11回裁判員制度・刑事検討会（以下同じ）のA案。資料2-4）、指定弁護士が公訴提起を行う案（B案。資料2-5）、検察官が訴訟追行を行う案（C案。資料2-6）が挙げられている。A、B両案では、指定弁護士（以下では、検察官役弁護士と呼ぶ場合がある）が訴訟追行を行うものとされているが、これが付審判手続を参考にしたものであることは、明らかである。したがって、この問題を検討する上では、付審判手続と検察審査会の目的・機能の異同について検討を加えることが必要であろう。

さて、付審判手続と検察審査会は、いずれも検察官の不起訴処分に対する救済制度である点では、同一の目的を持つことは明らかである。しかし、機能面から見た場合、不当不起訴の救済制度という共通目的を考慮しても、両者には違いがあることに注意しなければならない。

すなわち、検察審査会の目的は、冒頭に述べたように、一般国民が検察官の公訴権行使の当不当を審査する制度である。この点で、少なくともこれまでの検察審査会は、審査機関ではあっても、いわば積極的な追及機関ではなかった。これに対して、付審判手続は、少なくとも付審判を請求するあるいは請求審に自ら証拠を提出し得るのであり、検察審査の申立て以上に積極的な側面を持つ。加えて、両者は、その制定当初から全く異なる存在として位置づけられてきた。すなわち、検察審査会は大陪審をモデルないし換骨奪胎して成立した制度であった。戦後改革の過程で、日本側が国情や英米での実績を理由に当時のGHQによる大陪審採用論に反対し、その代替物として生まれたものであった。これに対し、付審判手続は、戦前の「犯罪捜査二関スル法律案」「人権擁護二関スル法律案」、戦後ごく初期の「刑事訴訟法中改正法律案」など、人権蹂躪事件の救済・摘発とそれによる人権侵害の根絶を目的とするものである。さらに、検討会においても度々問題とされたように、付審判手続は公務員、なかんずく司法に關与する公務員の人権侵害事件に対する制度であって、その憲法的根拠は、従来から憲法36条に求めるのが一般的であった。これに対し、検察審査会の憲法的根拠は定かでないが、あえて求めるとすれば前文ないし憲法15条1項に求めるべきことになるだろう。

このように、検察審査会と付審判手続は、その目的・機能を全く異にしているのである。

(2) また、公訴権の存在意義ないし公訴権の帰属に関する考察も、訴訟追行の在り方にかかわるので、煩をいとわず、ここで検討しておきたい。現行法がいわゆる国家訴追主義を採り、検察官が訴追の主体であることは明らかである（刑訴247条）。もっとも、国家訴追主義といっても、それはむしろ国家訴追「制度」の意味であり、検察官という国家機関が訴追を行うことを意味する（いわゆる「形式的意味での国家訴追主義」）。帝国憲法の下であれば格別、少なくとも現在において「最高の動議体である国家が訴追の主体となるべきである」という観点から国家訴追主義を位置づける見解（いわゆる「理念としての国家訴追主義」）を採る論者は、存在しない。

むしろ、国家機関が訴追を担当するといっても、それは「国政は国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者が行使し、その福利は国民がこれを享受する」（憲法前文）ことにほかならない。いわば、国民・市民が「自由の小さな割り前」を拠出して国家機関にゆだねたものの一つが公訴権・刑罰権である。国家訴追制度といっても、公訴権は国民・市民の負託に基づくものであり、検察官はそのような負託を受けて実行するための存在と位置

づけられることになる。それゆえ、検察官は官僚的な統制の下から解放され、国民・市民に奉仕する法律家としての専門性とそれに由来する良心に基づいた訴追活動を営むべきことが要求されることになる。

(3) このような前提から見た場合、起訴相当の議決に基づく訴訟追行の在り方としては、やはり検察官にゆだねられるべき、すなわち先のC案によるのが筋であるように思われる。

けだし、起訴相当の議決は、市民代表による検察審査会が刑事訴追の必要性を端的に表明したということである。したがって、国民・市民から公訴権の行使をゆだねられている検察官は、その議決の誠実な履行を正に義務として負うべきだからである。これに対しては、起訴相当の議決で起訴された事件が後に無罪となった場合に疑惑が持たれやすいという、いわゆる「公正らしさ」論からの批判があり、このような批判が指定弁護士制度の提案に連なったものと思われる。しかし、このような考え方には、様々な疑問がある。

第一に、これまでの検察審査会においては、起訴相当・不起訴不当いずれであれ検察官の不起訴処分の是正を求めた議決にもかかわらず、70～80%の事件は不起訴維持とされてきた。「公正らしさ」を言うのであれば、これとて同じ疑惑がもたれてもおかしくはない。しかし、そのような批判は私の知る限り存在しない。ことさら公判にかかった場合に「無罪となった場合に疑惑がもたれる恐れがある」という根拠は、皆無ではないにせよ、重視するまでもないように思われる。

第二に、議決に基づく起訴は、公判中心主義の実現に寄与したということでもある。もともと、検察審査に回るような事件では、起訴・不起訴の微妙なケースが多いと言われる。それゆえ、被疑者・被告人に対する危険・負担を考慮しても、検察段階で事件を終結せず、公判で事実を解明することがむしろ望ましいことも少なくない。ところが、無罪判決のリスクが存在するような訴追に検察官はコミットすべきでない、という発想が「公正らしさ論」の背後には存在するように思われる。微妙なケースで無罪が出た場合、それは検察官の訴訟追行の失敗と捉えられかねず、責任問題ともなりかねない。検察官の手を離れて別の訴訟追行者にゆだねれば、そのような問題は回避できるという感覚である。だが、そうだとすればそれは逆転した発想であり、責任回避論にほかならない。仮に無罪が出たとしても、自らの訴訟追行と無罪理由をきちんと披瀝できればよいのであるし、そちらのほうがむしろ真に公正な姿である。

第三に、付審判手続において検察官役弁護士に訴訟追行をゆだねたことの意味である。付審判手続において検察官役弁護士が訴訟追行を行う理由は、確かに手続の公正さのゆえであると理解するのが一般的である。すなわち、公務員の職務犯罪（人権蹂躪）という事件の性質上、本来の検察官に事件をゆだねると不熱心さゆえの弊害が生じるおそれがある、ということである。確かにこの点では、「公正らしさ論」にも一理ある。だが、付審判手続の場合、対象が職務犯罪で、典型的に公正らしさが担保し難いという事情がある。加えて、弁護士の人権保障に果たすべき役割（弁護士法1条）との関係をも考慮する必要がある。すなわち、人権蹂躪事件の場合、その摘発・処罰を要求することは、弁護士の役割の一つである人権擁護とは矛盾しないどころか、ときとしてむしろ求められることでさえある。歴史的に見ても、付審判手続の成立には、弁護士による人権保障運動の果たした意味が大きい。ところが、検察審査会の場合、すべての事件がこのような性格を持っているわけではない。そして、たとえ民意に基づく正当な訴追活動であっても、それが権利侵害としての性格を持つことは否めない。そうすると、人権擁護を使命とする弁護士に権利侵害者としての検察官役をゆだねることは、矛盾を生じるおそれがないであろうか。もとより、人権蹂躪事件の訴追も訴追である以上、権利侵害の性格は有する。だが、いちおう人権保障のための最終的手段として行われる点で、やはり通常の場合とは意味が異なるのである。

(4) さらに、議決に基づく起訴の訴訟追行を検察官役弁護士にゆだねた場合、国家訴

追制度とのかかわりも捉え直す必要があるように思われる。議決に基づき検察官が起訴する場合であれば、検察官起訴専権主義との矛盾は全くないから、国家訴追制度との矛盾も当然起こらない。しかし、検察官役弁護士にゆだねる場合、この問題は微妙である。確かに、検察審査会も国家機関としての性格がある。あるいは、検察官役弁護士は裁判所が指定し、みなし公務員とされる（刑訴268条3項参照）。これらの点で国家訴追制度の枠内だということは、いちおう言えるであろう。しかし、検察官起訴専権主義はもはや破れている。

ところで、国家訴追制度と検察官起訴専権主義は、論理的には区分し得るとしても、現実には同一概念を言い換えたものに等しかった。すなわち、検察官起訴専権主義が破られるということは、国家訴追制度が破られる、端的に言えば一種の（ないし特殊な）私人訴追制度の採用ということでもあり得る。このような問題が論じられた形跡は、司法制度改革審議会、検討会いずれにもない。

だが、これは公訴の提起に関する相当に重要なパラダイム転換でもある。私人訴追を採用することの是非は別としても、やはり原理的な検討を要するのでないか。まず、検察審査会が国の機関であるといっても、起訴相当の議決に拘束力を持たせる場合、一般市民の意見が直接に公訴権の行使に反映される。また、みなし公務員として裁判所から指定されるとはいつても、検察官役弁護士は国の機関として活動するわけでもなく、国家の意思・意向を代弁して訴訟追行を行うわけでもない。さらに、裁判所の「指定」という側面を強調すると、事実上、審判者（裁判所）が訴追者を選定しているに等しく、近代刑事手続の原則である「審判と訴追の分離」すなわち弾劾主義に抵触しかねない。それゆえ「指定」といつても弁護士会から推薦されてきた担当者に対する確認行為にとどめるべきことになり、ここでも国家訴追制度とは言いにくい。

このように考えると、議決による訴訟追行を検察官役弁護士にゆだねることは、現行の刑事訴追制度に対する相当大きな変容をもたらすものであり、原理論的な検討なしに、「公正らしさ論」のような簡単な、かつ根拠自体がそれほど強いわけではない理由から採用すべきではない。

3 審査手続（1） 法的拘束力ある議決の審査手続について

「たたき台」によると、審査手続については次の三案がある。いわゆる二段階構造案として、起訴相当の議決に対し検察官が一定期間公訴を提起しない場合に再審査・再議決を経て拘束力を付与する案（第11回裁判員制度・刑事検討会（以下同じ）のA1案。資料2-1）で、いわば二度の終局的議決を経て拘束力を付与するものである。また、二段階構造案として、検察審査会の起訴勧告の議決に対し検察官が一定期間公訴を提起しない場合に起訴相当の議決を経て拘束力を付与する案（A2案。資料2-2）がある。最初の「起訴勧告」議決を中間的なものとしている点が特徴である。これに対し、起訴相当の議決に直ちに拘束力を付与する一段階構造案（B案。資料2-3）があり、拘束力の点を除けば、現行法に近い。

このような二段階構造案は、検察官に再考を促す機会を設けたほうが慎重かつ円滑な運用が規定でき被疑者の利益にもなること、プロである検察官と一般国民との協働がスムーズになることなどから、現われたものと思われる。もっとも、時間が余計に掛かること、検察審査員の任期との関係で全く異なる審査体が再議決時に構成されている可能性、国民の負担増などの問題も、指摘されている。

しかし、二段階構造案には、次のような問題もある。第一に、既に検討会においても指摘されたことであるが、時間・負担の問題もさることながら、審査の慎重・円滑の要請が必然的に二段階構造を要求するものであるとは考えにくい。現状においても起訴相当の議決はかなりまれで、このこと自体、審査が慎重に行われていることを推測させる。この点で、二段階構造を採る必然性があるのかが疑問である。特にA1案のように二度にわたる終局的議決を要求する場合、最初の議決の持つ意味は極めて薄弱なものとなるおそれがある。また、慎重の要請は、審査手続の充実の根拠とはなり得ても、二段階構造の採用を必然ならしめるわけではない。

第二に、二段階構造を採る理論的根拠自体が、必ずしも明確ではない。現行法上、二段階構造を採用している手続の主なものとしては、付審判請求と再審請求がある。しかしこのいずれにおいても、二段階構造を採る論理的必然性があるがゆえに二段階構造が採られているのである。しかも、不起訴処分に対する検察審査請求自体、通常の公訴の提起手続と比べると、既に二段階構造になっている。それゆえ、検察審査会の手続を更に二段階構造にする必然性が理解し難い。

付審判請求の場合、請求審を経由することには、次のような理由が考えられる。付審判決定によって公訴の提起が擬制されるのであるから、付審判請求があった場合、それが公訴提起の要件を満たしているかのチェックはいちおう必要となる。しかも、付審判請求は告訴・告発人という私人によって行われるものであるから、当該私人に証拠収集能力・権限は存在しない。しかも、公務員の職務犯罪という性質上、検察官の捜査・事件処理自体が偏頗である疑いが多分にもたれている事件である。この点で裁判所が関与し、場合によっては新たな証拠収集を行っても公訴提起の要件の有無を確認する必然性がある。

再審請求の場合、新規・明白な証拠の出現により確定判決の効力を白紙に戻すための再評価手続であるが、確定判決を覆すという事態の重大性に加え、そのための要件である証拠の新規性・明白性の検討が不可欠である。そのためには、再審請求があった場合、直ちに再審公判を開くことはどう見ても適切でない。再審開始要件をいちおうクリアし得るかを判断する、いわば確定判決の効力の破棄手続である請求審段階と、破棄された確定判決に代わり事件に関して改めて実体形成を行う手続である公判段階を分ける必然性がある。

ところが、検察審査会は、検察官の不起訴処分を審査するという事実態が、通常の公訴の提起手続からすれば、既に二段階構造となっている。しかも、付審判請求の場合と異なり、検察官の捜査・事件処理が（個々の事件で不当、あるいは誤りだということとは言えても）典型的に偏頗であるということを探らせる事情もない。それゆえ、検察審査会の審査においては検察官の措置の当否そのものが問題なのであって、関係者の意見聴取はともかく、新たな証拠調をする必然性は高くない。まずこの点で、検察審査を二段階構造にする必然性が考えにくい。また、検察審査に二段階構造を採る場合、とりわけ終局的議決を二度にわたり要求するA1案においては、議決（すなわち民意による判断）に実質的な優劣を与えることになるが、そのようなことは慎重のためとはいえ許されてよいのであろうか。陪審で上訴が許されない理由として、直接・口頭主義に基づく公判を繰り返すことの不可能・困難さに加え、一審と上訴審の二重の民意反映が存在することにより、いわば民意に価値序列が存在することの問題性が指摘されることがある。事情はやや異なるにせよ、検察審査会の場合にも似た問題はあるように思われる。特に、二度目の議決が不起訴相当ないし不起訴不当である場合、事情変更ということも考慮しても、問題は深刻となる。あるいは、当初の議決、再議決いずれも検察審査会という機関としての議決であって個々の審査員の判断がそのまま示されるわけではないから、そのような問題は無関係だとの考えもある。だが、その場合でも、このような方式は審査員の審理に好ましい影響を与えるとは思われない。

また、当初の審査・議決（ないし勧告）と二度目の審査・議決との関係も問題となる。例えば、二度目の審査を言わば「覆審」的な全面的やり直し手続と考えるのか、再度の不起訴に対する「事後審」的手続と考えるのか、あるいは再捜査の結果も踏まえた上での「続審」的手続となるのかも問題となろう。もちろん、現実には控訴審のようにリジッドに定まるわけではなからうが、A1案は「覆審」的となり、A2案は「事後審」的、「続審」的のいずれかとなろう。だが、一般市民からなる検察審査員に「事後審」的であれ「続審」的であれ、最初の議決・勧告の存在を考慮しつつ再議決を求めることが容易とは思われない。特に検察審査会の構成員が変わった場合、最初から審査をやり直すことなしに議決することは困難であろう。逆に構成員が同一の場合でも、同じ審査の繰り返しを余儀なくされるといふ負担の問題はあえて別とし

て、証拠関係などの変化を的確に把握することは、リーガルアドバイザーの存在を前提としても、かなり困難な作業となろう。

こう考えると、二段階構造の採用には疑問があり、一段階構造によるべきと思われる。

4 審査手続(2) 検察官・被疑者の関与

「たたき台」は、検察官に対して意見を述べる機会を付与するものとする案(A案)、検察官及び被疑者に対して意見を述べる機会を付与するものとする案(B案)を示している。被疑者に意見陳述の機会を付与すべきか否かが分かれ目になっており、これは、検討会で指摘されたように、不起訴処分の正当性を審査する以上、検察官からの意見聴取が不可欠であるとされたことに加え、検察審査会で被疑者が粗暴な行動に出た場合の措置が困難なこと、不起訴の結果については検察官と被疑者の双方でいわば利害の一致があるので被疑者からの意見聴取が絶対不可欠とは考えられないことが考慮されたためである。

ところで、検察官であれ被疑者であれ、一般的には意見聴取の機会を付与することが望ましいことは明らかである。むしろ問題は、意見聴取の性格をどう考えるかであるように思われる。検察官からの意見聴取について言えば、司法制度改革審議会のプレゼンテーションで問題提起されたところを見ると、必要的意見聴取ないし出席説明権(法務省)といったいわば積極的権利のように捉える見解、検察官への説明の機会(最高裁)といったいわば単なる陳述の機会の付与、不起訴理由の明示義務(日弁連)といったむしろ弁明ないし説明義務の観点から捉えるものというように、性格を全く異にする主張が同じ意見聴取の名のもとになされているのである。

ここで再び検察審査会の目的・機能に立ち返ってみると、それは公訴権の行使への民意の反映であって、国民・市民の立場から検察活動の適正さをチェックすることである。この観点から見る限り、検察官からの意見聴取を必要とすることは良いとしても、説明権があるかのごとき立場からこれを根拠づけることが妥当とは思われない。せいぜい当事者の話を直接聞く場として位置づけるか、不起訴処分の当否を審査してそれを覆す可能性を生じさせる点から見て、あたかも不利益処分の対象者に弁明の機会を与えるという形、あるいは公訴権の行使に関する公務員の国民に対する説明責任の履行といういずれかの形で考えるしかなかろう。

一方、被疑者からの意見聴取についてはどうか。検討会では、検察官と被疑者の利害の一致、被疑者による検察審査会への不当な影響を考慮して、被疑者に対する意見陳述の機会を要しないとの意見もある。また、検察審査会のモデルないし参考となった大陪審でも、被告発者にかかる権利が与えられているわけではないから、検察審査会でもそこまでするまでもないという考え方はあり得る。だが、民意に基づくとはいえず、議決によって防御の成果でもある不起訴処分が取消されて起訴・有罪の危険に再びさらされる。この点で、被疑者は検察審査会の審査に関与する法的利益があるとも言える。加えて、確かに不起訴という結論では検察官・被疑者の利益は一致していると言えるが、事件の直接当事者である被疑者と公益を代表して事件の訴追にあたる検察官の立場はやはり異質であるから、検察官の意見陳述でことが足りるとは思われない。そうすると、少なくとも起訴相当の議決がなされる場合には、何らかの形で意見表明ないし防御の機会を持つべきことになろう。ただ、既に検討会で指摘されているとおり、意見陳述の機会を付与すれば足りるということであり、現実の意見陳述なしに議決してはならない、とまでは言えないであろう。

5 その他

以上のほか、検討会では、リーガルアドバイザーを始め検察審査会の組織・権限など、付審判手続との関係、検察審査会の配置に関する問題、その他が提起されている。他方、今回の司法改革に関する公式の場では全く論じられていないが、学説上、従来から論じられてきた問題として、不当起訴の審査権を検察審査会に付与することがある。以下、簡単に検討を加えておきたい。

(1) リーガルアドバイザーについて、弁護士の中から選ぶとしたことは適当である。

ただ、その選任に際しては、いわゆる「一本釣り」の方法は避けるべきで、弁護士会と連携を取りつつ、適切な人材の選定を図るべきである。また、委嘱の要件について、「たたき台」は、委嘱することができるとするもの（A案。委嘱しなくともよい場合を残す含みと思われる）、起訴相当の議決をする場合には必要的委嘱とするもの（B案）、すべての場合に必要的委嘱とするもの（C案）の三つを示している。

一般的に言えば、審査の充実の観点から見てすべての場合に委嘱するのが望ましいようにも見える。しかし、検察審査請求といっても千差万別で、困難な法的問題を孕むもの、わいせつ性判断のように法的問題でもあるが一般市民の感覚にゆだねたほうが望ましいもの、端的に証拠評価が問題となるものなど、一様ではない。したがって、すべての場合にリーガルアドバイザーの委嘱が必要とまでは言えないように思われる。

- (2) 付審判手続との関係について、まず、検察審査会に対する申立期間を設けるべきかとして、現行法と同様に設けないとするもの（A案）、一定期間を設けるべきだとするもの（B案）がある。しかし、付審判手続は告訴・告発人がより積極的に訴追意思を表明するものであるのに対し、検察審査会は審査請求にとどめている。審査請求というマイルドなレベルにとどめている以上、検察審査会への請求期間をあえて設ける必然性は乏しいように思われる。また、付審判請求と検察審査請求が並行している場合の調整についても、両制度の趣旨は異なっているから、ことさら調整規定を設ける必要はない。
- (3) 検察審査会の配置の見直しにつき、「たたき台」は「検察審査会の数は、200を下ってはならず、かつ、各地方裁判所の管轄区域内に少なくともその1を置かなければならない」とする規定の見直しを謳っている。審査件数が皆無ないし1~2件といった小規模審査会を統廃合する一方、審査件数の急増している大規模審査会の増設を意図しているものと思われる。しかし、小規模審査会の統廃合は、望ましいこととは思われない。このような動きは、「国民に身近な開かれた司法」という今回の司法改革のスローガンと矛盾するように思われる。むしろ、教育・広報を充実し、あるいは不起訴処分時に告訴・告発人あるいは被害者に対して検察審査会に関する教示を充実させることなどを通じ、制度の周知徹底を図ること、アクセスを容易にすることなどの措置を採るべきである。一方、大規模審査会については、適宜増設を図るなどの措置を採るべきであろう。
- (4) 最後に、不当起訴の救済に検察審査会を活用すべきだとの議論が、学説では有力に主張されてきた。この問題は今回の司法改革論議では全く触れられていないが、やはりこの機会に俎上に載せるべきではなからうか。もとより、例えば「嫌疑なき起訴」を公訴権濫用で処理すべきかについて議論が分かれているように、いかなる場合を不当起訴というかについての判断基準は容易でない。また、検察審査会により起訴が不当である旨の議決がなされた場合の処理（公訴棄却か免訴か）、審査時期、審査手続など、詰めるべき問題は少なくないことは確かである。

しかし、不当起訴に対するスクリーニング制度が全くないというのは比較法的にも異例であり、公訴権濫用論・手続打ち切り論による対応も、少なくとも実務上は超え難い限界がある。それゆえ、検察審査会はもとより、刑事手続に関する大幅な見直しが行われているこの機会に、不当起訴の救済に関しても制度設計を検討すべきであるように思われる。（男性、40歳代、宮城県）

第2部 団体から寄せられた意見

以下の団体から意見が寄せられた。(五十音順に記載)

冤罪・誤判をなくすための証拠開示の公正なルール化を求める会
大阪弁護士会
鹿児島県弁護士会
九州弁護士会連合会
京都弁護士会
裁判所速記官制度を守り、司法の充実・強化を求める会
狭山事件を考える佐賀地区住民の会
司法改革大阪各界懇談会
司法改革実現東京各界懇談会
主婦連合会
自由法曹団
女性会議東京都本部
青年法律家協会弁護士学者合同部会
全国社会保険労務士会連合会
全国消費者団体連絡会
全司法労働組合
第一東京弁護士会
第二東京弁護士会司法改革推進二弁本部
東京商工会議所
東京弁護士会
長崎県弁護士会
日本行政書士会連合会
日本消費者連盟
日本大学法学部刑事法研究室
日本弁護士連合会
日本放送労働組合
日本民間放送連盟
広島県教職員組合
福岡県弁護士会
部落解放共闘佐賀県民会議
部落解放同盟中央本部

(冤罪・誤判をなくすための証拠開示の公正なルール化を求める会)

1 通常刑事手続における証拠開示の在り方について

以下の骨子に基づく証拠開示制度が導入されるべきである。

- (1) 司法警察員及び司法警察職員は、起訴後直ちに、作成したすべての捜査記録・捜査関係書類と収集したすべての証拠を検察庁に送付しなければならない。
- (2) 検察官は、前項によって送付された捜査記録・捜査関係書類、証拠及び自ら収集し、並びに検察事務官に収集させたすべての証拠の目録(標目)及び内容(要旨)を記載した書面(証拠リスト)を作成し、起訴後直ちに、そのリストを弁護人、弁護人がないときは被告人に対し、交付しなければならない。
- (3) 弁護人又は被告人は、検察官に対し、起訴後、検察官が交付した前項のリストに記載されたすべての書類及び証拠の閲覧・謄写を請求することができる。
- (4) 検察官が、前項の証拠の閲覧・謄写の請求に応じないときは、弁護人又は被告人は、裁判所に対し、証拠開示命令を発するよう請求することができる。

- (5) 裁判所は、上記の請求があったとき、又は、職権で自ら、検察官に対し、証拠開示命令を発することができる。裁判所は開示請求を受けた証拠が被告人に有利な証拠であるときは開示命令をしなければならない。裁判所は、証拠開示命令を発すべきか否かについて疑問があるときは、検察官に対し、当該証拠その他関係証拠を提示させることができる。裁判所は開示請求があったときは、弁護人の意見を聴き、速やかに決定をしなければならない。なお、証拠開示の手続は、当該事件の公判担当裁判官以外の裁判官に担当させなければならない。
 - (6) 弁護士又は被告人に開示されていない証拠のうち、検察官、検察事務官あるいは司法警察員、司法警察職員が所持していることが明らかになった証拠が有罪・無罪の判断に関連するものであるときには、裁判所は当該事件（訴因）につき、公訴棄却の判決をしなければならない。
 - (7) 証拠開示命令を発するか否かの審理にさいしては、「証拠開示に伴う弊害（証人威迫、証拠隠滅のおそれ、関係者のプライバシーの侵害のおそれ）」を理由として、証拠開示を拒否してはならない。当事者は、開示された証拠を当該事件及び関連する民事事件以外で使用し、又は公開してはならず、違反に対しては、民事、刑事の手続によって厳正に対処するものとする。
- 2 刑事再審における証拠開示手続の在り方について
- 以下の骨子に基づく証拠開示制度が導入されるべきである。
- (1) 司法警察員及び司法警察職員は、再審請求時に前記1の「通常手続における証拠開示手続」が未だなされていない事件において、再審請求があったときは直ちに、作成したすべての捜査記録・捜査関係書類と収集したすべての証拠を再審請求裁判所に対応する検察庁に送付しなければならない。
 - (2) 検察官は、前項によって送付された捜査記録・捜査関係書類、証拠及び自ら収集し、並びに検察事務官に収集させたすべての証拠の目録（標目）及び内容（要旨）を記載した書面（証拠リスト）を作成し、再審請求後直ちに、そのリストを弁護士、弁護士がないときは請求人に対し、交付しなければならない。
 - (3) 弁護士又は被告人は、検察官に対し、再審請求後、検察官が交付した前項のリストに記載されたすべての書類及び証拠の閲覧・謄写を請求することができる。
 - (4) 検察官が、前項の証拠の閲覧・謄写の請求に応じないときは、弁護士又は被告人は、裁判所に対し、証拠開示命令を発するよう請求することができる。
 - (5) 裁判所は、上記の請求があったとき、又は、職権で自ら、検察官に対し、証拠開示命令を発することができる。裁判所は開示請求を受けた証拠が、被告人に有利な証拠であるときは開示命令をしなければならない。裁判所は、証拠開示命令を発すべきか否かについて疑問があるときは、検察官に対し、当該証拠その他関係証拠を提示させることができる。裁判所は、開示請求があったときは、弁護人の意見を聴き、速やかに決定をしなければならない。なお、証拠開示の手続は、当該事件の再審手続の担当裁判官以外の裁判官に担当させなければならない。
 - (6) 弁護士又は被告人に開示されていない証拠のうち、検察官あるいは司法警察員が所持していることが明らかになった証拠が有罪・無罪の判断に関連するものであるときには、裁判所は当該事件につき、再審開始決定をしなければならない。
 - (7) 証拠開示命令を発するか否かの審理にさいしては、「証拠開示に伴う弊害（証人威迫、証拠隠滅の恐れ、関係者のプライバシーの侵害の恐れ）」を理由として、証拠開示を拒否してはならない。当事者は開示された証拠を当該事件及び関連する民事事件以外で使用し、又は公開してはならず、違反に対しては、民事、刑事の手続によって厳正に対処するものとする。

（大阪弁護士会）

1 基本構造について

(1) 裁判官と裁判員の人数について

（意見）B案に賛成するが、裁判官の人数は1人、裁判員の人数は11人とすべきであ

る。

(理由) まず、裁判官の人数は、一人とすべきである。審議会意見書では、市民の参加は、主体的・実質的なものでなければならないとされている。職業裁判官は往々にして有罪慣れして有罪判断に傾きがちであり、無罪の推定原則を無視しがちである。市民のほうが無罪の推定原則に忠実な判断が期待できる側面がある。裁判員制は、市民参加によって職業裁判官の官僚的判断に市民感覚を注入して是正を図るという重要な役割が期待されており、この観点から、市民の主体的・実質的参加の必要性は、極めて重要な指摘である。そこで、裁判員と裁判官の人数をそれぞれ何人にすべきかは、市民が主体的・実質的に参加することができるか否かを決する、非常に重要な問題点である。市民参加をいやがる裁判所は、裁判官3人、裁判員2・3人という制度を考えているようである。しかし、市民の数が職業裁判官の数を大幅に越えないと、市民はプロの裁判官の意見に引きずられることになるであろう。特に、裁判員は、事件ごとに無作為抽出によって選ばれた中から選任されるので、裁判員は、そのほとんどが初めて裁判にかかわる人たちである。そのような人たちが、プロの裁判官と対等な議論を交わせるかどうかは疑問である。この問題は、市民の能力の問題ではなく、立場と経験の問題である。経験を積んだプロと全く初めての素人とが対等に議論をすることは困難である。

また、複数のプロの裁判官の意見が一致した場合に、その意見に賛成できない素人の人たちが反対意見を言って対抗できるかどうかについても、大きな疑問がある。複数のプロの意見が一致したということそれ自体が、大きな影響力を持つと言わざるを得ないからである。

このように考えると、裁判官は1人、裁判員はできるだけ多い11人という制度が最も妥当な制度であると考えられる。裁判官が一人であれば、プロの裁判官の複数の意見が一致するという事態を避けることができる。また、各種の会議体の運営の実態を見ると、全体で10人前後の規模の会議体が、構成員全員が十分に意見を述べることができ、最も充実した議論が期待できる構成と考えられるからである。

したがって、「たたき台」のB案に賛成するが、ただし、裁判官は1人、裁判員は11人が妥当である。

(2) 裁判員、補充裁判員の権限について

(意見) ア(イ)を除き、基本的に賛成する。

ア(イ)については、裁判員制度の下では、裁判員及び裁判官のいずれについても、証人及び被告人等に対する質問権は認めないものとすべきである。

(理由) 審議会意見書では「審理の過程においては、証人等に対する質問権など適当な権限を有することとすべきである。」(103頁)とされているが、裁判員制度の下では、裁判官・裁判員の証人等に対する質問権を認めることには疑問がある。現行法では、裁判長は「必要と認めるときは何時でも、…尋問することができる」(規則201条1項)、陪席の裁判官は「尋問をするには、あらかじめ、その旨を裁判長に告げ」質問することができるが(規則200条)、裁判員制度の下で同様の制度を認めることは妥当ではない。もとより、裁判官に質問権を認めることと、当事者主義とは必ずしも矛盾するものではないが、裁判員の場合、裁判員の質問が行き過ぎ、審理が混乱したり、証人・被告人との言い争いになるような場面が出てくること懸念される。裁判員に判断権者としての立場に徹してもらうためには、質問権を認めないのが現実的であるし、また、当事者主義訴訟構造にもより沿ったものとなる。

裁判員に質問権を認めない場合、裁判官にも質問権は認めないとしすべきである。意見書によれば「裁判員は公判において裁判官と同様の権限を有する」とされているが、その趣旨は裁判員制度は市民の司法参加を実質化するところにあり、裁判官のみに質問権を認めるのは、双方の対等な立場・関係を前提とする裁判員制度の趣旨に反することになると思われるからである。

(3) 評決

ア 評議の在り方について

「たたき台」の論点からは、評議の在り方が抜けているが、どのような方法で評議を行うかは重要な論点である。そこで、評議方法に関して当会の意見を述べる。

評議方法に関する大阪方式

- () 裁判員のみが自由に評議し、犯罪事実が合理的疑いを超えて有罪立証できるかについての仮の評決を出す。評議の主宰者は裁判員の協議により決定する。
- () 裁判員のみでの仮の評決により有罪立証されていないとの結論が出れば、この段階で被告人は無罪となる。
- () 裁判員のみによる仮の評決によって、有罪立証されているとの結論に達すれば、次は裁判官も加えて評議・評決を行い、最終的な結論を出す。
- () 評議は、事件終了後直ちに、独立の評議室において、評決に至るまでの間原則として継続して行う。
- () 裁判官及び裁判員は、評議前に、訴訟手続上の問題等について議論すること以外、事件について話し合ってはならない。

評議のルールについて

裁判員の主体的・実質的関与を確保するための一定のルールを策定する必要がある。このルールは、単なる紳士協定ではなく、実効性のあるものでなければならない。特に、裁判官と裁判員が共に評議する際の危険性として、経験ある裁判官が議論をリードする危険性が大きいことは重要である。

最も端的に、裁判員の主体的・実質的関与を確保することができるのは、大阪方式のように、まず裁判員のみで評議することである。他に、裁判員からまず意見を聞いたり、説示で明示される争点ごとに評議をしなければならない等の工夫も考えられるが、評議について検証する方法がない以上、実効性に欠けると言わざるを得ない。なお、この点、意見書は、裁判官と裁判員の共同作業を念頭に置いた部分も見られるが、裁判員制度は正に市民が裁判に参加するために創設される制度であり、裁判員の主体的・実質的関与が最重要課題であること、大阪方式でも裁判官も評議に加わり更に慎重な評議を行うのであるから、何ら意見書と抵触するものではないと考える。

主宰者について

大阪方式による以上、裁判員のみでの評議においては、主宰者は裁判員から選出されることになる。裁判官が加わった評議においては、裁判長が主宰者となることも考慮に入れて良い。

評議の時期・場所・参加者について

評議は、審理終了後、直ちに裁判官室とは独立した「評議室」において評議し、評決に至るまでの間原則として継続して行うべきである。また、参加者については、その事件の全公判に立ち会った裁判官、裁判員のみが関与し、その全員が参加しなければ開始し、継続することができないとすべきである。口頭主義・直接主義を徹底し、公判の記憶が新鮮なうちに行う必要があるからである。

裁判官あるいは裁判員の事件についての話し合い

裁判官あるいは裁判員は、「評議室」において評議をする以外に、事件について話し合いを行ってはならない。陪審制度の場合は、事件の審理が終結し、評議が開始されるまでの間や評議中断時は、陪審員同士が事件に関して個別の話し合いをすることが禁じられている。

個別に話し合い、心証を形成するようなことがあれば、「評議」に不当な影響を与える危険性が高いからである。

イ 評決の方法

- (意見) 有罪判決を下す場合には、原則として全員一致とするが、十分に評議を尽くしても全員一致に達しない場合には、4分の3以上の特別多数決によるものとする。

有罪とするための評議・評決と量刑を決定するための評議・評決は分離

する。

(理由) たたき台では、評決方法の案はすべて過半数が前提となっている。これは、裁判所法77条が過半数を前提の制度を取っていることを、無批判に引き継ぐとするものであると思われる。しかし、素人の裁判員と裁判官とで評議を尽くして結論を出すには、過半数は適当ではなく、裁判所法77条は改正すべきである。この問題を考えるときには、裁判には素人の裁判員が、最初から十分な議論を行うことができるかどうか注目しなければならない。日弁連製作の裁判員ドラマ「裁判員 決めるのはあなた」や、映画「12人の優しい日本人」が描くように、裁判員は議論に慣れていないために、最初のうちは自分の意見を明確な言葉として表現できないことが多いと予想される。しかし、議論が進めば、裁判員もそれぞれ自分の経験や知識を元に活発な議論を展開するようになる。もし、過半数で評決をする制度が採用されてしまえば、裁判員が十分に自分の意見を述べることができず、評議が不十分なまま、過半数で結論が出されてしまう惧れがある。そのような事態を避け、徹底した評議を行うためには、全員一致を原則とし、評議を尽くしてもどうしても全員一致に達しない場合にだけ特別多数決によるという制度にしなければならない。

裁判員と裁判官の中に一人でも有罪に疑問を持つ者がいる場合には、有罪に合理的疑いが残るものと考えられる。したがって、合理的疑いをできる限り排除するために、原則として有罪評決のためには全員一致にするべきである。しかし、評議を尽くしても、一人の裁判員だけが最後まで説得的な理由もなく有罪に反対した場合にも、合理的疑いがあるとして無罪とすることには躊躇を感じる。そこで、全員一致を目指して評議を重ね、全員一致を原則とするが、十分に評議を尽くしてもどうしても全員一致に至らない場合には、4分の3以上の特別多数決で有罪とできるものとするべきである。

また、量刑は被告人の有罪を前提に議論されるものであるから、量刑の評議は有罪・無罪の評議に結論が出てから行われるべきは当然である。

(4) 対象事件

ア 対象事件

(意見) A B C案いずれも賛成できない。

法定合議事件だけでなく、その他の事件で被告人が選択した場合をも対象事件とすべきである。

(理由) 審議会意見書は対象事件を法定刑の重い重大犯罪としているが、これは裁判員制度の対象事件を重大事件に限定するという趣旨ではない。「新たな参加制度の円滑な導入のためには、刑事訴訟事件の一部の事件から始めることが適当である」とされていることから明らかなように、適用範囲を拡大していくことが想定されている。本来、国民の司法参加を実質的なものとするためには、対象事件を拡大して、できる限り多くの国民・市民が裁判に参加できるようにする必要があるが、他方、すべての事件を対象とすると対象事件数が膨大となり、裁判員の確保・財政面双方の観点から、現実性に欠けることになる。そこで、両者の調和点をどこに見いだすかが問題となる。

まず、死刑・無期刑にあたる事件のみを対象とすると、国民の司法参加が余りにも限定的なものとなり過ぎる。法定合議事件は年間約4000件、死刑無期刑にあたる事件は年間約2000件と予想されており、裁判員の確保・財政面等を考慮しても、死刑・無期刑の事件に限らなければならない理由は全くない。また、対象事件を法定合議事件に広げたとしても、窃盗・詐欺・横領・恐喝・業務上過失致傷・強制わいせつ・名誉毀損等の、本来、市民感覚が求められる事件が対象外となってしまう、国民の司法参加の意義が損なわれることになる。しかし、他方、これらの事件をすべて対象とした場合には、対象事件数が膨大なものになり過ぎる。そこで、これらの事件については、被告人の選択権を認めるものとするべきである。これによって、多くの自白事件は実質的には

対象外になり、事件数の面においても、一定のバランスが図られるものと考えられる。

イ 訴因変更の場合の取扱い

(意見)賛成する。

ウ 事件の性質による対象事件からの除外

(意見)要件を限定した上で、例外規定を設けることには賛成する。

要件の限定としては、まず、「民心」「その他の事情」等の濫用の恐れがある要件は削除すべきである。

さらに、「裁判員若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させてその生活の平穩を侵害する行為がなされるおそれがあること」との要件についても、「明白かつ現在のおそれ」の存在を付加すべきである。

(理由)極めて例外的な事情が存在する場合に限ったものとして、かかる規定の必要性は否定しないが、「民心」「その他の事情」を要件として認めると、例えばマスコミに大々的に取り上げられた事件については、すべて「民心」を理由に裁判員裁判が実施されないなどの濫用の危険性がある。

また、裁判員等への危害の恐れについても、抽象的なもので足りるとすると、同様に濫用の危険性を否定し得ない。

2 裁判員及び補充裁判員の選任

(1) 裁判員の要件

(意見) A B C 案いずれにも賛成できない。

衆議院議員の選挙権を有する者ではなく、「裁判所の管轄区域内の普通地方公共団体の選挙権を有する者」とすべきである。

(理由) 審議会の意見書は、「裁判員の選任については、選挙人名簿から無作為抽出した者を母体とする旨規定している。問題となるのは、国政選挙レベルの選挙権を前提とするのか、地方公共団体レベルの選挙権を前提とするのかという点であるが、在日外国人にも地方公共団体の普通選挙権を認める動きが強まっており、将来的には付与される可能性もある状況では、普通地方公共団体の選挙権を有する者とするべきである。長年我が国で生活し、我が国に生活基盤を有し、市民社会の一員となっている在日外国人には裁判員の資格を与えるべきだからである。

また、年齢を25歳以上又は30歳以上にしなければならない合理的理由はない。

(2) 欠格事由

(意見) ア(ア)で、中学校を卒業しない者をあげているのは不当である。

(ウ)については、B案に賛成する。

(理由) 中学校を卒業していなければ当然に判断能力を欠くかのような考え方は不当である。学識以外の判断能力がより重視されなければならないし、中学校卒業と同等以上の学識を有するか否かを判断する基準も不明確である。

(ウ)については、心神の故障のため裁判員の職務に支障があるか否かの判断には困難を伴い、その判断基準も不明確であるため、設けないのが妥当である。

(3) 就職禁止事由

ア 職業上の就職禁止事由

(意見) 賛成する。

イ 控訴提起等に伴う就職禁止事由

(意見) 賛成する。

ウ 手続に対する影響

(意見) 賛成する。

(4) 除斥事由

(意見) 被害者の代理人及び補佐人を加えるべきである。

(理由) たたき台は、被告人の代理人及び補佐人を挙げているが、これとの均衡からす

ると、被害者の代理人及び補佐人を挙げる必要があると思われる。

(5) 辞退事由

(意見) 賛成する。

(6) 忌避理由

(意見) 賛成する。

なお、忌避には、無条件忌避と理由付忌避の2種類の忌避権を認めるべきである。

(7) 裁判員候補者名簿の作成

(意見) 賛成する。

(8) 裁判員候補者の召喚

ア 裁判員候補者の召喚

(意見) 賛成する。

イ 検察官及び弁護人に対する事前の情報開示

(意見) (ア)については、氏名だけでなく、住所も開示すべきである。

(イ)については、B案に賛成する。

(理由) まず、(ア)については、氏名だけの開示では意味がない。(イ)については、質問手続に先立ち、裁判員候補者に関する情報を検察官及び弁護人が知ること、忌避するか否かに関する質問の準備のため不可欠であり、裁判所の判断で公の質問票に対する回答書の全部又は一部の閲覧を制限することは不当である。検察官及び弁護人の職責からしても、回答書の内容を知ることが関係人の名誉又は生活の平穩を害することがあるとは考え難い。また、この回答書の開示が質問手続の当日になされるというのも不当である。事前準備のためには、何日かの準備期間が置かれるべきである。

(9) 質問手続

ア 質問手続の出席者

(意見) ア(ウ)を除き、賛成する。

ア(ウ)については、質問手続は公開法廷で行うべきである。

(理由) 選任手続の公正を担保するためには、やはり公開する必要がある。

イ 質問手続

(意見) (イ)を除き、賛成する。

(イ)については、検察官及び弁護人にも直接の質問権を認めるべきである。

(理由) 選任手続の適正な運用を保障するためには、裁判官のみならず、検察官及び弁護人にも直接の質問を認めるべきである。検察官及び弁護人の直接の質問権を否定する理由はないし、選任手続に一定の時間を要することは、予断偏見のない裁判員を選任するという制度の趣旨・重要性からやむを得ない。また、それによって、裁判員自身も自らの職責を自覚し、誇りをもって職務に取り組むことが可能となる。

(10) 裁判員に対する補償

(意見) 賛成する。なお、旅費、宿泊費は原則として実費を支給することとなると思われるが、日当については、国民が公務を果たすために支給される報酬と見るべきものであり、平均賃金より高めに設定されるべきであると考えられる。日当は2万円 + 程度が妥当であろう。

3 裁判員等の義務

(1) 裁判員候補者の義務

(意見) 賛成する。

(2) 裁判員及び補充裁判員の義務

(意見) 賛成する。

(5) 裁判員及び補充裁判員の解任

(意見) 賛成する。

4 公判手続等

(1) 総論

(意見) 総論自体には賛成する。

しかし、総論が述べる「裁判員の負担を軽減しつつ、実質的に裁判に関与できるよう、迅速で分かりやすい審理」を実現するためには、

全面的な証拠開示制度の創設、

直接・口頭主義の徹底(伝聞法則の厳格化)、

との関係で取調調書等の任意性・信用性を容易に判断できるようにするための捜査の可視化、

集中審理・連日的開廷を可能ならしめるための保釈の原則化等の勾留制度の改善、刑事訴訟法39条3項の削除を初めとする接見交通権の実質的保障、国費による弁護人に対する十分な費用保障、弁護人に対する調査権限の付与等の制度的保障

事実認定手続と量刑手続の明確な分離と量刑事実調査制度の創設等の制度改革

が不可欠であるが、たたき台の各論(2)~(8)では、これらの論点に全く触れられておらず、極めて不十分なものとなっている。

そこで、本意見書では、(2)~(8)に追加して、これらの検討課題について意見を述べる。

(2) 準備手続(刑事裁判の充実・迅速化関連)

(意見) 賛成する。

審理を迅速で分かりやすいものにするには、充実した公判準備手続が不可欠である。制度設計に当たっては以下の点に留意すべきである。

公判準備手続は、後述する証拠開示を前提にした争点整理に基づいて有効な審理計画を立てることを目的とする。

公判準備手続は、起訴後検察官による証拠開示が行われ、「答弁期日」が開廷され、当事者の準備期間を経た段階(あるいは当事者の準備活動と並行しつつ)で行われる必要がある。

公判準備手続では、争点整理、証拠調べ請求手続、証拠の採否(証拠能力の判断を含む)に関する決定手続、公判期日の確定等の手続が行われる必要がある。

公判準備手続は公開すべきである。現在の手続がすべて公開法廷を行われている以上、非公開にすべき理由は認められない。裁判員への影響を危惧して非公開とすべき意見もあるが、公判準備手続の段階では裁判員の選任が行われていないのであるから、かかる危惧は極めて抽象的なものにすぎないから、公開を否定する理由とはなり得ない。

被告人の出席及び発言権についても認めるべきである。同様に、現在の手続と比較して否定する理由はない。

公判準備手続の目的からして、公判準備手続に付された後の補充捜査は原則として禁止すべきである。

公判審理開始後の訴因変更は原則として禁止すべきである。公判準備段階で争点整理を行う以上、公判審理開始後の訴因変更は原則として禁止しなければならない。

「争いのある事件」については、公判準備手続の裁判官とその後の公判手続等に関する裁判官を分ける必要がある。これに対し、「争いのない事件」については、同一裁判官が担当することを認めて良いと思われる。「争いのある事件」の範囲を、量刑判断に影響を及ぼす罪体に関する事実について争いがある場合にまで含めた上で、「争いのない事件」においては、公判準備手続と公判手続を同一裁判官が担当する制度でも特に支障は生じないと思われる。

(3) 弁論の分離・併合

- (意見)賛成する。
- (4) 公判期日の指定(刑事裁判の充実・迅速化関連)
- (意見)賛成する。
- (5) 宣誓等
- (意見)基本的に賛成する。ただし、裁判官から裁判員への教示(説明)は公開の法廷で行われるべきであり、また、その内容について当事者の異議権を認めるべきである。
- (理由)裁判官が事件に適用されるべき法と事件の争点をどのように説明するかによって裁判員の判断は大きく変わる可能性がある。したがって、裁判員に対して行われる適用される法や争点に関する説示は公開の法廷で当事者のチェックの下に行われるべきである。また、この説示が評議の中で十分反映されなければ何らの意味もないのであるから、判決書においてもこれが十分反映されるような制度を構築する必要がある。選挙人名簿から事件ごとに無作為抽出された裁判員は、法の原則や事実認定の方法について、ほとんど知識・経験がない。したがって、法律について適正な説明を行い、事実認定の方法について説明をすることは、必要不可欠なことである。その際重要なことは、もしも裁判員に対する説明が適正になされない場合には、誤った事実認定がなされる可能性が高いという点である。裁判員は、法律について素人であるだけに、もしも間違った説明がなされてしまえば、裁判員の実事認定も間違ってしまう可能性が高くなる。したがって、裁判員に対する説明は、適正になされなければならない。
- この適正さを担保するものが、当事者の異議権である。すなわち、裁判官が行った裁判員に対する説明が法律の原則に反していたり、争点整理の仕方がおかしかったり、事実認定の方法の説明が誤っていたりする場合には、これを適正に正す手続が必要となる。その役割を果たすのが、当事者の異議権である。裁判官の裁判員に対する説明が間違っている場合には、当事者から異議を述べることができるようにしておくことによって、裁判官の裁判員に対する説明が適正になされることを担保すべきである。そのためには、裁判官による裁判員に対する説明は、公判廷で、当事者が立ち会っている場で行われなければならない。なお、裁判員が裁判官の評価を行い、評価アンケートを提出し、それが人事評価の資料になるという制度を創設することによって、上記の裁判官の発言に対する規制を制度的に保障することになる。
- (6) 新たな裁判員が加わる場合の措置
- (意見)賛成する。
- (7) 証拠調べ手続等
- (意見)基本的に賛成する。ただし、公判記録については、原則として、速記が行われるべきである。手続についての公判記録は、上訴理由を見いだすという観点からも、争点整理を含めて詳細に記載すべきである。ところで、裁判員制度における証拠調べ手続等について考える際に、最も重要な課題は直接主義・口頭主義の徹底である。市民参加の裁判である裁判員制度のもとでは、これまでのように捜査段階の供述調書を重視する裁判は実際上不可能であり、調書中心の裁判を廃止し、直接主義・口頭主義の徹底が図られなければならない。審議会意見書でもその旨が明確に指摘されているにもかかわらず、たたき台では明確に触れられておらず、この点において、極めて不十分なものとなっている。
- (8) 判決書等
- ア 判決書は評議の結果に基づいて裁判官が作成する
- (意見)基本的に賛成する。ただし、裁判員制度では、直接主義・口頭主義のもとで争点を明確にした上、集中審理・連日開廷が行われ、審理終了後直ちに評議を行い、評決が行われるので、判決書の形もこれに沿ったものとするべきである。有罪判決については、説示で明らかにされた争点ごとに、評議の結果を踏まえて記載されるべきであり、理由についても評議の結果を反映できるように記

載すべきである。証拠についても、直接主義・口頭主義のもとでの限界はあるが、証拠と認定事実との関連性についてできるだけ詳しく論じるべきである。これに対し、被告人を無罪とする場合、特に理由を付す必要はないのではないかと考えられる。無罪判決に対して事実誤認を理由とする検察官上訴を認めないのであれば、実益がないからである。

イ 裁判員の署名・押印

(意見) C案に賛成する。ただし、裁判官は評決後判決前に判決理由の骨子を口頭で裁判員に伝え、その了承を得ておく必要があるものとする。

(理由) 判決宣告時までには判決書を常に完成させることは困難であると思われること、裁判員を早期に手続から開放するという点から、現実的には、署名押印は不要とせざるを得ないと思われる。

以下では、前述したように、(9)証拠開示制度、(10)直接口頭主義の徹底(伝聞法則の厳格化)、(11)捜査の可視化、(12)集中審理・連日的開廷を可能ならしめるための制度改革、(13)事実認定手続と量刑手続の分離について意見を述べる。

(9) 証拠開示制度

証拠開示の意義・絶対的必要性について

裁判員制度を有効・適切に機能させるためには、刑事訴訟手続自体を根底的に見直す必要があるが、全面的な証拠開示の制度の創設は、その見直すべき制度の優先順位の中でも最も優先性が高く、絶対に欠くことができないものである。なぜなら、意見書の述べる「充実した争点整理」のためには、そして、それを経た上でなされる、連日的開廷による集中審理を充実させるためには、全面的な証拠開示は絶対の前提と言うべきだからである。審理過程で、開示されていなかった新たな証拠の提出や開示の問題などが生起するようでは、到底充実した集中審理などは望むべくもない。

具体的な制度構想案

(ア) 起訴後直ちに、検察官は、必ず捜査一件記録の標目(全リスト)を開示の上、これと同時に、原則として、その証拠全部を開示する。検察官は具体的弊害を主張・疎明することによってのみ、例外分を設け、とりあえず開示しない扱いにすることができるが、この分については、次に述べる(イ)の手続に付すこととする。なお、具体的弊害の要件は、開示によって、特定された証人に対して威迫行為がなされる具体的蓋然性がある場合や保護の必要性の高度なプライバシーが訴訟関係人以外の第三者の目に触れる具体的蓋然性がある場合に限定されるべきであり、この観点から、その要件を具体的に絞り込まねばならない。

(イ) 上記不開示許否如何の判断は、公判裁判体とは別の裁判体が行う。上述のとおり、これは検察官の申立てによって、手続が開始されるものである。被告人又は弁護人は、格別の手続を要しない。もとより、被告・弁護側に直ちに手続の開始が告知され、その答弁を経て、判断されることになる。その判断にあっては、インカメラの制度が導入されるべきである。

(ウ) 捜査記録の標目(全リスト)作成は、捜査段階において、時系列でのリアルタイムの作成を義務付けるべきである(捜査過程の可視化の一環)。その内容は、現在の証拠金品総目録・書証目録と同様のものがイメージされるが、さらに、その証拠の趣旨・概要についても記載するものとする。これによって、起訴後直ちに全リストを開示することが可能となる。

(エ) そして、上記義務付けを担保するため、以下の措置を講ずべきである。

() リストに存在しないものは、検察官は、これを使用することができない。

() 証拠がリストにリアルタイムで記載されなかったときも、検察官は、当該証拠を使用することができない。

() リストの不正(虚偽)・記入懈怠は、公訴棄却事由となる。

リアルタイムのリスト作成のための制度提案

リアルタイムのリスト作成を担保するためには、日々これを客観的機関によって

公証していくシステムを構築する必要がある。

新たな機関を設けることが困難なのであれば、例えば、検察庁に捜査には全く関与しない特別の部署を設け、ここに毎日リストをファックス送信させ、これを保管しておくということが考えられよう。これが全うされることによって、「起訴後直ちに」リストを開示するということが現実化する。起訴段階で改めてリストを作成するというのであれば、その開示が大幅に遅れることも懸念される。かかる制度であれば、あくまでも捜査機関内部のファックス送信であり、弁護士・被告人へのリスト開示は起訴後の開示であるため、いわゆる捜査密行の原則なるもの（ただし、現行法196条は、かかる原則を明示してはいない）に抵触するということがありえない。捜査機関・訴追機関側にこれを拒む理由は何もないと言うべきである。

(10) 直接主義・口頭主義の徹底（伝聞法則の厳格化）

現在の刑事裁判は、捜査段階における供述調書が安易に証拠として採用され、それに基づいて裁判官が心証を取り、詳しい判決書が作成されるという慣行になっている。しかし、市民が参加する裁判員制度の下では、膨大な供述調書を裁判員が読み込んで心証を形成し、判決書を作成することは現実的にも不可能なことである。裁判員の主体的・実質的な参加・関与という裁判員制度の趣旨を実現するためには、この慣行を根本的に改革し、「法廷のみが審理の場である」という、直接主義・口頭主義の徹底が図られる必要がある。審議会意見書も、その旨を明確に述べている。

具体的には以下の諸点の改革・制度化が必要である。

「供述証拠に対する証拠調べ請求は、原則として人証によらなければならない」旨の規定の創設。

刑事訴訟法321条1項2号、3号（国外にいる場合以外の供述不能の場合を除く）、322条1項を廃止するなどの伝聞法則の厳格化等刑事訴訟法の改正による伝聞法則の厳格化

裁判官と裁判員の評議・評決は、審理終了後直ちに行わなければならない。

評議において訴訟記録を参照するのは確認の範囲に留めるべきである。

公判手続の更新は認めない。

(11) 捜査の可視化

裁判員制度にとって取調べの可視化は必要不可欠

裁判員制度は充実した直接主義・口頭主義による集中審理なくしては、その生命を保ち得ないものであるところ、充実した集中審理を果たすためには、捜査過程（とりわけ、被疑者取調べの過程）が透明化されることが、その前提としての不可欠の要請となる。

捜査過程が不透明なままでは、審理過程で捜査上の問題点が新たに浮かび上がるなどといった状況が生じ、かような審理上の紆余曲折が避けられないことともなり、結局は、充実した集中審理が頓挫するということになりかねない。これは、現在の刑事裁判の実務から経験的に確認し得ることである。さらに、より具体的に、「被疑者取調べの可視化」が裁判員制度にとって必要不可欠である所以は、後記でも言及するとおりである。

裁判員制度における「被疑者取調べ可視化」の意義・必要性

前述のとおり、口頭主義・直接主義を徹底化・実質化するためには、法322条1項の廃止が不可欠である。特に争いのある事件で322条1項によって自白調書が証拠として採用される場合を想定すると、裁判員は、大量の調書を緻密に読んで自白の変遷等を検討し判断せざるをえないものと考えられ、明らかに相当でない。実際、旧刑訴に322条1項のごとき規定のなかったことも想定しなければならない。それでは、自白調書が不同意となった場合（おおむね捜査段階で自白し、公判で否認した場合と想定される）、捜査段階で作成された自白調書は、どのように扱われるべきであろうか。

まず、第1に、捜査段階の自白を弾劾証拠として用いること自体を否定すること

はできまい。しかし、その用い方は尋問の際の引用使用にとどめるべきであって、調書そのものは法廷に顕出されるべきではない。それを許容すると、既に述べたところから明らかなように、裁判員制度自体が機能しなくなるおそれがある。

ところで、この場合の審理にあっては、上述したとおりの用い方であるとしても、自白調書の内容を被告人の公判廷供述に対する弾劾証拠として用いることは常態化していくこととなろう。しかし、自白調書の内容を弾劾証拠として引用使用すること自体は、不可避であっても、任意性に疑いがあるのであれば、これを用いることは明らかに相当ではなく、この引用使用についても、取調全過程の可視化（最低限テープ録音化）を「任意性」（引用使用）の要件とすべきである。これを欠いたときは、直ちに「任意になされたものでない疑い」が生じ弾劾証拠としての引用としても用い得ないものとしなければならない。また、その調書記載が被告人の捜査段階供述をどこまで正確に録取したものであるかのチェックは、いずれにしても、不可欠となる。

そして、ここまで考えを進めていくと、弾劾として用いるものは、自白調書であるべき必然性は何もなく、むしろ録音・録画されたテープの内容そのものを用いることが端的だと考えられることになる。この場合、弾劾使用の方法として尋問の際の引用にとどまらず、テープそのものを法廷に顕出すべきかどうかは、後述するとおり、議論の余地はあろうが、いずれにしても、自白調書を用いる余地はなくなることになると言うべきである。そうだとすると、自白調書の同意によって自白調書を証拠調べする手法自体、裁判員制度上決して適当と言えるものではないのであるから、結局、自白調書を作成するという法制を全廃し、すべてテープ録音・ビデオ録画とする法制に改革されるべきとの結論となる。

次に第2に、上述のごとき法制のもとでは、（差し当たり、テープをそのまま法廷に顕出しないのであれば）捜査段階の自白を法廷に顕出する方法は、取調べを担当した警察官・検察官を証人として申請し、取調官の証言によることとなる。このとき、被告人・弁護側は、これを弾劾するため「可視化」による資料を用いる必要性が極めて高い。

いずれにしても、上記二つの場面において、テープ録音等による「取調べの可視化」が果たされていることは、充実した審理・直接主義・口頭主義の観点からも必要不可欠と言うべきである。取調状況・過程・内容について、取調官の証言と被告人の公判廷供述の水掛け論を繰り返すことは、裁判員制度にとって一層の消耗でしかない。このような二次的な資料によって判断するのではなく、正に端的な一級資料である録音テープ・録画ビデオによって、その正確性が判断されるべきである。

なお、取調官の供述を経由せずテープそのものを実質証拠として（あるいは、上述のとおり、弾劾証拠として）顕出する法制も想定されえないではない。この場合、取調べへの弁護人立会権が保障されておれば、当該テープそのものを法廷に顕出することに何ら問題はないと思われるし、むしろ、必ずそうすべきこととなる。取調べに弁護人の立会いがない場合については、弁護人依頼権が具体的・現実的に行使されていない場での取調べによる供述についての録音等の証拠上の意味合いをどう考えるかにつき、この点、なお検討を要するところもあるが、いずれにしても、裁判員に最も分かりやすい審理をするためには、可視化された取調状況を審理の資料ないし対象とすることが端的であり、これによって、審理の充実がもたらされるであろう。

「取調べの可視化」のレベルなどについて

審議会意見書は、テープ録音・ビデオ録画の導入を将来的課題とし、書面による記録化を先行させるとしているが、このとき、正に必要最低限の措置として、取調過程を記録した書面の虚偽記入・記入懈怠は、当該捜査段階供述の証拠能力を全面的に失わしめることとしなければならない。それなくして、審議会意見書の志向する取調べの適正化は、およそ果たされないと言うべきである。そして、書面による記録化は、当然リアルタイムでなされなければならない。その場合、記録すべき事

項の細目をどう詰めていくかは、極めて重要な問題である。現在の「被疑者取調日誌」においても、既に「日にち」「取調場所」「取調官」「補助者」「被疑者」「取調前のチェック～心身の異常の有無（問診した結果）」「取調前の供述拒否権の告知」「取調時間等」「取調事項及び被疑者の態度等」「取調後のチェック」「作成者」が記載事項となっているが、これらを更に細目化した上で供述内容の中身自体も記載させることとなろう。また、身体拘束の過程・状況を併せ記録化する記載項目も必要となろう。

いずれにしても、その記載に虚偽や懈怠のあることは許されない。これを担保するために、1日ごとに記録を公証するシステムにすべきである。「証拠開示」のところで述べたように、検察庁に特別の部署を設け、記録を毎日ファックス送信してここに保管しておくといった方法が考えられよう。裁判員制度のもとで、かようなペナルティを課した上で取調過程の透明化を担保することが、充実した集中審理の要請からは、正に最低限の必然的要請と言うべきである。

しかし、以上論じたところからすると、意見書によって将来的検討課題とされた取調全過程の録音・録画こそは、裁判員制度実現の際の緊切の課題と言うべきである。そして、さらに取調べへの弁護士立会権を保障することが取調べの全過程を完全に透明化させることとなり、これが充実した集中審理に資するものであることは明らかである。

(12) 集中審理・連日的開廷を可能ならしめるための制度改革

審議会意見書では、刑事司法の改革において、「公判は原則として連日的に開廷するものとし、その実効性を確保するため必要な措置を講じるべきである」としている。裁判員制度の場合は、裁判員の負担を軽減するためには集中審理・連日的開廷の要請は一層強く、それを可能ならしめるためには、以下に挙げる制度改革が実施される必要がある。

保釈（起訴前・後）の原則化等勾留制度の改善について

集中審理・連日的開廷を実現するには、弁護士と被告人のコミュニケーションが十分に図れるようにする必要があり、身柄拘束に関する本来の原則に戻り、被告人の身体解放の原則化を図る必要がある。そのためには、保釈制度の改革と共に保釈の前提をなす勾留制度の見直しが不可欠である。具体的には、勾留要件の見直し・制度改革、勾留理由開示制度の実質化、勾留取消・執行停止制度の活用についての制度改革が必要となる。

以下、具体的に述べる。

(ア) 勾留要件の見直しについて

現行刑訴法上、勾留が許されるのは、被疑者・被告人が、定まつた住居を有しないとき、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき、逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるときのいずれかであるが、特に被疑者・被告人が犯罪事実を否認している場合には、安易にの要件該当性が認められ、人質司法と呼ばれる現状を引き起こしている。

旧刑訴法は、罪証隠滅の「虞」と規定していたが、かような「虞」を権利保釈の除外事由にすべきではないとの判断から、現行刑訴法は「疑うに足りる相当な理由」と規定した。ところが、実務の実際は、抽象的な危険性があれば「疑うに足りる相当な理由」があるとされ、旧刑訴法の「虞」と同様に運用されており、これが「人質司法」と呼ばれる現実をもたらしている。

したがって、「疑う」を「推定する」に改め、単なる可能性では足りず蓋然性が存在する必要があることを明らかにする、「相当な理由」を「十分な理由」に改め、憲法34条の「正当な理由（adequate cause）」に見合ったものとする、「具体的な証拠によって認められるとき」と付加することによって、現状の具体的な裏付けのない「虞」の認定を根絶する等の勾留要件の見直しを行い、勾留制度改革を行うべきである。また、罪証隠滅については、「罪証」を「有罪証拠」と改めることによって、情状証拠を含まないことを明らかにするよう見直しを行う

べきである。

(イ) 勾留理由開示の実質化

勾留要件の制度改革を行うとともに、勾留理由開示の実質化を行い、勾留が適切に運用されているかチェックをすることができるようにすべきである。勾留理由開示制度は、その後の勾留取消と結合して違法不当な勾留から救済する非常に重要な制度であるが、現行では、単に、勾留状発布当時における理由しか告知せず、しかも、被疑事実と60条1項各号に定められた事項しか開示しないという運用がなされており、問題が多い。身体解放を原則化し、集中審理・連日開廷を可能ならしめるためには、勾留理由開示制度の実質化も不可欠である。

勾留要件の見直しを前記(ア)のように改めるのと並行して、現在1勾留1回と制限されている勾留理由開示を、最初の勾留、延長後の勾留及び起訴後勾留(起訴後勾留については、2か月の更新ごとに)のそれぞれにつき各1回ずつ、勾留理由の開示を求めることができる制度に改める必要がある。

また、勾留状発布時点のものだけではなく、開示当時の理由も含め、理由の告知もその事由を具体的に述べるほか、その存在を証明する証拠を示すよう制度の改革を行うべきである。本来、現行の刑事訴訟法でもこのような運用を行うのが法の趣旨のはずであるが、これが歪曲されて運用されているという現状がある以上、制度の改革が必須であると考えられる。

(ウ) 勾留取消、執行停止の活用

勾留要件の見直しを行い、勾留理由開示制度を実質化することによって、勾留取消の活用が図られることになる。本来の現行の刑事訴訟法の原点に立ち返ると言ってもよい。

また、執行停止に権利性を付与すべき点、及び、その要件については、第1次案に賛成であるが、「防御権の行使に必要である場合その他相当と認めるとき」という要件に関しては、例えば、多人数の弁護士との打ち合わせが必要な場合等の具体例を挙げておく必要がある。

接見交通権の保障について

身柄解放が原則とされたとしても、身柄拘束のまま裁判員制度による裁判に臨まざるを得ないケースが存在することは避け難く、身体拘束を受けた状態での被告人の防御権の保障について配慮する必要がある。そこで、接見交通権の実質的保障のために、以下の改革が必要である。

(ア) 刑事訴訟法39条3項を削除すべきである。

(イ) 刑事訴訟法81条を削除するか、あるいは少なくとも同条が規定する弁護士以外の一般人との接見等禁止決定の運用を改善して、被告人と弁護士以外の者との自由な接見交通権を保障すべきである。

(ウ) 接見等禁止決定が付されていると否とにかかわらず、弁護士が、立会人なく時間の制限なしに、共犯者その他の身体拘束された関係者と接見できるようにすべきである。

(エ) 拘置所における執務時間外接見及び休日接見の完全自由化を図るべきである。

(オ) 裁判所校内接見設備(仮監)の大幅拡充とそこでの接見の自由化を図るべきである。

(カ) 弁護士と被告人が接見し得る設備を、裁判員制度に利用する法廷に位置すべきである。

国費による弁護士に対する十分な費用保障について

集中審理に対応するためには、弁護士は審理期間中、他の事件に対応することが困難となるため、弁護士の報酬制度の充実が裁判員制度を機能させていく上で不可欠な要請である。具体的基準として、RCCの報酬基準(タイムチャージにより1時間2万円、移動時間1万円)が一つの目安として考えられる。

弁護士への調査権限の付与について

短期間の集中審理を可能にするためには、以上の諸制度の保障以外にも弁護士へ

の何らかの調査権限の付与が必要である。例えば、以下のような制度が考えられる。

- (ア) 刑事訴訟法を改正し、アメリカにおけるサピーナ（罰則付召喚令状）の制度を創設する。
- (イ) 刑事訴訟法を改正し、「第4章 弁護及び補佐」に、「弁護人は、被疑者・被告人のために、証拠の収集及び関係者からの事情聴取等、事件に関し必要な調査をなすことができる」との規定を加える。
- (ウ) 国費による弁護制度の費用制度を改め、弁護士事務所所属の調査員による調査費用あるいは外部に委託してなした調査員による調査費用を、実費として支払う制度とすべきである。

(13) 事実認定手続と量刑手続の分離

事実認定手続と量刑手続は明確に分離すべきである。

本来、裁判員制度が導入されなくとも、事実認定手続と量刑手続は分離すべきものである。事実認定手続は事実を認定し法を適用するという本来の司法の役割であるが、量刑手続には、被告人の改善・更生等本来の司法作用とは異なった側面があり、その判断資料としても単に事実の認定に必要な証拠以外に、被告人の事情を把握するための資料も検討する必要がある。これまで日本の刑事手続は事実認定手続と量刑手続を分離していなかったため、事実認定のための証拠と量刑手続のための証拠が同一に取調べられ予断排除の法則が必ずしも十分貫徹し得なかったという欠点がある。

さらに、裁判員制度が導入された場合、裁判員はその性質上量刑感覚を持ち得ないのであるから、なおさら事実認定手続と量刑手続を分離すべきである。事実認定のために必要な経験則は通常の市民生活の中で十分磨くことができるが（むしろ、同種の事件を大量に見てしまう裁判官より優れているとも言える）、量刑感覚については通常の市民生活の中では持つことはできない。

量刑判断の前提となる被告人の社会環境や社会資源に関する調査や情報収集を行うことができる特別の調査制度を導入すべきである。ただし、現在の家庭裁判所の調査官制度が持つ弊害を避けるために調査機関は第三者機関とし、かつ、調査結果に対しては、検察官・弁護人の当事者のチェックをなし得るようにすべきである。また、裁判員に量刑基準に関する情報を提供する制度も必要である。

適正な量刑判断のためには、欧米におけるソーシャルワーカーによる調査制度のように、被告人の社会環境や社会資源に関する調査や情報収集を行う調査制度が必要であるが、現在の刑事裁判にはかかる制度はなく、重大な欠陥となっている。

特に、裁判員制度の下では、これまでのような科学的根拠に裏付けられていない量刑感覚や量刑相場に頼り切った量刑判断は不可能である。裁判員制度において市民感覚を裁判に吹き込み、裁判員が適切な量刑判断を行うためには、裁判員に対して科学的根拠のある資料の提供が不可欠である。

5 控訴審

(意見) D案に賛成する。

ただし、無罪判決に対する事実誤認を理由とする検察官上訴は禁止すべきである。

(理由) 控訴審が裁判官のみによって構成され、しかも、被告人の不利な方向での破棄自判が可能であるとすると、最終的には裁判官のみによって判断されることになり、国民の司法参加という裁判員制度の意義は大きく失われることになる。

また、裁判員裁判が、国民の実質的な参加による裁判であって強い民主的正当性を有していること、原則として直接主義・口頭主義による証拠調べに基づいて行われるものであることからすると、裁判員裁判による事実認定を覆す理由としては、「無罪の救済」しか、正当性を持ち得ない。かかる理由から、上訴は有罪判決に対するものに限られ、無罪判決に対する事実誤認を理由とする

検察官上訴は禁止されるべきである。

6 差戻し審

(意見) B案に賛成する。

(理由) 裁判員制度の本来の趣旨や証拠の引継ぎの困難さから続審構造とすることには無理がある。

覆審構造とした上で、既に行った証人尋問の結果をビデオ再現するなどの方法を用いることにより裁判手続の効率化・迅速化を図るべきである。

7 罰則

(1) 裁判員等の不出頭

(意見) 賛成する。

(3) 裁判員等に対する請託罪等

(意見) 賛成する。

(4) 裁判員等威迫罪

(意見) 賛成する。

(5) 裁判員候補者の虚偽回答罪等

(意見) 賛成する。

8 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置

(1) 裁判員等の個人情報の保護

(意見) 賛成する。

(4) 出頭の確保

(意見) 賛成する。

(鹿児島県弁護士会)

刑事司法の改革において、裁判員制度の実現は、国民の司法参加の重要な一環であるので、裁判員に選ばれた市民が名実共に刑事裁判に参加できるように保障されなければならない。その立場から、当会は下記のとおり意見を申し述べる。

- 1 裁判官と裁判員の比率は、1 : 3以上とすべきである(裁判員が自由に気兼ねなく意見を述べるために必要)。
- 2 有罪の評議は、全員一致とすべきである。それが困難なら、最小限度特別多数の賛成を要するものとすべきである(陪審制の評議の原則に準ずべき)
- 3 量刑は、裁判官の専権とすべきである(重大事件の量刑についても裁判員制度の対象とすると、重罰化を招く恐れあり)。
- 4 対象事件は、重大事件でない否認事件で、被告人が選択した場合に限るべきである(事実を争う事件で幾日も審理を要しない事件が裁判員制度の対象として現実的には適切である)。
- 5 検察官は、起訴後速やかに、手持ち証拠全部につき証拠の開示に応ずべきである(誤判防止の見地から)。
- 6 任意性の立証に備えて、被告人ら関係者の取調べにつきビデオでの録画化を義務付けるべきである(集中審理の実現のため)。

(九州弁護士会連合会)

刑事司法の改革において裁判員制度の実現は国民の司法参加の重要な一環であるので、裁判委員に選ばれた市民が名実共に刑事裁判に参加できるように保障されなければならない。その立場から、下記のとおり意見を申し述べる。

記

1 裁判官と裁判員の人数

B案が相当である。

市民が職業裁判官と対等に議論するためには裁判員の数は裁判官の3倍以上であることが必要不可欠である。

2 裁判員の要件

A案が相当である。

選挙権を有する者であれば足りると考える。

3 裁判員候補者の質問要への回答

B案が相当である。

弁護人も検察官も回答は全部閲覧できるべきである。

4 証人調べ

供述調書の取調べに当たっては基本的に要旨の告知（朗読）は適当ではない。裁判員が法廷で見聞して理解できるように工夫されるべきである。

取調過程がビデオないしテープによって録画・録音されるようにすべきである。

5 証拠開示

裁判員が加わった刑事裁判の充実・迅速化のためには証拠開示の抜本的拡充が必須である。

検察官は、その手持ち証拠を第1回公判期日前の準備手続までに全面的に開示すべきである。

（京都弁護士会）

1 裁判官と裁判員の数について

裁判官の数について言えば、裁判員制度は裁判官と裁判員が対等の立場で協働して審理・判決するという制度であり、これまでの裁判官のみによる裁判のように必ず裁判官を3人にする必要はない（現実の合議ですら判事補の研鎖目的の合議が存在している）。かえって従来の部制度を前提に裁判官を3人とすることは、裁判官が強固な一体となり、裁判員の意見反映が困難となり、裁判員制度を有名無実化させる危険性を生じさせる。よって、裁判官は1人ないし2人でよいと考える。

また、裁判員の数については効率的な議論ができる裁判体であるためには、裁判員の数が多くないほうが良いという意見があるが、検察審査会や戦前の我が国の陪審裁判の実績から11人や12人の合議体でも十分に適正な議論ができることは実証されている。裁判員の数が少ないと偶然裁判員になった者の意見に偏りがある場合があり得ることになり、国民の健全な良識を反映させることが困難であり、ある程度の数が必要であると言うべきである。よって、裁判員は9人前後は必要であると言うべきである。

2 評議について

評議については、たたき台では単純多数決という案だけが提案されている。しかし、それでは十分に議論を深めることなく、安易に多数決で結論を決めてしまうことが危惧される。よって、原則として全員一致を目指しつつ、これが困難であると認められる場合には、特別多数決の3分2で決するという制度にすべきである。

3 裁判員制度挿入に必要不可欠な制度について

（1）取調べの全過程の可視化

裁判員制度では証拠能力の有無に関する争いをできるだけなくし、かつそれに関する証拠調べを簡易迅速に行う必要がある。このためには、被疑者、参考人の取調べの全過程の可視化（録音）が必要不可欠である。なお、取調べの可視化に当たっては最終的な供述のみを録音するのでは全く意味がない。取調べの全過程を録音する必要がある。

（2）検察官手持ち証拠の早期・全面開示

争点を明確にし、適正で迅速な裁判を実現するためには、検察官手持ち証拠の早期・全面開示が必要不可欠である。なお、争点を確定させてから、その争点に限定した証拠開示でよいという見解もあるが、これまでの弁護士活動の経験上、公訴事実等のみならず、取調べの内容等についての被告人自身の記憶が曖昧なこと等から検察官手持ち証拠を吟味して初めて争点を確定でき、迅速な裁判を実現し、真実に至ることができるものと確信する。それゆえ、検察官手持ち証拠を早期に全面開示することが必要である。

（3）口頭主義の実現

裁判員が法廷における審理で心証を得ることができるようにするためには、供述書面等に頼った従来のような審理方式ではなく、法廷での証言を原則とする審理が必要である。

(4) 被告人・弁護人の防御権の保障

裁判員が選ばれて審理が開始した後は、迅速かつ集中した審理が行われる必要がある。そこで、これに対応して被告人・弁護人の防御権を保障するため、十分な準備期間の保障、被告人の身体拘束をできる限り行わない制度（保釈の原則化）などの制度を併せて実現する必要がある。

(裁判所速記官制度を守り、司法の充実・強化を求める会)

1 「裁判官と裁判員の人数」について

(意見) B案を支持します。

(理由) 市民感覚を生かす制度、実質的な国民参加を実現するためには、裁判員の数は圧倒的に多数であるべきと考えます。

2 「証拠調べ等」について

(意見) 証拠調べの記録は速記官の立会いで行うべきです。そのために電子速記システムでの速記官の養成再開を直ちに行うべきです。

(理由) 裁判員が理解しやすい裁判は、直接主義、口頭主義によるしかないと考えます。例えば、証言の途中、重要部分について再確認したい場面が出てくることは十分考えられます。録音反訳システムでの記録方法では、テープを巻き直して確認し、再度進行中のところに戻すという時間が必要になります。電子速記システムでは、リアルタイムで文章を作成でき、更に検索機能もあるので容易にできます。また、裁判員が評議するに当たって、記憶のみでは正しい判断をするのは難しいと思われまます。裁判員が皆メモを取ることにたけているとも考えにくいし、メモを取ることで心証形成に集中できなくても困ります。そのために迅速に作成される証言記録が必要です。これは録音反訳システムでは難しいと考えますので、電子速記システムでの速記官の養成を急ぐべきです。

(狭山事件を考える佐賀地区住民の会)

1 国連の規約人権委員会から指摘されているように、検察側が証拠を独占しているような現状は不公平であり、弁護団への証拠開示を保障する必要がある。証拠の公平・公正な取扱い、弁護側への証拠開示は国際的な流れ。

2 証拠開示の範囲は、原則的に全証拠を開示すべきで、証拠開示による弊害が予測される場合は、むしろ例外として開示しないとすべきである。開示できない証拠についてはその理由を明確にし、適当な人がその理由が合理的かどうか確認するなど、何らかの方法で公正さを確保すべきである。

(司法改革大阪各界懇談会)

1 合議体の人数

B案に賛成しますが、裁判員を11人とすることを求めます。たたき台のA案、特に裁判員を2ないし3人とすることには強く反対します。

(理由)

裁判員を2ないし3人とする場合、多くの国民が、50年待っても裁判員候補にもなれません。そのような制度は、司法参加に期待する国民を失望させるものです。国民の一人一人が、自らのこととして司法参加を実感できるためには、裁判員の数をできるだけ多くすべきです。

「裁判員が少ないほうが、多いほうより評議の実効性がより確保され、より濃密な議論がなされる」という見解には、具体的かつ明確な根拠が示されていません。評議において裁判員11人という人数が決して多くないということは、私たちが何度も行ってき

た模擬裁判の結果が示していますし、検察審査会の審査員は11人で、何ら問題なく運営されていることを見ればよく分かります。裁判員の数が多くなれば、それだけ互いに納得するための議論が増え、その結果、評議の実効性は確保されと考えます。

2 評決方法

評決は、裁判官と裁判員の全員一致を目指し、一定時間評議を尽くしてもどうしても全員一致に至らない場合には特別多数決（例えば4分の3以上が賛成）によるものとするを求めます。たたき台が前提とする過半数による評決に強く反対します。

（理由）

有罪判決をするためには、有罪について合理的な疑いを残さない検察官の立証が必要ですが、裁判官と裁判員の中に、一人でも有罪に疑問を持つ人がいれば、合理的な疑いが残ると考えざるを得ません。過半数程度で合理的な疑いを越える立証がなされたと考えすることはできません。しかし、どうしても全員一致に至らない場合に、アメリカの多くの州のように、評決に至らずとして裁判員裁判の更新を行うかどうかは難しい問題です。市民の側の負担の問題も考えますと、一定時間以上の評議が行われ、既に評議が尽くされているにもかかわらずどうしても全員一致に至らない場合には、4分の3以上の特別多数決で評決することもやむを得ないことと考えます。

3 対象事件

法定合議事件について導入し、さらにその他の事件についても被告人の請求により裁判員裁判を受けることができるものとするべきです。

（理由）

法定合議事件のほかにも、裁判に民意を反映させるべき事件は多く存在するはずで、国民の司法参加という目標は、法定合議事件の裁判だけでは到底達成し得ないと考えます。裁判に広く民意を反映させるため、裁判員制度の対象事件を増やすべきです。さらに、裁判を受ける権利の保障という観点から、被告人側が裁判員裁判を希望する場合には、裁判員裁判を受けられるようにすべきです。

4 裁判員の年齢

20歳以上で、日本人及び長年日本で生活をして日本に生活基盤のある外国人に、裁判員の資格を与えるべきです。

（理由）

年齢25歳以上あるいは30歳以上とすれば、それより若い方々の意見が反映されなくなります。20歳までで裁判員たる教育を十分に受けてきたと考えるべきであり、また、そうあるべく法教育を行っていくべきです。また、国政選挙の選挙権者を前提としますと、長年我が国で生活し、市民社会の1員となっている在日外国人を排除することとなりますから、それらの人も含めて裁判員の資格を与えるべきです。

5 証拠の事前・全面的開示の必要性

事前にすべての証拠が開示されることを強く求めます。

（理由）

捜査官によって収集された証拠が、事前準備に先立って速やかに、かつ全面的に開示されることが、フェアな裁判には必要不可欠です。検察官による証拠開示の意図的な操作によって裁判員が惑わされるようなことは、決してあってはならないことです。

6 自白調書の証拠禁止と、捜査の可視化の必要性

自白調書を証拠とすることを禁止し、捜査段階の自白の信用性判断のために、被疑者の取調べ全過程のビデオ録画（捜査の可視化）が実現されるよう強く求めます。

（理由）

現在の刑事裁判の最も大きな問題点は、自白調書が証拠の中心に置かれている点にあると考えます。その問題点を解消する必要があります。また、裁判には素人の裁判員が、膨大な自白調書を読んで判断をすることは不可能です。したがって、自白調書は、証拠としない制度が必要です。

捜査段階で被疑者が自白している場合、捜査段階の自白が信用できるものか否か、公判廷での被告人の供述との信用性の比較が問題となる場合があります。また、捜査段階

の自白の信用性を捜査官の証言と被告人質問の比較で争うことにより裁判は長期化します。その際、捜査段階の自白がなされたすべての状況がビデオに記録されていれば、捜査段階の自白と公判での供述のいずれが信用できるものか、容易に判断ができます。しかし、そのような記録がない場合、被告人質問と取り調べ担当者の証人尋問とにより、果たして判断が容易にできるか極めて疑問です。裁判官でもさえもその判断に苦労しています。ビデオによる捜査段階の自白状況全部の記録は、裁判員による裁判において、自白の信用性を判断するためには必須の制度です。

(司法改革実現東京各界懇談会)

1 基本構造について

(1) 裁判官と裁判員の人数について

裁判官の数を3人とし、裁判員の数を2ないし3人とするA案は、市民の自由で独立した判断を生かすと言う視点からすれば、全く適当でないことは明らかです。A案は市民の意見を単なる参考意見として位置付けるものであり、司法改革の名に値しない案であるから、賛成することはできません。

市民の独自性を生かすためには、裁判官からの影響をできる限り少なくすることが重要です。このような観点からすれば、裁判官の数より裁判員の数を圧倒的に多くすることが必要であることは明らかであるから、裁判官の数を1ないし2人とし、裁判員の数を9ないし11人とするB案のほうが優れていると考えます。我々は、特に司法改革の名に恥じないように、B案の中でも、裁判官1人に対して裁判員11人の構成が採用されることを切望します。

(2) 裁判員、補充裁判員の権限について

裁判員の権限だけではなく、裁判官についても「評議における裁判官の権限を、法律事項に関する助言者に徹する。」というように、裁判官の権限について規定すべきです。法律専門家である裁判官による誘導によって、事実認定に必要な、非法律家である裁判員の独自の議論が歪められることを防ぐためです。

また、「裁判員は法廷で直接得られた証拠にのみ基づいて判断しなければならない」ということを、確認的に規定すべきです。

(3) 評決について

民事訴訟の場合より厳しい立証義務が要求される刑事裁判において、民事裁判と同じく過半数という単純多数決によるということは不適當です。したがって、単純多数決を前提として提案されたA～Cのいずれの案にも賛成できません。有罪の決定には、全員一致あるいは3分の2以上とか4分の3以上という特別多数決の採用が欠かせないというべきです。また、有罪とならなかった場合には、有罪が立証されなかったとしてすべて無罪とすることが妥当です。さらに、上記の特別多数決を裁判員のみによる独立評決とし、別途独立になされた裁判官の判断と一致した場合には、裁判官が最終的に評決と一致する判決を下し、両者の結果が異なるときは有罪が立証されなかったとして、裁判官が無罪の判決を下す方式が、「疑わしきは被告人の利益に」という観点、及び判決書を裁判官が作成するという観点から最も合理的であるだけでなく、裁判官又は裁判員のみによって被告人に不利益な決定をしてはならないという審議会意見書を最も忠実に実行するものであると考えます。

(4) 対象事件について

否認していない事件についてまで裁判員制度を適用するということは、裁判員となることの市民生活への影響を考えれば、一般市民に裁判を身近に感じさせるという教育的効果を期待するのであればともかく、市民に過大な負担をかけるものであるとも考えられるから積極的に賛成することはできません。むしろ、対象事件を否認事件に限定し、重罪のみならず軽罪にまで拡大すべきであると考えます。事件について何の偏見もない裁判員にふさわしい判断は事実認定であることが明らかであるから、有罪を否認していない事件について無理に裁判員制度を当てはめるよりも、否認事件のみを対象とすることが合理的です。

さらに、できるだけ早い時期に、行政訴訟や、弱者救済の視点を有する民事訴訟についても、市民の視点を反映させることのできる裁判員制度を導入すべきであると考えます。

2 裁判員及び補充裁判員の選任について

(1) 裁判員の要件について

裁判員の要件を、選挙権を有するか否かではなく、現実に社会の一員として根付いた生活をしていることとすることが、在住外国人の参加も求められるので、国際化が進行している我が国の現状により適していると考えます。

また、20歳以上を成人とし刑事責任を一律に問えるにも関わらず、その責任についての判断とも言える裁判員制度における裁判員の年齢制限を25歳とか30歳に置こうとするB案及びC案には全く賛成できません。

むしろ、社会の変化に対応しやすい若者が早期に社会に参加できるようにし、20歳以下の若者の意見を反映させて社会の活力を維持することが重要となっている現在、できるだけ早い将来、参政権共々18歳以上とすべきです。

(2) 欠格事由について

除斥及び忌避の制度を設ければ、欠格事由は特に設ける必要がないと考えます。裁判員の役目を負うことが国民の義務であるとされる以上、その義務を、原則としてすべての国民が負うことが公平であると考えます。

(3) 就職禁止事由について

就職禁止は、裁判官と検察官だけでよいと考えます。裁判官と検察官は裁判運営の当事者の集団であるから、一般市民として参加することには無理がありますが、その他の場合は、辞退理由となるか否かで対処すれば十分です。

例外の少ないほうが、民主主義の制度として良く機能するはずであるからです。

(8) 裁判員候補者の召喚について

裁判員候補者の選定のために得た質問票に対する回答の写しを、検察官及び弁護士に閲覧させる点については、A案のように閲覧自体を制限した場合には、その妥当性の判断をチェックすることが困難と考えられるので、B案のように「正当な理由なく質問票に対する回答内容を漏らしてはならない」ことを、検察官と弁護士に義務付けるほうが良いと考えます。

3 裁判員等の義務及び解任について

(2) 裁判員及び補充裁判員の義務について

オで、「職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。」と提案されていますが、本規定によって、裁判員裁判制度の改善に必要な情報の開示も制限されることがあってはならないことから、そのようなことのないように必要な規定の手当てをすべきです。

4 公判手続等について

(1) 総論について

裁判員に不合理な負担を負わせることを避けるためには、提案された「裁判員の負担を軽減しつつ、実質的に裁判に関与することができるよう、迅速で分かりやすい審理が行われるように努めるものとする」との努力規定が、実現可能なものでなくてはなりません。そのためには、「裁判員の負担を軽減しつつ、実質的に裁判に関与することができるよう、全面的証拠開示制度のもとに迅速で分かりやすい審理が行われると同時に、必要に応じて評議において公判における審理の内容を確認できるように、リアルタイムで再現することのできる速記録を公判で採用することが必要である。」とすべきです。証拠の開示が十分でなければ妥当な判断をすることができないのは、裁判員はもとより、裁判官でも同様であると考えます。また、評議において公判での審理内容を容易に確認することができれば、裁判員が公判でメモを取る必要がなくなるので、審理に集中することができます。

(7) 証拠調べ手続等について

イにおいて提案されている、「証拠調べは、裁判員が理解しやすいよう、争点に集

中し、厳選された証拠によって行わなければならないものとする事」では不十分であり、「・・・しやすいよう、全面的に開示された証拠の中から、争点に集中し、検察官、弁護士及び裁判官による公判前準備手続によって厳選された・・・」と明記されるべきです。

全面的証拠開示が前提とならなければ、証拠を厳選するということが空文化するからです。

さらに、提案された「供述調書の信用性等については、その作成状況を含めて、裁判員が理解しやすく、的確な判断をすることができるような立証を行うこと」については、「供述調書の信用性については、その作成状況を録音・録画によって検証できるようにし、裁判員が理解しやすく、的確な判断をすることができるように立証しなければならない。」と、より明確な表現とするべきです。供述調書の認否が争点になって裁判が長期化することを避けるためです。

また、提案された、「一定の期間を要する、鑑定のための事実的措置は、できる限り、公判開始前に行うこと」については、「・・・事実的措置は、できる限り、公判開始前に行うこと」ではなく、「・・・事実的措置であっても、原則として公判開始前に行われなければならない」とするべきです。鑑定も含め、すべての証拠は公判開始前にそろっているべきだからです。

(8) 判決書等について

C 案の『判決書には再のみが署名押印するものとする裁判員の身分・任務は判決宣告時に終了するものとする』が妥当です。裁判員は、有罪とする検察官の立証に納得したかどうかを評決によって示すだけであり、独自の立証をするわけではないからです。量刑についても、検察・弁護側のいずれの主張に分があるかを判断し、場合によっては修正を要求するにすぎないし、法律的判断とも言える量刑の妥当性については専門家である裁判官の判断に頼らざるを得ないから、やはり記録押印する必要はないと考えます。

5 控訴審について

B 案の、「控訴審では、裁判官のみで審理及び裁判を行うが、訴訟手続の法令違反、法令適用の誤り等についてのみ自判できるものとし、量刑不当及び事実誤認については自判できないものとする。」、又は、D 案の「控訴審においても、裁判員が審理及び裁判に関与するものとし、覆審構造とする。」が理論的に妥当であると考えます。なお、D 案の場合には、裁判員の人数を1審よりも多くしたり、全員一致の評決制度としたりするなど、上級審にふさわしい制度とする工夫が必要であると考えます。

(主婦連合会)

裁判員制度導入の基本的考えは、国民が裁判官と同等の権限をもって協働して裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することによって、国民の常識が生かされ、国民に分かりやすく納得のいく裁判制度が構築されることです。どんなに制度にするかは、司法制度改革の根幹である国民主権の実現にとって重要であり、国民が義務として参加するのですから、国民の理解と納得を得ることが必要です。その意味で、司法制度改革推進本部が「裁判員制度たたき台」について意見を公募されたことと理解しますが、提示された「たたき台」は提案理由や解説がなく検討会に参加していない国民に理解できない事項が少なくありません。意見公募の真意が国民の参加を前提にしたものであるのならば、広く国民に開かれた場での公聴会やタウンミーティングなどを開催されることを求めます。以下に意見を述べます。

1 基本構造について

(1) 裁判官と裁判員の人数

「合議体の構成」について、裁判官3人に対し、裁判員の数を2～3人とするA案は、非法律家である裁判員が法律の専門家である裁判官の論理に萎縮し、一般市民の常識を裁判に反映させるという基本理念に逆行することになるおそれがあるので反対

です。裁判員制度は広く一般市民が裁判に主体的に参加し、自分の意見を自由に述べることができることが重要な要件です。したがって、裁判員の数をできるだけ多くすることが必要です。以上の理由から、裁判官1～2人に対して裁判員9～11人とするB案が妥当と考えます。

(2) 評決について

有罪無罪の決定は本来、裁判員のみで判断する独立評決制を採り、全員一致を目指すべきですが、「少なくとも裁判官又は裁判員のみによる多数で被告人に不利な決定はできないようにするべきである。」とした意見書の主旨を生かし「裁判官又は裁判員のみによる多数で被告人に不利な決定はできない」とするべきです。したがって、裁判員が全員有罪と決定した場合であっても、裁判官が無罪で一致した場合は無罪とするべきです。過半数を前提としているA、B、C案のいずれも反対します。

(3) 事件の性質による対象事件からの除外について

裁判員に対する危害や脅迫などへの配慮は当然必要ですが、裁判員に対する危害や脅迫を審理前に裁判官が予測できるのでしょうか？裁判官の裁量にゆだねることの是非、判断基準、プライバシーの侵害等、慎重な審議が必要です。

2 裁判員及び補充裁判員の選任

(1) 裁判員の要件について

裁判員の要件は選挙権を有する者(成人)とし、それ以外の条件を付けるべきではありません。年齢、職業、学歴等を条件に入れることに反対です。したがって、提案の中ではA案が妥当と思いますが、事件によっては管轄区域外の居住者の参加が望ましい場合も考えられるので、柔軟性が必要です。

(2) 欠格事由について

基本的に裁判員に欠格事由を設ける必要はありません。

アの「他の法律の定めるところにより一般公務員任命されることができない者」については、在住外国人(日本国籍を有しない者)が欠格者の対象になると考えられますが、国際化が進む中で、公務員の採用、議員への立候補等を認める自治体も見られるようになってきている現状を踏まえて、日本で生活している外国人を排除することは避けるべきです。

また(ア)(イ)(ウ)についても、プライバシー、人権侵害のおそれもあり賛成できません。

(3) 就職禁止の事由について

アで職業上の就職禁止事由として、18業種を挙げていますが、裁判官、検察官は当事者組織の構成員であることから、対象として考慮する必要がありますが「・・・であった者」と過去までさかのぼる必要はありません。その他の職業については就職禁止の事由から外すべきです。なぜ、これらの職種を職業上の就職禁止事由としたのか、理由を示して意見を問うべきです。

(4) 辞退事由について

裁判員は国民の義務ですから、すべての成人が義務を負うのが原則です。高齢者についても年齢だけを理由に辞退事由とすることは、基本的人権にかかわる問題と捉える必要があります。したがって70歳以上を事由とするアは削除することを求めます。ウについては生徒・学生のうち成人に達している者は対象から外すことが適当です、

(5) 裁判員候補者の召還について

イ 検察官及び弁護士に対する事前の情報開示について(イ)の裁判員候補者の質問票に対する回答の写しの閲覧については、「正当な理由なく・・・漏らしてはならない」と検察官及び弁護人の守秘義務とすれば足りると思います。

3 裁判員等の義務及び解任について

ウ及びオで、裁判員及び補充裁判員の義務について記していますが、両項とも裁判員及び補充裁判員の「職にあった者」も対象にしています。「職にあった者」迄対象にすると、無制限に義務を課すことになり、裁判員等の負担が過重になります。また、この

規定によって裁判員制度の改善に必要な情報の開示も制限的になりかねません。「当該裁判の係争中及び、一定期間を経過するまで」とするか、「職にあった者」の文言を削除することが必要です。

4 公判手続等の在り方について

(1) 総論について

裁判の長期化により、裁判員に不合理な負担を負わせることは避ける必要がありますから、提案の「裁判員の負担を軽減しつつ、実質的に裁判に関与することができるよう、迅速で分かりやすい審議が行われるように努めるものとする。」とした努力規定は必要です。しかし現在のような公判手続のまま、集中審理だけを導入したのでは、拙速になりかねません。

十分な審理が行えるための公判前の全面証拠開示制度を導入し、検察側、弁護側双方が十分な準備の下に審理に臨めるようにするべきです。

また、非法律家である裁判員が膨大な調書に目を通す負担を軽減し、迅速で分かりやすい審理が行われるために、口頭主義・直接主義を実現化することが必要です。

供述調書及び取調べの信用性については、録音、ビデオの導入を図るとともに、公判審理に裁判員が集中できるよう、リアルタイムで公判内容が確認できる速記録を採用するべきです。

5 罰則について

裁判員・補充裁判員又はこれらの職にあった者に対して、秘密漏洩罪を設けるとして、「評議経過、裁判官、裁判員の意見若しくはその多少の数、その他職務上知り得た秘密を漏らすことや、合議体の裁判官、裁判員以外の者にその担当事件の事実の認定、刑の量定に関する意見を述べたときには懲役又は罰金に処す」と提案していますが、このような罰則規定は裁判員等の負担を重くするだけでなく、国民の知る権利を侵害する怖れにつながります。

裁判員制度の改善につながるような情報まで制限することには反対します。

国民の参加を阻むようか罰則規定の導入には反対します。

終わりに

裁判員制度の対象事件について「重大な刑事訴訟」としていますが、意見書では、「差し当たり刑事訴訟手続について」と記されています。

民事訴訟、行政訴訟等に関しても裁判員制度の導入を検討すべきという消費者の意見が多いことを申し添えます。

(自由法曹団)

1 基本構造

(1) 裁判官と裁判員の人数

B案を支持する。

裁判官1名 裁判員は9名以上とすべきと考える。

(理由) 裁判員が実質的な国民参加制度となるためには、職業裁判官に抑圧されないだけの人数を確保することが必要であるし、国民各層の参加を得るという意味で、9名は必要である。一方職業裁判官の関与は極力控えるべきで、1名で十分である。

(2) 裁判員の権限

裁判員は有罪・無罪の決定及び量刑に関し審理及び裁判をすることができる。

訴訟手続、法令の解釈に関する判断は裁判官のみが行う。ただし、証拠能力の違法性に関する基礎的事実の認定には裁判員も関与する。

(理由) 国民の刑事裁判への参加を実質化するためには事実認定、量刑共に裁判員が関与し裁判を行うようにすべきである。一方、訴訟手続や法令解釈など法的専門性の必要な事項は裁判員の判断を求めることは不可能なので職業裁判官だけが判断する。ただし、違法収集証拠など、証拠能力の前提として収集過程の事実が争われている場合は、事実認定については裁判員の判断を入れるべきであ

る。

(3) 評決

事実認定の評決は裁判員だけが行う独立評決とし、有罪評決は10分の8以上の特別多数決制にすべきである。ただし、評決が有罪でも裁判官は無罪心証を得ればこれを破棄し、無罪とすることができる。

量刑判断は単純多数決とし、無期及び死刑は全員一致とする。ただし裁判官は量刑が不当に重いと判断したときにはこれを破棄し、自ら軽い方向での量刑を行うことができる。

(4) 対象事件

法定合議及びすべての否認事件を対象とする。

被告人には選択権を認めるべきである

事件の、性質による対象事件からの除外は認めるべきではない。

(理由) 刑事裁判で最も重視しなければならないのは被告人の裁判を受ける権利や防御権であり、被告人側に選択権を認めるべきである。否認事件に限定することが、刑事裁判への国民参加の意味を実質化することになるし、訴訟経済にも資する。対象事件からの除外は裁判所の恣意的判断が入る余地があり認めるべきではない。

2 公判手続等について

(1) 公判準備手続

事前準備期間には十分な時間を設けるべきである

準備手続段階の争点整理は必要ではあるが、進んで被告人に不利益効果を及ぼす、被告人側の争点明示義務を課すべきではない。

裁判員制度の下の審理には迅速だけでなく充実した審理であることを重視すべきである

(理由) 迅速化だけでなく充実した審理を尽くしてこそ、裁判員制度の意義が発揮できる。したがって準備手続までの事前準備期間は十分な時間的保証をすべきである。また準備手続における被告人の争点明示の義務化は、「疑わしきは被告人の利益に」という大原則に反するものである。

(2) 証拠開示

検察官手持ち証拠の事前争而開示をすべきである

(3) 公判手続

直接主義。口頭主義を徹底し、伝聞例外を制限すべきである

電子速記の活用をすべきである。

(4) 捜査段階からの改善

勾留期間の短縮、起訴前保釈制度を創設すべきである。

弁護人との接見交通権を完全に自由化すべきである

取調状況をビデオ録画し可視化すべきである。

(女性会議東京都本部)

裁判の迅速化、費用負担の軽減、国民参加など主旨は分かるが、従来の裁判の在り方から見て、以下のことを盛り込んでほしい。

石川一雄さんの狭山事件裁判は、40年という長い年月が掛かっているにもかかわらず、その間に提出された証拠物件がそのまま山積みにされたり、新しい証拠物件についての検討も行われていない。裁判関係の人材を増やすことより、裁判官自らが、もっと現場に踏み込み、本を読み、証拠物一つ一つに当たる誠意を持ってほしい。

裁判に敗訴した場合、敗訴した原告の負担が大きいため、裁判を起こせないという事情について、単にケースバイケースで検討するのではなく、公的な予算を盛り込むことを明記する必要がある。

(青年法律家協会弁護士学者合同部会)

一 はじめに

- (1) 刑事裁判の現状を改善、改革するために、市民参加の制度を導入するのであれば、参審制では不徹底であり、陪審制を導入すべきである。

公正な裁判に資する真の市民の司法参加と言えるためには、当事者の選択に従い厳密な選定手続により予断や偏見を持つ者を排除した上で、一般市民が証拠に直接触れ、市民常識に裏付けられた社会的経験則に従い「合理的な疑い」の有無を判断し、公判中心主義・直接主義の下で「疑わしきは被告人の利益に」という原則を徹底するシステムでなければならない。このような制度として、陪審制度を導入すべきである。

- (2) 仮に裁判員制度を導入するのであれば、第1には、その前提として、現行の刑事司法の抜本的改善、改革が不可欠である。すなわち、あるべき刑事司法の改革の具体的な内容は、誤判やえん罪防止の視点から、深刻な刑事裁判の現状を改善するために、憲法と刑事訴訟法の原理にのっとり、被疑者・被告人の防御権・弁護権を充実・強化し、他方、捜査を規制するものでなければならない。人質司法からの脱却が何よりも急務であり、起訴前保釈制度の導入や代用監獄制度の廃止による身柄拘束の適正化、ビデオ撮影による取調過程の保存、弁護人の取調立会権の制度化による取り調べの可視化と適正化が急務である。また、公判手続においては、証拠の事前全面開示や証拠法則・伝聞法則を厳格化する法改正(刑訴法 321 条 1 項 2 号、322 条の廃止)が必要である。これらの改善がないまま集中審理＝連日開廷を行うことは、被告人の防御権を侵害し、基本的人権を尊重する観点から、到底容認することができない。第2に、裁判員制度の具体的な制度設計の内容は、市民参加の意義が真に生かされるものでなければならない。

- (3) 私たちは、以上の視点から政府素案に対し、以下のとおり意見を述べるものである。

二 政府素案(たたき台)に対する意見

1 判断対象

- (1) 裁判員の審理の対象は、基本的に事実認定と有罪・無罪の判断とすべきである。

(理由) 一般市民の健全な常識にゆだねることが適切な判断をもたらすという一般的な信頼は、事実認定の場面において発揮される。これに対して量刑の判断は、行刑と矯正に関する専門的知見を必要とすること、刑事裁判全体の中での平等性をも要することなどから、職業裁判官による判断がふさわしい。したがって、この観点からも事実関係に争いのない自白事件は裁判員制度の対象とすべきではない。なお、裁判員による量刑判断により、事案の内容に応じた国民の応報感情・処罰感情を反映させることができるという意見もあるが、量刑については、国民の処罰感情を直接的に反映させるよりも、職業裁判官がこのような国民感情を踏まえた上で、冷静な専門的知見によって判断することが望ましいと考えられることから、裁判員の判断対象とすべきではない。

- (2) 法令の適用に関しては、裁判員は証拠の採否と証拠能力の有無について判断するものとすべきである。

(理由) これらの判断は事実認定の基礎となるもので、有罪無罪の判断と密接不可分の関係にあるから、切り離して職業裁判官のみによる判断事項としては、裁判員制を採用する意味がないからである。政府素案は、「訴訟手続に関する判断及び法令の解釈」に関しては、裁判官の過半数の意見によるとしているが、上記の趣旨より裁判員も関与すべきであり、妥当ではない。

2 被告人の選択権

公正な裁判を受ける権利は、何よりも被告人の権利であるから、当事者が公正と考える裁判体を選択できることが前提となる。したがって、市民参加の裁判手続を利用するか否かについて、被告人に選択権を付与すべきである。

- (理由) 裁判員の関与を事実認定に限るしても、当該被告人が、一般市民の健全な常識にゆだねたほうが適切な事実認定ができると信頼するとは限らないか

ら、憲法の保障する被告人の公正な裁判を受ける権利を保障する観点から、被告人に裁判員による裁判を受けるか、職業裁判官による裁判を受けるかの選択権を認める必要がある。

裁判員制度という新たな制度の導入に伴い、人権保障上、裁判員による裁判のほうが被告人にとり過酷となる可能性があり、人権保障を後退させないためにも、被告人の選択権を認める必要がある。

3 裁判員と裁判官の人数

(1) 裁判員の数は、職業裁判官よりも大幅に多い人数でなければならない。具体的には、少なくとも職業裁判官の3倍以上の人数が必要である。政府素案のA案は採用できない。

(理由) 国民の司法参加によって現在の官僚的司法の欠陥を改善するという趣旨からすれば、ただ参加するだけではなく、積極的な発言と十分な意見交換の場が確保される必要がある。また、裁判の過程と結果に対して裁判員の意見を十分に反映させるだけの影響力が確保されなければならない。職業裁判官の中において素人たる裁判員の発言にそのような積極性を確保するには、人数比において大きく上回っていなければならない。また、その意見を裁判に反映させるためには、この程度の人数比が必要である。

(2) 職業裁判官の数はなるべく少なくすべきであり、1名が望ましい。

(理由) 複数の判断者による意見交換を通じた慎重な意思形成という合議体による審理の意義は、職業裁判官が複数である必要はなく、全体として複数であることによって実現される。現在の裁判所法が3名の職業裁判官による合議体を定めているのは、たまたま職業裁判官のみによる合議体であるからにすぎない。

裁判員の意見交換によっては上記の合議体による審理の意義を実現できないという見解は、参審制ばかりでなく陪審制自体をも否定するに等しく、また、事実認定における一般市民の能力を否定する発想が基礎にあると言うべきであり、採用できない。

さらに、裁判官が複数になることにより「職業裁判官の一致した意見」が形成されるとすれば(また、その可能性は高い)、裁判員の意見形成・表明に対する事実上の圧力となりかねないから、この点でも適切ではない。

4 対象事件

(1) 自白事件には適用しないこと

被告人が争わない事件にまで適用する必要はない。量刑だけに一般市民を関与させる意味はどこにあるのであろうか。重大事件における死刑か無期懲役かという量刑の決定に当たる裁判官の精神的重圧は相当程度のものであると言われているが、無作為に選ばれた一般市民にこのような重圧を与えることには、大きな問題がある。また、量刑については、一般市民が情緒的に反応しやすいことも考慮されなければならない。

(2) 重大事件に限定しないこと

政府素案は、A案・B案・C案で若干のバリエーションはあるものの、重大事件に限定していることで共通している。しかし、現在の形骸化した刑事裁判の現状を改善するために導入するものである以上、重大事件に限定する必要はない。軽微事件においても調書裁判等の弊害は大きいのであり、市民常識を活かす余地は大きい。

5 評決

A案・B案・C案のいずれも過半数で有罪の評決が可能である。しかし、原則として、全員一致とすべきである。

(理由) 被告人を有罪とするためには、無罪の推定のもとで、合理的な疑いをいれない程度の立証が求められる。したがって、裁判員及び裁判官のうち一人でも無

罪の意見を述べる者がある場合には、それ自体が犯罪事実の証明について合理的な疑いを差し挟むむ事態であると評価されるのであり、そのような場合は有罪とされるべきではない。

なお、一般に陪審制を採用する国においては、全員一致でなければ有罪とできない制度が多いことも参考とすべきである。

6 争点整理

(1) 争点整理は義務付けるべきではない。

(2) 政府素案は「準備手続における争点整理に基づき、証拠を具体的に明示して冒頭陳述を行わねばならない」とし、争点整理を義務付けているようであるが、極めて不当である。

(理由) 政府素案では、裁判員が審理に参加することの前提条件として、審理の迅速化のための集中的な連日開廷と十分な争点整理が必要であるとする。それ自体を全面的に否定するものではないが、その前提として、被告人の防御権が十分に保障される必要があり、公訴事実について身に覚えのない被告人にとっては、検察官の立証が一定程度なされるまで、争点を提示することすら困難な場合があり得るのであり、争点整理を義務付けるべきではない。挙証責任が検察官にあることは、無罪の推定という刑事裁判の大原則が求める当然の帰結であると同時に、実質的にもこのような必要性に基づくのである。

法務省が検討会において公表した意見のように、審理の始まりの段階で被告人側に争点を提示する義務を負わせ、爾後の証拠請求を制約することは、実質的に被告人に挙証責任を負担させることを意味し、不当である。

また、争点の提示を事実上強制することを通じて、被告人に公訴事実に対する一定の意思表示を求めることは、黙秘権の侵害にもあたると見られる。

7 裁判員になることを強制することの問題

裁判を行うという営みは、最も真剣さと誠実さが必要な事柄であり、強制されて関与することは、裁判員の職務にそぐわない。まして刑罰によって強制することは、妥当ではない。

8 裁判の公正を妨げる行為の禁止について

「裁判の公正を妨げるおそれのある行為」という概念はあいまいであり、支援団体などによる宣伝活動等まで規制される危険があり、妥当ではない。また、裁判の公正を妨げるという理由で報道の内容を規制することは、表現の自由の侵害であるとともに、裁判に対する自由な批判を困難にするのもであるから、妥当ではない。

9 実施に伴う必須条件

(1) 身柄拘束と保釈の適正化

現在の実務においては、身柄拘束の要件認定につき、刑事訴訟法が予定する運用とはかけ離れた運用が続いている。例えば、勾留の必要性についての判断においては、極めて容易に証憑隠滅を疑う相当の理由があるとされており、また、事実上被疑事実を否認すれば、証憑隠滅を理由に勾留されるという実情である。さらに、保釈については、権利保釈の制度はほぼ形骸化し、これも否認している限り保釈が認められなかったり、あるいは、事実関係を認めている事案ですら、第1回公判において検察官請求に係る証拠が同意され、その取調べが終了するまでは、保釈が認められないことが多い。

こうした実情を改め、適正化することなしに、裁判員による集中審理が実施されれば、被告人の実質的な防御権の行使が困難となる。

(2) 取調過程の可視化

違法な取調べによる自白の強要を防止し、自白の任意性に関する証拠調べを不要とするために、取調過程をすべて、ビデオカメラにより撮影することを義務付けることが必要である。

(3) 証拠開示

政府素案は、証拠開示については何も規定していない。これは、現行の運用を前

提にしているからと思われる。しかし、被告人の防御権を実質的に保障するためには、検察官の手持ち証拠の事前の全面的開示が必要であるし、また、双方合意の上で争点整理を行う場合にも、事前の全面的開示が不可欠である。

(理由) 訴追される側である被告人に、訴追側と同等の証拠収集活動をさせることは誤りであり、全面的証拠開示がなくては、防御権は保障されない。まして、早期に充実した審理を実現するためには、全面的証拠開示が不可欠である。

なお、証人威迫や証憑隠滅、プライバシー侵害などを懸念する見解があるが、この見解は被告人側が証憑隠滅などの違法行為を行うことを前提にする点で不当であるし、また、そのような抽象的「危険」を根拠に被告人の防御権を制約することは許されない。

(4) 被告人の反証の機会の確保

検察官の立証が終了した段階で、被告人側の証拠請求と立証の機会が与えられる必要がある。この段階に至らなければ被告人側は争点を把握し、有効な反証を準備することができないし、また、集中審理による連続的な開廷がなされる場合には、なおさら、訴追を受ける側としてはこの段階での争点整理と証拠請求の機会が必要となる。

(5) 伝聞法則の徹底

現在の実務においては、刑事訴訟法の要求する伝聞法則について、法の認めている例外的取扱いが更に解釈上広げられ、極めて形骸的な運用が常態化している。このような実態を改め、被告人の反対尋問権を実質的に保障すべきである。この是正を行わないまま、裁判員による集中審理が実施されれば、被告人の防御権行使が著しく困難なまま判決に至る拙速裁判の危険が、現実のものとなるであろう。

(全国社会保険労務士会連合会)

今後、法整備に当たり、より多くの市民が参加しやすく、また裁判員としての業務に専念するために必要な環境整備に重点が置かれることと存じますが、国民が司法を身近に感じることができ、同時に、多様で良識ある市民感覚が反映されるような制度とすべきであると考えます。つきましては、制度の導入に当たり、中小企業事業主に深く関与している社会保険労務士の専門的な立場から主に以下の点において、御検討を賜りますよう、お願いいたします。

- 1 裁判員に選任された場合、労働基準法第7条の適用について厚生労働省と協議し、適切に取り扱われるよう配慮されたいこと。
- 2 裁判員に選任され休業する場合について、事業主が解雇その他不利益な取扱いをしないよう実効性ある制度とすること。
- 3 中小企業事業主が裁判員となった場合、仮に長期又は長時間にわたり拘束されることとなると、倒産や事業所の閉鎖等、経営に大きな影響を与えることが予想されるため、このような場合に経営に対する優遇措置等を検討されたいこと。
- 4 裁判員としての職務を遂行するに際して、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法等の適用について、不利益を被らないよう、配慮されたいこと。

これらのほか、裁判員に選任された場合における労働者の法的保護の問題全般について、より幅広い視点での御議論を要望いたします。

(全国消費者団体連絡会)

1 基本構造について

(1) ア 合議体の構成について

裁判員が、専門家である裁判官に議論を誘導されることなく、市民としての一般常識に基づいて判断できるよう留意されなければなりません。その点から、裁判員の数は、裁判官の数の3倍以上とするべきです。その観点から言えば B 案を支持します。

(2) 評決について

有罪・無罪の評決については、裁判員のみで行う独立評決制度とし、全員一致を目指して評議を行う制度とするべきです。ただし、裁判員が有罪と決定した場合であっても、全裁判官が一致して無罪と判断した場合は、無罪とする制度とします。この意味からすれば、過半数を原則とするA、B、C案のいずれについても支持できません。合議体に裁判員が複数存在するときに、最低限加味される人数がいずれの案も裁判員1名以上となっており、裁判員の意思が十分反映されているとはいいがたいのでその点からもA、B、C案には反対です。

(3) 対象事件の範囲

導入当初は、重大な刑事事件を対象とすると審議会意見書で確認されていますが、運用状況を見ながら、行政訴訟もその対象とするよう早期に検討すべきです。また、その他の刑事事件や、民事事件への拡大についても検討すべきです。消費者団体の議論の中では、消費者被害に関する民事事件は、市民としての一般常識をもって判断することが特に必要であるという意見が強いことを申し添えます。ただし、当面、裁判員制度の対象と考えられている刑事事件においては、被告が否認していない事件まで裁判員制度に付す必要はないと考えます。

2 裁判員及び補充裁判員の選任について

(1) 裁判員の要件について

裁判員の要件が、いずれの案においても、衆議院議員の選挙権を有する者となっていますが、これでは、現状においては在住外国人を裁判員として認めないことになってしまいます。国際化が進む日本社会において、その一員として生活をしている外国人の参加を排除すべきでないと考えます。日本語の語学力が一定程度必要ですが、その点は、選任の手續の際に確認してはどうでしょうか。また、年齢制限も被選挙権を基準にした25歳、30歳という案には反対です。むしろ、少年法の改正によって少年にも大人と同じように刑事裁判の被告になり得ることを考えれば、18歳以上の少年の参加も考慮すべきではないかと考えます。

(2) 欠格事由について

継続的に多様な職務に就く可能性のある公務員と同様の基準で、裁判員の欠格事由を定める必要はないと考えます。また、特に(イ)については不適切と考えます。刑期を終えているにもかかわらず、一般市民と区別される必要はないと考えるからです。万が一不適切な裁判員候補が選出されたとしても、忌避の制度によって対応できるものと考えられるからです。

(3) 辞退理由について

選任された本人が辞退することのできる理由とはいえ、一定の年齢を掲げることは不適當です。キの「疾病その他やむを得ない事由」の中で、自らの健康状態などを踏まえて判断されれば良いことであり、一つの年齢基準ともなりかねない理由の設定は不適當と考えます。

3 裁判員の義務について

オで「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」という規定は当然ですが、裁判員制度の改善につながるような情報まで制限することは、国民の知る権利を侵害することにつながりかねないことから「国民の知る権利を侵さない」旨の規定は必要と考えます。

4 公判手続の在り方

国民が裁判員としての義務を果たしやすくなるよう集中審理を行い、裁判の長期化を避ける必要があります。ただし、現在のような公判手続のまま、集中審理だけを導入したのでは、被疑者弁護活動が困難になるだけです。十分な集中審理が行えるよう、公判前の証拠開示制度を導入し、弁護側・検察側とも十分な準備のもとに審理に臨めるようにすべきです。また、公判における口頭主義・直接主義を実質化し、裁判員が膨大な調書に目を通す必要がないようにするべきです。また、公判審理に裁判員が集中できるよう、リアルタイムで公判内容が確認できる速記録を採用すべきです。供述調書及び取調

への信用性については、録音、ビデオの導入などを図り、裁判員の求めに応じて確認できるように準備しておくようにすべきです。

最後に「裁判員制度」を支える法曹の養成について

「裁判員制度」を国民が本当に主体的、実質的に参加できる制度として運営していくためには、裁判員・検察官・弁護士それぞれの役割が重要です。特に、裁判官は裁判員の主体性を尊重した裁判体の運営をしていくことが必要になります。新制度スタートに当たっての現在の法曹関係者への教育・トレーニング並びに、法曹養成カリキュラムに具体化に反映されよう要望いたします。

(全司法労働組合)

「たたき台」に関する基本的要求

1 国民的基盤の充実について

現在の司法に関する国民参加としては調停委員、司法委員、検察審査会等の制度があり、それぞれ一定の機能を果たしてきていますが、参加の場面や国民に与えられる権限等においてなお限定的なものにとどまっています。これに対して裁判員制度の導入は、選挙人名簿からの無作為抽出という広く一般の国民からの参加を前提とし、その権限においても職業裁判官と基本的に対等な立場で刑事裁判の審理に参加するものであり、日本の司法の歴史においても、戦前の一時期に実施されていた陪審制度以来の本格的な国民参加と位置づけられるものです。

したがってこの制度が本来の機能を十分に発揮し、国民の中に定着していくためには、審議会意見書も指摘しているとおり国民の積極的な支持と協力が不可欠であり、制度設計の段階からの十分な情報提供と国民の意見反映が極めて重要です。反面から言えば、制度改革の具体化において国民的な定着が得られなければ、今後の数十年間にわたり国民の司法参加の実現は困難となりかねず、「失敗の許されない制度改革」であると言えます。

そのためにも、裁判員制度が強固な国民的基盤の充実の上に制度化されることが重要であり、具体的には以下のような施策の推進が求められます。

現在の日本の義務教育や高校教育における司法制度や、基礎的な法学教育の現状は先進諸国と比べても大きく遅れているのが現状です。国民主権や司法の独立を謳う日本国憲法の基本原則をはじめとして、契約や刑事手続等について子供の成長段階に応じた基礎的な教育の充実を図ることが重要です。

制度の運営に当たっては裁判員の十分な確保が不可欠であり、そのためにも国民全体の理解と協力が必要です。裁判員の要件や辞退事由、不出頭に対する罰則の可否等についても慎重に検討すべきですが、十分な情報公開に基づく国民の理解と積極的な協力が前提となるべきことは言うまでもありません。

そのための制度的な担保が保障される必要があり、具体的には裁判員として出頭するための休暇制度や休学制度、介護や育児等の負担に対する配慮、十分な経済的手当の支給、広報活動の充実等の措置が求められます。

2 裁判官と裁判員の人数について

裁判官と裁判員の人数をどのように構成するのが、日弁連や市民団体をはじめとして具体的な制度設計における大きな論点とされています。その基本的な観点は、職業裁判官と裁判の審理に初めて関与する裁判員との間で、裁判内容に国民の健全な社会常識をより反映するという制度本来の趣旨を十分に機能させる上からは、どのような構成がより望ましいかという点にあります。

「たたき台」ではA案とB案の両案が示されていますが、国民の意見反映が十分になされるためには、少なくとも裁判官の人数を上回る裁判員数を確保する必要があります。11人の検察審査員で構成される検察審査会の議論が支障なく行われていることや、各地で開かれた模擬裁判の状況からも、「コンパクトな構成でないと十分な議論ができない」という指摘は、必ずしも合理的な理由とはならないものと思われます。一方で、多様な国民諸階層の知見を反映させ、裁判官との間で自由な意見交換を可能とする

ためには、裁判官の3倍程度の裁判員が必要であるとの指摘も多く示されています。このような幅広い国民の意見も十分に踏まえた人数の構成が図られる必要があります。

3 裁判員の権限について

裁判員の権限については審議会意見書でも、有罪・無罪の決定及び刑の量定を行うこととされています。国民の健全な社会常識を反映させるという裁判員制度の趣旨からは、意見書の内容を基本として具体的な制度設計を図ることが相当であり、また、その権限を行使するために必要な範囲で、裁判員に対しても裁判官と同等の権限が認められる必要があります。したがって、証人尋問や被告人質問等の証拠調べ及び評決の方法においても、裁判官と裁判員とは同等の権限であることを基本とした制度設計が相当です。

4 公判手続について

審議会意見書では刑事裁判手続全般についての充実・迅速化を図る観点から、新たな準備手続の創設や証拠開示の拡充、公判の連日的開廷、直接主義・口頭主義の実質化、公的弁護制度の整備等が提起されています。これらの制度の具体化に当たっては、国会で審議されている「裁判迅速化法案」の議論や衆議院における附帯決議の趣旨も踏まえ、一面的な迅速化の強調ではなく、審理の充実や当事者の訴訟上の権利の保障のために慎重な検討がされる必要があります。さらに裁判員制度の対象となる審理においては、裁判員にとっての分かりやすい手続や、裁判員への負担をできる限り軽減することについても、十分な配慮が求められます。

また、刑事裁判の長期化の大きな要因となっている、供述調書の任意性や信用性の立証のために長期間の証人尋問等が行われている現状は、直接主義・口頭主義の実質化や裁判員の加重的負担回避という観点からも、改善する必要があります。そのためにも、審議会意見書では今後の検討課題とされている代用監獄の在り方や起訴前保釈制度、被疑者の取調状況の録音・録画、弁護人の取調べへの立会い等、捜査段階における現行制度の問題点の改善についても積極的に検討する必要があります。

上記のような観点を踏まえ、具体的には以下のような施策の推進が求められます。

裁判員制度における準備手続については、たたき台に記載のとおり、審理に要する見込時間（日数）の明確化等を中心に行い、予断排除の原則（起訴状一本主義）が確保される必要があります。

また、準備手続の結果は、その後の公判手続における争点や立証にもかかわらざるを得ないことから、被告人本人の関与（出頭）が保障されることも必要です。

審理に2日以上を要する事件については、裁判員の負担軽減のためにも、できる限り連日的な開廷を目指すことが相当です。同時に、そのために弁護人等の弁護・立証活動が不当に制約されることにならないよう、弁護人の公判立会体制や裁判所の人的・物的、な条件の確保が図られる必要があります。

証拠調べ手続については直接主義・口頭主義の実質化を基本に、裁判員に分かりやすい争点に沿った手続と、それが可能となるような証拠開示の在り方についての検討が重要です。

被疑者・被告人の身柄拘束の適正化の観点からも、代用監獄制度については早期に廃止すべきです。また連日的な開廷や直接主義・口頭主義に対応した弁護人等の立評震動を実質的に保障していく上からも、起訴前の保釈制度の実現、接見交通や令状審査の在り方についても、被疑者・被告人の権利保護の観点からの検討を進める必要があります。

裁判所の人的・物的な充実について

1 人的・物的充実の必要性について

審議会意見書は司法制度改革全般の具体化のために、法曹人口の大幅な増加と、裁判所書記官等の裁判所職員については、その質、能力の一層の向上とともに、適切な増加を図っていく必要を提起しています。これを受けて最高裁は、裁判官について今後10年程度で約500人の増員と、一般職員については適切な増員を図っていく必要があるとの認識を明らかにしています。

全国の裁判所で裁判官とともに事件処理に当たっている私たち裁判所職員の実感からは、今般の司法制度改革という抜本的な制度改革に向けて、国民に信頼され、国民の期待に応えられる司法を実現していく上で、法曹と一般職員との間でその増員の必要性に区別を設けることには、率直な違和感を覚えます。制度改革を実効あるものとする上からも、法曹と一般職員とを含めた大幅な増員と、庁舎設備を始めとする物的な充実が不可欠です。

2 裁判員制度の導入に伴う人的な充実について

裁判員制度のような規模で、すべての国民を対象に無作為抽出によって選出された国民が裁判手続に関与する制度は、戦後の司法制度においても初めてのものです。一方で、その受け皿となる裁判所の職場は現在でも裁判官への加重的な負担と、一般職員のサービス残業を含む恒常的な超勤によって事務が処理されているのが実情です。地裁刑事においても事件数は増加傾向にあり、事件の複雑化や外国人事件の増加等によって、現状においても裁判所書記官を始めとする人的な手当てが必要となっています。

前記のように、今般の裁判員制度の導入が「失敗の許されない制度改革」であることも踏まえ、裁判官はもちろん、裁判所の一般職員の大幅な増員とそのための予算措置を図り、裁判員が適切にその責務を果たせるような態勢を確保することが重要です。

また、裁判員に対する供述調書の迅速な提供が求められる可能性があります。裁判所書記官はもちろん、裁判所速記官の養成再開と増員、コンピューター速記を始めとする調書作成態勢の充実策を積極的に検討していく必要があります。

3 裁判員制度の導入に伴う物的な充実について

裁判所の庁舎は現在でも、老朽や狭溢化等により当事者にとって使いにくいものとなっている旋謡が少なくありません。裁判員制度が導入されれば、当事者や自己の用務としてではなく、裁判手続のために裁判所の庁舎施設を利用する多くの国民が来庁します。

裁判員の審理に十分に対応できる法廷や評議室、待合室等の整備はもちろん、身体障害者などが裁判員になった場合でも支障が生じないような庁舎、施設に対する細かな配慮が求められます。

また、裁判員に対する十分な旅費・手当等の支給、審理が長期間に及ぶ場合や、裁判員が介護・保育等を担っている場合の必要な手当て、制度に対する国民の理解を得るための広報の充実など、裁判員制度の円滑な運営のための新たな予算措置が必要になります。これらについても、「失敗の許されない制度改革」であることを踏まえた十分な財政面での裏付けが図られるべきです。

その他

1 罰則規定の新設については慎重な検討を尽くし、国民の権利が不当に侵されることのないような制度とすることが重要です。とりわけ報道機関の行う報道に関する規制については、表現の自由や国民の知る権利との関連について、慎重な配慮がされるべきです。

2 その他の、「たたき台」で提起されている具体的な制度の内容については、引き続き国民に対する十分な情報公開や節目においての意見募集を行い、日弁連や市民団体等の広範な国民の意見が適切に反映された制度設計としていくことが重要です。

(第一東京弁護士会)

裁判員制度の構築に当たっては、裁判員としての国民の裁判への関与が実質を伴うものでなければならないということを明確に認識する必要がある。裁判員が裁判のプロセスに実質的に関与するばかりでなく、当該裁判員の裁判への関与を通じて健全な社会常識が裁判の結果に反映されることが確保される仕組みでなければならない。

また、裁判員となった者がそこでの経験を持ち帰り、身近な者にこれを伝えることなしに、国民の間に裁判への広範な理解と関心も生まれ得ないし、裁判所及び裁判官の在り方に対する健全な批判や共感も生じ得ない。そして、重大な犯罪に関する裁判という極めて非日常的な事柄に、おそらく一生に一度しか関与しない裁判員が、安んじてその職務を遂

行し、裁判員に期待される役割を十二分に果たし得る裁判上及び裁判外の条件作りが必須である。

第一東京弁護士会は、以上の観点から、司法制度改革推進本部事務局が作成した「裁判員制度について」と題するたたき台につき、以下のとおり意見を述べる。

1 基本構造

(1) 裁判官と裁判員の人数について

ア 「合議体の構成」については、

素人の裁判員が、裁判所という威圧的な環境の中で裁判官に対して萎縮することなく意見を述べられる環境を整える必要があるので、A案は採り得ない。

社会の多元的な価値感をできるだけ評議のプロセスに反映させ、裁判の結果に健全な社会常識を反映させることができる条件を整える必要があることから、B案を基本とし、裁判員の人数を裁判官の人数の少なくとも3倍とすることが必要と考える。例えば、裁判官2人、裁判員6人以上、又は裁判官3人、裁判員9人以上という構成が考えられる。

イ 「補充裁判員」については、後記のとおり、口頭主義、直接主義を貫徹し、公判手続の更新をできるだけ行わないために、「補充裁判員を置くことができる」とするにとどまらず、補充裁判員数名を置くことを必要とするべきである。

(2) 裁判員、補充裁判員の権限について

たたき台の案は、証拠能力の有無の判断について、これを立証し、反証する証拠調べには、裁判員を立ち合わせるが、証拠能力の有無の決定は裁判官のみで行うとしているものようである。この点は、裁判員の裁判への関与を事実上形骸化してしまいかねない内容を含んでおり、特に、供述証拠の証拠能力に関しては極めて問題である。すなわち、例えば、自白の任意性やその他の供述証拠の特信性の有無に関する証拠調べに裁判員を立ち合わせるにより、裁判官が任意性、特信性の有無を判断するすべての資料を裁判員もすべて見聞することになる。その上で、裁判官が任意性あるいは特信性があるなしの判断を下すことにより、被告人ら関係者の証言の信用性について、裁判官が断定的な判断を裁判員に提示する結果になり、自白その他の法廷外供述の信用性の判断についても、事実上裁判員の思考を拘束してしまう。

そもそも、我が国の刑事訴訟法は、自白及び検察官面前調書の証拠能力について形式的な要件の存否に係らしめておらず、自白等獲得の過程に関する具体的な事実認定が重要な鍵となっている。そして、自白の任意性や検察官面前供述の特信性の有無は、常に最大の争点となっている。このような事柄の判断から裁判員を閉め出し、裁判における主要争点の判断を裁判官のみで行うことは、裁判員制度そのものを否定することとなる。

したがって、証拠能力の存否に関する決定にも裁判員を関与させるべきと考える。

その余についてはたたき台の案に賛成する。

(3) 評決について

「ア」については、無罪推定ないし「疑わしきは被告人の利益に」との法理に基づき、死刑判決は全員一致を要し、その他の有罪判決は、特別多数決(3分の2以上)によるべきである。

「イ」については、上記(2)に述べたとおり、少なくとも、供述調書の証拠能力の有無については、裁判員も関与し、上記A案で行うべきであるが、捜査の可視化を実現するとともに、公判手続における直接主義、口頭主義を徹底し、供述調書の証拠能力に関する争いを極力少なくする体制作りを行うべきである。

(4) 対象事件について

ア(ア)原則については、国民の裁判への関与を実質的なものとするという観点から、A案を相当と考える。

ア(イ)併合事件の取扱いについては、国民の裁判への関与をより広範に認めるべく、たたき台の案に賛成する。

イ訴因変更の場合の取扱いについても、同様の理由によりたたき台の案に賛成す

る。

ウ事件の性質による対象事件からの除外については、特定の事件を排除するとのA案は、必然的に当該事件の成否に関する裁判所の判断を前提とせざるを得ないものであり、刑事裁判の原則とは相容れないから、B案を相当と考える。

2 裁判員及び補充裁判員の選任

(1) 裁判員の要件について

より広範な国民の参加を求め、より多様な年齢層からの選任を考えるならば、A案によるべきである。その場合、国民に対する司法教育の拡充に配慮すべきである。

なお、裁判における事実認定は経験則によるところが大きく、裁判員に社会的経験が要請されるところから、年齢制限をより高くすべきであるとの考え方も一部にあった。

(2) 欠格事由について

たたき台に賛成するが、学歴そのものによる差別は許されないとともに(ウ)のA案は、障害者を不当に差別することのないよう慎重な限定が必要である。

(3) 就職禁止事由について

原則的にはたたき台の案に賛成であるが、裁判官を除く国民を広く裁判員に採用する趣旨に反しないように限定すべきである。ただし、「ウ 手続に対する影響」については、当該就職禁止に当たる者の補充として裁判員の職務を行い得る補充裁判員がいることを条件として、手続に影響を及ぼさないものとすべきである。この点については、後記4(6)参照。

(4) 除斥事由について

たたき台の案に賛成する。

(5) 辞退事由について

たたき台の案に賛成する。

(6) 忌避事由について

たたき台の案に賛成する。

(7) 裁判員候補者名簿の作成について

たたき台の案に賛成する。

(8) 裁判員候補者の召喚について

ア裁判員候補者の召喚については、たたき台の案に賛成する。

イ検察官及び弁護士に対する事前の情報開示の(ア)については、たたき台の案に賛成する。

同イの(イ)については、B案を相当と考える。ただし、質問手続を効率的に行うため、裁判員候補者の質問票に対する回答は、検察官及び弁護士に「閲覧させることができる」とするのではなく、質問に先立って閲覧させることを必要とするべきである。

(9) 質問手続について

ア質問手続の出席者については、たたき台の案に賛成する。

イ質問手続については、検察官及び弁護士が質問を行うことを求めることができるとするに止まらず、その求めを受けて裁判官が質問をすることを原則として必要とするべきである。その余についてはたたき台の案に賛成である。

ウ裁判員及び補充裁判員の選任については、極力更新の手続を行わないとの観点から、補充裁判員は2名以下選任することを必要とするべきである。その余についてはたたき台の案に賛成である。

(10) 裁判員に対する補償について

たたき台の案に賛成する。

3 裁判員等の義務及び解任

(1) 裁判員候補者の義務について

たたき台の案に賛成である。

(2) 裁判員及び補充裁判員の義務について

オの「評議の経過並びに各裁判官及び各裁判員の意見並びにその多少の数その他職

務上知り得た秘密を漏らしてはならない」とする一般的禁止は、余りに厳格に過ぎ、裁判員の裁判に対する公正な批判を封殺する結果になりかねない。

他方、評議内容等が容易に公表されたのでは、かえって公正かつ自由な評議を妨げることとなり、ひいては裁判の公正さに対する国民の信頼そのものを揺るがせかねない。判決確定後、裁判員個人の一般的意見表明等については、前記の両趣旨を損なわない範囲で禁止を解除する工夫がなされるべきである。

その余はたたき台の案に賛成する。

- (3) 裁判員及び補充裁判員の解任について

たたき台の案に賛成する。

4 公判手続等

- (1) 総論について

たたき台の趣旨には賛成であるが、その趣旨を実現するために必要ないくつかの重要事項がたたき台では触れられていない。

まず、迅速で分かりやすい裁判を実現するという要求は、ともすると、被告人の防御権と衝突する。この点、証拠開示が相当な時間的余裕を持って十分に行われるなどの充実した審理が不可欠である。

また、現在の供述調書に全面的に依拠した調書裁判を改めることが不可欠であり、そのため、法廷外供述の証拠能力の問題を見直すとともに、供述調書制度自体を見直す必要がある。いわゆる取調べの可視化制度の導入も必要である。

- (2) 準備手続（刑事裁判の充実・迅速化関連）について

証拠開示など充実した準備ができる制度を前提として、たたき台の案に賛成する。

- (3) 弁論の分離・併合について

たたき台の案に賛成する。

- (4) 公判期日の指定（刑事裁判の充実・迅速化関連）について

たたき台の案に賛成である。ただし、現行の身柄拘束制度のもとでは、被告人の弁護を受ける権利を損なうこととなるので、勾留・保釈制度、殊に刑事訴訟法60条2項、89条の見直しが必要である。

- (5) 宣誓等について

裁判官が裁判員に教示する「裁判員の心得」には、無罪推定の原則や必要とされる証明の程度等、裁判員が裁判に当たって理解しておかなければならない刑事裁判の基本的原則についての説示を含むべきである。

- (6) 新たな裁判員が加わる場合の措置について

公判手続の更新は極力避けるべきである。新たに加わった裁判員は二次的な資料により、裁判の全貌を理解しなければならないが、そのようなことが果たして可能か大いに疑問である。まして、集中して迅速に裁判を行うこととされている中で、新たに加わった裁判員がそれまでの過程を咀嚼し、現状を理解して、他の裁判員に伍して評議に加わることも容易ではない。

裁判員制度の導入に当たっては、形骸化している直接主義、口頭主義の徹底を図ることが重要であり、それが裁判員にとっても理解しやすい分かりやすい裁判につながる。

当初の裁判員のうち何名かが欠けることがあり得ることを想定して、前記のとおり必要な数の補充裁判員を置くことを必要とするべきである。

- (7) 証拠調べ手続等について

たたき台の案に賛成する。ただし、「証人等の尋問は、争点を中心に簡潔なものとすること」との点は注意が必要である。証人等の尋問を通じて真実あるいは真実に近いことを引き出すには、様々な工夫が必要である場合が多く、調書裁判において結論的な記述に慣れた目から見てときとして迂遠な尋問と聞こえるような尋問を行わざるを得ないことがある。裁判官が一定の思いこみから不当に尋問を制限することを許容してしまう規定とならないよう十分注意すべきである。

また、連日開廷あるいはそれに近い頻度での開廷の場合には、証人等の尋問調書は

遅くともその翌朝の開廷時間前にコピーができていたことが不可欠であり、この点裁判所の事務手続の効率化、合理化が図られることが不可欠である。

(8) 判決書等について

アについては、たたき台の案に賛成する。

イについてはC案を相当とする。

なお、判決書の記載は、評議で取り上げられた争点ごとに評議の結果を記載するものとする。

5 控訴審について

無罪判決について事実誤認を理由とする控訴は認めないとする制度の導入を図るべきである。控訴が認められる場合については、法令解釈のみでなく、量刑についても下級審の判断の統一を図る必要があるという観点から、B案を相当とする。

6 差戻し審について

B案を相当と考える。

7 罰則

(1) 裁判員等の不出頭罪について

たたき台の案に賛成する。

(2) 裁判員等の秘密漏洩罪について

前記3(2)のとおり、禁止の範囲が広過ぎる。一定期間経過後に守秘義務を解除してよいかも検討すべきである。また、拘禁刑は違反の性質と比較して均衡を失うので、罰金刑のみとすべきである。

(3) 裁判員等に対する請託罪等について

たたき台の案に同意する。

(4) 裁判員等威迫罪について

たたき台の案に賛成する。

(5) 裁判員候補者の虚偽回答罪等について

たたき台の案に賛成する。

8 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置

(1) 裁判員等の個人情報保護について

アについては、裁判員等の保護をより実行あらしめるために、「裁判員等の氏名」も公開しないものとするべきである。

イについては、たたき台の案に賛成である。

(2) 裁判員等に対する接触の規制について

アについては、前段の裁判中の接触禁止はたたき台の案に賛成であるが、後段については、裁判員の守秘義務を前記のとおり限定することとなるので、言論の自由との関係で大いに問題があり、裁判員の守秘義務が緩和される限度において禁止を解除すべきである。

イについては、たたき台の案に賛成する。

(3) 裁判の公正を妨げる行為の禁止について

言論の自由を制限しかねない問題があるから、この種の制限の導入は慎重に検討すべきである。特に、抽象的な表現は、不必要な規制につながるもので避けなければならない。

(4) 出頭の確保について

たたき台の案に賛成である。ただし、裁判員候補者としての出頭にも保護を広げるべきであり、かつ、出頭を妨げる行為については罰則を設ける必要がある。

(第二東京弁護士会司法改革推進二弁本部)

1 基本構造

(1) 裁判官と裁判員の人数

ア 合議体の構成

(結論) B案に賛成(A案には強く反対する)

(理由) 裁判員が、単に、裁判を見守るだけの「お飾り」あるいは裁判官に意見を添えるだけの「補助者」になるのではなく、主体的・実質的に、かつ裁判官と対等に評議できる制度とするためには、答えは明瞭である。

イ 補充裁判員

(結論) 賛成

(2) 裁判員、補充裁判員の権限

ア 裁判員の権限

(結論) 賛成

イ 補充裁判員の権限

(結論) 賛成

ウ 職権行使の独立

(結論) 賛成

(3) 評決

ア (結論) A、B、Cいずれの案にも反対。

(対案) 全員一致とすべきである。しかし、「たたき台」の案を前提とする限り、有罪は3分の2以上の多数、死刑は全員一致とすべきである。

(理由) 有罪とするには合理的疑いを差し挟まないほどの確信が必要であるが、過半数ではその確信が得られたとは言えない。それぞれ制度は異なれ、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア等においても特別多数決とされていることが参考とされるべきである。

イ (結論) 賛成

(4) 対象事件

ア 対象事件

(ア) 原則

(結論) A案に賛成

(イ) 併合事件の取扱い

(結論) 賛成

イ 訴因変更の場合の取扱い

(結論) 賛成

ウ 事件の性質による対象事件からの除外

(結論) B案に賛成

2 裁判員及び補充裁判員の選任

(1) 裁判員の要件

(結論) A案に賛成

(2) 欠格事由

ア (結論) 賛成 (ウ)についてはA案に賛成

イ (結論) 賛成

(3) 就職禁止事由

ア 職業上の就職禁止事由

(結論) 就職禁止とする職業は、以下の職業とすべきである。

国会議員、裁判官、検察官、裁判所の職員、検察庁の職員、国家公安委員会委員、都道府県公安委員会委員、警察職員、司法警察職員としての職務を行う者その余の職業については、(5)の辞退事由とすべきである。

イ 公訴提起等に伴う就職禁止事由

(結論) 賛成

ウ 手続に対する影響

(結論) 賛成

(4) 除斥事由

(結論) 賛成

(5) 辞退事由

- (結論)賛成 ただし、上記に加え(3)就職禁止事由の結論に記載したとおりの辞退事由を認めるべきである。なお、学生及び生徒については、一般的に辞退事由とするのではなく、諸試験の受験生について辞退を認めるべきである。
- (6)忌避理由
(結論)賛成
- (7)裁判員候補者名簿の作成
(結論)賛成
- (8)裁判員候補者の召喚
ア 裁判員候補者の召喚
(結論)賛成 ただし「召喚」の語は不適切と思われる。
イ 検察官及び弁護人に対する事前の情報開示
(結論)(ア)「質問手続の日より 日前に」を「質問手続の日に」とすべきである。(イ)「閲覧させることができる」を「閲覧させる」とすべきである。B案を可とする。ただし、漏洩禁止の義務を被告人にも負わせるべきか否かにつき要検討。
- (9)質問手続
ア 質問手続の出席者
(結論)(ア)被告人の出席も認めるべきである。(イ)上記(ア)とする代わり、裁判官が必要と認めるときは、被告人を「退席」させることができるとすべきである。(ウ)原則公開、例外非公開とすべきである。
イ 質問手続
(結論)賛成 ただし、(ア)につき、検察官及び弁護人にも質問権を認めるべきである。
ウ 裁判員及び補充裁判員の選任
(結論)賛成
- (10)裁判員に対する補償
(結論)賛成 ただし「裁判員等」には「裁判員、補充裁判員であった者」を含ましめるものとすべきである。
- 3 裁判員等の義務及び解任
- (1)裁判員候補者の義務
(結論)賛成
- (2)裁判員及び補充裁判員の義務
(結論)アイウエは賛成。オについては、(a)発言者と発言内容が分かってしまう内容の漏洩を禁止し、(b)無罪判決が出た場合の評決数の漏洩を禁止することを除いては、判決確定後(あるいは判決確定後一定期間を経た後)は公にしても良いのではないかと考える。
- (3)裁判員及び補充裁判員の解任
(結論)賛成
- 4 公判手続等
- (1)総論
(結論)賛成 ただし、「迅速で」を「迅速で充実した」とすべきである。
- (2)準備手続(刑事裁判の充実・迅速化関連)
(結論)賛成 ただし、(a)検察官手持ちの証拠につき証拠開示が十分になされること、(b)弁護人と被告人との十分な打ち合わせが可能となるように保釈・接見の在り方について抜本的な改善を要すること、の整備が不可欠である。
- (3)弁論の分離・併合
(結論)賛成
- (4)公判期日の指定(刑事裁判の充実・迅速化関連)
(結論)賛成
- (5)宣誓等

- (結論)賛成 ただし、教示は、公開の法定においてもなすものとすべきである。
- (6) 新たな裁判員が加わる場合の措置
 - (結論)賛成 ただし、公判廷の録画を参考資料とできるようにすべきである。
- (7) 証拠調べ手続等
 - (結論)賛成 ここにおいて、特に重要なことは、供述調書の作成状況一すべての取調状況についてである - を録画・録音しておくことである。
- (8) 判決書等
 - ア(結論)賛成
 - イ 裁判員の署名押印、身分の終了時期
 - (結論)C案に賛成
- 5 控訴審
 - (結論)B案に賛成 ただし、明らかな事実誤認又は量刑不当が認められ、被告人に有利な判決をする場合は自判できる、とすることを条件とする。
- 6 差戻し審
 - (結論)B案に賛成
- 7 罰則
 - (1) 裁判員等の不出頭等
 - (結論)賛成
 - (2) 裁判員等の秘密漏洩罪
 - (結論)先に述べたとおり、(a)個々の裁判員がどのような発言をしどのような意見を述べたかが分かってしまうようなことは厳に禁すべきであり、(b)無罪判決が出た場合にその評決数を述べることは厳に禁すべきであるが、それ以外の事項について述べることは、少なくとも当該裁判が確定終了した後は許容されるべきである。刑罰として懲役刑には反対。
 - (理由)健全な裁判制度の発展のためには、裁判批判は必須であり、そのためには情報の提供が封ぜられるべきではない。
 - (3) 裁判員等に対する請託罪等
 - (結論)賛成
 - (4) 裁判員等威迫罪
 - (結論)賛成 ただし、刑罰には罰金刑を付加すべきか。
 - (5) 裁判員候補者の虚偽回答罪等
 - (結論)正当な理由もなく質問に答えなかった者には過料、虚偽の回答をした者には罰金刑とすべきである。
- 8 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置
 - (1) 裁判員等の個人情報保護
 - (結論)賛成 ただしイについては本人の了解があればその本人に関する事項については許容されるものとすべきである。
 - (2) 裁判員等に対する接触の規制
 - ア(結論)「あった者」に対しては許容されるべきである。
 - イ(結論)前段反対 後段賛成。
 - (3) 裁判の公正を妨げる行為の禁止
 - (結論)反対
 - (4) 出頭の確保
 - (結論)賛成

(東京商工会議所)

我が国においては、国民が日常生活において裁判等の司法制度にかかわる機会がほとんどない。このため、「開かれた司法」を実現するには、司法を国民の身近なものにする施策が必要であり、裁判員制度はその一つであると言える。しかし、我が国は、裁判員制度を受け入れる土壌が醸成されているとは必ずしも言えず、制度づくりの際には国民が参加

しやすい諸要件を踏まえ、柔軟な運用で制度の定着を図ることが望まれる。

そこで「裁判員制度についてのたたき台」の中で、企業関係者、特に中小企業の経営者や従業員に影響を及ぼすと思われる項目について、参加しやすい制度づくりの観点から意見を申し述べるものである。

1 裁判員及び補充裁判員の選任

(1) 辞退事由について

辞退事由に「仕事上に相当の支障が生じるとき」を加えるべきである。辞退事由には、いわゆる「仕事上の支障」が明記されていない。国民が裁判員制度に参加しやすくするためには、職業を持つ人に負担が少なく、また、その人が所属する企業に対しても負担が少ないような制度にする必要があると考える。特に小規模・零細企業の場合、社長にしても従業員にしても、裁判員の職務に時間を取られると、時期や状況によっては、企業の存続にかかわる問題ともなりかねない。

ここで『「裁判員制度について」の説明』を参照してみると、やむを得ない事由の例として、「裁判員となると、本人又はその雇用主などの第三者の業務に著しい支障が生じたり、重大な経済的損失が生じるといった場合が考えられると思われる」と記載され、「仕事上の支障」への一定の配慮がされている。しかしながら、「仕事上の支障」がどこまで認められるのかが分かりにくく、さらには、正当な理由なく出頭しないときには過料に処することが検討されていることを考えると、「たたき台」で示された辞退事由のみでは職業を持つ人の負担は大きく、不十分である。そこで、辞退事由に「仕事上に相当の支障が生じるとき」を加え、弾力的な運用がなされることを望む。

ちなみに「仕事上に相当の支障が生じるとき」とは、業務に関して他の人では代わることができない場合や、代えた場合に相当なコストが追加的に掛かる場合である。例えば、海外・国内出張、法人の決算時期や株主総会時期と重なるとき、中小・零細企業でその人が不在だと営業に支障をきたすとき等が考えられる。

なお、会社で出産休暇・育児休暇・介護休暇等の休暇を取得中であるときも辞退できるようにすべきである。

(2) 裁判員候補者の召喚について

裁判員候補者に選ばれたことを知る時期が、召喚の日よりも早ければ早いほど、個人も企業も対応がしやすく、裁判員制度に対する負担も軽減される。裁判員候補者への召喚についての連絡は、企業の業務・営業に支障を生じさせないように配慮して、できる限り早期に行うことが望ましい。

2 罰則

裁判員の不出頭について

辞退事由に幅広く「仕事上に相当の支障が生じるとき」が認められない限り、正当な理由がなく出頭しないときに過料に処することには、職業を持つ人にとって負担が大き過ぎるため、反対である。

3 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置

(1) 裁判員休業の制度の導入について

辞退事由に幅広く「仕事上に相当の支障が生じるとき」が認められない限り、裁判員休業の制度の導入を義務付けることには反対である。企業の規模、従業員数、業種・業態等によって事情は異なるであろうが、辞退事由に幅広く「仕事上に相当の支障が生じるとき」が認められない場合には、人的・経済的な負担が懸念される。例えば、代わって仕事ができる人がいなければ、その間、事業が成り立たなくなり、場合によっては企業存続の危機を招きかねない。また、代わりに雇ったアルバイト等にかかる人件費、裁判員休業に起因するその前後の残業費の増加、売上の減少等、金銭的な負担も考えられる。

また、裁判員休業の制度を機能させるためには、裁判員に選ばれた人やその人が所属する企業、あるいはその双方が、仮に経済的損失を被るようなことがあれば、木目細かな対応で手当てを行う必要がある。

(2) 裁判員の保護について

裁判員に選ばれた場合に、本人並びに本人を取り巻く人々（家族や親類縁者・友人・勤務先）の生命・財産等が脅かされることのないよう、プライバシーの保護等に十分配慮して、制度づくりがなされることを望む。また、仮に裁判員関係者が危険にさらされるような恐れが生じた場合には、直ちに身辺警護を行う等、無用な不安に陥ることのないようにすべきである。

(東京弁護士会)

1 はじめに

裁判員制度の制度設計に当たっては、被告人・弁護人の諸権利に対し十全な配慮をしながら、一般市民から選出された裁判員が誰でも容易に、しかも主体的に、公平・公正な裁判を有効に担当できるようにするという視点が肝要である。

そのような視点から、裁判員制度についての「たたき台」につき、意見を述べる。

2 基本構造

(1) 裁判官と裁判員の人数

ア 合議体の構成

(意見) 裁判官の員数は、1ないし2人とするものとする。

裁判員の員数は、9ないし11人とするものとする。

(結論) B案に賛成する。

(理由) 審議会意見書は、裁判員の具体的な数について言及しておらず、一般論として「裁判員の主体的・実質的関与を確保する要請」、「評議の実効性を確保する要請」等を踏まえ、この制度の対象となる「事件の重大性の程度」や「国民にとっての意義・負担」等を考慮の上、適切な在り方を定めるべきとしている。また、「評議の実効性を確保するという要請からは、裁判体の規模を、実質的内容を伴った結論を導き出すために、裁判官及び裁判員の全員が十分な議論を尽くすことができる程度の員数とする必要がある」とする。

これらの要請のうち、国民の負担、評議の実効性を強調する立場がA案であり、裁判員の主体的・実質的関与の確保、対象事件の重大性の程度を重視する立場がB案であるが、当会は、B案に賛成する。

A案は、裁判官を3人、裁判員を2ないし3人とするが、かような人数比では、裁判員と裁判官との実質的に対等な評議は期待しえず、裁判官が評議を終始リードし、裁判員は「お客様」にすぎず、結局、職業裁判官のほかに国民参加による裁判員も加わったという判決の権威付けに利用されるだけという結果になりかねない。裁判員の主体的・実質的関与を確保するには、B案程度の人数比とするとともに裁判官の数を少なくすることが必要である。

また、審議会意見書は、刑事司法への国民参加によって「裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになる」とするが、「国民の健全な社会常識がより反映される」制度とするには、社会の横断的構成を反映させるべきであり、B案程度の裁判員が加わる必要がある。当然のことながら、選出される裁判員の知識経験等は多様であり、裁判員が2ないし3人程度といった場合には、評議によって「健全な社会常識」による意見が形成されることはできないと言うべきである。裁判員を9ないし11人程度とすることによって、多様な意見と評議による「健全な社会常識」による判断への到達を保障すべきである。

そして、裁判官と裁判員を合わせて10ないし13人程度の規模でなければ、評議の実効性を確保することはできないと言うべきである。

イ 補充裁判員

(結論) 賛成する。

(理由) 裁判員の欠席により、審理が空転する事態を避け、かつ直接主義の要請を満たすため、補充裁判員を置くことに賛成する。一開廷で審理が終了すると見込まれる場合もないではないので、任意的とすることで構わないが、やり直しのきかない裁判の実態を考慮し、運用上は、補充裁判員を置くことを原則とすべきである。

(2) 裁判員、補充裁判員の権限

ア 裁判員の権限

(結論) 賛成する。

(理由) 裁判員の主体的・実質的関与を確保するには、その発問権を保障する必要がある。

例えば違法収集証拠における「違法」の判断など、専ら訴訟手続に関する審理等であっても、「国民の健全な社会常識」が反映されるべき部分があり、賛成する。

なお、そのような場合を定型化して、意見聴取を必要的とすることも検討されるべきである。

イ 補充裁判員の権限

(結論) 賛成する。

ウ 職権行使の独立

(結論) 賛成する。

(3) 評決

ア

(意見) ア 評決は、全員一致を原則とし、有罪及び量刑の評決は、一定回数の評決で一致しなかった場合、裁判官と裁判員の合議体の員数の3分の2以上であって、裁判官の1名以上が賛成する意見によることができるものとする。

イ 前項の規定にかかわらず、量刑において死刑を選択する場合の評決は、全員一致とする。

(結論) 上記のように修正すべきである。

(理由) 評決を単純な過半数とした場合、慎重かつ深い議論がなされないおそれがあることから不適切であり、評議を実質的なものとするために、全員一致を原則とすべきである。ただし、実質的な評議を経てなお、全員一致には至らないこともあり得るところであり、そのような場合に対処するため、「一定回数の評決で一致しなかった場合」には、多数決制とするのもやむを得ないとする。

死刑を選択する場合には、全員一致を要し、例外は設けないこととすべきである。

A案、B案、C案のいずれにしても、過半数制を採用しているが、反対であり、有罪の評決は、3分の2以上の特別多数決によるべきである。

有罪とするためには「合理的な疑いを入れない程度」に有罪が立証されたことが必要だが、少なくとも3分の1以上のものが有罪とすることを疑問視する状態にありながら、有罪の言い渡しが可能とすべきではない。

審議会意見書は、「裁判官又は裁判員のみによる多数で被告人に不利な決定をすることができないようにすべき」だとしており、その趣旨から「裁判官の1名以上が賛成する」ことを要件とした。

ただし、この意見は、裁判官を1ないし2人、裁判員を9ないし11人とする事及び特別多数決制の採用を前提とするものであり、これが採用されないとすれば、裁判官、裁判員それぞれにおける過半数を要することとするなど、別途の手当てが必要になるものとする。

なお、評議の在り方についての提案がないが、評議が実質的に十分意見をたたかわせられることが重要であり、適切なルールが欠かせない。

イ

(意見) 訴訟手続に関する判断及び法令の解釈に関しては、アにかかわらず、裁判官の員数を1名とする制度を選択した場合は単独で、2名を選択した場合は裁判官の全員一致により、3名を選択した場合は裁判官の過半数の意見によるものとする。

(結論) 上記のように修正する。

(理由) 当会は、裁判官の員数を1名ないし2名とする案に賛成しており、裁判官が1名という制度が採用された場合には裁判官が単独で判断し、裁判官が2名という制度が場合には、その過半数ということは意味をなさないので全員一致を必要とする。

裁判官が3名という場合に初めて過半数ということが意味を持つことになり、仮にこのような制度となった場合には、たたき台に賛成である。

(4) 対象事件

ア 対象事件

(ア) 原則

(意見) 法定合議事件(ただし、刑法第77条及び第78条の罪を除く。)

(結論) A案に賛成する。

(理由) 対象事件をできるだけ広くし、「広く一般の国民が」裁判員として関与すべきだとの立場から、A案に賛成する。

ただし、被告人が希望する場合及び公務員の職権行使にかかわる事件も対象とすべきであるとの意見も多い。見直しに当たっては、行政事件、国家賠償事件なども対象とすべきである。

(イ) 併合事件の取扱い

(結論) 賛成する。

イ 訴因変更の場合の取扱い

(結論) 賛成する。

ウ 事件の性質による対象事件からの除外

(意見) ウの制度は設けないものとする

(結論) B案に賛成する。

(理由) 裁判員の安全の問題については別途措置すべきであり、安易な例外は設けるべきではないとの考えから、B案に賛成する。

2 裁判員及び補充裁判員の選任

(1) 裁判員の要件

(意見) 裁判所の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者とする。

(結論) A案に賛成する。

(理由) 裁判員の要件について、衆議院議員の選挙権を有する者であれば足り、その年齢を引き上げなければならないとする理由はない。一般国民の社会常識を反映するというのであれば、成人に達した若者の感覚や経験も重要である。そして、成人に達したばかりの者であっても、義務教育課程において法教育が実施されることになるので、裁判員の資格を認めるべきである。

(2) 欠格事由

ア

(意見) ア 他の法律の定めるところにより一般の公務員に任命されることができない者の外、次のいずれかに該当する者は、裁判員となることができないものとする。

(ア) 日本語が理解できない者。

(イ) 一年以上の懲役又は禁固以上の刑に処せられた者。

(ウ) 心身の故障のために当該事件に関して裁判員の職務の遂行に支障がある者。

(結論) (ア)(イ)(ウ)は、いずれも上記のように修正する。

(理由) 国民の司法参加という観点や、憲法の平等原則からすれば、裁判員の資格要件は広く認め、欠格事由は制限的のものとするべきである。

(ア)については、欠格事由の基準を学歴に置くことは適切ではない。確かに、評議が対話で進められることからすれば、日本語が話せることは必要であり、また証拠として文書が提出されることを考えれば日本語の読解能力が必要となるであろうが、身体障害者に対する配慮が必要であり、かつ、(ウ)において、個別の事件に応じて職務の遂行に支障があるかどうかを判断すれば足りることから、ここでは、日本語を理解できない者とした。

(イ)については、本文において、既に「一般の公務員に任命されることができない者」が掲げられており、この場合として「禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者」が公務員の欠格事由となっているところ、それ以上に欠格事由を拡大し、更生して社会復帰している者についても、前科があるというだけで欠格事由となるのは行き過ぎである。

ただし、例えば故意犯で、一定の重罪を犯した者については、これを欠格事由としてもよいとする意見が多かった。

(ウ)については、A案を基本とし、仮に身体に障害がある者であっても、事件によっては裁判員としての職責を果たせる場合もあり得ることから、下線部分の修正を加えるべきである。

イ

(結論) 賛成する。

(理由) たたき台の「裁判員が権限を有する裁判がなされていない限り」というが何を意味するのか必ずしも明らかではないが、例えば、欠格事由に該当する者が裁判員として評議に加わったり、また、終局の評議に至る前の証拠能力についての判断などに加わる前の時点であれば、それまでの審理に影響を及ぼす必要はない。

(3) 就職禁止事由

ア 職業上の就職禁止事由

(意見) 次に掲げる者は、裁判員となることができないものとする。

(ア) 国会議員

(イ) 国務大臣

(ウ) 裁判官

(エ) 検察官

(オ) 裁判所の職員

(カ) 検察庁の職員

(キ) 国家公安委員会委員、都道府県公安委員会委員及び警察職員

(ク) 司法警察職員としての職務を行う者

(結論) 上記のように修正する。

(理由) 三権分立の観点から、国会議員や国務大臣が司法権を担う裁判員となることは適当でないから、(ア)、(イ)については賛成するが、国の行政機関の幹部や都道府県知事、市町村長等にまで就職禁止とする必要はない。

また、職業裁判官のみの判断に依拠するのではなく「国民の健全な社会常識がより反映される」というようにするという目的に鑑みれば、たたき台が「司法の専門家」として排除している弁護士、弁理士、公証人、司法書士、大学の教授、司法修習生等をことさら禁止事由とする必要はない。裁判官であった者も検察官であった者も、現役でなければ一般の国民であり、裁判員になることを否定する必要はない。

イ 公訴提起等に伴う就職禁止事由

(結論) 賛成する。

(理由) 自らが現に被疑者又は被告人として刑事手続きが進行中の者について、他の

刑事事件の裁判員となることは適当ではない。

ウ 手続に対する影響

(結論) 賛成する。

(理由) 欠格事由に該当する者が手続に関与した場合とは異なり、就職禁止者に当たる者が関与した場合には手続の安定を重視することには賛成であるが、一切影響がないということでは就職禁止事由を設けた意味が乏しく、相対的控訴理由には該当するとすべきであろう。

(4) 除斥事由

(意見) 次に掲げる者は、当該事件について裁判員となることができないものとする。

ア 被告人又は被害者

イ 被告人又は被害者の親族又はこれらの者であった者。

ウ 被告人又は被害者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助又は補助監督人

エ 被告人又は被害者の同居人、雇人又は雇用主

オ 事件について告発又は請求をした者

カ 事件の証人又は鑑定人になった者

キ 被告人の代理人、弁護士又は補佐人になった者並びに保護司であった者

ク 事件について検察官又は司法警察職人として職務を行った者

ケ 事件について検察審査員又は補充員として職務を行った者

コ 事件について刑事訴訟法第266条第2号の決定、略式命令、前審の審判、第398条ないし第400条、第412条若しくは第413条の規定により差し戻し、若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となった取調べに関与した者

(結論) 上記のように追加する。

(理由) 裁判の公正・中立という観点から、除斥事由としてたたき台の案に賛成するが、被告人に対して予断を有するおそれのある者を排除するということから、たたき台の案のほかに、被告人の雇用主と保護司も除斥事由に加えるべきである。

(5) 辞退事由

(意見) 次に掲げる者は、裁判員となることを辞することができるものとする。

ア 都道府県知事及び市区町村長

イ 年齢70年以上の者

ウ 地方公共団体の議会の議員。ただし、会期中に限る。

< 学生及び生徒は削除 >

エ 過去5年以内に裁判員又は補充裁判員に任命されたことがある者

オ 過去1年以内に裁判員候補者として裁判所の召喚に応じ出頭したことがある者(キの事由により、裁判員となることを辞退した者を除く)

カ 過去5年以内に検察審査員又は補充員に選任されたことがある者

キ 疾病その他やむを得ない事由により、裁判員として職務を行うことが困難であると裁判官が認めた者

(結論) 上記のように一部修正する。

(理由) たたき台では、「都道府県知事及び市区町村長」を就職禁止事由としているところ、これを就職禁止事由からは外すことが妥当であるが、その職務の性格から辞退事由とした。

また、たたき台は「学生及び生徒」を辞退事由としているが、単に学生・生徒であるということのみをもって辞退を認める必要はなく、「やむを得ない事由」に該当するかどうかを個別に判断すれば足りる。

なお、「疾病その他やむを得ない事由」をどこまで認めるのかは、国民にとっては重大な関心事であり、例えば、親族の葬儀への出席などは、やむを得ない事由に含まれると言うべきであるが、それとは別に、養育すべき乳幼児を持つ親については、乳幼児が一定の年齢に達するまでの者については、辞退事由に加える

べきである。

(6) 忌避理由

(結論) 賛成する。

(7) 裁判員候補者名簿の作成

(結論) 賛成する。

(8) 裁判員候補者の召喚

ア 裁判員候補者の召喚

(結論) 賛成する。

イ 検察官及び弁護人に対する事前の情報開示

(意見)(ア) 裁判官は、質問手続の日に、当該手続に先立ち、裁判員候補者の質問票に対する回答の写しを、検察官及び弁護人に閲覧させなければならないものとする。

(イ) 当事害は、正当な理由なく質問票に対する回答内容を漏らしてはならないものとする。

これに違反した者に対する罰則を設けるものとする。

(結論) 上記のように修正する。

(理由) たたき台では、質問手続の日より前に、裁判員候補者の氏名を検察官及び弁護人に開示するものとしているが、氏名だけの事前開示は弁護人にとっては意義が乏しく、かえって個人に対する情報の収集能力に差がある検察官にのみ裁判員候補者の個人情報入手する機会を与えることになりかねない。

そこで、裁判員候補者について、氏名を始めとする必要な情報は、質問手続当日に開示するものとする一方、質問手続を実効性のあるものとするためには、質問票の閲覧については、必要とすべきである。

たたき台では、質問票にどのような事項を記載するのかが明確にされていないが欠格事由、辞退事由等を確認するという目的で利用されることからすれば、裁判員候補者のプライバシーに関する事項が記載されるものと想定されるから、質問票の開示を必要としたこととの関係で、プライバシーに対する配慮から、守秘義務を設け、罰則を規定するB案に基本的には賛成する。ただし、質問票の内容は、弁護人を通じて被告人も知り得るところであり、また、質問手続における弁護人の権利が、弁護人固有の権利というよりは被告人の権利に基づくものと考えられることから、被告人も守秘義務を負うものとし、被告人も罰則の対象になるものとした。

なお、被告人に対する罰則を設けることについては、反対の意見もあった。

(9) 質問手続

ア 質問手続の出席者

(意見)(ア) 裁判員候補者に対する質問手続は、裁判官及び裁判所書記官が列席し、かつ、検察官、弁護人及び被告人が出席して開くものとする。

(イ) 裁判官は、必要と認めるときは、被告人を退席させることができるものとする。

(結論)(ア)(イ)は、上記のように修正する。(ウ)は賛成する。

(理由) たたき台では、原則として被告人には立会権を認めず、例外的に裁判官の裁量で同席が認められるとしているが、裁判員の選定は被告人の利害に重大な影響を及ぼすことから、この原則と例外を逆にし、原則として被告人には立会権を認め、例外的に退席させる場合があるものとする。

(ウ)については、非公開とすることに賛成する。その理由は、質問手続では、裁判員候補者の質問票に対する回答を前提として進められるところ、(8)イで開示された回答に関して守秘義務を課しながら、この回答内容を前提として行われる質問手続を公開とした場合、プライバシーを保護しようとした意味が失われるからである。

イ 質問手続

(意見)(ア) 裁判官、検察官及び弁護士は、裁判員候補者に対して、欠格事由その他の裁判員の資格に関する事由の有無を確認するため、口頭又は書面で必要な質問を行うものとする。ただし、質問は裁判官から行い、裁判官は検察官及び弁護人の質問が不相当であると判断する場合は、その質問を制限することができるものとする。

(オ) 当事者は、それぞれ 名につき理由を示さずに忌避ができるものとする。裁判官は、理由を示さない忌避の申立てがあった裁判員候補者について、当該裁判員候補者を選任しない旨の決定をするものとする。

(結論)(ア)(オ)については、上記のように修正する。それ以外は賛成する。

(理由) 忌避権は、公正な裁判員を選任するためのものであり、裁判員の構成は当事者にとって重要な意義を有することから、検察官及び弁護士に対し、直接質問する権利を認めるべきである。

ウ 裁判員及び補充裁判員の選任

(意見)(ア) 裁判員候補者に対し、欠格事由、就職禁止事由、除斥事由のないことが判断された後、当事者から理由付き又は理由を示さない忌避の申立てを行うものとする。忌避されず、又は忌避の申立ての却下に対する不服申立てを経て残った候補者が裁判員及び補充裁判員の定数に達するまで、同様の手続を繰り返すものとする。理由付き忌避の回数に制限を設けないものとする。

(結論)(ア)を上記のように改める。(イ)(ウ)については賛成する。

(理由) たたき台は、質問手続で排除されなかった裁判員候補者から更に無作為抽出するという手法であるが、必要な数に充つるまで選任を繰り返し、必要な数になった段階で選任を終えるという方法を採用すべきである。このほうが、より公平・中立な裁判員を選任することが可能となるからである。また、理由を示さない忌避と異なり、正当な理由が存在する忌避については、これをことさら制限する必要はないことから、理由付き忌避の回数には制限を設けないとすべきである。

(10) 裁判員に対する補償

ア 日当等

(意見) 裁判員、補充裁判員及び召喚に応じ出頭した裁判員候補者に対しては、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする。ただし、日当の額については、制度の実施後、実情に応じて修正を施すものとする。

(結論) 上記のように修正する。

(理由) 基本的には、たたき台の案に賛成であるが、日当の額については、制度運用の状況を見ながら修正の余地を残すことが妥当であろう。なお、乳幼児や児童の養育を必要とする裁判員候補者に対しては、ベビーシッターなど第三者による臨時看護費用を支給するよう配慮する必要がある。

イ 補償

(意見) 裁判員、補充裁判員及び召喚に応じ出頭した裁判員候補者並びに裁判員であった者が、その職務に関連して受けた負傷等に対する補償を行うものとする。

(結論) 上記のように修正する。

(理由) 裁判員を務めた者が、後日、その職務に関連して負傷するといったこともあり得ることから、「裁判員であった者」も補償の対象に加えられることを明確にすべきである。

3 裁判員等の義務及び解任

(1) 裁判員候補者の義務

(結論) 賛成する。

(理由) 質問手続への出席義務は当然であり、また、裁判員の選任手続を実効性のあるものとするためには、質問票や質問手続における回答内容についての正確性を担保するための規定は必要である。なお、「出頭」の語は、用語としては適切とは

思われないので、本意見書においてはすべて「出席」に統一する。

(2) 裁判員及び補充裁判員の義務

(意見) ウ 裁判員及び補充裁判員は、誠実にその職務を行わなければならないが、品位を辱めることのないようにしなければならないものとする。

~~裁判員及び補充裁判員並びにこれらの職にあったものは、裁判の公正さに対する信頼を損なうおそれのある行為をしてはならないものとする。~~

(結論) (ウ)については、上記のように修正する。

(理由) 「品位を辱める～」などの表現は、余りにも抽象的な制限事項であって、不当な裁判員に対する制約となりかねないので、削除する。

公判期日における出席義務、宣誓義務については賛成する。

(3) 裁判員及び補充裁判員の解任

(結論) 賛成する。

4 公判手続等

(1) 総論

(意見) 裁判員対象事件については、被告人、弁護人の諸権利に配慮した上、裁判員の審理の負担を軽減しつつ、裁判員が実質的に裁判に関与することができるよう、迅速で分かりやすい審理が行われるように努めるものとする。

(結論) 上記のように修正する。

(理由) 趣旨は賛成である。しかし、「裁判員の負担を軽減しつつ、実質的に裁判に関与することができるよう、迅速で分かりやすい審理」だけでは足りない。審理される被告人、弁護人の権利が十分保障されなければならない。国民を参加させた結果、被告人、弁護人の防御の権利が危ういのでは、裁判として本末転倒となるのでこの点の格段の配慮が必要である。なお、たたき台に指摘されていないが、被告人、弁護人の防御の権利の保障の観点から、保釈制度の抜本的見直しが必要である。

(2) 準備手続(刑事裁判の充実、迅速化関連)

(意見) 裁判員制度対象事件においては、第1回公判期日前の準備手続を必要なものとする。準備手続は、公判担当の裁判官とは別の裁判官によるものとし、検察官手持証拠の全面開示の下、争点整理及び立証方法の選別を行い、審理必要とする見込時間(日数)を明らかにするものとする。

(結論) 上記のように修正する。

(理由) 準備手続の中で徹底した全面証拠開示が行われなければ、「審理に要する見込時間(日数)を明らかにする」ことはできない道理である。また、準備手続は、公判とは手続、裁判官共に独立させるべきである。裁判員制度と証拠開示、準備手続(争点整理を含む)についてどのような視点から制度設計に望むべきかは、今後の裁判員制度の成功不成功にかかわる重要問題である。以下に検討会の「たたき台」に関連して意見を述べる。

当会は、裁判員制度下における証拠開示については、以下のとおり制度設計すべきであると考えている。

a 裁判員制度の下では、当該事件限りで裁判体に加わることとなる裁判員の負担を軽減する必要から、連日的開廷となるのは不可避である。また、その前提として争点整理が不可欠であり、争点整理にかかわる迅速化の要請として証拠開示が必要との点は、意見書に指摘がありである。

b 証拠開示の問題を、単に連日的開廷の前提であるとか、迅速化要請のみのレベルで捉えるのは妥当でない。

すなわち、我が国の刑事訴訟法の考え方は、当事者主義に依拠するところ、当事者主義は、弾劾主義(被告発者に協力義務を課さず、被告発者に対する強制力を持たない訴訟構造)と狭義の当事者主義(二つの異なる立場から見て、正しい判断に導く審理方法)の2義を有する。仮りに、狭義の当事者主義の訴訟形態を取らないとすれば、審判者はかなり早い段階で結論に到達し、これと反対の考え

方が事後的に提示されても、当初の結論に固執する傾向が強いと言われる。特に、裁判員は一般国民であるので、予断等を極力避けなければ公正な判断に至ることはできない。当事者主義的な裁判の在り方を徹底する必要性はより高い。

公平な裁判のために立証責任を負担する検察官の立場で被告人、弁護人側に審判者の前に証拠を全部提出することは狭義の当事者主義からの要請であると言える。一方、相手に協力することを義務付けられないことは、弾劾主義の要請であって、当事者主義からの要請ではない。よって、当事者主義であるから全面的証拠開示は認められないという論理的帰結は成り立たない。

以上のように、刑事訴訟法を貫く本質的要請から考えても、全面的証拠開示が認められなければならないし、一般市民の裁判員がかかわる場合には、その要請は一層重要度を増すこととなる。よって、新たに設けられる争点整理手続において、「警察官による捜査報告書」を含め全面的な証拠開示の規定を設けるべきである。

当会は、新たに設けられる争点整理手続については、以下のとおり、制度設計すべきものとする。

上述のとおり、一般市民の裁判員が関与する場合には、予断等を極力避けなければ公正な決断に至らないと考えられるため、起訴状一本主義を厳格に貫く必要があると考える。この考え方に基づけば、(1)裁判員によって実施される公判の事実審理と、この争点整理手続を明確に区別すること、また、()「公判手続裁判官」とは異なる「準備手続裁判官」の主宰の下で、証拠開示や証拠能力に関する争いの有無の選別等の法律判断は基本的にこの中で行われ、その後、別の裁判官と裁判員との協働による公判における事実審理において、純粋に実態を形成していくとの考えにのっとり制度設計すべきと考える。

争点整理の結果は、文書で引き継ぎ、嫌疑を引き継ぐような余事記載を禁止する。裁判官、検察官、弁護人が出席すれば、予断排除への配慮は不要であるとの見解があるが、公判前の証拠開示がなされず、被告人不在の場での弁護人の立場がいかに情報不足の偏頗な状態であるかを見れば、予断排除への配慮は、保釈手続同様重要であり、裁判官を別異にすることが必要と言わねばならない。

(3) 弁論の分離併合

(結論) 賛成する。

(理由) 特に、共犯の場合で、一方が公訴事実を認め、他方が否認した場合は、分離を徹底しないと、裁判員には証拠の採否の関連も含めて極めて分かりにくく、かつ、否認している被告人に対する予断を排除できないこととなる。これを必要的弁論分離とすることにより予断排除を制度的に保障すべきである。弁論分離の規定は、この考えに基づき改正されるべきである。

(4) 公判期日の指定(刑事裁判の充実・迅速化関連)

(意見) 審理に2日以上を要する事件については、検察官手持ち証拠の事前の全面証拠開示の下に行う十分な準備手続を経た上、できる限り連日開廷し、継続して審理を行わなければならないものとする。

(結論) 上記のように修正する。

(理由) 公判へ向けて準備期間を十分にとって、被告人、弁護人の防御の諸権利を尽くさせる必要がある。そのために証拠の全面事前開示が制度的に保障されなければならない。このための立法が必要である。

(5) 宣誓等

(結論) 一部賛成、一部反対である。

(理由) 裁判員の心得は、内容が問題であり、単なる抽象的訓辞であってはならない。冒頭の「説示」として、十分検討の上、刑事裁判の原則と裁判員制度に対する端的な分かりやすい説明を、内容を統一して十分行うべきであり、裁判に対する誤解を生じさせることのないよう配慮するべきである。なお、この説示を十全に行わなかった場合は控訴事由になるものとするべきである。

(6) 新たな裁判員が加わる場合の措置

(意見) それまでの審理に立ち会っていた補充裁判員が裁判員となるときを除き、新たな裁判員が加わる時は、公判手続を更新するものとする。その手続の在り方については、新たに加わる裁判員が事件の争点を理解し、それまでの証拠調べの結果について実質的な心証を取ることができるようビデオテープ、録音テープ等を活用して審理を復元するなど、補充裁判員の負担の少ない方法を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

(結論) 基本的には賛成であるが、以下のとおり提言する。

(理由) 「争点を理解し、それまでの証拠調べの結果について実質的な心証を取ることができるような、負担の少ない方法」は、ビジュアルに直接主義、口頭主義に準ずる心証のとり方であるべきでビデオテープ、録音テープなどの活用を導入するべきである。

(7) 証拠調べ手続等

ア 冒頭陳述

(結論) 賛成する。

(理由) 検察官が冒頭陳述を行うのは、実質的挙証責任のあるものとして当然であるが、たたき台は、弁護人の冒頭陳述を必要なものとしたことに特徴がある。弁護人の冒頭陳述は、従来、必要のある場合に適時行ってきたものであって、違法性阻却事実や責任能力を裏づける事実、微細な内容について反証する場合などいわゆる弁護人に立証の負担がある場合が多かった。立証責任はすべて検察官にあることを裁判官の説示においてきちんと裁判員に解説すべきであり、弁護人の冒頭陳述は、裁判員の理解のため、より必要性が高くなることは理解できるが、「必要のある場合に適時行うことができる。」とし、被告人、弁護人の権利ではあるが、義務とすべきではないの;ではないか、との疑念もある。

イ 証拠調べ等

- 1

(結論) 賛成するが、当会は、厳選の過程である、証拠能力の判断については、裁判員の関与については、以下のとおり考える。

(問題となる点)

証拠能力の問題は、原則的には、公判準備段階にて問題となるものであり、この段階でスクリーニング(振り分け)させることとすべきである。裁判員は、有罪・無罪及び量刑判断のみに専属的に関与すべきであるから、原則として裁判員は証拠能力の問題に関与しないと考える。しかし、証拠能力の不存在が激しく争われた場合、検察官の任意性立証、適法性立証、被告人、弁護人側の防御のため、公判において証人尋問、被告人質問等が行われ証拠能力の判断が求められることがある。例えば、違法収集証拠は、本来、公判準備段階で排除されるべきであるが、公判において引き続き違法性が問題となった場合、その有無の判断のために証人調べを要する場合等、公判において重大な違法性や違法抑止の要件が検討されることとなる。この問題は、事実認定に固”染む問題であると考えられ、したがって、この問題の判断に敢えて裁判員を排除すべきではなく、むしろ裁判員を関与させ、証拠を厳選していく要請が高いと考える。

- 2 専ら量刑にかかわる証拠の取調べ

(意見) 裁判員に対し、量刑の体系を分かりやすく説示し、専ら量刑にかかわる証拠の取調べは、公訴事実の存否に関する証拠の取調べと区別して行わなければならないものとすること。

(結論) 一部賛成、一部反対である。

(理由) 量刑の問題は、事実関係に争いのない事件においては当該刑事裁判の核心となるものであるから、新たに国民の司法参加を標榜する裁判員制度を創設するに当たり、仮りに、核心にあたる部分に裁判員を関与させないことにす

ると、裁判員制度導入の契機の自己否定となりかねない。したがって、量刑問題についても、裁判員が関与して判断するべきであると考ええる。その際、専ら情状に関する一般情状については、公訴事実の存否に関する立証とは、区別することは、予断排除の関係からも必要なことであると考えられる。加えるに、一口に情状資料と言っても公訴事実と直接関係のある情状、犯罪の態様、動機など、公訴事実と関係のある一般情状、専ら量刑にかかわる一般情状、刑の個別化にかかわる、情状等多岐にわたる。したがって、量刑の体系については、裁判員が理解しにくい部分であるから、「刑事政策上の量刑事情等につき、十分な説示を適切に行うことが必要である」とすべきである。

- 3 計画的な証拠調べ

(意見) 争点ごとに計画的な証拠調べを行うものとする。ただし、争点整理手続中にやむを得ずして争点となし得なかった事実については、新たな争点としての計画的な証拠調べを行うものとする。

(結論) 一部賛成、一部反対である。

(理由) 実務では、公判手続の過程においても新たに発見される証拠がないではない。よって、例外的に発見された証拠の取調べを必要とすることが生じることが、日常経験することである。したがって、原則的に、「争点ごとに計画的な証拠調べを行う」ことには賛成であるが、例外的な取調べも規定されなければ、動的な訴訟進行が硬直化し、誤判の原因になることが懸念される。

- 4 証拠書類

(結論) 意味不明であり、反対である。

(理由) 事件に関して存在する証拠書類は、作成者、作成の形式、内容、作成の動機、存在の状態等千差万別である。したがって、「立証対象事実が明確に分かりやすく記載されたもの」が存在することはあっても極めて少ない事案が多く、必ずしも整然と存在するとは限らないことは裁判実務では常態である。これら書証を他の証拠、証人との関連で立証していくのが、実務の重要な活動であるとするれば、「立証対象事実が明確に分かりやすく記載されたもの」であると限定することは、ほとんどの書証を法廷に顕出できないことになりかねないので、不要の記載であると考ええる。

- 5 証拠物の取調べ

(結論) 賛成する。

- 6 証人等の尋問

(意見) 証人等の尋問は、争点を中心とした分かりやすい適切なものとする

(結論) 反対である。

(理由) 「争点を中心に簡潔なもの」とすることには問題がある。簡潔にできるか、複雑になるかは事案によると言えよう。事案は、単純なものから複雑なものまで存在するし、反証も間接事実を積み重ねた複雑な過程による立証を義務付けられることも多い。したがって、「簡潔なもの」というよりは、裁判員に対して「分かりやすいもの」であることを基準とすべきであり「争点を中心とした分かりやすい適切なもの」と改めるべきである。

- 7 証人等の反対尋問

(意見) 証人等の反対尋問は、原則として主尋問終了後直ちに行うこと。反対尋問を実質的に可能にするため、公判前準備手続において迅速な事前全面証拠開示を実行すること。

(結論) 一部賛成、一部反対である。

(理由) 「主尋問終了後直ちに行うこと」の前提として、準備手続において、事前の全面的証拠開示がなされていることが前提である。これがなされない限り、弁護人の十分な反対尋問も発揮できず、誤判の温床となりかねない。証拠開示、十分な被告人との接見交通、身柄の可及的解放の保障は、被告人、

弁護人の防御権を保障するために避けては通れない重要条件である。

- 8 供述調書の信用性

(結論) 本項の「～その作成状況を含めて、裁判員が理解しやすく、的確な判断をすることができるよう～」の意味が、捜査状況の可視化の意味を示すのであれば、賛成する。

(理由) 当会は、調書の扱いについては、国民の司法参加である裁判員制度が直接主義、口頭主義、伝聞証拠禁止の観点から「裁判員が理解しやすく、的確な判断をすることができるよう」にするため、以下のとおり制度設計するべきものとする。

意見書では、伝聞法則につき、「運用を誤った結果として書証の取調べが裁判の中心を占めるようなことがあれば、公判審理における直接主義・口頭主義を後退させ、伝聞法則の形骸化を招く」、「問題の核心は、争いのある事件につき、直接主義・口頭主義の精神を踏まえ公判廷での審理をどれだけ充実・活性化できるかにある。」(意見書44頁)と述べ、「争いのある事件につき、集中審理の下で、明確化された争点をめく譲り、当事者が活発に主張・立証を行い、それに基づいて裁判官(及び裁判員の参加する訴訟手続においては裁判員)が心証を得ていくというのが本来の公判の姿である」として、直接主義・口頭主義を実質化させ、公判の活性化を実現しようとする。

証拠法改正の必要性

これまでの検討会における検討状況を見ると、伝聞法則という証拠法には踏み込まずに、直接主義という事実審理の在り方に限定して改革しようとするがごときである。しかし、裁判員という一般の国民が関与する裁判体を考えた場合、供述調書を証拠として採用し、この書面の取調べが行われることは考えにくい。無作為に抽出される裁判員に書面を読んでもらうという作業は馴染まないし、直接主義にも反する。特に、現行法を前提とした場合、弁護人側の反対尋問がある程度成功したところで、検察官側が、相反供述であるとして被告人の供述調書を提出することになると、裁判員としては、直接法廷で見聞した事実と提出された供述調書との狭間に立たされ、正確な判断ができないとの大いなる危)惧がある。こうして、調書を使わず、法廷における証人の直接の供述から心証をとっていく直接主義が主流にならざるを得ない。本問題を解決するには、どうしても伝聞法則の例外の厳格化に向けて証拠法を改正する作業が必要になると考える。具体的な改正の内容については、十分な検討が必要であるが、国民の司法参加という新たな制度、創造的な裁判員制度を実効性あらしめるためには、伝聞法則の例外につき証拠法改正にまで踏み込んで考えなければならない。

裁判員制度と捜査の可視化との関係

裁判員制度が導入され、当該事件限りで選任された裁判員の公判参加を可能にするためには、連日的開廷を行い、裁判員の拘束時間を短くするなどし、公平、迅速な裁判を目指さなければならない。もとより、職業裁判官による刑事裁判制度の下においても、被疑者・被告人の人権保障並びに捜査の適正の担保の両面から、捜査の可視化が要請されるが、とりわけ裁判員制度の下で一般の国民である「裁判員が事実認定を的確に行うことができるようにするため」という「たたき台」の要求を満たすためには、適正適切な捜査が行われていることが不可欠な前提となり、捜査の可視化の重要、性はより強く要請される。したがって、裁判員制度の下で、公正・迅速な裁判を行うためには、捜査手続の改革、すなわち「捜査の可視化」がなされなければならないのは論理必然の関係である。

捜査の可視化に対する見解には対立がある。

- a 検察庁は、単に証拠としての自白を得るのみではなく、真華な悔悟を被疑者・被告人に求め、モラルカタルシス（精神浄化作用）により真人間として社会に戻ることを期待するものであり、これには、密室における「対のコミュニケーション」が不可欠であるから、それを阻害するおそれのあるテープ録音、ビデオ録画等には応じられないという。
- b 自白にモラルカタルシス作用があるとしても、これが、密室における「対のコミュニケーション」によってしか獲得できないものかは疑問である。しかし、取調べの可視化は、上述した取調状況観察記録では足りず、テープ録音、ビデオ録画が必要となる根拠は何か。この点、テープ録音、ビデオ録画の必要性については、被疑者・被告人が有する「自己防御権の行使」の観点から考えることができる。意見書は、取調状況の録音・録画については先送りにしたが、被疑者・被告人から申し出る個別の要求を禁止するものではない。被疑者・被告人の「自己防御権の行使」として、自らの供述内容を証拠保全しておくことを禁止する法的根拠はない。被疑者・被告人が単なる捜査の客体ではなく、防御の主体であるという観点から捜査の可視化を捉え直すことにより、捜査機関が一方的に作成する「取調状況観察記録」では足りず、録音・録画の必要性を訴えるものである。
- c さらに、被疑者・被告人の自己防衛権の観点からは、それを支えるものとして、弁護人の取調立会権の確立も重要である。直ちに全面的に導入するのは困難であるとしても、被疑者、被告人が希望する場合や一定の重要犯罪の場合には、弁護人の取調立会権を認める制度にするべきである。
- d このような主体性のある被疑者・被告人観をもって、裁判員制度の導入に臨み、証拠能力や証明力に関する争いを最小限にとどめ、裁判員制度を円滑にするためにも、我が国の自白中心の捜査を変えていき、捜査の可視化を押し進める必要がある。現在行われている身体拘束の長期化、取調時間の長時間化、自白調書の偏重、不任意自白の排除の困難性という捜査の問題点を抱えたまま、裁判員制度を導入しても、連日的開廷や早期結審はおろか誤判の増大を招く恐れなしとしない。裁判員制度導入に当たり、裁判員に事実認定を誤らせないためには、捜査の可視化は正に「譲れない前提」である。

- 9 第1回公判期日前の裁判官による証人尋問の活用

(結論) 反対である。

(理由) 刑訴法226条、227条は、公判中心主義を侵さないため、不可欠な証人に限り、出席、供述拒否、威迫等が予想される場合において、必要性を極めて厳格に検討の上、認める規定になっている。しかし、これは、あくまで例外的措置であり、裁判官と検察官のみ出廷中に行われる偏頗なものであり、これを常態化するなら公判中心主義は著しく後退し、チェック機能のない極めて危険なものとなる。弁護人が選任された時点においてその出席を満たし、証拠開示を十分にし、反対尋問権を保障することを条件に活用することはあり得ると思われるが、制限的に考えるべきである。また、鑑定人尋問、証拠能力判定のための証人尋問、被告人尋問等にも活用するという方向で拡大するといふのであれば、裁判員、被告人不在の法廷で重要な問題が審理されることとなり問題であり、本項は削除するべきである。

- 10 期間を要する鑑定

(意見) 一定の期間を要する、鑑定のための事実的措置は、できる限り、公判開始前に行うこと。ただし、鑑定人尋問など鑑定の証拠能力、証明力が争われた場合においては、その判定は公判廷において行う。

(結論) 一部賛成、一部反対である。

(理由)「事實的措置」とは、何を指すかが不明であるが、当然鑑定の証拠能力、証明力は含まないはずであるから、鑑定の証拠能力、証明力が争われる場合には、裁判員、検察官、弁護士、被告人在廷の上鑑定人尋問等は公判廷において行われることになるべきである。

- 1 1 訴訟指揮

(結論)賛成する。

(理由)裁判員に対する訴訟指揮は、そのとおりである。検察官、弁護士に対する訴訟指揮については、裁判所も含めて従来の法律家同士中心の審理方法を代えて、平易で明確な発音による言葉を使うなど、当事者、裁判員に分りやすい審理を行うよう努力し習熟するようにしなければならない。

- 1 2 公判記録

(意見)連日開廷下において、訴訟関係者の記憶の喚起、証言の確認等が十分できるように、ビデオテープ録画を駆使する等して、直接主義口頭主義にもとづく審理の再現をした適切な公判記録の作成を行うこと。

(結論)一部賛成、一部反対である。

(理由)「適切な公判記録」とは何を意味するかである。直接主義、口頭主義を正確に反映した公判記録の作成は、現代の技術によれば、十分可能であるから、ビデオテープ等を駆使して、その実現を図るべきである。こうして、関係者の記憶の喚起と確認に遺漏のないよう配慮すべきである。

- 1 3 論告・弁論

(結論)賛成する。

- 1 4 論告・弁論

(結論)賛成する。

(8) 判決書等

(結論)ア 賛成であるが、裁判員にも最終確定前に閲覧させ、意見を述べる機会を与えるものとする。

イ C案に賛成する意見が多かった。判決書への「署名押印」については、裁判員の責任を自覚させ、国民参加を実質化するという意見もあったが、対外的に表明する裁判書については、作成権者である裁判官のみが署名押印すべきであるとする意見が強かった。裁判員の身分の喪失時については、判決宣告時とすることに賛成する。

5 控訴審

(意見)ア 控訴審は、原則として裁判員制度により審理を行うものとする。ただし、控訴理由が、訴訟手続の法令違反、法令適用の誤りなどの主張については、裁判官のみで自判できるものとする。

イ 事実審理開始決定後の審理は裁判員も関与した裁判体とし、以下のような審理を行う。

- ・覆審とし、第一審と同程度の直接主義・口頭主義に基づく審理とする。
- ・裁判体は裁判官3人と裁判員12人とする。
- ・事実審理開始決定までに関与した裁判官は、同決定後の事実審理に関与できない。

ウ 裁判官は、明らかな事実誤認あるいは量刑不当が認められ、被告人に有利な判決をする場合には、事実審理開始決定を行うことなく自判することができるものとする。

(結論)D案を基本とし、上記のように修正すべきである。

(理由)控訴審においても裁判員制度の導入を図ることが市民の司法参加を実質化する観点から要請されている。ただし、控訴理由が訴訟手続の法令違反、法令の適用の誤りの場合には、裁判官のみが判断を行う。控訴審の構造は事後審(接木的性格・続審的)性格を持つ事後審)とするのが通説である。事実の取調べが行われ続審となる場合と、量刑不当の場合は裁判員を加えた審理が要求されるのは当然である。け

だし、一審の裁判員裁判に対し、控訴審では裁判官のみで審理・裁判を行うとなると、一審に裁判員を加えた意味が失われてしまい、かつ、国民感情にも適合しないからである。裁判員制度による控訴審における審理の合理的根拠は、一審の裁判員の数より多い裁判官・裁判員によるという点であり、裁判官3人及び12人の裁判員という構成が妥当であろう。なお、これに対しては、市民の社会常識を反映させた一審の判断を、裁判員を加えてもう一度やり直すことは、一審での充実した審理の意味が失われるとして、その正当性を疑問視する意見もあった。また、裁判官のみで行う控訴審を主張し、一審と異なった心証を得た場合、必要的に破棄し、一審へ差し戻して裁判員による裁判を再度行うという案があるが、訴訟経済に反し、さらに、確定しない場合は控訴審と一審との間を二度三度と往復を繰り返すことになり、疑問であるとする見解が大勢を占めた。

6 差戻審

(意見) 新たな裁判員を選任して審理及び裁判を行うものとし、差戻審は、覆審構造とする。

(結論) B案に賛成する。

(理由) 裁判員による裁判においては、「健全な社会常識」による判断が求められているのであり、破棄判決の拘束力といった内容について考慮の対象とすることは適切ではなく、また、裁判員が訴訟関係書類を検討するというのも現実的ではない。したがって、覆審構造とし、更に控訴されて訴訟が際限なく続くことを避けるために、差戻審の判断に対して控訴理由に一定の制限を設けることを検討すべきである。

7 罰則

(1) 裁判員等の不出頭等

(意見) ア 召喚を受けた裁判員候補者が最初に出席すべき日に出席しなかった場合には、速やかに出席し、召喚に応じなかったことについて、その理由を明示しなければならないものとする。

イ 召喚に応じなかったことについて十分な理由を示さないときは、裁判官は、決定で、 円以下の過料に処することができるものとする。

ウ 召喚を受けた裁判員又は補充裁判員が正当な理由がなく出席しないときは、裁判官は決定で、 円以下の過料に処することができるものとする。

エ 裁判員又は補充裁判員が正当な理由がなく宣誓を拒んだときも、ウと同様とする。

(結論) 上記のとおり修正する。

(理由) 出席確保は重要である。しかしながら、召喚状が何日前に送達されるとするか、その時期如何にもよるが、突然、召喚状が一方的に送達され、正当な理由なく出席しない場合には直ちに罰則を科すというのは酷である。そこで、裁判員候補者として召喚を受けた最初の出席期日について、指定された日に出席しなかったときは、後日、裁判所に出席し、召喚に応じなかったことについて十分な理由を示さない場合に、初めて罰則を科すような柔軟な制度とすべきである。ただし、選任手続を経て、裁判員又は補充裁判員となった後は、たたき台の案に賛成する。

(2) 裁判員等の秘密漏洩罪

(意見) ア 裁判員又は補充裁判員が、評議の経過若しくは各裁判官若しくは各裁判員の意見若しくはその多少の数その他職務上知り得た秘密を漏らし、又は合議体の裁判官及び他の裁判員以外の者に対しその担当事件の事実の認定、刑の量定等に関する意見を述べたときは、 円以下の罰金に処するものとする。

イ 裁判員又は補充裁判員の職にあった者が、正当な理由なく、評議の経過若しくは各裁判官若しくは各裁判員の意見若しくはその多少の数その他職務上知り得た秘密を漏らしたときは、 円以下の罰金に処するものとする。

(結論) 上記のとおり修正する。

(理由) 裁判員の評議経過や、裁判官・裁判員の各意見など、裁判員としての職務上に秘密について、守秘義務を負うことについては賛成であるが、違反した場合の罰則は懲役刑ではなく、罰金刑が適切である。なお、判決確定後も裁判員は永久に守秘義務を負い続けるとすることは疑問であり、一定期間経過後に解除するべきであるとする意見があったが、どのような理念に基づいて裁判員の守秘義務を解除し、また、どの事項について解除するかといった点など、更に多角的に検討する必要があり、今後の課題である。

(3) 裁判員等に対する請託罪等

(結論) 賛成する。

(4) 裁判員等威迫罪

(意見) ア 裁判員又は補充裁判員若しくはこれらの職にあった者若しくは裁判員候補者又はその親族に対し、面談、文書の送付、電話その他のいかなる方法によるかを問わず、その担当事件に関して、威迫の行為をした者は、 年以下の懲役又は 円以下の罰金に処するものとする。

イ 組織犯罪処罰法7条の対象行為にアの威迫行為を加える。

(結論) 上記のように修正する。

(理由) 脅迫罪(刑法222条)、証人威迫罪(刑法105条の2)において、いずれも選択刑として罰金刑が設けられているところ、これとの均衡を考えれば、ここでも選択刑として罰金刑を設けるべきである。

(5) 裁判員候補者の虚偽回答罪等

(意見) イ < 刑事罰は削除 >

(結論) アは賛成し、イは反対する。

(理由) 裁判員候補者の回答は、裁判員選任手続において重要な役割を果たすことになることから、その正確性を担保するために、違反者に対して一定の制裁を科すことには賛成であるが、刑事罰までは必要ない。

8 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置

(1) 裁判員等の個人情報保護

(意見) イ 何人も、その本人の了解なく、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者の氏名、住所その他のこれらの者を特定するに足る事実を公にしてはならないものとする。

(結論) アは賛成し、イは上記のように修正する。

(理由) 裁判員の個人情報保護は必要であり賛成するが、当該裁判員本人が承諾した場合にまで公開を禁ずる必要はない。

(2) 裁判員等に対する接触の規制

(意見) ア 何人も、裁判員又は補充裁判員に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする。

イ < 削除 >

(結論) 上記のように修正する。

(理由) アについては、裁判員への接触禁止規定を置くことは、裁判の公正さの確保や、裁判員にとって平穏な生活を害されるという不利益が生ずるおそれを排除する必要性から賛成であるが、判決が宣告され、裁判員の任務が終了した後においても、一切接触が禁じられるとするのは行き過ぎであろう。たたき台では、「知り得た事件の内容を公にする目的で」という限定が一応は設けられているが、裁判員の経験を公にし、一般の国民がこれを知ることが裁判員制度の充実に寄与することを考えると、これだけでは適切な絞りをかけたとは言えない。

イは、裁判員制度のもとでは集中審理、連日開廷を可能ならしめるため、現在のように形骸化しているという権利保釈の運用を改め、保釈を原則化する必要があるが、保釈を拡大する方向にあるべきところ、たたき台はこれに逆行する運用を拡大させる危険がある。そもそも、国際人権法の考え方では、刑事上の防御権を行使するのは被疑者・被告人本人であるから、自己防御権を十分に行使させるに

は、身体不拘束であることが必要であり、原則となっている。しかしながら、現在の実務は、身体拘束が原則であるかのどとき逆転した不当な運用となっており、これを国民の司法参加の名の下に正当化するようなことがあってはならない。被告人が対等な当事者として検察官と対峙するには、身体的自由の保障は必然の帰結であり、被疑者・被告人の身体拘束からの早期解放が必要である。

(3) 裁判の公正を妨げる行為の禁止

(意見)

< 削除 >

(結論) 反対する。

(理由) 裁判の公正を妨げる行為を禁止しようということ自体に反対するものではないが、アは、禁止する行為の内容が極めて不明確である。弁護人の正当な弁護活動がこれによって制約を受けるようなことがあってはならず、また、言論の自由を過度に制限するおそれがあることから、アのような規定を設けることには反対する。また、イについては、報道機関の自主規制を尊重すべきであり、裁判員制度に関してだけ、特にこのような規定を設けることについては疑問がある。

(4) 出頭の確保

(意見) ア 何人も、他人が裁判員となることを妨げてはならないものとする。

イ 労働者は、その事業主に届け出ることにより、裁判員の職務を行うために必要な範囲で休業すること(裁判員休業)ができるものとする。事業主は、労働者からの裁判員休業届出があったときは、当該裁判員休業申出を拒むことができないものとする。

ウ 事業主は、労働者が裁判員休業届出をし、又は裁判員休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとする。

(結論) (ア)は賛成し、(イ)(ウ)は上記のように修正する。

(理由) 裁判員として参加しやすい制度とするため、このような規定は必要であり賛成するが、労働者にとっては事業主に対する「届出」で足りるとすべきである。事業主がウに違反した場合の罰則を設けるべきである、との意見もあったが、いきなり罰則を科すのは適当ではなく、段階的な手当てを考えるべきであるとする意見が多かった。なお、裁判員休業の場合の休日・給与の取扱い等についても、規定を設けておくほうが望ましい。

(長崎県弁護士会)

1 裁判官と裁判員の人数

B案が相当である。

国民が職業裁判官と対等に議論をするためには、裁判員の数は裁判官の3倍以上であることが必要不可欠である。

2 裁判員の要件

A案が相当である。

選挙権を有する者であれば足りると考える。

3 証拠調べ

(1) 裁判員が法廷で見聞して理解できるように工夫されるべきである。

(2) 取調過程がビデオテープ等によって録画・録音され可視化されるようにすべきである。

4 早期の全面的な証拠開示

審理充実・促進のために、検察官の手持ち証拠が早期に全面的に開示されるべきである。

(日本行政書士会連合会)

行政書士は告訴告発書、検察審査会への申立書等の作成及び手続代理をその業務の - つ

としている。今般、「裁判員制度及び検察審査会制度」については法律専門職種としての立場から意見を述べるものである。

1 行政書士法には次のように規定されている。

「行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。」（行政書士法第1条の2第1項）。「行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続について代理すること。」（行政書士法第1条の3第1号より）

2 昭和53年2月3日に自治省行政課決定があり、検察審査会に提出する書類の作成及び手続代理について行政書士の業務とされている。

検察審査会制度についての意見事項

1 検察審査会の議決に対するいわゆる法的拘束力の付与

いわゆる法的拘束力のある議決の種類について

（意見）起訴相当の議決に法的拘束力を付与し、検察官に対し、公訴提起を原則とする。

いわゆる法的拘束力のある議決の要件について

アについて

（意見）B案が良い。

イについて

（意見）A1案が良い。

ウについて

（意見）賛成

いわゆる法的拘束力のある議決後の訴追及び公訴維持の在り方について

（意見）C案が良い。

2 検察審査会の組織、権限、手続等の在り方

リーガルアドバイザー（仮称）の委嘱について

アについて

（意見）B案が良い。

イについて

（意見）賛成

検査審査員の義務・解任について

（意見）賛成

罰則について

（意見）賛成

検察審査員の欠格事由等の見直しについて

（意見）賛成

付審判請求手続との調整について

ア 申立期間について

（意見）B案が良い。

（補足）国民に対する検察審査会制度の広報・周知が重要である。

イ 付審判請求対象事件について、付審判請求と審査申立てとが並行してなされた場合についての調整について

（意見）A案が良い。

検察審査会の配置の見直しについて

（意見）賛成

3 建議・勧告制度の改革について

（意見）賛成

（日本消費者連盟）

1 「基本構造」について

(1) 裁判官と裁判員の人数

裁判官 3 人の合議体に市民として未経験の裁判に参加する裁判員の数が、裁判官と同数であっては、市民が独自の判断をもって自由に意見を表明しにくい条件となります。このため、A 案には反対、裁判員の数は裁判官の 3 倍以上とするべきで、B 案に賛成です。

(3) 評決

裁判員が評議で十分意見を言い、疑問を率直に出し合い解消して、市民の良識を反映した評決を行うためには、裁判員のための独立評決制度を要望します。合議体の員数の過半数による評決案の A、B、C 案は反対です。

(4) 対象事件

すべての否認事件について裁判員制度を導入すべきです。

2 裁判員及び補充裁判員の選任について

(1) 裁判員の要件

裁判員の資格は普通選挙権と同様、司法への国民参加であり、当然 20 歳以上とすべきです。さらに、在住外国人も参加できる制度となるべきと考えます。

(2) 欠格事由

選挙権に欠格がないのと同じく、裁判員参加が義務である以上、欠格事由は必要ないと考えます。忌避の制度によって対応できると考えられるからです。

また、裁判員に選任された市民が、その役割や無罪推定の原則、証拠の制限に関するルール、自白のみで有罪としてはならないこと、法律適用など、市民の裁判員としての的確で公正な判断を下せるために必要な知識は、すべて評議前に十分な説明をされることが重要と考えます。

(8) 裁判員候補者の召喚

裁判員候補者の「召喚」という表現は、国民参加の裁判員制度になじまないと考えます。せめて、「呼出し」に是非改めるべきです。市民が「召喚状」をもらうことは、そこから、裁判制度からの圧力を受けかねないことを考えるべきです。質問手続以下の諸項目については、裁判員候補者の立場から納得のいく市民が裁判員になりやすい手続となるよう要望します。

4 公判手続等

(7) 証拠調べ手続等

裁判官と裁判員の情報格差をなくし、公判で得られた証拠のみによって判断できるように直接主義・口頭主義の徹底を要請します。したがって、証拠調べは証人尋問を原則とし、書証は証人尋問では表現できない最小限度のものとすべきです。また、供述調書は証拠としないことです。

まとめ

司法改革において、裁判員制度の導入は、国民の司法参加の重要な要素となっています。「刑事訴訟手続において、広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度を導入すべきである」という審議会意見書に沿った制度となることを強く要望いたしますが、刑事訴訟事件から、行政訴訟へとその対象を拡大していくことが望ましいと考えます。

(日本大学法学部刑事法研究室)

裁判員制度について

1 基本構造

(1) 裁判官と裁判員の人数

ア 合議体の構成

A 案を支持すべきである。A 案は、裁判官と裁判員が共働して事件を審理することについて適切な制度である。一定の結論に達するためには、必ず裁判員の一定限度の支持を得る必要があり、その意味で素人裁判官の良識をも組み入れる仕組みになっているからである。一方、B 案は、陪審員制度をモデルとして多数人の素人裁

判官の関与を要求するが、審理体としての迅速な活動という点に問題があり、手続的な負担が大きいため支持できない。

イ 補充裁判員

審理体の維持及び迅速な裁判の実現という観点から補充裁判員を設けることは支持できる。

(2) 裁判員、補充裁判員の権限

ア (ア)、(イ)は、特に問題がないと考える。(ウ)については、訴訟手続に関する判断又は法令の解釈の専門性のゆえに一部問題があると言えるが、裁判員の一般的な感覚をも参考に解釈することは、一般人の感覚・良識を反映させる余地を認めるという意味で評価することができる。

イ (ア)、(イ)、(ウ)は、裁判の継続性の維持という観点から、合議体に加わる準備の必要を理由として支持できる。ただし、法案が言及するとおり、審議の結果に影響を与える行為を行うことは認めるべきではない。

ウ 特に問題はない。

(3) 評決

ア C案を支持すべきである。全構成員の過半数の意見によるとする点は妥当である。そして、被告人に不利益な裁判については、事実認定の確実性が特に要求されるので、裁判官の過半数の賛成意見によるべきである。

イ 法律解釈は専門性を理由に裁判官の過半数の意見によるとする、原案は支持すべきである。

(4) 対象事件

ア 対象事件

(ア) B案を支持すべきである。裁判員制度による裁判を刑事裁判にどの程度及ぼすかの問題であるが、当初は、比較的事件の種類・範囲を絞り、その後、運用の定着、実績等を分析して、次第に広げていくのが妥当だからである。

(イ)(ア)について、事件を量的に絞ったことを前提とした上で、関連する事件は同一審理体で審理するのが妥当と考えるので、(ア)事件と併合された事件も取り扱うとするのが妥当である。

イ 訴因変更の場合の取扱い

訴因変更の場合でも、当初、裁判官と裁判員によって審理していたという経過を踏まえると、裁判の継続性、訴訟の促進の観点から、なおこれを当初の審理体で取り扱うべきなので支持できる。また、事件の内容や審理状況から不適切な場合には、裁判官による審理が妥当と考えられただし書を設けることも支持できる。

ウ 事件の性質による対象事件からの除外

A案を支持すべきである。法案(ア)に挙げられた事情から、裁判員が公正な審理を行うことが困難な場合も考えられ、このような規定を設けることは支持できる。その場合は、身分保障があり、職権の独立が保障された裁判官のみで審理することはやむを得ないと考える。(イ)、(ウ)にあるように、当事者の意見聴取、不服申立ての機会を設けることには、もとより賛成であるので、B案を支持することはできない。

2 裁判員及び補充裁判員の選任

(1) 裁判員の要件

B案を支持する。裁判に一般人の良識を反映させるという前提には、その者が一定程度社会経験がある必要がある。A案は、その点に対する配慮の欠け、C案は、30歳以上に至らなくても、一定の社会経験に基づく判断は可能と考えるので厳しすぎ支持し得ない。

(2) 欠格事由

ア (ア)は、学歴の要件を設けることは、法の下での平等に反する疑いがあり、その意味で積極的な要件とはすべきでない。(イ)については、妥当と考える。前科があるものについて除外することはやむを得ない。(ウ)については、A案、B案のう

ち、前者を支持すべきである。心身の故障のある場合には、適切な判断をなし得ないおそれがあるだけでなく、審理の継続性の観点からも問題があるからである。

(3) 就職禁止事由

一定の限度で裁判関与する職種、行政的な立場にある者は、公正な裁判の維持という観点から就職を禁止することはやむを得ない、また、自分自身が刑事手続の対象とされている者を除外することには合理性があり、法案には概ね賛成である。

(4) 除斥事由

刑事訴訟法20条の除斥制度と同趣旨の下に、アーコの事由につき裁判から除外するとする規定を設けることには賛成である。

(5) 辞退事由

裁判員として活動することが、身体的、社会的地位などから客観的に困難である場合には辞退することを認めるべきであり、法案を支持できる。

(6) 忌避事由

要件の認定には、幾分問題が生じると思われるが、公平な裁判の維持という観点から、法案を支持できる。

(7) 裁判員候補者名簿の作成

一般的な客観性のある既存の名簿は選挙人名簿である以上、これに依拠することは支持できる。

(8) 裁判員候補者の召喚

ア 手続的規定であり、基本的に賛成である。

イ (ア)、(イ)には、特に問題はない。A案、B案のうち後者を支持すべきである。閲覧する人間が検察官又は弁護士という法曹関係者であるので、手続が複雑となるA案よりはB案のほうが実際的であるからである。

(9) 質問手続

ア、イについては、アメリカの陪審制度に倣った裁判員の選出手続と考えられるが、まず、裁判員を決定するために一定の質問をする必要があるとともに、当事者を納得させるという意味で、理由のある、理由を付さない忌避を認める必要があり、これらの手続を支持できる。また、ウについては、選任手続を明らかにしておく必要からも支持できる。

(10) 裁判員に対する補償

公務を遂行する以上、基本的に実費等の支弁は当然であり、負傷等に補償を行うことも支持できる。

3 裁判員等の義務及び解任

(1) 裁判員候補者の義務

(ア)、(イ)については特に問題がない。

(2) 裁判員及び補充裁判員の義務

ア、イは、当然の職務義務を定めるものであり特に問題がない。

(3) 裁判員及び補充裁判員の解任

基本的事項を定めるものであり特に問題がない。

4 公判手続等

(1) 総論

基本的な公判手続の運営の在り方を定めるものであり特に問題がない。

(2) 準備手続(刑事裁判の充実・迅速化関連)

裁判に今まで関与したことの無い裁判員が審理に望むに際しては、準備手続を設けることは必須であり支持できる。また、適切な審理期間を確保するという観点から審理に要する見込期間を明らかにすることには賛成である。

(3) 弁論の分離・併合

裁判員制度に適した審理体の規模、対象事件の数に対する配慮という観点から支持できる。

(4) 公判期日の指定(刑事裁判の充実・迅速化関連)

原案の規定は、口頭・弁論主義の徹底し裁判員の関与という事情に配慮して審理の充実・迅速化を担保するものであり支持できる。

- (5) 宣誓等
 - 特に問題はない。
- (6) 新たな裁判員が加わる場合の措置
 - 特に問題がない。ただし、裁判官の交替の場合の取扱いを基準にしつつ、裁判員が加わるという特殊事情にした措置を設けるべきであるが、基本的には支持できる。
- (7) 証拠調べ手続等
 - ア 冒頭陳述
 - 準備手続における争点整理の結果を示した冒頭手続を行うことは、裁判員に判断の対象を明らかにするという意味で支持できる。
 - イ 争点に精力を集中して明確な立証活動を行い、心証形成を容易に行えるという利点があるので基本的に支持できる。
- (8) 判決書等
 - ア 特に問題がない。
 - イ B案を支持すべきである、責任の所在を明確にする点で、署名押印は必要である。裁判員の身分の終了は、一連の手続が終わった判決宣告時とするのが、手続的にも明確である。
- 5 控訴等
 - D案を選択すべきである。第一審に、国民の代表が裁判員として関与し判決を下したということ尊重するならば、控訴審は、同様の条件で再び裁判員によって審理し直すとするのが適切である。その際、判決の結果を事後的にチェックし判断することは専門的な技術を必要とするので、審理を当初からやり直す覆審構造の採用も検討すべきである。
- 6 差戻し審
 - 5と同様の理由によりB案を妥当とする。
- 7 罰則
 - (1) 裁判員等の不出頭等
 - 正当理由をある程度明確にする必要はあると思われるが、一定の制裁によって出頭を確保することはやむを得ない。
 - (2) 裁判員等の秘密漏示罪
 - 裁判官の職務を行う以上、守秘義務を課し、それに違反した場合の制裁を課すことを規定することは適切である。
 - (3) 裁判員に対する請託罪等
 - 特に問題はなく、むしろ制度に対する信頼を維持するため、かかる規定は設けるべきである。
 - (4) 裁判員等威迫罪
 - 公正で充実した裁判を維持するために、かかる規定は当然に設けるべきである。
 - (5) 裁判員候補者の虚偽回答罪等
 - 裁判の公正を維持するためには、質問手続には、誠実に回答すべきであり、虚偽回答した場合には、ある程度の制裁を課すことはやむを得ないので、かかる規定を設けることは支持できる。
- 8 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置
 - (1) 裁判員等の個人情報保護
 - (ア)(イ)は基本的に支持できる。裁判官とは異なり裁判員には身分保障が存在しないので、裁判員の社会的地位、立場を保護して、公正さを担保した上で裁判に向かえるようにする必要があるからである。
 - (2) 裁判員等に対する接触の規制
 - 裁判員の個人的な生活の保護及び裁判に対する不当な影響の防止という観点からも支持できる。

(3) 裁判の公正を妨げる行為の禁止

特に問題がない。裁判に対する公正を確保するためにかかる規定を設けるべきである。

(4) 出頭の確保

裁判員の職場の理解が、出頭の確保のために不可欠であり、原案のような規定を設けて、国民全体の理解を促し周知徹底を図るべきである。

検察審査会制度について

1 検察審査会の議決に対するいわゆる法的拘束力の付与

(1) いわゆる法的拘束力のある議決の種類

現在の検察官の公訴権行使に関する起訴基準は、公判において確実に有罪判決がえられる見込みまでが折り込まれた厳しい基準によって運用されていると考えられる。このことは、一面において慎重な起訴ということで長所であるが、反面において公訴提起が控えられるという弊害を伴うと考えられる。ことに、被害者感情をも考慮すると、証拠を精密に検討することを前提として、検察審査会の決議に法的拘束力を認めるべきである。このことが、検察制度に対する国民の信頼確保につながるからである。

(2) いわゆる法的拘束力のある議決の要件

ア A案とB案を比較すると、B案を支持すべきである。もとより、公訴権も行使は、被疑者の人権にかかわる重大な問題であるため、慎重な検察審査会の運用が必要であることは言うまでもない。その際、検察審査会自体は捜査権を有していないので、担当検察官より事件処理の要点の説明を受け、その意見を聴取することは、その判断が独善に陥ることを防ぎ適正に行われるために重要である。なお、公訴権の行使には、ある程度被害者の感情を反映したものであることも必要であり、被害者に一定の限度で意見を述べる機会は認めるべきである。

イ A-1案、A-2案、B案を検討すると、検察官は、専門的知識と経験に基づいて公訴権を行使し、このことに関して最終的責任を負う地位にある。検察審査会の決議に法的拘束力を認めるとする場合でも、この点についての配慮が必要である。これにかけるB案は支持できない。A-1案とA-2案のうちでは後者を支持すべきである。それは、検察審査会の起訴を勧告する決議には、その権威を認める必要があり、審査の申立てに再審査の有無をからしめるべきではないからである。

ウ 「議決は8名以上の多数による」とすることは、可能な範囲での多数の一般国民の良識を反映させるという点で支持できる。

(3) いわゆる法的拘束力のある議決後の訴追及び公訴維持の在り方

訴追及び公訴維持の在り方として、A案、B案、C案が提示されているが、以下の理由でB案を支持すべきである。これらの案の相違点は、誰が公訴提起及び公判維持にあたるかにある。公訴提起は、証拠を精査した上で、公判の維持の観点も踏まえた高度な法的処理を行う行為であるので、起訴状の作成、公訴事実の特定については、法的知識と経験を持った法律家が従事すべきであり、検察審査会の構成員にゆだねることは妥当でない。また、そもそも検察官サイドの事件処理の公正さが問題となるのだから、検察官に再び担当させることは妥当性に欠ける。そこで、指定弁護士が担当するとするB案を支持すべきである。

2 検察審査会の組織、権限、手続等の在り方

(1) リーガルアドバイザー(仮称)の委嘱

ア A案を支持すべきである。B案は、法的拘束力のある起訴相当の議決の場合に限って、リーガルアドバイザーの委嘱を規定するが、かような決議を行うかは、ある程度審理のなされた後に判明するのが通常である。とすれば、むしろ、審査員の心証が白紙の状態のうちから、同アドバイザーを付けて当初より争点に即した充実した審理をさせる必要があり、B案を支持することはできない。他方、事件の難易度には様々なものがあり、手続的なコストの面を考慮すると、同アドバイザーを付け

るか否かは義務的なものとすべきではなく、事件に実情に即して付けるとすべきである。そこで、C案よりは、むしろA案を選択すべきである。

イ リーガルアドバイザー制度の導入は、審査員の能力、経験の不備を補い事件の争点に即した判断を適切に行うという観点から支持される。

(2) 検察審査員の義務・解任

検察審査員の義務・解任の問題については、裁判員と検察審査員とでは、裁判権の行使と公訴権の行使という点の相違があるが、基本的司法に対する国民参加という点で同一の基礎を持つので前者との整合性を踏まえて議論すべきであり、原案を支持できる。

(3) 罰則

罰則についても、(2)と同様である。

(4) 検察審査員の欠格事由等の見直し

欠格事由等の見直しについても同様である。

(5) 付審判請求手続との調整

ア 申立期間

A案とB案のうち、公訴を提起しない処分がなされたことを知った日から一定期間内に審査申立てを行わなければならないとするB案を支持すべきである。それは、公訴権の行使の在り方は、被疑者の人権、社会的地位に重大な影響を及ぼすので、これを長期間にわたって被疑者を不安定な地位にとどめることは妥当でないからである。

イ 付審判請求と審査申立てが並行してなされた場合についての調整については、B案を支持すべきである。付審判請求事件は、特殊な公務員による職権濫用事件等の事件を対象とするので、被疑者の意思を直接的に反映させることなく、冷静に中立な立場で判断する必要がある。裁判所の判断にゆだねるのが適切だからである。ただし、被害者の意思も反映する余地も残して、B案にもあるように抗告申立ての制度を法定すべきである。A案では、両者の関係を解釈にゆだねるとするが、新制度の導入に際しては、解釈が分かれる余地は少なくすべきであり、これは支持できない。

(6) 検察審査会の配置の見直し

各地方裁判所の管轄区域内に少なくとも一を置かなければならないとすることは維持されるべきである。ただし、200を下ってはならないとする点については、適正な配置の確保という点から、必ずしも同数に拘束される必要はないと考える。

3 建議・勧告制度の改革

検察審査会制度の目的は、検察官の検察事務が適正・公正に行われることを担保することにある。その意味で、検察事務の不適切さや不合理が指摘された場合には、検察庁においても自己努力により改善を図っていくべきことは言うまでもない。そこで、検察事務の改善に関する建議・勧告を生かすために、回答を義務付けるべきであり、その回答の相手として検察審査会を位置づけることは適切である。

(日本弁護士連合会)

裁判員制度は、戦後初めて国民の本格的な司法参加を実現する制度であり、画期的な意義を持つものである。来年の国会上程に向けて、現在、司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会において検討が続けられているが、今般同推進本部事務局から、「裁判員制度について」というたたき台(以下、「たたき台」という。)が提示され、本年5月31日を期限として、「たたき台」に対する意見募集が行われている。

司法制度改革審議会意見書(以下、「意見書」という。)が、「広く一般国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度を導入すべきである。」としているように(意見書102頁)、最も大事なことは、裁判員制度は、従来の職業裁判官による裁判を前提としてそれに一般国民の意見を付加するというようなものではなく、無作為抽出で選ばれた裁判員が実質的に裁判官

と対等に審議に関与し、評決結果に影響を与え得る新たな制度として制度設計されなければならないことである。また、国民に分かりやすい公判中心の審理に改めることを始めとして、刑事司法手続を被疑者・被告人の人権保障を目指し、大幅に改革することも必須の課題である。

当連合会は、2002年8月23日に「『裁判員制度』の具体的制度設計に当たっての日弁連の基本方針」(以下、「基本方針」という。)を採択し、また日弁連司法改革実現本部作成の「『裁判員制度』の具体的制度設計要綱」を会内外の討議資料として活用することを承認し、制度設計の在り方について意見を提起した。基本方針では、裁判員の数は裁判官の3倍以上であること、直接主義・口頭主義を徹底すること、評議、評決におけるルールを確立すること、完全な証拠開示と十分な準備期間を確保すること、身体拘束制度を抜本的に改革することを重点とした。さらには模擬裁判員劇及び裁判員ドラマ上映運動を全国で展開するなど、国民的関心を高め、裁判員制度がよりよい制度となるよう取り組んできた。

意見募集に当たり、当連合会は、前記基本方針及び要綱を前提としつつ、その後の検討状況も踏まえて、「たたき台」に対する意見を述べることとする。

1 基本構造

(1) 裁判官と裁判員の人数

ア 合議体の構成

(意見)「たたき台」のB案に賛成する。

(理由) i 合議体は、構成員たる裁判官と裁判員が相協力して「裁判所」としての一個の認識あるいは意思を形成するものであるから、裁判官と裁判員が対等に評議できる状況を実質的に確保することが何よりも肝心である。

裁判員は国民各層から選出されるが、当然、選出される裁判員の性格知識経験等は多様である。また、裁判員は無作為抽出で選任され、任期制ではなく当該事件についてのみ担当するものである。かかる裁判員が、主体性をもって自由に意見を述べ、専門的知識経験を多く有すると考えられる職業裁判官と対等に評議するためには、裁判員の員数が絶対数として多数であること、職業裁判官の絶対数が少ないことが必要と考える。このことは、各地で行われている模擬裁判等においても、実証的に裏付けられている。

刑事司法への国民の参加は、「一般の国民が、裁判の過程に参加し、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになることによって、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤を得ることができるようになる。」(意見書102頁)ための方策として導入されるものである。この制度目的に照らすならば、3～4名の裁判員をもって「国民の健全な社会常識がより反映される」ということは困難であり、少なくとも10名前後の裁判員が各自の知識経験に照らして意見を述べ、それらの評議を通じて「裁判所」としての一つの認識あるいは意思を形成することが「国民の健全な社会常識がより反映される」という制度目的に合致するものである。また、その程度の裁判員数であっても、検察審査会の経験に照らしても、評議を行う上で格別支障はない。

さらに、上記制度目的に照らし、合議体の構成員として裁判官3名という要素が必須不可欠なものとは言えない。すなわち、裁判員制度においては、事実認定と量刑に裁判員が関与するのでより慎重な判断がなされるのであり、裁判官数3名を所与の前提とする考え方は、従来どおりの「裁判官による裁判」を想定し、裁判員を「お飾り」的な存在として位置付けるものであって、正当とは言えない。現在の合議体構成(3名)は、重罪事件について、慎重かつ適正な裁判を意図したものであるが、法律判断は、単独事件では一人の裁判官が責任を持って行っており(合議事件だからといって、法律問題が難解であるということはない)、裁判官が評議しなけ

ればできないというのはむしろ希有な例であろう。ベテラン判事が1ないし2人存在すれば法律判断は十分可能である。

また、現在の部制の見直しも必要である。

イ 補充裁判員

(意見)「たたき台」の案に賛成する。

(理由)裁判員に欠員が生じると、新たな裁判員の選任や更新手続が必要となるので、迅速な裁判や直接主義・口頭主義という命題に反することになる。かかる事態を避けるため、裁判員が欠員となった場合に備えた制度設計は不可欠である。

補充裁判員の選任に当たっては、当事者の意見を徴するものとすべきである。また、裁判員の員数は、1名に限定する必要はなく、裁判官が審理に要する期間その他を考慮して相当数の補充裁判員を決めるものとすべきである。

なお、「たたき台」では、補充裁判員は任意的設置となっているが、補充裁判員を置く上記理由から、審理計画として審理が一開廷で終わると想定される事件で当事者双方が補充裁判員を置くことを不要とする意見を述べたときなどの例外を除き、基本的には補充裁判員を選任する運用が望まれる。

(2) 裁判員、補充裁判員の権限

ア 裁判員の権限

(意見)「たたき台」の案に賛成する。ただし、(ウ)につき、「当事者が求めたとき」を付加すべきであるとの意見がある。

(理由)裁判員が審理及び裁判するに当たって必要と判断したとき、証人を尋問し、あるいは被告人に対する供述を求めることは、責任を持って判断する者として、当然の権限とされるべきである。

事案によっては、証拠能力その他訴訟手続に関する裁判官の判断について、裁判員の意見を徴することが適賑な裁判に資するものもある。その意味で、(ウ)の規定が設けられることが必要である。

なお、(ウ)の規定に関し、当事者が積極的に裁判員の意見の反映を求める場合もあり得ることから、裁判員の意見を徴するよう当事者が求めたときは裁判官はそれを尊重する旨の規定を設けるべきであるとの意見がある。

イ 補充裁判員の権限

(意見)「たたき台」の案に賛成する。

(理由)補充裁判員の権限として基本的に妥当なものとする。

ウ 職権行使の独立

(意見)「たたき台」の案に賛成する。

(理由)裁判所を構成するものとして、裁判員についても裁判官と同じく、良心に従って判断すべきものである。憲法及び法律のみに拘束されるのは当然と考える。

(3) 評決

(代案) ア 評決は全員一致を原則とし、有罪の評決は、一定の要件の下で(例えば、評議と投票を繰り返しても意見の一致をみないとき)3分の2以上の多数決とする。死刑を言い渡すときは全員一致を要する。

イ 訴訟手続に関する判断及び法令の解釈に関しては、アにかかわらず、裁判官の意見によるものとする。

(意見)アにつき、「たたき台」のABC案のいずれにも反対し、特別多数決制とする(ただし、「少なくとも裁判官又は裁判員のみによる多数で被告人に不利な決定をすることはできないようにすべきである」との意見書の意見(意見書103頁)を前提とする)。また、死刑判決につき、全員一致とする。イについては、上記のとおり修正する。

(理由) i 何人にも合理的疑いを残さないためにも有罪とするには全員一致を原則とすべきである。多数決によるとすると、最初の評決で多数決でまとまっ

た場合に、真剣な議論が期待できなくなるおそれがある。全員一致を要求することにより、より深い評議が期待できる。

ただし、一人が有罪に反対する場合に結論が出せないというのも問題があるので、全員一致とすることを前提に、一定時間経過後又は評議と投票を数回（例えば3回）繰り返しても意見の一致をみない場合などにおいて、特別多数決（3分の2以上）をもって結論を出すことができるとすべきである。しかし、その場合であっても、量刑として死刑を選択する場合には全員一致でなければならないとすべきである。

現行法において、重要な機関意思決定は通常決議の過半数ではなく、特別決議（3分の2以上）を求める例があるなど、慎重な判断が求められるときには特別の扱いがなされている。現行裁判所法にいう「過半数」も、現行の合議制裁判所の構成員数（3名）から実質的には3分の2以上となっており、これとの均衡からも3分の2以上の多数が必要であるとすべきである。

外国の制度を見ると、参審制度を採るドイツでは、罪責問題及び行為の法律的效果（量刑等）に関して被告人に不利益な判断をするには、その都度投票の3分の2以上の多数を要する（刑事訴訟法第263条）。また、フランスの重罪法院では、職業裁判官3名と陪審員（実質は参審員）9名のうち、被告人に不利な評決をするためには少なくとも8票の多数決が必要である（刑事訴訟法典第359条）。過半数とされているイタリア、ギリシャもポルトガル等においても、総員数が偶数であることから、実質的には特別多数となっている。さらに、陪審制度を採るイギリス（イングランド及びウェールズ）では、12人のうち10人以上の多数決が必要である（1972年Jury Act第17条（1）項）。

この点、「たたき台」は、現行法と同じく過半数の有罪意見をもって有罪とすればよいとする。しかし、無作為抽出によって選ばれた裁判員が一般国民の社会常識として判断した（評決した）結果、少なくとも3分の1以上の者が有罪とすることを疑問視する場合には、「疑わしきは罰せず」、あるいは「有罪とするためには何人も合理的疑いを差し挟まない程度まで立証される必要がある」という原則に照らして、「何人も合理的疑いを差し挟まない程度に有罪が立証された」とは言えないのではないだろうか。

訴訟手続に関する判断及び法令の解釈は、裁判官が一人の場合、当該裁判官の意見によるものとなる。

裁判官が二人の場合には可否同数となることが考えられるが、その際の判断決定方法としては、裁判長の意見によるものとする、裁判員を決定に参加させ、過半数の意見によるものとする、被告人に有利な意見によるものとする、の意見がある。

なお、「たたき台」の案では評議方法について全く触れていないが、裁判員が評議に主体的に参加し、自由に意見が述べられる制度となるよう、そのルールを検討の上、立法で定めておくべきである。例えば、

- a 裁判官と裁判員の評議は裁判官が主宰する。
- b 評議は、審理終了後直ちに、独立の評議室において、評決に至るまでの間原則として継続して行う。
- c 裁判官だけで、評議開始前に事件について話し合ってはならない。
- d 裁判官及び裁判員は、評議前に、訴訟手続上の問題など規定された事項以外、事件について話し合ってはならない。
- e 裁判員の過半数が、裁判官との評議に先立って、裁判員のみによる協議の場を持ちたいと言った場合には、一定時間の協議の場を設ける。
- f 裁判官は裁判員の意見が述べられるまでは意見を述べてはならない。

などである。

(4) 対象事件

ア 対象事件

(ア) 原則

(意見) 「たたき台」のA案に賛成する。

(理由) 刑事訴訟手続に「広く一般の国民が」裁判員として関与し「司法の国民的基盤をより強固なものとして確立」(意見書101頁)するとの制度目的からすれば、対象事件はできるだけ広くすべきであり、死刑又は無期に該当する罪(B案)やそれより更に狭いC案に限定する理由はない。また、制度を定着させていくためには、裁判所の支部を含めて広く各地域で実施される必要があり、この観点からも対象事件はできるだけ広くすることが望ましい。したがって、法定合議事件(A案)を対象事件とすべきである。

なお、法定合議事件でなくても、被告人が積極的に裁判員制度での審理判断を求める場合には、対象事件とすることも検討すべきである。

(イ) 併合事件の取扱い

(意見) 「たたき台」の案に賛成する。

(理由) 裁判員対象事件でない事件であっても、事件の性質上裁判員対象事件と併合して審理することが相当な場合があり得る。その場合には、裁判員対象事件でない事件も裁判員の参加した合議体を取り扱うことができるとすべきである。

イ 訴因変更の場合の取扱い

(意見) 「たたき台」の案に賛成する。

(理由) 訴因あるいは罰条の変更の結果、非対象事件となった場合でも、裁判員制度を前提として公判手続が進行してきている以上、原則として引き続き、裁判員が参加した合議体で審理判断されるべきである。

ウ 事件の性質による対象事件からの除外

(意見) 「たたき台」のB案に賛成する。

(理由) 裁判員制度は「国民一般にとって、あるいは裁判制度として重要な意義を有する」(意見書106頁)ものであるから、安易に例外を認めるべきではない。ただし、裁判員等の安全が問題になる場合もあり得るから、裁判員等の安全を保持する何らかの規定や措置は必要であろう。

2 裁判員及び補充裁判員の選任

(1) 裁判員の要件

(代案) 普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者とする。

(意見) たたき台の案にいずれも反対する。上記のとおりとすべきである。

(理由) 一般市民が裁判員として裁判に参加することは、統治主体としての役割を果たす一局面であるから、同様の意義を持つ選挙権と一致させるのが自然であり、理解を得やすい。また、民主的國家の統治の基盤は地方自治であることを考慮すれば、裁判員の資格は地方公共団体の議会の議員の選挙権と一致させるのが、合理的である。

また、20歳から24歳までの約800万人を不適格である(B案)とする積極的根拠はない。

諸外国においても、アメリカ・イギリスを中心に、20歳以上の者を陪審員としてきた経験があり、それで不都合であるとの指摘はない。

(2) 欠格事由

(代案) ア 他の法律の定めるところにより一般の公務員に任命されることができない者の外、次のいずれかに該当する者は、裁判員となることができないものとする。

(ア) 日本語に通じない者

(イ) 禁錮以上の刑に処せられた者

(ウ) 心身の故障のため当該事件に関して裁判員の職務の遂行に支障がある者

(意見) 学歴を要件とする必要はないので、「たたき台」のア(ア)に反対する。

上記(ア)のように修正すべきである。なお、手話や点字を通じて日本語を理解する者は、(ア)に含まない。

「たたき台」のア(イ)は賛成する。ただし、一定期間経過後は、復権可能とすべきである(刑法第34条の2第1項参照)。

「たたき台」の(ウ)に関して、A案を上記のとおりすべきである。

(理由)(ア)に関しては、一般生活を普通に維持している以上、学歴を要件とすることに合理性はないが、裁判が日本語で行われ、評議を行う以上、日本語に通じない者を欠格とするには合理性がある。

(イ)に関しては、広く一般国民が参加すべきであるとの裁判員制度の趣旨に鑑みるならば、禁錮以上の刑に処せられただけで生涯欠格者とするのは好ましくなく、一定期間経過後は復権すべきである(刑法第34条の2第1項参照)。

(ウ)に関しては、「たたき台」のA案のように障害者が一般的に職務の遂行に支障があると断定すべきではない。準備手続において取調べの対象となる証拠や証拠調べの方法が相当程度明らかになることを考慮すれば、事件ごとに個別的に職務の遂行に支障があるか否かを判断する制度が望ましい。

また裁判所は、障害者であっても審理への参加に支障のないように最大限の配慮をすべきである。例えば、視覚障害者や聴覚障害者が審理に参加できるよう、点字・手話通訳の保障を行うべきである。

(3) 就職禁止事由

ア 職業上の就職禁止事由

(代案) 次に掲げる者は、裁判員となることができないものとする。

(ア) 裁判官

(イ) 検察官

(ウ) 裁判所の職員

(エ) 検察庁の職員

(オ) 国家公安委員会委員、都道府県公安委員会委員及び警察職員

(カ) 司法警察職員としての職務を行う者

(意見) 「たたき台」の案のうち、上記の者を就職禁止とすれば足りる。

(理由) 裁判員制度は、裁判官以外の者が裁判過程に参加することに意義がある制度で、国民の多様な経験に期待するものであるから、「たたき台」の案の就職禁止事由は過度に広範である。

ただ、検察官は、法律上、検事総長等や法務大臣の指揮監督を受ける立場にあるから、裁判員への就職は検察官として参加するものではないものの、裁判の公平を維持する観点からは就職禁止とすることはやむを得ない。

また、裁判所職員や検察庁職員は、裁判官や検察官の指揮監督や命令に従う立場にあるから、裁判員への就職は各省庁の職員として参加するものではないものの、裁判の公平を維持する観点から就職禁止とすることはやむを得ない。

司法の専門家については、議論に対する影響を懸念するといっても、上記の範囲で考慮すれば十分で、アメリカの多数の州でも職業要件は緩和の方向にある。

イ 公訴提起等に伴う就職禁止事由

(意見) 「たたき台」の案に賛成する。

ウ 手続に対する影響

(意見) 「たたき台」の案に賛成する。

(4) 除斥事由

(意見)「たたき台」の案に賛成する。

(5) 辞退事由

(代案)次に掲げる者は、裁判員となることを辞することができるものとする。

ア 国会議員

イ 国務大臣

ウ 都道府県知事及び市町村長

エ 年齢70年以上の者

オ 地方公共団体の議員の議員。ただし、会期中に限る。

カ 過去5年以内に裁判員又は補充裁判員に選任されたことがある者

キ 過去1年以内に裁判員候補者として裁判所の召喚に応じ出頭したことがある者(ケの事由により、裁判員となることを辞退した者を除く)

ク 過去5年以内に検察審査員又は補充員に選任されたことがある者

ケ 疾病その他やむを得ない事由により、裁判員として職務を行うことが困難であると裁判官が認めた者

(意見)「たたき台」の案に上記アないしウの者を付け加え、「たたき台」のウ(学生及び生徒)は削除する。

(理由)上記意見のアないしウは、「たたき台」の案では就職禁止事由に列挙されていたが、事実上職務執行上の不都合がある場合を考慮して辞退事由とすれば足りる。

また、「たたき台」の案では学生及び生徒を辞退事由にあげるが、試験その他事実上の不都合がある場合にケに該当するか否かとして判断されればよく、一般的に学生及び生徒であることで辞退を認める必要はない。

(6) 忌避理由

(意見)「たたき台」の案に賛成する。

(7) 裁判員候補者名簿の作成

(意見)「たたき台」の案に賛成する。

(8) 裁判員候補者の召喚

ア 裁判員候補者の召喚

(意見)「たたき台」の案に賛成する。ただし、「召喚」の文言は検討の余地がある。

イ 検察官及び弁護士に対する事前の情報開示

(代案)(ア)裁判官は質問手続の日に当該手続に先立ち、裁判員候補者の質問票に対する回答の写しを、検察官及び弁護士に閲覧させなければならないものとする。

(イ)当事者は、正当な理由なく質問票に対する回答内容を漏らしてはならないものとする。

これに違反した者に対する罰則を設けるものとする。

(意見)裁判員候補者の氏名も含め、質問票の開示時期を質問手続の当日とし、開示を義務的なものとした。また、開示内容が弁護士から被告人に伝えられることを前提として、被告人も守秘義務を負うものとした。

(理由)当事者の忌避権は、予断偏見のない裁判員を選任する上で、重要な権利である。忌避権を有効に行行使するためには、裁判員候補者の質問票に対する回答内容を当事者が知ること及び質問権を保障することが必要不可欠である。

一方、裁判員候補者に対する不正なアクセスの防止、及びプライバシーの保護も重要で、質問票に対する回答は質問手続の日に開示するものとする。こととし、当該情報を得た者が正当な理由なく漏らすことを禁止することはやむを得ない。

なお、「たたき台」の(ア)では、事前に裁判員候補者の氏名のみ公開することになっているが、忌避権を有効に行行使するための情報としては過少

で、ほとんど意味をなさない。のみならず、情報収集能力及び諸々の機動力において圧倒的優位に立つ検察側に有利となるおそれがある。

(9) 質問手続

ア 質問手続の出席者

(代案)(ア) 裁判員候補者に対する質問手続は、裁判官及び裁判所書記官が列席し、かつ、検察官、弁護士及び被告人が出席して開くものとする。

(イ) 裁判官は、必要と認めるときは、被告人を退席させることができるものとする。

(ウ) (ア)の手続は、公開の法廷で行うことを原則とするが、裁判官は適当と認めるときは、裁判員候補者に対する質問を非公開の場で行うことができるものとする。

(意見) 質問手続への被告人の出席を原則として認め、裁判官は必要と認めるときは、退席させることができる制度とする。

また、質問手続は公開の法廷で行うことを原則とした。

(理由) 質問手続においては、事件関係者が否か等、被告人に確認しながら質問手続を進行させる必要があるし、後述のとおり、被告人にも忌避権を与えるのであれば同席させるのが自然である。

また、刑事訴訟規則でも準備手続について被告人の立会いが原則とされており(第194条の2第1項)、手続の公正を担保する観点からも、被告人の立会いを認めることが望ましい。

被告人の立会いに不都合がある場合は、裁判官が退席させることができるものとするればよい。

公正の確保と市民の公正な裁判に対する信頼の担保の観点からは、質問手続を公開することが望ましい。

イ 質問手続

(代案)(ア) 裁判官、検察官及び弁護士は、裁判員候補者に対して、欠格事由その他の裁判員の資格に関する事由の有無を確認するため、口頭又は書面で必要な質問を行うものとする。ただし、質問は裁判官から行う。

裁判官は検察官及び弁護士の質問が不相当であると判断する場合は、その質問を制限することができるものとする。

(意見) 検察官及び弁護士の質問権を認めた。「たたき台」の(ウ)ないし(キ)は賛成する。

(理由) 当事者の忌避権は、予断偏見のない裁判員を選任する上で、重要な権利であるが、忌避権を有効に行行使するためには、当事者に十分に情報を与え質問権を認めることが必要不可欠である。特に、裁判員候補者の情報を事前に広く開示しない制度においては、当事者の質問権を認める必要性が高い。

慎重に選定された裁判員は、自己の職責に誇りを持って職務に取り組むことができる。

不適当な質問や過度に時間を浪費するような場合は、裁判官の制限による対応が考えられる。

ウ 裁判員及び補充裁判員の選任

(代案)(ア) 裁判員候補者に対し、欠格事由、就職禁止事由、辞退事由、除斥事由のないことが判断された後、当事者から理由付き忌避又は理由を示さない忌避の申立てを行うものとする。忌避されず、又は忌避の申立ての却下に対する不服申立てを経て残った候補者が裁判員及び補充裁判員の定数に達するまで、同様の手続を繰り返すものとする。理由付き忌避の回数に制限を設けないものとする。

(意見) 質問手続で排除されなかった裁判員候補者から更に無作為抽出して確定させるという「たたき台」の方式ではなく、必要な数に満つるまで選任を繰り返す方式とした。また、理由付き忌避の回数には制限を設けないこととし

た。

「たたき台」の（イ）及び（ウ）は賛成する。

（理由）「たたき台」の案では、忌避の回数を制限することを想定して定数以上の裁判員及び補充裁判員候補者が残り、更に定数に絞るための抽選を行うことが提案されている。しかし、質問手続に入った後、当事者が積極的に質問及び忌避権を行使して裁判員及び補充裁判員を選定する制度のほうが、予断、偏見のある候補者を排除してより公正な裁判体を構成すること、被告人を含む当事者の納得がより得やすいことから妥当である。

（10）裁判員に対する補償

ア 日当等

（代案）裁判員、補充裁判員及び召喚に応じ出頭した裁判員候補者に対しては、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする。

日当の額については、制度の実施後、実情に応じて修正を施すものとする。

（意見）「たたき台」の案に賛成するが、日当の金額については、将来の修正を予定した。なお、乳幼児や小学校低学年の養育が必要な裁判員等のために、託児所の設置又は第三者による臨時監護費用を支給することについても検討すべきである。

（理由）介護すべき者の存在、特に養育すべき子のいる母親の裁判員就職への手当ては切実な問題である。

日当の額については、実施後も検討が求められる。

イ 補償

（代案）裁判員及び裁判員であった者が、その職務に関連して受けた負傷等に対する補償を行うものとする。

（意見）「たたき台」の案に賛成するが、補償の対象に「裁判員であった者」を付加し明確化した。

3 裁判員等の義務及び解任

（1）裁判員候補者の義務

（意見）「たたき台」の案に賛成する。

（2）裁判員及び補充裁判員の義務

（代案）ウ 裁判員及び補充裁判員は、裁判の公正さに対する信頼を損なうおそれのある行為をしてはならないものとする。

オ 裁判員及び補充裁判員は、評議の経過並びに各裁判官及び各裁判員の意見並びにその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

カ 裁判員又は補充裁判員の職にあった者が、正当な理由なく、評議の経過並びに各裁判官及び各裁判員の意見並びにその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。（ただし、各裁判官若しくは各裁判員の意見を、その意見を述べた者が特定される方法で明らかにする場合を除き、有罪判決については、守秘義務の期間を限定するものとする。）

（意見）「たたき台」のア、イ、エには賛成する。

「たたき台」のウは、表現を修正する。

「たたき台」のオについては、裁判員及び補充裁判員の義務につき賛成するが、裁判員及び補充裁判員であった者については、正当な理由なき場合への限定や守秘義務の期間の限定等修正が必要である。

（理由）i 「たたき台」のウに記載された義務は、余りに漠然としており行為規範として意味をなさないと考えられ、さらに裁判員に対してあまり禁止事項を強調するのも疑問である。

ただ、裁判員及び補充裁判員の態度から途中で解任すべきと考えられる

場合もあり得ると思われるが、上記の規定がなくては解任の根拠を欠くことにもなるので、上記程度の規定が妥当と判断した。

「たたき台」のオに関して、制度の検証及び改善を担保する観点から、一切の論評を禁じることが妥当か疑問である。すなわち、裁判員制度は、国民が参加する新たな刑事裁判制度であり、それがどのように運用されているのかを知ることも国民の重要な権利であると考えられる。そこで、制度の実態について、何らかの形で事後的に検証可能とすることが必要であるが、「たたき台」の案は、評議の内容などをすべて「秘密」として、一律かつ永久的に保護するとしたため、制度の検証を全く不可能にしている。したがって、保護されるべき利益と国民の知る権利との調和を考えて、守秘義務の範囲を定めるべきである。

まず、担当事件に関する評議の中で個々の裁判員がどのような意見を述べたかについては、評議での自由な意見の表明を保証するために、保護すべき必要性が高い。したがって、この点については、永久的な秘密とする必要性がある。

次に、無罪判決が下された場合、その評議内容や評決結果を明らかにすることは、被告人の不利益につながるおそれがあり人権上問題であるから、守秘義務を解除することには問題がある(イギリスでは、無罪判決の場合は評議結果の内訳を表示しないことになっている)。

しかし、これらの事項についても、学術研究に協力する場合など、正当な理由のある場合には守秘義務の例外とすることも検討されるべきである。

上記以外の事項については、判決言渡まで守秘義務を課するのは必要である。しかし、その後も永久的な義務とすることについては疑問であり、一定期間経過後は義務を解除する方向で検討すべきである。特に、裁判員に自分の意見を口外しない義務を課するのは、判決言渡までは必要であるが、「たたき台」の案のように、その後も永久的に義務化することは疑問である。自らの意見の公表については、判決言渡後(言渡直後あるいは判決確定後)に義務を解除しても弊害は少ないと考えられ、少なくとも年限を限って義務化すべきである。

なお、被害者や被告人のプライバシーを保護する必要性が高い事案については、裁判官が当該事件の性質に即して公表を個別に制限することも考えられる。

(3) 裁判員及び補充裁判員の解任

(意見)「たたき台」の案に賛成する。

4 公判手続等

(1) 総論

(代案)裁判員制度対象事件については、被告人の防御権を十分保障しながら、裁判員の負担を軽減しつつ、実質的に裁判に関与することができるよう、迅速で充実した、分かりやすい審理が行われるように努めるものとする。

(意見)上記のとおり修正すべきである。

(理由)「負担を軽減する」という名目のもとに安易に書面審理化したり、「迅速」のために被告人の防御権が侵害されるようなことのないよう留意すべきであるから、その趣旨を明確にするために、上記のように修正すべきである。

(2) 準備手続(刑事裁判の充実・迅速化四連)

(代案)裁判員制度対象事件においては、第1回公判期日前の準備手続を必要なものとし、審理に要する見込時間(日数)を明らかにするものとする。

ただし、その前提として、以下のような改革が行われることが必要である。

準備手続開始前、及び準備手続の期間中、準備手続終了後公判手続開始までのいずれにおいても必要かつ十分な準備期間(ウエイティング・トラ

イアル)を保障すべきである。

公判手続開始前に、検察官手持ち証拠の証拠開示が十分になされるべきである。

公判手続を主宰する裁判官が、公判手続開始前に事件に対し予断を抱いたり、裁判員に対して情報量において優位に立つことのないような制度にすべきである。

勾留・保釈・接見時間など刑事訴訟法第39条3項の削除を含む身体拘束に関する制度ないし運用を抜本的に改善し、被告人と弁護人が十分な打ち合わせをできる機会を保障すべきである。

(意見)「たたき台」の案に賛成する。ただし、上記の制度改革が不可欠である。

(理由) i 裁判員を審理期間中は時間的に拘束することになる以上、審理計画を立て、審理の見通しを明らかにすることが必要になることは明らかであり、その限りでこのたたき台のように第1回公判前の準備手続を必要なものにして、審理期間の見込みを明らかにすることは肯定できる。

ただし、準備手続を必要なものにする以上、その前提として上記のような制度改革が不可欠であり、これなくして準備手続を必要にすることは、いたずらに迅速のみを優先して被告人の防御権を侵害するおそれがあるばかりか、公判開始後に新たな争点を生じさせ、結局は迅速化にも役立たない結果となる。

準備手続を実施して集中審理を実現する以上、準備手続の段階で被告人・弁護人に準備のための十分な機会が保障されることが当然の前提となる。そのため、必要かつ十分な準備期間が保障されるべきである。

また、現在のように身体拘束が長期間続き、接見交通に様々な制約がある状況では、弁護人が被告人と十分打ち合わせて防御権を十全に行使できるとは言えない。したがって、身体拘束に関する制度ないし実務の運用を抜本的に改善することが必要である。

v 証拠開示の抜本的拡充は必須であり、これなくしては準備手続において争点の整理をすることも証拠調べ請求をすることもできない。また、公判開始前に十分な証拠開示がされないまま公判を迎えれば、公判開始後に証拠開示をめぐる争いが生じたり、不意打ち的証拠が提出されたりすることは必至であり、また新たな争点が出てくる可能性も高くなる。したがって、十分な証拠開示が必要である。証拠開示の制度設計に当たっては、その範囲を「争点に関連する証拠の開示」に限定することは妥当ではない。被告人・弁護人が検察官から証拠の開示を受けてこれを詳細に検討して初めて争点の整理が可能になる事件も多く、証拠の開示を受ける前に争点が固まっているものではないからである。したがって、少なくとも以下のような内容を盛り込んだ制度にすべきである。

被告人・弁護人は原則としてすべての検察官の手持ち証拠の開示を受けることができる。具体的には、検察官は取調べを請求しようとする証拠及び一定の種類の証拠については直ちに開示し、その他の証拠はリストを開示するものとすべきである。

開示をめぐる争いが生じたときは、裁判所が必要に応じて検察官に当該証拠の提示をさせた上(イン・カメラ制度)、特段の弊害の主張立証がない限り証拠開示命令を発するものとすべきである。

準備手続の段階で証拠決定まで行うことが想定されるが、準備手続を主宰する裁判官が公判も担当する制度にしたときは、裁判官が、公判で取調べ予定のものも予定されないものも含めて、公判開始前に証拠の内容に触れることがあり得る。これは、裁判官が事件に予断を抱いたり、裁判官が裁判員に比べて情報量において優位に立つという弊害を招くことになり、対等の立場で協働するという制度の趣旨に反する結果となる。

したがって、準備手続を主宰する裁判官と公判手続を担当する裁判官を別の裁判官とするか、これを同一の裁判官とする場合でも、証拠決定のために証人尋問を必要とするときは、尋問と証拠決定を公判開始後に行うとか、準備手続段階で裁判官が証拠の内容に触れることになる場合は、別の裁判官が担当するようにする、といった措置が採られるべきである。

なお、準備手続において弁護人に争点明示義務を課するかどうかという問題があるが、事案の性格及び被告人の意思によっては、争点を明らかにしようとしてもできない事件も存することことに留意すべきであり、そのような事件まで無理に争点を絞らせようとするのは妥当ではない。

審理見込日数については、その後の進行によっては当初示した日数を上回ることもあるうることを考慮すべきであり、被告人の手続的権利を無視してまで当初見込んだ期間を厳守させようとするのは適切な進行とはいえない。

(3) 弁論の分離・併合

(意見)「たたき台」の案に一般論としては賛成であるが、分離・併合の決定に当たっても、被告人・弁護人の意見が尊重されるべきである。

(理由)併合には、主観的併合と客観的併合とがある。

裁判員制度固有の問題としては、いずれの併合の場合も、併合事件が増えるほど、裁判員の負担が増えることになる。

分離した場合の問題としては、客観的併合においては、量刑の調整の方法を定めておく必要が生まれる。主観的併合においては、被告人の防御権の適切な行使のためにむしろ併合が望ましい場合がある(全員が犯行への関与を全面的に否認している場合など)。いずれにしても、分離・併合の決定において、被告人・弁護人の意見が十分尊重されるべきである。

(4) 公判期日の指定(刑事裁判の充実・迅速化関連)

(意見)「たたき台」の案に賛成する。ただし、被告人の防御権の保障が前提となる。

(理由)「できる限り」連日開廷、であれば一般論としては問題はない。ただし、前提として、公判手続中に被告人と十分な打ち合わせができるようにすべきであり、そのため、裁判所内で接見できる場所を確保すること、拘置所においては、現在のような執務時間を理由とした接見時間の制限を撤廃することが不可欠である。

また、公判期日が何日にもわたる場合には、公判期日間に適当な間隔を置くなど、被告人の防御権に対する配慮は必要であり、被告人・弁護人と十分な協議の上、日程を決めるべきである。

(5) 宣誓等

(代案)公開の法廷において、選任された裁判員及び補充裁判員に対し、裁判官が、刑事裁判の原則その他裁判員として必要な基礎的事項について説明し、裁判員らは、宣誓をするものとする。

(意見)上記のとおり修正すべきである。

(理由)国民に対して手続の公正さを示し、手続の透明性を確保する、という意味で、この説明と宣誓は公開の法廷で行われるべきである。

また、「裁判員の心得」「教示」という表現は、裁判官が裁判員に優位に立っているような印象を与えかねないので、上記のように改め、「無罪の推定」「証拠による判断」などの刑事裁判の審理の原則を含む趣旨を明確にすべきである。

(6) 新たな裁判員が加わる場合の措置

(意見)「たたき台」の案に賛成する。ただし、公判廷の録画を条件とすべきである。

(理由)審理が1日で終わらない場合は、途中で裁判員が欠けることを予想して、補

充裁判員を置くことになるから、補充裁判員までが欠けてしまうという事態はおよそ想定しにくい例外的な場合であることに留意すべきである。

仮にそのような事態が生じたときに、新たな裁判員を補充するならば、直接主義の徹底という立場からは、本来、審理をやり直すべきこととなる。しかし、訴訟経済や裁判員の負担の軽減の観点から更新手続を設けて対処するのであれば新しい裁判員が「それまでの証拠調べの結果について実質的な心証をとることのできるような」方法として、証人尋問等の録画を見せるという方法をとることが必要である。そのため、更新が必要となりそうな事件の場合は、すべての公判手続を録画しておくことが必用となる。

(7) 証拠調べ手続等

ア 冒頭陳述

(意見)「たたき台」の案に賛成する。

(理由)審理の開始の段階で、検察官・弁護人双方から争点及び証拠関係の説明を受けることは裁判員が審理に望む予備知識を得るために有益である。

また、冒頭陳述の内容も、従来のような物語ふうなものから争点中心のものに改革されることが必要になる。

従来の審理の進め方と違い、弁護側も審理の開始時から自己の主張と根拠を明示することが必要になる。そのためにも、公判開始前の準備手続の段階で、検察官の手持ち証拠が開示されていなければならない。証人尋問の進行に対応して五月雨的に開示するといった運用は不可能である。

なお、事件によっては、尋問の結果を見ないと確定的に争点を明示できない場合もあり、そのような場合は、冒頭陳述も概略的なものにとどまらざるを得ないことに留意すべきである。

イ 証拠調べ等

(代案)以下の諸点を含め、迅速で、かつ、裁判員に分かりやすく、その実質的関与を可能とする証拠調べの在り方について検討し、必要な措置を講ずるものとする。なお、被告人の防御権を侵害してはならない。

(意見)以下に列挙されたものについては、挙げられた限りでは賛成できるものが多い。しかし、全体的に、直接主義・口頭主義の徹底という視点が不十分である。以下のような点が付加されるべきである。

供述内容を証拠とする場合は、証人尋問を原則とし、そうでない場合も、ビデオ録画の再生など直接主義の原則に従った証拠方法によるべきである。

書面証拠の取調べは、朗読を原則とすべきである。

伝聞法則の厳格化

証拠書類(調書以外)・函面・写真等を裁判員が法廷で見ることができるよう取調べ方法を採用する。

書面証拠の閲読による心証形成の禁止

訴訟記録の参照は確認程度とする

審理終了後直ちに評議をするなどである。

また、証拠調べの在り方について検討する上で、被告人の防御権が侵害されてはならないことは当然である。

証拠調べは、裁判員が理解しやすいよう、争点に集中し、厳選された証拠によって行われなければならないものとする

(意見)「たたき台」の案に賛成する。

専ら量刑にかかわる証拠の取調べは、公訴事実の存否に関する証拠の取調べと区別して行われなければならないものとする

(意見)「たたき台」の案に賛成する。

争点ごとに、計画的な証拠調べを行うものとする

(意見)「たたき台」の案に賛成する。

証拠書類は、立証対象事項が明確に分かりやすく記載されたものとする
こと
(意見)「たたき台」の案に賛成する。

証拠物の取調べにおいては、争点との関連性が明らかになるように
すること
(意見)「たたき台」の案に賛成する。

証人等の尋問は、争点を中心に簡潔なものとする
こと
(意見)「たたき台」の案に賛成する。ただし、ここでも被告人の防
御権の侵害に及ぶことのないよう注意が必要である。

証人等の反対尋問は、原則として、主尋問終了後直ちに行う
こと
(意見)「たたき台」の案に賛成する。ただし、主尋問終了後弁護
人が求めたときは一旦休廷して被告人と打ち合わせる時間を認める
など柔軟な運用も必要である。

供述調書の信用性等については、その作成状況を含めて、裁判員
が理解しやすい的確な判断をすることができるような方諦嘉行う
こと。そのためにすべての取調べの状況を録音・録画し、それを公判における立証に活用
すること。

(意見)「たたき台」の案を上記のとおり修正する。

(理由) i 供述調書の作成状況について、裁判員が理解しやすい
的確な判断をすることができるような立証を行うためには、すべての
取調べ状況を録音・録画しておくことが不可欠である。これを欠いた
まま裁判員に「理解しやすく、的確な判断のできる」立証をするとい
っても、結局は取調べ室内での出来事の水掛け論的な尋問にならざる
を得ず、長時間を要するし、かつ非常に心証のとりにくい証拠調べに
ならざるを得ない。取調べ状況の録音・録画がなされるようになれば、
極めて分かりやすいものになるし、取調べ状況をめぐる尋問自体が
基本的に不要となるので、裁判員の負担の軽減にも役立つ。よって、
この問題提起を機に、早急に取調べの可視化に向けて検討し、実施に
踏み切るべきである。

なお、取調べ過程の録音・録画については、最終的な調書署名時の
取調べのみ実施するといった考え方もあるが、すべての取調べ過程と
すべきである。最終的に署名するまでの過程で不当な取調べがなされ
たといった主張がなされることが多く、その場合は、結局は取調べ
状況全般についての証人尋問が必要になるので、結局はすべての取
調べ過程の録音・録画が必要とならざるを得ない。

第1回公判期日前の裁判官による証人尋問の活用を拡充すること

(意見)「たたき台」の案に賛成する。ただし、請求があった場合の
弁護人立会い権及び録画の実施が必要である。

一定の期間を要する、鑑定のための事実的措置は、できる限り、
公判開始前に行うこと

(意見)「たたき台」の案に賛成する。

迅速で、裁判員に分かりやすい審理が行われるよう、訴訟指揮
を行うこと

(意見)「たたき台」の案に賛成する。

連日開廷下で、適切な公判記録の作成を行うこと

(意見)「たたき台」の案に賛成する。その方法として、公判廷の
録画、速記官の活用が図られるべきである。

(理由) 裁判員が法廷での尋問を聞いて心証形成ができるように
すべきであり、尋問調書はあくまで証言等の内容を確認するための資料
にとどめるべきである。その場合、公判廷を録画しておくことは有効
な方法であるから、活用すべきである。ただし、内容の確認のため
には書面のほうが一覧性が高く有利な面もある。裁判所速記官が、
最近では「はやとくん」を使うなどして迅速に調書の作成ができる
ようになってきている。連日的開廷に対応するには、速記官の養成
を再開して速記官の能力を活用するようにすべきである。

論告・弁論は、証拠調べ終了後速やかに行うこと

(意見)「たたき台」の案に賛成する。

論告・弁論は、取り調べられた証拠との関係を具体的に指摘した、分りやすいものとする。

(意見)「たたき台」の案に賛成する。

(8) 判決書等

ア

(意見)「たたき台」の案に一般論として反対ではないが、「基本的に同様」の意味が問題であり、主文・認定事実・法令の適用など、記載すべき項目は変わらないとしても、内容や詳細さについては大きな改革が必要となることに注意すべきである。

(理由)「基本的に同様のもの」という点については、確かに審議会意見書もこれと同じ表現を使っており、問題はどの程度現在の判決書に近いものを意味するのか、という点である。

現在の判決文が長大なものになりがちなのは、供述調書が証拠の中心を占めているため、判決文でも調書を引用し調書相互の比較検討等の記載に膨大な分量が費やされるためである。争点を絞った審理をした上で、供述証拠中心の証拠調べになればそのような記載は不要となる。

判決は、評議終了後速やかに言い渡されなければならない。また、判決書は法廷で宣告された内容から逸脱することは許されず、判決の内容は評議された内容に限定されるべきであることから制約を受ける。

したがって、説示で明らかにされた争点ごとに、評議で論じられた限度で、証拠に対する評価等を簡略に説明するような内容のものに改革されるべきである。

イ 裁判員の署名押印、身分終了時

(意見)「たたき台」のC案に賛成する。

(理由) i 裁判員制度が、裁判官と裁判員が協働して刑事裁判を担う制度である以上、判決の宣告までは裁判官と裁判員が協働して行うべきことは当然である。しかし、判決の宣告によって判決の内容は確定するものであり、判決書は判決内容の記録であることからすると、判決書には必ずしも裁判員が関与しなくてもよいと考えられる。

他方、裁判員に判決書の技術的な記載まで含めて責任を負わせるのは適当ではないことや、事件によっては判決書の点検のために判決言渡しの後日にあらためて裁判員に出頭してもらわねばならないという技術的な問題もあり、裁判員の署名押印は不要として、その身分・任務も判決宣告時に終了すると考えてよいと思われる。

なお、判決書の内容が、法廷で宣告した判決と異なっていないことは当然である。判決の宣告は評議に引き続いて行われるから、裁判官は、法廷で宣告する判決の内容を具体的に整理して、評議の中で裁判員に確認しておくことが必要となる。

また、判決書と判決の宣告内容の同一性の確認のために、判決宣告をビデオ録画しておくこと、あるいは当事者に判決宣告の録音を許すことなどが検討されるべきである。

「たたき台」に付加すべき事項

(9) 裁判官による説示とその在り方

(意見) ア 裁判長は、公判廷において、冒頭説示、中間説示、最終説示等必要な説示を行うべきである。

イ 裁判長は、最終説示の内容について、予め当事者の意見を聞かなければならず、また、最終説示に対する当事者の異議を認めるべきである。

ウ 冒頭説示は以下のような内容で行われるべきである。

被告人は公判中無罪の推定を受けること

検察官が公訴事実について合理的な疑いを容れる余地なく有罪の立証をしない限り被告人は無罪であること

公判廷において直接取り調べた証拠のみに基づいて有罪、無罪を決めること

評議まで結論を決めないこと

主たる証拠法則

エ 最終説示は以下のような内容で行われるべきである。

事実認定について

公訴事実に関する法律上の要件

争点

検察官の立証責任

評決すべき内容（質問表など）

量刑について

争点

評決すべき内容

（理由）裁判員は、無作為抽出で選出され、当該裁判に一事件限りで関与するものであるから、刑事裁判の基本的な原則について十分に理解をした上で審理に臨むことができるようにすべきである。また、評議に入るに当たって、担当する事件について必要な法的知識や議論すべき争点について理解を共通にしておくことも必要である。（「4（8）判決書等」の項参照）

そのため、上記のような説示が行われることは、公正な審理のために欠かせないものである。

また、こうした説示については、手続と内容の公正さを担保し、裁判員の公正さを示す意味で公開の法廷で行うべきである。

5 控訴審

ア 控訴審は、まず裁判官のみにより控訴理由の有無を判断し、控訴理由があると認められる場合は原判決を破棄し、原則として事実審理開始決定を出すものとする。

イ 事実審理開始決定後の審理は裁判員も関与した裁判体とし、以下のような審理を行う。

- ・ 覆審とし、第一審と同程度の直接主義・口頭主義に基づく審理とする。
- ・ 裁判体は裁判官3人、裁判員12人とする。
- ・ 事実審理開始決定までに関与した裁判官は、同決定後の事実審理に関与できない。

ウ 裁判官は、明らかな事実誤認あるいは量刑不当が認められ、被告人に有利な判決をする場合には、事実審理開始決定を行うことなく自判することができるものとする。

（意見）上記のような制度とすべきである。

ただし、「たたき台」の案のうちでは、B案を以下のとおり修正すれば、あえて反対するものではない。

控訴審では、裁判官のみで審理及び裁判を行うが、訴訟手続の法令違反、法令適用の誤りについてのみ自判できるものとし、量刑不当及び事実認定については自判できないものとする。ただし、明らかな事実誤認あるいは量刑不当が認められ、…被告人に有利な判決をする場合には、自判することができる。

（理由）（1）控訴審の構造と破棄手続

- i A案では、裁判員が加わって判断がされたという手続的優越性を裁判官のみによる裁判体が破棄できるということの正当性が説明できないという難点がある。控訴審は第一審判決を見直す程度のものであるから、裁判官のみによる判断でもよいという意見もあるが、たとえ第一審判決の見直しであったとしても、手続的に正当性の低い裁判体が正当性の高い裁判体の判断を破棄できるということの問題性は何ら解決されない。

結局、A案では、せつかく裁判員制度によって国民の司法参加制度を採

用した意義が著しく減殺されてしまい、絶対に容認することができない案である。

B案は、裁判員の判断を尊重するという意味で正当なものであるが、自判できないとことを前提にすると、破棄後の手続をどうするのが問題となる。

差し戻し審を地方裁判所で裁判員の加わった裁判体で行うとすると、破棄判決に拘束力を持たさない限り、再度の控訴が可能ということになる難点が存在する。

B案については量刑不当と事実誤認を分けることの合理的説明がつかないことや、その区分が困難な場合が生じるという問題がある。

C案については、破棄理由を加重することにより裁判員の判断の尊重という要請との調和を図ろうというものである。しかし、破棄理由の加重ということをして、やはり裁判員の判断を裁判官のみよって破棄することを認めるものであり、論理的問題性はクリアできていない。

D案は、裁判員制度と徹底するものであるが、すべての控訴事件について、初めから直接主義・口頭主義による審理を行うことになり、手続が重くなり過ぎると言わなければならない。この場合、第一審の記録に基づいて判断するという制度を認めることは裁判員による続審ということになるが、裁判員に記録に基づく審理と判断を要求することになり、現実的に不可能な審理要求することになると言わなければならない。

このように、いずれの案にも難点がある。そこで、まず裁判官のみによる裁判体が控訴理由の有無を審査し、控訴理由があると認められる場合に、控訴審における裁判員裁判を覆審的に行うとすべきである(ただし、この場合でも第一審においても裁判員が関与しない手続や判断における問題が控訴理由になっている場合には、裁判官のみにより判断されることにある)。この方法が上記欠点をすべて回避するものである。なお、裁判官による控訴理由の有無の判断の基準が問題となる。この基準を抽象的にいえば、裁判員の加わった裁判体による控訴審での審理を開始することを相当とする程度に理由が備わっていると判断されることということになる。

ただし、裁判官のみによる控訴理由の有無の審理の結果、明らかな事実誤認又は量刑不当が認められ、被告人に有利な判決をする場合には、事実審理開始決定を行うことなく自判することができるということが、被告人にとって早期に救済が得られ、裁判員に無用の負担を与えないということから妥当であるし、北欧諸国で採用されている二重の保障の趣旨にもかなうものである。

上記「たたき台」の案のうちでいえば、B案について上記のような修正がなされるのであれば、上記案との違いは、控訴審の裁判官に控訴理由ありと判断された後の手続として、控訴審に設置された裁判員の加わった裁判体で審理するのか、第一審に差し戻され、裁判員の加わった裁判体で審理されるのかの違いだけになり、実質的には違いはない。そこで、「たたき台」に示された案の中から選択するのであれば、B案に上記修正を加えた案が妥当である。

(2) 検察官による被告人に不利益な控訴の制限

「たたき台」案からは、検察官の不利益控訴を制限すべきか否かという論点が欠落している。確かに、二重の危険の法理をいかに我が国の刑事訴訟法に採用すべきかは裁判員制度固有の問題ではないという面もあるが、この機会に、欧米で採用されている二重の危険の法理を我が国の刑事訴訟法にも採用し、事実誤認及び量刑不当を理由とする被告人に不利益な検察官控訴を禁止すべきである。法令違反や訴訟手続上の違反を理由とする検察官控訴は可能としてよい。

仮に、検察官控訴を認める場合であっても、「明らかな」事実誤認や「明らかな」量刑不当とすべきである。

6 差戻し審

新たな裁判員を選任して審理及び裁判を行うものとし、差戻し審は、覆審構造とする。

(意見) 上述のとおり、破棄差戻ではなく、控訴審における審理を行うべきであるという意見であるが、仮に差戻し審で審理を行うとした場合は、B案に賛成する。

(理由) i 上述のとおり、控訴理由ありと判断された場合は控訴審において裁判員の加わった裁判体によって自判されるべきであり、その場合、差戻し審は想定しないことになる。

しかし、差戻し審を前提にして考えた場合、A案のように現行法どおりとすると、破棄判決の拘束力を受けるので、仮に控訴審を裁判官のみよる裁判体とすると、裁判員の加わった裁判体の判断に対して破棄判決にそれだけの優越性を求める論理的正当性の説明がつきにくい。現実問題としても、差戻し審に裁判員を加える意義が著しく小さいものとなろう。

裁判員の加わった差戻し審での審理は、訴訟記録によって裁判員が審理・判断するというのは現実的に不可能であるし、直接主義・口頭主義によって審理をしない限り、裁判員を関与させる意義が没却されることになる。それゆえ、覆審とすべきである。

この場合に考えなくてはならない問題は、覆審の場合、差戻し審の判断に対して再度控訴が可能となり、上訴の循環が起きるとのではないかということである。しかし、差戻し審での判断を経たということは裁判員の加わった裁判体で二度の事実審理を経ていることになることにかんがみて、差戻し審の判決に対する控訴については、控訴理由を極めて狭いものに限定してよいと考える。

7 罰則

(1) 裁判員等の不出頭等

(意見) 「たたき台」の案に賛成する。

(2) 裁判員等の秘密漏洩罪

(代案) 裁判員又は補充裁判員が、評議の経過若しくは各裁判官若しくは各裁判員の意見若しくはその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らし、又は合議体の裁判官及び他の裁判員以外の者に対しその担当事件の事実の認定、刑の量定等に関する意見を述べたときは、　　円以下の罰金に処するものとする。

裁判員又は補充裁判員の職にあった者が、正当な理由なく、評議の経過若しくは核裁判官若しくは各裁判官の意見若しくはその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときには、　　円以下の罰金に処するものとする。(ただし、各裁判官若しくは各裁判官の意見を、その意見を述べた者が特定される方法で明らかにする場合を除き、有罪判決については、守秘義務の期間を限定するものとする。)

(意見) 「たたき台」の案を上記のとおり修正すべきである

(理由) 裁判員、補充裁判員又はこれらの職にあった者の守秘義務の内容については、先述(3(2)裁判員及び補充裁判員の義務理由)以下のとおりである。

なお、「その他職務上知り得た秘密」は、その内容は不明確であり、慎重な検討が必用である。

違反に対する制裁としては、懲役刑は重きに過ぎるので、罰金刑が妥当である。

(3) 裁判員等に対する請託罪等

(意見) 「たたき台」の案に賛成である。

(4) 裁判員等威圧罪

(代案) ア 裁判員又は補充裁判員若しくはこれらの職にあった者若しくは裁判員候

補者又はその親族に対し、面談、文書の送付、電話その他のいかなる方法によるかを問わず、その担当事件に関して、威迫の行為をした者は、
年以下の懲役又は 円以下の罰金に処するものとする。

(意見)「たたき台」のアにつき、罰金刑を付加した。イについては賛成である。

(理由) 審理の前後を問わず、裁判員やその親族に対する威迫的な行為が許されないのは当然であるが、判札状「威迫」とは、言語・動作・態度等により相手方に不安、困惑の念を抱かせることなので、アはかなり広い構成要件せある(刑法第105条の2、暴力行為等処罰に関する法律第条)。その結果として、「たたき台」の案では、脅迫に至らない行為も処罰の対象とされることになる。

しかし、脅迫罪の刑は懲役(2年以下)又は罰金であり、裁判院等に対する威迫についても、懲役刑又は罰金刑とするのが妥当である。

組織犯罪処罰法では、既に犯人蔵匿・隠避、証拠隠滅等、関係者への面会矯正。強談威迫行為を加えるものである。アの規定に加えて、特に暴力団等による裁判員への威迫に関して規定があるが、イは、当該事件を担当する裁判員等による裁判員への威迫行為を防ぐと言う必要性を考慮して「たたき台」の案に賛成する。

(5) 裁判員候補者の虚偽回答罪等

(代案)ア 裁判員候補者が、自己に送付された質問手続において、虚偽の回答をし、又は正当な理由なく質問に答えな買ったときは、決定で、 円以下の過料に処することができるものとする。

イ 裁判員候補者が、自己に送付された質問票又は裁判所における質問手続において、虚偽の回答をした者は、 円以下の罰金に処することができるものとする。

(意見)「たたき台」のアとイの関係について、過料とする案と罰金とする案を選択的に提案しているとすれば、不出頭などへの制裁が過料とされていることとの均衡を考え、過料の制裁とする案に賛成する。アのうち積極的に虚偽の回答をした場合については、更に罰金を科すと言う趣旨であれば、そこまでは不要である。

8 裁判員の保護及び出頭確保に関する措置

(1) 裁判員等の個人情報の保護

(代案)イ 何人も、その本人の了解なく、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者の氏名、住所その他のこれらの者を特定するに足る事実を公にしてはならないものとする。

(意見)「たたき台」のアは賛成する。

「たたき台」のイは、本人の了解がある場合を除外すべきである。

(理由)「たたき台」のイについて、当該裁判員などが自ら氏名などを公表することまで禁止される趣旨であれば、行き過ぎである。また本人以外の者が公にする場合でも、本人の同意があれば可とすべきである。違反に対して制裁を科さないことについては賛成する。

(2) 裁判員等に対する接触の規制

(代案)何人も、裁判員又は補充裁判員に対して、その担当事件に関し、その任務終了まで、接触してはならないものとする。

(意見)「たたき台」のア前段については賛成する。残りの部分は削除すべきである。

(理由) 審理継続中は、ア前段のような包括的な接触の禁止も必要と考えられる。判決言渡 後についても一律に接触を禁止するアの後段は疑問であり、少なくとも報道目的による場合や学术研究の目的による場合には、判決言渡後の 接触禁止を解除する制度も検討されるべきである。また、さらに、一定期間経過後は接触の禁止を解除するのが妥当である。

アの違反に対して制裁を科さないことについては賛成する。

イについて、「接触すると疑うに足りる相当な理由」では、濫用され、これを口実に保釈や接見が制限されるおそれ大きい。仮に何らかの規制が必要であるとしても、要件をより厳格にすべきである。

(3) 裁判の公正を妨げる行為の禁止

(代案) 裁判の公正を妨げる行為の禁止規定は設けないものとする。

(意見) 「たたき台」の案に反対する。

(理由) アの「事件に関する偏見を生ぜしめる行為」や「裁判の公正を妨げるおそれのある行為」という概念は、極めて抽象的で広範である。そのため、その実効性には疑問がある反面、正当な弁護活動や論評などもこれらの行為に該当するとして、規制される余地がある。

イは、特に報道機関を対象とした義務規定であり、事件報道に対する規制の根拠となり得る。制裁は予定されていないようだが、報道の自由に対する抑制となることを考えれば、あえてイのような規定を置くことには弊害が大きい。現在の事件報道に対しては、事件関係者の人権に対する配慮が不十分とする批判はあるが、それについては、法的規制ではなく、報道機関側の自主的な規制によって対応されるべきである。

(4) 出頭の確保

(代案) ウ 事業主は、労働者が裁判員休業申出をし、又は裁判員休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとする。なお、違反した事業主に対する罰則を設けるものとする。

(意見) 「たたき台」のウに、罰則に関する記述を付加する。

(理由) アは妥当である。イは必要かつ妥当であり、さらに、裁判員となる労働者の保護を担保するためには罰則の制裁措置も必要と考えられる。

(日本放送労働組合)

今、佳境に入りつつある司法制度の改革は、裁判の公正性を追求するあまり、市民生活を基盤にしつつ市民の参加を惹起する司法になっていない現状への問題意識の高まりによると言われている。こうしたことから、市民が裁判官とともに重大な刑事事件の裁判に参加する「裁判員制度」の立法作業が政府の司法制度改革推進本部の「裁判員制度・刑事検討会」において検討されてきた。そしてこのほど、推進本部の事務局がこの検討会における議論を踏まえて、今後の制度設計に向けた原案を公表した。

この原案に対して、取材・報道が制約を受ける恐れが大きいとして、日本新聞協会や日本民間放送連盟などが裁判員制度への見解を公表し、反発を強めている。例えば、裁判の公正を妨げる行為の禁止として、「何人も、裁判員等や候補者に事件に関する偏見を生ぜしめる行為その他の裁判の公正を妨げるおそれのある行為を行ってはならない。報道機関はその義務を踏まえ、事件に関する報道を行うに当たっては、裁判員等に事件に関する偏見を生ぜしめないように配慮しなければならない」とされている規定について、何をもって「偏見」とするのが曖昧であり、国民の知る権利や表現の自由を損なうものだと反論している。

日放労としても、報道が制約される恐れがあることから同様の懸念を抱いている。今回の「裁判員制度」の導入議論は、一般の市民を参加させるという、これまでになかったオープンな司法を目指したもので、公開性や透明性を機軸にした制度改革が大きなねらいだったはずである。こうした「開かれた司法」を実現させるためには、「情報公開」「開示」が大きな前提となるはずだ。その際、プライバシーに配慮することは当然としても、そうした前提なしに「裁判員制度」は成熟しないと考える。

今回の制度改革が目指す「公開」と「公正」という二つの理念のバランスを保っていくために必要なのは、規定のような「偏見」というあいまいな表現による「縛り」ではない。メディアが自主ルールを構築していくことはもとより、メディアの行き過ぎをチェックする機能を持つ第3者的独立組織を充実させることなどで、制度の成熟と理念の balan

スを追求するべきである。

ただ、こうした規定が生まれた背景には、先日成立した個人情報保護法、それに人権擁護法案など同様のものがあるのではないかと受け止めている。つまり、ときに人権感覚をなおざりにした、行き過ぎた内容の放送・報道に走ってしまうメディアに対する、市民の根深い不信の思いがあるのではないか。メディアに身を置く者としても、都合の良いときばかり「知る権利」や「表現の自由」を振りかざしている、と誤解されないよう取り組んでいくべきだということは言うまでもない。

(日本民間放送連盟)

はじめに

我々民間放送事業者は報道機関として、国民の「知る権利」に応えて、民主主義社会の健全な発展のため、公共性、公益性の観点に立って事実と真実を伝えることを目指している。司法制度改革が、国民に開かれた司法を目指していることは、情報の自由な流れを重視する我々の基本的な立場と一致している。また、司法の国民的基盤を強固なものとするために、広く一般の国民が刑事重大事件の裁判に関与する裁判員制度が構想されていることの重要性も理解している。

しかしながら、司法制度改革推進本部事務局が「裁判員制度・刑事検討会」に提出した「裁判員制度について」と題するたたき台(以下、たたき台)は、取材・報道の自由の観点から看過できない重大な問題がある。このままの形で制度がつけられた場合、「開かれた司法」との司法制度改革の基本理念に反することになりかねない。以下、「報道の自由」を保障し、発展させていく観点から、意見を述べる。

1 基本的な考え方

裁判員制度の設計に当たっては、「司法と国民との接地面が太く広くなり、司法に対する国民の理解が進み、司法ないし裁判の過程が国民に分かりやすくなる」(司法制度改革審議会の意見書)ことを目指すべきだ。

このことは国民を裁判に参加させることだけで完成はしない。裁判に参加した一般市民の経験を社会にフィードバックしていくことが極めて重要である。真に国民に開かれた司法を実現するためには、国民のリーガルマインドを更に高める必要があり、その意味から報道の果たすべき役割は大きい。

また、裁判の公正さを確保するためにも、裁判手続の透明性を高めることをより重視すべきである。単に法曹関係者の間で透明性が担保されるだけでなく、報道機関の活動によって広く公衆に知らされ、監視されることが不可欠だ。

我々は、「国民の司法参加」と「裁判手続の透明性の確保」の二つの観点から、裁判員制度による裁判に関しても、公開性が最大限担保され、自由な取材・報道が行われるべきだと考えている。

2 事件報道との関係について

たたき台8(3)に記載された、「偏見を生じせしめる行為」とは、具体的にどのようなことをしているのか、極めてあいまいであり、8(3)は削除すべきだ。

報道に配慮を求める8(3)イについては、現在の事件報道は、事件発生段階から取材・報道が始まり、容疑者の逮捕・起訴、そして初公判から判決、判決の確定まで、継続的に行われている。裁判員制度が導入されたからといって、こうした一連の取材・報道に規制が加えられることがあってはならない。我々は、こうした一連の取材の過程で、容疑者・被告であっても、推定無罪の原則を尊重して取材・報道を行っている。

にもかかわらず、こうした報道が「偏見を生じせしめる」というのであれば、裁判員はテレビ・新聞などを一定期間、全く目にはしないことになるが、現代の情報化社会においては不可能だ。したがって、裁判員が予断や偏見にとらわれずに裁判を行うようにするためには、参加する裁判官が裁判員に対して、法廷で採用された証拠のみに基づいて、事実認定し、量刑を決めるよう常に指導していくことで対応すべきである。

また、裁判員等に事件に関する偏見を生ぜしめる行為を万人について禁止する8(3)アも問題だ。そもそも現行の職業裁判官に対する働きかけについては何の法的規

制がないにもかかわらず、裁判員についてのみこの規定を設ける必要はあるのか。この一般的な規制が表現の自由・報道の自由を制約する危険性も考え、見直すべきだ。

さらに7(3)イで、事件の審判に影響を及ぼす目的で、裁判員又は補充裁判員に対し、担当事件に関する意見を述べたり、情報を提供した者への罰則が規定されているが、このような抽象的規定では、通常のニュースや番組もこれに含まれると解釈されるおそれがある。構成要件をより厳格にして、報道の自由が侵される可能性をなくす必要がある。

3 裁判員等への取材と報道について

たたき台どおりの制度がつくられた場合、国民から選ばれた裁判員は、法廷で着席している姿を傍聴人が目撃する以外、一切公衆の面前に現れず、その氏名のみが公表される“幽霊”のような存在となりかねない。

公正な裁判の実施のために、公判中の裁判員に関する取材や報道は原則として慎まれるべきだが、公判後においては裁判員経験者の発言する権利とそれに対応する取材の自由が確保されるべきだ。裁判員制度は国民参加型の司法制度であり、裁判員になって感じたこと、経験したことが社会的に共有されることが重要である。

それによって、この制度の在り方を、常に市民の間で議論し、裁く側・裁かれる側が納得できるより良い制度に発展させることができる。例えば、仮に制度の趣旨に反し、職業裁判官が裁判員に一方的に自己の見解を押し付けることが慣例化されるような事態が起きていても、これが公のものとならなければ、制度を改善するための契機が失われることになる。主権者である国民には、裁判員制度の是非を判断するために必要な情報を「知る権利」がある。

したがって、次のとおり、秘密保持の在り方、裁判員の個人情報の開示、裁判員への接触の禁止などについては、公判中と公判後を明確に区別して制度をつくる必要がある。

(裁判員等の秘密漏洩罪について)(たたき台7(2))

たたき台では、裁判員等に対して、包括的に「その他職務上知り得た秘密」の漏洩について、また、公判後においても罰則付きの守秘義務を課している。「たたき台」のとおりであれば、裁判員を経験した国民は公判後も「内容を話すと刑事罰を課せられる」というプレッシャーの下に置かれるようになり、相当な精神的負担となる。裁判員への負担を軽減するためにも、秘密とすべき範囲をできる限り明確にし、かつ限定的なものとするべきだ。

また、公判後においてまで懲役刑付きの罰則を設ける必要があるかどうかも検討すべきだ。

(裁判員等の個人情報の保護について)(たたき台8(1))

公判中については、事件の当事者・関係者から抗議や危害を加えられるおそれがあり、公正な審理を確保する観点から氏名以外の個人情報に一定の保護が必要な場合も想定される。しかし、公判後においては、本人が特定されるような情報を報道してよいかどうかの判断は、裁判員経験者本人にゆだねるべきだ。

(裁判員等への接触禁止について)

(たたき台8

(2)) 裁判員等への接触禁止は、報道機関にとっては取材の禁止を意味する。公判後においては、裁判員等経験者への取材を認める必要がある。たたき台8(2)アの後段は削除すべきだ。

なお、公判中であっても、例えば、裁判員が担当事件に関して関係者から脅迫等被害を受けたり、請託を受けていることが発覚した場合、また有名人が裁判員に選ばれ本人が了解している場合などは、例外的に取材を行うことはあり得るし、容認されるべきだ。

4 報道界の自律的取組について

裁判員制度の導入にあわせて、取材・報道に関する新たなルール作りの必要があると我々は考えている。我々はこれまで、放送による権利侵害を救済するための自主的第三者機関であるBRC(放送と人権等権利に関する委員会)の設置や、集团的過熱取材による被害の発生を防止するための対策、無罪推定の原則を尊重すべきことを定めた民放

連・報道指針の制定など、様々な自律的な取組を行っている。

裁判員制度の設計に当たっては、法律による規制・制限は最小限なものとし、可能な限り報道界の自律的な取組にゆだねるべきだ。その際、新聞協会や雑誌協会などと連携しながら、民放連として裁判員等への取材のルールなどについては自主的な指針を定める用意がある。

おわりに

陪審制を採る英国の控訴院裁判官は「私たちは裁判官として、公開法廷の原則、さらに司法の運営が公開され、その手続と結果が共に監視を受けなければならない理由を十分認識している。これらを社会全般に正確に伝える任務は、メディアの関係者によって遂行される。彼らの努力がなければ、理論上はともかく、裁判手続は事実上閉ざされたものになるだろう」(英国編集者協会「刑事法院の報道制限に関するガイドライン」の序文、2000年5月)と述べているが、たたき台が提示している裁判員制度はこうした「開かれた司法」という思想からはかけ離れたものとなっている。

今後、裁判員制度・刑事検討会において、広範な国民各層の意見に直接耳を傾け、法曹関係者中心の視点から脱却した根本からの検討が行われることを切に望む。

(広島県教職員組合)

裁判に入る前の証拠収集や証拠開示を充実させることが、裁判員制度の前提となると考えます。双方の主張を、裁判員が短時間で十分理解するためにも、裁判に入る前の準備が大切です。そのために、検察側だけでなく、弁護側についても、裁判の準備の段階からすべての証拠に十分見ることのできる権利を法制化する必要があります。

国連の規約人権委員会からも指摘されているように、検察側が証拠を独占しているような現状は不公平であり、弁護団への証拠開示を保障する必要があります。

原則的には、全証拠を開示すべきあり、開示できない証拠についてはその理由を明確にし、適当な人がその理由が合理的かどうか確認するなど、何らかの方法で公正さを確保すべきです。

実効ある裁判員制度をつくり、弁護側にも証拠が全面的に開示される公平・公正なルールの法制化を求めます。

(福岡県弁護士会)

(総論)

「裁判員制度たたき台」が想定している裁判員制度導入の前提として、伝聞法則の厳格化、取調状況の録音・録画などによる捜査の全過程の可視化、十分な準備期間と証拠開示の確保など刑事訴訟手続の抜本的改善が実現されなければならない。

(各論)

1 裁判官と裁判員の人数について(たたき台1(1))

裁判員の数については、非専門家である裁判員が物おじせず自由に発言できる数(絶対数)を確保しつつ、専門家である裁判官と伍して議論できる数(相対数)として裁判官の数の3倍以上の数とすることが必要である。

「たたき台」におけるB案(裁判員1ないし2名・裁判員9ないし11名)は上記必要性を充足する。

2 裁判員制度の対象・裁判員の権限について(たたき台1(2)、(4))

すべての合議事件についての否認事件、死刑または無期刑が法定刑にあたる事件のすべて、法定刑は重くなくとも社会的に大きな関心と呼ぶ事件で当事者のいずれかが希望し、かつ、裁判所が合意した事件、を対象とするべきである。したがって、たたき台のB案を拡大した事件を対象とすべきである。

もっとも、裁判員が関与する事件として量刑について関与させるべきか否か、被告人に裁判員制度によるか否かの選択権を与えるか否かについて問題があり、再度検討して制度化に向けて最終議論をした上でたたき台を提示すべきである。その理由は次のとおりである。

(1) 量刑手続は、本来、当該被告人にどの程度の量刑を科せば更生のために適切かという専門的な判断を内包しているが、原告の職業裁判官はかかる意味での専門性を満たすに足りる教育を受けているわけではなく、むしろ量刑相場に依拠して量刑を判断しているにすぎないことが多い。裁判員は国民から選出されるために裁判に一度しか関与しないこととなるであろう。このため、裁判員に量刑判断に関する専門性を求めることは不可能であると言え、裁判員は、いたずらに量刑資料にとらわれる結果を招きかねず、具体的正義の実現には疑問が残るであろう。それゆえ、裁判員は量刑手続に関与すべきか否かについては、今後継続的な検討事項として取り上げられるべきである。

(2) 被告人の辞退（選択権）について

改革審意見書は「被告人が裁判員の参加した裁判体による裁判を受けることを辞退して裁判官のみによる裁判を選択することは、認めないこととすべきであると指摘する。しかしながら、今般、裁判員制度の導入によって、我が国では従来から行われてきた刑事司法手続と裁判員制度に基づく刑事司法手続が事案（訴因）によって特定されるものの、審理手続としては併存する状態となる。この結果、被告人としては、いずれの手続によって裁かれるか、自己決定権に基づく選択権を有したいと考えるであろう。この点は、被告人の利益として尊重されるべきであり、この選択権付与については更に検討すべきである。

3 評決方法について（たたき台1（3））

(1) 陪審制を採用する国では全員一致を採用するところが多く、参審制を採用する国では多数決ないし絶対多数決を採用するところが多い上、合理的な疑いを入れない程度の立証という刑事裁判の大原則 刑事裁判が刑罰権の行使という国民の自由に対する重大な制約を伴うことを考慮すれば、少なくとも事実認定に関して有罪とするには全員一致若しくは絶対多数決という評決方法を採用するべきである。単なる多数決を評決方法とする「たたき台」は妥当ではない。

(2) また、国民の司法参加制度が国民主権に直結していることを考慮すれば、国民を代表する裁判員が被告人に有利な決定を下した場合には裁判員の決定を重視することが国民主権の原理に合致するものと考えられるのであるから、裁判員のみによる多数で被告人に有利な決定を行うことができるという制度を否定すべきでない。

「たたき台」1（3）評決アにおけるA案は上記制度を否定しており妥当でない。

(3) 裁判官と裁判員との間には裁判に関する知識、経験に大きな隔たりがあるため、裁判員の主体性・実質性が確保できるようにするために、裁判官が当該事件についての具体的意見を述べる以前において、各裁判員に十分に意見を述べさせること 裁判官は、各裁判員の意見が出そろわない段階において、その反対意見を開示してはならないこと 裁判官は、議事進行の整理に徹し、議論が出つくした後に具体的意見を開示することなどを織りこんだルールの設定が必要である。

4 公判手続等について（たたき台4）

「たたき台」は総論で、裁判員の負担を軽減しつつ、実質的に裁判に関与することができるように、迅速で分かりやすい審理が行われるように努めるものとするとうたいながら、現行刑事訴訟法における具体的な制度の改変について触れておらず、現行の刑事訴訟法及びその運用との関連が不明確である。弊害なき制度導入のためには、証拠能力や捜査構造を含めて根本的な制度の変更が不可欠である。仮に現行の刑事訴訟法とその運用をそのままにして裁判員制度が導入されれば、現行の制度の問題性が助長され、被疑者・被告人の防御権も著しく侵害される結果となりかねず、拙速裁判に墮する危険すらある。したがって、「たたき台」は、以下に指摘する制度の改革を前提とするものでなければならない。

(1) 伝聞法則の厳格化

現行法上の解釈・運用を見ても分かるとおり、いかに伝聞法則を厳格化するとしても、解釈などによって有名無実化する危険性を常に学んでいるのであるから、単

なるスローガンの伝聞法則の厳格化は意味を持たない。したがって、321条1項2号、3号や322条1項の適用の排斥を裁判員制度導入の前提とされなければならない。

(2) 捜査の全過程における可視化

321条1項後段及び322条の規定が廃止されるなどして供述調書が証拠化される場面がいかに限定されたとしても、一定の条件の下で供述調書が刑事裁判において証拠として出てくる可能性は否定できず、供述調書が証拠として採用される場面ではどのような録取過程によって当該供述調書が作成されたかが問題となる。

「たたき台」は「供述調書の信用性等については、その作成状況を含めて、裁判員が理解しやすく、的確な判断をすることができるような立証を行うこと」と触れるにとどまっている。しかし、裁判員制度が導入されれば、物語形式で作成され、「具体的で一貫性を持つ」供述調書によって裁判員の心証が形成されてしまう危険性がより一層大きいのであるから、どのような取調べによって当該調書が作成されたのかを明らかにする手法は確保しておかなければならないはずである。現行供述調書は逐語的調書ではなくて物語形式を採って録取者の主観等が反映され、極端な場合には録取者の作文に署名したにすぎない調書も存在し、供述調書の実態は録取者と供述者の合意によって作成された文書であるとの評価も不合理ではない。しかも、合意する両者には決定的に力関係等に差がある以上、多くの事例は捜査官が作成した内容の調書に署名してしまったことが調書作成の実態であると考えられ、調書が証拠となる場合の弊害もかかる実態に大きく依拠すると言っても過言ではない。司法制度改革審議会は取調べの都度の書面による記録化を提案しているが、時代に遅れた提案になっており今となっては極めて不十分である。審議会意見書が提出された平成13年6月から制度実施まで5年を要するのであり、この間のIT技術の進歩等を考えれば取調べの全過程の録音、録画を実施すべきである。調書が証拠となる場合の弊害を除去し、伝聞法則の厳格化を実行性あらしめるものとして取調べ状況の録音・録画など供述調書の作成過程を客観的に検証する手法を用いて捜査の全過程における可視化が図られなければならない。なお、捜査過程の一部の可視化は捜査側の濫用の危険、弊害が極めて大きく、絶対に認めることはできないことも付言する。いかに伝聞法則を厳格化したとしても供述調書が証拠として裁判に持ち出される可能性がある以上、捜査の全過程の可視化は必須不可欠であり、裁判員制度導入に際し譲歩することのできない事項である。

(3) 事前準備に関連して

十分な公判待ち期間について

弁護人は、事件の全体像について被疑者から聴取した事実を中心に把握するほかなく、検察側の証拠内容をほとんど知ることができないばかりか被疑者に有利な積極証拠を探ることさえできないのが現状である。また、検察官請求予定の証拠は直前まで開示されずに第1回公判期日に臨まざるを得ない状況である。裁判員制度が導入されて裁判員自身の時間的拘束を可及的に減ずるために、連日的に法廷が開廷され、また審理開始から判決までの審理期間の短縮が目指されることとなれば、十分な準備もままならない状況下で真実の証拠を探せないまま簡素化された裁判が横行することは間違いない。裁判員制度下における連日的開廷を前提とすれば、第1回公判までに弁護人としての準備が完了していることが必要不可欠である。したがって、弁護人にとって裁判の準備に必要な期間を十分に確保しなければならない。

証拠の全面開示について

捜査機関が押収した証拠物は事件の核心的な証拠である可能性が高いが、現状では捜査機関が開示しなければその証拠の存在は分からないまま裁判が進行する。もっとも、月に1、2回のペースで審理が進行する現在の裁判の中では、審理途中で重要な証拠物の存在が分かる場合や鍵を握る参考人の所在が審理の途中で分かるということもあり得た。しかし、裁判員制度の集中審理が徹底されれば

ば、上記のような真相発見過程は失われる結果となる。これを回避し、真相の解明に向かった裁判をするためには、第1回公判期日前に捜査官が保有するすべての証拠を弁護人に対して明らかにしておかなければならない。したがって、裁判員制度導入に当たって、全面的証拠開示を導入するべきである。

- 5 さらに、たたき台には記載がないが、身柄拘束制度の改善、刑事訴訟法39条3項の廃止について制度改革すべきである。起訴されて被告人段階に至っても権利保釈が機能していないため身体拘束は継続し、否認事件や共犯事件に至っては接見禁止が付される現状のような身柄拘束制度の下では、いかに十分な公判待ち期間が確保できたとしても弁護人と被告人は裁判に関して満足に打ち合わせをすることはできない。すなわち、公判待ち期間は、被告人との自由な打ち合わせを可能とするために現行の身柄拘束制度が大幅に改善されることを当然の前提とすることになる。したがって、弁護人との自由な打ち合わせを可能とするため、被疑者保釈を含む被疑者・被告人の身柄拘束制度の大幅な改善が必要であり、仮に身柄が拘束されていても自由な接見が確保されるために刑事訴訟法39条3項は廃止されなければならない。

(部落解放共闘佐賀県民会議)

- 1 裁判員(市民)が意見を述べやすいように、裁判員の人員を圧倒的に多く、裁判官を少なくすべき。裁判員は11人程度。裁判官は1人が2人で足りる。
- 2 裁判に入る前の証拠収集や証拠開示を充実させることが、裁判員制度の前提となる。双方の意見を、裁判員が短時間で十分理解するためにも裁判に入る前の準備が大切になる。そのため、検察側だけでなく、弁護側についても裁判の準備の段階からすべての証拠に十分目を通せる権利を法制化する必要がある。裁判員制度を機能させることと、刑事手続の迅速化及び公正化はセットになる。

(部落解放同盟中央本部)

- 1 裁判官と裁判員の人数について
司法制度改革審議会意見書は、国民的基盤の確立として、「国民一人一人が、統治客體意識から脱却し、自律的でかつ社会的責任を負った統治主体として、互いに協力しながら自由で公正な社会の構築に参画」するものと位置づけています。広く国民が、自主性と責任感を持って、裁判官とともに、裁判の内容に主体的かつ実質的に関与するためにも、また日常生活に基づく多用な市民感覚が十分反映されるためにも、裁判員の数を裁判官の3倍以上にするべきです。例示されたA案では、そのような裁判員制度の意義は反映しないと考えられます。裁判員(市民)が意見を述べやすいように、裁判員の人数を11人程度にし、裁判官を1ないし2人とするB案をもとに検討すべきです。
- 2 準備手続の充実化と証拠開示のルール化が必要
前記の裁判員制度の意義を踏まえ、裁判員となる私たちが責任を持って審理に参加できるようにするためには、公正な証拠開示制度の確立が前提です。その点を明記し、別途、証拠開示の公正な法制化を行わねばなりません。
証拠開示の公正な法制化のためには、国際人権自由権規約委員会の勧告などを十分踏まえ、「法律及び実務において弁護側が検察官手持ち証拠にアクセスできるよう確保する」ことが必要です。
そのためには、検察官は手持ち証拠の標目及び内容を記載した書面を作成し、弁護側に交付しなければならないというルールを法制化するべきです。その上で、証拠開示の範囲については、全面開示を原則とし、開示しない証拠については、検察官に「開示による弊害」の具体的立証を求め、裁判所が判断することとし、弁護側が開示決定について争うことができるようなルール化をするべきです。
- 3 裁判員制度と刑事手続の公正化・人権教育の推進を一体のものとして進めなければならない。
裁判員制度を機能させることと刑事手続の適正化・公正化は一体のものとして実現しなければなりません。裁判員制度導入に当たっては、証拠開示の公正なルール化ととも

に、捜査・取調べの可視化（取調べ・尋問状況の完全なビデオ録画）など刑事手続の改革が必要です。同様に、前記の裁判員制度の意義を十分理解するためにも、司法関係者を含む人権教育の推進・充実が必要です。その点も明記し具体化すべきと考えます。

- 4 以上の点をふくめ、公聴会を各地で開催するなどして、広く市民の意見を十分に聞いた上で、制度設計の検討を進められたい。

第3部 団体を通じて寄せられた意見

(自由法曹団を通じて寄せられた意見)

陪審制に限りなく近づける趣旨から、B案を支持します。

事件の軽重にかかわらず、全部の否認事件で利用できるようにしていただきたい。

(男性、東京都)

1 被告人に選択させる。

2 否認事件はすべて

3 全員一致(福岡県)

1 裁判員の人数は、裁判官の3倍以上とすべきです。B案を支持します。

2 証拠調べは、供述調書の要旨の告知は基本的にないようすべきです。

3 捜査過程の可視化がどうしても必要です。すべての捜査過程について録音・録画がされなければなりません。

4 検察官の手持ち証拠は公判前に全面開示されるべきです。

5 評決については、全員一致制を採るべきです。(福岡県)

1 裁判員による裁判の対象は、重大事件に限らず、全部の罪種とすべきである。

2 自白事件まで対象とする必要はなく、否認事件のみを対象とする。

3 被告人に、裁判員による裁判か、裁判官のみによる裁判かの選択権を与える。

4 裁判官は一名のみ、裁判員を十一名とする。

5 裁判員は、有罪無罪の判断のみを行い、評決は全員一致とする。

6 事前の全面的証拠開示が必須条件である。

7 身柄拘束の適正化、取調過程の可視化が必須条件である。(男性、東京都)

裁判員については、B案を支持します。国民参加を実質的に意義あるものにしなければ、単なるお飾りの裁判員になってしまうおそれがある。

証拠調べについては、直接主義・口頭主義を原則として貫くべきです。自白偏重の刑事裁判をなくすことが特にポイントです、被疑者の取調べの在り方にも工夫が加えられるべきです。

証拠は、全面的証拠開示が裁判における公明を確保するため当然不可欠です。

対象事件は、重大事件、被告人の選択権など、一定の基準を設けるのが良いと思います。(東京都)

1 裁判官と裁判員の人数

裁判官は1名に限定、裁判員は9名以上。

2 証拠調べについて

供述調書は廃止し、すべて直接主義・口頭主義によるべきです。特に、自白調書、検面調書については廃止すべき。

3 証拠開示は、全面的開示が不可欠です。

4 対象事件については、少なくとも否認事件は対象とすべきである。

5 評決は、すべて全員一致とすべき。(福岡県)

1 裁判員の員数は、裁判官の人数の5倍以上とすべきである。裁判官は、1～2名とすべきである。ただし、1名が望ましい。

2 裁判員は、事実認定のみに関与する。量刑には関与しない。

3 対象事件は、全事件を対象とすべきである。また、選択制は不可欠である。

4 評決は、「合理的疑いを超える」以上、全員一致である必要がある。

5 全面証拠開示は不可欠とすべきである。

6 犯罪報道は、極力制限されてはいけない。ただし、匿名報道とする。(男性、宮城県)

多数決によって評決ができるようなシステムにはすべきではない。なぜなら、議論がないまま結論が出されてしまうおそれがあるからである。アメリカの陪審制度と同様、全員一致を原則とすべきである。

報道規制が議論されている。確かに、今の報道の有り様を考えれば、裁判員が偏見に

おかされてしまうというのは危惧される。ただ、そのような規制がなされれば、捜査機関に都合の良いワイドショー的な報道は放置される一方、冤罪を訴えるような報道が圧力を受けてつぶされる事態が考えられる。そうである以上、そのような規制はすべきではない。(男性、東京都)

1 人数

B案支持。国民が裁判官の意見に影響を受けずに、ありのままの市民感覚に基づく評議ができるようにするには、B案でなければならない。

2 証拠調べ

供述調書はすべて廃止すべきである。

3 証拠開示について

全面的な事前の証拠開示とする。

4 対象事件について

争いのあるすべての事件。(男性、和歌山県)

1 裁判官と裁判員の人数はB案を支持します。実質的な国民参加を実現するため、参加する国民の人数は圧倒的に多くする必要があります。

2 証拠調べについて、

(1)「調書裁判」は日本の刑事裁判に自白偏重をもたらし、幾多の冤罪が生まれています。供述調書は廃止し、すべて直接主義・口頭主義によるべきです。特に、自白調書・検面調書については廃止すべきです。

(2)捜査段階の自白の任意性・信用性判断のためにも、また被疑者への取調べの適正のためにも、取調状況の全過程をビデオ録画する制度を導入すべきです。

3 証拠開示について

全面的証拠開示が不可欠です。(男性、広島県)

1 基本構造

裁判官と裁判員の人数は、一人対十一人にすべきであり、少なくとも裁判員を三倍以上とすることは絶対に守られるべきである。

裁判員の権限は、有罪・無罪の決定はもちろん、刑の量刑にも関与させるべきである。量刑に関与させることについて危惧を抱く意見があるが、国民の司法への参加を貫徹するためには、量刑関与も必然である。

2 対象事件

否認事件も対象とすべきである。被告人の選択の権利を保護すべきである。評決は特別多数決、死刑事件は全員一致制など検討すべきである。

3 捜査の可視化、手持ち証拠の開示等、原稿刑事裁判の改革が所与の前提である。

(男性、神奈川県)

1 裁判官と裁判員の人数はB案を支持します。実質的な国民参加を実現するため、参加する国民の人数は圧倒的に多くする必要があります。

2 証拠調べについて、

(1)「調書裁判」は日本の刑事裁判に自白偏重をもたらし、幾多の冤罪が生まれています。供述調書は廃止し、すべて直接主義・口頭主義によるべきです。特に、自白調書・検面調書については廃止すべきです。

(2)捜査段階の自白の任意性・信用性判断のためにも、また被疑者への取調べの適正のためにも、取調状況の全過程をビデオ録画する制度を導入すべきです。

3 証拠開示について

全面的証拠開示が不可欠です。

4 対象事件について

否認事件も加える。(男性、神奈川県)

1 裁判官と裁判員の人数はB案を支持します。実質的な国民参加を実現するため、参加する国民の人数は圧倒的に多くする必要があります。

2 証拠調べについて、

(1)「調書裁判」は日本の刑事裁判に自白偏重をもたらし、幾多のえん罪が生まれて

- います。供述調書は廃止し、すべて直接主義・口頭主義によるべきです。特に、自白調書・検面調書については廃止すべきです。
- (2) 捜査段階の自白の任意性・信用性判断のためにも、また被疑者への取調べの適正のためにも、取調状況の全過程をビデオ録画する制度を導入すべきです。
 - 3 証拠開示について
全面的証拠開示が不可欠です。
 - 4 対象事件について
否認事件。被告人の選択制。(福岡県)
 - 1 裁判官と裁判員の人数はB案を支持します。実質的な国民参加を実現するため、参加する国民の人数は圧倒的に多くする必要があります。
 - 2 証拠調べについて、
 - (1) 「調書裁判」は日本の刑事裁判に自白偏重をもたらし、幾多のえん罪が生まれています。供述調書は廃止し、すべて直接主義・口頭主義によるべきです。特に、自白調書・検面調書については廃止すべきです。
 - (2) 捜査段階の自白の任意性・信用性判断のためにも、また被疑者への取調べの適正のためにも、取調状況の全過程をビデオ録画する制度を導入すべきです。
 - 3 証拠開示について
全面的証拠開示が不可欠です。
 - 4 対象事件について
法定合議事件としてスタートさせるべきです。(長野県)
 - 1 B案が妥当と思います。「国民の意見を反映する」制度を創設するならば、可能な限り国民多数が参加し、その議論が裁判官によって「誘導」されにくい制度であるべきです。
 - 2 証拠調べについては、検面調書、員面調書は原則認めないようにし、直接主義・口頭主義で訴訟が進行されるべきです。捜査過程での自白偏重や防御権の侵害をなくした上で、刑訴法が原則にのっとって実施されるべきです。また、捜査過程の可視化を実施し、被疑者の人権を確保することが「実体的真実の発見」にむしろ資するものと思います。
 - 3 「実体的真実の発見」を言うのであれば、捜査過程で入手された証拠はすべて開示されるのが当然です。
 - 4 対象事件は、被告人が望む限り、原則として付するべきだと思います。刑の軽重のみが基準になるのはむしろおかしい。(東京都)
 - 1 裁判官と裁判員の人数
B案を支持します。実質的な国民参加を実現するために、参加する国民の人数を圧倒的多数にする必要があります。
 - 2 証拠調べについて
供述調書にはよらず、すべて直接主義・口頭主義にすべきです。被疑者取調べの適正のために、取調状況をすべてビデオ録画する制度を導入すべきです。裁判員の理解に資するために、法廷における供述調書の記録は速記によることとし、速記官養成を再開すべき。
 - 3 証拠開示について
全面的証拠開示が不可欠です。
 - 4 対象事件について
被告人による選択を保障すべきです。(神奈川県)
 - 1 裁判官と裁判員の人数はB案を支持します。実質的な国民参加を実現するため、参加する国民の人数は圧倒的に多くする必要があります。
 - 2 証拠調べについて、
 - (1) 「調書裁判」は日本の刑事裁判に自白偏重をもたらし、幾多の冤罪が生まれています。供述調書は廃止し、すべて直接主義・口頭主義によるべきです。特に、自白調書・検面調書については廃止すべきです。

- (2) 捜査段階の自白の任意性・信用性判断のためにも、また被疑者への取調べの適正のためにも、取調状況の全過程をビデオ録画する制度を導入すべきです。
- 3 証拠開示について
全面的証拠開示が不可欠です。
- 4 対象事件について
否認事件は法定刑にかかわらず対象とすべきです。また、被告人の選択権を認めるべきです。(東京都)
- 1 裁判官と裁判員の人数はB案を支持します。実質的な国民参加を実現するため、参加する国民の人数は圧倒的に多くする必要があります。
- 2 証拠調べについて、
- (1) 「調書裁判」は日本の刑事裁判に自白偏重をもたらし、幾多の冤罪が生まれています。供述調書は廃止し、すべて直接主義・口頭主義によるべきです。特に、自白調書・検面調書については廃止すべきです。
- (2) 捜査段階の自白の任意性・信用性判断のためにも、また被疑者への取調べの適正のためにも、取調状況の全過程をビデオ録画する制度を導入すべきです。
- 3 証拠開示について
全面的証拠開示が不可欠です。
- 4 対象事件について
否認事件も含めるべき。(男性、千葉県)
- 1 裁判官と裁判員の人数
B案を支持します。国民の司法参加という観点からしても、参加の国民の人数は圧倒的に多いことがポイントだと思います。
- 2 証拠調べについて
供述調書は廃止して、すべて直接主義・口頭主義によるべきだと思います。自白調書・検面調書については廃止すべきです。捜査の適正のためにも、取調状況の全過程をビデオ録画する制度を導入すべきである。
- 3 証拠開示について
すべての証拠を開示すべきです。
- 4 対象事件について
A案と選択制を併せて導入すべきです。
- 5 その他
評決は全員一致とすべきです。(男性、福岡県)
- 1 裁判官と裁判員の人数
B案を支持します。実質的な国民参加を実現するために、参加する国民の人数を圧倒的多数にする必要があります。できる限り裁判官は少なく、一名が望ましいと考えます。
- 2 証拠調べについて
供述調書にはよらず、すべて直接主義・口頭主義にすべきです。被疑者取調べの適正のために、取調状況をすべてビデオ録画する制度を導入すべきです。裁判員の理解に資するために、法定における供述調書の記録は速記によることとし、速記官養成を再開すべき。
- 3 証拠開示について
全面的証拠開示が不可欠です。
- 4 対象事件について
否認事件、被告人の希望事件、少なくとも被告人が辞退する権利は絶対に必要と思います。(男性、埼玉県)
- 1 裁判官と裁判員の人数はB案を支持します。実質的な国民参加を実現するため、参加する国民の人数は圧倒的に多くする必要があります。
- 2 証拠調べについて
- (1) 「調書裁判」は日本の刑事裁判に自白偏重をもたらし、幾多の冤罪が生まれてい

ます。供述調書は廃止し、すべて直接主義・口頭主義によるべきです。特に、自白調書・検面調書については廃止すべきです。

- (2) 捜査段階の自白の任意性・信用性判断のためにも、また被疑者への取調べの適正のためにも、取調状況の全過程をビデオ録画する制度を導入すべきです。
- 3 証拠開示について
全面的証拠開示が不可欠です。
- 4 対象事件について
軽い事件でも否認事件を対象にすべき。
- 5 評議について
単純多数決は反対。全員一致、又は少なくとも特別多数決。(男性、千葉県)
- 1 裁判官と裁判員の人数
B案を支持します。実質的な国民参加を実現するために、参加する国民の人数は圧倒的に多くする必要がありますので、B案を支持します。
- 2 証拠調べについて
(1) 「調書裁判」は、自白偏重をもたらし、幾多の冤罪が生まれています。供述調書は廃止し、直接主義・口頭主義によるべきです。特に、自白調書、検面調書については廃止すべきです。
(2) 捜査段階の自白の任意性、信用性判断のためにも、被疑者の取調状況の全過程をビデオ録画する制度を導入すべきです。
- 3 証拠開示について
全面的証拠開示が不可欠です。検察官が開示するよう、実効性ある制度を要望します。
- 4 その他
評決については、全員一致を求めます。少なくとも、3分の2以上の多数決とすべきです。(男性、千葉県)
- 1 裁判官と裁判員の人数はB案を支持します。実質的な国民参加を実現するため、参加する国民の人数は圧倒的に多くする必要があります。
- 2 証拠調べについて、
(1) 「調書裁判」は日本の刑事裁判に自白偏重をもたらし、幾多のえん罪が生まれています。供述調書は廃止し、すべて直接主義・口頭主義によるべきです。特に、自白調書・検面調書については廃止すべきです。
(2) 捜査段階の自白の任意性・信用性判断のためにも、また被疑者への取調べの適正のためにも、取調状況の全過程をビデオ録画する制度を導入すべきです。
- 3 証拠開示について
全面的証拠開示が不可欠です。
- 4 対象事件について
一定の重罪事件に限るべきでなく、痴漢えん罪などの否認事件については裁判員制度を利用できるようにすべきである。(男性、東京都)
- 1 裁判官と裁判員の人数はB案を支持します。実質的な国民参加を実現するため、参加する国民の人数は圧倒的に多くする必要があります。
- 2 証拠調べについて、
(1) 「調書裁判」は日本の刑事裁判に自白偏重をもたらし、幾多の冤罪が生まれています。供述調書は廃止し、すべて直接主義・口頭主義によるべきです。特に、自白調書・検面調書については廃止すべきです。
(2) 捜査段階の自白の任意性・信用性判断のためにも、また被疑者への取調べの適正のためにも、取調状況の全過程をビデオ録画する制度を導入すべきです。
- 3 証拠開示について
全面的証拠開示が不可欠です。
- 4 対象事件について
可能な限り広げてほしい。(男性、東京都)

1 基本構造

(1) 裁判員と裁判官の員数について

B案を支持します。市民の司法参加の意義を発揮させるためには、裁判員が少数人数では駄目です。素人がプロである裁判官に気持ち負けしないためにも、大幅な人数比を確保することが必要です。

(2) 裁判員の権限

私は、裁判員の判断対象は公訴事実にとり、量刑は裁判官の専権事項にしてもよいのではないかと考えます。

量刑は、他事件を通じた公平性が必要であり、事件単位で選任される裁判員に量刑判断まで求めることには無理がなからうかと思うからです。裁判員裁判の対象を、選択制により争いのある事件を中心にしたものにすべきだと考えるからです。

(3) 評決

有罪の認定には全員一致かそれに近い比率が必要と考えます。「疑わしきは被告人の利益に」の徹底。少数者の権利を守る刑事手続では、多数決の原理が妥当しません。

(4) 対象事件

法定合議事件のほか、すべての否認事件を対象とすべきと考えます。被告人に選択権を与えるべきだと考えます。裁判員裁判の対象を公訴事実と争いのある事件に絞ったほうが、市民参加の意義を最もよく実現し、訴訟経済にも資すると考えます。このほうがむしろ制度の定着にもなります。

事件の性質による対象事件からの除外については、B案を支持します。

2 身柄問題

被告人の防御活動を十分なものにするために、現行よりも積極的に保釈を認めるべきであると考えます。

3 公判手続等

(1) 裁判員制度であっても、「迅速」な裁判とともに、「充実」した裁判であることも大事な価値として確認すべきです。

(2) 事前準備期間を十分にとること。

(3) 検察官の手持ち証拠の事前全面開示を実現すること。

(4) 準備手続で争点整理を行う必要はあるが、被告人に不利益効果を持つ争点明示義務を課すべきではない。

(5) 現行のように被告人不同意の伝聞証拠が安易に採用されることのないような証拠法則とすること。

(6) 正確な記録を素早く活用できるように速記官による記録を行うこと。(男性、40歳代、東京都)

(日本弁護士連合会を通じて寄せられた意見)

裁判員の事件現場を見るのが重要。

量刑にまで関与するのは難しいのでは。

基本的には賛成です。(男性、20歳代)

裁判官2名、裁判員9名。(男性、10歳代)

警察・検察の取調状況のビデオ録画の実現を!

人数比は裁判官1名裁判員11名としてください。

こんなことが実現できたら素晴らしいと思いました。

感情移入の度合いが難しいと思う。(女性、10歳代)

裁判員を無作為に選ぶことには多くの問題があると思われる。

裁判官に引きずられないようにするのが肝要。(男性、東京都)

法律が変わらない以上、何をやっても駄目!(男性、20歳代)

捜査段階の資料を開示する。1対6くらい。事前研修を要する。

裁判員制度を早くつくってもらいたい。(男性、70歳代、青森県)

この制度は、まだ社会的に知られていないので、もっと広めてください。
裁判員制度のPRが大変不足している。もっともっとPRすべきである。
裁判員制度を一日も早く成立させてください。(男性、70歳代、千葉県)
一般市民が参加できる制度を確立願います。(男性、60歳代、神奈川県)
検察審査協会員をしています。2004年の裁判員制度に期待しましょう。
裁判員になったとしても、育ってきた生活環境により考え方が違い、難しい。
裁判員が有罪・無罪を決定するには少し不安が残る。(女性、50歳代、東京都)
是非実現してほしい。できれば民事にも参加できれば。(女性、50歳代、岡山県)
司法改革のため、是非より良い裁判員制度を実現させたい。(男性、60歳代、静岡県)

裁判員制度は良いものだと思うが、実際に行うとなると、いろいろ問題が出てくると
思う。
お上が裁くのではなく、国民が裁く意識を持つべきものです。(女性、50歳代、静岡県)

この制度は本当に良いと思います。是非協力したいと思います。(女性、50歳代、岡山県)

裁判員の意見が全員一致でなければならないとは、無理がある。(男性、70歳代、千葉県)

裁判員制度、市民参加はドラマじゃなく、絶対必要と思います。(女性、60歳代、愛知県)

市民の数はできるだけ多いほうが良いと思うけれど、裁判官も一人ではなく数名のほうが良いと思う。

裁判員として一般人が参加することは大変良いことだと思います。(男性、70歳代、岡山県)

裁判員一人一人がもっと法廷で発見できるようにしたら良いと思う。(男性、40歳代、福島県)

裁判官は難しい気持ちになった。絶対裁判制度は変えたほうが良い。(女性、40歳代、沖縄県)

早期実現に向けて審議してほしい。いろいろな環境の人を多く選出してほしい。(女性、40歳代)

裁判員制度を導入するのなら、弁護側の捜査権を一部認めなければ片手落ちになるのではないですか。

裁判員制度は選挙権を有する者で年齢層が幅広いほうが良く、人数も10人くらいが良いと思いました。

裁判に参加討論することが大きな経験になると思う。機会があったら参加したい。(男性、20歳代)

裁判官も2名以上にして、両方の意見をもって始めるともっと違う方向に...?(男性、30歳代、福島県)

地方裁判所だけでなく、高等裁判所、できたら最高裁判所にまで、裁判員を採用すべきだ。(男性、60歳代)

裁判員制度も名実共に改革であってほしい(年齢幅も20歳以上と広くすべき)。(女性、60歳代、岡山県)

制度導入に当たり多くの布教活動を望みます。導入されれば国民参加の法律も夢ではないと思う。(女性、50歳代)

国会で可決されることを願っています。もし裁判員に選ばれたら必ず裁判に出たいです。(男性、50歳代、奈良県)

裁判のスピード化。広く国民に裁判を共有化する。社会の傾向、時代の流れを反映させる。(男性、60歳代、東京都)

一般市民の事件や司法への関心が高まり、法の知識が浸透する、とてもいい制度だと思う。(男性、30歳代、東京都)

裁判員になった人が、時間を気にして来てくれないという事態にならないようにしてほしい。(男性、20歳代、岡山県)

外国等の本を読んでいて大変良い制度だと思っておりました。是非実行されることを願います。(女性、60歳代、東京都)

裁判員になるのはいいが、その人のプライバシーや外からの圧力などがかかってきて、裁判員の負担になるのではないか。

裁判員に選ばれたら法律も勉強する必要があると思いますが、是非とも参加してみたいと思います。(女性、60歳代、岡山県)

ときとして、この判決は?と思うことがあります。真実の一つ、正しい裁判がされることを望みます。(女性、40歳代、東京都)

20歳以上でいいでしょう。殺人のときは、人民が多いほうがいいでしょう。すべてビデオテープにする。(女性、50歳代、東京都)

全員一致は制度化する要なし。上訴審もあるから。ある段階で争点の整理と議論の深化は絶えず必要と感じた。(男性、70歳代)

司法改革の中心に、「国民が主人公」の考え方を教えてください。裁判員に選任されたら、と思います。(男性、50歳代、愛知県)

裁判員が、被告人から圧力やいやがらせを受け、日常生活に支障が生じない対策を講じていただきたい。(男性、60歳代、岡山県)

多くの国民の司法の参加を是非実現してほしい。刑事裁判の充実と迅速化に向けての改革をしてほしい。(女性、60歳代、静岡県)

映画を見て、裁判の公正化を図るということで裁判員制度がいかに大切であるかということがよく分かりました。(男性、60歳代)

最近の判決は、余りにも世間の常識から外れているようなことが多い。普通の人が見て意見を言うことで裁判に参加できるのは良いと思う。

裁判員が多過ぎても、人の意見に流される心配もある。好き勝手なことを言いすぎて意見調整しにくくなる。(女性、60歳代、東京都)

会社勤務の人は裁判所の決めた日に出席できるでしょうか。それも1日ではなく数日にわたる場合はどうか。(男性、50歳代、奈良県)

無作為に選んで召喚した人々の中から「裁判員」を選出することの難しさが、最後まで残る問題だと思われる。(男性、70歳代、東京都)

冤罪がなくなる原因は、密室で警察が取調べ、自白が第一とされているところにあると思う。司法の独立がない。(80歳代、北海道)

裁判員制度は是非実現していただきたい。裁判に年月が掛かり過ぎるので、スピードアップしていただきたい。(男性、70歳代、東京都)

裁判員制度の導入が検討されていますが、その目的が明確でない気がします。制度の構築には、明確な目的と正しい手続が必要だと思います。

諸外国よりも周囲との共同生活、周囲への関心が高いだけに人権問題の保護が気になります。マスメディア報道の被告人の人権への影響など。

参加年齢については20歳以上でよいと思う。考え方は人それぞれなので、余り年齢にこだわる必要はないと思う。(女性、40歳代、東京都)

裁判員制度は絶対に大事で必要な制度です。良い制度ができるよう期待しているし、できる限り協力していきたい。(男性、30歳代、埼玉県)

ビデオを見て、良心をもって事に当たれば誤りが少ないように思うが、人が人を裁くことの難しさを感じました。(女性、40歳代、北海道)

裁判員制度は必要と思いますが、一般国民がこの制度を理解するように、国(政府)が分かりやすく実施すること。(男性、60歳代、東京都)

裁判官の中にも市民レベルの視点に欠ける人がいると思われる。今回の裁判員制度は、正にこれを補完してくれるのではと期待しています。

国民が裁判に目を向け、正しい裁判が行われ信頼される裁判を確立するため、裁判員制度が確立されるよう望みます。(男性、70歳代、静岡県)

今日の映画のように国民が裁判に興味を持って参加できるように望みます。裁判員制度、とても良いことだと思います。(女性、50歳代、東京都)

細かい点は今後十分検討していくとして、何とぞ市民参加の視点から取り組んでいただけますようお願いいたします。(男性、30歳代、東京都)

裁判員制度は全員一致でなければ何度でも審議をやり直すということだったが、何度しても一致しない場合の対処法を決めてあるのか疑問に思った。

この映画によって、裁判員制度が非常によく分かりました。もし、自分が裁判員に選ばれたら、良心を持って業務を執行したい。(男性、60歳代、茨城県)

裁判官は複数であるべきだと思います。評議の場が密室で行われるので、関与する司法関係者は複数でないと本当に公平性が保てるかどうか疑問に思います。

裁判に様々な意見を反映させるのに有効な手段と思う。しかし、マスメディアが氾濫している現代社会では、先入観を持たないというのは不可能に近いと思う。

裁判員制度の導入には、様々な問題がありますが、是非ともクリアして早期導入を行っていただきたい。導入の暁には、自分も裁判員として法廷に参加したい。

生まれ変わったら是非とも法律を勉強して弁護士になりたいが、その前に裁判員をやってみたい。人間の情を十分に考えて裁きたい。(男性、40歳代、東京都)

多くの人の意見が聞けるよう裁判員は多いほうが良いと思います。20歳の方も良い意見があると思います。違った目で見るといいと思います。(女性、50歳代)

今日のビデオのようなPRをもっとすべきである。もっと、現在の案のPRをしなければ一般市民からの具体的な意見が出てこない。(男性、60歳代、京都府)

制度については良いと思いますが、裁判内容によって人数や専門知識も必要とも思えます。「員」は固定なのか、その間の生活保障は。(男性、60歳代、東京都)

裁判員制度を行うことによって、市民の裁判に対する意識が高くなると思う。しかし、20歳になったばかりの若い人が果たして正しい判断ができるか疑問です。

陪審制度とどう違うのですか。しかし、基本的に公平感を促すという意味で大賛成です。昔見た「12人の怒れる男」を思い出しました。(男性、40歳代、愛知県)

この運動をもっと大きくして行ってください。中学生、高校生に見せたらどうでしょう。この映画ドラマをきっかけにすることはできる。(女性、40歳代、東京都)

裁判員制度はいいと思いますが、裁判員全員一致は納得いきません。一致するまで審議すれば、早く終わるために多数の票に入れてしまうのでは...(男性、東京都)

無作為というのが気になります。前科などはやはり考慮すべきだと思います。思想などが多く存在する日本では、裁判員制度は難しいと思います。(女性、10歳代)

無作為に選ぶというけど、本当ですか。選ばれた場合の身分保障とのかかわりはどうなるのか。判決場所(法廷)に裁判員は立ち会うのか。(男性、50歳代、沖縄県)

裁判員はできるだけ多いほうが良いと思います。市民の感覚が裁判に反映されやすいからです。年齢は20~65歳くらいが適当だと思います。(女性、10歳代、岡山県)

裁判員について私は否定的です。感情に流され過ぎるという点で私は考えられません。良識ある人が冷静な判断を行うことを期待しています。(女性、10歳代、宮崎県)

「裁かれるのも市民、裁くのも市民」とは良い言葉である。市民の自己責任が求められる。昔見た米国映画「12人の怒れる男」を思い出した。(男性、60歳代、東京都)

最後まで意見が一致しない場合はどうするのか。何度も裁判所に足を運ぶことや長い時間が掛かるのはなかなか難しいと思う。有罪無罪を決めるのはとても重いことだと思う。

国民一人一人が裁判に関心を持つようになり良いと思いますが、議論がまとまらず何日にもなったりした場合大変じゃないかなと思ったりもします。(男性、50歳代、東京都)

現在の裁判では、無意識のうちに感情を排除することにとらわれ、本来重視すべき真

実と良心を見失いがちである。これを補うには裁判員制度が必要と思った。(女性、20歳代)

被告人の自白については、真偽に不明なところがあるので、取調べの段階から録音又は録画をして、証拠にしていきたい。裁判員が量刑を決めることには重荷があるのではないか。

裁判官一人、裁判員9人以上が絶対に必要です。裁判官は一人で十分です。是非、これの実現を目指してほしいと思います。1日も早い実現が必要です。(男性、60歳代、埼玉県)

判決まで決めるのは大変なことだと改めて感じた。判断は生活、履歴で大きく変わることを考えると裁判員もある程度必要。年齢も多岐にわたるべきである。(女性、60歳代、東京都)

今までのパターンにとらわれず、世の中も人の心も変化するもの、それを恐れず、楽しみながら、古いものへの執着を手放して、愛を基本に見本となってほしい。(女性、30歳代、東京都)

人数が多いほうがいろいろな意見から事件を見ることができ、良いと思う。全く事件のことを知らない人、事件知識がなく被告人のことを最初から有罪と見ずに、討論し合うことが良いことです。

今の裁判官は信じられないと思っています。前に裁判をして嫌な思いをしました。もっと考えてほしいと思っていたので、これ(裁判員制度)はいいことだと思う。(女性、50歳代、東京都)

裁判員をマスコミから守る方法が考えられるべきだと思います。必ずや三流報道の取材の対象となって、裁判員個人の人権が侵害されると思う。そのおそれが強いと、討論にも集中できないと思います。

20代の子供がいるが、善悪の判断の基準は変わらないと思います。若い世代の事件の場合、その心理は若いころのほうが理解できると思います。今は子供に習うことが多いです。(女性、40歳代)

司法制度改革推進本部が目的としているのは何ですか。国民が主人公ではないのですか。お金と手間がかかるのが民主主義ではないのですか。コンパクト論には反対です。(女性、30歳代、沖縄県)

無作為で選ばれるとのことなので、もっともっと国民に知らせていただかなくてはいけない問題と思いました。アピールをもっとしてください。教育現場でもしてください。(女性、40歳代、宮崎県)

裁判員の導入は量刑のみでいいと思う。有罪無罪に関しては一般国民に不満があるか疑問がある。有罪無罪に関しては、やはり事実認定の専門家が行うほうが間違いが少ないと思う。(男性、20歳代、北海道)

戦前の陪審制度は至って低調だったが、現在では一般国民も法的知識が高くなり、裁判員制度の導入こそ必要で、導入活用することが我が国の裁判を国民のものとすると思えます。(男性、70歳代、北海道)

米国の場合、1週間くらい会社を休む必要があり(裁判所での待機)、負担が多い。日本ではそうならないようにしてほしい。米国駐在中(10年)、スタッフが jury duty でよく休んだ。(男性、50歳代、東京都)

今日の映画を見ていると、裁判員はやはり個人的感情で左右されやすい。しかし、それは駄目だと裁判長が言っていたが、個人的感情を完全に排除するなんて本当に可能なんですか。(男性、10歳代、岡山県)

裁判官は今まで国民に対しての目線が違っていたのではないかと判断しました。時間が掛かるでしょうが、期待しています。裁判員の年齢については、25歳以上でよいのではと思います。(女性、60歳代、宮崎県)

納得のいく判決でないことが多いので、このような制度は一般市民の声も意見として入るのでいいと思う。市民感情とかけ離れている判決がよくあるので、今回のドラマのようなことが行われれば少しは変わるのでないか。

25歳以上と言われていますが、今の若人は、悲しいほど成熟度が低いと思います。しかし、純な心を信頼し、育てるためにも、20歳を成人と認めて、裁判員制度に入れてほしいと思います。(女性、70歳代、東京都)

25歳以上の資格者とするのが良いと思う。学生は世間へ出ていろいろな環境で見て、人々の意見を聞き、常識を豊かにしてから参加してほしいと思います。今日の映画は参考になりました。(女性、70歳代、東京都)

このような団体が積極的に今回のような試みをされていることに、今後の日本の明るさを見いだせます。日本も捨てたものではないとうれしく思っています。子、孫の代まで、より良い日本が生き残ってほしいと願う者です。

国民が直接裁判に参加するシステムがなかったことが、司法への関心が深まらなかった原因であり、司法の問題の根源と考えて良い。遅きに失したが、勇気を持って始めることを国民は望んでいる。(男性、50歳代、静岡県)

事件の判決が出るまで何日、何時間掛かるか分からないのが不安

個人情報(裁判の内容)につき、裁判員になった人の口が堅いのが心配

刑期を決めることには不安がある。(女性、30歳代)

裁判官と庶民選出裁判員の徹底討論は真実に限りなく近づくと判断する。今回のビデオ映像は、偏見・独断がいかに真実を曲げているかを示唆している。この制度は、司法と一般社会を近づけるものと思う。(男性、60歳代、東京都)

裁判官だけの狭い世界には限界を見た。もっと広く意見・情報を吸収すればベターな判断が行える。

裁判官1名、裁判員6名とすべき。(男性、30歳代、愛知県)

裁判員は20歳からが良いと思う。自分は昭和19年生まれだが、その年代の人たちでないと理解できない、そんなことが数多くある。20歳でなくては20歳の気持ちが理解できないのではないのでしょうか。(女性、50歳代、神奈川県)

なぜ裁判官が市民の裁判員の議論に入るのか、その必要性が分からない。弊害が出てくる可能性が多いのに、裁判官が入るとの今の制度の方向性は、国民へのマイナスなり、疑いなり、見下しの態度がある気がする。(女性、20歳代)

裁判員制度は、市民が主体的に参加できる制度でなければ取り入れる意味がない。本職の裁判官が多ければ、その専門的な知識に圧倒され、発言ができないので、やはり裁判員を3倍以上にして自由に発言がしやすいようにするほうが良い。

市民が裁判に参加することによって、物的証拠や証言などだけで判断することなく、被告人の心理や、犯行を目撃した証言者の思いこみや心理など、幅広い視野で事件を見ることができ、より真実を明らかにできるのではないかと思った。

18歳選挙権が実現すれば、18歳以上が裁判員になれるといいですね。

一人の裁判官の判断より、9~10人の裁判員が一致する判断に正義があるように思うから、裁判員制度はいいと思います。(女性、60歳代、岡山県)

裁判官と裁判員とが、本当に対等に議論できるのか。法律知識が十分でない裁判員の意見が反映できるのか。裁判員個人の常識・社会の常識が生きた裁判となるため、もっとも国民の間で議論が必要ではないか。(男性、50歳代、奈良県)

高校の政治の授業で導入されるかもしれないと聞いていたが、この映画を見て、生の問題を教えられた気がした。裁判員制は国民の意見も活かすことができるけれども、その活用やかかわる人によって結果は大きく違ってくるのだとも痛感した。

狭山事件の犯人とされたしまった石川さんを講師として招けば、自白に至る冤罪への道がもっと明らかになると思います。とても分かりやすい映画でした。映画を見るだけでなく、シンポジウムなどをもっと開いてください。(男性、70歳代、東京都)

一番困難なことは、裁判官と裁判員の評議が一致しない場合はどうするか。無差別、無作為なので、ただ出ていけばいいと思う人もいるし、無責任な発言になるのを防止する方法を深刻に考えなければならぬと思います。(男性、40歳代、青森県)

一般市民を参加させることで、今までにない意見が出てくると思う。制度としては未完成と思うが、この裁判員制度はできるだけ早く確立したものとしてほしい。今まで無

縁だった裁判が、非常に身近なものとなって正しい見方が生まれてくると思う。

裁判員の人たちの経験談も含めて、広い考えの中で裁判することができて、すごく良い制度だと思います。裁判員を選ぶのは難しいと思いますが、幅の広い人たちの判断を受けて、裁判官も視野の広い見方をできるようになり、大変良いことだと思います。

多くの人がいれば思いもかけない意見も聞くことができ、こんな考えもあるのかと思ったり、いろいろ参考になる。全員の意見が一つにならなければ何度も繰り返すとのことなので、とことん話し合えるし、とても良いと思う。(女性、50歳代、東京都)

今の判決は長過ぎる。

現在、国会議員の投票の際、司法の賛否を問うことがあるか。市民は全く分からない人が多いため、これを機会に興味が出てくると思われる。(男性、50歳代、宮崎県)

裁判員になるためには、国民がある程度法律知識を持つことが必要である。裁判官の意見がある程度通るように思う。全く互角であることを前提としたい。裁判員が自分から拒否したい場合もあるが、これをもっと広めてほしい。(男性、60歳代、奈良県)

私も自らの訴訟経験から、司法のいい加減さには辟易している。

裁判員制度自体、報道が少なく、知識を持ち合わせていないのでコメントのしようがない。もっとオープンにできないものか。報道が力不足なのか。(男性、50歳代、北海道)

長年の人生経験を下に言えば、一般常識で考えて「おかしいな。」と疑問を持つことは、大体真実でないことが多い。そのためにも正しい判断をするためには、完全な情報の提供が不可欠となる。その点の整備がされれば大変良いと思われる。(男性、60歳代、奈良県)

裁判員はできるだけ広く浅く、事件の内容とは関係なくオープンに。無作為ということですが、どんな条件の人ができるのか明示してほしい。

裁判に要する日数をできるだけ短くする。なぜ今の裁判は長引くのでしょうか。(女性、奈良県)

一般市民が参加するのであれば、なるべくいろいろな意見・考え方を持つ人を多数とするほうが良いと思う。裁判員制度の実現により、警察、検察、弁護士等、専門家だけでは、一般常識とかけ離れたものに偏りがちな点が是正されると思う。(男性、60歳代、千葉県)

前回の劇の後の各室での討論の際、私の入ったメンバーの中はかなり偏った考えの人や頑固な人がいた。裁判員制度が本格的に開始された折には、裁判員自身の選考によっては、かなりの困惑が予想されるので、裁判員制度の導入には、研修があらかじめ必要と思われる。

裁判員の数が少ないと民意がよく反映されなくなると思います。

政府広告か何かでこの制度について幅広く国民に知らせることが必要でないか。

国民が司法に無関心なので学校教育で紹介するなどしてもいいのではないか。(女性、30歳代、香川県)

国民の大多数は裁判員制度について知識も関心もないと思う。もっと議論を国民に知ってもらうように努力すべきと思う。

国民参加の司法制度改革は必要なので、まずやってみて、国民の声を聞きながら手直ししてはどうか。

感情論が強過ぎる。「やっていそうだけど無罪ならかわいそう」と思えば、他人のこととはいえど、リスクを取らないのが普通になる。逆に、通り魔や幼児への犯罪は、証拠の有無にかかわらず、被告人＝犯人になりかねない。松本サリン事件の二の舞になる事件が増えそう。裁判官の威信が落ちそう。

現在、加害者の人権が被害者のそれよりも尊重されている。逆にすべきである。例えば、オウムの裁判では、あんなに松本を大切にする必要があるので、大いに不満である。被害者の方はたまらないに違いない。それに時間が掛かり過ぎる。裁判官の数も増やすべきでは。(男性、60歳代、宮崎県)

裁判員制度の導入により、裁判官だけの考え・思考の判断でなく、もっと身近な、よ

り一般の人の考えが取り込め、事件の背景など判決を導き出すいい結果が得られるのではないかなと思います。ただ、導入に当たっては、いろいろな視野で構想を考え、慎重にお願いしたいと思います。

人の心を知らず法のみ狭い中で世の常識から乖離している裁判官が多いことに驚く。人間としての英知を多角的に検討するためにも多くの裁判員の参加が望ましい。社会的に貢献することであり、法の刀の前に人間であることの大切さを知り、法が生きるのでは。(男性、70歳代、北海道)

司法の専門家以外の人たちの意見が裁判に反映させることは大変良いことだと考えます。しかし、まだ私を含め、裁判について知識のない者が国民には多数いると考えられます。国民として裁判員に選ばれた際に、安心して参加できるための情報をもっとアピールしてほしいです。

刑事事件を何度も見学に行ったが、時間とお金の無駄。外国のようにどうしてスムーズにいかないか不思議。職業裁判官と悪徳弁護士のお金の無駄。自分たちの改革なくして市民が参加しても小泉改革と変わらない。一般人のほうははるかに目線が高いし、裁判をバカにしてることに気付いてほしい。

職業裁判官というのは、法律の専門家ではあるが、真実を見極めるプロではないと考えます。多様な経験を持つ市民によって見えなかったこと、気付かなかったことに気付くことがあると思う。そして何より市民の司法への関心が高まり、身近なものになることに期待する。(女性、30歳代、岡山県)

裁判官は、裁判のエキスパートなので、裁判官自身の発言の一言一言が裁判員を納得させてしまうような力があると思う。できれば、裁判官を入れずに一般の裁判員だけで議論するか、裁判官は入っても司会のみとして意見は言わない等、裁判官は余りかわらないほうが良いと思う。(女性、学生、10歳代)

裁判員をしたくない人の拒否権がどうなっているのかよく分からない。

意見が割れたときの解決策はどうなっているのか。

被告人に顔を見られた場合のその後の安全性の保証はあるのか。

結局、裁判官の意見に流されて評決してしまわないか。(男性、30歳代、岡山県)

裁判員の人数が、裁判官と同数あるいはそれ以下というのは、制度の意味がないと思うので反対。裁判官のほうは知識は上であるし、立場上、裁判官を優先してしまいがちになり、市民の声を届けるといって不適切。裁判員の人数は、6~7人は欲しい。逆に裁判官の人数は2人程度でいい。

まずは市民が裁判員制度を知らなければならない。その一つの取組が、この映画上映会や弁護士や裁判官の講演会だと思う。また、裁判員制度について疑問を持っている市民もたくさんいると思うので、そういった質問を受け付けるシステムやディスカッションができる場があればいいと思う。(男性、10歳代、岡山県)

裁判員制度を是非導入していただきたい。市民が身近に裁判に参加し、公平に裁判が受けられるようにすべきである。今まではお上が決めているが、市民自身の判断・責任で裁判システムを作り上げるべきであると思った。裁判官がすべて正しいとは限らない。(男性、40歳代、愛知県)

勉強で大まかな裁判制度は分かっても、実際の裁判とは何かとなると難しいです。

我々庶民にとっては、身近ではなく、かなり遠いので、裁判員もそうですが、費用など様々な点において、庶民に手の届く近さにしてもらいたいと思います。

裁判員制度は賛成です。でも、税金かかりませんか。(男性、10歳代、愛知県)

事件や被告について理解するには時間が必要。結論が出ても、時間を置けば考えが変わるかもしれない。責任を感じる。冷静に判断していくことができるか。数え切れないほどの事件が起きているが、ただ今「裁判員中」の人が大勢存在するようになるのですか。(女性、50歳代、東京都)

裁判員制度の導入に先駆け、司法全般の現体制を見直すべきだと思う。例えば、裁判官の任命が問題。

欠格事由の決め方で、市民が持っている感覚を活かしも殺しもできるので、大変重い

問題だと思う。欠格事由は慎重に論議されたい。(女性、奈良県)

様々な経験や知識を持った多様な市民により評議を深めるためには、裁判員の人数はせめて10人近い人数は必要だと思う。

評決は、過半数で可とするのでは、真相を見いだすことはできない。全員一致又はそれに近い制度にすべきである。(男性、40歳代、大阪府)

裁判員制度の中立公正な運営により、変な裁判でなく、ごくごく常識・良識に基づく正しい裁判が行われ、正当な判決が下されるよう期待したい。

一方、裁判に名を借りたイデオロギー闘争や裁判の衣を着た政治闘争等による「裁判の長期化」にも歯止めができるよう改革を。

裁判員制度の提言の必要性がよく分かるような構成になっていた。ドラマの筋立てがうまくできていて、裁判員のそれぞれの人生経験が判決にいかされていて分かりやすかった。若い人も裁判員に選ばれてもよいように思う。人であり市民であれば、共に人の行為を裁く機会を与えるべきであると思う。

裁判員辞退はいかなる理由でも認めるべきだ。意欲のない人は参加しないので裁判員の質が上がる。また、私は、他人に判決を下すという重責には耐えられない。

裁判員は30歳以上にすべきだ。学生にはきついと思う。選ばれたなら、実家に帰らなければならないのだろうか。(男性、10歳代)

裁判官と裁判員の人数は1対7が最良である。裁判官は一人のほうが評議の際にまとまりがあると思うから。裁判員の数を7人と考えるのは、人数を多くすると自分の下した評決の重さを痛感しづらくさせるのではないかと思うからです。最後に、是非20歳からの参加を御検討ください。(男性、20歳代、静岡県)

1 広く国民にもっと多く広報してください。マスコミ(NHK等)で多くの特番を作って放送してください。

2 選ばれた裁判員の知識を問題にするよりも、物事を判断する基礎力又は人格的なことが、非常に不安になります。御検討ください。(男性、50歳代、静岡県)

裁判に民の声を反映させるのは絶対に必要。官だけで裁くのは駄目。皆の英知を結集させること。この結果、だだだした時の風化を待つような裁判はやめよう。民事も含め、決めない裁判は日本を駄目にする。裁判の迅速化・適正化こそ日本の再生の重要なカギの一つです。(男性、60歳代、千葉県)

代用監獄が冤罪の温床となっている限り、市民が参加しても正しい判断はできない。直接主義を実現し、調書による裁判を行わないようにすると、代用監獄の存在意義はなくなると考えます。公正な手続の制度化がなければ、市民参加は、誤判を招くことになります。(男性、50歳代、神奈川県)

裁判官、裁判員とも、人数が多いほうが良いと思う。ただ、全員一致でなければいけないのであれば、時間が掛かってしまうだけかもしれず、適当な人数がはっきり何人とは分からない。陪審制度との違いをもう少し説明してはどうか。裁判員に選ばれても、時間の制約があり困るかも。(男性、50歳代、東京都)

映画では裁判官が一人でしたが、二人でもよいかと考えました。やはり考えが一つにならないようにと思ってです。裁判員は裁判官の3倍というのに賛成です。映画のように意見を言うのは、知らないことが多過ぎる私たちには難しく、人数が多ければ意見が言い合えると思います。人のことを決めるのは難しいです。

国民のいろいろな立場の人を無作為に選任するこの制度の導入には賛成です。自分の経験も判決する重要な要素となり、若い人を排除することはしないほうがよいと思います。裁判員の立場を守る制度としてください。仕事を持っている人はなかなか休みを取りにくい環境にあります。

今まで、裁判というととんでもなく遠いものと思っておりました。まして、裁判の経過がどのように進んでいるかは、テレビや新聞である程度は分かっているつもりだが、本当はよく分かっていないと思います。裁判員制度は、裁判が身近になるということで非常に良いと思います。(男性、70歳代、東京都)

プロの裁判官は一人で十分だと思います。裁判員は、5~10人の範囲で必要だと痛

感しました。いろいろな市民（生活レベル、経験、知的レベル）の意見や考えは、とても重要で、しかも、自分たちが参加しているという自覚が大切で、しかも偏りのない判断に結び付くのだと思います。（女性、50歳代、東京都）

選挙権のある人が裁判員になるのなら、20歳以上でよいと思う。若い人が参加することでその人の学びの場となることでしょうし、年配の人も、若い人の考え方を理解するきっかけの場を持てるかもしれない。年代を超えたところで話し合えるのは良いことだと思います。

年齢20歳以上でもよい。若くても、いわゆる今時の子供でも、自分に人権を判断する機会があれば、マスコミで言われていることは昔とは違います。年齢によるそん色はないと思います。これを機会に政治についてもしっかりと教え、投票することにもつながっていくのではないのでしょうか。（女性、50歳代）

刑事事件については、捜査段階の詳細な内容が知らされ、証拠の十分な開示、検討がなされることが、真実の究明に最も大切であると実感した。被告人と警察・検察側の取調状況が、ビデオで知らされ、証拠内容を十分説明されなければ、裁判員は議論が不十分で長時間の無駄な討論を強いられると強く感じた。

選任された裁判員の質の問題。

- 1 完全にプライバシーを守れるか
- 2 選任に関しては事前に調査が全然ないのか。例、男女比率や禁治産者等。

裁判員の意見が一致すること、とは知りませんでした。（男性、60歳代、東京都）
弁護士はもちろん、一般市民も裁判員制度に対して勉強すると思う。

むしろ不安なのは警察である。勉強しない人間がいるし、職務上知り得た秘密を漏洩する人間が非常に多い。警察内部での研修を徹底し、検察官の捜査指揮がよほどしっかりしてもらわないと不安である。（女性、40歳代、東京都）

日本の裁判所は非常識な判断が余りにも多過ぎる。また、長期化が問題である。単なる短期化は拙速に流れる。裁判員制度はその一つの重要な方法と思う。少なくとも専門職の3倍以上は必要と思う。裁判員制度だけでなく、取調方法の改革も合わせて必要（ビデオ・録音）。

- 1 裁判員の数について
裁判官1名、裁判員7名以上か、裁判官3名、裁判員11名
- 2 証拠法について 原則として供述調書を排除する必要がある。
- 3 評決は、有罪については最小限3分の2以上。

法律は、本来国民のためにあるから、裁判員制度が絶対不可欠なことは間違いない。しかし、裁判員は、被告や原告の将来を決めるという重大な責任を負っているのだから、それを考えれば国民側もより多くの勉強が必要だと思います。そこで、年齢はやはり25歳以上、人選もより慎重にやるべきだと思います。（男性、10歳代、東京都）

この制度が発足して、自分が映画のように振る舞えるだろうか、自分の身に含ませて、試写会において感じました。私のような学識経験の浅い人間のためにも、今後ともこのキャンペーンを全国的に広げ、皆様の関心を上げるよう努力願います。（男性、70歳代、埼玉県）

積極的に取り組んでいるという「看板」として「司法制度改革推進本部」という形だけで、「限られた財政資金の効率的運用」という、いつもの財政的理由によって、裁判員の数を少なくしようとする動きは不満。「自白が王道」という観念を変えないと、調書中心を反省しないと冤罪のきっかけになる。（男性、70歳代、静岡県）

制度がドラマの様に運営されれば理想的ではあるが、無作為抽出された人々が論理を尽くして妥当な結論を導くとはとても考えられない。そうかといって、現行制度がベストとは思えない。プロの人たちの干からびた「常識」が支配するシステムとなっているからだ。結論めいたことは言えないので、もう一度じっくり考えてみたいと思う。（男性、60歳代、東京都）

裁判員に選ばれても誰でもその場に行くことは難しいと思います。最近では、子供が学校に行くようになれば社会に働きに出る主婦が増えています。たとえパートといっ

も休みを取ることは難しいと思います。特に、何日も休むというのは不可能だと思います。主人の会社でも育休はあってもないという状態です。いろいろな改革が必要だと思いますが、より良い制度になるように願っています。(女性、40歳代、東京都)

年齢制限を作るべき。30歳以上とか。なぜなら、社会の出来事の一つである犯罪等には、その背景なども考えることが絶対に必要だと思います。

人員も、裁判官と裁判員の割合もよく考えて数を決める必要がある。日本では、本格的に始まる制度なので、慎重の上にも慎重な配慮が必要だと思います。場合によっては、人の生死を分ける場合もあるのですから。

もともと、司法の場に一般市民が入るのはいかなものかと私は思います。米国では既に参加していると主張している人もいるだろうが、日本の場合は状況が違うのではないのでしょうか。日本の国民というのは、他の国に比べて自分の意見というより周りの人の意見、雰囲気流されるきらいが強いのと思われます。そのような国の裁判に市民が参加するのは非常に危険だと考えます。(男性、20歳代)

今までの裁判は、例えば政治や労働に関する判決は、聞く前から予想できた。裁判制度そのものが体制的であるし、一定の方向付けがなされていると思う。また、判事は忙し過ぎて、社会の流れや変化の常識に疎くなるのではないかと案じている。国民の権利が守られるように。ただし、陪審制度との違いをはっきりさせるとよいと思う。(女性、70歳代)

裁判員制度の導入によって、一般市民が法の場合に参加するとき、全く経験がなく理解できないことが多くあると思います。そのような状況で、判決への討議がなされるなら、その話し合いは十分に行われるべきだと思いました。制度として形だけできなくて、満足のいくものとするために、市民の参加する意識も必要と思いました。そして、十二分に時間を掛けて結論を出してほしいと思いました。(女性、50歳代)

裁判員の対象年齢は25歳以上ではなく、18歳以上のほうが良いと思います。選挙権を持つことにこだわらず、国民にこの制度を根付かせるためには、対象年齢を引き下げべきです。

選ばれた国民の中には、裁判所から遠くに住む人が多いです。遠隔地に住む人々のためにも、その保障も充実させるべきです。(男性、20歳代、埼玉県)

裁判員制度は、これからいろいろな意見が出て決められていくと思います。普通の人が出席して話し合うことは勇気がいります。皆の間でしゃべるのはなかなか大変です。しかし、国民のためになるためには、少々大変でも、協力していくべきだと思います。司法の場合も、これから変わらなくてはならないと思います。(女性、60歳代、東京都)

面前で裁判員になるかならないかのNGを出すのは存在を否定された感があるので良くないと思う。

今回は守秘義務について触れていないが、家族があったり、友人があつての自分なのだから、日常生活の中で、いろいろな意見を聞いて裁判員として活動するのは問題ないと思うので、守秘義務は否定します。(女性、30歳代、東京都)

裁判員制度は導入したほうが良いと思います。判決が納得がいかなかった者も、裁判員制度導入で納得のいく結論が出せると思う。また、裁判官2名、裁判員9名が、多種多様の意見を出し、また、個人的感情が入るのを食い止めてくれるような気がします。また、このような制度に携わる機会があれば是非参加させていただきたいと思います。司法時間の短縮も大きな課題であると思う。(男性、30歳代、東京都)

新制度により、裁判が身近になったと思います。ただ、新制度の施行前に相当のPRが必要と存じます。実際始まってその実施で難しい面が多々あり、それを克服していく努力が必要だと思います。今の人は難しいことにかかわりたくないという考えを持っているので、裁判員の選別、選出が困難だと思います。ともすれば、利害関係のある人が裁判員になりたいと考えるのではないのでしょうか。(男性、70歳代、東京都)

(2003年4月25日産経新聞朝刊の大久保太郎元判事の投稿(違憲の疑いが強い、国民の視点を欠くなどとして、裁判員制度の導入に反対するもの)のコピーを示し

た上で)右の元判事の見解は誠に正当であり、基本的に裁判員制度には反対である。同制度の採用に当たっては、「コンパクト論」に賛成であり、対象事件はできるだけ狭くして、裁判員の年齢も25歳以上で十分であると考え。(男性、40歳代、東京都)

裁判員制度に賛成できない。法律知識のない人間が人を裁く。それでは裁判官その他の法律家の立場、権限がないがしろにされるのではないだろうか。

最近の裁判官は常識がない(一般国民との価値観のずれ)と言われる。それを補うための裁判員制度なら、常識を身につけた裁判官育成のほうに力を入れたほうが良いと思われる。(男性、20歳代、静岡県)

裁判員を無作為抽出で選ぶことに大反対です。職業裁判官になるのに難しい司法試験を通り、更に2年間の修習を経てやっと判事補に任官されるのにもかかわらず、ど素人の裁判員では単なる飾り物でしかないでしょう。陪審制ならいざ知らずの感が強いです。私見では、国民から広く公募し、それ相当の筆記と面接試験を実施すべきだと思います。(男性、60歳代、大阪府)

この制度が本格的に導入されればこんな良いことはないと思います。でも、一般市民はそれぞれのサイクルで1日が回っており、それがいきなり何日何時間か体を空けなければいけなくなります。若いお母さんにとっては母に変わる人はいません。家庭内の雑事、育児そこまで突っ込んでフォローできるとは考えにくいのですが。(女性、40歳代、愛知県)

人を裁くというのはとても大変なことと感じています。しかし、多くの事件で、裁判に掛かる時間の長さに疑問や苛立ちを感じるがあります。

被害者の方の真情を考えると、人を裁く大切・重要さと実際の被害者の心の傷を癒せる時間を天秤にかけてもよいように思えるときがあります。国民に身近な司法に、もっと頑張っていたら、と感じます。

映画で分かったことも多いけど問題もたくさんあると思う。忌避手続をもっと徹底すべきだと思ったし、他にも、映画のように、裁判員が積極的に発言できる環境をちゃんと考慮する必要があると思った(逆に言えば、実際は難しいと思う)。

あと、検察側の控訴の可否の詳しいことも知りたかった。

この制度は慎重に議論してほしいです。(男性、10歳代)

映画を見て裁判員制度賛成に心が傾いた。しかし、裁判官の死角になっているところに素人が気付き、素人が分からないところを裁判官が教えるという、互いの協力関係があって初めて、力を発揮するのではないか。

裁判官が裁判員を軽んずることがないように、また、裁判員が裁判に無関心にならないように、双方に教育していくことがこれから必要ではないかと思った。(男性、10歳代)

裁判員制度創設に関しては原則として(各論は別として)異論はありませんが、現在の法曹制度も改革の必要があるのではと感じています。例えば、キャリアパスとして司法修習後2~3年実社会においてインターンを義務付けてはいかがでしょうか。知人の弁護士に聞くと、法曹(特に裁判官)の一般社会人との常識のずれは著しいようですね。国民にもっと司法に目を向かせるのも重要ですが、裁判官に一般常識を経験させるのも非常に重要なことであると感じます。(男性、50歳代、沖縄県)

裁判員の数は裁判官の3倍以上は必要だと私も思います。警察官や検察官の取調べがきちんと行われているかを明らかにする仕組みが一番大切なようにも考えます。弱い立場にいる人を守るべきではないでしょうか。

参加する市民の年齢はやはり20歳以上とするのが私もいいと思います。これからは担う若い人の意見等を反映することはとても大切だと思います。(女性、40歳代、宮崎県)

自分が判決を受ける側の立場であったら、ちゃんとした納得できる裁判員に決定してほしい。法律も学んでいないような人に、映画の中であったが、勘で決められるようなことをしてほしい。良心を持ってというのが、必ずしもそれを持ち合わせた人が裁判員になるとは限らないし、それなりにちゃんとした覚悟を持った人物になってほしい。

市民から無作為に選ぶのもいいが、何かそれに参加しようとする意志がくみ取れる資格試験をしたほうが良いのではないかと思います。(女性、20歳代、宮崎県)

パンフレットを読み、私たちが将来裁判に出ることになると知って、びっくりしました。裁判はすごい頭のいい人だけが活躍するものと思っていたのですが、私たちが法廷に出て、自分の意見を言える制度になるというのは、少なからず不安です。

どんな決議を出せばいいのか、どんな言葉を使えばいいのか、選挙権を持っている人の中からどのように選ばれるのか、分からないので、もう少し全体的に詳しく教えてほしいです。でも、自分が選ばれたらその役目を果たしたいです。

映画の中の裁判官のように、「自分が上から物事を見ている」と気付いてくればよいのですが、いくら「一般市民と判事が対等に」とはいえ、一般市民にとって、司法に携わる方々は威圧感のある存在という印象を与えたいと思います。

上に立つことに慣れた方はどうしてもそういう視点でしか発言できないような印象を持つことが多いです。対等に発言できる場を持つことができるかどうか、これが一番重要ではないかと思います。

選挙人名簿から無作為に選ぶというが、やはり人選は必要と考えられます。映画では、全員集合させ面接されますが、この方法は、個人の人格を踏みにじることとなるのではないのでしょうか。裁判員の選出方法を検討する会議から、選出された一般人の参画を都道府県ごとに公聴し、制度の検討に反映すべきであります。単に法科系出身者を集めての検討では、余計に難しくなるばかりではないのでしょうか。(男性、60歳代、奈良県)

社会通念として物事を判断する場合は「四方八方から物を見よ」と言われています。事件を判断する場合でも少なくとも8人の視点は必要です。また、裁判員は当事者に対して大きな責任を負っています。できるだけ多くの人たちが吟味に加わって決定することにより、当事者に納得してもらえたいと思います。したがって、裁判官2名に対し、裁判員は8名以上を期待します(裁判員は上限を12名とし、定足数は8名とする)。(男性、60歳代、東京都)

市民が市民を裁くのは理想かもしれませんが、裁判員の選び方が難しいのではないのでしょうか。井戸端会議のような感じで自分勝手な考え方の人や正義感の怪しい人もいたり、ペラペラしゃべって世間にばらまいてしまう人もいますので、怖いと思います。時間的に納得できるまで議論ができるかどうか問題があるので、可能かどうか余り考えてみたことがないので、今から少しずつ考えてみたいと思います。応援します!(女性、50歳代、東京都)

市民が裁判員として十分にその役割を果たすために、行政が中心となって、裁判員制度への広報活動を行ってほしい。単にパンフレットなどを作成して配布するだけでなく、弁護士や大学教員などが連携して、制度など(法教育についても)の講習をするシステムを構築してください。また、市民が法の担い手になるために、裁判官、裁判員の比率の問題など、しっかり議論してほしい。裁判員の数は6~9人、裁判官の数は1~2人が良いと思います。

20歳は成人であり、司法、立法、行政に参与するのは当然だと思う。20歳は市民生活の場で、一人前に自らの力を発揮しているはず。人々とのかかわりの中で喜怒哀楽を味わい、人間性を豊かに磨く土壌に立っている。学校、地域、家庭、職場、そして身近な友人関係の場で、自分以外の人間への関心を心に深く刻み込んでいるはず。人間のしがらみもよく分かっている。20歳は、心も感覚も成熟しているのだから、安心して信頼して大丈夫。(女性、60歳代、東京都)

忌避という言葉がとてもしつかります。現在マスコミやいろいろなところから情報が入るので、関心を持たない人はほとんどいないのではないのでしょうか。忙しくて何も見ない人はいるのでしょうか。関心を持たば考えるのが当然だと思います。

とにかく冤罪のない裁判に向けて頑張ってもらいたいし、もっともっと社会が良くなるように心優しい社会になるように、皆で努力したいと思います。裁判員制度もどんどん前向きにやってほしいと考えます。(女性、50歳代、奈良県)

ビデオでは見事に職業、年齢、身分が分かれていましたが、選挙人名簿からの無作為抽出ではあのようにバランスのとれた階層の人が選ばれるとは限りません。学生ばかりの裁判員、営業マンばかりの...、主婦ばかりの...も起こり得、意見が偏る可能性が否めません。職業、年齢、性別等階層別に抽出するとか分別基準を設けるのは難しいと思いますが、社会学者等の意見を参考にして綿密な制度づくりをお願いします。(女性、20歳代、愛知県)

裁判員制度の成功例と失敗例をできるだけ多く予測することが必要。できれば、失敗例を抽出した上で、この制度を再検討しなければならないと思う。

長年の国民の「裁判はお上」という発想をリセットするまでには、かなり時間が掛かりそう。そのためにも、この映画の価値は高い。広く上映の機会を持って、討論会を開催したいもの。法曹界の方々の意見も反映すべく、マスメディアを通じた情報公開をお願いします。(男性、60歳代、岡山県)

裁判員は法の世界と日常の世界をつないでくれる大切な役目だと思います。裁判官が判断すると、どうしても法律の要件に当てはめて判断することしかできないが、市民が参加することにより、両当事者により近い立場で意見が出てくることにより解決できる事件もあると思うからです。裁判員の意見を出しやすくするためにも、今回の映画のように、裁判員同士が議論し、裁判官がそれをまとめるという形にすれば良いと思います。(男性、20歳代、宮崎県)

一番問題になってくるのは、偏見や先入観だと思います。マスコミの流す情報に惑わされて正確な情報を得ている人は少ないと思います。裁判員に選ばれた人々には正確な情報を与えるようにすることが必要です。

それから、裁判制度については、法学部生であっても完璧には知識を持っていないので、国民全体で少しでも知識を増やせるように、例えば小中高などの授業で取り上げるなど、対策を取っていただくと良いと思います。(女性、20歳代、宮崎県)

プロの裁判官が権威で裁いてしまうことのないように、そのような危機的状況を市民が判断し、参加できるように改革を望む。

裁判員の議論を引き出し、まとめていく裁判官の度量が問われることになるだろう。その裁判官の訓練も是非希望する。

裁判員の守秘義務も徹底してほしい。マスコミに情報提供したりしないよう罰則も必要でないか。(女性、岡山県)

今まで司法について何の教育を受けることもなく日々生活してきた私たち市民が裁判員になるには抵抗があります。裁判員の年齢を20歳から25歳以上に引き上げたとしても、大差はないと感じます。

中学生のころから、司法に関心を持たせ、その仕組みを詳しく説明し、早いうちから司法にかかわることの大切さや、将来その関係の仕事に就く夢や希望を持たせることなどを教育してはいかがでしょうか。(女性、40歳代、北海道)

裁判員制度の良い面は一般市民の常識的な判断によって、被害を受けた人に更に悲劇が起こりかねない点を防ぐこと。

少し危ないと思う面は、裁判員は選挙人名簿から無作為に選ぶと書いていますが、利害関係がないような人たち、正しく判断できる人たちでないと、かえって間違った判断で良くない結果となりかねないこともあると思う。その点、(無作為とはいっても)どういうふうを選ぶかももう少し知りたいと思います。そういう点では、人数はある程度多いほうが良いかもしれません(多過ぎても駄目ですが)。(女性、60歳代、北海道)

裁判員制度の導入は良いことだとは思いますが、ヤクザの組長が被告人で、傍聴席に組員がたくさん座ってにらみをきかせていた場合、あとあとで報復が来はしないかと不安になる人もいるのではないのでしょうか。裁判員の安全をしっかりと保障できるのならば導入してもよいと思います。

裁判に対する偏見は、報道によって与えられるものが大半です。この制度を導入するに当たっては、報道面に関しても、偏見や先入観を与えないようにすべきではないでし

ようか。

参加市民の年齢は20歳以上で良いと思う。社会に出ていない学生等、まだ将来のはっきり決まっていない若者には、若者なりの考えがあると思う。若いときから司法に興味を持てるのは良いと思う。

人数も様々な考えが出てくるように多いほうが良いと思う。冤罪を防ぐために取調べ（全過程）をビデオに撮っておいたらよいと思う。

忌避手続は口頭でよいのか疑問である（出たくなければ、先に忌避された人と同じように答えればよいから）。

とてもいい考え方であると思いますが、いろいろな意見を持った人たちが選ばれて、決めるのにかえって時間が掛かるのではないのでしょうか。その拘束時間が長くなればなるほど、誰も引き受けなくなるのではないのでしょうか。無作為抽出とありますが、ある程度、事前登録制にしたほうがいいのではないのでしょうか。裁判員になることを了承した人の中から選んだほうがいいと思います。

今回のドラマでは、当初裁判官は有罪と考えていたが、最終的には無罪となったわけで、制度としては必要だと思います。（男性、40歳代、東京都）

特別な知識や法解釈の基本的準備がなくても参加できるという裁判員制度ではあるが、ドラマを見る限り、当初はやはり危惧が先でした。ドラマなので、途中から評決までの誘導や、意見の反転などが、まとめとして処理されています。しかし、現実の事件はこのように単純なことで対処できるものではありません。捜査段階における取調官（主に警察官）の主観などによって、員面調書すら、後で閲覧するとその文言は事実とかけ離れたものになっています。公正な裁判ができるよう、裁判官を始め、予断偏見を許さない、公正な判断を導くためにも、心して参加を望みたいと思います。（女性）

私は今まで裁判員制度には反対でした。素人では偏見や先入観は避け難く、もし自分が被告人で、有罪判決が出た場合、どうしても納得できないような気がしてならないからです。しかし、裁判官が言うことならば正しいとも言い切れないのではないかと、このドラマを見て思うようになってきました。しかし、まだまだ現実的でないような気がしてなりません。そのためにも国民の理解を得ることが大切だと思います。実際（私は法学部生ですが）、法学部以外の友達に裁判員制度のことを話しても誰も知りません。このような現状でいいのですか。（女性、10歳代、東京都）

裁判員制度の導入に賛成ですが、裁判員を選ぶ方法、無作為抽出には、今一步、方法に一考があってよいのではないかと思います。余りにも無知な人々の参集では意見もまとまらず、ただ評決に時間を掛けるだけと言うのでは、国の税金を無駄に支払うだけということになりかねません。常識人を選ぶためには、この人たちを召喚する前に、アンケートか何かでテストをする必要があると判断します。映画を見る限りでは、評決に全く無駄な時間が掛かり過ぎているように思いました。評決を出す前の評議では、タバコ、コーヒーなどもつてのほか、と思いますが。（男性、70歳代、静岡県）

（広津和郎の「裁判と国民」の一節（裁判は国民にとって重大関心事であり、調べられ、裁かれる側の国民が裁判を注視し、発言することが重要とするもの）を引用の上）この度の裁判員制度は、この言葉に沿って、一步前進したものと思います。人数については、誤判を防ぐ上からも、裁判官は1～2人、裁判員は5～7人が至当と思います。国民は、国民の権利を守り育てるために、もっと裁判に関心を持たねばなりません。裁判を国民のためのものとしなければならぬと思います。（男性、70歳代、東京都）

大きな事件になると、男性1、女性1の計2名の裁判官と11名の裁判員が良いと考えます。国民の日常生活が反映されるためには、裁判員の人数が多いほうが良いのですが、議論をまとめ全員一致に導くには、11名が精一杯のように思います。理性的に判断する人、感覚的に判断する人、周りを見て判断する人、いろいろです。職業も多種多様です。だから、納得できる結果が得られるのでしようが、人間を裁く場合、専門家（法律家）と一般国民に差をつけるのが良いのか疑問に思います。事実認定の鋭さにおいては、専門家が必要だと思います。（男性、60歳代、大阪府）

裏面に書かれた検討会の意図や状況が事実とすれば、本来の裁判員制度の精神が骨抜

きにされるまま出発してしまいかねません。それを一番危惧します。

旧来の経験主義、実証主義を脱却した中身の濃い結論（判決）のための裁判員制度は、驚くほど新鮮で画期的です。この革新性こそ改革の命ではないでしょうか。裁判実務の難しいことは分かりませんが、日本の遅れている市民主義、市民社会実現の大きな第一歩であるこの制度の素晴らしいスタートを願わずにはいられません。政府委員関係の方々には、「継続より勇気を！」と期待します。（男性、50歳代、北海道）

なぜ今の時期になって裁判員制度を導入するのか。その必要性・理由が分かりませんでした。お上が考えたからもう決定、という感じを受けます。

裁判員の身の安全はどれほど保障されるのか。暴力団関係の事件は危険そうです。家族への脅迫とか。裁判員の責任は？有罪と決定した後、無罪の証拠が出てきた場合、裁判員に補償を請求できるか。

一般市民のレベルで司法参加の考えがどれほど進んでいるのか。国の制度を変えるほど大きな流れを起こしているというのに驚いた。（男性、10歳代）

裁判官と裁判員の比率を1対9にし、裁判員のうちの一人に、現役の裁判官又は弁護士を匿名で入れる。他の人の意見をよく聞くようになるから。

マスメディアの制御。例えば、裁判のテレビ・ラジオでの公開（市民の関心を引く。信用性を高める）。テレビ、ラジオ（ワイドショー）などで騒ぎ立て過ぎない（偏見を大きく含む可能性大）。

大き過ぎる事件を裁判員制度でしない（時間、メディア及びそれによる噂の問題）。（男性、10歳代、宮崎県）

裁判員に選ばれた人が仕事を優先した場合、裁判や審議に参加できないこともあると思います。その場合、全員参加できる日を調整するのか。調整する場合、裁判に掛かる日数が長くなるだろうし、調整しない場合、その人の意見が反映されなくなるおそれがあると思います。

法律の知識がどのくらい必要なのか。全くない人が裁判員になった場合、本当に公正な判断ができるのか不安です。

裁判員の守秘義務の有無が知りたい。もしあるとすれば、どのように守るのか。

裁判員の数は裁判官より圧倒的に多めにすべき（裁判員の発言確保のため）。

裁判員と裁判官の合計は奇数にすべき（評決が分かれた場合のため）

裁判官も一人よりは、裁判員が多ければ二人のほうが良い（裁判員に対する説明とか、合議の運営の便宜のため）

裁判員の休暇・日当の保障などを手厚くすべき

刑事事件の場合、警察の取調べがどのような状況だったかを踏まえないと判断できない。取調べの様子分かる資料の提出を要求できる制度が望ましい。（男性、40歳代、福島県）

模擬裁判の裁判員を体験しました。証人は、誰が真実を言っているのやら、嘘や勘違いによるものか見分けが付きにくい。素人が判断できるような確実な証拠、証言なくしては参加しても迷うばかりです。

制度自体には賛成ですが、国民が参加しやすいようにすることが大事です。

裁判の内容を少しでも他人に話したら刑罰になるのでは大変です。司法関係の職業倫理を一般国民がどれだけ守れるか、守る苦痛の代償はと考えてしまいます。

法廷用語の言い直しも必要かと思います。「しかるべく」とは同意とどう違うのか、など説明してほしいところでした。（女性、50歳代、福島県）

裁判員という形で裁判の中に参加することができたら、「他人のことに無関心」という今の世の中が変わるのではないかと思います。

ただ、選挙人名簿から無作為抽出で選ぶことには不安もあります。メンバーが偏らないように（事件を考える上でそのメンバーの経験等が重要な気がする）なるのか少し考えさせられました。

冤罪がなくなるためにはやはり多くの意見が必要だと思います。裁判員の数は、少数だとお飾りになってしまうおそれもありし、結果作りのための市民参加にならないよう

にしてほしいと思います。(女性、40歳代、宮崎県)

深く考えるべき制度であると思います。ただ、弁護側、検察側が裁判官にどう印象付けていくかで「判決」が決まるため、米国など陪審制度を持つ国などは、罪を犯した人間でも陪審員の印象で(弁護人のため)無罪になってしまう。誤審が現実に行き起こることを考えると、我が国の裁判、法律に対する考え方、認知度を考えると、制度開始までに国民に対するアピール、説明を十分に行う必要があると思います。また、制度開始後は、裁判員に選ばれた場合、その責務を果たすための法制度(出頭の義務化)はおそらくできると考えますが、それを容認する、協力する社会状況の整備も必要と考えます。(女性、30歳代、神奈川県)

現行制度の最大の問題点は、公判開始から結審するまでに余りにも時間が掛かり過ぎるということです。確かに、「人が人を裁く」わけですから、どんなに慎重にしてみても過ぎということはないかもしれませんが…。最終的な判断を行うときには十分に審理する必要がありますが、少なくともそこに至るまでの過程においては、できるだけ時間短縮を図るべきだと思います。

結論としては、あらゆる英知を結集して可能な限りそれぞれの事案により「数値目標」を設けることが何よりも取り組む第一歩であると思います。(男性、60歳代、東京都)

映画は市民感覚を反映し、真実を理想的に解明しているが、実際問題となると疑問である。市民の意見ばかりが広がって、一層、事件の真実が見えにくくなる懸念もあるのではないかと。

裁判員の日当はいくら出るのか、教示してほしい。

証拠やその信頼性が乏しい事件の場合、裁判官と裁判員がどのように議論を進めるのが良いのか、困難であると感じた。

多数決で有罪無罪を確定してはいけないが、議論し尽くした後、意見が分かれた場合は、やはり最終的には多数決で決めるのであろうか。(男性、40歳代、奈良県)

裁判員の必要性のうち、常識的に判断されることはさほど難しいことではないと思いますし、6、7名となると、自然に取りまとめ役が出てきてスムーズに事が運ばれていくと思います。

ただ、私が心配し、恐れるのは、裁判員制度の導入によって、ただでさえ遅い裁判が遅くなり、一つの事件の早期解決の足を引っ張らないか、ということです。

無作為であったとしても人の運命を左右する大きな役目を担う一員ならば日当などともない。国民として義務ある誇りある任務であり、日当は無用だと思います。(男性、40歳代)

最大の要点は、裁判官と裁判員の人数比です。市民のいろいろな意見を多方面から聞くためには、専門職の裁判官の意見に左右されないよう、裁判官一人に裁判員3人以上が絶対必要と考えます。一人対11人を主張します。3対3とか3対2ではおそらくこの制度は崩壊するでしょう。

自白とか証拠調べにはビデオとかスライドなど映像で見せることが直接主義・口頭主義を補う重要な方法です。是非取り入れてほしい。

検察審査会制度が一般に知られていないで参加意識が低下して危機になります。この裁判員制度は徹底的な事前市民教育が不可欠です。(男性、60歳代、千葉県)

裁判員ドラマは大変興味深かった。職業裁判官の官僚的訴訟進行、判断の弊害を痛感しているので、刑事司法での裁判員制度導入だけでも賛成する。できれば、より親しみやすく、入りやすい民事でも導入するべきだし、裁判員制度よりも、より自由な討論が期待できる陪審制に移行するステップとして位置付けたい。

また、裁判員制度の導入に限ってみても、裁判官が出しゃばる動きを防ぐため、人数も裁判官は1名のみとするべきであるし、証拠開示は徹底してもらいたい。

自由な活動ができるように、専門用語もできるだけ日常語に置き換えて議論することが望まれる。(男性、50歳代、東京都)

裁判員が、映画のように、被告の一生を左右する事件について、今後の教育により、

人権に基づく判断ができるかが不安です。

映画では、捜査の内容のみから判断していましたが、実際にその場に行ってみなくては分からないこともあり、現場に引率してもらえるのかしらと思いました。

大きな事件は報道されることでしょうか。報道は、ほとんど犯人と思わせるものが多い。報道に左右されないことも大切と思いました。ごく普通の人々が、自分の情報から思い込んでいる場合もあります。映画のように、見ているにも納得できるような十分な時間が欲しい。(女性、50歳代、埼玉県)

裁判員の年齢は25歳以上にしたほうが良いと思う。今回の制度目的は、「日常生活に基づいた多様な市民感覚の導入」にあります。これは「単なる感覚」ではなく、「長年の人生経験から来る知と情念」を兼ね備えた、高度の常識が必要とされる。30歳以上でも良いと思う。選挙人資格とは趣きが大きく異なる。

裁判員の数について、事件の性質にもよるが、裁判員の数を裁判官の3～4倍にもすることはいかがなものか。裁判員の大半は、本来の法律判断よりも、感情による判断をなさる方が多いと思うが、表現は悪いが、「数で裁判官を圧倒する」ようなことがないことを望みます。(男性、70歳代、奈良県)

裁判員制度の利点は、中立機関への民意の反映にあると思う。ただ、そのために、裁判制度の「公平・中立性」が損なわれるようなことがあってはならない。司法機関が民意から遠ざけられていることには、意味があり、十分な成果を上げていると思う。私が、民主主義で思い浮かべてしまう、悪いイメージは、ナチス・ドイツのそれである。メディア操作などにより、悪しき民意が台頭してくることは現在でも普通にある。司法への民意注入のためには、裁判員制度しかないのか、この裁判員制度に問題点はないのか、そのような危惧感が薄いようにも感じられ、見切り発車的にこの制度が現実のものとなることを恐れる。(男性、30歳代、宮崎県)

裁判員は、担当事件審議中のみならず審議後も裁判内容について守秘義務を負い、その対象には報道関係のみならず身近な人も含まれ、罰則もあるという。これでは裁判が市民にとって更に近寄り難くならないか。罰則付きの守秘義務を負わされたのでは市民は裁判員になりたいとは思わないだろう。さらに、裁判員経験者が罰則を恐れる余り、身近な人々にも口を閉ざしてしまい、市民の司法に対する議論を盛り下げてしまわないか。メディアに対してシャットダウンしてしまうことも疑問を感じる。実際に判決を下した人の意見がメディアに出ることで、憲法解釈や環境等新しい判例が出るような裁判についての市民の興味も深まるのでないか。(男性、10歳代、岡山県)

裁判員制度は多くの人の意見を取り入れるということに関しては大変良い制度だと思いますが、反面、さらし者になるという怖さも見逃すことができません。

選挙人名簿からの無作為抽出が気になります。自分の仕事の生死が懸かっている人も断ることができないのは納得できません。民主主義の世の中で個人の自由がないのは怖いことです。

皆の前で合否を言渡すのはおかしいと思います。集める以前にしておくべきです。

警察の取調べも第三者を入れてしなければ、密室で行うことになり、容疑者が精神的に参って自白という流れになり、冤罪を招くことになると思います。(女性、50歳代、奈良県)

- 1 裁判官は一人でよいと考えます。3人いないと適正な判断ができないとは思えません。もし、適正な判決でなければ、上級審に見直しを求めることができるわけで、一つの事件に3人の裁判官がかかわる必要はないと思います。一人の裁判官にして、多くの事件に裁判官が数多くかかわることができるようにしたほうが良い。
- 2 裁判員の数は、国民が裁判制度を担っていることが法制上も分かる制度にすべきであり、そのためには相当数にすべきです。検察審査会と同じ11人が適当と考えます。判決のとき、裁判官と裁判員を合わせた数が奇数になるためには、裁判官に偶数の表決権を与えればよいと思います。裁判官に2個の表決権を与えればよいと思います。(男性、東京都)

会社員の方には有給休暇などの保障が考えられているようですが、他の職業の方々は

どうなのでしょう。学生の場合、授業を出席扱いしてもらえとか、フリーターの場合のお給料の保障やシフトの問題もあると思いますし、自営業の方の場合も仕事を抜けることで大変な面が出てくると思います。私のバイト先は、一人抜けるだけで困ってしまう時期もありますし、また、通知がどの位前に届くのかも問題だと感じました。

裁判員の年齢の問題ですが、25歳以上のほうがいいと思います。私自身、今年で20歳ですが、周りの友人たちを見ていると、考え方もとても幼く、日本語の使い方もまならない子が多くいます。そんな子たちが裁判に参加するのはとても不安を感じてしまうんです。(女性、10歳代、静岡県)

刑事だけでなく民事裁判でも検討してほしい。職業裁判官は一般市民とかけ離れた感覚が育ちやすいのか、賠償額が著しく低過ぎる。また、地域社会での活動なども参加していないのか、市民のトラブルや生活の大変さについての理解が足りないように思う。特権階級である。また、法廷についても、裁判官の台を他と同じ高さにするのが良いと思う。

裁判員制度については、日当を十分な金額としてほしい。現在の国選弁護士報酬の低さから考えると危惧される。零細自営業者が裁判員に選ばれた場合、サラリーマンや主婦に比べ、犠牲が大きいので、十分考慮しないと、今の日本の経済状態からすると非協力的になる。あるいは時間を掛けずにいい加減な処理をすることも心配である。(女性、40歳代、静岡県)

- 1 脚本が分かりやすく、裁判員がどんなものか系統だって説明できている。
- 2 映画のように選ばれた市民が果たして和気あいあいとなれるだろうか。
- 3 知らない人同士で、お互いの価値などが前面に出てしまったら審理どころではなくなってしまう。
- 4 地方選挙などに無関心な人が多い中で、こんな画期的なことが本当に実現可能なのだろうか。
- 5 日本の土壌はまだそこまで行ってないと思う。
- 6 いきなり異次元の世界に引き込まれて、群衆心理は働かないのだろうか。
- 7 6の関連で、とかく会社、学校などの組織ではいわゆるいじめ現象がつきものである。「多数」に従わないと排除されることはないのか。(女性、50歳代、静岡県)

人間を裁くのは神のみ、という不透明な事件、いわゆる冤罪がある。そのように微妙で複雑な事件を法律の素人に判断させてよいのか、疑問が残る。六法や判決文は素人には難解過ぎる。裁判の民主化はまず裁判自体を国民に分かりやすく改善することから始めるべきだろう。

裁判員の任命はアットランダムに選ばれ、拒否できないようだが、これは裁判の民主化の逆行しているように思える。

本質的に大衆の理性・良識の信頼性の上に成り立つ制度であることは否定できまい。そこに理想主義的なものが濃い。現実には、私たちの社会は、相対的に愚衆によって成り立っている。その大衆に、人間の生命を奪うような判決を任せることは危険だろう。(男性、70歳代、奈良県)

裁判員制度は、国民が司法に直接かかわれる画期的なもの。国民不在のまま、法曹三者だけで議論が行われている。現状はやはりおかしい。したがって、法曹三者プラス市民代表も加わり、四者で議論されるのが妥当だと思います。今のまま法曹三者で決められたら、きっと「市民も参加させています」程度の、いわゆる市民は飾りかけ足しになってしまうと恐れます。

何よりも大切なのは、いかに裁判員が意見を言いやすい状況を作るかだと思います。それには裁判員の人数が最低数名必要だと思います。コンパクト論には絶対反対です。とにかく早急に市民の代表も加えて議論してください。でないと、決して国民が納得し「良かった」と思えるような制度はできないような気がしてなりません。(女性、60歳代、愛知県)

- 1 なぜ刑事事件なのか。民事事件のほうが、市民同士の争いであり、なじむのでないか。特に行政訴訟のように絶対的に原告住民側が不利な裁判にこそ、導入すべきであ

る。民事事件においても、民事調停の制度もあるが、不十分である。

- 2 なぜ量刑まで行わせるのか。死刑制度のある国に、量刑まで一般市井の国民に行わせるところがあるのか。日本が初めてなのではないか。

もし量刑まで行わせるならば、死刑制度を廃止してからにすべきである。なぜそのような声が聞かれないのか。一般市井の国民に人の命を奪うような判断をさせてよいのか。報道の影響で厳罰主義に走りがちな国民、オウム関係や北朝鮮関係など、およそ人権感覚に乏しい国民に死刑を宣告する権限を与えてはならない。

裁判員として量刑のための議論に加わる経験によって、国民が人権教育され、死刑廃止への世論がむしろ高まるのかもしれないが…。(男性、40歳代)

実際の場合、映画のようにうまく行きますか。第一、出頭、遅刻、早退が多いのでは。「国民」の実態ってすごくレベルは低いと思いますよ。

次に、法廷での裁判員のウオッチ状況。実は捜査過程に事実認定の「生地」が出ているのに、それを顧慮しない(実況見分調書や目撃者の視力等を例示)。

「自白の吟味」もおかしい。殺意の認定は、被告人の心中にあるのだから、その調べは慎重にならざるを得ず、任意の心中の真情吐露はかなり難しいはず。小生は、事件は傷害致死に訴因変更させるべきと思料するが、それを検察側に示唆するか否かに全く触れていなかった。訴因変更すれば無罪とはならなかった事案。

「精密司法」(科学捜査の行き着く先)の今日、「国民」の「常識」では無理なのではないか。結論として、裁判員制度は現段階では到底駄目。刑事司法の崩壊を招きます。(男性、70歳代、京都府)

裁判官を一人にすると、おかしな人に当たると、強引に裁判員が丸め込まれるおそれがある。二人くらいが適当ではないか。

専門家に意見するには、裁判員の数は2~3倍必要だと思う。

一般人の意識では、オウムだから、白装束だから、と判断する傾向がある。あくまで罰せられるのは行為という点を知らせる必要がある。

映画にあったように、普通人はやってもいけないことをなぜ自白するのか理解が難しい。心理学的には、現在の困難を免れるためには、後の、それ以上の困難を予測できても、自己に不利益なことをすることはよくあるらしいが。素人を参加させるには、今まで以上に、当番弁護士制度を知らしめ、虚偽の自白を減らす努力が必要。

素人はできるだけ刑事裁判にかかわりたくないのが本音だろう。お礼参り防止策は十分になすべき。

裁判員制度の導入は今の日本社会ではまだ早いのだろうか。確かに、現時点での国民の関心は低く、いまだ議論の途中であり、具体的な形が見えてこないことが更に関心を低くしている。このままこの制度をいきなり導入しても、かつて戦前の日本で採られていた陪審制のようになってしまうかもしれない。

しかし、現在の日本は、裁判の長期化や専門化によって、このままでは日本の裁判制度は、国民主権との観点から見て、理想と大きく違っている。このような窮状を打破するためには、一刻も早く国民主権の側に立った裁判制度が必要である。国際的に見ると、米や欧州では国民が司法に参加することでますます多くの人の関心が得られると思われる。また、議論の途中とはいえ、多くの問題点を議論することによって、現在の裁判官や検察官などの人々の意識の変化にも役に立つと考えられる。

一刻も早く、日本でも裁判員制度を導入すべきである。(男性、10歳代、東京都)
裁判員制度には反対です。

- 1 市民が有罪無罪を決めるのは危険過ぎる。
- 2 司法の制度等を、もっと市民にきちっと知らせるべきである。
- 3 裁判員は実名を出すべきである。
- 4 裁判員になる前に選定されれば半年から1年法を学ぶ。その上で改めて選定すべきである。
- 5 個々の人にはそれぞれの思想、主義、主張がある。それを排除して裁判員の選定基準にすべきではない。

6 市民が司法に参加するのは、せいぜい検察審査会が限度と考える。被疑者を裁判にかけるかかけないかが、市民が司法に参加できる限度である。(男性、50歳代、大阪府)

市民に裁判についてゆっくり冷静かつ客観的に考える余裕があるのか。職業裁判官の弊害も問題だけれども、片手間の裁判員も怖いと思います。「12人の怒れる男」を見て思ったのは、評議の最初に無罪の意見の一人がいなければどうなっただろうということ。今日のドラマでも、町工場社長がいなければどうなっただろう。また、社長が手形の不渡りの処理を気にして、時間を気にして、多数意見であきらめていたら…。現実には後者のほうが多いのではないのでしょうか。

市民と裁判官の評議だけでなく、評議に検察、弁護士も入って、裁判員の評議に出た疑問に直接答えたほうが良いのではないのでしょうか。

裁判官が、あんなふうに「被告人の自白があるから有罪」なんてことは、心では思っている、絶対に言うはずがないでしょう(プライドにかけて)。ドラマ的には面白いのですが、違和感を感じました。(女性、30歳代、大阪府)

裁判官との対等を最も実現するには、1対4の比率くらいで当然。市民の裁判員は4倍は必要と思う。

形式に始まり形式に終わる制度でなく、生きた分かりやすい裁判がこの裁判員制度導入で実現されることを望む。

- ・ 調書裁判を改め、真実を遠ざけない迅速な裁判の運営を望む。
- ・ 自白の信頼性のためにも取調べをビデオで保存して開示を。
- ・ 司会進行役は便宜上でなく、法律化しておく。
- ・ 議決は全員一致か特別多数であるべき。
- ・ 席、位置、空間が人に与える心理的影響が大きいから法廷内の配慮も大事に。裁判官と裁判員の対等に配慮すべき。
- ・ 検察側は有利不利にかかわらず手持ち証拠はすべて開示すべき。(女性、40歳代、岡山県)

学生の意見もきちんと聞き入れ、どんどん参加させてほしい(茶髪・ピアスの若者の証言に対する周囲の人の反応が気になった。茶髪・ピアスだから、といった先入観で人を判断しないでほしい)。(女性、10歳代、青森県)

裁判員の資格は普通選挙権と同様20歳以上としてください。

取調べの全過程を録画する制度を確立して手続の可視化を実現してください。

直接主義・口頭主義に徹する制度にしてください。

全面的証拠開示制度を導入してください。

すべての否認事件に裁判員制度を導入し、さらに労働事件や行政訴訟事件等への導入を検討してください。

評決は単純多数決でなく特別多数決によることとし、評議の議長は合議体で決める制度にしてください。

評議において、証言内容を適時確認できるよう、裁判の速記録はリアルタイムでできるような制度を確立してください。(男性、60歳代、埼玉県)

人数について、具体的に何人とは言えないが、裁判員の人数を多くしたほうがいいと思います。一般市民の健全な社会常識を反映させるという制度の趣旨からいえば、多くの市民がいたほうが、市民一人一人社会経験は違うでしょうし、それらの社会経験の違った市民が集まれば、より、健全な社会常識が反映されると思います。それと、裁判員として召喚されても、職業裁判官に誘導されてしまうと意味がありません。私は、職業裁判官が3人いれば、裁判員は6~9人位いたほうがいいと思います。

あと、裁判の長期化の問題が是正されてほしいと思います。10年以上掛かるような裁判はほとんどありませんが、もし、そのような裁判で裁判員となれば、多大な影響を受けると思います。

最後に、召喚状が来た一般市民が裁判員をやるかやらないか選択できるようにすべきだと思います。市民も仕事など様々な状況があるでしょうし、強制して裁判員になって

もらっても、積極的な議論は期待できないと思うからです（忌避手続の前に選択できるようにすべき）。（男性、20歳代、東京都）

- 1 裁判員制度を実施するなら、何時までも陪審制度を停止状態にしておかないで、直ちに廃止すべきである。
- 2 裁判員の人数は、民主主義の精神を重視するなら、裁判官の人数の少なくとも2倍ないし3倍ぐらいにすべきである。
- 3 刑事事件は、事件の大小にかかわらず、被告人が公訴事実につき多少でも異議を述べた場合には、裁判員制度を採用すべきである。裁判が長引くとか、裁判費用が増えるとか考えることは許されない。
- 4 司法権の担い手は憲法上確かに裁判所であるが、裁判員制度が憲法に違反すると考える必要はない。憲法の精神は民主主義の上に立っているわけであるから。
- 5 最後に、裁判員制度について、裁判官各自の考えを聴取し、賛成か反対かアンケートを取ってみたいと思う。今のところ、裁判所当局は、反対はしていない。しかし、余り積極的でないようにも感じられるので、裁判官の率直な意見が分かるように、匿名方式で意見を募るほかない。（男性、80歳代、東京都）

裁判員制度の導入には賛成です。

ビデオを見て一番感じたことは、確かに一般市民の意見は、法律に関する知識が少なかったり、間違っって解釈してしまったりと、一見進行にとても手間がかかってしまうように思いますが、逆に、普段の生活の中で起こる事件に対する判決なので、法知識が少ない分、生活の中での出来事などに強く結び付けて考え、判断しやすくなるのではないかと思います。

しかし、この制度も、ビデオにあったとおり、裁判官の意見に頼ってしまっっては何の意味もなくなってしまいます。裁判官もその点には注意して進行して行ってほしいと思います。また、裁判官も1、2名でよいのではないのでしょうか。

今日の授業にあったとおり、一人だと、逆にその裁判官の意見が強くなってしまっますが、一人だからこそ、やはり強くない可能性が大きいと私は思います。

裁判員の最低年齢は、18歳でよいのではないかと思います。18歳でも、十分大人と同じ、又はそれよりももっとしっかりした意見を持っている人もいます。未成年も社会人であるのだという自覚も持つことができるのではないかと思います。（女性、20歳代、東京都）

不退転の決意をもって改革が推進され、真に国民の評価に値する司法改革が遂行されることを願います。

- 1 複雑困難な特殊な重大事件の審理の特則を検討する必要はないか。
メーデー、昭和電工、ロッキード、オウム等の重大事件の例に照らしても、かかる事件においては、適正な充実・迅速な審理判決のため、「合議体の公正」「受命裁判官による証人尋問」等の特別措置の検討が不可欠と思う。民訴法の大規模訴訟における審理の特則（法268、269、規則165、166等）は参照に値すると思っます。小生の一案として、当事者双方の意見を聴き、裁判官3～5名、裁判員6～9名の裁判体で審理できる旨の規定を設けてはどうかと思っます。誤判・長期裁判という国民の厳しい批判について、法曹三者が深い反省の下に、改革を遂行すべき重大な責任を痛感します。
- 2 期日における集中審理の前提として、期日間における準備手続の創設を希望します。

誤判防止のための証拠開示の拡充

身柄拘束制度運用の改善、任意捜査・保釈の原則化、接見交通権の保障、自白偏重の防止

被告人・弁護士、検察庁、裁判所内における「争点」確認、「論点」についての共通の認識の形成

が肝要と思っ料します。（男性、70歳代、東京都）